

平成15年度に取りまとめた政策レビューテーマ一覧（評価書の要旨）

No	テーマ名
1	都市鉄道整備のあり方 - 新たな社会的ニーズへの対応 -
2	都市における緑地の保全・創出 - 都市緑地保全法等による施策展開の検証 -
3	流域と一体となった総合治水対策 - 都市型豪雨等への対応 -
4	海洋汚染に対する取り組み - 大規模油流出への対応 -
5	流域の水環境改善
6	火山噴火への対応策 - 有珠山・三宅島の経験から -
7	みなとのパブリックアクセスの向上
8	土地の有効利用 土地の流動化への取り組み

(評価書の要旨)

テーマ名	都市鉄道整備のあり方 - 新たな社会的ニーズへの対応 -	担当課 (担当課長名)	鉄道局都市鉄道課 (課長 中田 徹)
評価の目的、必要性	<ul style="list-style-type: none"> 都市鉄道政策を展開したことによりもたらされた効果の分析、評価を行い、新たな社会的ニーズに対応していくための都市鉄道整備のあり方について示唆を与えることを目的とした。 		
対象政策	<ul style="list-style-type: none"> 高速鉄道を中心とした、モノレール、新交通システム、路面電車等を含む鉄軌道整備全般。 運輸政策審議会答申第 7 号の出された昭和 60 (1985) 年以降を目安とし、概ね 20 年程度を対象。 対象圏域は、三大都市圏 (首都圏、中京圏、京阪神圏) 及び地方中枢都市圏 (札幌、仙台、広島、福岡・北九州)。 		
政策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 都市鉄道整備において重視されてきた政策目標として、次の通り設定。 輸送力増強 (新線整備、複々線化等) による混雑緩和 都市構造の形成・まちづくり支援 速達性、快適性の向上等輸送サービスの高質化 持続可能な輸送サービスの確保 		
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> 重視されてきた政策目標についてその達成状況 (所与の目的に到達しているか) を分析、評価。なお、昨今の時代の変革に応じて生じてきた比較的新しい政策課題についても、その達成状況 (どの程度進捗しているか) を分析、評価。 この結果より、これまでの都市鉄道政策の社会貢献、今後の都市鉄道政策の重要性を確認するとともに、今後の政策見直しの方向性について言及。 		
評価手法	<ul style="list-style-type: none"> 政策目標別に、統計データ等に基づく評価指標で達成状況を評価。 対象圏域の居住者を対象にアンケートを実施し、政策目標毎の利用者の満足度および改善度合いに対する評価状況を把握。 		
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> これまでの政策展開の結果、鉄道ネットワークは拡充し、平均的な混雑は緩和傾向。但し、個別に見ると、依然として混雑の激しい区間もある。 空港アクセス鉄道やニュータウン鉄道の整備により都市形成に貢献。 速達性、乗継利便性の向上やバリアフリー化等は進展しているが、まだ十分ではない。 利用者アンケートによると、現状に対する満足度は高いものの、速達性、防犯、情報提供などについては一層の改善が求められている。 新線整備のために補助を行ってきたが、需要の頭打ち等もあり、欠損金の発生、さらに一部事業者については、債務超過状態であるなど、経営基盤は脆弱。 		
政策への反映の方向	<ul style="list-style-type: none"> 輸送力の増強から既存ネットワークの機能を有効に発揮させる路線の整備や改良へ施策の重点を移行。 混雑を平準化させるソフト面からの施策を引き続き展開するほか、特定の路線について混雑緩和に向けた取組みを強化。 引き続き空港アクセス鉄道の整備を促進とともにまちづくりと一体となった駅機能を強化。 速達性の向上、乗換利便性の向上や移動のシームレス化など、公共交通機関としての機能を向上すべく、ハード、ソフト両面からの一層の取組みを強化。 持続可能なサービスを維持するための経営基盤を強化。 		

<p>第三者の知見活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度において、都市鉄道政策評価検討会（計2回）を開催し、筑波大学石田教授から意見聴取しながら、評価方針および実施要領（案）を検討。 ・平成15年度において、有識者からなる「都市鉄道整備の政策評価に関する委員会」を計5回開催し、意見を聴取した（主な意見については評価書巻末に添付） （委員） <ul style="list-style-type: none"> 石田 東生 筑波大学社会工学系教授（委員長） 山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授 屋井 鉄雄 東京工業大学大学院総合理工学研究科教授 廻 洋子 淑徳大学国際コミュニケーション学部経営環境学科講師 伊東 誠 財団法人運輸政策研究機構常任理事 ・評価書（案）に対して意見募集を実施し、評価書作成上の参考とした。 ・評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載）。
<p>実施時期</p>	<p>平成14年度～平成15年度</p>

(評価書の要旨)

テーマ名	都市における緑地の保全・創出 都市緑地保全法等による施策展開の検証	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
評価の目的、必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境問題の顕在化、本格的な都市型社会・少子高齢化社会の到来などの下で、都市の緑地の持つ多様な役割への期待が高まっている。 ・これらに対応した機能を果たす都市の緑地の保全と創出について、政策・施策展開の成果を詳しく分析し、あわせて今後求められる施策の充実の方向性等を検討。 		
対象政策	都市緑地保全法による施策展開(緑の基本計画制度、緑地保全地区制度、緑地協定制、市民緑地制度、緑化施設整備計画認定制度、管理協定制、緑地管理機構制度)		
政策の目的	良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与する (都市緑地保全法の目的)		
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の導入時(S48頃)における必要性 ・ 政策導入後の施策展開の的確性 ・ 施策の有効性と成果 ・ 今後の社会動向から見た必要性 		
評価手法	各種データや事例の収集、地方公共団体等へのアンケート・ヒアリング等を実施し結果を分析		
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策導入により、緊急性・重要性の高い緑地の保全・創出が図られた。 ・ 政策導入後も、社会背景の変化や緑に求められる要請に対応し、総合的・計画的取組、保全、創出、管理・活用のための多様な施策を展開し、成果を挙げてきた。 ・ 都市的土地利用の拡散等により緑地は依然として減少傾向にあり、今後とも、緑地の保全・創出をより一層進めるための制度の充実と活用が必要。 ・ 定量的な目標設定や達成度分析のためのデータ整備や研究・技術開発が必要。 ・ 各地域のニーズを踏まえた取組、市民・団体・企業など多様な主体を含めた取組を一層支援することが必要。 		
政策への反映の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全、都市緑化、公園整備による緑地の確保等を総合的に進める仕組づくり、水と緑のネットワーク形成など他事業との連携の推進、緑地の保全施策及び創出施策の充実 ・ 施策の推進基盤として、目標設定や達成度分析に必要なデータ整備、新たな分野の課題に対応した研究や技術開発、多様な取組を支援する情報提供等の充実 		
第三者の知見活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助言組織として『「都市における緑地の保全・創出」施策評価検討委員会』を設置(議事概要については、本体資料参照) 委員長：蓑茂 寿太郎(東京農業大学地域環境科学部 教授) 委員：石川 幹子(慶應義塾大学環境情報学部 教授) 大野 栄治(名城大学都市情報学部 教授) 越澤 明(北海道大学大学院工学研究科 教授) 平田富士男(姫路工業大学自然・環境科学研究所 教授) 山内 弘隆(一橋大学大学院商学研究科 教授) 山田 宏之(和歌山大学システム工学部 助教授) 棚橋 通雄(国土技術政策総合研究所環境研究部長) ・ 評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取(議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載)。 		
実施時期	平成14年度～平成15年度		

(評価書の要旨)

テーマ名	流域と一体となった総合治水対策 - 都市型豪雨等への対応 -
担当課(担当課長名)	河川局治水課(課長 望月常好) 都市・地域整備局下水道部下水道事業課(課長 小林一朗) 都市・地域整備局都市計画課(課長 石井喜三郎)
評価の目的、必要性	総合治水対策は、市街化のスピードが急であるため河川改修を行っても安全性が向上しないという当時の深刻な状況に対応し、多数の関係者の連携による流域対策と重点投資による河川改修を両輪とした先導的な治水対策として発足して以来、20余年が経過した。この間、対策の進展が図られる一方で、社会経済情勢が大きく変化してきていることから、今後の政策の方向性に反映させることを目的として、引き続き「重点投資」を続けるべきなのかどうか、「連携」のあり方はどうあるべきなのかといった点について今日的な視点で評価し直す必要がある。
対象政策	昭和55年事務次官通達に基づく総合治水対策に関する施策を対象とする。
政策の目的	急激な都市化に伴う流出量の増大等に対して河道等の整備だけでは追いつかない河川において、河川改修の集中投資、流域の自治体による流域対策、浸水被害の減災措置等の施策を組み合わせた流域一体となった治水対策を講じることを目的とする。
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的に対し流域と一体となった総合治水対策は効果を発揮し得たかどうか。 ・発足以来20余年が経過し、社会経済情勢等が大きく変化している中で、引き続き「重点投資」を続けるべきなのか、また、「連携」のあり方はどうあるべきなのか。
評価手法	<p>総合治水対策に関する事務次官通達に基づき指定を受けた17河川の現状等データを収集し、さらに以下の観点から評価分析を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合治水対策の導入の経緯から施策導入の必要性について評価。 ・総合治水対策の目標降雨に対する浸水被害軽減効果の発現状況及び事業効果の早期発現状況については、被害軽減効果や事業短縮期間について定量化し評価。 ・総合治水対策の波及効果等について、これまでの取り組み事例をもとに評価。 ・総合治水における連携をより一層図る上での課題と対応を具体的に分析し評価。 ・今後の総合治水対策の方向性を考える上で考慮すべき社会経済情勢の変化等の傾向を整理し、今後の総合治水対策の方向性と具体的な課題について分析・検討。
評価結果	<p>1) 総合治水対策の導入の経緯と必要性評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度成長期には、三大都市圏をはじめとする都市部への人口流入が進み、流域の市街化が大きく進展した。 ・既存市街地近郊の台地・丘陵地における広範な宅地開発の進行は、保水・遊水機能を著しく減少させ、これが雨水の流出流下時間の短縮や洪水流出量の増大を招き、河川の治水安全度の低下や低地に広がる既存市街地の浸水被害の危険性を招いた。 ・また、浸水実績のある低地での都市化の進行が、浸水被害の潜在的危険性を増大させた。 ・このような急激な市街化による当時の浸水被害及びそのおそれの増大の状況からすると、河道等の整備の加速化と流域全体での取り組みの導入が必要であったと評価できる。

2) 総合治水対策による浸水被害軽減効果

- ・総合治水対策の進捗により過去に発生した水害と同程度の降雨規模に対して、近年では浸水面積、浸水戸数が大幅に減少しており、ほとんどの河川で総合治水対策による浸水被害軽減効果が現れている（所期の目標は着実に達成しつつある）。
- ・計画完成時の80～100%程度の効果を発揮している河川が多いが、一方で、20%程度の河川もある。
- ・17河川における総費用3兆7千億円に対し、現在までの想定被害軽減効果は、1兆2千3百億円となっている。

3) 河川改修の重点投資による効果の早期発現

- ・総合治水対策のほとんどの河川で、河川の整備進捗状況に応じて重点投資が適宜行われており、真間川では25年、中川・綾瀬川では12年程度の事業効果の早期発現がみられており、対策の推進に相当な努力がなされてきたと評価。
- ・しかしながら、当初目標の概ね10年間で対策が完了した河川はなく、試算ではあるが、着手後10年間で完成していれば約10兆円浸水被害リスクが回避できた可能性がある。

4) 総合治水対策の手法の波及

- ・17河川以外にも三大都市圏や政令市で相当程度市街化が進んだ河川については、総合治水特定河川に指定する余地はあったのではないかと考えられる。
- ・しかしながら、上記のような河川を含めた、17河川以外の河川においても、総合治水対策と同様の手法を用いた、河川事業と流域貯留浸透事業の組み合わせ等による「総合的な治水対策」の広がりが見られる。
- ・一方で、流域対策の有効性を本来可能な範囲を超えて過大に評価したり、総合治水対策の目標である時間雨量50ミリ程度（1/5～10）の流域対策が十分な検証も経ず、そのまま河川整備基本方針対応の豪雨（1/100～200）に対しても効果があるかのごとき誤った印象を与えた面も否定できない。

5) 連携を図る上での課題と対応

・流域総合治水対策協議会

道路部局や農地部局が参加していない河川もあり、また、外水対策の進展による住民や関係部局の危機意識の低下により、流域整備計画の見直し後は開催されなくなる、というような形骸化も一部で見られることから、効果的に機能させていくためには、治水だけでなく水循環や環境、都市再生や地域再生の視点も含めた、多面的な取り組みが有効であり、河川管理者が、参加者が主体的な議論ができるよう情報提供などの役割を担う必要がある。

・流域対策

遊水地域内で開発（盛土）が行われている事例があったり、施設管理者との調整等の理由により貯留浸透施設の整備が遅れている河川があることから、これまでの部局間の有機的な連携を継続していくとともに、施設管理者等との自治体内部の更なる連携を強めていく必要がある。特に、下水道との連携にあたっては、河川と下水道の計画手法が異なることや、内水ポンプの運転調整ルールが個々に設定され、流域全体として効果が評価されたものとなっていないことなどから、流域を一つのシステムとしてとらえた分析手法の開発・評価を行い河川計画と下

	<p>水道計画の整合性を図っていくとともに、運転調整ルールも同手法を用いて解析を行っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害軽減対策（浸水に対する住まい方の工夫） <p>住まい方の工夫の基礎となる浸水予想区域図やハザードマップの公表が進んでおらず、耐水性建築（ピロティ建築）などの住まい方の工夫についてのPRも不足しているほか、わかりやすい防災情報の発信も不十分であることから、ハザードマップの作成等の取り組みをさらに進めていくとともに、災害時の情報伝達システムの強化を図る必要がある。</p> <p>6) 今後の方向性を考える上で考慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の人口減少、開発圧力の減少を考えると、「急激な市街化に対応」すべき必要性は薄れつつある。 ・しかしながら、近年、集中豪雨が増加し、内水による浸水被害が顕著になるなど都市型水害が注目されてきている。 ・また、都市部への資産の集中により被害ポテンシャルが増大してきている。 ・さらに、地下空間での浸水という、これまで見られなかった新たな被害形態が発生しており、特別の対策が必要とされている。 <p>7) 今後の方向性と具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内水被害や地下空間の浸水、排水ポンプの運転調整についての対策は依然として重要であり、このような問題に対処するとともに、都市部においてさらに高いレベルの治水安全度を達成するためには、ひきつづき流域でのハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせた対策を行うことが不可欠である。 ・重点投資の枠組みについても上記の観点を踏まえ、地域での取り組みを評価し応援する方向に変更していくことが必要である。 ・治水だけでなく、水循環、環境、景観、或いはまちづくりや都市再生等の視点も加えた多面的な取り組みを推進するとともに、下水道、土地利用、住宅、道路、農政、環境、防災等、部局間での多岐にわたる連携を推進することが必要である。 ・基礎的なデータを継続的に収集し、データに基づいた議論を行い、より良い対策手法を検討するPLAN-DO-SEEのサイクルによる取り組みの展開が必要である。
<p>政策への反映の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで行われてきた流域対策の着実な進展、連携の強化を図るとともに、平成16年度に施行される特定都市河川浸水被害対策法の着実な施行、適用を図る。 ・地域における取り組み（水循環や環境も含めた取り組み、地域住民の主体的な参加による取り組み、部局間にまたがる取り組み）を評価し応援する重点投資を行う。 ・河川管理者による、流域総合治水対策協議会といった地域における取り組みを推進するための様々な議論の場の設定を積極的に行う。 ・水災時の情報伝達などIT技術の高度化に対応したシステムの構築をはじめ、河川管理者による多面的な情報提供を行う。 ・地下空間管理者が浸水に備えて作成する計画の手引き書の作成・普及を行う。 ・住まい方の工夫や浸透施設の設置等を流域住民にPRする働きかけを進める。 ・浸透施設の多面的な効果についての評価、設置のメリットについての検討を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・流域を一つのシステムとしてとらえた分析手法の開発・評価を行う。 ・PLAN-DO-SEEのサイクルによる取り組みの展開を図るため、国においてもデータ収集を行うとともに、流域自治体によるデータの収集について技術的支援を行う。
第三者の知見活用	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者等からなる「総合治水対策のプログラム評価に関する検討会」を計4回開催し、意見を聴取。（議事概要は国土交通省ホームページに掲載） （委員）五十音順 敬称略 座長 小幡 純子（上智大学法学部 教授） 榎野 信治（読売新聞社論説委員） 岸井 隆幸（日本大学理工学部 教授） 城戸 由能（京都大学防災研究所水資源研究センター 助教授） 千賀 裕太郎（東京農工大学農学部 教授） 虫明 功臣（福島大学行政社会学部 教授） 山本 一元（旭化成常任相談役） ・平成16年1月～2月に意見募集を実施し評価書に反映。 ・評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載）。
実施時期	平成14年度～平成15年度

(評価書の要旨)

テーマ名	海洋汚染に対する取り組み - 大規模油流出への対応 -
担当課 (担当課長名)	<p>総合政策局：環境・海洋課（課長 山本芳治）同海洋室（室長 小滝晃）</p> <p>海 事 局：総務課（官房参事官 丹上健）、外航課（課長 櫻井俊樹）、安全基準課（課長 石田育男） 検査測度課（課長 伊藤茂）</p> <p>港 湾 局：環境・技術課（課長 松隈宣明）</p> <p>気 象 庁：気候・海洋気象部海洋気象課海洋気象情報室（室長 饒村曜）</p> <p>海上保安庁：警備救難部環境防災課（課長 村上玉樹）、海洋情報部環境調査課（課長 長井俊夫） 海洋情報部海洋情報課（課長 柴山信行）</p>
評価の目的、必要性	<p>我が国においては、油等主要資源の多くが専用船により大量に海上輸送されている。これらの専用船については、外洋における荒天等による海上災害のほか、貨物船、漁船、プレジャーボート等の多種多様な船舶が輻輳する狭あいな海域航行時の衝突等により油等の危険物の大量流出、火災、爆発等の海上災害が発生する蓋然性は決して低くない。</p> <p>一度、大規模油流出事故が発生すると、海洋環境に甚大な被害を発生させるのみならず、船舶交通の安全に支障を来し、漁業資源に損害をもたらす等海事諸活動に大きな不利益をもたらしたり、海事諸活動以外にも人の生命及び身体に危険が及ぶこととなる。また、事故により流出した漂流油の除去・回収及び海岸における漂着油の除去には多大な時間・労力・費用が必要となる。排出油の防除措置については、原因者による防除の実施及びその費用の負担が大原則であるが、突発的に発生する大規模油流出事故に対して原因者に油防除に必要十分な対応を期待することは事実上困難であることから、国としても、大規模油流出事故発生防止対策及び大規模油流出事故発生時の流出油の防除対策に万全を期す必要がある。これは、海洋環境の保全に資するのみならず、国民の生活や財産の保護に寄与するといえる。</p> <p>以上を踏まえ、本レビューでは、「油流出事故による社会的損失の最小化」を目的とする施策群について、そうした施策目的が達成されているか否かを評価軸として評価作業を行うことを通じて、今後の施策の推進に反映させることを目的とする。</p>
対象政策	<p>1.事故防止対策及び応急対策</p> <p>一般に、油流出事故への対策と言われる取り組みには、第4章で詳述するように、「事故防止対策」（事故発生の未然防止のための取り組み）、「応急対策」（事故が発生した場合に、事故による被害を最小化するために緊急に執られる取り組み）及び「事後対策」（応急対策の終了後に、被害者救済のために行われる対策）とがある。</p> <p>このうち、「事故防止対策」と「応急対策」については、いずれも、油流出事故による社会的損失の最小化（社会的厚生を最大化）を目的とする取り組みにほかならないため、今回のレビューの対象として位置付ける。</p> <p>しかしながら、「事後対策」としてとられる取り組みは、損害賠償責任の明確化と被害者の救済を主眼とするものであり、油流出事故による社会的損失そのものを直接的に最小化（社会的厚生を最大化）しようとする取り組みとは異なる。このため、前述の評価目的を基本とする本レビューにおいては、いわゆる「事後対策」については、第4章において施策内容を詳述するのにとどめ、評価の対象としては位置付けないこととする。</p> <p>2.我が国周辺海域における船舶航行に係る油流出事故への対策</p> <p>一般に、油流出事故の発生原因には、船舶航行時の海難に由来するもののほか、石</p>

	<p>油資源開発拠点等における事故などがあるが、今回の政策レビューにおいては、「我が国周辺海域（領海及び排他的経済水域）における船舶航行に係る油流出事故への対策」を評価対象とする。</p> <p>3.国土交通省の取り組み</p> <p>また、そうした事故への対応に係る取り組みは様々な主体によって行われているが、本レビューにおいては、国土交通省が自ら実施主体となっており、本レビューに加えて、国土交通省が他の主体（国際機関、他府省、地方公共団体、民間団体、所管法人等）に対して行っている働きかけを評価対象とする。</p> <p>4.ナホトカ号事故後の取り組み</p> <p>近年における我が国の油流出事故災害の歴史において、ナホトカ号油流出事故（平成9年）は特筆すべき事故であり、かつ、油流出事故災害対応のあり方に大きな影響を与えた事例である。このことを踏まえ、本レビューにおいては、「ナホトカ号事故以上の規模の油流出事故への対応（実際には、油タンカー事故に限定される）」を基本的な問題意識として想定するとともに、ナホトカ号油流出事故の後に進められてきた施策を評価対象とする。</p>
政策の目的	大規模油流出事故による社会的損失の最小化
評価の視点	「油流出事故による社会的損失の最小化」を目的とする施策群について、そうした施策目的が達成されているか否かを評価軸として評価作業を行うことを通じて、今後の施策の推進に反映させる。
評価手法	<p>現行の施策体系については、現時点では、我が国周辺海域においてナホトカ号事故後に大規模油流出事故が発生していないことから、ナホトカ号油流出事故の後に進められてきた施策について、厳密な意味での実証的な効果測定（アウトカム評価）を行うことには、自ずと限界がある。</p> <p>このため、現行の施策体系の実施状況と性能を可能な限り実証的に検証するとともに、その効果を考察するのに寄与すると考えられる要素をできるだけ収集した上で、国際的及び国内的な各方面の議論の動向、専門家の指摘事項等を踏まえた考察を進める。その際には、特に、ナホトカ号事故の後に進められてきた施策についての見直し当時の議論の内容やその進捗状況等を把握するとともに、その後発生したエリカ号及びプレステージ号油流出事故並びにサハリンプロジェクトの進展等を受けた国際的及び国内的議論に留意するものとする。</p>
評価結果	<p>ナホトカ号油流出事故の後に国土交通省が進めてきた事故防止対策及び応急対策についての評価は以下のとおり。</p> <p>【事故防止対策】</p> <p>1.ポート・ステート・コントロール（PSC）</p> <p>外国船舶監督官を順次増員し、平成15年度までに103名を配置した結果、1999年から2001年までに900隻も実施数が増加しており、増員の効果を発揮。平成14年には、入港船舶10,735隻の約40%にあたる4,311隻のPSCを実施、うち何らかの欠陥を発見した船舶は3,536隻、重大な欠陥があったため処分を行った船舶は455隻。</p> <p>東京MOU域全体では平成14年には臨検率が78%と、臨検率目標の75%を達成したが、我が国のPSC実施隻数（2002年度で22%）は地域内で最多。1994年以降、東京MOU全体で着実に実施隻数が増加し、これに合わせて欠陥隻数及び拘留隻数も増加。</p>

PSC を実施し、必要に応じ是正を行わせること、あるいは PSC の制度が存在することは、サブスタンダード船の排除に着実に寄与しているものと思料される。

2 IMO 加盟国監査スキームの導入に向けた取り組み

我が国は、サブスタンダード船排除の取り組みとして、IMO 加盟国監査スキームの創設を提唱し、IMO で取り組むべきプロジェクトとして位置付けられるなど、創設に向けた作業が進捗しており、当初より主導的な役割を果たしてきたと評価できる。

3 ナホトカ号事故以降の油タンカーの船体構造規制への取り組み

我が国は、精製油に分類されていた重油を、原油と同程度の厳しい構造規制（ダブルハル化）を必要とするよう提案し、MARPOL73/78 条約附属書 I が改正された。また、旗国の検査の強化策として、「板厚の衰耗限度の明確化」及び「船体縦強度の評価の実施」について IMO に提案し、IMO 決議が改正された。

エリカ号事故、プレステージ号を受けたシングルハルタンカーの段階的排除の期限の前倒しに関する議論には、合意形成に大きく貢献してきており、一連のタンカー構造規制対策に我が国は積極的に取り組んできているといえる。

【応急対策】

1.国内法、計画制度の見直し

平成 10 年に海防法を改正し、海上保安庁長官による関係行政機関への排出油防除措置の実施要請が可能となった結果、その後の排出油事故 19 件について、70 機関に対し要請が行われ、関係機関の連携強化等の政策効果を発揮。関係省庁と連携し、防災基本計画への事故災害対応の追加、OPRC 条約に基づく国家的緊急時計画に事故発生時等の関係行政機関等の具体的な役割分担や連携の強化の明確化、海防法に基づく排出油防除計画に外洋域における排出油の防除対策の追加等の我が国の油汚染事故対応体制に係る関係計画内容を見直し。

「大規模な油流出事故に対する即応体制の確立」を実現するための基本的な制度的枠組みが確立したと評価できる。

2.防除体制の整備

次のような措置が講じられてきた結果、大規模な油流出事故に対する即応体制として必要とされる防除体制の整備が図られた。

(1) 原因者責任原則の徹底

平成 10 年海防法改正により、タンカー以外の船舶（領海外の外国船舶を除く。）の事故に関係行政機関が講じた防除措置に係る費用を徴収することができることとされた。また、海上災害防止センターについても、海上保安庁長官が指示した措置を講じた時は、その措置に要した費用を海上保安庁長官の承認を受けて、排出油が積載されていた船舶の所有者に負担させることができることとされた。

(2) (独) 海上災害防止センターによる防除等体制の整備

平成 10 年、領海外での防除体制強化のため、海上保安庁長官の海上災害防止センターに対する排出油防除措置の指示が制度化。

また、同センターでは、平成 9 年以降、防災措置を迅速に行うため、6 港に 1 事業者を増置する等の見直しを行った結果、平成 16 年 1 月現在、全国の主な 84 の港において計 147 事業者と排出油防除措置契約を締結。なかでも、平成 12 年 4 月に、領海外の排出油防除作業に有効な装置を運用し、又は大量の機材、作業員を動員することが可能なサルベージ、海洋土木関係等の 12 事業者と排出油防除措置契約を締結する

とともに、外洋域においても一定程度対応可能な大型油回収装置等を整備。さらに、油回収船の老朽化による代替及びナホトカ号事故以降の排出油防除能力の向上を目的として、従来の油回収船の基準能力を量・質ともに上回る油回収装置を整備。

(3) 関係機関の連携確保

海防法に基づく防除要請制度について、これまで、平成 14 年 3 月の貨物船 AIGE 号沈没・油流出事故等合計 19 件の排出油事故に対し、70 機関の関係機関の長等について実施。排出油防除協議会の設置件数は、平成 8 年度末に全国で 98 だったが、平成 14 年時点で 118 となりほぼ日本沿岸全域をカバー。関係機関、地方自治体等との合同訓練も実施。このほか、関係省庁連絡会議が活発に開催されるなど、関係機関の連携確保について著しく改善。

3.油防除資機材の整備

外洋、荒天下及び高粘度油への対応が可能な高粘度油対応油回収装置 10 基、大型真空式油回収装置 1 基、外洋型オイルフェンス 3 基、高粘度油回収ネット 119 式、高粘度油対応油処理剤 4,111 缶及び自己攪拌型油処理剤 540 缶を整備（1 時間あたりの油回収能力が海上保安庁で約 1.2 倍に、(独)海上災害防止センターで約 1.8 倍に向上）。また、平成 14 年度までに大型浚渫兼油回収船 3 隻が配備され、本邦周辺海域の現場への到達時間（1 隻体制時は最大約 96 時間）が概ね 48 時間以内に短縮されたほか出動手続き等も改善され、事故現場へのより早期の到着が可能となるとともに、3 船同時活動により油の回収能力は 3 倍に向上。大量の油流出事故が発生した場合に効果を発揮すると推定。一連の資機材整備により、防除対策の大幅な充実が図られている。

各海域の排出油防除計画における資機材整備目標は、油回収船・回収装置は全 16 海域中 12 の海域で、オイルフェンスは 15 の海域で達成されているが、油吸着剤及び油処理剤については全海域で満たされていない。なお、資機材、特に油吸着剤及び処理剤は隣接海域等他の海域からの動員が可能で、これまでのところ大きな問題は発生していない。

4.情報整備

平成 9 年度より沿岸海域環境保全情報の整備を開始し、GIS を用いて電子画面上に表示するシステムを構築するとともに、平成 15 年 6 月に油防除関係機関がインターネットで利用できるシステム（シーズネット）の運用を開始し、平成 16 年 2 月には一般にも公開。災害発生時にこれらの情報が関係機関等に有効に活用される体制を確立。また、平成 14 年度から環境脆弱性指標（ESI）情報の整備を開始し（平成 18 年度までに整備予定）既に日本の全海岸線約 33,000km のうち約 13,000km の情報を収集。漂流予測についても、気象庁と海上保安庁の連携による即応体制の整備、海上保安庁の漂流予測システムについてのリアルタイムデータ、気象庁提供値を自動入力を可能とする改善により予測精度が大きく向上。さらには、各種専門家に係る情報を一元化し、各災害対策本部や各防除機関に提供する体制を整備。これらは、効率的な流出油除去作業計画の策定などに大きく貢献するものと評価。

5.国際協力体制

NOWPAP 地域油流出緊急時計画の早期発効・実施に向けて鋭意調整中。また、サハリンプロジェクト進展を踏まえ同計画の地理的適用範囲の拡大を提案。IMO モデルトレーニングコースに準拠した訓練を 2003 年 11 月に山口県下関市で実施。ナホトカ号事故以後、毎年のように周辺国の合同訓練、専門家会合等を実施。国際協力体制の

	<p>充実が図られている。</p> <p>6.サハリンプロジェクト対策</p> <p>関係省庁連絡会議の開催、「サハリン 石油開発プロジェクト生産施設における油流出事故への関係行政機関の具体的な準備及び対応」の策定、北海道沿岸海域排出油防除計画へのサハリン沖油田事故対策の追加、大型油防除資機材の第一管区海上保安本部への重点的配備、ロシア当局との連絡窓口の設定、ロシアとの机上訓練及び専門家会議・合同訓練の実施、油防除情報の収集・提供等、サハリンプロジェクト対策が一定程度進捗。</p> <p>【まとめ】</p> <p>以上をまとめると、現行の油防除対応に係る施策群については、個別的課題が散見されるものの、全体を概括してみた場合には、大筋としての確な対応がなされてきていると評価できる。しかしながら、以下のような点から見て、近隣国との国際協力体制の充実が大きな課題領域として残されていると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NOWPAP を通じた取り組みについては、これまでに NOWPAP 地域油流出緊急時計画が 2004 年 4 月 1 日からの暫定運用開始が決定される等一定の進捗はみられるものの、同計画の正式発効や地理的適用範囲の拡大などの課題が残されており、これを進める必要があること ・今後更なる事業展開が予想されているサハリンプロジェクトの我が国への影響について注視し、適切に対応していく上で、国際協力体制の充実は重要な課題と考えられること ・依然として少なからず存在するサブスタンダード船への的確な対応のためには、東京 MOU 体制、IMO 加盟国監査スキームの導入等を含めた国際的な対応が必要であること
<p>政策への反映の方向</p>	<p>評価等を踏まえ、次の事項への対応を今後の課題として指摘する。</p> <p>油流出に係る近隣国との国際協力体制の強化</p> <p>今後、大規模油流出事故対応の施策を推進する上で、特に強化を図っていく必要がある分野は、近隣国との国際的な協力・連携体制の強化であると考えられる。海上交通は、元来、国際的なものであるため、国際的な視点、特に近隣アジア諸国と連携した施策を推進していくことは重要である。当面の課題として、具体的には、以下のような点を指摘できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブスタンダード船の排除を進めるため、東京 MOU の各加盟国で、船舶の欠陥指摘実績等を考慮した対象船舶や検査方法の重点化等に取り組む効果的な PSC の連携実施体制の強化 ・IMO 加盟国監査スキームを 2005 年までに具現化するために国際間の調整・協議を進めていくこと ・油濁損害賠償に関する保険・補償におけるタンカー事故に向けたインセンティブの導入を提案、国際間の調整を進めること ・サハリンプロジェクトについて情報収集に努めるとともに、我が国への影響を注視し、適切に対応していくこと ・既存の NOWPAP の枠組みにおいて、「NOWPAP 地域緊急時計画」の早期発効・実施、同計画の地理的適用範囲の拡大、それに基づく日本、中国、韓国、ロシアの 4 カ国の連携体制の早期確立、沿岸国との合同訓練等の実施

	<p>さらに、将来的には、単にこれらの課題に個別に対応することにとどまらず、例えば国土交通省と近隣諸国の関係行政機関といった実務官庁同士で、直接、関係する様々な課題について包括的に意見交換を行うことや、関係国の沿岸自治体やNPOも含めた連携関係を構築すること等を視野に入れ、真に機動的かつ実効的な国際協力関係の構築を模索することが期待される。</p> <p>その他の個別的課題</p> <p>ア.事故防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポート・ステート・コントロール（PSC）の実績を踏まえた外国船舶監督官の配置、対象船舶や検査方法の重点化 ・MARPOL73/78条約改正附属書 に対応するための海防法第5条に基づく技術基準省令の見直し等の国内法令整備 ・IMOにおける避難場所に関するガイドライン策定を受けた適切な対応 ・タンカー以外の一般船舶への保険加入義務付け、無保険船舶の入港禁止等の制度の導入 <p>イ.応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出油防除計画の資機材の整備目標を満たしていない海域における目標の達成の推進 ・隣接する海域からの迅速な資機材の調達を念頭においた、平時からの連携確保、動員可能な資機材量の把握及び調達方法についての検討 ・大型浚渫兼油回収船等油回収資機材についての、高粘度な油の回収、高波浪に対応できるような高度な油防除技術の開発、より迅速な出動体制の検討 ・排出油防除協議会の広域化が進んでいない海域での広域的な協力関係の構築 ・独立行政法人海上災害防止センターについて、中期目標に基づく、業務運営の効率化、業務の質の向上、財務内容の改善等の着実な実施 ・海上保安庁における沿岸域の環境脆弱性指標（ESI）データの整備推進、シーズネットの付加情報としてのデータの順次掲載 ・黒潮流域での予測精度向上のための漂流予測モデルの改良 ・漂流予測結果のシーズネットへ追加と、沿岸海域環境保全情報との一元的な表示
<p>第三者の知見活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年2月に以下の有識者にヒヤリングを実施し、意見の概要を評価書巻末に掲載した。 <p>池上武男 （社）日本船長協会技術顧問</p> <p>工藤裕子 早稲田大学教育学部助教授</p> <p>中原裕幸 （社）海洋産業研究会常務理事</p> <p>西垣憲司 石油連盟油濁対策部長</p> <p>林 司宣 早稲田大学法学部教授</p> <p>前田久明 日本大学理工学部教授</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載）。
<p>実施時期</p>	<p>平成14年度～平成15年度</p>

(評価書の要旨)

<p>テーマ名</p>	<p>流域の水環境改善プログラム評価 - 都市内河川等の環境悪化と汚濁物質への対応 -</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>下水道部流域管理官 (流域管理官 藤木修) 河川局河川環境課 (課長 坪香伸)</p>
<p>評価の目的、 必要性</p>	<p>これまで都市内河川における水環境改善対策は、水濁法による排水規制、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置、河川浄化事業等を進めてきたところであるが、都市内の多くの河川においては、水質改善は遅れ、また水質改善の伸びも鈍化する傾向にあった。このため、特に水質汚濁が著しい河川において、下水道事業や河川事業等を緊急的・重点的に実施する「水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス 21）」を策定し、水環境の改善を進めてきたところである。</p> <p>都市内河川の水質改善を進める清流ルネッサンス 21 は、その取り組みが開始されて 10 年が経過し、これまでに実施事例も積み上がってきた。</p> <p>また、今日の都市づくりにおいて、魅力と活力にあふれる都市への再生を推進することがますます求められる機運にあって、都市内河川の水質改善は、良好な都市環境形成に不可欠なものである。</p> <p>こうしたことから、清流ルネッサンス 21 を対象に、政策の効果・課題を検証し、その結果を今後の施策へ反映するものである。</p>		
<p>対象政策</p>	<p>本プログラム評価の対象政策は、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス 21）とする。</p>		
<p>政策の目的</p>	<p>「清流ルネッサンス 21」の政策の目的は、河川管理者、下水道管理者、地元市町村や市民等関係者が一体となっておこなう水環境の改善とする。</p>		
<p>評価の視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清流ルネッサンス 21 創設当時、都市内河川において河川管理者、下水道管理者等が一体となって水環境の改善を行う必要性があったかという観点から政策の必要性を評価する。 ・ 計画の目標設定が当時として妥当なものであったか、現時点においてはどうか、という観点から目標設定の妥当性を確認する。 ・ 清流ルネッサンス 21 による水環境改善等の効果について、定性的側面、定量的側面の両者から整理し、政策の有効性を評価する。 ・ 清流ルネッサンス 21 において、緊急的に目標水質を達成するため、下水道事業と河川事業を効果的に組み合わせることができていたか、下水道事業や河川事業に効果的に重点投資できていたか、という観点から政策の効率性を確認する。 		
<p>評価手法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国河川と清流ルネッサンス 21 対象河川の環境基準達成状況の比較より、政策の必要性を明らかとする。 ・ 清流ルネッサンス 21 対象河川へのアンケート調査結果や目標水質達成状況より、政策の有効性・効率性を明らかとする。 ・ モデル 3 河川について、数値目標や目標、理念の達成状況について整理するとともに、達成、未達成の原因分析を行う。 <p>以上を踏まえて、清流ルネッサンス 21 の課題を整理し、その結果を今後の政策に反映する方向を示す。</p>		

<p>評価結果</p>	<p>< 政策の必要性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度が創設された平成5年時点において、全国の一級河川で環境基準を満足している地点の割合は概ね8割に達しており、全国的には良好な状況であった。しかし、清流ルネッサンス21対象河川においては、環境基準を満足している地点の割合は2割程度にとどまっており、依然として水質汚濁問題を抱える河川が多かった。 ・これらの清流ルネッサンス21対象河川では、法律による事業場排水の規制とあわせて、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及などの生活排水対策がとられてきたが、このような生活排水対策には一定の期間を要することから、速効性の高い河川浄化対策を効率的に組み合わせることなどにより、都市内河川の水質を緊急に改善することが必要な状況であった。 ・さらに下水道が整備されても、浄化槽により既にトイレが水洗化されている家庭などでは、下水道の接続が進まず、下水道の水質保全効果が十分に発揮されない状況も見られた。 <p>以上のことから、流域の関係行政機関や流域住民等が一体となり、学識経験者の指導を得て緊急に効果的な政策を展開するため、具体的な水環境改善計画を策定して、流域が一丸となって対策に取り組む清流ルネッサンス21が必要であった。</p> <p>< 政策の有効性 ></p> <p>(1)目標設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念的な目標としては数値目標をわかりやすくするため、川の望ましいイメージを表現した目標となっているものが多かったが、地域ごとに住民が望む生活に密着した具体的な現象が直接目標となっていなかったため、住民の十分な理解が得られない面もあった。 ・水質の数値目標としては、環境基準値を採用しているものが一般的であった。各河川毎に法律に基づいて定められた目標値であることから、目標値の根拠を説明しやすく、当時としては、妥当な目標であったと考えられる。しかし、目標期間内に達成が可能かという面では非常に厳しい目標設定のものもあった。 ・今日的な観点からは、生活環境保全関連の環境基準項目にあるような指標に加え、透視度等の一般住民も一緒に測定でき、感覚的にも理解しやすい指標を採用することにより、下水道への接続や合併処理浄化槽の普及等に対する住民の協力がより得られやすいと考えられる。 ・今日的な観点からは流量も質とともに水環境の重要な一要素であると考えられるが、目標流量の設定がなされていない河川もあった。 <p>また、流量に関する目標を設定している河川であっても目標流量を定量的に設定しなかったため、目標が十分に達成されたかどうかを評価することが困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物に関する目標を掲げている場合であっても、詳細な生物調査ができておらず、施策の評価のモニタリングが十分とはいえない事例があった。 ・河川事業、下水道事業以外の地域住民の取り組みや関連機関の取り組みの多くは、具体的な目標設定になじまず、定量的に評価することは困難と考えられる。 ・流域内の市町村数が多く、また上下流で汚濁の背景も異なる河川では、流域をいくつかの小流域に分け、小流域単位で目標設定や施策の実施のモニタリングを行っていくことが有効と考えられる。 <p>(2)水環境改善等の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標に対する達成度については、清流ルネッサンス21対象河川の水質観測点
-------------	---

	<p>で BOD の計画目標を達成しているのが 52%、目標達成には至っていないが着実に水質が改善している地点が 35%であり、過半数が目標を達成し、全体の約 9 割で水質改善が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、清流ルネッサンス 21 地域協議会事務局（国、県の河川管理者）に対するアンケートでは、清流ルネッサンス 21 に指定されたことにより、このような地域が連携した取り組みができたとの回答が 21 河川のうち 17 河川で全体の 8 割にのぼる。 ・清流ルネッサンス 21 対象の市町村の下水道部局にアンケートした結果でも、74%の市町村がこの制度の適用により、地域が連携した取り組みが可能となったと思うと回答している。 <p>以上のことから、清流ルネッサンス 21 は都市内河川の緊急的な水環境の改善政策としては、有効な政策であったと考えられる。</p> <p>< 政策の効率性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・清流ルネッサンス 21 は、下水道管理者、河川管理者、関係機関等が協議し、共同で計画をたて、それに基づく事業の重点実施により、効率的に目標水質を達成するものである。 ・目標年に目標水質を達成するための計画策定において重要な柱となる生活排水の汚濁負荷削減対策としては、経済効率性の観点から下水道事業を対策の根幹にあげ、当面下水道整備が予定されていない地域は合併処理浄化槽の設置を推進することとした。 ・これらの負荷削減対策を講じても目標年までに目標水質に達しない場合に、河川事業として河川浄化施設を設置することとした。さらにそれでも、予測水質が目標値に届かず取水元の河川の流況に余剰がある場合に、浄化用水の導入等を行った。 <p>以上のように目標年に目標水質を達成するため、下水道事業、河川事業の双方ができる限りの施策を組み合わせ、目標達成に向けて効果的な事業の推進を図った。結果として、全国の清流ルネッサンス 21 対象河川の水質測定地点のうち、過半数が目標を達成し、約 9 割の測定地点において水質改善が認められたことから、本政策は効率的であったと考えられる。一方、施策の組み合わせが最も効率的であったかどうかについては、現時点では客観的な評価基準がないため評価は困難である。</p>
<p>政策への反映の方向</p>	<p>国土交通省では、平成 13 年度から、清流ルネッサンス 21 の対象河川のうち引き続き水環境改善の取り組みが必要な河川等について、清流ルネッサンス に指定し、広く流域の水環境全般に着目し、水質及び水量を対象として、水循環系の健全化を図るための取組みを推進しているところである。</p> <p>本プログラム評価結果を、直ちに実行できるものについては、清流ルネッサンス に反映させるため、必要な技術的ガイドラインの整備を行うとともに、既に計画が策定されている河川等についても検討の上、必要に応じて見直しを図ることとする。</p> <p>< さらなる連携強化に向けた政策の改善 ></p> <p>本プログラム評価で明らかとなった課題や問題点と前述の施策の特徴のまとめを踏まえ、さらなる連携の強化に向け、以下に政策の改善案を記述する。</p> <p>(1) 目標設定のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念的な目標としては「多くの魚の棲めるきれいな川を目指して」のように地域住民が感覚的に理解しやすいものを設定するだけでなく、地域ごとに住民が望む生活

に密着した具体的な現象を直接目標とするよう積極的に取り組んでいく。(例えば、「いやな臭い」や「泡の発生」を解消する等)

また、理念目標が水質と関連のある場合、その関連水質項目の目標値も目標と位置づけ理念目標と一体的に評価を行う。

- ・水質の数値目標の設定にあたっては、環境基準などの各種基準に基づいて、合理的に設定することが望ましいが、施策の実現可能性を勘案し、環境基準達成が困難と判断される場合は、環境基準の達成に向けた段階的な目標を設定することも必要である。
- ・住民の協力を得やすくするため、地域住民が自分たちでも測定できる例えば水生生物調査による判定階級や透視度のような目標をあわせて設定することも必要である。
- ・目標流量の設定については、汚濁負荷の削減だけでは十分水質が改善されない場合など、希釈等のための流量を確保することが必要となり、目標水質に加え、目標流量を設定することが必要である。このとき、水質改善効果のみではなく、動植物の生息や景観等についても十分配慮する。
- ・大きな流域で多くの関係市町村が存在する場合や上下流等で汚濁に係る特性が異なる場合は、小流域に分け、小流域単位で目標設定や施策の実施状況のモニタリングを行っていくことが必要である。

(2) 政策を立案する上での改善点

- ・水環境の改善に向け、下水道事業と河川事業との組み合わせ以外に、立案段階から合併処理浄化槽等の整備も含めた効率的な施策の組み合わせについても検討する。
- ・海域等の下流の閉鎖性水域の水質改善に向けた合併処理浄化槽等との役割分担と連携のあり方を検討する。また、海岸管理者や港湾管理者等との連携についても検討を行う。

さらに、今回評価の対象としていない、上流部の閉鎖性水域の水質改善対策についても今回の評価結果を反映していく。

- ・水環境のより高度な改善に向けては、従来の枠組みに捉われず、また、共通の目標のために多様な施策を効率よく組み合わせるだけでなく、施策が相互に関与できるような柔軟な事業の推進の仕組みを検討する。

(3) 政策を実施する上での改善点

- ・季節により流量が大きく変動し、流量が著しく少ない時に水質が悪化する河川においては、下水処理水の上流還元や取水元の河川の流況を十分調べたうえで必要な期間のみ導水を行うことを検討する。
- ・計画内容と施策の実施状況の定期的な点検及び水質調査、生物調査の定期的な実施等の計画のフォローアップを十分行う。
- ・下水道への接続率の向上や浄化槽の適正管理など、より一層住民等の理解と協力を得るため、地域協議会に住民代表やNPOも加え、計画の策定やモニタリングを実施するとともに、住民へのわかりやすい情報提供を、より一層進める。
- ・大和川では、BODのうちアンモニア態窒素の酸化に起因するN-BODが大きな割合を占めており、このことがBODの目標値を達成できない原因となっている可能性もあることから、今後都市部の河川においてはN-BODの影響に関する調査を行う必要がある。
- ・河川浄化施設は、施設内の污泥処理に維持管理費がかかっており、維持管理費の削

	<p>減のためにも施設内の汚泥を下水処理場で処理するなど、今後直接連携施策についても進めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より適切で効果的な施策を実施するため、今後もより高度な浄化やより安価に維持管理が行える施設等の技術開発を推進する。河川浄化施設は流域からの窒素、リンおよび微量化学物質等の削減効果の調査、検討を行う。 <p><流域の望ましい水環境を目指す新たな計画・実行制度の創設> ~住民をはじめとする流域内関係者の適切な役割分担~</p> <p>流域の水環境改善のためには、河川管理者、下水道管理者の取り組みが不可欠であるが、それだけでは限界がある。例えば下水道整備済区域における下水道への積極的な接続や整備区域外における合併処理浄化槽の設置促進等、流域住民の積極的な行動を通じて、流域の身近な河川、水路等における水質改善の取り組みが不可欠である。</p> <p>汚濁負荷削減に取り組む各管理者及び市民や事業者等流域のより幅広い関係者がそれぞれ役割分担しながら継続して水質改善の取組に参加できる仕組みをつくる必要がある。</p> <p>また、流量の季節変動のある河川や流量のほとんどない小河川では、水環境改善のために流量の確保が求められる場合が多いにもかかわらず、清流ルネッサンス21において、流量の数値目標を掲げた事例はない。この背景には、流量確保のニーズに対応した計画の策定及びその実現の方策について十分な技術的・制度的検討が行われていないことがあげられる。</p> <p>河川の水質だけでなく流量、さらには流域における水循環をも視野に入れた望ましい水環境を達成するため、地域の合意に基づくローカルな目標のもとに、河川浄化施設や下水道の整備に加えて、下水の高度処理、河川水の導水、下水処理水の河川上流への還元、雨水の浸透、ノンポイント汚濁負荷対策等、流域が一体となった施策を総合的に実施するための計画制度の創設について検討することとする。また、もっぱら地方公共団体や住民の熱意に頼る従来の方法では実効性に限界があり、施策の確実な実行のための制度のあり方も含めて検討を行う。</p>
<p>第三者の知見活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の学識経験者からなる「流域の水環境改善プログラム評価検討会」を3回（第1回：H15.10.8、第2回：H15.12.12、第3回：H16.3.3）実施し、意見を聴取。（議事概要は国土交通省ホームページに掲載） 櫻井敬子（学習院大学法学部教授） 谷田一三（大阪府立大学総合科学部教授） 西村 修（東北大学大学院工学研究科土木工学専攻教授） 藤井滋穂（京都大学大学院工学研究科教授） 古米弘明（座長）（東京大学大学院工学系研究科教授） 水上喜久（サントリー（株）環境部長） 村田泰夫（朝日新聞経済部編集委員） ・評価書（案）について国土交通省ホームページで平成16年2月2日～13日に意見募集を実施し、評価書作成の参考とした。（意見内容は国土交通省ホームページに掲載） ・評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載）。
<p>実施時期</p>	<p>平成14年度～平成15年度</p>

(評価書の要旨)

<p>テーマ名</p>	<p>火山噴火への対応策 - 有珠山・三宅島の経験から -</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>河川局砂防部砂防計画課 (課長 亀江幸二) 気象庁地震火山部管理課 (課長 竹内昌明)</p>
<p>評価の目的、 必要性</p>	<p>火山ハザードマップの作成・公表の促進、火山情報の提供等の施策は、その影響が国、地方公共団体等、さらには住民まで広範囲にわたる。 このため、平成12年の有珠山・三宅島噴火を通じて火山ハザードマップや火山情報の利活用状況等の検証を行い、改善すべきことを抽出する等により、火山噴火に対する一層有効な施策の展開を図るため、当該施策の総合的な評価を実施する。</p>		
<p>対象政策</p>	<p>火山ハザードマップの作成・公表の促進、気象庁から発表される火山情報の提供の施策について評価を行う。</p>		
<p>政策の目的</p>	<p>火山活動に伴う災害の防止・軽減を目的とする。</p>		
<p>評価の視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・火山ハザードマップ、気象庁から発表される火山情報は火山災害の軽減のために必要とされているか(施策の必要性の評価)。 ・火山ハザードマップは効率よく活用されているか(施策の効率性の評価)。 ・火山ハザードマップ、気象庁から発表される火山情報は生命財産の保護等、防災対策に有効に活用されているか(施策の有効性の評価)。 		
<p>評価手法</p>	<p>評価事項に基づき、アンケート、ヒアリング(火山ハザードマップのみ)手法による結果を既往調査結果と併せて総合的に分析し、学識経験者からの意見をふまえて評価。</p>		
<p>評価結果</p>	<p><火山ハザードマップの作成・公表の促進> (施策の必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有珠山では既に作成されていた火山ハザードマップを用いて、噴火前から避難等の対応がなされており、当時の担当者に対するヒアリング調査でも必要性が確認された。 ・地域住民へのアンケートでは、火山ハザードマップそのものに対する認知度は全体で8割程度と高い。一方で内容の理解は全体の半数程度である。認知度は配布後の経過期間や再配布の有無によって変わり、また中高年よりも若い世代や災害経験のない人の認知度が低い。 ・地方公共団体等へのヒアリングでは、火山ハザードマップは多くの市町村で地域防災計画書に掲載され、避難場所の設定や避難計画の立案にも活用されている。 <p>以上より、火山ハザードマップ作成は、火山噴火への対応策としての必要性は高いことを確認した。</p> <p>(施策の効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有珠山では複数の噴火形態を想定していたことと、火山ハザードマップ作成後も地方公共団体により周知啓発がなされていたため、火山現象の危険性などは効率的に理解され避難時に役立った。一方三宅島では火山ハザードマップで想定された現象(溶岩流)と異なる現象(降灰、火山ガス等)が発生したため効率的に活かされなかった。 ・地域住民へのアンケートでは、火山ハザードマップに示された危険区域への理解度は全体で約9割、避難路、避難場所に対する理解度も全体で8割を超えている一方で、予想される火山現象については、半数以上の人理解しておらず、配布された火山ハザードマップをもっていない人も約半数に及ぶなどの課題を有している。 ・地方公共団体等へのヒアリングでは、火山ハザードマップは住民、ライフライン関係機関、観光業等へ周知・啓発手段として効率的に活用されている。 <p>以上より、火山ハザードマップ作成は、火山噴火への対応策としての効率性は高いことを確認した。</p> <p>(施策の有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有珠山では避難範囲の設定や解除に、火山ハザードマップが有効に使用された。一 		

	<p>方三宅島では、火山ハザードマップで想定された現象と異なった噴火形態であったため、避難等の防災対応に対して有効ではなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民へのアンケートでは、約 9 割の方が火山ハザードマップは緊急時に有効と答えている。また臨時火山情報発表時に火山ハザードマップを実際に活用した人は約半数程度いる。 ・地方公共団体等へのヒアリングでは、火山ハザードマップは全ての市町村が避難計画立案や災害軽減に有効と認識していると同時に、ライフライン関係機関でも様々な活用されている。 <p>以上より、火山ハザードマップ作成は、火山噴火への対応策としての有効性は高いことを確認した。</p> <p>< 気象庁から発表される火山情報の提供 > (施策の必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有珠山は、前兆地震が発生すると、数日で噴火に至ることが多い。また、火山の直近には洞爺湖温泉街があり、市街地の近くから噴火する可能性もあるため、初動の防災対応が極めて重要である。 ・三宅島では、山腹からの割れ目噴火が発生し、溶岩流を流出することが多い。1983 年の噴火では、南西部の阿古集落が溶岩流に埋没した。また、地震活動が始まってから短時間で噴火に至ることが多い。 <p>我が国の多くの火山は同様な立地条件を有することから、防災対応のトリガーとなる火山情報の迅速な発表は極めて重要である。</p> <p>以上より、気象庁から発表される火山情報の提供は、火山噴火への対応策としての必要性が高いことを確認した。</p> <p>(施策の有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 1 2 年有珠山噴火では、火山情報に基づいて噴火前に避難を完了することにより犠牲者をゼロとした。さらに、きめ細かい情報の提供によって火山活動の状況に応じた規制区域内での社会活動の実施を可能とすることにより、漁業（ホタテ養殖）被害の軽減、交通の早期回復に寄与するなど、火山情報が有効に活用されたことを確認した。 <p>一方、想定している噴火シナリオどおりに火山活動が推移しないこともあり、過去の事例を十分に調査し、複数のシナリオを作成しておくことが必要である。また、多くの火山で、発表される 3 種類の火山情報に対して、とるべき防災対応が明確に定められておらず、地元自治体の地域防災計画の策定に積極的に参画し、具体的な防災対応の記述まで踏み込んだアドバイスを行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 1 2 年三宅島噴火では、火山情報に基づいて活動の初期段階で迅速な避難を行うことにより犠牲者をゼロとした。また、全島避難後も、気象情報も含めた総合的な情報提供により復興作業が安全に実施されるなど、火山情報が有効に活用されたことを確認した。 <p>一方、規模の大きな噴火に際して噴火規模や状況の把握に時間を要し、緊急火山情報発表が迅速に発表できなかった。また、火山情報を発表する基準がわかりにくいとの指摘があった。</p> <p>以上より、課題はあるものの、気象庁から発表される火山情報の提供は火山噴火への対応策としての有効性が高いことを確認した。</p>
<p>政策への反映 の方向</p>	<p>< 火山ハザードマップの作成・公表の促進 ></p> <p>住民及び地方公共団体のニーズへの確かな対応を図ると同時に、近年の I T 発展に伴った新しい火山ハザードマップに対応を図るため、今後下記のような方向で火山ハザードマップ改良など火山噴火への対応策としての高度化に努めていく。同時に、市町村など地方公共団体の火山ハザードマップの取り組みに対しても支援指導に努めていく。</p> <p>火山ハザードマップの活用を図るための制度の整備・拡充</p> <p>地域防災計画に火山ハザードマップを位置づけて避難路・避難場所や緊急時の連絡先など必要な情報を掲載すること等を明記したガイドライン等の作成、提供などに努めていく。</p>

	<p>火山ハザードマップの改良 火山ハザードマップに対する理解を深める記載文章や表現、異なる火口位置、想定現象に対応した個別の火山ハザードマップ（ドリルマップ）などの検討や作成に努めていく。</p> <p>火山ハザードマップ情報提供手段の拡充 従来の形式・配布方法に加え保管しやすい火山ハザードマップ、携帯やGPS等IT発展に伴った情報媒体への火山ハザードマップの提供手段等の研究推進などに努めていく。</p> <p>防災教育の推進 住民の防災意識の向上と継続を図るための火山ハザードマップ等手段の研究、シミュレーション等技術開発、副読本など、防災教育の推進に努めていく。</p> <p>火山ハザードマップデータ基盤整備 火山地域におけるGISの整備、地方公共団体固有で情報を付記できる電子データの検討と提供などに努めていく。</p> <p>関係機関との連携推進 火山地域におけるGISの整備における関係省庁との連携、認知度向上のため、郵政公社・NTT等とのさらなる連携強化などに努めていく。</p> <p>< 気象庁から発表される火山情報の提供 > より防災対応に有効な火山情報の提供に向けて、下記のような方向で、監視、評価・解析、情報発表、防災支援の各ステージについて、総合的に高度化を進めていく。</p> <p>火山活動監視・解析・評価の充実 地震活動、噴煙活動等の解析・評価手法の高度化に加え、新たに導入したGPS観測や、全磁力観測の評価手法の開発を推進する。さらに、過去の活動履歴を集約してデータベース化し、噴火シナリオを作成することにより、今後の活動の推移も含めた評価を可能にする。</p> <p>火山情報の高度化 情報発表の基準と内容のわかりやすさが課題として残ることから、わかりやすい指標（火山活動度レベル）を導入する。</p> <p>火山防災対応支援の充実 情報を的確に活用するためには火山の活動特性・過去の災害履歴等に関する知識が必要なことから、地元防災機関、地域住民の防災意識の高揚、防災教育、防災対策への参画等、関係機関との連携施策を推進する。</p> <p>< 河川局砂防部と気象庁との連携 > 河川局砂防部と気象庁の連携を図り、下記のような施策の効果的、効率的、有効的な実施に努めていく。</p> <p>（平常時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山ハザードマップや火山情報の内容を防災担当者や住民が正しく理解するための防災教育の推進 ・火山ハザードマップや火山情報を活用した防災訓練の実施 <p>（噴火へ向けて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山ハザードマップの整備や火山情報への火山活動度レベルの導入 ・関係機関や観光業者との連携による火山ハザードマップや火山情報の活用（防災・避難計画の立案や防災対策の促進） <p>（噴火時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動状況に対応した火山ハザードマップ及び火山情報の提供
<p>第三者の知見活用</p>	<p>< 各施策共通 > 評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載）。</p> <p>評価書（案）について、平成16年3月8日から3月19日まで意見募集を行い、総数2件の意見を頂き、評価書作成にあたり参考とした（意見内容については評価書巻末の参考資料に掲載）。</p>

	<p>< 火山ハザードマップの作成・公表の促進 > 学識経験者よりなる「火山ハザードマップ評価委員会」(河川局 委員長：荒牧重雄東京大学名誉教授)を計 3 回開催し、意見を聴取。議事概要は評価書巻末の参考資料に掲載。 委員は下記の通り。 (委員) 五十音順 敬称略 荒巻重雄(東京大学名誉教授) 石川芳治(東京農工大学助教授) 伊藤和明(NPO 法人防災情報機構会長) 碓井照子(奈良大学教授) 大久保駿(砂防学会会長)</p> <p>< 気象庁から発表される火山情報の提供 > 学識経験者よりなる「火山情報評価委員会」(気象庁 委員長：吉井博明東京経済大学教授)を計 2 回開催し、意見を聴取。議事概要は評価書巻末の参考資料に掲載。 委員は下記の通り。 (委員) 五十音順 敬称略 鍵山恒臣(東京大学地震研究所助教授) 金子正一郎(東京都総合防災部長) 小室広佐子(東京国際大学助教授) 藤吉洋一郎(大妻女子大学教授) 吉井博明(東京経済大学教授)</p>
実施時期	平成 1 4 年度～平成 1 5 年度

(評価書の要旨)

テーマ名	みなとのパブリックアクセスの向上 - 地域と市民のみなとの実現に向けて -	担当課 (担当課長名)	港湾局開発課 (開発課長 岩瀧清治)
評価の目的、 必要性	<ul style="list-style-type: none"> 従来のみなとの整備においては、産業空間、物流空間の整備に重点がおかれ、「みなとのパブリックアクセス」に関する意識は低かった。一方で、社会の成熟化などを背景として、みなとに豊かな生活空間を求めるなど「みなとのパブリックアクセス」に対する国民のニーズが高まってきた。 こうした現状を改善するため、国は「みなとのパブリックアクセス」の向上に先導的に取り組み、また蓄積されたノウハウや各種事業制度を活用して、広域的・総合的施策の観点から、地域における「みなとのパブリックアクセス」の向上に向けた取り組みを支援してきたところである。今後、国民のニーズに対応した港湾空間の形成をさらに推進していくため、「みなとのパブリックアクセス」の向上に資する港湾施策を総合的に評価することとした。 		
対象政策	<ul style="list-style-type: none"> 「みなとのパブリックアクセス」の向上政策を評価対象とする。なお、「みなとのパブリックアクセス」とは、「一般の人々が海やみなとへ自由に、安全に、かつ、快適に行き来し、海やみなとの本来有する魅力を十分に享受する（楽しむ）こと」をいう。 具体的には、「魅力的な拠点空間の整備（拠点空間の整備）」、「みなとと親しむプロムナードづくりの推進（プロムナードの整備）」、「都市からみなとへのアプローチの形成（アプローチの整備）」の3要素が中心となる。 		
政策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 人々が海やみなとへ自由に、安全に、かつ快適に行き来し、海やみなとの本来有する魅力を十分に享受できる環境の整備を、港湾空間、港湾施設を最大限に活用しながら推進すること。 		
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> 政策形成は必要・妥当であったか（必要性の評価）。 各要素の整備は進んでいるか（業績の評価）。 各要素の整備が「みなとのパブリックアクセス」の向上に結びついているか（成果の評価）。 各要素の整備と「みなとのパブリックアクセス」の向上との関係（総合的な評価）。 		
評価手法	<ul style="list-style-type: none"> 政策形成の背景やデータ等を整理・分析することにより、「みなとのパブリックアクセス」の向上政策の必要性、業績、成果等について評価した。 港湾管理者、港湾所在市町村、港湾所在商工会議所にアンケート調査を行い、「みなとのパブリックアクセス」の向上政策の成果や今後の政策課題を具体的に探った。 「みなとのパブリックアクセス」の向上に実績を持つ港湾を事例として関係者へのヒアリング調査及び現地調査を行うことにより、アンケート調査だけでは汲み取れない「みなとのパブリックアクセス」向上の要因や波及効果の実状、今後の政策課題などを探った。 		
評価結果	<p>(必要性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会の成熟化などを背景として、みなとに豊かな生活空間を求めるなど「みなとのパブリックアクセス」に対する国民のニーズが高まってきていた政策形成当時（平成5年度）において、港湾において一般市民が入れる水際線が極めて少なく、「みなとのパブリックアクセス」に対する国民のニーズにこたえきれていないなど、本政策の必要性は高いと評価される。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾物流や産業に偏りがちな当時の港湾整備において国民の親水ニーズに対応するためには、国が先導して「みなとのパブリックアクセス」の向上政策に取り組む必要があった。また当該政策を推進するためには、国に蓄積されたノウハウの提供や各種制度を活用した国の支援が必要であった。 <p>(業績の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が入れる水際線延長が1.7倍に増加するなど、「みなとのパブリックアクセス」の各要素は一定程度整備されたと評価される。 ・ 市民がアクセス可能な水際線の拡大に大きな役割を果たしている港湾緑地の面積も1.2倍に増加している；約2,090ha (H8年度) 約2,540ha (H12年度) <p>(成果の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供者および利用者へのアンケート調査結果より、拠点空間の整備、プロムナードの整備、アプローチの整備が推進された地区においては、「みなとのパブリックアクセス」が向上したと評価される。 ・ その他にも、観光客の増加等の多様な波及効果をもたらしていると評価される。 <p>(総合的な評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「みなとのパブリックアクセス」の向上に資する要素の整備により、「みなとのパブリックアクセス」がおおむね向上したと評価される。 ・ 「みなとのパブリックアクセス」の向上に資する各要素を複合的に整備することにより、「みなとのパブリックアクセス」がより向上すると評価される。 ・ 施設が良好に維持管理されていること、多様なイベントが開催されていること、地区内外への情報提供が行われていることも、「みなとのパブリックアクセス」の向上に寄与している。 ・ みなとの管理運営に関する市民参加への取り組みは約半数で実施されている。特に「ボランティアの案内人による港の解説、案内」「イベントの企画・運営への参加」「みなとの計画・利用に関するワークショップの開催」といった市民の創意工夫が活かせる取り組みを行っている地区では、より高い効果が認められる。
<p>政策への反映の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加型みなとまちづくりの推進(施設の維持管理、多様なイベントの開催等)。 ・ みなとの情報を市民が入手することができる情報アクセスの推進。 ・ 波及効果(観光客の増加や近傍での雇用機会の増加等)の定着による地域活性化への貢献。 ・ 「みなとのパブリックアクセス」の利用者の特性へのよりきめ細やかな配慮。 ・ 「みなとのパブリックアクセス」の向上のための施設及び空間の整備を引き続き推進。 ・ 「みなとのパブリックアクセス」の向上に資する施策の総合的な推進。 ・ 「みなとのパブリックアクセス」に関する客観的な指標の検討やデータの継続的な収集。
<p>第三者の知見活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有識者等からなる「「みなとのパブリックアクセスの向上」政策レビュー委員会」を計3回開催し、助言を得ながら評価書を取りまとめた。 <p>【委員】(五十音順・敬称略) <開催当時> 委員長</p> <p>内田洋子 NPO 法人 NPO 高知市民会議事務局長</p> <p>近藤健雄 日本大学理工学部海洋建築工学科教授</p> <p>櫻井文男 横浜市港湾局港湾整備部長</p> <p>佐々木葉 早稲田大学理工学部社会環境工学科教授</p>

	<p>高松 亨 (財)港湾空間高度化環境研究センター常務理事 土屋 勲 (財)沿岸開発研究センター理事 橋本敏子 (株)生活環境文化研究所代表取締役所長 松田美幸 麻生総研ディレクター 森地 茂 東京大学大学院工学系研究科社会基盤工学専攻教授</p> <p>・ 評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載）。</p>
実施時期	平成14年度～平成15年度

(評価書の要旨)

テーマ名	土地の有効利用 - 土地の流動化への取組み	担当課 (担当課長名)	土地・水資源局土地政策課(課長 松葉 佳文) 総合政策局不動産課(課長 河村 正人)
評価の目的、必要性	<p>土地の有効利用の実現は、土地政策の基本目標である。従来土地政策においては、この目標の実現のために、土地取引規制など市場に直接介入する施策を活用してきた。しかしながら、実需中心の市場となり、都市再生、居住環境整備等の観点からニーズも多様化している今日の土地市場においては、むしろ、市場の条件整備を図ることにより、有効利用しようとする意思のある者に土地が円滑に移転していくプロセスを通じてその有効利用を実現することが重要である。</p> <p>また、今日、日本経済は民需が主導する形で着実に回復しつつあるが、この動きを確かなものにするためにも、不動産取引を活発化し、流動化を推進することが極めて重要となっている。</p> <p>このため、土地取引の円滑化・活性化を図るための施策(すなわち土地流動化施策)について、これまでの取組みの有効性を評価し、今後の取組みの方向性を検討する。</p>		
対象政策	土地の流動化のために行われる各種施策		
政策の目的	土地の流動化を通じた土地の有効利用の実現		
評価の視点	<ul style="list-style-type: none">土地市場のどのような特性が土地市場の活性化を妨げているのか。そのような特性に対して土地政策は適切に対応しているか。現行制度で土地市場の活性化を妨げている面はないか。		
評価手法	<ul style="list-style-type: none">統計データ、国民等に対して行ったアンケート結果等を活用した。地価の動向などの土地を巡る状況については経済状況等の外部要因の影響が大きいことから、あわせて経済学的な観点から見た合理性について評価を行った。		
評価結果	<p>不動産証券化市場の拡大や流通課税の軽減等により、土地の流動化のための基盤が整備されつつある。</p> <p>土地市場には市場参加者に提供される情報が必ずしも十分ではないという問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none">地価公示については、国民が土地の適正な価格を知る際の参考情報として最も重要な役割を果たしていることがわかった。民間においては、不動産統合サイトの整備等により売り希望物件へのアクセスは容易となっている。また、レインズにおいては、一定の成約情報を加工し、地域別の平均取引価格等を市況情報として提供している。個別の物件にかかる取引価格情報については、市場において提供されておらず、多くの消費者が土地取引について不安感を有する一因となっていることがわかった。不動産鑑定評価については、土地取引件数に対する鑑定評価件数の割合は増加傾向にあることなどから、その重要性が増してきていると考えられる。不動産証券化については、市場参加者が十分な情報を持つことを推進し、土地等の適正な価格形成を促進する重要な手段である。地籍調査については、平成 14 年度末現在において、全国で 45%、都市部で 18%の進捗にとどまっている。		

	<p>土地市場は、財の特性等から、不特定多数の需要者・供給者の存在を前提とするものでなく、競争に一定の制約がある市場であるが、近年、小口化による投資家の拡大や、定期借地権制度等の活用による利用権の取引が進展している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産証券化については、全体の累積資産規模が平成 14 年度末で約 9 兆円となるなど、その市場が着実に拡大している。 ・ 定期借地権制度については、平成 4 年の制度創設以来、土地の購入ではなし得ない多様なニーズに対応するような活用がなされている。 <p>土地税制については、バブル期の重課措置が段階的に見直され、特に平成 15 年以降は市場を歪めない市場中立的な税制との位置付けによる改正が行われるようになった。</p>
<p>政策への反映の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地に関する情報の整備・提供を図るため、不動産鑑定評価の充実、都市部等における地籍調査の推進等の措置を講ずるとともに、取引価格情報の提供について、国民の理解を高める中で、法制化を目標に制度のあり方について検討する。 ・ 潜在化している供給者・需要を顕在化させるため、不動産の証券化の推進等の施策を一層推進する。 ・ 土地の有効利用を促進する観点及び公正、簡素、活力との税制改革の原則を踏まえ、固定資産税の負担のあり方も含め、引き続き土地税制全体について検討する。 ・ 今後の中長期的な経済・社会の変化に対応した土地政策のあり方について、更なる検討を進める。
<p>第三者の知見活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 8 回国土審議会土地政策分科会企画部会から意見を聴取（議事概要についてはホームページに掲載）。 http://www.mlit.go.jp/singikai/kokudosin/tochi/kikaku/8/kikaku_gaiyou_.html （委員） 神野 直彦 東京大学大学院経済学研究科教授（部会長） 小林 重敬 横浜国立大学大学院工学研究院教授（部会長代理） 金子 亮太郎 明治生命保険相互会社代表取締役社長 神尾 隆 トヨタ自動車（株）専務取締役 白石 真澄 東洋大学経済学部社会経済システム学科助教授 鈴木 幸一 （株）インターネットイニシアティブ代表取締役社長 福澤 武 三菱地所（株）取締役会長 三上 彩子 フリーアナウンサー 亘理 格 北海道大学大学院法学研究科教授 ・ 国土審議会土地政策分科会特別委員である神奈川大学森泉教授及び明海大学前川教授より意見を聴取（概要については本体添付資料参照） ・ 評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事概要についてはホームページに掲載）
<p>実施時期</p>	<p>平成 15 年度</p>

政策アセスメント 施策一覧（平成15年度）

No	施策等名
政策目標1．居住水準の向上	
1	住宅ローン減税の延長
政策目標2．バリアフリー社会の実現	
2	NPO等が行うボランティア輸送における運転者に対する人材育成のための教育体制の整備
3	離島航路補助金におけるバリアフリー化建造費補助の創設
政策目標4．住環境、都市生活の質の向上	
4	全国都市再生の支援のための基本的枠組の構築
5	景観に関する基本的な法制の整備
6	公営住宅の家賃算定に係る利便性係数の改正
政策目標5．アメニティ豊かな生活環境の形成	
7	効率的な緑とオープンスペースの確保施策の拡充
8	都市再生等に資する河川敷地占用許可準則の特例措置の創設
9	景観や利用に配慮した「いきいき・海の子・浜づくり」の拡充
政策目標7．水害等による被害の軽減	
10	都市型水害対策に資する下水道整備の推進
11	特定都市河川流域における浸水被害対策の総合的な推進に係る税制の改正及び融資制度の改正
12	土砂災害の発生のおそれがある区域からの移転促進のための税制の創設
13	海岸事業における災害弱者対策の推進
14	総合的な津波・高潮災害対策の強化事業の拡充
15	北西太平洋津波監視システムの整備
政策目標8．地震・火災による被害の軽減	
16	低地対策河川事業費補助再編による大規模地震対応の推進
17	密集市街地の緊急整備
18	耐震性等安全性の低い建築物の改善の促進
19	地域のニーズに対応した住宅市街地整備の総合的な支援の推進
20	地下駅の火災対策施設の整備に対する支援制度の創設
政策目標9．交通安全の確保	
21	貨物自動車運送事業安全性評価事業への支援
22	管制情報処理システムのフェイルセーフ対策の実施
政策目標10．海上における治安の確保	
23	国際社会と協調した国際海上運送に従事する船舶及び港湾の保安対策の強化
政策目標12．地球環境の保全	
24	新長期規制以降の排出ガス・燃料対策の推進
25	有害紫外線予測情報の提供
政策目標14．良好な自然環境の保全、形成及び創出	
26	放置座礁船対策の推進
政策目標15．良好な水環境への改善	
27	合流式下水道の緊急改善

政策目標16．循環型社会の形成	
28	港湾における静脈物流拠点形成支援制度の拡充
政策目標17．広域的モビリティの確保	
29	道路構造令の改正
30	航空産業への総合的支援策の推進
31	東京国際空港（羽田）再拡張事業の推進
政策目標18．国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化	
32	造船業の次世代人材養成事業の創設
33	スーパー中樞港湾の育成（次世代高規格コンテナターミナルの形成）
政策目標19．物流の効率化	
34	車両制限令の一部改正
35	海上物流の高度化に資する船舶の建造促進による内航海運活性化
36	海上運送事業の活性化
37	3 P Lに関する人材育成促進事業の推進
政策目標21．地域交通確保	
38	鉄道軌道近代化設備整備費補助制度の拡充
政策目標22．地域間交流、観光交流等内外交流の推進	
39	新たな旅行契約の態様の設定等に関する旅行業法の改正
政策目標24．公正で競争的な市場環境の整備	
40	新たな民間需要を創出し、資産デフレを克服するための条件整備
41	民活と各省連携による地籍整備の推進
42	地価公示制度・不動産鑑定評価制度の充実
政策目標27．IT革命の推進	
43	自動車保有関係手続に係るワンストップサービス制度の構築
44	電子国土W e bシステムの構築
その他	
45	道路関係四公団民営化法案の制定

平成15年度 政策アセスメント結果（評価書）

平成16年7月30日 省議決定

国土交通省政策評価基本計画（平成14年3月22日省議決定）に基づき、政策アセスメント（事前評価）を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、新規に導入しようとする施策等について、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行い、施策の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明するものである。新規施策の企画立案にあたり、目標に照らした事前評価を行うことにより、真に必要な質の高い施策の厳選と、目標による行政運営の定着の図るものである。

政策アセスメントは、新たに導入を図ろうとする施策（予算、規制、税制、財政投融资、法令等）や、既存の施策のうちその改廃等を図ろうとするものを対象として実施する。評価は、各局等及び各外局が実施し、それをもとに政策統括官が評価書を取りまとめる。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、まず、当該施策が全体の政策目標（アウトカム目標）のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価する。

施策の必要性については、「ロジカル・フレームワーク」と呼ぶ分析手法を用いて評価を行うこととしている。「ロジカル・フレームワーク」とは、具体的には以下の から のそれぞれについて分析し、それらのロジカル（論理的）なつながりを構築するものである。

目標と現状のギャップ分析

現状が目標を達成していないことの原因分析

目標を達成するためには現在のシステムを見直す（改善する）必要があること（＝政策課題）を示す

当該政策課題を実現するための具体的な手法・手段（＝施策、事務事業）を提示する

また、効率性については、施策の実施のために要する社会的費用と効果について説明し、有効性については、目的、目標を実現する上で、導入しようとする施策等の実施が効果的であることを説明する。

（第三者の知見活用）

評価の運営状況等について、中立的観点からの第三者の意見等を聴取するため、国土交通省政策評価会（座長：金本良嗣東京大学教授）を必要に応じて開催することとしている。また、個々の施策ごとにも、必要に応じて学識経験者等の助言を活用することとしている。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成16年度予算の国会成立等を踏まえ、平成15年8月に作成した評価書に必要な修正を加えたほか、法律改正等に関連するものを含めて、45の新規施策についての政策アセスメント結果をとりまとめた。施策の一覧は別添1（省略）様式の説明は別添2、個別の評価結果は別添3のとおりである。

なお、平成15年度の政策アセスメントの実施にあたっては、平成15年6月24日及び平成16年6月9日に国土交通省政策評価会を開催し、委員から意見を聴取した（議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載 URL:http://www.mlit.go.jp/hyouka/01_hyoukakai.html）。また、個々の施策の検討にあたって学識経験者等の意見を参考にした場合には、それぞれ個票の「その他特記すべき事項」の欄に記載した。

事前評価票（様式）

施策等名		担当課 (担当課長名)	・・・局・・・課 (・・・課長・・・)
施策等の概要	導入する施策等の内容を簡潔、明確に記述する。 法令関係の場合は、法令名、予算関係の場合は予算額、税制関係の場合は減収見込額を明記。		
施策等の目的	導入する施策等の目的を簡潔、明確に記述する。		
関連する政策目標	どの政策目標（アウトカム目標）に関連するか		
関連する業績指標	どの業績指標に関連するか		
指標の目標値等	上記指標に係る目標値		
施策等の必要性	目標と現状のギャップについて分析 その原因について分析 現状を改善するための課題を特定 導入する施策の具体的内容について説明		
社会的ニーズ	導入する施策等が社会・国民のニーズに適っていることを説明		
行政の関与	行政の関与の必要性、官民の役割分担		
国の関与	国の関与の必要性、国と地方の役割分担		
施策等の効率性	施策等の実施のために要する費用や社会的費用と効果について説明する。可能なものについては、他の選択肢を考慮し、当該施策等の導入がより効率的であることを説明する。		
施策等の有効性	目的、目標を実現する上で、導入しようとする施策等の実施が効果的であることを説明する。目標達成にどのように貢献するかを可能な限り明らかにする。（可能なものについては、関連する業績指標の目標値をどの程度向上させるかの予測も明らかにするよう努める。）		
その他特記すべき事項	審議会答申等、企画立案過程における有識者等の意見 目標達成に際して影響を与える外部要因として考えられるもの 等		

<p>施策等名</p>	<p>住宅ローン減税の延長</p>	<p>担当課</p>	<p>住宅局住宅政策課 (課長 上田 健) 住宅局住宅総合整備課 (課長 佐々木 基)</p>																																														
<p>施策等の概要</p>	<p>従来の住宅ローン減税についてその適用期限を1年間延長する。 平成17年度以降については平成20年までの間に、税額控除期間10年間は維持しつつ、中堅層に見合ったローン水準をカバーする制度への重点化を進める。</p> <p>〔住宅ローン減税制度(平成16年から平成20年まで)〕</p> <table border="1" data-bbox="406 571 1428 1064"> <thead> <tr> <th>入居年</th> <th>控除対象限度額</th> <th>控除率</th> <th colspan="2">控除期間</th> <th>最大控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年</td> <td>5,000万</td> <td>1%</td> <td colspan="2">10年</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成17年</td> <td rowspan="2">4,000万</td> <td>1%</td> <td>1~8年</td> <td rowspan="2">10年</td> <td rowspan="2">360万円</td> </tr> <tr> <td>0.5%</td> <td>9~10年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成18年</td> <td rowspan="2">3,000万</td> <td>1%</td> <td>1~7年</td> <td rowspan="2">10年</td> <td rowspan="2">255万円</td> </tr> <tr> <td>0.5%</td> <td>8~10年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成19年</td> <td rowspan="2">2,500万</td> <td>1%</td> <td>1~6年</td> <td rowspan="2">10年</td> <td rowspan="2">200万円</td> </tr> <tr> <td>0.5%</td> <td>7~10年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成20年</td> <td rowspan="2">2,000万</td> <td>1%</td> <td>1~6年</td> <td rowspan="2">10年</td> <td rowspan="2">160万円</td> </tr> <tr> <td>0.5%</td> <td>7~10年</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">対象ローン金額に上限なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得要件 3000万円以下 ・床面積 50㎡以上 					入居年	控除対象限度額	控除率	控除期間		最大控除額	平成16年	5,000万	1%	10年		500万円	平成17年	4,000万	1%	1~8年	10年	360万円	0.5%	9~10年	平成18年	3,000万	1%	1~7年	10年	255万円	0.5%	8~10年	平成19年	2,500万	1%	1~6年	10年	200万円	0.5%	7~10年	平成20年	2,000万	1%	1~6年	10年	160万円	0.5%	7~10年
入居年	控除対象限度額	控除率	控除期間		最大控除額																																												
平成16年	5,000万	1%	10年		500万円																																												
平成17年	4,000万	1%	1~8年	10年	360万円																																												
		0.5%	9~10年																																														
平成18年	3,000万	1%	1~7年	10年	255万円																																												
		0.5%	8~10年																																														
平成19年	2,500万	1%	1~6年	10年	200万円																																												
		0.5%	7~10年																																														
平成20年	2,000万	1%	1~6年	10年	160万円																																												
		0.5%	7~10年																																														
<p>施策等の目的</p>	<p>長引くデフレ経済の下、雇用・所得環境は依然厳しい状況であるため、無理のない負担での住宅取得を支援するとともに、良質な住宅ストックの形成及び経済効果の大きい住宅投資の促進による景気の下支えを図る。</p> <table border="1" data-bbox="215 1276 1455 1505"> <tr> <td data-bbox="215 1276 379 1355"> <p>関連する政策目標</p> </td> <td colspan="5" data-bbox="379 1276 1455 1355"> <p>1) 居住水準の向上 3) 子育てしやすい社会の実現</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1355 379 1433"> <p>関連する業績指標</p> </td> <td colspan="5" data-bbox="379 1355 1455 1433"> <p>1) 誘導居住水準達成率 5) 3人以上世帯の誘導居住水準達成率</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1433 379 1505"> <p>指標の目標値等</p> </td> <td colspan="5" data-bbox="379 1433 1455 1505"> <p>1) 50%(H15) 5) 40%(H15)</p> </td> </tr> </table>					<p>関連する政策目標</p>	<p>1) 居住水準の向上 3) 子育てしやすい社会の実現</p>					<p>関連する業績指標</p>	<p>1) 誘導居住水準達成率 5) 3人以上世帯の誘導居住水準達成率</p>					<p>指標の目標値等</p>	<p>1) 50%(H15) 5) 40%(H15)</p>																														
<p>関連する政策目標</p>	<p>1) 居住水準の向上 3) 子育てしやすい社会の実現</p>																																																
<p>関連する業績指標</p>	<p>1) 誘導居住水準達成率 5) 3人以上世帯の誘導居住水準達成率</p>																																																
<p>指標の目標値等</p>	<p>1) 50%(H15) 5) 40%(H15)</p>																																																
<p>施策等の必要性</p>	<p>住宅政策を進めるにあたっては、多様な選択肢の中から、ライフステージに応じた住まい方を選択し、実現することが必要であるが、我が国の誘導居住水準達成率は46.5%と、目標の50%に届かない状況である(平成10年度住宅・土地統計調査)。特に、30代等のファミリー世帯の大半が誘導居住水準を満たさない住宅に居住している。(=目標と現実のGAP)</p> <p>持家の取得は居住水準の改善に大きな役割を果たしているところであるが、現在の経済情勢下において、所得が伸び悩み、雇用が低迷していることに加え、将来に対する所得・雇用の不安が大きいことから、住宅取得に係る借入がしにくい状況となっている。</p> <p style="text-align: center;">平均年収の推移(全国)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>714万円(平成9年)</td> <td>661万円(平成13年)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(=原因分析)</p> <p>また、住宅ローンの返済時期は教育費等家計支出が増加する時期と一致するた</p>					714万円(平成9年)	661万円(平成13年)																																										
714万円(平成9年)	661万円(平成13年)																																																

	<p>め、住宅取得による負担を軽減し、住宅取得を支援する必要がある。 消費支出に占める教育費の割合 4.8% (35～39歳) 9.7% (45～49歳) (=課題の特定)</p> <p>具体的には、住宅ローンを有している者に対して、ローン残高の1%を所得税額から控除する現行の住宅ローン減税制度の適用期限を1年間延長し、平成17年度以降については平成20年までの間に、税額控除期間10年間は維持しつつ、中堅層に見合ったローン水準をカバーする制度への重点化を進める。 (=施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	住宅投資は大きな経済波及効果をもたらす。 国民のマイホーム取得希望は根強いいため、それを支援する本施策に対する社会的ニーズは高い。
行政の関与	雇用・所得環境が悪化するなか、住宅取得を促進するためには、政府の支援が必要。
国の関与	住宅取得支援は、地域に限定されるものではなく、国が関与する必要がある。
施策等の効率性	<p>本施策により、持家取得を支援し、もって居住水準の向上が見込まれる。 住宅投資による経済効果は他の産業に比較しても大きいものであり、施策の効率性は高いと言える。</p> <p>住宅建設による経済波及効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産誘発効果：住宅投資額の1.95倍 (全産業平均：1.82倍 商業1.48倍 電力1.67倍) 耐久消費財の消費拡大(1世帯当たり平均226万円) 10万戸の住宅建設で26.3万人の雇用創出 <p>さらに、今後第2次ベビーブーマー世代が持家を取得する年齢層(35～39歳)となるため、持家取得支援の対象が多く、施策効果が高いと言える。</p>
施策等の有効性	<p>住宅ローン減税制度により、平成14年の持家着工ベースで、9.9万戸の着工効果があったと推測される。(経済効果 4.6兆円)</p> <p>住宅取得を支援する本制度により、持家取得を通じて居住水準の向上が図られる。</p>
その他特記すべき事項	<p>平成14年度の政策チェックアップ(業績測定)</p> <p>政策目標1「居住水準の向上」 (1)良好な住宅取得と賃貸住宅の供給を促進する</p> <p>政策目標3「子育てしやすい社会の実現」 (1)良質なファミリー向け住宅の供給を促進する</p> <p>の評価結果及び今後の取組の方向性を踏まえた新規施策である。 (参考)</p> <p>上記評価における「今後の取組の方向性」</p> <p><政策目標1の(1)関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制、金融等により、優良な持家の取得を促進するとともに、都市再生機構による民間賃貸住宅の供給支援や民間事業者に対する金融、予算等の支援などにより優良な賃貸住宅の供給を促進する。 <p><政策目標3の(1)関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制、金融等により、優良な持家の取得を促進するとともに、都市再生機構による民間賃貸住宅の供給支援や民間事業者に対する金融、予算等の支援などにより優良な賃貸住宅の供給を促進する。

事前評価票【No. 2】

施策等名	NPO等が行うボランティア輸送における運転者に対する人材育成のための教育体制の整備	担当課	自動車交通局旅客課 (旅客課長 田端浩)
施策等の概要	<p>安全で安心して利用できる社会福祉法人、NPO等によるボランティア輸送を実現するため、地域の関係者による協議結果を踏まえて組織的に運転者等の人材育成に取り組むNPO等のうち、輸送安全面で特に先進的な取り組みを行うものに対して所要の支援を行う。</p> <p>【平成16年度予算額：27,040(千円)】</p>		
施策等の目的	<p>単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者等のSTS(スペシャル・トランスポート・サービス)による移動手段の確保において、社会福祉法人、NPO等が実施するボランティア輸送に係る安全性の向上を推進し、安全で安心して利用できるボランティア輸送の実現を図る。</p>		
関連する政策目標	2) バリアフリー社会の実現		
関連する業績指標	-		
指標の目標値等	-		
施策等の必要性	<p>単独では公共交通機関を利用することが困難な重度の移動制約者等の移動手段を確保する観点から、いわゆるSTSを充実するため、NPO等が実施するボランティア輸送については、構造改革特別区域における措置の実施結果を踏まえて当該制度の全国実施を図ることとしているが、14年度に国土交通省が移送サービスを行っているNPO等ボランティア団体を対象に行ったアンケートによると、運転者に対し輸送の安全に関する何らかの講習を受講させている団体は1割に満たない状況となっており、NPO等は、輸送安全に関係して組織的な運転者等の人材育成の体制が必ずしも十分に整っていない状況にある。(=現状と目標のGAP)</p> <p>(これは、NPO等ボランティア団体の多くがその組織的基盤が脆弱であり、組織的に運転者等の人材育成のノウハウを十分に有していないことによるものであると考えられる。(=原因特定))</p> <p>組織的な運転者等の人材育成のあり方については、国において一定の目安を示しつつ、地域の関係者による運営協議の場において改善に向けた具体的な取り組みが決定される仕組みとなっており、運転者の技能や資質の向上に資する人材育成を試みるなどの先進的な取り組みを行うNPO等を国として積極的に支援し、わが国のボランティア輸送に係る輸送安全の向上に向けた自主的な取り組みを推進していく上での呼び水としていく必要がある。(=課題の特定)</p> <p>具体的には、道路運送法に基づく有償運送許可を受けた社会福祉法人、NPO等であって、地域の関係者による協議結果を踏まえて組織的に運転者等の人材育成に取り組むものの中から、輸送安全面で特に先進的な取り組みを行うものに対して所要の支援を行う。(=具体的施策)</p>		
社会的二一ズ	<p>単独では公共交通機関を利用することが困難な重度の移動制約者等の移動手段を確保し、交通バリアフリーを促進する観点から、いわゆるSTSを充実していくことが求められており、その一環として社会福祉法人、NPO等が実施するボランティア輸送についても、安全で安心して利用できるものとしていくことが社会的に求められている。</p>		
行政の関与	<p>組織的な運転者等の人材育成のあり方については、国において一定の目安を示しつつ、行政機関を含めた地域の関係者による運営協議の場において改善に向けた具体的な取り組みが決定される仕組みとなっており、ボランティア輸送に係る輸送安全の向上に向けた先進的な取り組みに対して、公的に支援していくことが必要である。</p>		
国の関与	<p>組織的な運転者等の人材育成のあり方のうち輸送安全に係るものについては、国が全国的な見地から一定の水準を確保し、又は誘導していくことが必要である。</p>		

<p>施策等の効率性</p>	<p>NPO等が組織的に運転者等の人材育成を行うにあたっては、自動車安全運転センター、自動車事故対策センター等が実施する安全運転研修、適性診断等を活用することを検討しているが、これらのセンター等は全国的に組織されており、全国のNPO等が少ない費用で利用することが可能であることから、これらのセンター等を活用して国が全国的な見地での方向性を示すことで、施策の効率的な導入・促進が図られる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>支援策の導入により、輸送サービスを行っているNPO等に対して、組織的な運転者等の人材育成において輸送安全に係る先進的な取組みが促進される。 さらに、モデルシステムとして一般に適用可能なものについては、今後5～10年程度で標準モデル化を検討し、輸送サービスを行っている全てのNPO等ボランティア団体について組織的な運転者等の人材育成体制の整備を促進することにより運転者等の安全能力の底上げが図られることから、NPO等の輸送サービスの安全性の向上に資することとなる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>高齢者、身体障害者等を個別に又はこれに近い形で輸送するサービスの充実を図るため、いわゆるSTS（スペシャル・トランスポート・サービス）の導入及びタクシーの活用に努めること。〔高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案に対する衆議院附帯決議、平成12年4月18日、参議院運輸委員会も同旨〕 また、単独では公共交通機関を利用できないような障害者等の輸送といった、公共交通機関による輸送サービスが十分に提供されないおそれのある分野での移動の確保については、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、STS（スペシャル・トランスポート・サービス）の活用を含め適切な対応を図る。 (障害者基本計画、平成14年12月24日)</p>

事前評価票【No. 3】

施策等名	離島航路補助金における バリアフリー化建造費補助の創設	担当課	海事局国内旅客課 (国内旅客課長 丹上 健)
施策等の概要	離島補助航路に就航する船舶を代替建造及び改造工事する場合、船舶建造費及び改造費のうちバリアフリー化にかかる工事費の50%を補助する。 【平成16年度予算額：76百万円】		
施策等の目的	離島航路は、離島住民の生活の足であり、船舶による輸送は欠かすことができない生活航路である。離島では、都市に比べ高齢化率が高く、高齢者、身体障害者等の移動の利便性及び安全性を図る。		
関連する 政策目標	2) バリアフリー社会の実現		
関連する 業績指標	4) バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合		
指標の 目標値等	平成22年までに一般旅客定期航路事業に就航している船舶の総隻数のうち約50%を移動円滑化された船舶とすること。		
施策等の必要性	<p>離島航路については、過疎化が進んでいることに加え離島住民の高年齢層の比率が高くなっており、就航船舶のバリアフリー化が強く求められている。また、5トン以上の旅客船については、平成14年5月から交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準が適用されており、バリアフリー化が義務づけられている。しかし、平成14年度のバリアフリー化船の実績値は全体でも2%にとどまっている。(=目標と現実のGAP)</p> <p>離島航路事業者は、経営基盤が脆弱なため代替建造を行うにしても資金繰りが困難な状況にあるうえ、さらに、バリアフリー化に要する費用をも負担することとなったことが離島航路におけるバリアフリー化が進まない原因として考えられる。(=原因分析)</p> <p>このため、バリアフリー化を促進する上で補助金を交付することが必要である。(=課題の特定)</p> <p>具体的には、離島補助航路に就航する船舶を代替建造及び改造工事する場合、船舶建造費及び改造費のうちバリアフリー化にかかる工事費の50%を補助することとする。(=具体的施策)</p>		
社会的ニーズ	航路補助の対象となる航路は、離島住民にとって唯一の生活の足であり、離島住民の高齢化も進んでいることから、補助金を交付して当該航路を運航する船舶のバリアフリー化を図ることは離島住民の福祉の向上に資するものであり、社会的ニーズが高い。		
行政の関与	<p>離島航路を含む一般旅客定期航路における船舶のバリアフリー化については、必要な資金の確保について交通バリアフリー法上国の責務として「第20条 国は移動円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない」が規定されており、経営困難な離島航路については、特に政府の関与が必要である。</p> <p>また、平成15年4月に改正された離島振興法では、交通の確保に関する国及び地方の配慮規定「第12条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における島民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実に特別の配慮をするものとする。」が設けられており、改正離島振興法で規定されている国が定める基本方針には「離島航路に就航する船舶の、高齢者・身体障害者に配慮したバリアフリー施設の充実を図ることが重要」とされている。</p>		
国の関与	国は地方公共団体の推薦を受けた上で、離島航路事業者に対し補助することと		

	している。
施策等の効率性	15年度までの離島航路船舶近代化建造費補助金は、離島航路に就航する船舶の近代化(大型化、高速化、フェリー化の何れかに該当)にあたり建造費の一部を補助する制度であったが、本土と比べ離島では高齢化層の比率が高く、船舶のバリアフリー化に取り組むことが喫緊の課題となっていることから、補助要件をバリアフリー化に特化し、効率化を図った。
施策等の有効性	離島では、高齢者比率が高くバリアフリー化が強く求められているが、経営基盤が脆弱である離島航路事業者においては、旅客船のバリアフリー化に伴う費用増加の資金を調達することが困難となる。このため、本補助金により、就航船舶のバリアフリー化に係る費用について、国が地方公共団体の推薦を受けた上で、離島航路事業者に対し補助することにより、離島航路に就航する船舶のバリアフリー化を促進する。
その他特記すべき事項	平成14年度に係る政策チェックアップ(業績測定) 政策目標2「バリアフリー社会の実現」 (3)移動空間をバリアフリー化する の評価結果及び今後の取組の方向性を踏まえた新規施策である。 (参考)上記評価における「今後の取組の方向性」(抜粋) ・上記で分析したように、今後は補助・税制・融資等各種支援制度を有効に活用することで、さらに移動空間のバリアフリー化に努めていく。 ・さらに、車両等については、バリアフリー化がなされたものへの代替をより一層促進するため、さらなる支援措置を講ずることとする。

事前評価票【No.4】

<p>施策等名</p>	<p>全国都市再生の支援のための基本的枠組の構築</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>都市・地域整備局 まちづくり推進課 (まちづくり推進課長 石井 喜三郎)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>構造改革特区、観光立国、地域再生等と連携しつつ、全国都市再生のさらなる推進を図るため、平成15年11月の都市再生本部会合において全国都市再生の新たな支援のための基本的枠組を構築することとされたことを受けて、以下の措置を講ずる。</p> <p>(1) 都市再生特別措置法の一部改正 市町村が都市の再生に必要な公共施設等の整備等に関する計画である都市再生整備計画を作成するとともに、これに基づく事業等の促進を図るため、地方の自主性や裁量性を高めた「まちづくり交付金」の創設、都市計画決定権限等の市町村への移譲等を行う。</p> <p>(2) まちづくり交付金の創設 都市再生整備計画に基づく事業等について、市町村が計画の目標をあらかじめ明確にした上で、交付期間終了時に目標の達成状況等に関する事後評価を行う交付金制度を創設する。</p> <p>【予算額：まちづくり交付金 1,330 億円(国費)】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国都市再生を効率的に推進することにより、身の回りの生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>4) 住環境、都市生活の質の向上</p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>-</p>		
<p>指標の目標値等</p>	<p>-</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>稚内から石垣まで全国の都市を対象として、身の回りの生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る都市再生の取組を推進することを目的とする。</p> <p>しかしながら、地方都市をはじめとする各都市については、防災上危険な密集市街地の存在、市街地の中心部の再生、鉄道による市街地分断の解消など、共通する横断的な、かつ、構造的な課題を抱えている。</p> <p>(= 目標と現状のGAP)</p> <p>その原因として、近年における急速な少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことがあげられる。</p> <p>(= 原因分析)</p> <p>このため、「稚内から石垣まで」を合言葉に国を挙げて取り組んでいる「全国都市再生」を一層推進するため、民間活力が十分でない都市を含む全国の都市において、地域の実情に応じた都市の再生を効果的に進めていく必要がある。</p> <p>(= 課題の特定)</p> <p>よって、地域の実情を熟知した市町村のまちづくりに関する権限の拡充と併せて市町村の自主性・裁量性の高い財政支援制度を創設する等の全国都市再生のための基本的枠組を構築することが妥当。</p> <p>具体的には、市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成し、国は目標達成に相応しいか計画自体を評価し、計画に基づき実施される事業等の費用に充当するための交付金を交付。交付期間終了時、市町村に目標の達成状況等</p>		

	<p>に関する事後評価を求めるとし、その結果等について公表（交付期間は概ね3年から5年）。交付金は市町村の提案事業等も支援対象とするとともに、支援対象の選択を自由とした、地方の自主・裁量性の極めて高い制度である。交付金の創設とあわせてまちづくりに関する権限を地域の実情を熟知した市町村へできる限り一体化する等、全国都市再生の基本的な支援の枠組を構築する。</p> <p>（＝施策の具体的内容）</p>
社会的ニーズ	<p>全国の市町村において、全国都市再生のための地域の特性を活かしたきめの細かい支援を可能とする施策が求められている。</p>
行政の関与	<p>全国都市再生は、民間やNPOのみで実現することは困難であるため、公的支援を行う必要がある。</p>
国の関与	<p>全国都市再生は、都市再生本部において国家的な課題として重視されているため、国が支援する必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>地域の個性や自由な発想を活かした都市再生整備計画に基づき、地域が柔軟に事業等を展開することが可能であるため、公共施設や公益施設の機動的な整備等が可能となり、その結果まちづくりの目標達成に資することとなる。</p>
施策等の有効性	<p>まちづくり交付金は、市町村が地域の特性を活かしてまちづくりの目標を達成するための計画を作成し、国は目標達成にふさわしい計画である場合、計画に位置付けられた事業等に対し期間を限って総合的に交付する制度であるため、まちづくりに関する権限を地域の実情を熟知した市町村へ一体化すること等とあわせて全国都市再生の達成に対して有効である。</p>
その他特記すべき事項	<p>「全国都市再生のための緊急措置」（平成14年4月8日都市再生本部決定）において「全国」を対象にして、「身の回り」の生活の質の向上と「地域経済・社会」の活性化を図るための緊急措置として、「民間投資」を促進する全国の都市再生の取組みを支援するとされている。</p> <p>平成15年11月28日の都市再生本部会合において全国都市再生の支援のための基本的枠組を構築することとされた。</p> <p>平成16年4月16日に閣議決定された、都市再生基本方針の一部変更において、都市再生整備計画の作成に関する基本事項が位置付けられた。</p>

事前評価票【No.5】

<p>施策等名</p>	<p>景観に関する基本的な法制の整備</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>都市・地域整備局 都市計画課 (都市計画課長 山崎 篤男)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るための、我が国で初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」を制定する。 景観法の内容は以下のとおり。 良好な景観の形成に関する国としての基本理念を定めるとともに、国・地方公共団体・事業者及び住民の責務を明確化。 景観行政団体による景観計画の策定とその区域の指定、景観農業振興地域整備計画、自然公園法の特例、景観地区の決定、景観協定、及び景観重要建造物等に関する規定を措置。 景観重要公共施設や電線共同溝法の特例を措置。 景観整備機構による支援や景観重要建造物等についての建築基準法の規制緩和などを措置。 また、景観に関する基本的な法制の整備に併せ、以下の措置を講じる。 景観計画区域内における良好な景観の形成に資する建造物等に係る税制上の特例措置を講じる。 良好な景観を創造する公共事業及び調査について、年度途中の追加的需要に対応して積極的に支援・推進するための予算制度を創設する。 【平成16年度予算額：景観形成事業推進費 200 億円（国費）】 さらに、これらの施策と連携して、緑に関する法制の抜本的な見直しと屋外広告物に関する制度の充実を図ることで、美しい景観と豊かな緑を総合的に実現する。</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>4) 住環境、都市生活の質の向上 5) アメニティ豊かな生活環境の形成</p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>-</p>		
<p>指標の目標値等</p>	<p>-</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>近年、個性のある美しい街並みや景観の形成が求められるようになってきているが、我が国の景観の現状は、街並みが不揃いで、全体として統一感がないこと、都市部をはじめ、電線がはりめぐらされていること、違法広告物が氾濫していることなど、多くの問題を抱えている。 (= 目標と現状の GAP) この原因としては、急速な都市化の中で、まず都市基盤を整備することに重点が置かれ、経済性や効率性、機能性を重視した結果、美しさへの配慮を欠いていたこと等が挙げられる。 (= 原因分析) このような状況を踏まえ、各地で景観条例の制定が進められているが、現行のほとんどの景観条例は届出勧告制による手法であることから、周辺の街並みから著しく不調和なデザインであっても、強制力をもって規制できないという限界がある。また、良好な景観の形成上重要な建造物や樹木を本来の目的に従って利用しつつも保全する手法が不備である。 このような景観をめぐる状況を考えると、良好な景観の形成を国の重要政策課題として位置付け、地方公共団体の取組に法的根拠を与えることが必要である。 (= 課題の特定)</p>		

	<p>具体的には、景観に関する基本的な法制の整備により、景観に関する基本理念や国・地方公共団体・事業者・住民の責務を明確化するとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観重要建造物等の保全、景観整備機構による支援等を行う仕組みを創設し、併せて、良好な景観の形成に資する建築物等に係る税制上の特例並びに良好な景観を創造する公共事業及び調査を支援・推進するための予算措置を講ずるものである。</p> <p style="text-align: right;">(= 施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	<p>経済社会の成熟化に伴う国民の価値観の変化等により、個性ある美しい街並みや景観の形成が求められるようになっており、各地で景観条例の制定（４５０市町村、４９４条例／２７都道府県、３０条例）や景観に配慮した都市整備が進められている。また、各地の地方公共団体からは、景観に関する基本的な法制を整備し、条例だけではできない強制力を含めた法的な仕組みを創設することを要望されている（「全国景観会議」「都市景観形成推進協議会」等）。</p> <p>また、このような価値観の転換点を迎え、国としても、良好な景観の形成を国政上の重要課題として位置付け、総合的な景観施策を強力に進めることとしている（「美しい国づくり政策大綱」等）。</p> <p>なお、観光立国を実現するという観点からも、地域の個性を磨き発揮する「一地域一観光」を推進するための手法として、良好な景観の形成に向けた取組を進めることとしており、「観光立国行動計画」に、景観に関する基本法制の整備を掲げているところ。</p>
行政の関与	<p>良好な景観は、国民共通の資産であり、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。したがって、民意を反映させるための手続を踏んだ上で、行政が必要な制限を定め、建築活動等の行為をコントロールしていく必要がある。</p> <p>また、良好な景観は、観光や地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることから、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組が必要である。</p>
国の関与	<p>国は、良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な法律及び政省令の整備を行う。</p> <p>良好な景観の形成を国政上の重要課題と位置付け、予算・税制と一体となった総合的な景観施策を強力に推進する。</p> <p>また、法の施行後においても、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、国民の理解を深めるとともに、景観行政に関する技術的助言、専門家の育成等を行うことにより、地方公共団体の取組を支援する。</p>
施策等の効率性	<p>本施策は、これまでの地方公共団体における取組を踏まえ、景観に関する基本理念や各主体の責務を明確化し、規制誘導策を中心とする景観に関する基本的な法制を整備し、国民の社会的規範として示すことにより、地域の実情に沿った良好な景観形成を図ろうとするもの。</p> <p>その際、一度破壊された景観を回復することは大きな社会的コストを伴うものであることにかんがみ、行政が民意を反映しつつ定める計画に基づき、事前明示性を確保しながら、住民や事業者による建築等の行為を、良好な景観の形成に資するものに規制・誘導することを中心とすることにより、主として民間の建築活動等の積み重ねによって、施策の目的の実現を効率的に図るものである。</p> <p>また、歴史的街並みの保存等による良好な景観整備が観光客の大幅増加など地域の活性化につながるほか、建築物の修景等による投資が誘発されるなど、経済的な効果ももたらすものと考えられる。</p>

<p>施策等の有効性</p>	<p>今回の景観に関する基本的な法制の整備により、良好な景観の形成に関する基本理念や、国民や行政等の責務が明確に位置付けられる。また、地方公共団体の取組に法的な強制力を付与するとともに、良好な景観の形成に重要な公共施設の整備・管理に係る特例や電線類の地中化を促進するための措置を設けている。これらに加えて、建築基準法に基づく規制の適用除外や税制上の特例及び予算等の措置が一体的に講じられることによって、良好な景観の形成が促進される。</p> <p>上記の施策と連携して、緑や屋外広告物に関する法制度の見直し・充実が図られることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現が図られる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>「観光立国行動計画」(平成15年7月観光立国関係閣僚会議) 「美しい国づくり政策大綱」(平成15年7月国土交通省) 全国景観会議(43都道府県、8政令指定都市)「要望書」(平成15年7月) 都市景観形成推進協議会(13政令指定都市)「景観形成施策の充実について提言書」(平成15年8月) 「社会資本整備審議会答申『都市再生ビジョン』」(平成15年12月) 「自民党国土交通部会街並み景観小委員会報告」(平成15年12月)</p>

事前評価票【No.6】

<p>施策等名</p>	<p>公営住宅の家賃算定に係る利便性係数の改正</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>住宅局総務課 (総務課長 伊藤 淳)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>公営住宅の家賃は、入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模、建設時から経過年数等に応じて定められることとされているが、昨今の経済社会情勢等の変化に伴い、公営住宅の利便性が必ずしも家賃に適切に反映されていない場合もある。このため、公営住宅の家賃の算定に係る利便性を勘案して事業主体が定める数値について、より地域の実情を反映したものになるよう公営住宅法施行令第2条第1項第4号(利便性係数)の改正を行う。</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>公営住宅の利便性係数について、より地域の実情を反映したものとするため、事業主体(公営住宅の供給を行う地方公共団体をいう。以下同じ。)の裁量を拡大して、立地条件等による便益を適切に家賃に反映できるようにする。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>4) 住環境、都市生活の質の向上</p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>-</p>		
<p>指標の目標値等</p>	<p>-</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸される住宅であり、家賃は入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じて低額所得者が負担可能な家賃に設定されるものであるが、昨今の経済社会情勢等の変化に伴い必ずしも個々の住宅が有する立地条件や設備等の便益を適切に家賃に反映していないとの指摘があり、公営住宅の入居者相互間、公営住宅の入居者と非入居者との間に生じる不公平感の一因にもなっている。(=目標と現状のGAP)</p> <p>その原因としては、利便性係数は市町村内における立地条件や設備、住環境等の国が客観的な基準で示すことが困難な利便性を家賃に反映するため、0.7～1.0の範囲内で事業主体がその裁量により定める数値としているが、以下のような問題点がある。(=原因分析)</p> <p>利便性が著しく高い商業地等に立地する公営住宅があらわれており、当該公営住宅の入居者と他の公営住宅の入居者・非入居者との間に不公平感が生じており、このような公営住宅については、その立地が有する便益を適正に家賃に反映できるようにすることが必要であること。</p> <p>立地係数(公営住宅法施行令第2条第1項第1号に掲げる市町村ごとの家賃算定のための数値をいう。以下同じ。)が異なる市町村が合併する場合に、合併により立地係数が高い方の市町村の値に統一されるため、立地係数が低い方の市町村において家賃が上昇するケースが生じるが、この家賃上昇を回避・抑制するための措置が必要であること。</p> <p>このため、地域の実情を的確に家賃に反映させるため、利便性係数の上限・下限の見直しを行うことが必要である。(=課題の特定)</p> <p>したがって、利便性が著しく高い商業地等に立地する公営住宅や合併市町村に係る公営住宅などについて、地域の実情を反映した家賃設定を可能とするため、立地係数の上限「1.6」を超えることがないように利便性係数の範囲を以下の通り見直し、事業主体の裁量の幅を拡大する。(=施策の具体的内容)</p> <p>利便性係数の範囲を 以上 以下とする。</p> <p>0.5</p> <p>次に掲げる数値のうち、いずれか小さい数値とする。</p> <p>イ 1.3</p> <p>ロ 1.6 を立地係数で除した数値</p>		

社会的ニーズ	<p>経済が長期的に停滞するなか、公営住宅の新規建設が困難となる一方、公営住宅へのニーズは依然として高い水準にあり、特に利便性が高い地域に立地する公営住宅の入居者と他の公営住宅の入居者・非入居者間の不公平や、公営住宅管理の非効率性について指摘されている。</p>
行政の関与	<p>公営住宅制度は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸される住宅を供給するものであるため、公的関与が必要である。</p>
国の関与	<p>公営住宅制度は、憲法第 25 条を受けて「国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」ことを目的とするものであるため、国の関与が必要である。</p>
施策等の効率性	<p>利便性係数の上限・下限を見直すことにより、市町村内における立地条件や設備、住環境等の国が客観的な基準を示すことが困難な利便性を、事業主体の裁量により公営住宅の家賃に反映することは、利便性の著しく高い公営住宅や市町村合併に伴う公営住宅等の地域の実情を反映することになる。</p>
施策等の有効性	<p>事業主体の裁量範囲を拡大し、事業主体の自らの判断による、地域の実情に応じた適正な家賃設定を可能とする。</p> <p>立地条件等による便益を適切に家賃に反映させることを可能にし、公営住宅の入居者相互間、公営住宅の入居者と非入居者との間の不公平感の解消、縮小に資する。</p> <p>事業主体の自ら判断により、市町村合併に伴う家賃の上昇を回避、抑制することを可能となる。</p>
その他特記すべき事項	<p>「新たな住宅政策のあり方について（建議）（平成 15 年 9 月社会資本整備審議会住宅地分科会）」において、真に住宅に困窮する者への的確な対応とともに、運営の透明性・効率性を高めるため、利便性等の地域の実情等を家賃へ適切に反映すること等とされた。</p>

事前評価票【No.7】

<p>施策等名</p>	<p>効率的な緑とオープンスペースの確保施策の拡充</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>都市・地域整備局 公園緑地課 (公園緑地課長 高梨 雅明)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>用地取得の困難な都市既成市街地等において、効率的に緑とオープンスペースを確保するために 民有緑地の公開に必要な施設整備に対する補助制度の創設など、民有緑地の保全・活用に対する支援 立体的に区域を定める都市公園、借地方式の都市公園整備の推進等を可能とする「都市緑地保全法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。 都市公園・緑地保全事業等の一体的な実施を支援する統合補助制度「緑地環境整備総合支援事業」の創設【平成 16 年度予算額：50 億円（国費）】等の措置を講じる。</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>都市におけるヒートアイランド現象の進行等の都市環境問題が深刻化している中で、効率的な緑とオープンスペースの確保施策を充実させることによって、緑豊かで快適な都市環境の形成を図ることを目的とする。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>5) アメニティ豊かな生活環境の形成 <社会資本整備重点計画の「水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等」に対応></p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>16) 都市域における水と緑の公的空間確保量</p>		
<p>指標の目標値等</p>	<p>13 m²/人(12 m²/人を約 1 割増) (H19)</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>地球温暖化、都市におけるヒートアイランド現象の進行、人口集中に伴う過密な土地利用等、現代社会の抱える喫緊の課題に対応し、良好な都市環境の形成を図ることを目標として公園・緑地の確保を推進している。しかし都市公園整備の長期的な目標としている 1 人当たり都市公園等面積 20 m²/人に対して、平成 14 年度末現在で 8.5 m²/人に留まっていることが示すように、依然として都市における緑とオープンスペースは不足している。(= 目標と現状との GAP) その原因としては、緑化の推進を重点的に行うべき都市部ほど高い地価、密集市街地の存在等により緑とオープンスペースを確保するための用地取得が難しいため、現行の取り組みの枠内では効果的に用地を確保できないことが原因として考えられる。(= 原因分析) 用地の確保が難しい都市部において、緑とオープンスペースを効率的に確保するためには、既存の都市公園整備手法による取り組みだけでは不十分であり、用地費を縮減するためのより柔軟な用地取得施策や、限られた空間を効率的に緑地として確保するとともに、効果的にネットワーク化する施策の充実が必要である。(= 課題の特定) 現行の緑とオープンスペースの確保施策の見直しを行い、 広域的な緑の骨格軸及び緑の拠点、都市内の水と緑のネットワークの形成を支援することを目的とした都市公園・緑地保全事業等の一体的な実施を支援する統合補助事業の創設 大規模な敷地の建築物を対象とした緑化の義務づけ、市民緑地制度の拡充と支援等、民有緑地の公開に対する補助制度の創設 借地による公園整備の推進、駐車場、店舗等他施設の一部を公園区域として定めることができるような立体公園制度の創設等の都市公園整備施策の充実 等の民間との連携による効率的な都市公園の整備・緑地の保全・都市空間の緑化施策を充実させるとともに、道路・河川事業等との行政間の連携の充実を図り、これら総合的な取り組みによって緑豊かで快適な都市空間の実現を図る。(= 施</p>		

	策の具体的内容)
社会的ニーズ	都市においては、人口・産業の集中等によりヒートアイランド現象の進行、良好な自然環境の喪失、居住環境の悪化等、多くの課題が同時に顕在化しており、これらの課題に対応し、緑豊かで快適な都市空間の実現を図るため、緑とオープンスペースを確保することが求められている。
行政の関与	大都市におけるヒートアイランド現象の進行等都市環境問題の深刻化、居住環境の悪化等への対処は国民生活を向上させるものであり、公益性が高く、行政の関与が必要である。
国の関与	地球温暖化等地球環境問題の深刻化、ヒートアイランド現象の進行等都市環境問題の深刻化等、現代社会の抱える喫緊の課題への対処は広域的な取り組みを必要とするものであり、地球温暖化推進大綱(平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部決定)や規制改革推進3か年計画(平成15年3月28日閣議決定)、都市再生プロジェクト等でも都市緑化等の推進、大都市圏における都市環境インフラ再生のためのまとまりのある自然環境の保全・緑の創出等が位置づけられていることから、国としての関与が必要である。
施策等の効率性	立体的に区域を定めることのできる都市公園制度の導入や借地方式の都市公園整備の推進、市民緑地制度の拡充等の施策を導入することによって、既成市街地等の用地確保が困難な地域において安価かつ効率的に公園・緑地を確保することが可能となる。
施策等の有効性	市街地の大半を占める民有地を対象とし、立体的に区域を定めることのできる都市公園制度の創設、市民緑地制度の拡充、大規模建築敷地における緑化面積の割合に対する規制の導入等の都市公園整備、緑地保全、緑化施策を充実し、官民の連携によって緑地をネットワーク化することにより、個々の取り組みでは十分な効果を発揮できないヒートアイランド現象の進行等の都市環境問題に対して効率的・総合的な取り組みが可能になる。
その他特記すべき事項	<p>社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会報告「今後の緑とオープンスペース確保方策について(平成15年4月)」において、水と緑のネットワーク構築に対応した総合的な指標を設定し、その達成を図るべきであるとされている。</p> <p>平成14年度の政策チェックアップ(業績測定) 政策目標8「アメニティ豊かな生活環境の形成」 (3)公共空間における緑化等を推進する の評価結果及び今後の取組の方向性を踏まえた新規施策である。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等我が国が抱える緊急的な課題に対応し、水と緑豊かで美しい景観を有する生活環境を形成することを目標として、公共空間の緑化を行うための以下の取り組みを総合的に推進する。 明確な事業効果が発現するような事業への重点的投資による事業効果の早期発現等、都市公園事業の重点化の推進 借地方式・立体的な土地利用による都市公園整備の推進

事前評価票【 8】

施策等名	都市再生等に資する河川敷地占用許可準則の特例措置の創設	担当課	河川局水政課 (課長 長谷川 伸一) 河川局治水課(課長柳川城二)
施策等の概要	民間主体による占用や、オープンカフェ、売店等の営利的な施設の設置など、現行の河川敷地占用許可準則(以下「準則」という。)においては認められていない河川敷地の利用について、都市再生、地域活性化等を促進する観点から、より地域の要望に応じた自由な利用が可能となるよう準則の特例措置を創設する。		
施策等の目的	都市再生、地域活性化等に資するよう河川敷地利用の高度化を図る。		
関連する政策目標	5) アメニティ豊かな生活環境の形成 <社会資本整備重点計画の「水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等」に対応>		
関連する業績指標	-		
指標の目標値等	-		
施策等の必要性	<p>近年、都市再生や構造改革特区における地方公共団体の要請等にもあるとおり、ライトアップ施設等の修景施設や、オープンカフェ等の集客施設の設置など、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりを目的とした河川敷地利用に対する要請が強くなってきており、これらの要請への対応が強求められているところであるが、現行においては、占用許可ができないものもあり、対応することが困難な状況にある。(=目標と現状のGAP)</p> <p>これは、河川敷地の占用許可に当たっての審査基準を定めている現行の準則においては、ライトアップ施設やオープンカフェ等の設置、また原則として民間主体による占用を認めていないことが原因である。(=原因分析)</p> <p>このため、都市再生等に資すると認められる施設の設置等が可能となることにより、より地域の要望に応じた自由な河川敷地利用が可能となるよう新たな占用許可基準を策定することが必要である。(=課題の特定)</p> <p>具体的には、現行の準則では認められていない占用主体や占用施設等について、都市再生、地域活性化等を促進する観点から、その設置が可能となるよう準則の特例措置を創設する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	広島市や大阪市における「水の都」構想(太田川沿川や道頓堀川において、オープンカフェやイベント実施に係る集客施設等を設置し、賑わいのある水辺空間の創出等を図る)を始め、都市再生等の観点からの河川敷地利用に対する社会的ニーズは高い。		
行政の関与	河川管理者である行政が主体的に対策を講じることが不可欠である。		
国の関与	河川敷地の占用許可に当たっての審査基準である現行準則の特例措置を創設し、河川敷地利用の高度化を図れるように占用許可制度の充実に努めるのは、国として果たすべき責務である。		
施策等の効率性	本施策の実施により、従来では、原則的に認められていなかった占用主体・施設等による占用が可能となることから、水辺と一体となった施設整備等による水辺と周辺施設等の調和を効率的に図ることが可能となる。		
施策等の有効性	本施策を実施することにより、より地域の要望に応じた自由な河川利用が可能となり、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりが可能となる。		
その他特記すべき事項	<p>都市再生プロジェクト(都市再生本部決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水都大阪の再生」(大都市圏における都市環境インフラの再生) ・「水の都の再生～広島～」(地方中核都市における先進的で個性ある都市づくり) <p>都市再生緊急整備地域(政令指定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪駅周辺・中の島・御堂筋周辺地域 <p>地域再生推進のためのプログラム(地域再生本部決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「河川占用許可の弾力化」 		

事前評価票【No.9】

<p>施策等名</p>	<p>景観や利用に配慮した「いきいき・海の子・浜づくり」の拡充</p>	<p>担当課</p>	<p>河川局砂防部保全課海岸室 (海岸室長 細見寛) 港湾局海岸・防災課 (海岸・防災課長 内村重昭)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>いきいき・海の子・浜づくりについて、文部科学省の野外教育・社会教育・生涯教育スポーツ活動等の施策と連携し、青少年を中心とする自然・社会教育活動の場(野外活動・体験学習等)、マリンスポーツの場としての利用しやすい海岸づくりを行ってきたことに加えて、大規模地震による災害への対応や都市と農山漁村の共生対流及び観光振興の要望の増大に伴う対応策として、景観や利用、生物の生息・生育環境に配慮した施設の改良ができるよう、事業内容の拡充を行う。</p> <p>【予算額：海岸事業費56,407百万円(国費)の内数】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>本施策は、青少年が安全に野外教育・社会教育、生涯教育スポーツ活動等を実現できる海岸の形成を図ることを目的とする。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>5) アメニティ豊かな生活環境の形成</p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>15) 人々が海辺に親しむことのできる海岸の延長</p>		
<p>指標の目標値等</p>	<p>15) 6,800km(平成19年度)</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>平成11年の海岸法改正により、法の目的として、従来の「防護」に「海岸環境の保全」及び「適正な利用」が加えられる等、日常的に海岸を訪れ、憩い、楽しむ海岸の形成を目標とした海岸整備を行っているところである。また、近年の観光ニーズが体験型や滞在型に多様化するとともに、自然体験を通じた環境教育の充実が必要となっている。しかしながら現状では、海岸の防護のみを目的とした施設整備により海岸の景観を損ねる離岸堤やアクセスを妨げる直立堤防が設置されている地域が見られている。(=目標と現状のGAP)</p> <p>現行の制度では、防護上の機能を向上させる施設整備は可能であるが、景観や利用を目的とした施設の改良等を行なうことができないことが原因と考えられる。(=原因分析)</p> <p>景観や利用を目的とした海岸の整備ができるよう制度を充実させる必要がある。(=課題の特定)</p> <p>具体的には、「いきいき・海の子・浜づくり」の拡充を行い、安全に野外活動や体験学習等を行なえるよう安全情報伝達施設の整備や文化資源・交流施設の防護を目的とした施設の整備、景観や利用、生物の生息・生育環境に配慮した施設の改良を推進する。(=施策の具体的内容)</p>		
<p>社会的ニーズ</p>	<p>海岸の持つ良好な自然環境を活用し、体験型観光や野外学習、各種スポーツ活動といった多様な利用に対する社会的なニーズは高い。自然豊かな海岸環境</p>		

	を創出することにより、地域の活性化に資することが期待される。
行政の関与	海岸管理者である行政が主体的に対策を講じる必要がある。
国の関与	平成 11 年に「環境」及び「利用」を新たに法目的に追加し、海岸法を改正したことに鑑み、国として積極的に海岸環境の保全や利用の促進に努めるよう制度を充実する必要がある。
施策等の効率性	本施策の実施により、自然豊かな海岸環境を充実し、その良好な環境の中で、自然体験や野外活動、スポーツ学習といった多様な利用が可能となり、この活動を通じた地域の活性化を図ることができる。
施策等の有効性	自然体験や野外活動、スポーツ学習等を推進するためには、良好な海岸環境を創造していく必要がある。本施策は、海辺に親しむことのできる海岸の延長を平成 19 年度までに 6,800km とする目標の達成に資するものである。
その他特記すべき事項	<p>平成 14 年度の政策チェックアップ（業績測定） 政策目標 8 アメニティ豊かな生活環境の形成 （1）海岸における親水空間等を形成する の評価結果及び今後の取組の方向性を踏まえた新規施策である。 （参考） 上記評価における「今後の取組の方向性」 ・今後も、面的防護方式を取り入れ、かつ、親水性に配慮した海岸整備の充実に努める。</p>

事前評価票【No.10】

施策等名	都市型水害対策に資する下水道整備の推進	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局 下水道部下水道事業課 (下水道事業課長 江藤 隆)
施策等の概要	<p>頻発する都市型水害への対応等重点的に浸水対策を推進するため、浸水被害緊急改善下水道事業の創設を図る。</p> <p>【平成16年度予算額:下水道事業費及び都市水環境整備事業費 8,749億円(国費)の内数】</p>		
施策等の目的	<p>近年頻発している都市型水害では、被害が当該地域のみにとどまらず、社会経済活動に多大な影響を与える事態が見受けられるため、都市活動に重大な影響を及ぼす地域の浸水安全度の向上を図る。</p>		
関連する政策目標	<p>7) 水害等による被害の軽減 <社会資本整備重点計画の「水害等の災害に強い国土づくり」に対応></p>		
関連する業績指標	<p>23) 下水道による都市浸水対策達成率</p>		
指標の目標値等	<p>54% (平成19年度)</p>		
施策等の必要性	<p>浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するために、都市活動に重大な影響を及ぼす地域の浸水安全度を向上させることが緊急の課題である。しかし、近年頻発している都市型水害では、被害が当該地域のみにとどまらず、社会経済活動に多大な影響が及ぶなど、都市の基盤である下水道施設の機能向上は十分に図られているとはいえない。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>都市化の進展に伴い、雨水の浸透量が減少し、短時間に多量の雨が流出すること、および、局所的な集中豪雨の発生により、都市における浸水への危険度が増大している。(=原因分析)</p> <p>都市型水害の解消を図るには、より効率的で効果的な雨水対策を実施するための支援が必要。(=課題の特定)</p> <p>このような現状を踏まえ、また、平成15年に制定された「特定都市河川浸水被害対策法」の円滑な実施を図るため、以下の施策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下空間利用が高度に発達しており当該空間の浸水のおそれのある地区、都市機能集積地区、床上浸水被害未解消地区、特定都市河川流域の都市浸水想定区域、河川に排水するためのポンプの運転調整を実施する地区について、再度災害防止等の観点から、浸水被害の軽減及び解消を図るため、期限を定めた上で、一定規模以上の雨水貯留・排水施設のほか、ローカルルール導入の一環として雨水浸透施設を補助対象とするとともに、床上浸水被害を被った地区については、迅速に対策を講ずるため、被災年度から予算措置する「浸水被害緊急改善下水道事業」を創設。(=施策の具体的内容) 		
社会的ニーズ	<p>平成15年7月の福岡県飯塚市における浸水被害等、機能・資産が集積した都市において都市型水害が多発し、日常生活に多大な被害が生じるとともに、経済活動の停滞を招くなど都市の安全確保が緊急の課題。浸水対策には、内水と外水の対策を一体的に進める必要があり、下水道事業と河川事業の連携による事業の実施が求められている。</p>		
行政の関与	<p>都市の浸水に対する安全確保は都市活動を支える基盤であり公的関与が不可欠。</p>		
国の関与	<p>都市の安全を確保するための下水道整備は、国政上の重要課題である都市再生に資する基本的な社会資本整備であり、国の関与が必要である。</p>		
施策等の効率性	<p>下水道事業と河川事業が連携して事業を推進することにより、事業調整による効率的な施設整備が図られる。</p> <p>浸水被害緊急改善下水道事業の対象施設に浸透施設を位置づけることで、地域の実情に応じた施設整備が図られる(ローカルルールの導入)</p>		

施策等の有効性	地下空間利用が高度に発達しており当該空間の浸水のおそれのある地区、都市機能集積地区、床上浸水被害未解消地区、特定都市河川流域の都市浸水想定区域、河川に排水するためのポンプの運転調整を実施する地区について、再度災害防止等の観点から、浸水被害の軽減及び解消が図られるとともに、床上浸水被害を被った地区については、迅速に対策を講じることが可能となる。
その他特記すべき事項	特定都市河川浸水被害対策法関連（H16年度施行）

事前評価票【No.11】

<p>施策等名</p>	<p>特定都市河川流域における浸水被害対策の総合的な推進に係る税制の改正及び融資制度の改正</p>	<p>担当課</p>	<p>河川局水政課 (課長 長谷川伸一) 治水課 (課長 柳川城二) 河川環境課 (課長 坪香伸) 都市・地域整備局下水道部 (流域管理官 藤木修)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>「特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)」に規定する特定都市河川流域内を対象として、雨水貯留浸透施設等の設置の促進に関して、雨水貯留・利用浸透施設にかかる所得税・法人税の割増償却制度(5年間、1割増)について、貯水容量による制限を200m³以上から100m³以上に緩和する。あわせて、雨水貯留浸透施設のうち義務化にかかる施設については日本政策投資銀行の低利融資の対象とする。</p> <p>また、雨水貯留浸透施設に係る固定資産税・都市計画税のうち、義務化された施設については償却資産の課税標準を1/2とするともに、土地については適正に評価するよう通知する。</p> <p>【減収見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税・法人税 1百万円 ・固定資産税・都市計画税 2百万円 		
<p>施策等の目的</p>	<p>新法に基づき指定する特定都市河川流域においては、割増償却制度を拡充することにより、住民や事業者等の民間主体による特定都市河川流域内での雨水貯留浸透施設等の設置の促進を図る。</p> <p>また、義務化された施設については政策投資銀行の融資対象とすることにより、施設の適切な設置を図る。</p> <p>なお、特定都市河川流域において民間主体により設置された雨水貯留浸透施設は、流域の浸水被害防止のために設置された公益的機能を有する施設であることから、償却資産について当該固定資産が供されている用途に鑑み固定資産税及び都市計画税の非課税等の負担軽減措置を講ずる。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>7)水害等による被害の軽減 <社会資本整備重点計画の「水害等の災害に強い国土づくり」に対応></p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>21)「床上浸水を緊急に解消すべき戸数」 23)「下水道による都市浸水対策達成率」</p>		
<p>指標の目標値等</p>	<p>21)約6万戸(平成19年度) 23)54%(平成19年度)</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>近年、東海水害(H12)、福岡水害(H11, H15)に見られるように都市部における都市型の浸水被害が頻発しており、これを防止するため「特定都市河川浸水被害対策法」が成立したところ。</p> <p>しかしながら、一定規模未満の開発や宅地等における開発については、雨水の流出抑制に対して法令上努力義務にとどまっており、また、既存の防災調整池について、埋立等の事例が発生している。(=目標と現状のGAP)</p> <p>これは、民間事業者等による義務付け以外の雨水貯留浸透施設や既存の防災調整池について、流域の浸水被害防止に供するなど公共の用として一定の役割を</p>		

	<p>担わせていることに反して十分なインセンティブがないことによる。</p> <p>これには以下のことが要因と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の雨水貯留・利用浸透施設にかかる割増償却制度（法人税・所得税）は適用にあたっての規模要件があること ・ 雨水貯留浸透施設の設置に関する民間事業者等に対する低利融資制度がないこと ・ 雨水貯留浸透施設に対して、その設置目的が公的機関からの要請により設置されたものであるにもかかわらず固定資産税等が宅地並みに課されている場合があること（＝原因分析） <p>このため、これらの要因に対して、以下の施策を行うことにより流域の浸水被害防止を一層推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定都市河川流域における雨水貯留・利用浸透施設にかかる割増償却制度（法人税・所得税）の規模要件を緩和 ・ 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設の設置に関して民間事業者等に対する低利融資制度を創設 ・ 特定都市河川流域において設置された雨水貯留浸透施設に対して、固定資産税及び都市計画税の特例措置を創設（＝課題の特定） <p>具体的には、以下の施策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水貯留・利用浸透施設にかかる所得税・法人税の割増償却制度（5年間、1割増）について、新法に規定する特定都市河川流域においては、貯水容量による制限を200m³以上から100m³以上に緩和する。 ・ あわせて、設置が義務づけられた雨水貯留浸透施設に関して日本政策投資銀行の低利融資の対象とする。 ・ 設置が義務づけられた特定都市河川流域に存する雨水貯留浸透施設については、固定資産税及び都市計画税に関して、償却資産の課税標準を1/2とするとともに、土地について適正に評価する。（＝施策の具体的内容）
<p>社会的ニーズ</p>	<p>開発の著しい都市地域において、集中豪雨等による浸水被害に対処するためには、適切な役割分担のもと、貯留浸透施設の整備推進や適切な機能維持が必要である。</p> <p>かねてより都市部の河川流域における総合的な治水対策の推進について地方公共団体より要望がある。例えば、神奈川県からは、都市河川について、総合的な治水対策の充実・強化を図るため、遊水池建設等の治水施設の整備に対する支援を積極的に図るとともに、流域における土地利用等を適切に誘導・調整できるようにするため、関係法令を体系的に整備されたいとの要望がある。（平成14年7月）</p> <p>また、新法に対する付帯決議として、「民間の防災調整池については、適切な管理がなされその効用が十分に全うされるよう積極的な助言、支援につとめること」「宅地造成等については、流域住民の安全性の確保を図るため、計画的な整備が行われるよう措置すること」とされている。（平成15年6月）</p>

事前評価票【No.12】

施策等名	土砂災害の発生のおそれがある区域からの移転促進のための税制の創設	担当課	河川局砂防部砂防計画課 (課長：亀江 幸二) 住宅局建築指導課 (課長：小川 富由)
施策等の概要	土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域等内にある建築物の移転を促進するため、区域外に新たに建築物を取得する場合の不動産取得税の特例措置を創設する。 【減収見込額】 ・不動産取得税：17百万円		
施策等の目的	土砂災害特別警戒区域等内から区域外への移転を余儀なくされる者に対し、本課税特例措置により早急かつ円滑な移転の促進を図ることで、土砂災害特別警戒区域等の指定を促進することを目的とする。		
関連する政策目標	7)水害等による被害の軽減		
関連する業績指標	26)土砂災害から保全される戸数		
指標の目標値等	26)約140万戸(平成19年度)		
施策等の必要性	<p>土砂災害防止法により、土砂災害が生じた場合建築物に損壊が生じ住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域として指定すること等により、土砂災害のおそれのある区域からの住民等の移転を促してきたところである。しかし、移転に要する費用負担が多いため、既存の建築物の移転の促進が図られず、土砂災害防止対策の推進に著しい支障が生じている。(=目標と現状のGAP)</p> <p>この原因として、土砂災害特別警戒区域等の指定は、ほとんどの場合住民等にとって予想外の事態であるのに加え、本人に何ら責を帰すべき事情がないにもかかわらず、住宅等の新規取得を余儀なくされるが、そのための十分な支援措置が講じられていないことが考えられる。(=原因分析)</p> <p>このため、移転を余儀なくされる住民等に対し、現行の融資制度等のほかに移転費用の負担を軽減するための特例措置を講じる必要がある。(=課題の特定)</p> <p>具体的には、以下の特例措置を創設する。 不動産取得税の課税標準の特例措置の創設 ・課税標準を4/5に軽減(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	現在、全国には約21万箇所の土砂災害危険箇所が存在するが、その大半が未対策のままとなっており、毎年約1,000件の土砂災害が発生している。平成15年7月に発生した九州地方における梅雨前線豪雨により22名が死亡するなど、土砂災害による死者は自然災害全体の死者の約半分を占めており、一刻も早く土砂災害による生命・財産の損失をなくすことが求められている。		
行政の関与	税制上の特例措置を講じる。(行政) 建築物の移転等を実施する。(民間)		
国の関与	税制改正が必要である。		
施策等の効率性	従来、土砂災害防止工事等の実施により土砂災害の危険箇所の整備が進められてきたが、土砂災害による犠牲者は依然後を絶たず、その一方で危険な地区に人家等が立地し続けている状況に鑑み、ハード対策と一体的に被害が生じるおそれがある区域における建築物の移転促進(税制の特例措置)を図ることで、より効率的、効果的な土砂災害防止対策が講じられる。		

施策等の有効性	本特例措置により、早急かつ円滑な移転促進が図られるため、土砂災害による被害が軽減される。
その他特記すべき事項	土砂災害から人命を守るため、平成13年4月「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」が施行されたところ。

<p>行政の関与</p>	<p>原則的には、流域の治水安全度を上げることは行政が担当し、現状の治水安全度を下げないために開発による流出増分を抑制することは民間の責務。</p> <p>民間事業者等に対する雨水浸透阻害行為の規制は最低限のものとし、それ以上の部分については、行政による有効なインセンティブのもと、民間が実施することが適切。</p>
<p>国の関与</p>	<p>税制、融資制度改正については、流域における浸水被害の防止という政策にかかわる事項であることから、国の関与が必要。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>民間事業者等の設置する雨水貯留浸透施設の設置を促進するためには、補助金による制度ではなく、政策融資、優遇税制によることは各民間主体のもと効率的な施設の設置が期待され、また審査、査定に関する不必要な行政コストを削減することができ、効率的である。</p> <p>また、雨水貯留浸透施設に関する固定資産税等の扱いに関しては、従来市町村により扱いがまちまちであったが、統一して非課税等とすることにより適切な管理に資することとなり、これも補助金等と比較して公平で効率的である。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>本税制、融資制度改正により、特定都市河川流域の民間事業者等による雨水貯留浸透施設の適切な設置、管理に資することとなる。</p> <p>具体的には、</p> <p>税制；特定都市河川流域に存する雨水貯留浸透施設について、固定資産税等を適正に評価することで、調整池の埋め立て等の貯留浸透機能の滅失を防ぐことができ、また雨水貯留浸透施設の設置に係る法人税、所得税の割増償却措置による雨水貯留浸透施設の設置が促進されることにより、浸水被害の軽減が図られる。</p> <p>固定資産税の軽減措置 年平均被害軽減額 約9百万円 所得税、法人税の割増償却 年平均被害軽減額 約3百万円</p> <p>融資；特定都市河川流域に存する雨水貯留浸透施設の設置について、政策融資を行うことにより、適切な設置が図られ、もって浸水被害の軽減が図られる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>河川審議会の中間答申「流域での対応を含む効果的な治水の在り方について」(平成12年12月)</p> <p>都市計画中央審議会基本政策部会下水道小委員会報告「今後の下水道制度の在り方について」(平成12年12月)</p> <p>社会資本整備審議会河川分科会答申「新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方について」(平成15年2月)</p> <p>社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会下水道・流域管理小委員会報告「今後の下水道の整備と管理及び流域管理の在り方はいかにあるべきか」(平成15年3月)</p> <p>特定都市河川浸水被害対策法成立(平成15年6月)</p>

事前評価票【No.13】

施策等名	海岸事業における災害弱者対策の推進	担当課	河川局砂防部保全課海岸室 (海岸室長 細見寛) 港湾局海岸・防災課 (海岸・防災課長 内村重昭)
施策等の概要	<p>背後浸水想定区域内に学校・老人ホーム・病院等の災害弱者関連施設を有する海岸を対象に、海岸事業に係る採択要件を見直し、更に津波・高潮等の海岸災害から子供、高齢者、障害者等の災害弱者を保護し、安全かつ安心な生活基盤を確保する施設整備等を実施することにより災害弱者対策を緊急的に推進する。</p> <p>【予算額：海岸事業費56,407百万円(国費)の内数】</p>		
施策等の目的	津波や高潮等海岸災害時に自力避難が困難な災害弱者は災害の犠牲となりやすいことから、これに関連した各種施策を実施し、海岸災害から子供、高齢者、病人等の災害弱者を防護し、安全かつ安心な生活基盤を確保する。		
関連する政策目標	7) 水害等による被害の軽減		
関連する業績指標	28) 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積		
指標の目標値等	28) 10万ha(平成19年度)		
施策等の必要性	<p>沿岸地域は、津波・高潮等の海岸災害に対し脆弱な特性を有していることから、海岸保全施設の整備により一定の防護水準を確保してきたものの、現在も整備の遅れている地域が存在している。特に、近年、東海地震等の大規模地震の発生が懸念されており、地震により発生する津波対策等に対するニーズも高まりを見せている。</p> <p>このような状況を踏まえ、海岸付近に多数存在する災害時に犠牲になりやすい災害弱者の防護を重点的に行うことが必要であるが、整備の遅れから災害弱者が利用する施設の防護が十分に出来ていないのが現状である。</p> <p>(=目標と現状のGAP)</p> <p>これらの原因としては、海岸事業における採択要件が、災害弱者が利用する施設の防護を重視するようになっていなかったことが考えられる。</p> <p>(=原因分析)</p> <p>災害弱者に対する安全性を確保するために、海岸事業の採択要件の見直しや各種施設整備を行うことが必要である。(=課題の特定)</p> <p>具体的には、背後浸水想定区域内に学校・老人ホーム・病院等の施設を有する海岸を対象に、海岸事業に係る採択要件のうち、防護人口要件について災害弱者関連施設利用数に基づき判定するように見直しを行うとともに、災害弱者が安全かつ容易に避難できる緩傾斜堤の整備や既存施設のバリアフリー化、安全情報伝達システムの整備、避難用通路を兼用した管理用通路の整備を行う。</p> <p>(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	背後地に災害弱者に関連する施設を有する海岸の整備については、少子高齢化の観点からも社会的ニーズが高い一方で、事業の採択要件に満たない箇所も多く、事業に着手できない場合も多い。		
行政の関与	海岸管理者である行政が主体的に対策を講じる必要がある。		
国の関与	海岸法の主たる目的である海岸の「防護」は国として果たすべき責務であり、各種の制度の充実に努める必要がある。		
施策等の効率性	本施策の実施により、災害時に犠牲になりやすい高齢者、病人等の災害弱者を防護することで、災害の被害を効率的に低減することが可能である。		

<p>施策等の有効性</p>	<p>子供や高齢者、病人等の災害弱者を防護し、安全かつ安心な生活基盤を確保することが重要である。本施策は、津波・高潮等の災害から防護されていない土地面積を平成 19 年度までに 10 万 ha まで解消するとする目標の達成に資するものである。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>平成 14 年度の政策チェックアップ（業績測定） 政策目標 18 「災害による被害の軽減」 （5）津波・高潮等の災害による被害を軽減するため、施設整備を行うの評価結果及び今後の取組の方向性を踏まえた新規施策である。 （参考） 上記評価における「今後の取組の方向性」 ・海岸保全施設の効果的な整備とともに、情報伝達施設等の整備とあわせ、住民の自衛(避難)行動によるソフト対策を含めた総合的な防災対策を進める。</p>

事前評価票【No.14】

施策等名	総合的な津波・高潮災害対策の強化事業の拡充	担当課	河川局砂防部保全課海岸室 (海岸室長 細見寛) 港湾局海岸・防災課 (海岸・防災課長 内村重昭)
施策等の概要	<p>大規模地震による津波や地震被害の可能性がある地域において、従来の「総合的な津波・高潮災害対策の強化事業」を拡充し、地域住民が迅速に避難できるよう緊急時の対応にも活用できる管理用通路を整備し、災害の未然防止から応急対応、復旧までを含むハード・ソフトが一体となった総合的な取り組みを推進する。</p> <p>【予算額：海岸事業費56,407百万円(国費)の内数】</p>		
施策等の目的	<p>本施策は、海岸の防護施設の整備等ハード施策に加えて、地域住民の避難等のソフト施策と一体となった総合的な防災対策を講じることにより、海岸背後で生活する住民の安全・安心を確保する。</p>		
関連する政策目標	7) 水害等による被害の軽減		
関連する業績指標	28) 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積		
指標の目標値等	28) 10万ha(平成19年度)		
施策等の必要性	<p>海岸事業においては、一定の防護水準を確保することを目標として海岸保全施設の整備により海岸背後で生活する住民の生命等の安全を確保してきたところである。また、平成16年3月には東南海・南海地震防災対策推進基本計画策定されるなど、大規模地震に対して津波や地震被害の可能性がある地域の安全確保が緊急な課題となっており、津波・高潮対策について一層の効率的実施が求められている。しかしながら、沿岸域への宅地開発等により、防護されていない面積は依然として多いのが現状である。(昭和60年度末の防護されていない面積約24万ha 平成14年度末の防護されていない面積約15万ha) (= 目標と現状のGAP)</p> <p>大規模地震による津波災害に対応した海岸保全施設の整備は、多額の費用及び長期にわたる整備期間を要することから、津波災害が懸念される地域において、施設の整備が遅れ、防護水準を満たしていないこと等に原因があると考えられる。(=原因分析)</p> <p>災害による被害を軽減するために、施設整備により被害を防止するとともに、被害後の迅速な復旧にも配慮した整備が行える制度が必要である。(=課題の特定)</p> <p>具体的には、従来の「総合的な津波・高潮災害対策の強化事業」を拡充し、これまで整備ができなかった、津波の即時来襲が懸念される危険地帯を対象とした緊急時の対応にも活用できる管理用通路の整備を行なう。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	大規模地震等による災害に対するこれまでのハード対策はもちろんのこと、避難場所や被害の早期復旧に資する防災活動拠点の確保は社会的ニーズが高い。		
行政の関与	海岸管理者である行政が主体的に対策を講じる必要がある。		
国の関与	海岸法の主たる目的である海岸の「防護」は国として果たすべき責務であり、各種の制度の充実に努める必要がある。		
施策等の効率性	本施策の実施により、被災後の迅速な災害復旧が可能となり、災害の未然防止から被災からの復旧も含め、被害を低減することが可能となる。		

<p>施策等の有効性</p>	<p>海岸背後において生活している住民の生命や財産を守るため、海岸保全施設の整備とあわせて、災害を未然に防止する対策を講じることは極めて重要である。本施策は、津波・高潮等の災害から防護されていない土地面積を平成 19 年度までに 10 万 ha まで解消するという目標の達成に資するものである。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>平成 14 年度の政策チェックアップ（業績測定） 政策目標 18 「災害による被害の軽減」 （5）津波・高潮等の災害による被害を軽減するため、施設整備を行うの評価結果及び今後の取組の方向性を踏まえた新規施策である。 （参考） 上記評価における「今後の取組の方向性」 ・海岸保全施設の効果的な整備とともに、情報伝達施設等の整備とあわせ、住民の自衛（避難）行動によるソフト対策を含めた総合的な防災対策を進める。</p>

事前評価票【No. 15】

施策等名	北西太平洋津波監視システムの整備	担当課	気象庁地震火山部管理課 (管理課長 西出 則武)
施策等の概要	日本の遠方で発生した地震、津波に対して迅速かつ正確に情報を作成し、日本国内をはじめ北西太平洋地域の各国に提供する。 【平成 16 年度予算額：35 百万円】		
施策等の目的	日本沿岸のみならず、日本の遠方で発生した地震に関する情報と津波の影響を迅速かつ正確に把握し、情報発表することにより、我が国の津波災害の軽減に資するとともに、この情報を関係諸国に提供することにより国際貢献に資することを目的とする。		
関連する政策目標	7) 水害等による被害の軽減		
関連する業績指標			
指標の目標値等			
施策等の必要性	<p>日本周辺で発生する津波については、地震発生後概ね 3 分で情報を発表できる観測・監視体制を確保している。しかし、たとえばマリアナ海溝等で地震が発生した場合は 2 ～ 3 時間で津波が日本に襲来するにもかかわらず、津波予報発表までに 1 ～ 数時間を要している。(= 目標と現状の G A P)</p> <p>津波の波高、到達時間等の情報は、発生した地震の震源の位置と規模等に基づいて算出するが、遠地で地震が発生した場合は国内の観測データのみではその震源を正確に算出することは困難である。現状では、主として海外の機関が算出した震源等の情報入手を待って予報作業に着手せざるを得ない。 (= 原因分析)</p> <p>このため、国内の観測データだけで遠地の震源を算出する処理手法の精度向上、迅速に海外データを活用するためのオンライン処理等の技術開発を行ってきたが、最近のインターネット利用技術の進展、処理装置の能力向上等により実用化できる段階に至り、その体制確立が必要となった。 また、海外からのデータ入手、情報提供にあたっては、関係諸国との意見交換、技術調整が必要となる。(= 課題の特定)</p> <p>国内の観測データならびに海外の観測、処理データをオンラインで処理し、短時間で遠地地震に関する津波予報が発表できるシステムを導入し、我が国にみならず関係諸国に情報を提供する。 また、外国機関への情報提供、観測データ交換に関する意見交換、技術調整を関係諸国と行う。(= 施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	遠地での地震、津波に関する迅速かつ正確な情報の提供が求められている。また、平成 5 年 (1993 年) 北海道南西沖地震を契機に、太平洋津波警報組織の加盟国から、津波災害防止のため、わが国が北西太平洋地域のセンターとして津波に関する情報を各国に提供することを強く要請されている。		
行政の関与	津波の災害から国民の生命・財産を守ることを目的としており、そのための地震・津波監視体制の強化は、行政が自ら責任をもって行う必要がある。		
国の関与	津波による被害は広範囲に及び人的・経済的被害は甚大になることから、これに係わる防災対策は国を上げて取り組む必要がある。		

	<p>また、太平洋津波警報組織の加盟国から、わが国が北西太平洋地域のセンターとして津波に関する情報を各国に提供することを要請されており、国として対応する必要がある。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>気象庁は、国内の地震、津波の観測、監視及び地震情報発表のためのシステムを維持しており、今回導入するシステムと有機的に接続、運用することによって国内外の地震、津波を効率的に監視、情報提供する体制が確立される。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>日本沿岸のみならず遠地で発生する地震、津波に対する情報を迅速かつ正確に発表することで、我が国の津波に対する被害の軽減が図れる。 また、この情報を関係諸国に伝達することにより国際貢献に資することができる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	

事前評価票【No.16】

<p>施策等名</p>	<p>低地対策河川事業費補助再編による 大規模地震対応の推進</p>	<p>担当課</p>	<p>河川局治水課 (課長 柳川城二)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>低地対策河川事業費補助の事業内容に東海地震、東南海・南海地震等大規模地震の発生が懸念される、或いは過去の地震により津波被害を被った地域における津波対策を追加し、現行制度の中で実施している耐震対策も活用して、一級河川指定区間及び二級河川における大規模地震対応(地震・津波対策)についても計画的且つ効果的に取り組むための制度を整備するとともに、重点投資を行い事業の進捗を図る。</p> <p style="text-align: right;">【予算額：河川事業費 5,074 億円(国費)の内数】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>本施策は、従来から発生が指摘される東海地震に加え、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の制定、宮城県沖地震発生確率の公表等が行われる昨今の情勢を踏まえ、一級河川指定区間及び二級河川を対象として立ち後れている大規模地震対策の計画的且つ効果的な実施に向けた制度の整備を行う。</p>		
<p>関連する 政策目標</p>	<p>8) 地震・火災による被害の軽減 < 社会資本整備重点計画の「大規模な地震、火災に強い国土づくり等」に対応 ></p>		
<p>関連する 業績指標</p>	<p>30) 「地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消」</p>		
<p>指標の 目標値等</p>	<p>30) 約 1 万 ha (平成 19 年度)</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>中央防災会議では、東海地震に関し被害想定を見直し、この結果を踏まえて平成 14 年 4 月に大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域が従来の 6 県 167 市町村から 8 都県 263 市町村に拡大され、平成 15 年 5 月 29 日に対策のあり方全般についてとりまとめた「東海地震対策大綱」が決定され、この中で計画的かつ早急な地震・津波等対策を講ずることが求められている。</p> <p>また、東南海・南海地震に関しても、平成 14 年 12 月に中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会により被害想定が公表され、平成 15 年 7 月 25 日に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法」が施行されたことを承けて、制度・計画等作業が急ピッチで進められているところ。</p> <p>更に首都圏直下型地震への対応も急がれるところであり、宮城県沖地震の発生確率も公表された。平成 15 年 5 月 26 日三陸南地震、同 7 月 26 日宮城県北部地震も発生し河川堤防も各所で被災したところ。</p> <p>このように、全国各地で大規模地震とそれに伴う津波の発生の可能性・対策の必要性が指摘され法制度の整備が進められていること、或いは最近東北地方太平洋側を中心に連続して地震が発生している現状を踏まえ、地震に伴う堤防決壊に起因して生じる津波の侵入、河川水の流入による壊滅的な被害を防止す</p>		

	<p>るため、ゼロメートル地帯等河川沿いの低地地域の河川堤防について、堤防強化、地盤改良等の耐震性向上対策や津波対策を、今後、計画的かつ早急に推進する必要があるが未だ地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消には至っていない。(= 目標と現実の GAP)</p> <p>補助河川に関しては、耐震対策については東京・大阪・駿河湾岸地区(東海地震対応)等において限定的に実施されているに過ぎず、また、津波対策についても過去の津波で甚大な被害を被った三陸(チリ地震津波)・北海道後志桧山地区沿岸(北海道南西沖地震津波)で高潮対策の実施に合わせて措置されているのみであり、津波への対応を目的とした補助事業制度は無い現状である。(= 原因分析)</p> <p>地震・津波対策を推進するための補助事業制度を整備することが必要である。(= 課題の特定)</p> <p>具体的には、この受け皿として昭和 32 年創設以来、高潮対策、地盤沈下に伴う排水不良への対応、耐震対策など、河川沿川の低地地域における治水上の諸問題に対応してきた低地対策河川事業費補助の対象に津波対策を追加した上で地震・高潮等対策河川事業費補助として再編し、整備を推進する。(= 施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	上記のとおり、大規模地震・津波対策に関する社会的ニーズは高い。
行政の関与	河川管理者である行政が主体的に対策を講じる必要がある。
国の関与	一級河川における災害の発生の防止、都道府県知事が行う二級河川の改良工事に対する財政的な支援等は、国として果たすべき責務であり、これを行うための制度の拡充・対策の推進に努める必要がある。
施策等の効率性	本施策の実施により、補助河川における地震・津波対策が可能となり、重点化することによる効率的に対策の推進を図ることができる。
施策等の有効性	<p>地震とそれに伴う津波、或いは地震後の浸水被害が想定される低地地域の堤防等河川管理施設について、これら災害から人命と財産を防御すべく、今後地震・津波対策を早急かつ計画的に推進することが可能となる。</p> <p>本施策は、地震時に防護施設の崩壊に伴う津波の侵入・河川水の流入等による水害が発生する恐れのある土地面積を平成 14 年度末現在の 1 万 3 千 ha から平成 19 年度までに 1 万 ha まで解消するという目標の達成に資するものである。</p>
その他特記すべき事項	

事前評価票【No.17】

<p>施策等名</p>	<p>密集市街地の緊急整備</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>都市・地域整備局 まちづくり推進課都市防災対策室 (都市防災対策室長 安藤 尚一) 都市計画課 (都市計画課長 山崎 篤男) 市街地整備課 (市街地整備課長 竹内 直文) 街路課(街路課長 斉藤 親) 公園緑地課 (公園緑地課長 高梨 雅明) 住宅局 市街地建築課市街地住宅整備室 (市街地住宅整備室長 井上 俊之) 住宅総合整備課住環境整備室 (住環境整備室長 後藤 隆之)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>都市再生プロジェクトに位置付けられた密集市街地の整備改善を図るため、密集市街地整備法の改正を踏まえつつ、一層の施策の推進とそのための制度の充実を図る。</p> <p>(1) 事業 特定防災街区整備地区等において行われる老朽建築物の建替えや、防災都市計画施設の施行予定者による土地の先買いを支援するとともに、都市再生機構を活用した密集市街地における街路、都市公園整備を促進するための出資金制度の創設等や都市防災総合推進事業等による防災環境軸形成のための支援の拡充、住宅地区改良事業による民間事業者の活用のための支援の拡充を実施。【平成16年度予算額：2,749億円(国費)の内数】</p> <p>(2) 税制 防災街区整備事業に係る税制上の支援措置を創設するとともに、防災都市施設の施行予定者制度における土地の買取に係る特例措置の創設、防災街区整備推進機構による土地の先買い等を支援するための税制上の支援措置の拡充等を行う。</p> <p>等の措置を講ずる。</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>防災上、居住環境上の課題を抱える密集市街地において、老朽建築物等の除却・建替え、道路・公園等の防災上重要な公共施設の整備等を総合的に行い、密集市街地の防災性の向上等により、地震、火災等から生命・財産の安全性を確保する。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>8) 地震・火災による被害の軽減 < 社会資本整備重点計画の「大規模な地震、火災に強い国土づくり」に対応 ></p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>34) 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地(約8,000ha)のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合</p>		
<p>指標の目標値等</p>	<p>約3割(平成19年度)</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>大都市圏を中心に防災上、居住環境上の課題を抱える密集市街地が広範に存在し、その早急な整備改善は重要な課題。従来より密集市街地の再生に向けた取り組みを実施しているものの、例えば東京においては、このような密集市街地は山手線の外側に広く環状に分布しており、山手線の内側に相当する規模が未だ存在するなど、密集市街地の解消は十分に進捗していない状況。</p> <p>(= 目標と現状のGAP)</p> <p>密集市街地では、権利関係の輻輳や、住民の高齢化等の特性から合意形成が困</p>		

	<p>難であること、民間事業者等の円滑な事業施行が資金面等において困難なこと等のため、延焼防止上及び避難上必要な防災機能が確保されるべき区域において個別の建替えや防災上必要な基盤施設の整備が進まず、密集市街地の整備は十分進捗していなかった。 (= 原因分析)</p> <p>このため、密集市街地における地域の実情を勘案しつつ、権利移転等を円滑に進めるとともに、民間事業者等の円滑な事業施行を確保すること、特定防災街区整備地区や道路閉塞のおそれがある地区等における防災性能を備えた建築物への建替えや、防災上重要な公共施設等の整備を促進すること等により、密集市街地整備の促進を図る必要がある。</p> <p>(= 課題の特定)</p> <p>具体的には、都市再生プロジェクトに位置付けられた密集市街地の整備改善を図り、密集市街地整備法の改正を踏まえつつ、以下の施策の推進とそのための制度の充実を図る。</p> <p>(1) 事業</p> <p>特定防災街区整備地区等において行われる老朽建築物の建替えについて、調査設計計画費、除却等費及び耐火等構造費に対し補助を実施。 震災時に住宅の倒壊による道路閉塞が生じるおそれのある地区において行われる耐震改修を促進すべき建築物の建替えについて、調査設計計画費、除却等費及び耐火等構造費に対し補助を実施。 街路事業、都市公園事業について、防災都市計画施設の施行予定者による土地の先買いに対する補助を実施。 密集市街地の整備改善を図る街路、都市公園事業において、都市再生機構を活用するため出資金制度を創設する等の措置を講ずる。 都市防災総合推進事業等において密集市街地における防災環境軸形成に対する支援を拡充。 住宅地区改良事業等において周辺の密集市街地の地域住民と共同して分譲改良住宅等を含む整備計画の策定を行う民間事業者に対して補助を実施。</p> <p>(2) 税制</p> <p>防災街区整備事業に係る税制上の支援措置を創設。 防災都市施設の施行予定者制度における土地の買取に係る特例措置の創設 防災街区整備推進機構による土地の先買い等を支援するための税制上の支援措置の拡充。</p> <p>等 (= 施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	<p>仮に東京で地震が発生すれば、密集市街地を中心に、約 38 万棟の建物が焼失、避難所生活者が 91 万人 (東京都「震災復興ランドデザイン」) 発生するなど社会的な損失は多大であり、東京都における「東京構想 2000」や、大阪府における「災害に強いすまいとまちづくり」など、地方公共団体も積極的な取り組みを行っているところ。</p>
行政の関与	<p>密集市街地では、敷地規模が小さいことや零細な地権者が多いこと等の特性から民間のみによる自力更新が困難。一方で、防災上課題のある市街地の再生は喫緊の課題であるため、行政の関与が不可欠。</p>
国の関与	<p>国庫補助制度・税制の拡充である。 都市再生プロジェクト (第三次決定) である「密集市街地の緊急整備」を促進するものであり、国の関与が不可欠。</p>
施策等の効率性	<p>権利移転等の円滑化、民間事業者等の円滑な事業施行の確保、防災性能を備えた建築物への建替え、防災上重要な公共施設等の整備促進等を通じた官民の協力による効率的な密集市街地の整備促進が実現。 一旦災害が発生すると仮設住宅や災害公営住宅等巨額の行政需要が発生するため、行政の関与により事前に対策を進めることが公共投資の観点からも効率的。</p>

<p>施策等の有効性</p>	<p>老朽化した木造建築物が密集し、道路、公園等の公共施設の不足するいわゆる密集市街地においては、市街地大火が発生しやすいため、このような密集市街地の早急な整備改善を図り、大規模地震などで出火した際の延焼危険性を低減させることは、人命の保護の上で最も有効。</p> <p>特に、防災性能を備えた建築物の建替え、公共施設の整備が促進され、面的な整備改善と防災環境軸の形成が図られることにより、密集市街地の総合的な安全性が向上。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>都市再生プロジェクト（第三次決定）において、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地について、特に大火の可能性が高い危険な市街地（東京、大阪各々約2,000ha、全国で約8,000ha）を対象に重点整備し、今後10年間で最低限の安全性を確保する旨、位置付けられている。</p> <p>第八期住宅建設五箇年計画において、緊急に改善すべき密集住宅市街地の速やかな解消に努める旨、位置付けられている。</p> <p>密集市街地のうち、延焼危険性が特に高く地震時等において大規模な火災の可能性があり、そのままでは今後10年以内に最低限の安全性を確保することが見込めないことから重点的な改善が必要な密集市街地を「地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地」として把握し、平成15年7月に公表している。（東京、大阪各々約2,000ha、全国で約8,000ha）</p> <p>平成14年度の政策レビュー（プログラム評価）</p> <p>「都心居住の推進 良好な居住環境の形成」の評価結果及び政策への反映の方向を踏まえた新規施策である。</p> <p>（参考）</p> <p>上記評価における「政策への反映の方向」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心部には良好な住宅地への再生が可能な低未利用地、密集市街地が相当量存在。このため、敷地の共同化等による土地の有効・高度利用と関連公共施設等の整備により、魅力ある複合市街地・良好な住宅地への再生を進め、都心部における住宅供給を促進する必要がある。 <p>平成14年度の政策チェックアップ（業績測定）</p> <p>政策目標5「住環境、都市生活の質の向上」</p> <p>（2）密集住宅市街地を改善する</p> <p>の評価結果及び今後の取組の方向性を踏まえた新規施策である。</p> <p>（参考）</p> <p>上記評価における「今後の取組の方向性」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、密集市街地整備法の改正により創設された防災街区整備事業の積極的推進を図るとともに、特定防災街区整備地区の指定等の都市計画制度の活用により、密集市街地の最低限の安全性を確保する。

事前評価票【No.18】

<p>施策等名</p>	<p>耐震性等安全性の低い建築物の改善の促進</p>	<p>担当課</p>	<p>住宅局建築指導課 (課長 小川 富由)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>密集住宅市街地整備促進事業や優良建築物等整備事業等の支援制度の拡充及び建築物の安全性の確保のための建築基準法の改正により、耐震性等安全性の低い建築物の改善の促進を図る。 (平成16年度予算関連事項) 住宅市街地総合整備事業に係る拡充【予算額：825億円の内数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修に対する補助対象地域の追加 ・特に大規模地震が切迫しているとされる地域における支援の拡充 <p>優良建築物等整備事業に係る拡充【予算額：825億円の内数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震型優良建築物等整備事業における耐震診断費補助の追加、補助対象地域要件の緩和等 		
<p>施策等の目的</p>	<p>住宅・建築物の耐震診断・改修等に対し支援すること等により、耐震診断・改修等を促進し、大地震時における国民の安全の確保、建築ストックの適切な維持を図る。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>8)地震・火災による被害の軽減 <社会資本整備重点計画の「大規模な地震、火災に強い国土づくり等」に対応></p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>31)多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率 <社会資本整備重点計画の「安全(2)大規模な地震、火災に強い国土づくり等」に対応></p>		
<p>指標の目標値等</p>	<p>31) 建築物：約2割(H19) 住宅：約65%(H19)</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>阪神・淡路大震災においては、建築物に多数の被害が生じ、多くの貴重な人命が失われた。 特に昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の被害が顕著であり、このような既存建築物の耐震性の強化・避難安全性の確保が喫緊の課題となっている。 このため「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の制定や、支援制度など、各種の施策を実施しているが、特に民間建築物を中心に耐震診断・耐震改修が十分に進んでいない(=目標の現状とGAP) その理由としては、費用負担が大きいこと、建築物の所有者等が建築物の安全確保のための診断・改修の必要性や緊急性を十分に認識していないこと、耐震診断・改修費用について社会的ニーズに十分対応できていないこと、大規模な増改築時に即座に全基準に適合させる必要があるため負担が大きい</p>		

	<p>こと等が挙げられる。(= 原因分析)</p> <p>住宅・建築物の耐震診断・改修等に対しては、耐震改修促進法に基づく助言・指示等の制度を活用して必要性や緊急性の認識を高めるほか、耐震診断・改修費用に対する補助制度の対象区域を拡充するとともに、耐震性・避難安全性等を確保するための改修を円滑に行えるよう法制度を改正することにより効果的に既存建築物の耐震性等安全性の向上を促進する必要がある。(= 課題の特定)</p> <p>このため、具体的には、耐震改修促進法に基づく指示・助言等の積極的活用の促進、特に大規模地震が切迫しているとされる地域における支援の拡充、耐震診断・改修費用に対する補助制度の補助対象地域要件の緩和、大規模増改築時の建築基準の適用の合理化等により、既存住宅・建築物の耐震性・避難安全性等の安全性確保を促進させる。(= 施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	<p>阪神・淡路大震災の経験からも、建築物の耐震性等安全性の確保は、建築ストックの適切な維持、災害時における人命・財産の保護、社会経済の混乱の回避のための社会的ニーズが高く、最近の各地での地震発生などの状況から、幅広い地域における耐震診断・改修への支援・円滑化が求められている。</p>
行政の関与	<p>震災時に重要な役割を果たす住宅・建築物や多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物の耐震改修、多数の者が出入りする建築物の避難安全性の確保は、社会性・公益性が極めて高いため、建築物の所有者等の行う診断・改修に係る負担に対し、一定の補助を行うことや、大規模増改築時の建築基準の適用の合理化は適正である。</p>
国の関与	<p>地方公共団体の財政状況等をかんがみると、独自制度等のみでは支援が困難であり、国庫補助制度による地方公共団体への財政的支援の拡充等が必要である。</p> <p>また、大規模増改築時の建築基準の適用の合理化は、建築基準法の改正が必要であるため、国の関与が必要である。</p>
施策等の効率性	<p>地震発生時には、倒壊等をした建築物の処理や被災者対策のため、膨大な費用が必要となるが、補助制度等により耐震性の確保を事前に図ることにより、その費用の軽減を図ることができ、効率的である。</p>
施策等の有効性	<p>これまで既存建築物の所有者に対し、耐震診断・改修のインセンティブを付与するために、耐震診断・改修に対する補助制度等を整備し、その普及・啓発を図ってきたが、建築物の耐震性等安全性の改善のために、さらにその円滑な運用を図るとともに、大規模増改築時の建築基準の適用の合理化により、耐震性・避難安全性等の低い建築物について改修の円滑化を図ることにより、所有者の建築物の安全性向上に対する潜在的欲求を惹起させることが有効である。</p>
その他特記すべき事項	<p>東海地震に係る地震防災対策強化地域について、新たな地震被害想定の結果を受けて、震度 6 弱以上となる地域が拡大指定された (平成 14 年 4 月)。</p>

東南海及び南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年 7 月公布）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 15 年 3 月公布）が成立し、それぞれの地震の発生により生ずる地震被害に対する地震防災対策の推進を図ることとされた。

東海地震対策大綱（平成 15 年 5 月中央防災会議決定）とこれを踏まえた東海地震緊急対策（平成 15 年 7 月 29 日閣議決定）、東南海・南海地震大綱（平成 15 年 12 月中央防災決定）により、住宅や多数の者の利用する建築物等の耐震化の促進を図ることとされた。

平成 15 年 7 月に宮城県北部を震源とする震度 6 強の地震が、9 月に十勝沖を震源とする震度 6 弱の地震が発生し、住宅等に対して多くの被害が生じた。社会資本整備審議会においてなされた「既存建築物の改善と有効活用のための建築行政のあり方に関する答申」（平成 16 年 2 月）により、既存建築物の安全・衛生の性能確保に係る制度の見直しが必要とされたことを踏まえ、「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」案を第 159 回国会に提出した（平成 16 年 3 月）。

平成 14 年度の政策チェックアップ（業績測定）

政策目標 18 「災害による被害の削減」

（7）多数の者が利用する建築物を耐震化する

（8）住宅を耐震化する

の評価結果及び今後の取組の方向性を踏まえた新規施策である。

（参考）

上記評価における「今後の取組の方向性」（抜粋）

< 政策目標 18 の（7）関係 >

- ・ 今後は、特に民間建築物に対する耐震化を促進するため、補助・融資制度等の支援策の活用を推進するとともに、所有者等の意識を啓発すべく普及広報を図っていく必要がある。

< 政策目標 18 の（8）関係 >

- ・ 耐震診断・改修の方法について、検討を図り、その結果の普及促進を行う。

事前評価票【No.19】

施策等名	地域のニーズに対応した住宅市街地整備の総合的な支援の推進	担当課	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 井上 俊之）
施策等の概要	<p>地域の政策課題により機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備の総合的な推進を図る。</p> <p>住宅市街地整備総合支援事業及び密集住宅市街地整備促進事業並びに、これらに係る住宅宅地関連公共施設等総合整備事業を統合・整理し、住宅市街地総合整備事業を創設し、その整備地区内において行われる公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の整備及び、住宅地区改良事業等の実施に要する費用について一体的に補助を行う。【予算額：574億円】</p>		
施策等の目的	<p>既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新など都市再生の推進に必要な政策課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。</p>		
関連する政策目標	<p>4) 住環境、都市生活の質の向上 8) 地震・火災による被害の軽減 <社会資本整備重点計画の「大規模な地震、火災に強い国土づくり等」に対応></p>		
関連する業績指標	<p>8) 都心部における住宅供給戸数 34) 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地(約 8,000ha)のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合 <社会資本整備重点計画の「大規模な地震、火災に強い国土づくり等」に対応></p>		
指標の目標値等	<p>8) 100 万戸（平成 17 年度） 34) 約 3 割（平成 19 年度）</p>		
施策等の必要性	<p>既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の防災性の向上など都市再生の推進に必要な政策課題に対応するため、良好な住宅市街地の整備を推進することは重要な課題である。そのため、都市再生プロジェクトの推進や、都市再生緊急整備地域等における各種事業の重点化により積極的な取り組みが行われているところである。しかしながら、住宅市街地の整備については様々な事業を総合的に推進する必要があるため、既存の事業の枠組みにおいて事業間の効率的な連携を行うことが困難となることがある。 （＝目標と現状のGAP）</p> <p>その原因としては、公営住宅の整備や公共施設の整備等の様々な事業をそれぞれ別個に推進する場合には、地域ニーズに対応した機動的な予算配分が困難であることや、都市再生の推進に係る政策課題のもとに計画的に整備を進めるための枠組みが十分ではないことが考えられる。（＝原因分析）</p> <p>地域のニーズに応じて事業の進捗を調整しつつ迅速に質の高い居住環境を実現するため、住宅市街地整備にかかる様々な事業について一元的に補助を行う制度的枠組みを整備する必要がある。（＝課題の特定）</p> <p>地域の政策課題により機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備の総合的な推進を図る。</p> <p>住宅市街地整備総合支援事業及び密集住宅市街地整備促進事業並びに、これらに係る住宅宅地関連公共施設等総合整備事業を統合・整理し、住宅市街地総合整備事業を創設し、市街地住宅の整備、公共施設の整備、老朽建築物の建替え等に加え、整備地区内において行われる公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の整備及び、住宅地区改良事業等の実施に要する費用について一体的に補助を行う。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	<p>住宅市街地整備の円滑な推進により、快適な居住環境や職住近接に対するニーズに応えるものである。</p>		

行政の関与	都市再生は民間、公的主体が総力を傾注すべき重要課題であり、行政の関与が必要である。
国の関与	都市の魅力と国際競争力を高めるため、都市構造の再編を行う都市再生に資する施策を推進するため、国の関与が必要である。
施策等の効率性	既成市街地のうち、快適な居住環境の創出、都市機能の更新など都市再生の推進に必要な政策課題を有する地域において、住宅市街地総合整備事業を実施することにより、各種事業の進捗にあわせて柔軟に対応できることとなり、迅速かつ効率的に事業の推進が図られることとなる。
施策等の有効性	既成市街地のうち、快適な居住環境の創出、都市機能の更新等の政策課題を有する地域において、住宅市街地総合整備事業を実施することにより、早期の住宅宅地供給が行われ、都心居住を推進することが可能となるとともに、重点的な基盤整備が行われ、質の高い居住環境の実現が可能となる。
その他特記すべき事項	<p>平成14年度の政策レビュー（プログラム評価） 「都心居住の推進 - 良好な居住環境の形成 - 」の評価結果及び政策への反映の方向を踏まえた新規施策である。 （参考） 上記評価における「政策への反映の方向」（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心部には良好な住宅地への再生が可能な低未利用地、密集市街地が相当量存在。このため、敷地の共同化等による土地の有効・高度利用と関連公共施設等の整備により、魅力ある複合市街地・良好な住宅地への再生を進め、都心部における住宅供給を促進する必要がある。 <p>平成14年度の政策チェックアップ（業績測定） 政策目標5「住環境、都市生活の質の向上」 （1）職住近接の市街地を形成する （2）密集市街地を改善する の評価結果及び今後の取組の方向性を踏まえた新規施策である。 （参考） 上記評価における「今後の取組の方向性」（抜粋） <政策目標5の（1）関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心部には良好な住宅地への再生が可能な低未利用地、密集市街地が相当量存在。このため、敷地の共同化等による土地の有効・高度利用と関連公共施設等の整備により、魅力ある複合市街地・良好な住宅地への再生を進め、都心部における住宅供給を促進する必要がある。 ・都市再生に民間を誘導することを目的として設立される独立行政法人都市再生機構を積極的に活用し、民間における住宅供給の潜在能力を十分引き出す。 <p><政策目標5の（2）関係> 今後は、密集市街地整備法の改正により創設された防災街区整備事業の積極的推進を図るとともに、特定防災街区整備地区の指定等の都市計画制度の活用により、密集市街地の最低限の安全性を確保する。</p>

事前評価票【No. 20】

施策等名	地下駅の火災対策施設の整備に対する支援制度の創設	担当課	鉄道局施設課 (施設課長 福代倫男)										
施策等の概要	<p>韓国で発生した地下鉄火災事故を踏まえ、地下鉄道の火災対策基準を満たしていない地下駅の火災対策施設の整備を促進するための支援として、地下駅火災対策施設整備事業費補助(補助率 1/3(5年間))を新設するとともに、固定資産税、都市計画税の特例措置(課税標準 2/3軽減(5年間))を設ける。</p> <p>【平成 16 年度予算額：3,000 百万円】【平成 16 年度減収見込額：36 百万円】</p>												
施策等の目的	<p>火災対策基準を満たしていない地下駅の火災対策施設の整備について、税財政上の支援を講じることにより、短期間で緊急に火災対策施設の整備を実施することで、旅客等の安全の確保を図る。</p>												
関連する政策目標	<p>8) 地震・火災による被害の軽減 9) 交通安全の確保</p>												
関連する業績指標	-												
指標の目標値等	-												
施策等の必要性	<p>○平成 15 年 2 月 18 日に発生した韓国の地下鉄火災事故を受け、我が国の地下駅における火災対策設備の整備状況について調査した結果、全地下駅 684 駅のうち、268 駅が「地下鉄道の火災対策基準(昭和 50 年制定)」を一部満たしていなかった。また、不備となっている火災対策設備の多くは、排煙設備や避難誘導設備であり、地上までの避難経路が1経路しかない、若しくはホーム、コンコース及び事務室に排煙設備がない駅が多かった。利用者の安全性を確保するためにも、これらの駅については早期に整備を図る必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="475 1146 1406 1256"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地下駅を有する 鉄道事業者数</th> <th rowspan="2">地下駅数</th> <th colspan="2">火災対策基準に一部不適合</th> </tr> <tr> <th>事業者数</th> <th>地下駅数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40 社</td> <td>684 駅</td> <td>19 社</td> <td>268 駅</td> </tr> </tbody> </table> <p>(= 現状と目標の G A P)</p> <p>地下鉄道の火災対策基準を満たしていない駅の多くは、同基準が制定される前に建設された駅である。 安全に関わる施設整備は本来、鉄軌道事業者の責務であり、火災という異常時に対し、一刻も早い対策を講じる必要があるが、当該事業者単独で整備する場合、会社の経営状況等を勘案しながら実施することから、整備期間が長期となり、短期間で緊急に施設整備を図ることは困難である。</p> <p>(= 原因分析)</p> <p>地上までの避難通路が1経路しかない地下駅では、その避難通路を塞ぐような火災が発生した場合、旅客は地上までの避難通路を閉ざされ安全な避難が困難となり、また、排煙設備が設置されていない地下駅では、地下空間に煙が充満し、避難する上で危険な状況となる可能性がある。 このようなことから、旅客等が安全に、かつ速やかに地上へ避難ができるようにするためには、排煙設備や避難通路を緊急に整備する必要があり、平成 20 年度末までに地下駅等の火災対策設備の整備を義務付けた。また、これらの施設の整備にあたっては、新たに地上への通路や排煙用の換気口、機械室を設けるため大規模な改良工事となり、多額な費用を要することとなる。短期間における整備が図られるためにも、支援制度の創設が急務である。</p> <p>(= 課題の特定)</p>			地下駅を有する 鉄道事業者数	地下駅数	火災対策基準に一部不適合		事業者数	地下駅数	40 社	684 駅	19 社	268 駅
地下駅を有する 鉄道事業者数	地下駅数	火災対策基準に一部不適合											
		事業者数	地下駅数										
40 社	684 駅	19 社	268 駅										

	<p>このため、平成 20 年度末までに地下駅等の火災対策設備の整備を義務付けるとともに、これらの火災対策施設の整備に対する支援制度を創設し、整備の促進を図ることにより、地下駅を利用する旅客の安全を確保する必要がある。</p> <p>(= 施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	<p>韓国の地下鉄火災事故の衝撃が我が国に与えた影響は非常に大きく、都市交通として重要な役割を持ち、多くの利用者がいる我が国の地下駅においても、火災に対する安全性の確保への関心は非常に高い。このため、これらの地下駅の火災対策施設の整備を早期に進めることは重要な課題である。</p>
行政の関与	<p>旅客が安全かつ速やかに地上へ避難できるようにするために、排煙設備や避難通路を、緊急に整備する必要がある、これらの施設整備に対する助成制度を用意し、整備の促進を図ることが行政として不可欠である。</p>
国の関与	<p>地下駅は、不特定多数の人々が利用する極めて公共性の高い空間であり、これらの安全性の確保を図り、国民の安全と利益を守ることは国の責務である。</p>
施策等の効率性	<p>不特定多数の人々が利用する地下駅にあっては、火災対策基準を満たしていない場合、火災が発生した際、旅客等の安全、かつ速やかな避難に支障が生じる可能性が極めて高くなるが、整備の義務付け及び本支援制度により地下駅において、火災対策施設が整備されることから、安全が確保される。</p>
施策等の有効性	<p>平成 20 年度末までの整備の義務付け及び本支援制度により、地下駅における避難通路や排煙設備等の火災対策施設が短期間に整備され、火災対策基準を満たすことにより、地下駅における火災時の安全性の向上が図られる。</p>
その他特記すべき事項	

事前評価票【No. 21】

施策等名	貨物自動車運送事業安全性評価事業への支援	担当課	自動車交通局貨物課 (貨物課長 大黒伊勢夫)
施策等の概要	全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「全国実施機関」という。)が、貨物自動車運送事業者の事業所について、輸送の安全確保に係る取組みを評価し、優良な事業所を認定・公表する貨物自動車運送事業安全性評価事業について、事業者データ提供システムの構築などにより行政として支援する。		
施策等の目的	行政の支援により、本評価事業の信頼性及び社会的認知度を高め、貨物自動車運送事業者自身による自主的な安全対策を推進することにより、事業用貨物自動車の事故防止を図る。		
関連する政策目標	9) 交通安全の確保		
関連する業績指標	43) 事業用自動車の運行管理に起因する事故割合		
指標の目標値等	50% (平成17年度)		
施策等の必要性	<p>交通事故は、死者数は減少しているものの、発生件数、死傷者数は増加しており、交通安全基本計画においては、今後10年間での死者数半減が新たな目標として掲げられている。事業用トラックの台数当たりの交通事故発生件数は、自家用トラックの2.5倍となっており、事業用自動車の事故防止は、前述の目標を達成する上で必要不可欠であるが、近年の事業用自動車による事故件数(一億走行キロあたり)をみると、平成2年の貨物自動車運送事業法改正以降横這いとなっている。(=目標と現状とのGAP)</p> <p>これまでは、事業用自動車の輸送の安全確保については、主に貨物自動車運送事業法等による安全規制の徹底によってきたところであるが、現在、トラック事業者は約5万7千社となっており、行政による規制及び監査等による事後チェックのみでは容易に輸送の安全確保が徹底されないとことが原因であると考えられる。(=原因分析)</p> <p>このため、今後のトラック事業に係る輸送の安全確保施策は、諸法令等による規制のみによるのではなく、事業者による自主的な安全確保のための取組みが積極的になされるよう事業者のインセンティブを高める観点からも行われる必要があると考えられる。(=課題の特定)</p> <p>安全性評価事業は、貨物自動車運送事業法(以下「トラック事業法」という。)に規定された全国実施機関が同法に基づき行う事業であり、同機関が、貨物自動車運送事業者の事業所について、輸送の安全確保に係る取組みを評価し、優良な事業所を認定・公表することにより、安全確保に対するインセンティブを高めることを目的とするものである(7月より募集開始。)。行政としては、評価に用いる事業者の事故及び行政処分のデータを提供するシステムの構築や適宜適切な指導・助言などにより、本評価事業の円滑な実施を支援していくこととしている。(=具体的施策の概要)</p>		
社会的ニーズ	事業用自動車の事故防止を図り、もって、交通事故死者数半減を目指した総合的な交通安全対策に資する。		
行政の関与	本評価事業の実施主体はトラック事業法に基づいて指定された全国実施機関であり、本評価事業は同法に規定された同法人の事業として行うものである。行政としては、評価に用いる事業者の事故及び行政処分のデータを提供するシステムの構築や適宜適切な指導・助言などにより、本評価事業の円滑な実施を支援していく必要がある。		
国の関与	本評価事業はトラック事業法第44条第4号の「貨物自動車運送に関する輸送秩序確立のための啓発・広報活動」の一環として実施される事業であり、また、トラック運送の適正化及び事業用トラックの事故防止は、国が取り組むべき重		

	<p>要な施策であるので、国が関与する必要がある。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>本評価事業は、民間団体である全国実施機関により実施されるものであり、行政が行うのは、評価に必要不可欠な事業者データのIT活用による提供などの側面的支援であり、必要最小限度の行政費用によるものである。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>本評価事業を通じ、トラック事業者の輸送の安全性向上に係るインセンティブが高まり、事業用貨物自動車の事故防止が図られることとなる。また、トラック事業を所管する行政庁が保有する事業者データを適時適切に提供できるシステムを構築するなどの支援を行い、本事業の円滑、着実な実施を確保することにより、本事業の信頼性、社会的認知が向上し、もって、事業用トラックの交通事故防止が図られることになる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>平成 11 年、運輸技術審議会答申「事業者が安全対策を積極的に実施するようなインセンティブの付与が必要。」 平成 14 年の貨物自動車運送事業法改正審議における衆参両院の附帯決議「貨物自動車運送事業者の安全性を評価するための制度を確立し、その円滑な推進のための環境整備を図ること。」</p>

事前評価票【No.22】

<p>施策等名</p>	<p>管制情報処理システムのフェイルセーフ対策の実施</p>	<p>担当課</p>	<p>航空局管制保安部保安企画課 (保安企画課長 蒲生 猛)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>平成15年3月1日に発生した飛行計画情報処理システム(FDP)障害を踏まえ、障害が起りにくく、また、障害が発生してもその影響を最小限に抑えるシステムを目指し、必要な改善策を実施する。 【平成16年度予算額：1,070百万円】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>航空交通量が着実に増加する状況下において、管制情報処理システムに万一障害が発生した場合にその影響を最小限に食い止め、システム全体がダウンすることのないよう、管制情報処理システムの信頼性のより一層の向上を図ることにより、航空機の運航における定時性の確保及び航空の安全の確保を図る。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>9)交通安全の確保 社会資本整備重点計画の「総合的な交通安全対策及び危機管理の強化」に対応</p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>38)国内航空における事故発生件数</p>		
<p>指標の目標値等</p>	<p>16.6件(平成15~19年の平均)</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>航空輸送は、国際輸送分野、国内の中・長距離輸送分野を中心として、個人の旅行ニーズを満たすほか、企業活動を支え、国民生活や我が国の経済活動に不可欠なものとなっており、航空機の運航における定時性の確保及び航空の安全の確保をする必要があることから、障害が起りにくく、障害が発生してもその影響を最小限に抑えるシステムを構築することは極めて重要である。</p> <p>しかし、現状においても欠航や遅延が無くなった訳ではなく、中でも、平成15年3月1日には、東京航空交通管制部においてFDPシステム障害が発生し、その結果215便が欠航し、1462便が遅延するなど社会的に大きな影響が生じている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>欠航等は、強風、雪、霧又は相手空港の事情等に起因するところが大きく、これらに対応するため滑走路の延長、計器着陸施設の整備等を実施してきているが、3月1日の欠航等はプログラムミスによるFDPシステム障害が原因で発生したものであり、このような状況に至らないような対策が不十分であったものと考えられる。(=原因分析)</p> <p>このような状況に対処するには、管制情報処理システムに万一障害が発生した場合にその影響を最小限に抑え、システム全体がダウンすることのないよう対策を講じることが緊急の課題であると考えられる。(=課題の特定)</p> <p>このため、航空機の運航における定時性の確保及び航空の安全の確保を図ることを目標として、従前より実施してきた管制情報処理システムの整備に加え、以下の施策を行う。</p> <p>プログラムの変更の際して新プログラムで障害が発生した場合に、旧プログラムで飛行計画が継続的に使用できるようにする。 システム障害が発生した場合に、当該システムを迂回することによりシステム全体へ影響を与えないようにする機能及び、システムのデータ欠損を防止するためにあらかじめデータを蓄積する簡易代替機能を加える。 システム要員を養成するための研修施設を充実する。 (=施策の具体的内容)</p>		

社会的ニーズ	今回のFDPシステム障害を原因とする欠航等は社会に大きな影響を与えたことから、その再発防止に対する社会的ニーズは高いと考えられる。
行政の関与	安全かつ円滑な航空交通の確保は行政の基本的責務であり、本施策の実施には行政の関与が必要である。
国の関与	管制情報処理システムは、ネットワークで構成され、日本全国を航行する航空機に対して航空交通管制を行うために使用されるものであり、本施策の実施には国の関与が必要である。
施策等の効率性	本施策は、既存ストックの有効活用を図る観点から、現在のシステムの性能を向上し、フェイルセーフ機能を付加することから、効率的である。
施策等の有効性	平成17年度までに整備を実施し、これにより、システムに万一障害が発生した場合であっても、その影響を最小限に食い止め、システム全体がダウンすることがなくなり、航空機の運航における定時性の確保及び航空の安全の確保に資することができるため、当施策は有効である。
その他特記すべき事項	平成16年3月3日の「第6回航空交通管制情報処理システムのフェイルセーフのあり方等に関する技術検討委員会」において、FDP障害の再発を防止するために緊急に実施すべき対策、今後の組織・体制及び訓練について、平成16年度実施内容を確認した。

事前評価票【No.23】

<p>施策等名</p>	<p>国際社会と協調した国際海上運送に従事する船舶及び港湾の保安対策の強化</p>	<p>担当課</p>	<p>大臣官房 SOLAS 条約改正等対策推進室 (参事官 野俣光孝) 海事局総務課海事保安・事故保障対策室 (海事保安・事故保障対策室長 露木伸宏) 海事局安全基準課(安全基準課長 石田育男) 海事局検査測度課(検査測度課長 澤山健一) 海事局船員労働環境課 (船員労働環境課長 寺西達弥) 港湾局管理課 (港湾保安対策室長 難波喬司) 海上保安庁警備救難部警備課 (警備課長 山下政晴)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>改正 SOLAS 条約を担保する以下の内容の国内法を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶及び港湾施設に保安レベルを設定 ・ 国際航海に従事する船舶及び港湾施設に対して保安計画(立入禁止区域の設定等) の策定を義務付け、当該保安計画を国が承認 ・ 保安計画を実施するための保安設備(警報装置等) の設置を義務付け。 ・ 保安計画に基づく保安措置の実施等を義務付け。 ・ 保安措置の実施に当たる保安職員の選任を義務付け。 ・ 日本船舶について、上記の要件に関する検査を実施し、条約証書を発給。 ・ 我が国の港に入港しようとする船舶に対して、事前の通報を義務付けるとともに、基準に適合せず、かつ、急迫した脅威があり、他に手段がない場合は、入港拒否等を実施。 ・ 基準に適合していない船舶に対しては、従来からの PSC で行なっている航行停止等の措置を実施。 <p>港湾施設における保安対策の強化を促進するため、必要な施設整備に対する支援措置を講ずる。【予算：平成 15 年度補正予算 2 3 2 億円(国費) などを措置、交付税措置等、日本政策投資銀行等による低利融資(政策金利)】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>改正 SOLAS 条約を担保する国内法令を制定することにより、国際社会と協調して国際海上運送に従事する船舶及び港湾施設の保安対策の強化を図る。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>9) 交通安全の確保 10) 海上における治安の確保 < 社会資本整備重点計画の「総合的な交通安全対策及び危機管理の強化」に対応。 > 18) 国際的な水準の交通サービスや国際競争力などの確保・強化</p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>47)重要港湾において不正侵入を防止する施設を完備している外航船用の公共港湾施設の割合</p>		
<p>指標の目標値等</p>	<p>100% (H17)</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>平成 13 年 9 月の米国同時多発テロ事件等を契機として、国際海事機関(IMO)において海事分野の保安対策の強化について検討が重ねられ、その成果として平成 14 年 12 月に SOLAS 条約(海上人命安全条約) の改正が行なわれたところである。</p> <p>改正 SOLAS 条約は平成 16 年 7 月 1 日から発効するため、それまでに船舶及び港湾施設について改正 SOLAS 条約が求める保安対策の強化を行う必要がある。これらの保安対策の強化が行われない場合は、日本籍船及び我が国の港を出港した船舶が、外国において入港を拒否され、我が国の国際海上運送システムの信頼性を損なうおそれがあるが、現時点では船舶及び港湾施設の保安対策の強化が十分行われていない状況にある。(= 目標と現状のギャップ)</p>		

	<p>これは、海上運送の分野では改正 SOLAS 条約が求める保安対策が全く新しい試みであることから、それに対応する国内法令、支援措置等がないことに起因している。(= 原因分析)</p> <p>このため、国際海上運送の保安対策の強化を図るという条約の目的を達成するため、国、船舶所有者、港湾管理者等の役割分担を明確にし、各々が必要な保安対策を講じる必要がある。(= 課題の特定)</p> <p>具体的には、できる限り早期に国内法令等を整備するとともに、港湾施設の保安対策の強化を促進するため、港湾管理者等の施設整備に係る支援措置を講じる。(= 施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	<p>国際航海に従事する船舶及びこれらの用に供する港湾施設は、我が国の物流システムの根幹をなすものであるため、これらに危害が加えられた場合は、国民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。そのため、国際社会と協調して船舶及び港湾施設における保安対策を充実する必要がある。</p>
行政の関与	<p>船舶及び港湾施設において実施すべき保安措置に係る基準の設定及び保安計画の承認は、国の責務である我が国全体に及ぶ人命、財産の保護を目的としたものであることから、行政の責任において行う必要がある。</p> <p>上記保安措置の実施等に関する日本船舶の検査及び条約証書の発給等は、国の責務である我が国全体に及ぶ人命、財産の保護を目的としたものであることから、行政の責任において行う必要性がある。</p> <p>改正 SOLAS 条約に定める保安要件に関する外国船舶の監督は国の責務である我が国全体に及ぶ人命、財産の保護を目的としたものであることから、行政の責任において行う必要がある。</p>
国の関与	<p>同上。国際条約の履行に関することであること、船舶及び港湾施設の保安対策に係る基準の策定に関することであることから国の関与が必要。</p>
施策等の効率性	<p>船舶所有者及び港湾施設の管理者に自己警備を実施させることにより、効率的に船舶及び港湾施設の保安向上を達成する。</p>
施策等の有効性	<p>改正 SOLAS 条約担保法に基づく保安措置の実施等を義務付けることにより、船舶及び港湾施設における保安の確保を図り、もって我が国に係る国際海上運送システムの信頼性の向上を図る。</p>
その他特記すべき事項	<p>平成 14 年 12 月に開催された第 5 回海上人命安全条約 (SOLAS 条約) 締約国政府会議において SOLAS 条約が改正され、同改正 SOLAS 条約が平成 16 年 7 月 1 日に発効する。</p>

事前評価票【No. 24】

施策等名	新長期規制以降の排出ガス・燃料対策の推進	担当課 (担当課長名)	自動車交通局技術安全部環境課(環境課長 江口稔一)
施策等の概要	<p>平成 17 年から導入される世界一厳しい排出ガス規制(以下「新長期規制」という。)以降の排出ガス対策として、低排出ガス認定制度の見直し、次世代低公害車の開発促進等を行うとともに、バイオマス燃料対応車の開発促進、大型車の燃費基準の検討、自動車使用燃料規格の検討等の自動車燃料対策を実施する。</p> <p>【平成 16 年度予算額：1,387,023(千円)】</p>		
施策等の目的	<p>新長期規制よりさらに低レベルの排出ガス性能の良い自動車を普及・実用化させるとともに、大気汚染物質・二酸化炭素双方の排出に大きな影響を与える自動車燃料に関する諸施策を講じることにより、大都市域を中心とした大気汚染及び地球温暖化の抑止に資する。</p>		
関連する政策目標	<p>12) 地球環境の保全 13) 大気、騒音等に係る生活環境の改善</p>		
関連する業績指標	-		
指標の目標値等	-		
施策等の必要性	<p>我が国では、これまで規制強化等様々な自動車排出ガス対策が講じられてきたが、二酸化窒素(N₂O)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る環境基準の達成率は大都市部沿道付近で各約65%、約25%と依然厳しい状況にある。(=現状と目標のGAP)</p> <p>汚染物質の排出量を見ると、大都市部における窒素酸化物(N_xO)排出量の約5割、粒子状物質排出量の約4割を自動車が占めており、自動車の寄与が高い状況にある。2005年からは世界一厳しい排出ガス規制(新長期規制)が導入されるが、環境基準を達成させるためには、新長期規制よりさらに高いレベルの自動車排出ガス対策が必要となってくる。(=原因特定)</p> <p>また、地球温暖化問題に対処するために、我が国は京都議定書で定められた温室効果ガス6%削減(基準年1990年比)を達成する必要があるが、温室効果ガス排出量は近年増加しており、2000年度の温室効果ガス排出量は基準年比で約7%増となっている。(=現状と目標のGAP)</p> <p>京都議定書の6%削減約束を達成させるためには、より一層の温室効果ガス削減対策を講ずる必要があり、中でも、運輸部門のCO₂排出量の約9割、我が国のCO₂全排出量の約2割を占める自動車分野のさらなる削減が重要となってくる。(=原因特定)</p> <p>これらの問題に対処するためには、自動車の技術開発を積極的に促し新長期規制よりさらに厳しい排ガス低減対策が取られた自動車を実用化・普及させるとともに、大気汚染物質・CO₂双方の排出性能に大きな影響を与える自動車燃料に関し、環境負荷低減のための対策を講ずることが必要となる。(=課題の特定)</p> <p>新長期規制以降の排出ガス対策としては、低排出ガス認定制度の見直しにより、新長期規制レベルよりもさらに排出ガス性能の良い自動車の普及を促進させるとともに、環境負荷の特に大きい大型ディーゼル車に代替可能な次世代低公害車の開発を促進させるために、次世代低公害車の環境保全上・安全上の技術基準等を整備する。</p> <p>また、自動車燃料対策については、これまで燃費基準がなかった大型車に対する燃費基準導入の検討、地球温暖化対策として有効なバイオマス燃料を利用した自動車の環境・安全性能評価及び自動車側対応技術の明確化、更なる低硫黄化を含めた自動車使用燃料規格の検討等を行う。(=具体的施策)</p>		

社会的ニーズ	大都市域の大気汚染問題・地球温暖化問題はともに、社会・国民にとって早急に解決・克服すべき最重要課題であり、自動車に係る環境対策として上述の施策を講ずることは必要不可欠である。
行政の関与	大都市域の大気汚染問題・地球温暖化問題を解決するためには、自動車製作者及び燃料供給者による積極的な取組みが必要であるが、それには行政が主体的、主導的に上述の施策を早急かつ適切に講じていくことが必須となる。
国の関与	大都市域の大気汚染問題は地域レベルでの取組みだけでは根本的な解決ができない、自動車環境政策全体に関わる社会的・構造的なものであり、また、地球温暖化問題についても国家の枠を超えた地球的規模の問題であることから、問題解決のための自動車排ガス対策・自動車燃料対策は、国が主体的に関与し取り組む必要がある。
施策等の効率性	上述の新長期規制以降の排出ガス対策は、開発・普及の両面から効率的に対策を推進させようとするものであり、また、自動車燃料対策は、燃料がCO ₂ ・汚染物質双方の排出に大きな影響を与えることから、地球温暖化問題・大気汚染問題の双方の解決に役立つ、効率的な施策であるといえる。
施策等の有効性	本施策に掲げられている各種施策を講ずることにより、自動車側と燃料側の両面の対策が総合的・包括的に実施され、大気汚染問題と地球温暖化問題の双方の効果的な解決に資する。
その他特記すべき事項	

事前評価票【No.25】

施策等名	有害紫外線予測情報の提供	担当課	気象庁観測部管理課 (管理課長 羽鳥 光彦)
施策等の概要	<p>オゾン層破壊等に伴う有害紫外線による健康への影響対策の高まりを踏まえ、紫外線の観測・監視を強化し、実況及び予測情報を国民等に提供するための所用の準備を進める。 【平成 16 年度予算額：107 百万円】</p>		
施策等の目的	有害紫外線の実況及び予測に関する情報を国民等に提供し、安全かつ快適な社会を実現する。		
関連する政策目標	12) 地球環境の保全 13) 大気、騒音等に係る生活環境の保全		
関連する業績指標	-		
指標の目標値等	-		
施策等の必要性	<p>フロン等によるオゾン層破壊に伴い有害紫外線が増加し、皮膚がんや白内障などの増加が懸念されており、米国、カナダ、オーストラリアをはじめとする各国でその対策が取り組まれている。国際的にオゾン層破壊物質の生産・排出・輸出入の規制は実施されているものの、オゾン層は今後 10 年程度は現状のままであるとされており、現在の規制を維持しても、オゾン層破壊が進行する前の 1980 年以前の状況に戻るには、2050 年頃とされている。</p> <p>わが国においても、オゾン層破壊問題を契機として、ライフスタイルの変化や新しい知見に基づき有害紫外線対策の必要性が認識されつつも、国民に対して適切な紫外線情報が提供されていない。(= 目標と現状の G A P)</p> <p>紫外線観測の成果がリアルタイムで収集されておらず、紫外線の正確な実況情報が不足しており、また、日々のオゾン層の変動状況の予測を反映した高精度の紫外線予測技術が確立していない。このため、健康への影響などを考慮した紫外線対策に必要な実況・予測情報が国民に提供されていない。(= 原因分析)</p> <p>適切な有害紫外線対策を実施するためには、オゾン層の状態を踏まえた紫外線の実況把握と予測など有害紫外線の情報提供体制を確立する必要がある。そのためには、紫外線を高精度で観測し、その結果をリアルタイムで収集するとともに、オゾン層での化学変化を取り込んだオゾン輸送モデルと放射伝達モデルの数値予報モデルを用いて紫外線を予測する体制を確立する必要がある。</p> <p>(= 課題の特定)</p> <p>高精度で有害紫外線が観測できる波長別紫外線観測装置を整備し、観測データをリアルタイムで収集するとともに、オゾン輸送モデルと放射伝達モデルにより翌日のオゾン層の状態と有害紫外線の強度を予測し、実況及び予測をわかりやすい分布図情報として国民に提供する。(= 施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	2002 年 7 月に世界保健機関 (WHO) は「UV インデックス運用ガイド」を作成し、国内でも今年 6 月環境省が紫外線保健指導マニュアルを作成するなど、紫外線対策を呼びかけおり、国民の紫外線情報に対するニーズが高まっている。		
行政の関与	本施策で行う有害紫外線の実況及び予測に関する情報は国民の安全かつ快適な生活の支援で有効であるばかりでなく、環境省や厚生労働省など関係行政機関が紫外線対策のための政策立案にも活用されることから、行政が責任を持って情報提供を行う必要がある。		

<p>国の関与</p>	<p>オゾン層保護対策はモントリオール議定書に基づいて実施されており、地球規模の監視は世界気象機関（WMO）の枠組みで実施されている。また、予測を行うためのソフトウェア（輸送モデル等）、ハードウェア（スーパーコンピュータ）、観測設備、通信網を維持しつつ継続的かつ現業的に運用できるのは各国気象機関のみである。加えて、観測された紫外線観測データはWMO世界オゾンUVデータセンター（WODC）に登録され、オゾン破壊の科学アセスメントをはじめ、世界的な紫外線の実況監視や研究のために各国気象機関などによって有効に利用されており、このように情報利用のための基盤は国や国際機関の連携のもと整備されている。このため、紫外線対策に係る基盤的な観測及び予測情報の作成は国が行う必要がある。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>既存の気象資料伝送網や気象予報のための数値予報モデル及びその技術を活用することにより、新型の観測装置の整備など国費総額 1.1 億円により、有害紫外線の対策に有効な紫外線の実況・予測に関する情報の作成・提供が可能である。</p> <p>提供する情報は、目に見えない有害紫外線に対して国民の効果的な対策を通じて有害紫外線被曝の防止・軽減、国民の快適な生活の維持・確保などに貢献し、投資に比べて大きな効果が期待できる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>本施策により、近年増加が懸念されている皮膚がんや白内障など有害紫外線の被曝について、世界標準にあわせたUVインデックスの形式で実況や予測に関する情報を提供することが可能になる。</p> <p>これにより、外出時間の調整や衣服の選択、帽子やサングラスの着用などの、的確な有害紫外線対策が可能となる。</p> <p>また、高精度の観測データを、各国気象機関に提供することにより、わが国はもとより諸外国のオゾン層保護対策の推進に繋がるほか、米国の衛星によるオゾン観測（TOMS）データの検証データとして活用され、オゾン層の正確な実況把握につながるなど国際貢献を果たすことができる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 53 号）」に基づき、気象庁長官は、オゾン層の状況及び大気中における特定物質の濃度の状況を観測し、その成果を発表することとなっている。</p>

事前評価票【No.26】

<p>施策等名</p>	<p>放置座礁船対策の推進</p>	<p>担当課</p>	<p>海事局総務課海事保安・事故保障対策室 (海事保安・事故保障対策室長 露木 伸宏) 河川局砂防部保全課海岸室 (海岸室長 細見 寛) 港湾局環境整備計画室 (環境整備計画室長 牛嶋 龍一郎)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>一定規模以上の船舶所有者等に対し船主責任保険等に加入することを義務付ける制度の導入 【平成 16 年度予算額：33 百万円】 座礁船撤去等に関する国の支援措置の創設並びに海域浄化対策事業及び沈没船処理事業の拡充 【平成 16 年度予算額：139 百万円】 第 159 回国会に提出した油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案が成立し(平成 16 年法律第 37 号) 平成 16 年 4 月 21 日公布</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>一定規模以上の船舶の所有者等に保険加入等を義務付けるとともに、船舶の座礁に伴う油回収や船舶の撤去に関し国の支援措置の創設等必要な措置を講じることにより、座礁等による損害の補償を確実なものとするとともに、座礁船が撤去されずに放置されること等による海洋環境の保全・形成を図る。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>9) 交通安全の確保 12) 地球環境の保全 14) 良好な自然環境の保全、形成及び創出</p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>-</p>		
<p>指標の目標値等</p>	<p>-</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>船舶の座礁等が発生した場合には、それによる油濁損害の賠償や船舶の撤去等は、船舶所有者等の責任により対応されるのが原則である。しかしながら、現在、我が国沿岸において、10 隻の座礁外国船が、船主による対応がなされないまま、放置されているほか、船舶所有者等に代わって地方公共団体がやむを得ず船体の撤去等を行なっている場合もある。(= 目標と現状の G A P) 上記のような問題が発生する原因としては、有効な保険に加入していない等の理由により船舶所有者等に費用を負担する能力がないことが挙げられる。(平成 14 年に我が国に入港した外国籍船の平均保険加入率は、約 73%。一部の船籍の船舶については、極めて保険加入率が低い。)(= 原因分析) したがって、船舶所有者等がその責任を負担できる能力を確保させることが課題である。また、領海を通過するのみの船舶に対しては国際法上、航行を規制することが出来ないことから、そのような船舶が座礁した場合でも、円滑に撤去等必要な措置が行なわれるような制度が必要である。(= 課題の特定) このため、一定規模以上の船舶の所有者等に対し有効な保険に加入することを義務付け、保険未加入の船舶に対しては入港を認めない等の措置を講じるとともに、やむを得ず船舶の座礁に伴う油回収や船舶の撤去を行う地方公共団体に対し一定の支援を行う制度を創設する必要がある。(= 施策の具体的内容)</p>		
<p>社会的ニーズ</p>	<p>座礁船による経済上、自然環境上の損害への対策の必要性について、自治体等からの要望があるほか、度々報道がなされる等、本件に関する社会的ニーズは高いものと考えられる。</p>		

行政の関与	現状では船舶所有者等が油濁損害の賠償や船舶の撤去作業を行わない場合があるため、行政が関与し保険の加入を義務付ける必要があるとともに、船舶所有者等に代わって対応を行う地方公共団体を支援する必要がある。
国の関与	<p>国境・県境等をまたいで往来する船舶に関する保険の義務付けは国が統一的に実施すべきものである。</p> <p>また、国際法上、領海内での外国船に対し無害通航が認められているところ、地方公共団体は通航の制限等自衛手段を有さない等の理由から、船舶等が座礁した場合における船舶撤去等に要した費用の全額を地方公共団体の負担とするのは適当でないことを踏まえ、当該地方公共団体へ国による一定の支援を行うことが必要である。</p>
施策等の効率性	本制度の導入により、座礁等が生じた場合に、損害の賠償や船舶の撤去等について、本来責任を負うべき者に費用等を負担させるためには、その費用を担保する保険等に加入させることが経済効率性にも合致する。
施策等の有効性	<p>保険未加入の船舶に対しては入港を認めない等の措置を講じることにより、事故が発生した場合に保険から確実に補償が行われるようになる。</p> <p>やむを得ず地方公共団体により対応が行なわれる場合でも、国の支援により円滑に撤去等の作業が行なわれる。</p>
その他特記すべき事項	昨年の北朝鮮籍貨物船「チルソン」の座礁事故による多大な社会的影響を踏まえ、地方公共団体から、今後このような事象が発生せぬように早急な対策を講じるよう強く要請されているところ。

事前評価票【No.27】

<p>施策等名</p>	<p>合流式下水道の緊急改善</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>都市・地域整備局 下水道部下水道事業課 (下水道事業課長 江藤 隆)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>「合流式下水道緊急改善事業」を拡充し、浸透側溝等の雨水浸透施設、遮集管きょへの雨水流入量を低減するための雨水放流きょを補助対象に追加するとともに、下水道法施行令を改正し、合流式下水道の改善対策を推進するための根拠を明確化することで、全体事業費の低減及び事業のスピードアップを図るものである。 【平成16年度予算額:下水道事業費及び都市水環境整備事業費 8,749億円(国費)の内数】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>合流式下水道を採用している市町村は下水道実施市町村の約1割、整備面積の約2割、普及人口の約3割を占めている。近年、合流式下水道から雨天時に公共用水域に流出する未処理下水により、水質汚濁上、公衆衛生上の問題が発生しているため、その改善をより効果的・効率的に推進。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>15) 良好な水環境への改善 <社会資本整備重点計画の「良好な水環境への改善」に対応></p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>65) 合流式下水道改善率</p>		
<p>指標の目標値等</p>	<p>40% (平成19年度)</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>都市における良好な水環境に対するニーズが高いにもかかわらず、東京湾におけるオイルボールの問題等、合流式下水道から雨天時に流出する下水により、水質汚濁や悪臭の発生等の被害が発生している。(=目標と現状のギャップ) 合流式下水道は、汚水と雨水を一つの管きょで排除する方式であり、早くから事業に着手した都市に多くみられるが、これは、合流式の整備に要する費用が分流式に比べて経済的であるため、早期の普及促進を優先するといった時代の要請から整備が図られたものである。しかし、時代の変化により環境保全への要請が高まった結果、雨天時に未処理下水が流出し、公共用水域の水質汚濁等を構造的に引き起こしている合流式下水道の問題が顕在化するに至ったものである。(=原因分析) 合流式下水道の改善にあたっては公共用水域への影響の大きさから緊急的な改善が必要であるため、平成14年度には、5年間に緊急的かつ集中的に合流式下水道の改善を実施するために「合流式下水道緊急改善事業」を創設しており、現在、各都市においては、鋭意モニタリングを実施し「合流式下水道緊急改善計画」を策定しているところであるが、計画策定の過程で、浸透側溝の導入やオンサイトによる雨水の排除等により、遮集管への流入雨水量を低減させることが効果的かつ効率的な地域があることが明らかになった。 また、改善対策を推進するための根拠を明確化することが必要である。(=課題の特定) このことを踏まえ、国庫補助対象となる施設に、「合流式下水道緊急改善計画」に位置づけられた以下の施設を追加。 ・浸透側溝等の雨水浸透施設 ・遮集管きょへの雨水流入量を低減するための雨水放流管きょ なお、当該施設の設置にあたっては、雨水貯留施設および遮集管きょ等による整備より効率的かつ効果的であることを計画への位置づけの条件とする。 また、平成15年9月に下水道法施行令を改正し、以下の基準を明確化。 ・雨水吐の構造基準 ・合流式下水道からの雨水の影響が大きい時の放流水質基準</p>		

	あわせて、合流式下水道を採用する全ての都市において原則10年間で改善対策を完了する旨を明記。 (= 施策の具体的内容)
社会的ニーズ	合流式下水道からの公共用水域への未処理下水流入により、水質汚濁上、公衆衛生上の問題が発生しており、改善への要望が非常に高い。
行政の関与	合流式下水道の改善は、公共用水域の水質汚濁防止および公衆衛生上、必要不可欠な行政サービスである。
国の関与	合流式下水道の改善は、公共用水域の水質保全および公衆衛生の向上に資するものであり、地方公共団体だけでなく国も積極的に関与すべきである。
施策等の効率性	今回の施策の対象である遮集管への流入雨水量を低減させることが効果的かつ効率的な地域については、補助事業として浸透側溝やオンサイト施設の整備を図ることが可能となり、その他の手法による対策を実施する場合に比較して低コストでの事業実施が可能となる。また、合流式下水道の改善対策を推進するための根拠を明確化することにより、合流式下水道の緊急改善が促進され、合流式下水道の早期改善が図られる。
施策等の有効性	補助対象を拡充し、改善対策を推進するための根拠を明確化することで、合流式下水道の緊急改善が促進され、合流式下水道の早期改善が図られるとともに、未処理下水の公共用水域への流出を防ぎ、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上が図られる。
その他特記すべき事項	

事前評価票【No.28】

施策等名	港湾における静脈物流拠点形成支援 制度の拡充	担当課	港湾局環境整備計画室 (環境整備計画室長 牛嶋 龍一郎)
施策等の概要	港湾機能の高度化に資する中核的施設整備事業のうち、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）における静脈物流拠点形成に資するものについては、より金利の低い利率に拡充する（財投制度の拡充）。		
施策等の目的	循環型社会の構築を図るため、港湾における静脈物流拠点の形成を支援する。		
関連する 政策目標	25) 循環型社会の形成 <社会資本整備重点計画（案）の「循環型社会の形成」に対応>		
関連する 業績指標	105) 港湾における廃棄物の取扱い比率（産業廃棄物） （「循環資源の国内輸送コスト低減率」に変更することで検討中） <社会資本整備重点計画（案）の「循環資源の国内輸送コスト低減率」に対応>		
指標の 目標値等	105) 14%（平成18年度） （平成14年度比約1割削減（H19）） <平成14年度比約1割削減（H19）>		
施策等の必要性	<p>循環型社会の構築が求められている中で、広域的なりサイクル拠点としてのポテンシャルが高い港湾を核として、低コストかつ環境負荷の小さい海上輸送を活用した静脈物流ネットワークの構築を推進するに当たり、静脈物流拠点の形成が必要とされている。しかしながら、積替・保管施設等、循環資源に対応した物流施設が不足しており、循環資源の海上輸送が進んでいない。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>この原因を考察するに、循環資源は運賃負担力が低く、リサイクル物流に資する物流基盤施設自体の収益性が極めて低いことが、民間事業者による基盤施設の確保が進まない要因となっていると考えられる。（＝原因分析）</p> <p>このような原因を解消するため、民間事業者による施設整備を推進するための施策が必要である。（＝課題の特定）</p> <p>このため、港湾機能の高度化に資する中核的施設整備事業（政策金利）のうち、総合静脈物流拠点港における総合静脈物流拠点形成に資する施設整備事業について、政策金利とする（財投制度の拡充）。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的二一ズ	産業廃棄物の場合であれば、全国で約4年、首都圏で約1年の最終処分場の残余年数であり、残余容量の逼迫など深刻な状況にあることから、効率的なりサイクルシステムの構築が不可決となっている。		
行政の関与	循環型社会実現のための静脈物流システムの構築については、循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月閣議決定）等にも位置づけられており、積極的な行政の関与が必要である。		
国の関与	静脈物流システムの構築は、地域で発生した廃棄物等を広域的に輸送することにより資源として活用することを支援するための施策であり、都道府県の域を越えた広域的な観点から必要な施策であることから、国が積極的に関与する必要がある。		
施策等の効率性	総合静脈物流拠点港においてのみ支援制度の拡充を図ることにより、集中的かつ選択的投資が可能となる。		
施策等の有効性	平成16年度に循環資源の取扱いに関するガイドラインの作成、官民の連携促進等の諸施策との連携及び本施策の活用によって静脈物流基盤を確保することにより、海上輸送を活用した静脈物流ネットワークの構築が促進され、循環資源の国内輸送コスト低減を図ることができる。 また、当該施策を推進することにより、約500人の雇用が見込まれる。		

その他特記すべき事項	<p>平成14年度の政策チェックアップ（業績測定）</p> <p>政策目標25 循環型社会の形成</p> <p>（4）循環資源の輸送コストを低減する</p> <p>の評価結果及び今後の取組の方向性を踏まえた新規施策である。</p> <p>（参考）</p> <p>上記評価における「施策の実施状況」及び「今後の取組の方向性」（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 静脈物流拠点の形成に向け、積替・保管施設等必要な基盤施設の確保が必要であるが、循環資源については運賃負担力が低いことから、基盤施設整備に対する支援制度の構築が不可欠となっている。・ 引き続き上記施策を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成支援制度の拡充を検討していく。
------------	---

事前評価票【No.29】

施策等名	道路構造令の改正	担当課 (担当課長名)	道路局路政課 (路政課長 日原洋文)
施策等の概要	<p>道路構造令の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来も交通量が多くないと見込まれる高規格幹線道路等について、一定のサービス速度（例えば 80 km/h）で走行できる、「追越区間付き 2 車線構造」を導入 ・土地利用や用地、工費などの問題が懸案となって、抜本的な渋滞対策を行うことができないところについて、一般の乗用車と小型の貨物車等、一定の規模以下の自動車のみが走行可能な「小型道路」を導入 		
施策等の目的	<p>道路利用者からみた「成果」を重視する道路行政の進め方の改革を進める中で、「道路の多様性の重視」、「地域の裁量性の拡大」、「厳格な事業評価の実施とその結果の反映」を推進するために、地域に応じた多様な道路整備の推進を目的として基準を改正するもの。</p> <p>あわせて、道路の整備効果の早期発現、整備コストの縮減が図られる。</p>		
関連する政策目標	<p>17) 広域的モビリティの確保 20) 都市交通の快適性、利便性の向上</p>		
関連する業績指標	-		
指標の目標値等	-		
施策等の必要性	<p>道路利用者からみた「成果」を重視する道路行政の進め方の改革を進める中で、「道路の多様性の重視」、「地域の裁量性の拡大」、「厳格な事業評価の実施とその結果の反映」を推進するために、地域に応じた多様な道路整備の推進を図ることが必要。(= 目標と現状の GAP)</p> <p>用地や工費が懸案となって抜本的な渋滞対策が行えない都市部等における小さい規格の道路や、将来も交通量が多くないと見込まれる地方部等における高規格幹線道路の 2 車線構造など、新しい道路構造の導入に関するニーズがあるものの、現段階では導入が困難。(= 原因分析)</p> <p>必要な道路構造の導入を可能とするため、基準の整備が必要。(= 課題の特定)</p> <p>地域に応じた多様な道路整備の推進を目的として、道路構造令の一部を改正する。(= 施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・当該道路で重視すべき機能から必要な道路構造を、技術基準の改正や弾力的な運用により実現 		
行政の関与	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の選択肢を広げるため、道路構造に関する技術基準である道路構造令を改正する。 		
国の関与	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の選択肢を広げるため、道路構造に関する技術基準である道路構造令を改正する。 		
施策等の効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・小型道路の整備により、通常の構造による整備に対して、トンネル構造で 2 ~ 3 割、高架構造で 1 ~ 2 割程度のコスト縮減が図られるほか、場所によっては用地買収が不要となり、ひいては 1 ~ 2 割程度の工期短縮となる。 ・追越区間付き 2 車線構造の高規格幹線道路の整備により、4 車線による整備に対して、3 ~ 4 割のコスト縮減が図られるほか、2 ~ 3 割の工期短縮となる。 		
施策等の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・小型道路の整備により、通常の構造による整備に対して、トンネル構造で 2 ~ 3 割、高架構造で 1 ~ 2 割程度のコスト縮減が図られるほか、場所によっては用地買収が不要となり、ひいては 1 ~ 2 割程度の工期短縮となる。 ・追越区間付き 2 車線構造の高規格幹線道路の整備により、4 車線による整備に対して、3 ~ 4 割のコスト縮減が図られるほか、2 ~ 3 割の工期短縮となる。 		

その他特記すべき事項	・ 社会資本整備審議会道路分科会答申（平成14年8月）において、高規格幹線道路における追越区間付き2車線構造の導入など、地域の実情に応じた最適な道路構造の採用について提言。
------------	--

事前評価票【No.30】

<p>施策等名</p>	<p>航空産業への総合的支援策の推進</p>	<p>担当課</p>	<p>航空局監理部総務課ハイジャック・テロ防止対策室 (ハイジャック・テロ防止対策室長 新田 慎二) 航空事業課 (航空事業課長 門野 秀行)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>我が国航空会社の経営の健全性の確保及び航空ネットワークの維持の重要性に鑑み、航空会社の自助努力を前提として、航空産業を強化するため以下の措置を講ずる。</p> <p>税制措置の戦略的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空の果たしている公共性に鑑み、税負担の公平性を図るため、固定資産税の見直しを実施【平成16年度減収見込み額：792百万円】 ・効率性の高い機材への更新を促進するため、特別償却制度の見直しを実施【平成16年度減収見込み額：5,231百万円】 <p>航空保安措置強化に対応した支援策【平成16年度予算額：7,300百万円】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>航空は、国民の足として高い公共性を有するのみならず、我が国経済社会の活性化や国際競争力の向上の実現に不可欠な戦略的基盤であり、その機能を十全に発揮させるために、航空輸送サービスの提供に不可欠の主体である航空会社の経営の健全性の確保及び我が国航空ネットワークの維持を目的とする総合的支援策を実施する。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>17)広域的モビリティの確保 社会資本整備重点計画の「国内幹線交通モビリティの向上」に対応</p> <p>18)国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化 社会資本整備重点計画の「国際的な水準の交通サービスの確保等及び国際競争力と魅力の向上」に対応</p> <p>9)交通安全の確保 社会資本整備重点計画の「総合的な交通安全対策及び危機管理の強化」に対応</p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>73)国内航空サービス提供レベル 75)国際航空サービス提供レベル 37)航空機に対するハイジャック・テロの発生件数</p>		
<p>指標の目標値等</p>	<p>73) 1,500億座席扣(平成19年度) 75) 4,800億座席扣(平成19年度) 300億ト扣(平成19年度) 37) 0件(平成15年度以降毎年度)</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>我が国が経済の発展を図り国際競争力を強化させるためには、諸外国とのヒト・モノの活発な交流を実施するための輸送手段を有することが不可欠であり、航空輸送は、このための重要な役割を果たしている。また、我が国において広域的モビリティを確保するためには、短時間で長距離を移動できる輸送手段が不可欠であるが、この分野でも航空輸送は不可欠な役割を果たしている。このような特性を持つ航空輸送が、今後ともその威力を発揮し続けるためには、その提供主体である航空会社が健全な経営を維持し続けることが前提であるが、近年、国際線についてはかつてない需要減に直面(我が国航空会社の国際線輸送実績の推移 H12:1,945万人、H13:1,691万人、H14:1,789万人(速報値))し、国内線でも旅客単価が大きく減少するなど(イールド(旅客キロあたり収入)H元:21.0円 H14:14.9円)航空会社を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にある。(=目標と現状のGAP)</p> <p>その原因としては、米国同時多発テロ、イラク戦争、新型肺炎SARSの影響</p>		

	<p>によって、国際情勢の影響を受けやすい国際線は大幅な減収になったこと、また、長らく国内経済の停滞に伴う国内ビジネス需要の低迷により、国内線収入が減少したこと、があげられる。</p> <p>また、米国同時多発テロ以降、航空会社等による空港警戒態勢を最も厳しいフェーズ E（非常体制）に強化しているが、航空会社の独自負担によって保安検査機器の増設、検査員、監視員の増員が行われている。イラク戦争、テロ組織アル・カイダによる航空機利用テロ計画の報道など、我が国の航空保安をめぐる情勢は依然厳しく、また、航空機ハイジャック・テロは益々精緻化、巧妙化していることから、これらに対応した航空保安対策の強化、高度化を図る必要があるが、このためには航空会社による更なる負担が必要となっている。</p> <p>（＝原因分析）</p> <p>このような厳しい経営環境の下でも、引き続き、航空会社がその役割を果たし続けるためには、航空会社の自助努力を前提として、政府としても、従来の措置に加えて必要な総合的支援策を実施していく必要がある。</p> <p>また、このような厳しい航空保安をめぐる情勢に対応した航空保安対策の強化、高度化を図るためには、保安対策に係る従来からの航空会社への補助に加えて、国としてより積極的に保安対策を推進し、また航空会社への支援を拡大する必要がある。（＝課題の特定）</p> <p>以上を踏まえ、税制措置の戦略的見直し等をはじめとする航空産業に対する総合的支援策を実施することで、航空会社の経営基盤の強化を図り、もって安定的な国際競争力の向上及び広域的モビリティの確保を実現することとする。（＝施策の具体的内容）</p>
社会的ニーズ	<p>我が国を訪れる外国人旅行者の倍増、観光立国、国際物流の増大、地域経済の活性化の観点から、国際航空ネットワークの拡充とサービス向上及び安全性の向上が求められている。</p> <p>都市と地方の交流、地域間交流の拡大、国内観光の振興、地域経済の活性化の観点から、国内航空ネットワークの拡充とサービス向上及び安全性の向上が求められている。</p> <p>経済のボーダーレス化が進展し、都市間の国際競争が激化する中、都市の国際競争力向上のために、航空は必須の戦略的基盤となっている。</p>
行政の関与	<p>航空会社は、現在極めて厳しい経営状況に直面している。このような状況に対しては、民間企業である航空会社が自助努力を行うことが前提であるが、自助努力を超えた部分については、行政により必要な施策を講じることが求められている。</p>
国の関与	<p>航空輸送は、国民の足として高い公共性を有しており、国としても、全国的なネットワークが維持されるよう政策的に関与する必要がある。</p> <p>米国同時多発テロ事件以降、航空市場では国際的なコスト競争が進行しているが、航空会社が経営合理化などの自助努力で対応できない分野において不利な競争条件がある場合には、国がそのイコールフィッティングを図って我が国の国際競争力を強化させる必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>税制措置の戦略的見直しにより、航空会社の経営の自主性を損なうことなく経営の効率化のインセンティブを付与することが可能であると同時に、自主的な新規機材の導入を促進し、二酸化炭素排出の抑制やバリアフリー基準適合率の向上にも寄与する。</p> <p>航空保安対策の強化は、航空産業支援の観点から緊急を要するものであるが、国が積極的に支援することにより迅速な対応を実現させることが可能である。</p>

施策等の有効性	<p>当該税制措置によって、我が国航空会社の経営基盤の安定化が図られることになる。この結果、我が国航空会社が国際競争力を発揮して輸送力を拡大させることや全国的なネットワークを維持していくことが可能となる。</p> <p>航空保安の確保は安定的な航空輸送の土台である。従って、航空保安の確保により、安定的な航空輸送を通じて、広域的モビリティの確保及び国際競争力の向上を実現させることが可能となる。</p>
その他特記すべき事項	

事前評価票【No.31】

施策等名	東京国際空港（羽田）再拡張事業の推進	担当課 （担当課長名）	航空局飛行場部管理課 （管理課長 又野己知） 航空局飛行場部計画課 大都市圏空港計画室 （室長 戸田和彦）
施策等の概要	<p>東京国際空港（羽田）に新たに4本目の滑走路等を整備する再拡張事業を推進するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>（1）平成16年度予算における再拡張事業の事業化 ・新設滑走路等の入札・契約手続、環境影響評価手続、国際線地区のPFI検討調査等の実施【予算額：107億円】</p> <p>（2）東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法の制定 ・国による緊急整備事業に必要な資金の確保 ・緊急整備事業に対する地方公共団体の無利子貸付け等</p> <p>（3）新設滑走路等に係る国有資産等所在市町村交付金の特例措置の創設 ・供用開始後10年度分の交付金算定標準1/4（現行1/2） 【減収見込額（平年度）：約25億円】</p>		
施策等の目的	<p>地方公共団体からの無利子貸付けを可能とするなどの特例措置を講ずることによって羽田空港再拡張事業を推進することにより、羽田空港の発着容量の制約の解消等を図るとともに、その発着余裕枠を活用して国際定期便の就航を可能とする。これにより、航空需要の増大に対する円滑かつ効率的な航空サービスを提供することを目的とする。</p>		
関連する政策目標	17) 広域的モビリティの確保 社会資本整備重点計画の「国内幹線交通モビリティの向上」に対応		
関連する業績指標	73) 国内航空サービス提供レベル		
指標の目標値等	1,500億座席キロ(平成19年度)		
施策等の必要性	<p>羽田空港は、国内航空旅客利用者の約60%が利用する国内航空輸送ネットワークの要であり、今後の同空港の国内旅客数の需要予測についても、2012年度は7,320万人、2017年度は8,030万人と、堅調な増加が予測されている。一方で、同空港の発着容量については、既に能力の限界に達しており、今後も増大が見込まれる航空需要に的確に対応することが不可能な状況にある。（＝目標と現状のGAP）</p> <p>これは、人口が集積し、経済活動の中心である大都市圏においては、我が国の国土・環境上の制約から航空需要に対応した空港整備を行うのに多額の事業費・長期の時間を要する一方で、「国土の均衡ある発展」といった国土政策の下、国内航空ネットワークの拡充のための地方空港の整備が進められ、大都市圏との路線拡充が求められた結果、大都市圏拠点空港においてより一層の容量制約を招くこととなったことによるものと考えられる。（＝原因分析）</p> <p>このような状況の中、今後とも増大が見込まれる航空需要に的確に対応し、利用者利便に應えるためには、再拡張事業による羽田空港の容量拡大が喫緊の課題となっている。しかしながら、同事業は多額の事業費を要するプロジェクトであるため、国の財源のみでは、早期に実施することが困難な状況にある。また、同事業により整備される新設滑走路等は大規模な海上構築物であるため、現行制度通りに交付金を交付することとすると、供用開始後に空港整備特別会計が支払う交付金の負担は、通常の空港に比べ著しく重くなるが見込まれている。（＝課題の特定）</p> <p>このため、再拡張事業を推進するためには、同事業により大きな経済波及効果が生じる地方公共団体から無利子貸付けによる協力を得ること等により同事業に必要な財源を確保するとともに、同事業によって整備される新設滑走路等に係る国有資産等所在市町村交付金の特例措置を講ずることにより、交付金額</p>		

	<p>の適正化を図り、空港整備特別会計の負担を軽減する必要がある。具体的には、再拡張事業を推進するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>(1) 平成16年度予算における再拡張事業の事業化</p> <p>(2) 東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法の制定</p> <p>(3) 新設滑走路等に係る国有資産等所在市町村交付金の特例措置の創設 (= 施策の具体的な内容)</p>
社会的ニーズ	<p>再拡張事業により空港容量が増加すると、首都圏と全国各地を結ぶ航空ネットワークが拡充され、機材の小型化・多頻度化が可能となるとともに、航空会社間の競争が一層促進され、運賃の低廉化による利用者負担の軽減、航空サービスの向上による利用者利便の向上等が図られる。さらに、国際定期便の就航により、首都圏の国際競争力の強化、観光振興等が図られるものであり、社会的必要性が高い。</p> <p>なお、同事業については、経済界、航空業界、関係自治体等多方面から強い要望がある。</p>
行政の関与	<p>羽田空港の再拡張事業は、国土交通大臣が設置し、及び管理する第一種空港を整備する事業であり、行政の関与が必要である。</p>
国の関与	<p>羽田空港の再拡張事業は、国土交通大臣が設置し、及び管理する第一種空港を整備する事業であり、国の関与が必要である。</p>
施策等の効率性	<p>再拡張事業については、学識経験者、関係地方公共団体等からなる首都圏第3空港調査検討会(平成13年7月)において検討した結果、羽田空港の再拡張案が、他の候補と比較して、既存ストックの有効活用、アクセス等の旅客利便等の観点から大きな優位性があるため、これを優先して推進することとされており、施策の効率性は高い。</p> <p>なお、時間短縮効果、費用低減効果、供給者便益等を考慮した費用対効果は、約6.5となることが見込まれている。</p>
施策等の有効性	<p>再拡張事業により大きな経済波及効果が生じる地方公共団体からの無利子貸付けを可能とすることにより、再拡張事業に必要な財源を確保することができ、同事業の早期完成を図ることができる。</p> <p>新設滑走路等に係る国有資産等所在市町村交付金の特例措置により、交付金額の適正化、空港整備特別会計の交付金負担の軽減が可能となる。</p> <p>これらの特例措置を講ずることによって再拡張事業を推進することにより、羽田空港の発着容量が現在の28.5万回/年(782回/日)から約1.4倍の40.7万回/年(1114回/日)に大幅に増加させることができ、これによって、羽田空港の発着容量制約の解消、多様な路線網の形成、多頻度化による利用者利便の向上が図られるとともに、その発着余裕枠を活用して約3万回の国際定期便の就航が可能となる。</p> <p>なお、再拡張事業に伴う経済波及効果は、全国で、生産額の増加が年間約1兆8,000億円、雇用の増加が年間約18万人となる。(国土交通省試算)</p>
その他特記すべき事項	<p>都市再生プロジェクト第二次決定(平成13年8月都市再生本部決定)に選定され、「国際化を視野に入れつつ東京国際空港(羽田空港)の再拡張に早急に着手し4本目の滑走路を整備する」こととされた。</p> <p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月閣議決定)において、「財源について関係府省で見通しをつけた上で、国土交通省は、羽田空港を再拡張し、2000年代後半までに国際定期便の就航を図る」こととされた。</p> <p>「今後の空港及び航空保安施設の整備に関する方策について」(平成14年12月交通政策審議会航空分科会答申)において、「財源について見通しをつけた上で、羽田空港再拡張のできる限りの早期着工・早期完成を図り、国際定期便の就航を図る」こととされた。</p> <p>平成14年度の政策レビュー(プログラム評価) 「空港整備 - 国内航空ネットワークの充実 - 」の評価結果及び政策への反映の方向を踏まえた新規施策である。</p>

(参考)

上記評価における「政策への反映の方向」

- ・羽田空港の処理容量の大幅な増加は、首都圏の経済社会活動を支え、都市としての魅力と国際競争力を高めるとともに、国内航空ネットワークの拡充を通じて我が国全体に大きな便益を及ぼすことになるため、喫緊の課題として再拡張事業を推進する。

平成14年度の政策チェックアップ(業績測定)

政策目標11「広域的モビリティの確保」

(3)国内航空ネットワークを充実させる

の評価結果及び今後の取組の方向性を踏まえた新規施策である。

(参考)

上記評価における「今後の取組の方向性」

- ・東京国際空港(羽田)の再拡張事業を2000年代後半までの供用開始を目途に推進する。

事前評価票【No. 32】

施策等名	造船業の次世代人材養成事業の創設	担当課 (担当課長名)	海事局造船課 (造船課長 丸山 研一)
施策等の概要	<p>新卒・中途採用者の即戦力化のための座学・実技研修、技能人材データベースの構築・運用といった造船業における就業・研修サービスを支援する。 【平成 16 年度予算額：5 5 百万円】</p>		
施策等の目的	<p>円滑に技能を伝承し技術基盤を維持するとともに、製造拠点を国内に維持することにより、我が国造船業の国際競争力を確保する。</p>		
関連する政策目標	18) 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化		
関連する業績指標	-		
指標の目標値等	-		
施策等の必要性	<p>我が国造船産業は、ほぼ 100%の国内生産比率を維持しながら、半世紀にわたり世界トップのシェアを確保してきた。これは、高度な状況判断と自己裁量性に基づく高度技能に対応できる優秀な人的資源を有するという、他国にはない「強み」を有してきたところが大きい。しかし近年、高齢技能者の大量退職等により人材面の「強み」が失われる危機に直面しており、今後、急速な世代交代の中で対策を講じなければ、競争力の低下によりスパイラル的に産業が崩壊し、地域経済への深刻な打撃や海上輸送技術の停滞が生じることが懸念される。 (= 目標と現状の G A P)</p> <p>技能伝承が円滑に進まず人材面の「強み」が失われる危機に直面している理由として、近年、技能者が高齢化したこと(我が国造船技能者の約 5 割が 50 歳以上)や下請け依存率が拡大したこと(主要造船所の社外工比率が 65%)、一人作業化の進展と教える側教えられる側の年齢ギャップの大きさにより現場教育機会が減少したこと、新規採用者の質を確保することが困難になったこと(工業高校造船科が 3 校までに減少)、中小造船業においては、1 社あたりの採用者数が数人レベルに減り効率的に教育ができないことなどをあげることが出来る。 (= 原因分析)</p> <p>今後も我が国造船産業が、「国内構造問題による産業崩壊」を事前に回避し、「ものづくり振興」のモデル的産業として成長を持続していくためにも、産官が一体となって、新卒・中途採用者の即戦力化による技術基盤低下の防止や高齢技能者の指導者としての再雇用、効率的な訓練方式の活用による技能の円滑な伝承 といった対策に早急に取り組んでいく必要がある。(= 課題の特定)</p> <p>そのため、具体的には産官が連携して以下の施策を実施する。 造船業集積地域で共同研修等を行うことにより若手技能者等を即戦力化する。 造船技能人材データベースを構築し、高齢技能者を指導者として活用する。 (= 施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>平成 14 年度に造船事業者に対して行ったアンケートでは、63%が技能伝承に問題ありとするとともに、61%が産官連携して人材育成に取り組むべきとしており、本施策に対する社会ニーズは非常に高い。</p>		
行政の関与	<p>地域経済発展の観点及び安全性かつ環境保全性の高い海上輸送手段の確保の観点から、造船業を振興することが不可欠であるが、造船技能者の約 7 割が中小造船事業者や下請事業者に所属しており、これらの事業者は、厳しい経営状況にあるため、技能伝承等を行う余裕がなくなっている。このため、円滑な技能伝承を推進していくため、本施策に行政が関与していく必要がある。</p>		

<p>国の関与</p>	<p>造船集積地は関東から西日本に分散しており、仮に生産規模が縮小した場合にはその影響は広範囲に及ぶことや、技能指導者の招集やカリキュラムの作成には全国レベルの知識・ノウハウを活用する必要があることから、我が国造船業全体の技能向上を図るためには、国が全国レベルで施策を講じていく必要がある。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>造船の人材養成にあたっては、一般の職業訓練は通常の製造業で必要とされる技能（部屋の中でできる作業）のみに対応しており、実際のサイズの部材で訓練することが必要な造船固有技能の修得は不可能であることや、技能指導者の招集やカリキュラムの作成の際には全国レベルの知識・ノウハウを活用することが必要であることから、本施策を通じて、業個別的でかつ全国規模の仕組み作りを行うことが最も効率的である。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>本施策により、高齢者から新人・若手への技能伝承が円滑に行われ、我が国造船業の技術基盤及び国際競争力が維持される。また、造船技能者の雇用のみならず、船用工業やサービス産業における雇用も創出するなど、地域経済の発展にも大きく寄与する。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>「530万人雇用創出プログラム」(平成15年6月策定)のプログラムの一つとして盛り込まれた。 「経済財政と構造改革に関する基本方針2003(仮称)[略称:骨太の方針第3弾]」において具体的手段の一つとして盛り込まれた。</p>

事前評価票【No.33】

<p>施策等名</p>	<p>スーパー中枢港湾の育成(次世代高規格コンテナターミナルの形成)</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>港湾局計画課 (課長 林田 博) 海事局港運課 (課長 田村明比古)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>わが国発着コンテナ貨物の取扱い上重要な港湾(中枢国際港湾等)の中からスーパー中枢港湾を指定し、国、港湾管理者、民間事業者が一体となって、従来の制度・慣行の枠組みにとらわれない特例的な措置の導入を図ることによって、コンテナターミナルの管理・運営方式やコンテナ物流システムの改革を推進する。</p> <p>アジアの主要港を凌ぐコスト・サービスを実現することを目指し、社会資本整備重点計画期間中に</p> <p style="padding-left: 2em;">港湾コストを現状より約3割低減</p> <p style="padding-left: 2em;">港湾におけるコンテナ貨物のリードタイムを最速1日以内へ短縮するため、以下のようなソフト・ハード一体となった施策を導入する。</p> <p>コンテナターミナルの管理運営方式やコンテナ物流システムの改革を推進するため、次世代高規格コンテナターミナルの形成に資する荷役機械等の整備について、財政投融资のより金利の低い利率を拡充(政策金利)するとともに、次世代高規格コンテナターミナルについて、ターミナルシステムの統合・大規模化、IT化等のための管理・運営システムの開発等に対する実験的な措置を講じる。</p> <p>【予算額：ターミナル運営の共同化、高質化に向けた社会実験等 527百万円】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>日本のコンテナ港湾の国際競争力の強化を通じた産業競争力の強化</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>12) 国際競争力の強化 (「国際的な水準の交通サービスの確保等及び国際競争力と魅力の向上」に変更することで検討中) <社会資本整備重点計画(案)の「国際的な水準の交通サービスの確保等及び国際競争力と魅力の向上」に対応></p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>42) 国際コンテナ貨物の陸上輸送コストの削減率 (「国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率」に変更することで検討中) <社会資本整備重点計画(案)の「国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率」に対応></p>		
<p>指標の目標値等</p>	<p>42) 平成12年度10% 平成18年度20% (平成14年比5%減(H19)) <平成14年比5%減(H19)></p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>我が国の産業競争力を向上させ、経済の持続的な発展をもたらすためには、グローバル・スタンダードを意識した物流分野の効率化が必要であり、資源小国ゆえ海外依存度が高く、また島国である我が国の特性に鑑み、海上物流において安く、速く、安全で信頼性の高いサービスの実現は必要不可欠である。このため、国際海上物流の主流となっているコンテナ輸送において、海陸一貫して物流コストを可能な限り低廉化する必要があるが、我が国の主要な国際コンテナ港湾においては、国際的地位の低下(世界主要国、特にアジア域内での取扱規模の相対的低下)、大型コンテナ船の抜港の進展(基幹航路寄港便数の減少)により、規模の経済追求の面で海外主要港に遅れをとっており、コンテナ輸送コストの更なる低減が困難となっている。</p> <p style="text-align: right;">(=目標と現状のギャップ)</p> <p>港湾の国際競争力強化については、これまでも船舶の大型化等に対応した大</p>		

	<p>水深コンテナターミナルの整備やターミナルのフルオープン化、港湾諸手続の迅速化を図るワンストップサービス化といった施策を展開し、メインポート機能の喪失に一定の歯止めをかけてはきたが、韓国等における国家戦略としてのコンテナ港湾の整備やグローバル経営戦略の下に世界的な港湾ネットワーク展開を進めつつある海外のメガオペレーターの台頭など海外主要港の更なる進展により、港湾サービスレベル面で日本の港湾は世界水準に達していない（港湾コスト3割高（個別港湾比較事例）、リードタイム1日に対し3～4日）（＝原因分析）</p> <p>海外港湾を凌ぐコスト、サービス水準の実現を課題とし、このため具体的な目標を設定し、これを実現するためターミナル運営の規模拡大促進等の措置の導入を図ることとし、先導的・実験的な取り組みを開始する。（＝課題の特定）</p> <p>スーパー中枢港湾における次世代高規格コンテナターミナルの育成に向けコスト・サービス競争力に向けた具体的環境整備等の条件が整う港湾をスーパー中枢港湾として指定し、次世代高規格コンテナターミナルについて、ターミナルシステムの統合・大規模化、IT化等のための管理・運営システムの開発等に対する実験的な措置を実施する。また、次世代高規格コンテナターミナルの形成に係る財政投融資の金利の引き下げ等を行う。（＝施策の具体的内容）</p>
社会的ニーズ	<p>港湾諸料金等港湾の高コストの是正、港湾サービスの向上は、港湾利用者である船社やその顧客である荷主が我が国港湾を利用するメリットを高め、その結果として規模の経済メリット等も相まった物流コスト全体の低廉化が荷主を通して地域経済、国民へ還元されることが社会全体のニーズと認識。</p>
行政の関与	<p>港湾諸料金の低減と港湾サービスの向上を実現するためには官民一体となった取り組みが必要であり、特に環境整備のための措置及び実現にむけたインセンティブの特例的導入に行政の関与は不可欠</p>
国の関与	<p>広域的な視点</p> <p>スーパー中枢港湾の育成には、国際海運ネットワークの中での地理的条件、海外港湾との競争の可能性、地域での広域的な港湾機能の連携等の視点にたった行政が求められていることから、個々の港の整備・運営の観点では不十分であり、国と地方との適切な役割分担に留意しつつ港湾管理者の枠を越えた国の関与が必要である。</p>
施策等の効率性	<p>スーパー中枢港湾の指定によって、選択的・集中的な投資及び、ハード・ソフトの施策の特例的な導入が可能となる。また、国策として行う実験的な施策の展開であることから、民間による大胆な事業活動を誘致する可能性が生まれる。</p>
施策等の有効性	<p>スーパー中枢港湾において先導的、実験的に実施された施策・技術を他の港湾にも移転することによって、我が国の港湾コストの引き下げとサービス水準の向上を誘導し、中継コンテナ貨物の誘致や基幹航路の寄港頻度の維持等日本の港湾の国際競争力の底上げを図ることができる。</p>
その他特記すべき事項	<p>平成14年11月29日の交通政策審議会において「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方（答申）」がとりまとめられ、スーパー中枢港湾の育成が提案された。</p> <p>平成14年度の政策チェックアップ（業績測定） 政策目標12「国際競争力の強化」 （1）国際海上貨物の輸送コストを低減する の評価結果及び今後の取組の方向性を踏まえた新規施策である。 （参考）</p>

上記評価における「今後の取組の方向性」

・世界の主要港との間で国際港湾としての競争が激化していることを踏まえ、陸上輸送だけでなく、トータルの輸送コストを削減する必要があることから、ハード面だけでなく、低廉でサービス水準の高いターミナル経営に資するソフト施策を実施する。

事前評価票【No.34】

施策等名	車両制限令の一部改正	担当課	道路局路政課 (路政課長 日原洋文)
施策等の概要	車両制限令の一部を改正する政令の制定		
施策等の目的	安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しを実施することを目的として、車両制限令の改正を行う。		
関連する政策目標	19) 物流の効率化		
関連する業績指標	-		
指標の目標値等	-		
施策等の必要性	<p>道路を通行する車両の高さの最高限度については、改正前の車両制限令第3条第1項第3号の規定により3.8メートルと定められ、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと道路管理者が認めるときに限り、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、当該車両の通行を認めており、例外としてISO背高海上コンテナ積載車両(高さ4.1メートル)についてのみ、貨物が特殊であるためやむを得ない(分割できない)ものとして特殊車両通行許可の対象とするとともに許可を得て走行できる経路を指定していたところであり、民間事業者団体から物流の効率化を目的とした規制緩和要望が多くなされていたところ。(=目標と現実のGAP)</p> <p>このような規制緩和要望があがってきた理由としては自動車運搬用車両に関しては運搬する車にRV車や大型車の割合が増加し積載効率が悪くなっていたこと、これまでISO背高海上コンテナ積載車両が安全に通行している実態からするとそれ以外の高さ4.1メートル以内の車両が通行しても問題ないのではないかという声があったことがある。(=原因分析)</p> <p>「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、全国を対象として積載時の車高が3.8メートルを超える車両(コンテナや完成自動車を運搬する車高4.1メートルの車両等)の通行に関する規制の見直しを平成15年度中に検討・実施することと位置付けられた。(=課題の特定)</p> <p>車両制限令の改正により、道路構造上及び交通安全上問題ないとして道路管理者が指定する道路について、高さ4.1メートルの車両の自由走行を認める。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	車高規制については、総合規制改革会議及び構造改革特区推進室に対し複数の民間事業者団体から物流の効率化を目的とする規制緩和要望があがっていた。		
行政の関与	道路構造の保全をはかり、道路構造と高さの関係に起因する交通の危険を防止する観点から一定の車高の規制は必要。		
国の関与	車両構造に係る規制は公平性の観点から全国的制度とすべきものであり、その点で国の関与が必要。		
施策等の効率性	背高海上コンテナを含む高さ4.1メートルまでの車両について、特別車両通行許可が不要となり、申請者の利便性が向上するとともに道路管理者の事務負担も軽減。		
施策等の有効性	車高規制の緩和を実施することで、例えば、完成自動車を運搬する場合、積載効率が約10%向上し、輸送便数が約5%減少することにより、運送コストが低減。		

その他特記すべき事項	「規制改革推進3カ年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)(抄) 分野別措置事項 11 運輸関係 (3) 個別事項 ア トラック事業等 車高規制 ・ 積載時の車高が3.8メートルを超える車両(コンテナや完成自動車を運搬する車高4.1メートルの車両等)の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しについて検討し、実施する【平成15年度検討・実施】
------------	--

事前評価票【No. 35】

施策等名	海上物流の高度化に資する船舶の建造促進による内航海運活性化	担当課 (担当課長名)	海事局総務課参事官 (参事官 荒井 伸)
施策等の概要	<p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が共有建造を行う船舶(モーダルシフト船、CO2 排出削減船、物流効率化船、ダブルハルタンカー等)のうち、政策効果のより高いものを「物流高度化船」として位置付け、支援措置を講じることによりその建造を促進することにより、内航海運の活性化を図ることとする。そのため、当該支援措置に必要な資金を鉄道・運輸機構に対して補給するものである。【予算額：内航海運活性化事業補給金1.86億円(国費)】</p>		
施策等の目的	<p>海上物流システム改革の一環として上記の支援措置を講じることにより、内航海運の活性化を図り、内航海運の物流効率化の促進、環境保全対策等の政策目標を達成することを目的とする。 以上の支援措置を平成16年度から20年度までの間継続することにより、海上物流の利用のより一層の拡大とモーダルシフトによるCO2 排出量低減を図る。</p>		
関連する政策目標	12) 地球環境の保全 19) 物流の効率化		
関連する業績指標	53) 国内長距離貨物輸送におけるモーダルシフト化率		
指標の目標値等	47%(平成18年度)		
施策等の必要性	<p>内航海運は、我が国経済活動と国民生活の安定に重要な役割を果たしてきているのみならず、大量に物資を輸送できることから、物流コストの低減に貢献するとともに、1トンキロあたりのCO2の排出量がトラックと比べて1/5という特性を活かすことにより、地球的規模での環境保全の取り組みにも対応できる輸送モードでもある。</p> <p>一方、近年においては、バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷、経済のグローバル化の進展に伴う企業の国際競争の激化等の結果、企業の合併や業務提携による事業再編の動きが活発化する等、内航海運を取り巻く我が国経済の環境は大きく変化しており、産業界からの物流効率化に対する要請が高まっている。また、地球温暖化等の環境問題では、「京都議定書」において1990年比で6%の削減が求められているにもかかわらず、物流を含めた運輸部門の二酸化炭素排出量は年々増加傾向にあることから、モーダルシフトの推進のための施策を早急に講じる必要に迫られている。(=目標と現実のGAP)</p> <p>このようなギャップが生じている原因としては、早期の代替建造の意欲はあるが、それに伴う早期償還や既存船の売船コストが増加すること、モーダルシフト船等の建造は従来型船舶に比べて高価である一方、直ちに収入増には結びつかないこと等の理由から、事業者の経営判断のみに任せていても代替建造がなかなか進まないこと等が挙げられる。(=原因分析)</p> <p>したがって、適正な内航海運市場の基盤を形成し、現在検討を進めている内航海運に関する競争的な新たな制度的枠組みが十分にその効果を発揮することにより海上物流システムの高度化を実現するためには、内航海運事業の社会的な貢献度に鑑みた支援スキームによる物流高度化に資する船舶の建造を促進するための支援措置を講じることが必要である。(=課題の特定)</p> <p>具体的には、鉄道・運輸機構が共有建造を行う船舶のうち政策効果のより高い「物流高度化船」の建造促進のための支援措置を講じることとする。このため、当該支援措置に必要な資金を鉄道・運輸機構に対して補給することが必要である。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>内航海運は、国内における貨物輸送の約4割を占め、鉄鋼、石油、セメントといった産業基幹物資の大部分を輸送しているため、公益性が極めて高い。また、トラックと比較したCO2の排出量が1/5であるなど、内航海運は地球的規模で人類が取り組むべき課題である地球温暖化問題にも対応できる輸送モード</p>		

	であるため、その社会的ニーズは高い。
行政の関与	国内海運業界は、中小事業者が大多数を占め、船舶以外の担保を所有していないので高額な船舶を建造するための多額の資金調達が困難である、船舶の建造機会が少なく、建造に必要な技術力に乏しい、等の特性をもっていることから、鉄道・運輸機構がこれらの事業者に無担保で長期・固定・低利の建造資金を措置し、併せて技術支援も実施するという共有建造業務によって、はじめて内航海運の活性化が図られるものである。
国の関与	国内海上輸送に携わる船舶の建造は、年間 200 隻強と数量的に少ない上、事業者が全国に分散していることから、国内海運政策上、地方において行うことは非効率である。また、鉄道・運輸機構には国内の船舶需要及び業界の動向、技術支援等のノウハウが蓄積しており、新規建造及び既共有船の代替建造及び共有事業者への再建支援を通じて内航海運の活性化を促進することができるため、鉄道・運輸機構において一元的に本業務を実施することが効率的、合理的である。そのため、国が鉄道・運輸機構に対して支援を行うことが適切である。
施策等の効率性	税制による建造支援は、船価に比して減税額が少額であり効果が低い。国内海運事業者は、中小事業者が大多数を占め、(a)高額な船舶を建造するための資金調達が困難であること、(b)船舶建造に必要な技術力に乏しい等の特性を有していることを考慮して、無担保で長期・固定・低利の建造資金を措置することが必要である。 以上のことから、長期・固定・低利の財政融資資金を原資にして独立採算で業務を行う船舶共有建造制度を活用して内航海運の活性化を促進するための支援措置を講じることが最も適当である。従って、当該支援措置に必要な資金を鉄道・運輸機構に対して補給することが必要である。
施策等の有効性	支援措置を講じることによって物流高度化船の建造促進が可能となるため、内航海運に関する競争的な新たな制度的枠組みが十分にその効果を発揮し、内航海運の活性化が実現される。これにより物流コストが低減され、わが国経済の再活性化が図られるとともに、トラックと比較した CO2 の排出量が 1 / 5 という特性を活かして地球的規模での環境保全の取り組みにも対応することで、CO2 排出量削減に関して京都議定書に定められた目標達成に貢献することが可能である。
その他特記すべき事項	

事前評価票【No. 36】

<p>施策等名</p>	<p>海上運送事業の活性化</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>海事局国内貨物課 (国内貨物課長 矢下忠彦) 船員政策課 (船員政策課長 内波謙一) 船員労働環境課 (船員労働環境課長 寺西達弥)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>内航海運業に係る参入規制の緩和、船員の移動の円滑化及び船員の時間外労働に係る制度の見直し等の相互に密接に関連する施策を総合的かつ一体的に推進することにより、航行の安全の確保及び船員の労働保護を図りつつ、海上運送事業の活性化を促進していくこととし、以下の法改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内航海運業法の一部改正 ・船員職業安定法の一部改正 ・船員法の一部改正 <p>第159回国会に提出した海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案が成立し(平成16年法律第71号)平成16年6月2日公布。</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>我が国の海上運送事業をめぐる近年の厳しい経営環境等に対応して、航行の安全の確保及び船員の労働保護を図りつつ、同事業の活性化を促進する必要がある。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>11) 船員災害の防止 12) 地球環境の保全 19) 物流の効率化</p>		
<p>関連する業績指標</p>			
<p>指標の目標値等</p>			
<p>施策等の必要性</p>	<p>バブル経済崩壊以降の長引く景気の低迷、経済のグローバル化の進展に伴う企業の国際競争の激化等による荷主産業界からの物流コスト低減要請の高まり等を受けて、航行の安全の確保及び船員の労働保護を図りつつ、競争の促進、需給に応じた船員の移動及び船員の弾力的な時間外労働等の実現による内航海運業等の活性化を図ることが求められているが、現行の事業規制及び社会的規制の下では、このようなニーズに十分に対応することが困難になっている。(= 目標と現状のG A P)</p> <p>安定的な輸送手段の確保等のために設けられた参入規制が競争制限的な市場構造を維持し、内航海運業界の活性化を妨げてきた面がある。また、我が国の海上運送事業においては、予備船員まで含めた船員を自社で雇用することが経営的に困難な状況にあることから、需給に応じて必要な乗組員を確保する場合には、事業者間において一々船員を転籍させる等の煩雑な対応が行われており、この場合には、船員の雇用の安定を確保することが困難となっている。加えて、新たに船員を雇用する場合にも即戦力となる中高年の熟練した船員を雇用する傾向にあることから、船員の高齢化が進行している。さらに、臨時の必要がある場合を除いて時間外労働をさせることができないこととされているため、時間外労働を弾力的に行わせることができない状況にある。(= 原因分析)</p> <p>事業者の創意工夫により質の高い海上輸送サービスを提供できる環境を整備し、併せて、航行の安全の確保及び船員の労働保護を図ることが必要。(= 現状を改善するための課題)</p> <p>○ 具体的には、航行の安全確保及び船員の労働保護を図りつつ、海上運送事業の活性化を促進するために、以下の内容の法改正を行う。</p>		

	<p>【内航海運業法の一部改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参入規制の許可制から登録制への緩和 ・ 事業区分の廃止（内航運送業と内航船舶貸渡業の事業区分を廃止する。） ・ 適正船腹量・最高限度量制度及び標準運賃・標準貸渡料制度の廃止 ・ 運航の安全の確保のための運航管理制度及び荷主保護のための運送約款制度の導入 <p>【船員職業安定法の一部改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常用雇用型船員派遣事業の制度化 ・ 無料船員職業紹介事業の拡充 ・ 国土交通大臣による船員派遣元事業主等に対する監督等について所要の規定を整備 <p>【船員法の一部改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船員の労働時間規制の見直し ・ 船員の雇入契約の公認制から届出制への緩和 ・ 船員法等に違反した船舶所有者等に対する船員労務官の監督権限の強化（＝導入する施策の具体的内容）
社会的ニーズ	バブル経済崩壊以降の長引く景気の低迷、経済のグローバル化の進展に伴う企業の国際競争の激化等による荷主産業界からの物流コスト低減要請の高まり等を受けて、航行の安全の確保及び船員の労働保護を図りつつ、我が国の海上運送事業の活性化を促進していく必要がある。
行政の関与	内航海運業の円滑かつ適確な運営、航行の安全の確保及び船員の労働保護を図る観点から、今後とも行政の関与は必要である。
国の関与	海上運送事業は、各地方自治体の区域内において完結するものではなく、全国レベルで運送行為を行っているものであるため、全国的に一律の規制を行うことが不可欠である。
施策等の効率性	本件施策の実施による追加コストは微少である。一方で、事業者の創意工夫により質の高い海上輸送サービスを提供できる環境が整備されるとともに、併せて、航行の安全の確保及び船員の労働保護が図られる。
施策等の有効性	船員の時間外労働に係る制度の見直し、船員の移動の円滑化及び内航海運業に係る参入規制の緩和等の相互に密接に関連する施策を総合的かつ一体的に推進することにより、航行の安全の確保及び船員の労働保護を図りつつ、海上運送事業の活性化を促進することが可能である。
その他特記すべき事項	<p>船員派遣事業の制度化及び内航海運業に係る参入規制の見直しに関する閣議決定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定） ・ 「規制改革の推進に関する第3次答申」（平成15年12月22日） ・ 「総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」に関する対処方針について」（平成15年12月26日閣議決定） ・ 「規制改革・民間開放推進3か年計画について」（平成16年3月19日閣議決定） <p>船員法及び船員職業安定法の改正案を国会へ提出するにあたっては、船員中央労働委員会へ平成15年11月17日に諮問し、平成16年1月16日にそれぞれ答申を得ている。</p>

事前評価票【No. 37】

施策等名	3 P Lに関する人材育成促進事業の推進	担当課	総合政策局貨物流通施設課 (貨物流通施設課長 濱勝俊) 複合貨物流通課 (複合貨物流通課長 福内直之)
施策等の概要	<p>意欲ある中小規模の物流事業者が新分野である3 P L(荷主から物流を一貫して請負う高品質のサービス)に進出することを促進するため、新規進出を促進する上で効果的と認められる人材育成促進事業を実施する。 【平成16年度予算額：53百万円(国費)】</p>		
施策等の目的	<p>荷主企業の本業への経営資源の集中や物流部門における規制緩和の進展、荷主のニーズの多様化・高度化等を背景として、3 P Lの高い成長が期待されているところであり、その促進のための施策を講じることを目的とする。</p>		
関連する政策目標	19) 物流の効率化 23) 新たな市場の育成		
関連する業績指標	-		
指標の目標値等	-		
施策等の必要性	<p>米国で90年代に新たな物流サービスとして登場した3 P Lは、モード横断的で荷主から消費者まで一貫した形の高度な物流サービスを提供するものであり、その誘導・普及を図ることによって物流全体のコスト削減(経済の再生・国際競争力の強化)や、CO₂の削減等による地球環境対策の推進に資することができるが、わが国の3 P Lは、一部の大手事業者が中心であり、物流事業者の大半を占める中小事業者の取り組みは進んでいない。(=目標と現実のGAP)</p> <p>中小規模の事業者にとっては、新分野である3 P Lに進出するためには、新たな人材育成等が求められることからコストの問題等から困難な面がある。(=原因分析)</p> <p>3 P Lの不可欠な要素となっているのが情報システム等の専門的な知識や提案・コンサルティング能力をもった人材の育成であるが、中小規模の物流事業者にとっては人材育成はコストの負担等が大きく、自社だけの取り組みでは限界があるのが現状である。このため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」及び「530万人雇用創出プログラム」(平成15年6月策定)においても、中小物流業における人材の育成支援の必要性が指摘されている。(=課題の特定)</p> <p>人材育成に関して、3 P Lに必要な知識を系統立てて取得できるような効果的な教育プログラムの研究・開発を行うとともに、意欲ある中小規模の物流事業者が3 P Lに進出することを促進する上で効果的と認められる研修事業を実施する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>3 P Lは高い成長が期待されている分野であり、その促進による物流の効率化や新市場育成による雇用の創出は社会的課題であり、早急に取り組むことが求められている。</p>		
行政の関与	<p>人材育成は、特に中小規模の事業者にとっては、コスト等の問題があり、民間事業者だけでは対応できない。また、3 P L事業への誘導・普及を図ることによって物流全体のコスト削減(経済の再生・国際競争力の強化)や、CO₂の削減等による地球環境対策の推進に資することとなる。そのため、行政による支援が必要である。</p>		
国の関与	<p>物流は1つの地方公共団体で完結するものではなく、複数の地方公共団体にまたがる事項であり、今回の事業の実施についても広域的・総合的な観点から国が実施する必要がある。また、地球環境対策や新総合物流施策大綱(平成13年7月閣議決定)で定められている物流の効率化等、国として責務を負っている課題の実現にも役立つものである。</p>		

<p>施策等の効率性</p>	<p>人材育成促進事業を通じて、事業者による新規参入を促進する効果が見込まれ、また、物流全体のコスト削減（経済の再生・国際競争力の強化）が図られることから、施策の効率性は高いと考えられる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>人材育成促進事業を通じて、3PL事業への誘導・普及を図ることによって物流全体のコスト削減（経済の再生・国際競争力の強化）や、CO₂の削減等による地球環境対策の推進に資することとなり、施策の有効性は高いと考えられる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>「530万人雇用創出プログラム」(平成15年6月策定)において、3PLについて、各種の施策の推進により2000年時点から2005年度までに概ね約21万人の雇用が創出されることが見込まれる(参考:2007年度までに約36万人)とされている。</p> <p>新総合物流施策大綱において、「高齢化やeコマースの進展に即応した付加価値の高い物流サービスなど国民生活の多様化に的確に対応したサービスの提供を促進する」ことや「荷主に対して物流改善を行う提案型物流サービスを物流事業者が行う場合の環境整備を行う」こととされている。</p>

事前評価票【No.38】

施策等名	鉄道軌道近代化設備整備費補助制度の拡充	担当課	鉄道局財務課 (財務課長 室谷正裕) 施設課 (施設課長 福代倫男) 技術企画課 (技術企画課長 山下廣行)																								
施策等の概要	<p>地方鉄道における安全性確保の充実を図るため、14～15年度に行った安全性緊急評価による指摘を踏まえて緊急的・時限的に行う、橋梁・トンネルの改修等の設備整備及び教育指導等について、鉄道軌道近代化設備整備費補助制度を拡充し、支援するとともに、固定資産税の特例措置を拡充する。 【平成16年度予算額：2,701百万円】【平成16年度減収見込額：3百万円(拡充分)】</p>																										
施策等の目的	<p>鉄道軌道近代化設備整備費補助制度の拡充により、鉄軌道事業者が安全性緊急評価報告に基づき行う地方鉄道に係る緊急安全対策の促進を図る。</p>																										
関連する政策目標	21) 地域交通確保																										
関連する業績指標	-																										
指標の目標値等	-																										
施策等の必要性	<p>地方鉄道は地域の公共交通としての役割を担っているが、財務状況の悪化等から安全対策を含めた施設整備が進まず、また施設の老朽化が進んでいる。このような状況において、平成12、13年には京福電気鉄道の2度にわたる衝突事故が発生したほか運転事故件数の推移を見ても地方鉄道はJR、民鉄の約3倍の発生頻度となっており、重大事故の発生が懸念されている。さらに、重大事故に結びつく可能性のある列車事故についても総事故件数の約1/4が地方鉄道で発生している。</p> <p style="text-align: center;">列車100万キロ当たりの運転事故件数の推移</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>JR</th> <th>民鉄</th> <th>地方鉄道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 10</td> <td>0.75</td> <td>0.66</td> <td>2.27</td> </tr> <tr> <td>H 11</td> <td>0.84</td> <td>0.58</td> <td>2.12</td> </tr> <tr> <td>H 12</td> <td>0.80</td> <td>0.59</td> <td>2.44</td> </tr> <tr> <td>H 13</td> <td>0.78</td> <td>0.56</td> <td>1.91</td> </tr> <tr> <td>H 14</td> <td>0.77</td> <td>0.68</td> <td>1.83</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(=現状と目標のGAP)</p> <p>鉄道の安全対策は、本来、鉄軌道事業者自らが行う必要があるが、経営状況の厳しい地方鉄道事業者単独では投資に係る負担が過大となり、投資に見合う増収も期待出来ないため、事業者に安全確保を求めるだけでは実効ある対策の実施は困難な状況である。</p> <p>原因としては、地方鉄道の多くが輸送人員の減少に伴い、その収益構造が悪化しており、設備投資に対する余力を失っていることが挙げられる。輸送実績は、平成14年度では対4年度比の19%減となっており、財務状況についても、72%の事業者が赤字計上となっている。</p> <p style="text-align: right;">(=原因の分析)</p> <p>以上のことから、国としては、鉄軌道事業者に安全性の確保を指導する一方、緊急安全評価を踏まえ事業者が行う設備改修等の取組みに対して緊急的・時限的な措置として財政的支援を行い、確実に安全対策を履行させる必要があ</p>				JR	民鉄	地方鉄道	H 10	0.75	0.66	2.27	H 11	0.84	0.58	2.12	H 12	0.80	0.59	2.44	H 13	0.78	0.56	1.91	H 14	0.77	0.68	1.83
	JR	民鉄	地方鉄道																								
H 10	0.75	0.66	2.27																								
H 11	0.84	0.58	2.12																								
H 12	0.80	0.59	2.44																								
H 13	0.78	0.56	1.91																								
H 14	0.77	0.68	1.83																								

	<p>る。</p> <p>また、これらの投資による資産価額の増大に伴う固定資産税の増加が鉄道事業者に多大な負担となっている状況に鑑み、税制上の特例措置をさらに拡充する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">(= 課題の特定)</p> <p>具体的には、</p> <p>安全性緊急評価を踏まえ、緊急に改善を要する橋梁・トンネル等の設備の整備について、国、地方公共団体が 2 / 5 ずつ補助する。 (5 年間に限る)</p> <p>安全性緊急評価を踏まえ、運転、電気、土木等に関する知識、技能の維持、向上を図るための教育指導について、国、地方公共団体が 1 / 3 ずつ補助する。(3 年間に限る)</p> <p>により取得した資産に係る課税標準の特例措置を拡充する。 (= 具体的施策の内容)</p>
社会的ニーズ	最近の地方鉄道の事故等を踏まえて、鉄道利用者が安心して鉄道を利用できる環境づくりが強く求められている。
行政の関与	鉄道の安全輸送の確保には相当の投資額が必要であり、現状のままではそれを賄える収入増は期待出来ず、事業者による自主的な整備に委ねるだけでは、安全の確保は困難な状況であり、地域住民の足の安全確保に関わる問題となることから支援について行政の関与が必要と言える。
国の関与	鉄道は、大量輸送機関であり、ひとたび事故が発生するとその被害が甚大となること、安全への努力が短期的な経営評価に現れにくいこと等から、鉄軌道事業者の経営努力のみでは事業として成立し難いこと、また地方中小鉄道は健全な経営や技術力の維持において厳しい環境にあること等から、事業者の自己責任のみに委ねることは適切ではなく、特に、安全性の確保については、国が積極的に関与すべきものである。
施策等の効率性	この措置により、設備の改修、教育指導等が容易となり地方鉄道の安全性確保の実効性が担保される。 本件に関連し、国(地方運輸局)、地方公共団体及び事業者による安全対策に係る協議を通じて、関係者の地方鉄道に対する相互理解、連携が深まる。
施策等の有効性	経営状況の厳しい地方鉄軌道事業者に対して、安全輸送に関する事業に係る経費を国及び地方公共団体が補助することで、当該事業に対する投資インセンティブが働くようになる。
その他特記すべき事項	日本民営鉄道協会、第三セクター鉄道等協議会等から、鉄道輸送の安全対策に対する公的支援措置の拡充の要望が強く出されている。

事前評価票【No.39】

施策等名	新たな旅行契約の態様の設定等に関する旅行業法の改正	担当課 (担当課長名)	総合政策局旅行振興課 (課長 村野 清文)
施策等の概要	旅行業法の一部を改正する法律の制定		
施策等の目的	公益法人改革を推進するとともに、近年の旅行需要の多様化等を踏まえ、旅行者利便の増進及び旅行者保護の拡充を図るための所要の措置を講ずる。		
関連する政策目標	22) 地域間交流、観光交流等内外交流の推進		
関連する業績指標	94) 訪日外国人旅行者数 95) 国民1人あたりの平均宿泊旅行回数		
指標の目標値等	94) 訪日外国人旅行者数 平成18年743万人 95) 国民1人あたりの平均宿泊旅行回数 平成18年2回		
施策等の必要性	<p>旅行業法は、旅行者が安心して旅行できるよう、旅行業者の登録制度、営業保証金を供託する制度をはじめとする規制を定めているところであるが、近年、旅行形態や旅行者ニーズは多様化しており、この状況を踏まえ、旅行者利便の増進及び旅行者保護の拡充を図る必要がある。</p> <p>また、平成14年3月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(以下「公益法人改革計画」という。)に基づき、官民の役割分担の見直し及び規制改革の推進等の観点から、制度の見直しを行う必要がある。(=目標と現状のGAP)</p> <p>従来の旅行業法上の制度においては、「主催旅行」以外の旅行においては、旅行業者に対して、旅程管理(計画通り旅行が円滑に実施できるよう行程管理や代替手配などを実施すること)を行う義務が課せられていなかった等、旅行者保護が不十分であったことが指摘されている。</p> <p>また、「公益法人改革計画」においては、「旅行業務取扱主任者試験」について、旅行業を巡る状況の変化を踏まえた制度の見直しを行うこととされ、「旅程管理研修」(旅程管理業務に関する研修)については、研修を実施する機関を国が指定する制度を改め、登録機関において実施することとされている。(=原因分析)</p> <p>上記の課題の解決を図るため、新たな旅行契約の態様を設定し、旅行業者に旅程管理業務を講じさせることとする等、旅行者保護の拡充のための措置を講ずるとともに、「公益法人改革計画」に基づく所要の措置を講ずる必要がある。(=課題の特定)</p> <p>具体的には、以下の措置を行う。</p> <p>新たな旅行契約の態様として「企画旅行契約」を設定し、旅行業者は、企画旅行を実施する場合には、旅程管理業務を講じなければならないこととする。</p> <p>「旅行業務取扱主任者」の業務範囲を拡大するとともに、それに伴い、その名称を「旅行業務取扱管理者」に変更する。</p> <p>旅程管理研修を実施する機関について、国が指定する制度を登録制度に改める。</p> <p>旅行業者が供託した営業保証金及び弁済業務保証金による弁済の対象から、運送機関・宿泊機関等を除外し、旅行者のみに限定する。(=施策の具体的内容)</p>		

社会的ニーズ	近年、旅行者自身が旅行計画の策定に参画し、旅行業者とともに商品造成していく旅行パターンの需要が増えてきており、それに伴い旅程管理の有無を巡る苦情・トラブルが多数報告されている。その他にも、旅行契約を巡る旅行者からの苦情・トラブルが多数報告されており、旅行者の一層の保護を図るニーズが高まっている。
行政の関与	旅行業法第3条の規定により、旅行業等を営む者の登録は行政が行うこととなっており、国及び地方自治体は、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全確保及び旅行者の利便の増進を図るため、旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保する責任を負っている。
国の関与	旅行業等に関する全国統一的な制度の整備には、国の関与が不可欠である
施策等の効率性	本施策により、旅程管理研修の実施主体の間に競争原理が導入され、一層質の高い研修の実施環境が整備される。それと併せて、旅程管理業務の範囲の拡充、旅行業務取扱主任者の業務範囲の拡大、営業保証金・弁済業務保証金による弁済の対象を旅行者に限定すること等により、旅行者保護の拡充を図ることができる。
施策等の有効性	今般の法改正により、近年の旅行需要の多様化等、旅行契約を巡る環境の変化を踏まえつつ、旅行者保護が拡充されることから、苦情・トラブルの減少、ひいては旅行需要の増大につながることを期待される。
その他特記すべき事項	「旅行業法等検討懇談会報告書」(平成16年2月)において、企画旅行契約の設定、旅行業務取扱主任者の業務範囲の拡大、登録機関による旅程管理研修の実施、営業保証金・弁済業務保証金の弁済対象の旅行者への限定等が提言されている。

事前評価票【No.40】

<p>施策等名</p>	<p>新たな民間需要を創出し、資産デフレを克服するための条件整備</p>	<p>担当課</p>	<p>土地・水資源局土地政策課 土地市場企画室 (土地市場企画室長 藤井健)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>土地税制に関し、保有及び譲渡の各段階において以下の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業地等に係る固定資産税等の負担軽減。 ・ 個人の土地長期譲渡所得に係る税率を引き下げることにより、株式等の資産との均衡を図る。 <p>平成14年度決算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税収 9兆0,685億円 ・ 分離長期譲渡所得申告納税額 4,697億円 		
<p>施策等の目的</p>	<p>土地に係る保有コストを軽減することにより、土地に対する投資意欲を喚起し土地市場に対する人々の将来期待を高めることで、資産デフレを克服するための条件整備を図る。</p> <p>他の資産に比べて重課されている現行の土地の譲渡所得課税を株式等の資産との均衡が図られるように見直すことにより、資源配分を歪めず出来る限り市場中立的で安定的な恒久税制を構築する。これにより、投資対象として他の資産と同等な扱いとすることで、土地に対する投資を促進し資産デフレを克服するための条件整備を図るとともに、土地の流動化・有効利用の促進を図る。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>24)公正で競争的な市場環境の整備</p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>-</p>		
<p>指標の目標値等</p>	<p>-</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>長期にわたる地価の下落は、資産の担保価値を引き下げるなど企業の実質債務負担を増加させ、不良債権問題の解決を妨げており、資産デフレと不良債権は密接に関連しつつ、近年の日本経済を低迷させてきた。このような背景の中、資産デフレの進行が不良債権問題の深刻化や企業及び家計のバランスシートの悪化による消費・投資意欲の減退を引き起こし、それがさらに資産デフレを引き起こしている。こうした悪循環を断ち切るためにも、資産デフレを早期に克服することは喫緊の課題である。このため、土地関連税制について必要な見直しを行い、土地に対する投資意欲を喚起する施策が必要である。(= 目標と現状の GAP)</p> <p>土地税制については、バブルが崩壊した現在でも、保有及び譲渡の各段階において、依然として右肩上がりの地価上昇と土地の資産としての有利性を前提とした重課がなされている。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税については、平成6年度以降、宅地に係る固定資産税評価額の評価水準が引き上げられてきた結果、現下の厳しい経済情勢下にもかかわらず、特に大都市の商業地において実効税率は上昇し続けており、収益に占める負担も高くなっていることから土地に対する投資意欲を阻害している。 ・ 土地譲渡所得課税については、株式等の他の資産と比べて重課されることで将来のキャピタルゲインに対する期待が低下することとなるため、土地に対する投資意欲を阻害している。 <p>こうした土地に対する重課は、市場を通じたあるべき資源配分を歪めるとともに、人々の土地に対する投資意欲を阻害し、現下の資産デフレの加速要因となっている。(= 原因分析)</p> <p>本来、土地のような基幹的な資産についての税制は、資源配分を歪めないよう、他の資産にかかる税制と比べて出来る限り市場中立的であるべきであ</p>		

	<p>る。バブル崩壊後の地価下落により「土地は有利な資産である」という国民や企業の意識は薄れ、わが国の土地市場は実需中心の市場へと構造的に変化していることにかんがみると、土地に対する投資意欲を阻害する制度は早急に見直される必要がある。(= 課題の特定)</p> <p>そこで、土地市場における投資需要を喚起するとともに土地の流動化・有効利用を促進するため、土地に係る固定資産税の負担軽減、土地長期譲渡益課税の見直しなど、保有及び譲渡の各段階における税目を中心にその見直しを図る。(= 施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	<p>資産デフレを克服することは、政府全体を挙げての喫緊の課題であり、その一つ的手段として、土地に対する投資意欲を喚起する施策のニーズは非常に強いと考えられる。</p>
行政の関与	<p>行政が直接関与するものではなく、土地税制の見直しを通じて、土地市場の環境を整備し、民間の土地市場における取引等を活性化させようとするもので、民間活動の阻害要因を取り除こうとするものである。</p>
国の関与	<p>土地に対する投資意欲を喚起し、資産デフレを克服することは国家的な観点から重要である。また、国税、地方税を含めて根幹的な税制についての見直しは国の役割であるから、国が行う必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>土地に対する投資意欲の喚起によって資産デフレすなわち継続的な地価下落に歯止めをかけることで、地価の上昇による固定資産税の増収や土地取引件数の増加による譲渡所得税の増収も期待できる効率性の高い施策である。</p>
施策等の有効性	<p>商業地等に係る固定資産税等の軽減を実施することにより土地に係る保有コストが軽減されれば、地価の押し上げ要因となり、資産デフレの克服が図られるものと期待される(例えば、固定資産税・都市計画税を20%減額すれば、地価を3%押し上げるとの試算もある)。</p> <p>個人の土地長期譲渡所得に係る税率を株式等の他の資産と同等の扱いとされるよう税率の引下げ(恒久化)を実施することにより、将来の譲渡時における税負担が軽減され、税引後の所得に対する期待が上昇するため、土地への投資意欲が喚起される(例えば、平成8年に個人の土地長期譲渡所得税の税率が引き下げられた(譲渡所得4000万円以下の税率:32.5% 26%)際には、譲渡件数が約8.7%増加している)。</p> <p>以上のことから、本施策を実施することにより、土地に対する投資意欲が喚起され、資産デフレを克服するための条件が整備されることが期待できる。</p>
その他特記すべき事項	<p>現在の固定資産税と都市計画税の税収を合わせた水準は、不動産価値を高めるような行政サービスの受益に対する負担の水準を大きく超えている。そのため、税負担の高い土地について税負担を大幅に引き下げることによって、受益と負担のバランスを適正にする必要がある。また、税負担の水準の設定に当たっては、税負担が重いことにより事業の「収益性」が損なわれること等により産業の国際競争力など経済活力に悪影響を与えているという点も十分に考慮すべきである。(中略)土地譲渡所得についてのみ他の所得よりも重課することや軽課することは不合理である。土地についても他の資産(例えば、株式等の金融資産、金、絵画等の資産)と同等の税負担とし、市場における資産選択に対して中立的な税制を構築する必要がある。(国土審議会土地政策分科会企画部会中間報告「21世紀の社会・経済に対応した土地税制の構築(平成14年10月)」)</p> <p>土地に係る固定資産税のあり方については、今後の土地を巡る諸情勢や地方税体系全体のあり方等を踏まえつつ、幅広い観点から、直ちに具体的な検討を進めるものとする。(与党三党平成15年度税制改正大綱)</p> <p>デフレと不良債権処理問題は密接に関連しつつ、近年の日本経済を低迷させてきた。こうした状況の下で、これら2つの問題への対応を含め、総合的な取組みを今こそ強化する必要がある。(「改革と展望-2002年度改定(平成15年1月24日閣議決定)」)</p>

事前評価票【No.41】

施策等名	民活と各省連携による地籍整備の推進	担当課	土地・水資源局国土調査課 (国土調査課長 國弘 実)
施策等の概要	<p>都市再生の円滑な推進のために、街区の座標調査や地積測量図等の既存図面の組み合わせにより地籍調査素図の整備を行うなど、法務省等と連携しつつ、民間活力を活用して、全国の都市部における地籍整備を実施する。 【予算額：372億円(事業費総額)】</p>		
施策等の目的	<p>都市部における地籍整備の実施により、土地取引の円滑化や公共事業における用地取得のスピードアップ等に役立つものであり、都市再生の円滑な推進に資する。</p>		
関連する政策目標	24) 公平で競争的な市場環境の整備		
関連する業績指標	107) 地籍が明確化された土地の面積		
指標の目標値等	141 千 k m ² (平成 16 年度)		
施策等の必要性	<p>都市再生の推進のためには、土地の境界、面積等の地籍を明確にすることが重要であり、昭和 26 年より地籍調査を実施しているところであるが、地籍調査の進捗率は、平成 14 年度末現在において、全国の調査対象面積の 45%、うち都市部においては 18%にとどまっている。(= 目標と現状の G A P)</p> <p>地籍調査の進捗が遅れている原因としては、実施主体である地方公共団体における体制が不十分であることや地籍調査の重要性の認識不足が考えられる。 また、都市部においては、一筆の土地の細分化、土地の権利関係の輻輳、頻繁な土地の異動等により、調査・測量が他の地域に比べて困難であることから、調査の進捗の遅れが著しくなっていることが考えられる。(= 原因分析)</p> <p>そのため、特に進捗が遅れている都市部において地籍の整備を積極的に推進していく必要がある。(= 課題の特定)</p> <p>そこで、街区の座標調査や民間で作成された地積測量図等の既存図面の組み合わせにより地籍調査素図の整備を行うなど、法務省と連携しつつ、民間活力を活用して、全国の都市部における地籍整備を推進する。(= 施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>地籍を整備することによって、土地取引や公共事業の円滑化、適正な土地利用計画の策定、災害の際の迅速な復旧など土地に関する施策に資するものとなり、社会・国民のニーズが高い。</p>		
行政の関与	<p>土地の基本的な情報である地籍の整備は、我が国の経済構造改革の一環として重要な課題である都市再生を円滑に進めるために必要なものであり、また、個人の権利関係に深く関わるものであることから、行政が関与して行う必要である。</p>		
国の関与	<p>地籍整備の結果、正式な地図として登記所に備え付けられることとなり、また、都市再生の推進は国家的観点から重要であることから、国が関与する必要がある。</p>		

<p>施策等の効率性</p>	<p>公共事業や民間開発を行う場合、地籍が不明確なためなかなか事業が進まず、境界確定に長期間を費やすケースがあるが、地籍が明確化された場合には、境界確定等が容易に行われ公共事業や民間開発を円滑に進めることが可能となり、社会全体のコストから見て効率的な手段といえることができる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>地籍が明確化されることにより、土地に関する権利関係が明確になるため、将来にわたって境界をめぐる紛争が減少するとともに、正確な土地の状況が登記簿に反映され、安心して土地取引ができることになるため、経済活動全般の円滑化・活性化に資する。</p> <p>地図を電子化・共有化することにより、地理情報システム（GIS）のベースマップとして、都市計画や防災計画、税務等の分野で活用することが可能となり、行政の効率化に役立つ。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>平成 15 年 6 月に開催された都市再生本部会合において、「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が報告され、全国の都市部における地籍の整備を強力に推進することとされた。</p> <p>平成 14 年度の政策チェックアップ（業績測定） 政策目標 1 5 「公正で競争的な市場環境の整備」</p> <p>（４）基礎的な土地情報を整備する の評価結果及び今後の取組の方向性を踏まえた新規施策である。</p> <p>（参考） 上記評価における「今後の取組の方向性」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、「第 5 次国土調査事業十箇年計画」に基づき、民間の能力・成果の活用を図りつつ地籍調査事業を着実に実施していくとともに、都市部等進捗率が低い地域においても地籍調査を積極的に促進することにより、基礎的な土地情報の整備を推進していく。 ・ 都市再生本部において「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が報告されたことから、これを受けて、都市再生の円滑な推進のために、法務省等と連携しつつ、民間活力を活用して地籍調査素図を整備しこれを正式地図化することにより、全国の都市部における地籍整備を実施していく。

事前評価票【No.42】

施策等名	地価公示制度・不動産鑑定評価制度の充実	担当課 (担当課長名)	土地・水資源局地価調査課 (地価調査課長 岩本 千樹)
施策等の概要	地価公示の対象区域の拡大、不動産鑑定士等の行う業務の適正な遂行の確保、不動産鑑定士の資格取得制度の簡素合理化等を実施する。		
施策等の目的	不動産市場への情報提供の制度である地価公示制度・不動産鑑定評価制度の充実により、市場の条件整備を推進し、不動産取引の円滑化を図り、もって土地の流動化・有効利用に資する。		
関連する政策目標	23) 新たな市場の育成 24) 公正で競争的な市場環境の整備 26) 消費者利益の保護		
関連する業績指標	-		
指標の目標値等	-		
施策等の必要性	<p>土地の有効利用は、市場メカニズムを通じて、すなわちそれを有効利用しようとする意思のある者に円滑に移転していくプロセスを通じて実現されることが望ましいが、土地取引件数は近年減少傾向にあるなど土地の流動化は進んでいない。(= 目標と現状の G A P)</p> <p>土地の流動化が進んでいない原因としては様々な要因が考えられ、企業のリストラ・倒産の増加、雇用情勢の悪化、景気の低迷などの経済状況や、人口動態や産業構造の変化などの社会状況の変化などにより土地に対する需要が全体的に乏しくなっていることも大きな原因であると考えられるが、それに加え、不動産市場において市場参加者に不動産に関する十分な情報がないために不動産に対する需要が顕在化していない面もあると考えられる。特に、バブル崩壊を経て現在の不動産市場はキャピタルゲイン期待の投機的要素は解消され、利便性・収益性といった不動産の利用価値に応じて価格形成が行われる実需中心の市場へと構造的に変化しており、このため、不動産の取引に当たって不動産の利用価値に見合った価格を見極める必要性は増しており、従来以上に不動産に関する情報の必要性が増している。(= 原因分析)</p> <p>このため、土地の流動化を進めるためには、不動産市場に対して有用な情報を提供する必要がある。そのためには、不動産市場に情報を提供する制度である地価公示制度及び不動産鑑定評価制度を充実させ、市場の求める情報をよりの確に提供することを可能としなければならない。</p> <p>現在地価公示については都市計画区域を対象としているが、宅地の取引の約1割は都市計画区域外で行われ、既存集落のほか、幹線道路の沿道、高速道路のIC等を中心にスポット的に都市的土地利用が行われるようになっており、こうした区域では土地取引が相当程度行われる可能性がある。このため、土地取引を円滑化する観点から、都市計画区域内外を問わず公示価格に関する情報を提供する必要がある。</p> <p>また、不動産市場の構造変化により、市場では複合不動産の収益分析等の技術的に高度な評価や投資判断のための不動産に関する多様な情報が求められるようになっている。こうした市場の高度かつ多様なニーズに応え、市場の求める情報を的確に提供していくために、不動産の評価を担う優秀な人材の確保・育成や不動産の評価に係る多様なサービスが適正に提供される環境を整える必要がある。(= 課題の特定)</p> <p>このため、具体的には以下の施策を講じる。 地価公示の対象区域の範囲を見直し、都市計画区域外においても地価公示を行</p>		

	<p>えることとする。</p> <p>不動産鑑定士資格取得制度を簡素合理化し、優秀な人材が不動産鑑定士の資格取得に挑戦しやすい環境を整える。</p> <p>不動産鑑定士の行う業務全般について守秘義務、懲戒処分等の対象とし、その業務の信頼性を高める。</p> <p>(= 施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	<p>土地の流動化・有効利用及びこれらを通じた資産デフレ対策は、現下の経済状況において喫緊の課題である。</p>
行政の関与	<p>不動産は、財としての個別性が強いことや、取引が相対で行われ、特別な事情を伴うことが多いなどの特徴があるため、市場に提供される不動産の価格情報は不足することから、市場のインフラとして行政が地価情報の提供を行う必要がある。また、不動産鑑定評価制度は、不動産の適正な価格形成を目的として、不動産鑑定評価の適正な運営を確保すべく業規制及び資格規制を行うものであり、その制度運営及び改善は行政が行う必要がある。</p>
国の関与	<p>土地の流動化・有効利用や資産デフレ対策は、国全体として対応が必要。</p> <p>地価公示は土地基本法において適正な地価の形成と課税の適正化に資する役割を有するとされており、国が実施する必要がある。また、不動産鑑定士等の資格は全国的に同一の水準で試験が行われる必要があるため国家資格とすべきこと、不動産鑑定業は都道府県の範囲を越えて営まれうることを踏まえ、不動産鑑定評価制度は国が担うこととされており、その制度改善も国が行う必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>地価公示については、都市計画区域外での公示地点配置を都市計画区域内の地点の再配置とともに数年かけて調整することにより、基本的に追加的な費用が生じないようにする予定である。</p> <p>不動産鑑定評価制度についても、不動産鑑定士資格取得制度の改正は既存の試験制度の簡素合理化であり、費用は軽減されると見込まれるし、守秘義務・懲戒処分の対象拡大についても、可能な限り効率的に対応する予定である。</p> <p>一方で、これらにより不動産市場への情報提供を充実することによる不動産取引の円滑化し、土地の流動化・有効利用が促進される。</p>
施策等の有効性	<p>地価公示については、土地取引の際最も役立つ情報であるとの調査結果があり、国土交通省HP内に設けられた公示価格等検索システムには月平均100万件のアクセスがあることなどから、相当程度土地取引の際に有用な情報として利用されていると考えられ、地価公示を都市計画区域外でも行うことで、都市計画区域内外を問わず土地取引の際の有用な情報が提供されることとなる。</p> <p>不動産鑑定評価制度については、不動産鑑定士資格取得制度の簡素合理化により資格取得に最低限必要な期間が4年から2年程度に短縮され、受験者の負担が相当軽減されることにより、多様な人材がチャレンジしやすくなり、優秀な人材の確保につながることを期待できるとともに、不動産鑑定士等の守秘義務等の及び範囲をその業務全般とすることにより、不動産鑑定評価以外のサービスについても適正に行われることが期待される。これらにより、不動産鑑定評価を中心とした不動産の評価に係る多様なサービスについて、その質の向上が図られ、市場が求める情報の提供が促進されることが期待される。</p> <p>これらによって不動産市場における情報環境が改善されることにより、不動産取引が行いやすくなり、不動産に対する需要が顕在化し、もって土地の流動化・有効利用が促進されることが期待される。</p>
その他特記すべき事項	<p>規制改革推進3か年計画(平成13年3月閣議決定)</p> <p>今後の不動産鑑定評価のあり方(平成15年11月国土審議会土地政策分科会不動産鑑定評価部会とりまとめ)</p> <p>土地市場の条件整備の推進について(平成15年12月国土審議会土地政策分科会建議)</p> <p>規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月閣議決定)</p>

事前評価票【No.43】

<p>施策等名</p>	<p>自動車保有関係手続に係るワンストップサービス制度の構築</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>自動車交通局技術安全部管理課 (管理課長 花角英世)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>「自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律」により自動車保有関係手続に係るワンストップサービス制度のための手続き整備を行う。 自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続について、平成17年中を目途に電子化によるワンストップサービス(各種の行政サービスを一括の手続で提供)の実現を図る。そのため、平成16年度においては、平成15年度に開始した試験運用を踏まえたシステムの改良、支局等接続サーバーシステムの導入、及び試験運用等のための予算措置を講ずる。 【平成16年度予算額：582,953(千円)】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税の納付等)について、手続の電子化によるワンストップサービスを実現することにより、国民負担の軽減及び行政事務の効率化等を図る。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>27) IT革命の推進</p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>-</p>		
<p>指標の目標値等</p>	<p>-</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>我が国の自動車の保有台数は7千7百万台(出典：自動車保有車両数月報平成16年1月末現在)を超え、国民2人に1台以上の普及となっており、今や自動車は国民生活や経済活動に不可欠のものとなっている。この自動車を保有し、使用するためには、検査・登録、車庫証明、自動車諸税の納付等様々な行政手続が必要である。 こうした国民の多くが、頻繁に行う可能性の高い行政手続については、本来誰もが簡単に行える手続であるべきである。(目標) しかし、自動車の保有者は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等の多数の場所に赴かなければならず、手続が煩雑との声もある。その上、手続の流れは、検査・登録申請を基準に見ても、事前に手続をしなければならないもの、事後的に手続するもの等順序性が求められる等、申請者にとって煩雑であり、多大な負担となっている(現状)。(=現状と目標のGAP) この煩雑さの根本の原因は、関係行政機関及び行政機関以外の手続関係主体が多岐にわたっていること、それぞれの窓口に出向かなければ手続ができないこと等にあると考えられる。(=原因分析) こうした申請者の負担を軽減するため、自動車保有関係手続を、オンラインで、しかも一括して行えるようにする必要がある(自動車保有関係手続のワンストップサービス化)。(=課題の設定) 具体的には、申請端末からの申請を一括して受け付けて、それを関係機関に振り分け、各システム間の情報の接続業務を行うシステムの構築を行うとともに、国民・行政機関・関係業者等の役割及び手続の明確化、自動車保有関係手続の電子化に特有な仕組みの整備等を行うこととする。(=施策の具体的内容)</p>		
<p>社会的ニーズ</p>	<p>自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続を電子化によるワンストップサービスの実現により、出頭回数の軽減、手続の簡素化といった国民負担の軽減が求められている。</p>		
<p>行政の関与</p>	<p>電子政府の実現の一環として施策を実施する必要があり、行政が主体的に関与することが適当である。</p>		

国の関与	自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムの構築には国の関与が不可欠である。 全国統一的な仕組み等の整備には国の関与が不可欠である。
施策等の効率性	本件施策は、国民の自動車保有関係手続における負担が従来と比べ、大幅に軽減され、その効果も継続するものと思慮する。 さらに、行政機関等においても、定型的な書類確認事務が電子化されることにより、事務の合理化・効率化が期待される。
施策等の有効性	本件施策により申請者は複数の行政機関等に出頭する必要がなくなり、オンラインで一括して自動車保有関係手続を行うことができるようになる。これにより申請者の時間的、経済的、精神的負担が大きく削減されるとともに添付書類の簡素化、重複していた記入事項の一本化等、申請そのものが簡素化される。
その他特記すべき事項	平成11年12月、バーチャル・エージェンシーから総理大臣への最終報告を受け、高度情報通信社会推進本部において「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」で政府としての取組方針を決定。これに基づき、平成12年4月、「自動車保有関係手続のワンストップサービス推進関係省庁連絡会議」が設置され、関係省庁連携の下、現在ワンストップサービス・システムの構築の推進を図っている。 平成13年1月、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」が設置される。同年3月同本部第3回会合で、「e-Japan 重点計画」が決定される。同計画中の「行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進」中、「自動車保有関係手続について、概ね2005年を目指す。」と目標達成期限が明示された。

事前評価票【No.44】

<p>施策等名</p>	<p>電子国土 Web システムの構築</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>国土地理院総務部政策調整室 (政策調整室長 桐内 勉) 企画部企画調整課 (企画調整課長 斉藤 隆)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>電子国土 Webシステムの構築 多くの者がより簡便で優れた GIS コンテンツを利活用し、IT 社会の実現に資するため、基盤的な地理情報をもとにして、さまざまな整備主体が保有する地理情報を位置情報に基づいて統合し、有効に活用するための電子国土 Web システムを構築する。 電子国土・・・各種の位置情報や地理情報について、その変化を可能な限りリアルタイムに取得し、統合利用できるようコンピュータ上に現実の国土を再現したもの。国土地理院が提唱。 【予算要求額：24 百万円(国費)】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>最新の地理情報の電子化を促進し、産学官がそれぞれ所有する地理情報を有効に利用するため、迅速かつ効率的な流通の促進、GIS の普及などの基盤環境の整備を行う。</p>		
<p>関連する 政策目標</p>	<p>27) I T 革命の推進</p>		
<p>関連する 業績指標</p>			
<p>指標の 目標値等</p>			
<p>施策等の必要性</p>	<p>行政の情報化を通じた公共サービスの向上や新しいビジネスモデルの創造等を通じて、安心で快適な国民生活と先導的・継続的な産業活動を支えるためには、最新の技術で国土情報インフラを整備し、電子政府の確実な実現に寄与することが政府の重要な役割である。政府においては、1995 年に「地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議」を設置し、数値地図等の主要な地理情報の電子化を進め、その一部についてはインターネットによる無償提供を開始してきたところである。一方で、GIS の利用は、技術進歩の著しいインターネット、携帯端末、GPS 等関連分野との連携により、特別な知識を持たない一般の人々も簡便に利用できるような環境になっている。しかし、行政、産業、国民生活の各分野で、地理情報の相互利用は遅れており、GIS を活用して各種情報を位置情報に結びつけた質の高い活動を実現させるところにまでは至っていない。 (= 目標と現状の GAP) その原因は、産学官がそれぞれ所有する地理情報が分散しており、GIS を用いても各主体間を横断するような効率的な運用が困難であったためであると考えられる。 (= 原因分析) 地理情報へのニーズが拡大し、その内容が多様化しているが、特定の機関がすべての情報を整備し、供給する手法では、多様な情報ニーズを満たすことは難しい。従って、地理情報基盤をもとに各種の地理情報を位置情報に基づいて統合し、共同利用を進めるシステムの開発が必要である。 (= 課題の特定) インターネット等を利用して、全国約 38 万km²の最新の地形図などの基盤的な地理情報の上にさまざま地理情報を統合利用し、コンピュータ上に現実の国土を再現した電子国土Webシステムを構築する。さらに、国、地方公共団体、教育機関、民間企業等への普及を図るため、システムの機能拡張を行う。これらにより、多様なニーズに応える電子国土の快適な利用環境の構築を推進し、電子国土Webシステムの産学官における共同利用の推進を図る。 (= 施策の具体的内容)</p>		

社会的ニーズ	平成 14 年度情報通信白書によればインターネットの人口普及状況は、その利用者が平成 9 年度末 1,155 万人から、平成 14 年度末 6,942 万人と急増している。そのような社会の IT 化が進む中で、インターネットを活用した電子国土の構築は、国民生活全般における安価で質の高いサービスの享受を我が国にもたらししてくれる。
行政の関与	中核となるシステムの構築は、公共機関、民間企業、研究機関、さらには個人といった多様な GIS の利用主体のニーズを満たす社会共通の基盤となることから、ISO で作成された地理情報標準の国際規格などをもとに国が行う必要がある。
国の関与	国民全体の社会基盤としての中核となるシステムは、特定地域を対象とした整備を行うだけでは不十分であることから、国が先導して整備を進める必要がある。
施策等の効率性	国として電子国土 Web システムという基盤環境を集中的に整備することにより、個別分野ごとのシステム開発における重複投資を避けることができる。
施策等の有効性	電子国土 Web システムの構築により、産官学の地理情報の交換が活発になり、いつでも、どこでも、だれでも必要な精度で必要な地理情報が重ね合わせて閲覧できるようになる。その結果、国、地方公共団体、民間企業、個人等で地理情報を有効に活用することができ、測量分野のみならず、モバイル GIS、ナビゲーション、レジャー、障害者支援等の分野で活用できる。
その他特記すべき事項	平成 15 年 4 月 17 日地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議「GIS アクシヨンプログラム 2002-2005」では、「GIS を用いた質の高い行政サービスの実現」を進めることとしている。 平成 15 年 7 月 31 日観光立国関係閣僚会議「観光立国行動計画」では、「日本ブランドの海外への発信」として、「ホームページ、データベース等コンテンツ等の整備」を行うこととなっている。

事前評価票【No.45】

施策等名	道路関係四公団民営化法案の制定	担当課 (担当課長名)	道路局路政課 (路政課長 日原洋文)
施策等の概要	<p>道路関係四公団民営化のための以下の法案の制定(かつこ内はそれぞれの法律の内容)</p> <p>高速道路株式会社法(会社の設立、業務等に関すること)</p> <p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(機構の設立、業務等に関すること)</p> <p>日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律(会社が有料道路事業を行う場合の手続等に関すること)</p> <p>日本道路公団等民営化関係法施行法(民営化に伴う経過措置等に関すること)</p>		
施策等の目的	<p>「民間にできることは民間に委ねる」との原則に基づき、道路関係四公団を民営化し、以下の実現を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">) 債務の確実な返済を図ること) 真に必要な道路について、会社の自主性を尊重しつつ、できるだけ少ない国民負担の下で造ること) 民間のノウハウの発揮により、多様で弾力的な料金設定やS A、P Aや関連情報を活用した多様なサービスを提供すること 		
関連する政策目標	高速道路事業に関連する政策目標の達成に寄与する。		
関連する業績指標	-		
指標の目標値等	-		
施策等の必要性	<p>従来の方方式については、</p> <ul style="list-style-type: none">) 建設に歯止めがない) 建設・管理コストの削減努力が不十分) 「天下り」などファミリー企業との関係が不明朗 <p>等の問題点について批判や指摘がある。(= 目標と現実の GAP)</p> <p>上記の問題点については、国による一方的命令の仕組みの下、経営努力の有無が公団の業績に反映されていないという点が問題の根底にある。(= 原因分析)</p> <p>このため、コスト等に関わる民間企業の経営センス、会社の自主性、市場規律が活かされる仕組みを導入し、以下の事項を達成するため、公団を民営化することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none">) 債務の確実な返済を図る) 真に必要な道路について、会社の自主性を尊重しつつ、できるだけ少ない国民負担の下で造る) 民間のノウハウの発揮により、多様で弾力的な料金設定やS A、P Aや関連情報を活用した多様なサービスを提供する。(= 課題の特定) <p>よって、道路関係四公団を民営化するため、道路関係四公団民営化法案を制定する。(= 施策の具体的内容)</p>		
社会的二ーズ	「民間にできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、国民の利益の観点に立って、特殊法人等の見直し、民営化を推進することが求められている。		
行政の関与	高速道路の建設・管理は、本来、国、地方公共団体が実施すべき公共性の高い事業であるが、このような事業においても民間のノウハウを十分に発揮することが求められているため、特殊会社が行うこととする一方で、債務返済期間中の高		

	速道路の保有及び債務の返済は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行うこととする。
国の関与	公団の民営化においては、従来の施行命令や基本計画指示といった、国からの一方的命令の枠組みを廃止する等、先行する他の特殊会社を参考としつつ、新会社の自主性を最大限尊重することとし、国の関与をできるだけ小さなものとする。
施策等の効率性	公団を民営化することにより、民間の経営センスが発揮され、コスト意識の向上や地域の実情に即したサービスの提供の充実を図ることができる等、施策目的を効率的に実現することが可能となる。
施策等の有効性	従来の公団方式に対する批判を踏まえ、公団を民営化することにより、従来の公団方式の問題点を解消することができ、債務の確実な返済、真に必要な高速道路の早期整備等の施策目的を効果的に実現することが可能となる。
その他特記すべき事項	特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月18日） 道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて（平成15年12月22日政府・与党申し合わせ）

個別公共事業の評価書

- 平成15年度 -

平成16年3月29日 省議決定

国土交通省政策評価基本計画（平成14年3月22日省議決定）及び平成15年度国土交通省事後評価実施計画（平成15年3月27日省議決定）に基づき、新規事業採択時評価、再評価及び完了後の事後評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後5年間の経過した時点で未着工の事業及び事業採択後10年間の経過した時点で継続中の事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴取することとしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価システム研究会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴取している。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/hyouka>）に掲載することとしている）。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成16年度予算に向けた評価として、個別箇所で予算内示をされた事業を含め、新規事業採択時評価735件、再評価2,509件及び完了後の事後評価173件を実施した。また、平成15年度予算に関して、年度途中において予算化されたものについて、新規事業採択時評価25件を実施した。事業種別ごとの件数一覧は別添2及び別添4、評価結果は別添3及び別添5のとおりである。

再評価及び完了後の事後評価にあたって、個別事業ごとに事業評価監視委員会から意見等を聴取した。今後とも、これらを踏まえ適切に個別公共事業評価を実施することとしている。

事業名	評価項目			評価を行う過程において使用した資料等	担当部局	
	()内は方法を示す。	費用便益分析				費用便益分析以外の
		費用	便益			主な評価項目
河川・ダム事業 (代替法、CVM(環境整備事業の場合))	・事業費 ・維持管理費	・想定年平均被害軽減期待額 ・水質改善効果等(環境整備事業の場合)	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生危険度 ・河川環境をとりまく状況	・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計	河川局	
砂防事業等 (代替法)	・事業費	・直接被害軽減便益 ・人命保護便益	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生危険度	・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計	河川局	
海岸事業 (代替法)	・建設費 ・維持管理費	・浸水防護便益 ・侵食防止便益 ・海岸利用便益 ・海岸環境保全便益	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生危険度	・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計	河川局 港湾局	
道路・街路事業 (消費者余剰法)	・事業費 ・維持管理費	・走行時間短縮便益 ・走行費用減少便益 ・交通事故減少便益	・事業実施環境 ・物流効率化の支援 ・都市の再生 ・安全な生活環境の確保	・道路交通センサス ・パーソトリップ調査	都市・地域整備局 道路局	
土地 地区 画 整理 事業	道路特会 (消費者 余剰法)	・街路整備事業費 ・維持管理費	・走行時間短縮便益 ・走行費用減少便益 ・交通事故減少便益	・物流の効率化の支援 ・中心市街地の活性化 ・地域・都市の基盤の形成	・道路交通センサス ・パーソトリップ調査	都市・地域整備局
	一般会計 (ヘドニック 法)	・土地地区整理事業費 ・維持管理費 ・用地費	・宅地地価上昇便益	・中心市街地の活性化 ・防災上安全な市街地の形成 ・土地の有効・高度利用の	・公示地価	
市街地再開発事業 等 (ヘドニック法)	・施設整備費 ・用地費 ・維持管理費	・事業区域内の便益 ・事業区域外の便益	・事業執行の環境 ・防災上危険な市街地の整備 ・安全な市街地の形成	・相続税路線価 ・公示地価	都市・地域整備局 住宅局	
港湾整備事業 (消費者余剰法)	・建設費 ・管理運営費 ・再投資費	・輸送コストの削減(貨物) ・移動コストの削減(旅客)	・地元等との調整状況 ・環境等への影響	・各港の港湾計画書	港湾局	
空港整備事業 (消費者余剰法)	<空港の新設、滑走路の新設・延長等> ・建設費 ・用地費 ・再投資費 <精密進入の高カテゴリー化等> ・施設整備費 ・施設更新費 ・維持管理費	<空港の新設、滑走路の新設・延長等> ・時間短縮効果 ・費用低減効果 ・供給者便益 ・運航改善効果	・地域開発効果 ・地元の調整状況	・航空旅客動態調査 ・航空輸送統計年報	航空局	
航空路整備事業 (消費者余剰法)	・施設整備費 ・施設更新費 ・維持管理費	・飛行経路最適化効果 ・航空路容量増大効果 ・現行施設の縮退による費用低減効果	・国際貢献効果 ・騒音軽減等の環境改善効果	・航空旅客動態調査 ・航空輸送統計年報	航空局	
都市・幹線鉄道整備事業 (消費者余剰法)	・事業費 ・維持改良費	・利用者便益(時間短縮効果等) ・供給者便益	・道路交通混雑緩和 ・地域経済効果	・旅客地域流動調査 ・パーソトリップ	鉄道局	
航路標識整備事業	・創設費 ・維持運営費 ・更新費	・安全便益 ・輸送便益	・安全性の向上 ・国際的要請への対応 ・信頼性の向上	・漁港港勢 ・港湾統計 ・海上保安統計年報	海上保安庁	
住宅地区改良事業 (代替法、ヘドニック法)	・事業費 ・維持管理費	・住宅整備の便益 ・地区整備の便益	・福祉的役割 ・安全確保	・住宅密度 ・木防率	住宅局	
住宅市街地総合整備事業 (ヘドニック法)	・事業費 ・維持管理費	拠点開発型及び沿道等整備型 <拠点地区内> ・事業の実施により発生する収益 <拠点地区外> ・事業の影響による効用水準の変化 ----- 密集住宅市街地整備型 <従前居住者用住宅、建替促進を実施する敷地> ・事業の実施により発生する収益 ・建築物の不燃化による防災性の向上効果 <上記敷地以外の便益> ・事業の影響による効用水準の変化	・土地利用転換 ・土地有効利用 ・住宅の質 ・計画の位置づけ ----- ・延焼危険度の低減 ・出火危険性の低減 ・公共空間の確保 ・計画の位置づけ ・良質な住宅供給	・相続税路線価 ・公示地価	住宅局	

事業名	評価項目			評価を行う過程において使用した資料	担当部局
	費用便益分析		費用便益分析以外の 主な評価項目		
	費用	便益			
()内は方法を示す。 住宅市街地盤整備事業 (代替法、消費者余剰法)	・事業費 ・維持管理費	施設整備効果 ・個別の施設整備効果 ・住宅地供給効果 ----- 促進効果 ・住宅地の供給促進による効果	住宅地事業の ・必要性 ・緊急性 ・効率性 ・優良性 ・先導性	・市場家賃 ・公示地価	土地・水資源局 住宅局
下水道事業 (代替法、CVM)	・建設費 ・維持管理費 ・改築費	・生活環境の改善効果 ・便所の水洗化効果 ・公共用水域の水質保全効果 ・浸水の防除効果 ・その他の効果	・他の汚水処理施設との調整状況 ・水質汚濁に係る環境基準の達成状況	・都道府県構想	都市・地域整備局
都市公園事業 (トラベルコスト法、代替法)	・事業費 ・維持管理費	・利用効果 ・存在効果	・都市の災害に対する安全の確保 ・家的・国際的イベントの実施	・都道府県別将来推計人口 ・地域防災計画等	都市・地域整備局
観光基盤施設整備事業 (CVM)	・整備費 ・再投資費 ・管理運営費等	・利便性の向上便益 ・満足度の向上便益	・広域な観光地域の形成 ・地域活性化への貢献	・旅行動態調査	観光部
官庁官繕事業 (代替法、消費者余剰法)	・初期費用(建設費等) ・維持修繕費	・利用者の利便 ・地域への寄与 ・安全の確保 ・環境への配慮	・事業の緊急性 ・計画の妥当性	・官庁建物実態調査	官庁官繕部

事業名	評価項目		評価を行う過程において使用した資料	担当部局
	費用	便益		
鉄道防災事業	評価対象事業について、事業が単に鉄道施設の保全に寄与するのみならず、沿線の住民、道路、耕地等の保全にも資することの効果の評価するとともに、右の項目について評価する。	・路線の重要性 ・沿線地域への影響度 ・災害発生の可能性 ・復旧の困難性		鉄道局
小笠原諸島振興開発事業	評価対象事業について、基本的要件(民間事業者による十分な整備が見込めないこと、ニーズに適合していること等)を全て満たしていることを必須条件として、右の基準のいずれかを満たすか評価する。	・シビルミニマムとして必要 ・村内自己完結性を確保 ・リダンダンシーを確保 ・帰島者の定着、生活安定に必要な措置	・東京都小笠原支庁管内概要	都市・地域整備局
気象官署施設整備事業	評価対象を整理した上で、右のような要素ごとに、業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。	・事業(施設)の緊急性 ・計画の妥当性(現時点での計画の実現性及び選定地点、測定機器の妥当性) ・事業(施設)の効果		気象庁
船舶建造事業 巡視船艇	評価対象を整理した上で、右のような海上保安業務需要ごとに、事業を実施した場合(with)事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。	・海上警備業務 ・海上環境保全業務 ・海上交通安全業務 ・海難救助業務 ・海上防災業務 ・国際協力・国際貢献業務		海上保安庁

効果把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

消費者余剰法

事業実施によって影響を受ける消費行動に関する需要曲線を推定し、事業実施により生じる消費者余剰の変化分を求める方法。

トラベルコスト法

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求め、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

ヘッドニック法

投資の便益がすべて土地に帰着するというキャピタリゼーション仮説に基づき、住宅価格や地価のデータから、地価関数を推定し、事業実施に伴う地価上昇を推計することにより、社会資本整備による便益を評価する方法。

平成 16 年度予算に向けた新規事業採択時評価について

【公共事業関係費】

事業区分		新規事業採択箇所数
河川事業	直轄事業	6
	補助事業等	13
ダム事業	直轄事業	3
	補助事業等	4
砂防事業等		87
海岸事業	直轄事業	1
	補助事業等	30
道路・街路事業	直轄事業	11
	補助事業等	102
土地区画整理事業		28
市街地再開発事業等		13
都市再生推進事業		43
港湾整備事業	直轄事業	1
	補助事業等	5
空港整備事業	直轄事業	1
	補助事業等	1
都市・幹線鉄道整備事業		142
鉄道防災事業		34
住宅地区改良事業		6
住宅市街地基盤整備事業		20
住宅市街地総合整備事業		43
下水道事業		32
都市公園事業	直轄・公団事業	2
	補助事業等	94
合 計		722

注 1 市街地再開発事業等の箇所数は、市街地再開発事業、都市再開発関連公共施設整備促進事業の箇所数の合計数。
注 2 都市再生推進事業の箇所数は、都市再生総合整備事業、都市再生区画整理事業、都市再生交通拠点整備事業、都市防災総合推進事業の合計数。

【その他施設費】

事業区分		新規事業採択箇所数
官庁営繕事業		4
小笠原諸島振興開発事業		5
離島振興特別事業		3
船舶建造事業		1
合 計		13

平成16年度予算に向けた再評価について

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		5年 未着工	10年 継続中	準備計 画5年	再々 評価	その他	計	継 続	うち見直 し継続	中止	評価 手続中
河川事業	直轄・公団事業	0	7	0	90	2	99	99	0	0	0
	補助事業等	1	43	0	664	21	729	722	3	7	0
ダム事業	直轄・公団事業	0	3	0	35	3	41	38	0	3	0
	補助事業等	0	2	0	65	8	75	62	0	8	5
砂防事業等	直轄事業	0	7	0	26	0	33	33	0	0	0
	補助事業等	0	33	0	122	0	155	155	0	0	0
海岸事業	直轄事業	0	2	0	7	0	9	9	0	0	0
	補助事業等	0	19	0	65	1	85	85	2	0	0
道路・街路事業	直轄・公団事業	2	21	0	114	56	193	188	24	5	0
	補助事業等	4	112	1	169	1	287	283	1	4	0
土地区画整理事業		1	56	0	77	3	137	133	0	2	2
市街地再開発事業		5	5	0	10	8	28	24	2	4	0
港湾整備事業	直轄事業	1	9	0	14	4	28	27	0	1	0
	補助事業等	2	40	0	19	4	65	55	3	6	4
空港整備事業	補助事業等	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0
航空路整備事業		0	1	0	0	0	1	1	0	0	0
公営住宅整備事業		0	7	0	1	0	8	8	0	0	0
住宅地区改良事業		0	0	0	3	0	3	3	0	0	0
住宅市街地基盤整備事業 (旧住宅地関連公共施設等総合整備事業)		0	25	0	27	8	60	56	1	3	1
住宅市街地総合整備事業		0	25	0	17	0	42	41	4	0	1
下水道事業		0	159	0	0	60	219	218	0	0	1
都市公園事業	直轄・公団事業	0	2	0	0	0	2	2	0	0	0
	補助事業等	0	26	0	149	0	175	175	0	0	0
都市基盤整備公団事業(再掲含む)		2	28	0	28	2	60	55	12	5	0
	うち河川事業(再掲)	0	0	0	2	0	2	2	0	0	0
	うち道路・街路事業(再掲)	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0
	うち市街地再開発事業(再掲)	1	0	0	1	0	2	2	1	0	0
	うち住宅市街地基盤整備事業(再掲)	0	10	0	7	0	17	17	1	0	0
	うち住宅市街地総合整備事業(再掲)	0	9	0	0	0	9	9	4	0	0
	うち土地区画整理事業(再掲)	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0
	うち都市公園事業(再掲)	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0
地域振興整備公団事業(再掲含む)		0	1	0	7	0	8	8	1	0	0
	うち土地区画整理事業(再掲)	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0
合 計		17	611	1	1,699	181	2,509	2,447	47	48	14

注1 うち河川事業(再掲)等は、河川事業等各事業の内数の再掲。

注2 都市基盤整備公団事業には、公団が自ら企画立案し、国の許認可を得て実施する事業を含む。

注3 地域振興整備公団事業は、地方公共団体からの事業要請を受け国の認可を得て実施する事業。

注4 再評価対象基準

5年未着工：事業採択後一定期間(5年間)が経過した時点で未着工の事業

10年継続中：事業採択後長期間(10年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画5年：準備計画段階で一定期間(5年間)が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間(5又は10年間)が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

平成15年度に実施した完了後の事後評価について

【公共事業関係費】

事業区分		事後評価実施箇所数					事後評価結果			
		5年以内	効果発現	改善措置	その他	計	再事後評価	改善措置	対応なし	評価手続中
河川事業	直轄・公団事業	13	0	0	0	13	0	0	13	0
ダム事業	直轄・公団事業	5	0	0	0	5	1	2	2	0
砂防事業等	直轄事業	1	0	0	0	1	0	0	1	0
海岸事業	補助事業等	1	0	0	0	1	0	0	1	0
道路・街路事業	直轄・公団事業	18	0	0	0	18	0	0	18	0
港湾整備事業	直轄事業	4	0	0	0	4	0	0	4	0
空港整備事業	直轄事業	1	0	0	0	1	0	0	1	0
都市幹線鉄道整備事業		1	0	0	0	1	0	0	1	0
鉄道防災事業		40	0	0	0	40	0	0	40	0
航路標識整備事業		50	0	0	0	50	0	0	50	0
都市基盤整備公団事業		13	0	0	0	13	0	0	13	0
地域振興整備公団事業		2	0	0	0	2	0	0	2	0
合 計		149	0	0	0	149	1	2	146	0

【その他施設費】

事業区分		事後評価実施箇所数					事後評価結果			
		5年以内	効果発現	改善措置	その他	計	再事後評価	改善措置	対応なし	評価手続中
官庁営繕事業		23	0	0	0	23	0	0	18	5
気象官署施設整備事業		1	0	0	0	1	0	0	1	0
合 計		24	0	0	0	24	0	0	19	5

注1 事後評価対象基準について

5年以内：事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業
 効果発現：前回の事後評価の際、今後時間の経過により効果の発現が期待でき、改めて事後評価を行う必要があると判断した事業
 改善措置：前回の事後評価の結果、改善措置が講じられた事業
 その他：上記以外の理由で事後評価の実施の必要が生じた事業

注2 事後評価結果について

再事後評価：事後評価の結果、再度事後評価の実施が必要な場合
 改善措置：事後評価の結果、改善措置の実施が必要な場合
 対応なし：事後評価の結果、再事後評価、改善措置が必要ない場合

新規事業採択時評価結果一覧表様式

別添 3

【河川事業】
(直轄)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
荒川下流京成田線荒川橋梁特定構造物改築事業 関東地方整備局	364	6,509	一般資産2,303、公共土木施設等被害額3,901、営業停止損失61、家庭・事業所応急対策費用等244 (億円)	211	30.9	下流部では堤防が約9割完成しているものの、鉄道橋や道路橋の桁下が低く、治水上のネックになっている。なかでも京成成田線荒川橋梁は管内で最も桁下の低い橋梁であり、計画流量の2/3以下に絞られている。	本省河川局 治水課 (課長 望月 常好)
千曲川特定構造物改築事業(百々川樋門) 北陸地方整備局	15	242	浸水戸数 674戸 浸水農地面積 47ha	16	15.4	・須崎市では、過去10年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、千曲川右支川八木沢川のネック部を解消する。	
狩野川床上浸水対策特別緊急事業(原木地区) 中部地方整備局	9.0	106	浸水戸数 376戸 浸水農地面積 6ha	34	3.1	・近年、狩野川流域においては内水被害が頻発している。特に四日町排水機場の流域では、平成10年に2回(浸水戸数:205戸、内床上浸水:60戸)、平成14年に1回(浸水戸数:70戸、内床上浸水21戸)と被害が発生している。 ・当該事業の実施により、四日町排水機場流域で、平成10年、14年洪水に対し、床上浸水被害を解消する。	
六角川特定構造物改築事業(古川水門) 九州地方整備局	21	61	浸水世帯:3435世帯 浸水面積:2329ha	23	2.7	平成2年7月出水において、床上浸水3028戸、床下浸水5658戸の被害が発生し、堤防、水門等の改築が進んできたが、未だ、老朽化した水門、樋門等の河川管理施設の改築が残されている。この度老朽化した水門を改築することで、家屋浸水等の軽減を図る。	
遠賀川床上浸水対策特別緊急事業(飯塚・穂波地区) 九州地方整備局	140	1,818	浸水世帯:14236世帯 浸水面積:1198ha	142	12.8	平成15年7月出水において、床上浸水2541戸、床下浸水1679戸の被害が発生した。河道掘削、橋梁の架け替えを実施することで、家屋浸水等の軽減を図る。	
岩木川消流雪用水導入事業 東北地方整備局	15	21	CVM方式による ・支払い意志額2965円/1ヶ月 ・1世帯から18.95百万円/年 ・自動車走行時間便益119.38百万円/年	14	1.5	・対象となる坂柳町は豪雪地帯に指定されており、毎年雪による生活障害、交通障害が発生している。本事業に対する賛同率は約90%と非常に高く、事業実施により生活障害と交通障害が見込まれる。	東北地方整備局 河川計画課 (課長 山本 晶)

(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
西田川基幹河川改修事業 佐賀県	40	78	浸水戸数:575戸 浸水農地面積:116ha	47	1.7	平成7年には、83戸の浸水被害が発生するなど、過去10年間に5回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、平成7年の浸水被害の解消を図る。	九州地方整備局 地域河川課 (課長 山本 祐二)
百川鉄道橋・道路橋緊急対策事業 新潟県	44	116	浸水戸数:885戸 浸水農地面積:820ha	50	2.3	平成7年には120戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年に6回浸水被害が発生している。 当該事業の実施により平成7年の浸水被害の解消を図る。	北陸地方整備局 地域河川課 (課長 矢田 弘)
田穂川鉄道橋・道路橋緊急対策事業 島根県	8.0	87	浸水戸数:96戸 浸水農地面積:62ha	10	8.7	昭和47年には氾濫面積446haを記録し、浸水家屋55戸の浸水被害が発生した。また、平成5年、7年、9年と、浸水被害を受けている。 当該事業の実施により、ネック箇所の解消を行い浸水被害の軽減を図る。	中国地方整備局 地域河川課 (課長 谷本 尚威)
北川(下流)水防災対策特定河川事業 宮崎県	46	111	浸水戸数:116戸 浸水農地面積:301ha	42	2.6	平成9年には、653戸の甚大な浸水被害が発生しているなど、過去10年間に4回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、平成9年の浸水被害の解消を図る。	九州地方整備局 地域河川課 (課長 山本 祐二)
望月寒川基幹河川改修事業 北海道	200	819	浸水戸数:1,236戸 浸水農地面積:0.8ha	177	4.6	過去10年間に4回の浸水被害を受けており、特に平成12年7月には7戸の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、近年の浸水被害を解消するとともに、都市部の治水安全度の向上を図る。	北海道開発局建設部 地方整備課 (課長 吉井 厚志)
新河岸川鉄道橋・道路橋緊急対策事業 埼玉県	12	163	浸水戸数:407戸	14	11.9	平成10年には、新河岸川沿川一帯で1,831戸の甚大な浸水被害が発生した。また、過去10年間に7回の浸水被害が頻発している。 当該事業の実施により、新河岸川のネック部の解消を行い、浸水被害の軽減を図る。	関東地方整備局 地域河川課 (課長 前原 克二)
小出川鉄道橋・道路橋緊急対策事業 神奈川県	20	449	浸水戸数:1,057戸 浸水農地面積:52ha	17	26.2	過去10年間で7回の浸水被害が発生しているなど近年浸水被害が多発しており、平成5年の出水では32戸の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、小出川のネック部の解消を行い、浸水被害の軽減を図る。	関東地方整備局 地域河川課 (課長 前原 克二)
貴船川都市基盤河川改修事業 青森市	45	248	浸水戸数:101戸	35	7.1	平成11年には101戸の甚大な浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、既往最大である平成11年の浸水被害の解消を図る。	東北地方整備局 地域河川課 (課長 山内 芳朗)
萩谷川床上浸水対策特別緊急事業 高知県	33	55	浸水戸数:358戸 浸水農地面積:20ha	30	1.8	平成10年に441戸の甚大な浸水被害が発生している。さらに、平成13年にも22戸の浸水被害を受けるなど、過去10年間に5回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、平成10年の洪水の床上浸水被害を概ね解消する。	本省河川局 治水課 (課長 望月 常好)
葎山古川床上浸水対策特別緊急事業 静岡県	24	60	浸水戸数:206戸 浸水農地面積:44ha	23	2.6	過去に平成10年、11年、12年、13年、14年と5年連続で浸水被害が発生しており、特に、平成14年には157戸の浸水被害を受けた。 本事業により平成14年の洪水の床上浸水被害を解消する。	
福井川床上浸水対策特別緊急事業 徳島県	12	42	浸水戸数:154戸 浸水農地面積:82ha	12	3.5	近年においては、平成10年、平成15年に浸水被害が発生している。特に、平成15年においては、122戸の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により平成15年の洪水の床上浸水被害を概ね解消する。	
印旛沼河川環境整備事業 千葉県	150	461	WTP:9,595円/年×55万世帯× 各施策の寄与率	198	2.3	・COD75%値で2.2mg/Lの改善が見込まれる。 ・上水の取水障害に係る高度処理の負担軽減により浄水量の増加が見込まれる。	関東地方整備局 地域河川課 (課長 前原 克二)
大阪地区河川環境整備事業 大阪府	150	476	WTP:495円/世帯 世帯数:359,070世帯	150	3.2	・ダイオキシン類による汚染に係る環境基準が、平成14年7月22日に告示され、水底の底質に関しては150pg-TEQ/g以下とされた。神崎川他6河川について環境基準値を上回る数値が確認されたため、河川管理者として可及的速やかに対策を講じたい。	近畿地方整備局 地域河川課 (課長 蒲原 潤一)

【ダム事業】
(直轄)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
天竜川ダム再編事業 中部地方整備局委	730	6,426	浸水戸数：123,000戸 浸水農地面積：9,500ha	657	9.8	・昭和43年には天竜市等で1,675棟の浸水被害、また、平成10年には浜松市等で487棟の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に4回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、天竜市鹿島地点の洪水流量18,300m ³ /sのうち3,700m ³ /sの洪水調節を行う。 ・既存ストック(佐久間ダム)の有効活用により、環境変化を最小限に抑制することが出来る。 ・排砂施設等の整備により、流入土砂の一部を流下させ、天竜川における土砂移動の連続性の確保を図ることが出来る。	本省河川局治水課 (課長 望月 常好)
岩尾内ダム水環境改善事業 北海道開発局	1.5	10	CVM法(水環境改善に対する支払い意志額)	1.7	6.3	・ダム下流河川景観の回復 ・ダム下流河川の水環境の改善	北海道開発局 河川管理課 (課長 堀内 宏)
草木ダム水環境改善事業 関東地方整備局	1.4	6.0	CVM法(水環境改善に対する支払い意志額)	2.0	3.0	・ダム下流河川景観の回復 ・ダム下流河川の水環境の改善	関東地方整備局 河川管理課 (課長 仲川 博雄)

【ダム事業】
(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
儀間川総合開発事業 沖縄県	130	194	浸水戸数：555戸 浸水農地面積：110ha	109	1.8	・昭和58年9月の台風第10号では浸水家屋41戸、田畑冠水97haの被害、平成10年10月の集中豪雨では5戸の浸水家屋、畑冠水3.3haの被害、平成13年9月の台風16号では15戸の浸水家屋、田畑冠水119haなど頻りに浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、儀間川について山田橋地点で洪水流量の58m ³ /sのうち17m ³ /sの洪水調節を行う。また、謝名堂川においては中ノ橋地点で43m ³ /sのうち13m ³ /sの洪水調節を行う。 ・旧仲里村の上水道給水実績は、平成4年度以降は水道供給能力を上回っている状況。毎年夏場の渇水期には、農業ため池から水道用水を取水しているため、基幹産業であるサトウキビ畑の干ばつが頻発(H5～H14の10年間に6回の干ばつ被害)。 ・渇水が頻発し、また今後の水需要が見込まれる久米島町に対し、当該事業の実施により、水道用水0.0035m ³ /s(300m ³ /日)を供給できる。	本省 河川局治水課 (課長 望月 常好)
久吉ダム貯水池水質保全事業 青森県	6.5	36	代替法(既往施設等での対策費用)	6.2	5.8	・貯水池周辺は、殆どが国有林野となっており自然環境に恵まれており、親水公園、フッキングテラス等の施設が配置され、周辺住民のレクリエーション、釣り等に利用されている。 ・貯水池の湖底からは高濃度の鉄・マンガン・砒素等を含んだ温泉が湧出しており、早急な改善対策が必要である。	東北地方整備局 地域河川課 (課長 山内 芳朗)
桐生川ダム貯水池水質保全事業 群馬県	1.9	3.5	CVM法(水質改善に対する支払い意志額)	2.2	1.6	・貯水池周辺は観光・レクリエーション等の利用されている。 ・貯水池の水質改善による景観改善	関東地方整備局 河川管理課 (課長 前原 克二)
芹川ダム水環境改善事業 大分県	1.9	8.7	CVM法(水環境改善に対する支払い意志額)	1.6	5.6	・ダムをとりまく自然環境等の状況 ・ダム湖及びその周辺の利用状況 等	九州地方整備局 地域河川課 (課長 山本 祐二)

【砂防事業】
(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
湯之里通常砂防事業 山形県	1.8	32	保全人家48戸、老人福祉施設、町道 等	1.7	18.8	・地形、地質、植生の状況が悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。	本省河川局保全課 (課長 坂口 百夫)
ウラノ沢通常砂防事業 福島県	3.0	5.4	保全人家9戸、国道、鉄道	2.7	2.0	・平成14年10月に土砂災害が発生した。 ・地形、地質、植生の状況が悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。	
菅谷沢通常砂防事業 福島県	2.0	5.1	保全人家5戸、国道	1.8	2.8	・60年に土砂災害が発生した。 ・地形、地質の状況が悪く、植生も極めて悪く、土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。	
火之口沢火山砂防事業 群馬県	1.1	6.5	保全人家9戸、公民館、村道	1.0	6.3	・地形、地質の状況が悪く、植生も極めて悪く、土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。	
小森川通常砂防事業 埼玉県	6.5	12	保全人家33戸、県道	5.9	2.1	・平成11年8月に土砂災害が発生し県道、人家等へ被害をもたらした。 ・地形・地質、植生の状況が悪く、渓床勾配も非常に大きく土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。	
大沢入川通常砂防事業 新潟県	3.2	6.5	保全人家11戸、県道、町道等	3.0	2.2	・平成7年に土砂災害が発生した。 ・地形、地質、植生の状況が極めて悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。	
宮中貝野川通常砂防事業 新潟県	1.7	3.8	保全人家10戸、県道、村道	1.6	2.4	・平成7年に土砂災害が発生した。 ・地形、地質、植生の状況が極めて悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。	
立間川離島通常砂防事業 新潟県	2.5	5.7	保全人家15戸、県道 等	2.3	2.5	・平成15年に土砂災害が発生した。 ・地質・地形の状況が極めて悪く、植生の状況も悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。	
黒俣沢奥沢通常砂防事業 静岡県	1.1	7.8	保全人家9戸、市道、公民館	1.0	7.9	・地形・地質の状況が悪く、植生の状況も極めて悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。	

塩木道沢火山砂防事業 静岡県	3.0	35	保全家57戸、鉄道、市道、幼稚園	2.7	12.8	・昭和33年に災害履歴あり。 ・地形・地質の状況が悪く、植生の状況は極めて悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
立保川火山砂防事業 静岡県	2.2	24	保全家41戸、県道、小学校、公民館、電話交換局等	2.1	11.5	・昭和28年に災害履歴あり。 ・地形・地質、植生の状況が悪く、土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
番場川通常砂防事業 愛知県	1.6	7.3	保全家7戸、町道、排水処理場	1.5	4.9	・地形・地質、植生の状況が悪く、土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
小渋川通常砂防事業 京都府	2.5	28	保全家59戸、鉄道、町道、公民館等	2.3	12.3	・平成11年に災害履歴あり。 ・地形・地質、植生が悪く、土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
笹尾谷川通常砂防事業 兵庫県	1.8	31	保全家42戸、県道、町道、幼稚園等	1.7	18.2	・地形・地質の状況が悪く、植生の状況も極めて悪く土砂災害の発生の危険性が高い。
大谷川通常砂防事業 兵庫県	2.1	8.7	保全家10戸、山陰本線、県道、鉄道、公民館等	2.0	4.3	・地形・地質の状況が悪く、植生の状況も極めて悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
宮谷通常砂防事業 奈良県	2.3	5.6	保全家3戸、診療所等	2.1	2.6	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
立野川通常砂防事業 岡山県	3.1	20	保全家12戸、高速道路、鉄道、小学校等	2.8	7.0	・平成10年10月に土砂が流出し、小学校が被災した。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
ホウキ谷川通常砂防事業 岡山県	1.7	9.5	保全家17戸、村道、公会堂	1.6	5.9	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
扇谷川通常砂防事業 岡山県	1.2	15	保全家19戸、鉄道、村道、公会堂、簡易水道等	1.2	13.2	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
吉谷川通常砂防事業 広島県	2.2	7.5	保全家13戸、県道、町道、鉄道	2.0	3.7	・昭和47年に災害履歴あり。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
桑崎南川通常砂防事業 香川県	7.2	11	保全家44戸、市道	6.0	1.8	・昭和51年に災害履歴あり。 ・地形・地質の状況が悪く、植生の状況は極めて悪く、土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
片城川通常砂防事業 香川県	6.2	294	保全家476戸、国道、町道、病院、開度老人保険施設	13	22.7	・昭和49、51年と続けて災害が発生した。 ・地形・地質、植生の状況は悪く、土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
泉谷川通常砂防事業 愛媛県	1.5	17	保全家34戸、高速道路、浄水場等	1.5	12.0	・地形・地質、植生の状況は悪く、河床勾配も非常に大きく、土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
バラ谷川通常砂防事業 愛媛県	1.8	13	老人福祉施設、医療提供施設	1.7	7.3	・平成11年に災害履歴あり。 ・地形・地質、植生が悪く、河床勾配も非常に大きく土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
浜側川通常砂防事業 愛媛県	1.1	27	保全家61戸、高速道路、県道、町道等	1.1	25.1	・地形・地質、植生が悪く、河床勾配も非常に大きく土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
重田川通常砂防事業 愛媛県	1.5	8.4	保全家34戸、町道	1.5	5.8	・地形・地質、植生が悪く、河床勾配も非常に大きく土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
大浦谷川通常砂防事業 福岡県	3.4	104	保全家95戸、県道、鉄道、保育園、浄水場等	3.2	32.6	・地形・地質、植生の状況は悪く、土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
山ノ神川通常砂防事業 福岡県	3.6	9.1	保全家16戸、県道	3.3	2.8	・地形・地質、植生の状況は悪く、土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
桑の浦谷川通常砂防事業 福岡県	2.2	11	保全家19戸、浄水施設	2.1	5.1	・平成15年7月に土砂流が発生した。 ・地質・地形の状況が極めて悪く、植生の状況も悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
田中川離島通常砂防事業 長崎県	2.5	14	保全家11戸、県道、町道、老人福祉施設	2.3	6.1	・地質・地形、植生の状況は悪く、土砂災害の発生の危険性が高い。
寺島上2通常砂防事業 熊本県	1.8	17	保全家37戸、国道、市道、避難所	1.7	10.2	・平成2年6月に災害履歴あり。 ・地形・地質、植生の状況は悪く、土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
脇のふと川通常砂防事業 宮崎県	2.0	11	保全家22戸、国道、市道、公民館	1.8	6.2	・平成15年に災害履歴あり。 ・地質・地形、植生の状況は悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
坂元谷通常砂防事業 鹿児島県	2.4	12	保全家23戸、町道、公民館	2.3	5.3	・地質・地形、植生の状況は悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
大久保の小川通常砂防事業 鹿児島県	2.3	5.8	保全家12戸、町道	2.2	2.5	・地質・地形、植生の状況は極めて悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
草野第二小川通常砂防事業 鹿児島県	1.8	7.3	保全家16戸、町道	1.7	4.2	・地質・地形、植生の状況は極めて悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。
柳田川離島通常砂防事業 鹿児島県	1.5	14	保全家27戸、県道、役場、診療所、公民館等	1.5	9.5	・地質・地形、植生の状況は悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。

本省河川局保全課
(課長 坂口 哲夫)

山寿川離島通常砂防事業 鹿児島県	1.5	34	保全人家5戸、県道 等	1.5	22.7	・昭和50年に土砂災害が発生し、死者1名、家屋被害2戸の被害が発生した。 ・地形・地質の状況は悪く、植生の状況も極めて悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。	本省河川局保全課 (課長 坂口 哲夫)
中川原川火山砂防事業 鹿児島県	2.0	15	保全人家12戸、県道、市道 等	1.9	7.6	・地質・地形、植生の状況は極めて悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。	
粟ヶ窪谷火山砂防事業 鹿児島県	5.5	23	保全人家40戸、県道、保育園、公民館 等	4.9	4.7	・地質・地形、植生の状況は悪く土砂災害の発生の危険性が高い。 ・地元の協力体制が得られている。	

【地すべり対策事業】
(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
岬地区地すべり対策事業 北海道	3.0	22	人家48戸、国道、J R 等	4.9	4.5	・平成15年7月の降雨により地すべり災害が発生し、人家3戸及び国道、J Rに被害をもたらした。 ・活性化の傾向があり、人家、国道、鉄道に被害を及ぼす危険性が高い。 ・地域からの事業要望がある。	本省河川局保全課 (課長 坂口 哲夫)
板宮地区地すべり対策事業 山形県	5.6	20	人家108戸、県道、公民館 等	5.2	3.8	・平成14年に地すべり災害が発生した。 ・活性化の傾向があり、人家、県道、公民館に被害を及ぼす危険性が高い。 ・地域からの事業要望がある。	
高野沢地区地すべり対策事業 山形県	3.7	11	人家19戸、県道、公民館 等	3.3	3.2	・平成14年に地すべり災害が発生した。 ・活性化の傾向があり、人家、県道、公民館に被害を及ぼす危険性が高い。 ・地域からの事業要望がある。	
山添地区地すべり対策事業 山形県	7.5	28	人家19戸、国道、公民館 等	6.4	4.3	・平成14年に地すべり災害が発生した。 ・活性化の傾向があり、人家、国道、公民館に被害を及ぼす危険性が高い。 ・地域からの事業要望がある。	
大塚地区地すべり対策事業 茨城県	4.0	13	人家30戸、県道、町道 等	4.0	3.2	・平成15年6月から7月の長雨により地すべりが発生し、人家1戸が全壊、町道擁壁が被害を受けた。 ・活性化の傾向があり、人家、国道、公民館に被害を及ぼす危険性が高い。	
土口地区地すべり対策事業 新潟県	2.5	10	人家32戸、県道 等	2.3	4.2	・H13年に地すべり発生し、人家裏まで土砂が流出した。 ・活性化の傾向があり、人家、県道に被害を及ぼす危険性が高い。 ・地域からの事業要望がある。	
岩稲地区地すべり対策事業 富山県	5.5	16	人家10戸、国道、鉄道、公民館 等	4.6	3.6	・H14年に地すべり災害が発生した。 ・活性化の傾向があり、人家、国道、鉄道、公民館に被害を及ぼす危険性が高い。 ・地域からの事業要望がある。	
高島地区地すべり対策事業 富山県	3.5	12	人家14戸、県道、町道 等	3.1	3.7	・H14年に民家裏の斜面に亀裂が確認された。 ・活性化の傾向があり、人家、県道、町道に被害を及ぼす危険性が高い。 ・地域からの事業要望がある。	
山中第2地区地すべり対策事業 福井県	2.9	10	人家16戸、県道、町道、小学校、中学校 等	2.6	4.0	平成14年には、地すべり災害により、人家2戸に被害が発生している。 ・活性化の傾向があり、人家、県道、町道、小学校、中学校に被害を及ぼす危険性が高い。	
平子地区地すべり対策事業 滋賀県	2.0	7.6	人家30戸、県道、町道 等	1.9	4.1	・H9年に地すべり災害が発生した。 ・活性化の傾向があり、人家、県道、町道に被害を及ぼす危険性が高い。 ・地域からの事業要望がある。	
千森地区地すべり対策事業 奈良県	3.6	15	人家11戸、県道、小学校 等	3.7	4.1	・H7年に地すべり災害が発生した。 ・活性化の傾向があり、人家、県道、市道、小学校に被害を及ぼす危険性が高い。	
東岩代地区地すべり対策事業 和歌山県	1.3	8.1	人家22戸、国道、鉄道、小学校 等	1.2	6.8	・H15年に地すべり災害が発生し、人家に被害を及ぼした。 ・活性化の傾向があり、人家、国道、鉄道、小学校、公民館に被害を及ぼす危険性が高い。	
唐川2地区地すべり対策事業 島根県	1.4	5.8	人家14戸、市道、貯水槽 等	1.3	4.6	・H9年に地すべり災害が発生した。 ・活性化の傾向があり、人家、市道、貯水槽に被害を及ぼす危険性が高い。 ・地域からの事業要望がある。	
渡場地区地すべり対策事業 山口県	6.0	38	人家156戸、町道、保育所 等	5.1	7.6	・活性化の傾向があり、町道、保育所等に被害を及ぼす危険性が高い。 ・地域からの事業要望がある。	
下崎地区地すべり対策事業 宮崎県	7.0	29	人家84戸、国道、町道、町役場、保育園 等	7.0	4.2	・H14年7月に地すべり災害が発生し、町道に被害を及ぼした。 ・活性化の傾向があり、人家、国道、町道、保育園、町役場に被害を及ぼす危険性が高い。 ・地域からの事業要望がある。	
大戸野地区地すべり対策事業 宮崎県	14	61.1	人家40戸、県道、公民館 等	13	4.7	・H14年7月に地すべり災害が発生し、人家、町道に被害を及ぼした。 ・活性化の傾向があり、人家、県道、公民館に被害を及ぼす危険性が高い。 ・地域からの事業要望がある。	
伊津部町地区地すべり対策事業 鹿児島県	3.5	50	人家1340戸、市道、高校 等	2.9	17.4	・H11年に地すべり災害が発生し、人家、町道に被害を及ぼした。 ・活性化の傾向があり、人家、市道、高校に被害を及ぼす危険性が高い。 ・地域からの事業要望がある。	
桃原地区地すべり対策事業 沖縄県	5.0	12	人家76戸、市道 等	4.7	2.5	・H13年に地すべり災害が発生した。 ・活性化の傾向があり、人家、市道に被害を及ぼす危険性が高い。 ・地域からの事業要望がある。	

【急傾斜地崩壊対策事業】
(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
三石歌笛地区急傾斜地崩壊対策事業 北海道	5.5	10.9	人家11戸、道道、町道、幼稚園「災害弱者施設」	5.0	2.2	・保全対象に、道道、歌笛幼稚園(災害弱者関連施設)等の重要な施設があり事業実施が必要。 ・地域からの事業要望がある。	本省河川局保全課 (課長 坂口 哲夫)

瀬樺本町1地区急傾斜地崩壊対策事業 北海道	2.6	8.1	保全家14戸、国道、町道	2.5	3.2	・保全対象に、国道、避難場所等の重要施設があり事業実施が必要。 ・地域からの事業要望がある。
安渡一丁目-4急傾斜地崩壊対策事業 岩手県	2.5	6.3	保全家17戸、県道	2.3	2.7	・平成15年3月に災害が発生した箇所であり、早急な対応が望まれている。
小指地区急傾斜地崩壊対策事業 宮城県	2.1	6.0	保全家18戸、町道	2.0	3.5	・平成15年に災害が発生しており地元要望も強い箇所である。
山寺地区急傾斜地崩壊対策事業 山形県	2.5	16	保全家35戸、県道、市道	2.3	6.8	・斜面高さ180mを超える長大斜面であり、H14年には大規模な崩壊があった他、H15年においても落石が発生しており、地域住民より強い事業要望がある。
西の内地区急傾斜地崩壊対策事業（補助） 栃木県	3.0	6.4	保全家12戸	2.8	2.3	・平成15年に災害が発生した箇所であり、早急な対応が望まれている。
正福寺地区急傾斜地崩壊対策事業（補助） 栃木県	2.0	5.4	保全家12戸	1.9	2.9	・平成11年に発生した災害で、地域住民が避難した経緯があり、地域住民より強い事業要望がある。
大久野細尾地区急傾斜地崩壊対策事業（補助） 東京都	1.5	8.9	保全家11戸、都道	1.4	5.2	・当該地区は、保全対象に東京都が定める特定地域啓開道路を含んでおり、早期対応が必要である。
鶴島地区急傾斜地崩壊対策事業（補助） 山梨県	2.5	5.3	保全家8戸、災害弱者施設	2.3	2.2	・当該地区は、区域内に災害弱者施設を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
星が丘地区急傾斜地崩壊対策事業（補助） 長野県	3.8	14	保全家48戸、公民館、町道	3.4	4.1	平成15年に災害が発生した箇所であり、早急な対応が望まれている。
近所地区急傾斜地崩壊対策事業（補助） 長野県	2.0	15	保全家33戸、公民館、町道	1.9	7.9	・当該地区は、区域内に災害発生時の避難場所を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
吉水地区急傾斜地崩壊対策事業 新潟県	3.8	10	保全家23戸、国道、町道、配水場	3.0	3.4	・当該地区は、区域内に重要公共施設である配水場を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
歌見地区急傾斜地崩壊対策事業 新潟県	1.5	14	保全家22戸、県道、市道、集会所	1.4	9.8	・当該地区は、区域内に災害発生時の避難場所を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
内山（2）地区急傾斜地崩壊対策事業 富山県	2.5	7.1	保全家16戸、鉄道、町道	2.3	3.1	・当該地区では小崩壊が継続的に発生している他、地域にとって重要な交通網である富山地方鉄道が存在する事から強い事業要望がある。
馬渡地区急傾斜地崩壊対策事業 石川県	2.1	6.9	保全家16戸、農免道路	2.8	2.5	・当該地区は、区域内に第一次緊急輸送路を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
三尾河地区 急傾斜地崩壊対策事業 岐阜県	1.9	3.9	保全家6戸、災害弱者施設、国道	1.8	2.1	・当該地区は、区域内に災害弱者施設を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
吉佐美里奈地区 急傾斜地崩壊対策事業 静岡県	1.9	6.4	保全家16戸、災害弱者施設、市道	1.8	3.6	・当該地区は、区域内に災害弱者施設を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
海峰苑地区 急傾斜地崩壊対策事業 静岡県	3.6	15	保全家11戸、災害弱者施設	3.3	4.5	・当該地区は、区域内に災害弱者施設を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
湯谷地区急傾斜地崩壊対策事業 京都府	3.0	5.7	保全家13戸、町道	2.5	2.2	・当該地区は、災害発生時の避難路を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
阿良須地区急傾斜地崩壊対策事業 京都府	2.5	4.9	保全家13戸、公民館、町道	2.1	2.3	・当該地区は、災害発生時の避難路を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
奥大野地区急傾斜地崩壊対策事業 京都府	2.0	7.8	保全家21戸、町道	1.8	4.4	・当該地区は、災害発生時の避難路を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
横手地区急傾斜地崩壊対策事業 大阪府	2.9	8.0	保全家24戸、主要地方道、町道	2.5	3.5	・平成15年に災害が発生した箇所であり、早急な対応が望まれている。
鬼塚（1）急傾斜地崩壊対策事業 熊本県	2.0	36	保全家84戸、県道、市道、保育園	1.8	19.7	・当該地区は、区域内に災害弱者施設を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
南田位地区急傾斜地崩壊対策事業 大分県	1.0	5.4	保全家21戸、市道	1.0	5.4	・平成15年に災害が発生した箇所であり、早急な対応が望まれている。
小島地区急傾斜地崩壊対策事業 大分県	0.80	9.9	保全家11戸、災害弱者施設、市道	0.77	12.8	・当該地区は、区域内に災害弱者施設を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
宇和路地区急傾斜地崩壊対策事業 宮崎県	5.9	12	保全家19戸、中学校、町道、災害弱者施設	5.6	2.2	・当該地区は、災害発生時の避難路及び避難場所を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
小橋川地区急傾斜地崩壊対策事業 沖縄県	2.0	5.4	保全家16戸、高圧線	1.8	3.0	・平成15年に災害が発生した箇所であり、早急な対応が望まれている。

本省河川局保全課
（課長 坂口 哲夫）

【雪崩対策事業】
（補助）

事業名 事業主体	総事業費 （億円）	便益（B）		費用 （C） （億円）	B / C	その他の指標による評価	担当課 （担当課長名）
		総便益 （億円）	便益の主な根拠				
今平地区雪崩対策事業 山形県	1.5	8.1	保全家14戸、公民館、町道	1.4	5.8	・当該地区は、災害発生時の避難場所及び緊急避難路を含む地域であり、当該事業により住民の生命身体を保全する。	本省河川局保全課 （課長 坂口 哲夫）

吉野地区雪崩対策事業 京都府	1.0	9.8	保全家11戸、公民館、府道、 町道	0.93	10.6	・当地区は、災害発生時の避難場所及び避難路を含む地域であり、当該事業により住民の生命身体を保全する。	本省河川局保全課 (課長 坂口 哲夫)
反保地区雪崩対策事業 島根県	2.1	4.2	保全家8戸、町道	1.9	2.2	・当地区は、災害発生時の避難路を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。	

【海岸事業】
(直接)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
福井海岸 直轄海岸保全施設整備事業 北陸地方整備局	179	566	想定浸水面積 : 268ha	134	4.2	・波浪による越波を減少させることにより、安全性の向上をはかることができる。また、地震時における施設の安全性の向上、浸水被害の危険性の低減をはかることができる。	本省港湾局 海岸・防災課 (課長 須野原 豊)

(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
小笠原川海岸高潮対策事業 愛知県	13	190	浸水戸数1,700戸 浸水面積 436ha	11	17.3	・当海岸の背後地は、海抜ゼロメートル地帯であり、養鰻場、市街地が広がり、国道247号、名鉄三河線といった主要な交通網が整備されている。当施設は築40年以上経過し老朽化が進み地盤沈下が進んでいる。さらに、この地帯は東海・東南海地震時に液状化が生じ、堤防崩壊による浸水被害が発生する可能性が大きく地震災害時の堤防高さの確保が必要である。	本省河川局砂防部 保全課海岸室 (室長 綿見 寛)
磯津海岸高潮対策事業 三重県	22	246	浸水戸数 417戸 浸水面積 14ha	18	13.5	・現況天端高が想定上高に比べ0.64m低く、災害発生時の危険性が高いため、所要の安全性を確保する必要がある。 ・既設護岸は海岸堤防耐震点検調査によると危険度最大(-D)であり、2.91m沈下する恐れがあるため、地震発生時には危険な状態となっている。	本省河川局砂防部 保全課海岸室 (室長 綿見 寛)
日置海岸高潮対策事業 和歌山県	51	79	浸水戸数 85戸 浸水面積 9ha 町役場 小・中学校	54	1.5	・越波対策については地域住民からも強い要望がある。海岸保全基本計画策定に伴うヒアリングの際にも、日置川町から台風来襲時の高波による砂利の打ち上げや越波による学校等の公共施設や民家への被害が相次いでいるため、日々不安な状態で生活しており、早急な対策を望むとの強い要望が上がっている。	
本浦海岸高潮対策事業 山口県	11	67	浸水戸数 37戸 浸水面積 10ha	9.4	7.2	・台風の常襲地であり、H11.9月台風18号時には越波による浸水被害が発生している。 ・想定浸水区域内の地方道(県道)は、地域の唯一の生活道となっており、被災した場合は、地域の日常生活に大きな影響を及ぼすため早急な対策が必要である。	
芒張海岸高潮対策事業 香川県	5.0	128	浸水戸数 31戸 浸水面積 4ha	4.3	29.8	・現況天端高が計画天端高に比べ0.9m以上低く、災害の危険性が高いため、所要の安全性を確保する必要がある。 ・冬季節節風及び台風の時期には存在するように越波が発生し、地元住民から早期の対策を望まれている。 ・想定浸水区域内には、地域にとって唯一の生活道を有している他、地域就労の中心施設である海苔加工工場や公民館等の重要施設が存在しており、一旦被災した際は、地域の存続が危ぶまれる程の甚大な被害に繋がる可能性がある。	
大福浦海岸高潮対策事業 愛媛県	13	55	浸水戸数 50戸 浸水面積 9ha	12	4.8	・台風常襲地帯であるが、現況天端高が計画天端高に比べ0.8m低く、冬季節節風及び台風の時期には越波が頻発するなど災害発生時の危険性が高いため、早急な安全性の確保が必要。 ・既設の護岸は昭和30年代に整備された空石積の護岸であり、老朽化も著しく危険な状態。 ・背後地には多数の人家の他、地域にとって唯一の生活道路である一般県道無月宇和島線を有しており、被災の際は地域に多大な影響を及ぼす。	
野母南海岸高潮対策事業 長崎県	8.0	458	浸水戸数 60戸 浸水面積 1ha	7.3	62.6	・当海岸の護岸沿いには唯一の生活道路である主要地方道野母崎宿線が存在する。 ・台風の常襲地帯であり、また外洋に面していることから災害の危険性の高い海岸である。 ・毎年8月に前浜で夏祭りが開催されており地域の憩いの場となっている。	
高田海岸高潮対策事業 大分県	3.5	46	浸水戸数 377戸 浸水面積 64ha	3.3	14.2	・当海岸は度重なる高潮や干満の大きい潮の影響により、基礎地盤の吸出しが起き、堤体の天端陥没や漏水などが発生し危険な状態である。 ・また平成11年の台風では越波による被害が発生している。 ・背後地は住宅が密集しており、沿岸住民の生命・財産を保護するために早急な改修が必要である。	
宮城海岸高潮対策事業 沖縄県	20	890	浸水戸数 643戸 浸水面積 50ha	19	47.1	・現況天端高が計画天端高に比べ3.9m低く、災害の危険性が高いため、所要の安全性を確保する。 ・H13.10月台風21号の際に越波が生じるなど度々、被害が発生している。このことから、高潮等被害防止のための海岸整備について、地元自治体から強い要望がある。 ・当海岸の背後には北谷浄水場があり、浄水場施設が被災するとその影響は全体的なものとなる。	
市川海岸高潮対策事業 (都市海岸高度化事業) 千葉県	51	273	浸水面積 116ha 国道357号	50	5.4	・現況護岸高が計画波浪に対するうちあげ高に対し最大4.5mも低く災害発生時の危険性が高いため、所要の安全性を確保する必要がある。 ・背後地には広域的な影響がある国道357号、JR京葉線及び地域にとって生命線となる千葉県庁警察署が存在することからひとたび災害が発生した場合には、当地域に甚大な影響を与える。	
三瀬大石海岸侵食対策事業 新潟県	9.2	45	浸水戸数 34戸 浸水面積 3ha 主要地方道佐渡一周線	21	2.1	・当海岸背後を走る県道佐渡一周線は沿岸住民の唯一の生活道路である。 ・小木港の沖防波堤の延伸により、羽茂川からの土砂供給が遮断されている。 ・地元の海岸への意識が高く、生活の場として海岸清掃を実施している。 ・当海岸は小佐渡県立自然公園に指定されている。	
浅羽海岸侵食対策事業 静岡県	5.4	52	侵食面積 25ha 浸水戸数 235戸 浸水面積 427ha	6.0	8.6	・漁港事業との連携により効率的な事業執行が可能である。 ・サンドパイパス事業であるため、浅羽海岸のみならず、侵食が著しい遠州灘東部の海岸全域に効果をもたらす。 ・海岸侵食の影響で、浜幅が狭くなったことにより、アカウミガメの遡上・産卵にも影響が出ている。	

長崎海岸環境整備事業 愛媛県	6.0	6.2	浸水戸数 13戸 浸水面積 4ha	5.6	1.1	・台風常襲地帯であるが、現況天端高が計画天端高に比べ0.2m以上低く、また老朽化も著しいことから、冬季季節風及び台風等による災害発生危険性が高いため、所要の安全性を確保する。 ・背後地には、南予レクリエーション都市公園及び唯一の生活道路でもある国道56号を有しており、被災した際は地域に多大な被害を及ぼす。 ・海浜では、明治時代からの伝統行事である「立て干し綱」が行われており、県内外より多数の人々が訪れ賑わいを見せているが、海浜へのアクセスが困難であり、防護と利用が一体となった海岸整備が望まれている。	四国地方整備局 地域河川課 (課長 藤山 究)
阿古海岸局部改良事業 東京都	3.3	20	侵食戸数 48戸 侵食面積 5ha	3.2	1.3	・背後地には国民の重要な生活道路が存在し、復旧によりこの道路が被災すると、島民の生活に重大な支障を及ぼす。平成14年の台風7号では、整備済みの護岸が倒壊し、背後の都道に影響が出た。 ・当海岸は、てんぐさやとこぶし等の良好な漁場になっているほか、サンゴ礁の生息地であるため、ダイバー等による利用も多い。 ・背後には、噴火による災害で岩岩にのみこまれた旧阿古小中学校が存在し、噴火による被害がいかに大きなものであったかを今後に伝えるものとして、重要な役割を果たしている。	関東地方整備局 地域河川課 (課長 前原 克二)
中宿海岸局部改良事業 新潟県	2.4	24	浸水戸数 6戸 浸水面積 1ha 国道8号	5.8	4.2	・当海岸背後を走る国道8号は沿岸住民の唯一の生活道路である。 ・地元海岸への意識が高く、生活の場として海岸清掃を実施している。 ・平成15年12月19～20日にかけての暴風・波浪により2棟が床上浸水した他、住宅5棟、倉庫等20棟が一部損壊し、12世帯33人が自主避難した。	北陸地方整備局 地域河川課 (課長 矢田 弘)
大比田海岸局部改良事業 福井県	1.2	81	侵食面積 1ha 浸水戸数 24戸 浸水面積 3ha	11	7.2	・当海岸に並行して、河野海岸有料道路があり、国道8号の唯一のバイパスとして物流や観光等に密接に結びついているが、越波により通行止めが頻発している。 ・当海岸に流入する砂防河川上流に砂防が整備されたため、土砂の供給量が急激に減少している。 ・背後地に観光宿泊施設が存在し、海水浴場として砂浜の保全・回復が海岸保全基本計画で位置づけられている。	近畿地方整備局 地域河川課 (課長 蒲原 潤一)
古座海岸局部改良事業 和歌山県	15	490	浸水戸数 133戸 浸水面積 16ha 国道42号	17	28.6	・越波対策については地域のみならず広域の住民からも強い要望がある。台風来襲時の高波による砂利の打ち上げや越波による国道42号線の通行規制や民家への被害が相次いでいるため、日々不安な状態で生活しており、早急な対策を望むとの強い要望が上がっている。	
すさみ海岸局部改良事業 和歌山県	3.3	36	浸水戸数 9戸 浸水面積 2ha 国道42号	3.5	10.3	・越波対策については地域住民からも強い要望がある。当海岸地区の口和深地区住民より、台風来襲時の高波による砂利の打ち上げや越波による民家への被害や国道42号線の閉鎖が相次いでいるため、日々不安な状態で生活しており、早急な対策を望むとの強い要望が上がっている。	
枝幸港海岸 本港地区 高潮対策事業 北海道枝幸町	2.5	33	想定浸水面積 : 4.8ha	2.3	14.1	・波浪による越波を減少させることにより、安全性の向上をはかることができる。	北海道開発局 港湾空港部港湾計画課 (課長 宮地 陽輔)
波浮港海岸 波浮地区 局部改良事業 東京都	3.6	5.0	想定侵食面積 : 1.7ha	3.4	1.5	・波浪による海岸侵食を防ぐことにより、越波を低減させ、安全性を向上させることができる。	関東地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 増田 勝人)
大井川港海岸 利右衛門地区 局部改良事業 静岡県大井川町	3.6	97	想定浸水面積 : 13ha	3.4	28.7	・波浪による越波を減少させることにより、安全性の向上をはかることができる。	
師崎港海岸 師崎地区 高潮対策事業 愛知県	6.6	12	想定浸水面積 : 6.0ha	6.2	2.0	・既存施設の電動化、遠隔操作化を行うことにより、安全性の向上をはかることができる。	中部地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 佐藤 清)
鶴殿港海岸 平島地区・鶴殿地区 高潮対策事業 三重県	5.1	70	想定浸水面積 : 108ha	4.5	15.5	・既存施設の電動化、遠隔操作化を行うことにより、安全性の向上をはかることができる。	
御波港海岸 御波地区 局部改良事業 島根県	1.0	5.2	想定浸水面積 : 0.31ha	0.98	5.3	・波浪による越波を減少させることにより、安全性の向上をはかることができる。	
巖島港海岸 杉之浦地区 局部改良事業 広島県	0.81	4.1	想定浸水面積 : 1.8ha	0.75	5.4	・波浪による越波を減少させることにより、安全性の向上をはかることができる。	中国地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 西田 芳浩)
丸尾港海岸 東岐波地区 高潮対策事業 山口県	13	859	想定浸水面積 : 53ha	12	73.1	・波浪による越波を減少させることにより、安全性の向上をはかることができる。	
中島港海岸 中島地区 局部改良事業 徳島県	3.9	46	想定浸水面積 : 38ha	3.7	12.6	・波浪による海岸侵食を防ぐことにより、越波を低減させ、安全性を向上させることができる。	四国地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 阿林 昭夫)
下田港海岸 下田地区 高潮対策事業 高知県	16	76	想定浸水面積 : 17ha	16	4.9	・波浪による越波を減少させることにより、安全性の向上をはかることができる。	
富津港海岸 小島地区 高潮対策事業 熊本県河浦町	1.5	5.1	想定浸水面積 : 0.32ha	1.5	3.4	・波浪による越波を減少させることにより、安全性の向上をはかることができる。	九州地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 尾坐 巧)
亀徳港海岸 亀徳地区 高潮対策事業 鹿児島県	2.4	108	想定浸水面積 : 3.6ha	2.3	46.9	・波浪による越波を減少させることにより、安全性の向上をはかることができる。	

【道路・街路事業】
(直轄)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
一般国道391号 釧路東インター開 連 北海道開発局	50	153	計画交通量: 33,600台/日	40	3.9	・現道の混雑度が1.5であるが、当該事業の実施により1.0未満に改善できる ・物流効率化の支援(重要港湾釧路港)、三次医療施設へのアクセス向上	本省 道路局国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道101号 五所川原西バイパ ス 東北地方整備局	92	295	計画交通量: 12,800台/日	84	3.5	・現道等における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善が期待される ・農林水産業を主体とする地域において農林水産品の流通の利便性が向上	
一般国道4号 金ヶ瀬拡幅 東北地方整備局	84	197	計画交通量: 36,400台/日	88	2.2	・現道の混雑度2.37であるが、当該事業の実施により混雑緩和が見込まれる ・緊急輸送道路が通行止になった場合に大幅な迂回を強いられる区間の代替路を形成する	
一般国道13号 大野目交差点改良 東北地方整備局	81	308	計画交通量: 46,600台/日	69	4.5	・現道等における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善が期待される ・広域道路整備基本計画の位置付けのある環状道路を形成する	
一般国道17号 渋川西バイパス 関東地方整備局	91	304	計画交通量: 35,400台/日	78	3.9	・円滑なモビリティの確保(現道における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の改善が期待される) ・国土・地域ネットワークの構築(地域高規格道路「上信自動車道」の位置づけあり) ・安全な生活環境の確保(事故危険箇所指定されている交差点の安全性の向上が期待される)	
一般国道20号 新山梨環状道路(北部 区間) 関東地方整備局	353	1,425	計画交通量: 31,800台/日	252	5.7	・円滑なモビリティの確保(現道等の年間渋滞損失時間の削減が期待される) ・国土・地域ネットワークの構築(地域高規格道路の位置づけあり、日常活動圏中心都市へのアクセス向上) ・都市の再生(沿道まちづくりとの連携あり)	
一般国道50号 下館バイパス 関東地方整備局	70	110	計画交通量: 43,400台/日	56	2.0	・円滑なモビリティの確保(現道における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の改善が期待される) ・個性ある地域の形成(筑西地方拠点都市地域構想を支援する) ・災害への備え(茨城県地域防災計画における第一次緊急輸送路として支援する)	
一般国道21号 新太田橋拡幅 中部地方整備局	48	166	計画交通量: 29,600台/日	47	3.5	・円滑なモビリティの確保、物流効率化の支援がなされる ・国土・地域ネットワークの形成、個性ある地域の形成がなされる ・歩行者・自転車のための生活空間の形成がなされる ・安全で安心できるくらしの確保、災害への備え、地球環境の保全がなされる	
一般国道23号 中勢道路(延伸) 【12工区】 中部地方整備局	120	2,380	計画交通量: 62,000台/日	87	27.4	・円滑なモビリティの確保、物流効率化の支援、都市の再生がなされる ・国土・地域ネットワークの形成、個性ある地域の形成がなされる ・地球環境の保全、生活環境の改善・保全がなされる	
一般国道11号 松山東道路(小坂高 架橋) 四国地方整備局	30	54	計画交通量: 39,000台/日	29	1.9	・バス路線の利便性向上が見込まれる ・重要港湾・主要観光地・3次医療施設へのアクセス向上	
一般国道55号 牟岐バイパス 四国地方整備局	49	79	計画交通量: 3,000台/日	50	1.6	・現道における旅行速度の改善が期待される ・重要港湾・3次医療施設へのアクセス向上 ・津波による現道被災時の代替性が確保される	

(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		総費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
一般国道101号 能代拡幅 秋田県	35	71	計画交通量: 21,800台/日	29	2.4	・第三次救急医療施設(県立脳血管センター)へのアクセスが改善される。 ・主要な観光地(世界遺産白神山)へのアクセスが改善される。	本省 道路局国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道108号 前杉バイパス 秋田県	43	83	計画交通量: 7,900台/日	37	2.2	・未改良区間の解消により物流効率化の支援が図られる。 ・主要な観光地(鳥海国定公園)へのアクセスが改善される。	
一般国道287号 米沢北バイパス 山形県	73	132	計画交通量: 15,900台/日	66	2.0	・現道の渋滞ポイント(成島交差点)が解消される。 ・第三次救急医療施設(県立置賜総合病院)へのアクセスが改善される。	
一般国道125号 桜川バイパス 茨城県	24	51	計画交通量: 13,500台/日	25	2.0	・国土・地域ネットワークの構築(現道における大型車のすれ違い困難区間が改善) ・物流効率化の支援(重要港湾 鹿島港へのアクセス向上が見込まれる)	
一般国道400号 下塩原バイパス 栃木県	150	372	計画交通量: 7,700台/日	126	3.0	・防災への備え(事前通行規制区間の解消) ・安全で安心できるくらしの確保(3次医療施設(大田原赤十字病院)へのアクセス向上が見込まれる) ・物流効率化の支援(重要港湾(鹿島港)、特定重要港湾(千葉港)へのアクセス向上が見込まれる) ・安全で安心できるくらしの確保(3次医療施設(国保旭中央病院)へのアクセス向上が見込まれる)	
一般国道126号 山武東総道路二期 千葉県	120	307	計画交通量: 10,600台/日	93	3.3	・円滑なモビリティの確保(現道における混雑時旅行速度20km/h未満の区間の改善が期待される) ・都市の再生(都市再生プロジェクトである利根川下流高規格堤防整備事業を支援する)	
一般国道356号 篠原拡幅 千葉県	30	84	計画交通量: 35,900台/日	25	3.3	・円滑なモビリティの確保(現道における混雑時旅行速度20km/h未満の区間の改善が期待される) ・都市の再生(都市再生プロジェクトである利根川下流高規格堤防整備事業を支援する)	
一般国道141号 白田-野沢バイパス 長野県	18	67	計画交通量: 22,000台/日	21	3.2	・円滑なモビリティの確保(長野新幹線佐久平駅へのアクセス向上が見込まれる。) ・災害への備え(地域防災計画に緊急輸送路として位置づけ)	
一般国道113号 乙バイパス 新潟県	18	126	計画交通量: 11,200台/日	17	7.4	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する。) ・災害への備え(対象区間が緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけあり)	
一般国道353号 石黒バイパス 新潟県	54	127	計画交通量: 1,200/日	45	2.8	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する。) ・災害への備え(近隣市へのルートが1つしかなく、災害による1-2箇所の道路寸断で孤立化する集落を解消する。)	

一般国道403号 亀田新津道路 新潟県	13	40	計画交通量：16,400台/日	16	2.5	・国土・地域ネットワークの構築（当該路線が隣接した日常生活圏中心都市間を最短時間で連絡する路線を構成する。） ・個性ある地域の形成（拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクト、大規模イベントを支援する。）
一般国道305号 金沢外環状道路 （二期） 石川県	225	1,368	計画交通量：48,100台/日	185	7.4	・円滑なモビリティの確保（現道等における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善が期待できる。） ・物流の効率化の支援（重要港湾もしくは特定重要港湾へのアクセス向上が見込まれる。）
一般国道156号 福島バイパス 岐阜県	55	92	計画交通量：3,100台/日	49	1.9	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する） ・個性ある地域の形成（観光地である世界遺産白川郷合掌造り集落へのアクセス向上が期待される）
一般国道150号 志太～榛南バイパス 静岡県	56	331	計画交通量：21,900台/日	41	8.1	・円滑なモビリティの確保（現道等における旅行速度の改善） ・物流効率化の支援（清水港、御前崎港へのアクセス向上）
一般国道362号 青部バイパス 静岡県	38	99	計画交通量：6,500台/日	32	3.1	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消） ・災害への備え（防災点検による通行規制等が解消）
一般国道247号 常滑～美浜バイパス 愛知県	42	130	計画交通量：13,000台/日	35	3.7	・災害への備え（緊急輸送道路ネットワーク計画において緊急輸送道路に指定有り） ・円滑なモビリティの確保（中部国際空港へのアクセスが改善）
一般国道247号 碧南～西尾拡幅 愛知県	64	633	計画交通量：29,200台/日	55	11.4	・災害への備え（緊急輸送道路ネットワーク計画において緊急輸送道路に指定有り） ・円滑なモビリティの確保（中部国際空港へのアクセスが改善）
一般国道305号 河内～奥野々道路 福井県	91	127	計画交通量：1,500台/日	72	1.8	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における交通不能区間が解消される） ・個性ある地域の形成（主要な観光地へのアクセスの向上が期待される）
一般国道307号 長野バイパス 滋賀県	100	365	計画交通量：14,700台/日	70	5.2	・円滑なモビリティの確保（利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・災害への備え（現道の防災点検対策箇所が解消される）
一般国道422号 大石東バイパス 滋賀県	59	134	計画交通量：7,600台/日	44	3.0	・国土・地域ネットワークの構築（現道の大型車すれ違い困難箇所が解消される） ・災害への備え（現道の防災点検対策箇所が解消される）
一般国道307号 青谷道路 京都府	18	52	計画交通量：10,400台/日	15	3.5	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難箇所（W=4.5m）を解消する） ・円滑なモビリティの確保（利便性の向上が期待できるバス路線が存在する）
一般国道482号 丹後弥栄道路 京都府	22	80	計画交通量：4,500台/日	23	3.5	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難箇所（W=4.0m）を解消する） ・災害への備え（現道の防災点検対策箇所が解消される）
一般国道2号 和坂拡幅 兵庫県	105	268	計画交通量：43,600台/日	77	3.5	・円滑なモビリティの確保（利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・安全な生活環境の確保（歩道がない場合は狭小区間に歩道が設置される）
一般国道372号 社バイパス 兵庫県	14	35	計画交通量：11,000台/日	14	2.5	・円滑なモビリティの確保（現道の混雑時旅行速度が20km/hである区間の旅行速度の改善が期待される） ・災害への備え（緊急輸送道路ネットワーク計画としての位置づけがある）
一般国道488号 長沢バイパス 鳥根県	64	72	計画交通量：1,000台/日	55	1.3	・国土・地域ネットワークの構築（日常生活圏の中心都市（益田市）へのアクセス向上が見込まれる） ・安全で暗視できる暮らしの確保（二次医療施設へのアクセス向上が見込まれる）
一般国道322号 甘木大刀洗バイパス 福岡県	40	53	計画交通量：8,400台/日	34	1.6	・円滑なモビリティの確保（新幹線久留米駅へのアクセスが改善） ・国土・地域ネットワークの構築（大型車のすれ違い困難区間の解消）
一般国道385号 五ヶ山ダム付替道路 福岡県	7	15	計画交通量：5,900台/日	8	1.9	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する） ・個性ある地域の形成（主要な観光地へのアクセス向上が期待される）
一般国道444号 寺井津バイパス 佐賀県	30	54	計画交通量：8,000台/日	26	2.0	・物流効率化の支援（佐賀空港へのアクセスが改善） ・個性ある地域の形成（佐野記念公園へのアクセス向上）
一般国道384号 大浦バイパス 長崎県	16	24	計画交通量：2,500台/日	13	1.8	・国土・地域ネットワークの構築（現道における大型車のすれ違い困難区間を解消する） ・その他（合併後の中心地とのアクセス向上）
一般国道325号 鹿本拡幅 熊本県	29	92	計画交通量：22,600台/日	24	3.8	・円滑なモビリティの確保（第二種空港の熊本空港へのアクセス向上） ・都市の再生（広域道路整備基本計画に位置づけあり）
一般国道387号 町田バイパス 大分県	32	47	計画交通量：4,000台/日	28	1.7	・安全な生活環境の確保（路肩さえない小中学校、幼稚園への通学路の危険性解消） ・国土・地域ネットワークの構築（現道における大型車のすれ違い困難区間を解消する）
一般国道219号 園元バイパス 宮崎県	25	84	計画交通量：16,500台/日	21	4.0	・物流効率化の支援（宮崎港へのアクセスが改善） ・個性ある地域の形成（主要な観光地、西都原古墳群へのアクセス向上）
一般国道448号 名谷バイパス 宮崎県	21	21	計画交通量：1,300台/日	19	1.1	・災害への備え（災害による道路寸断に伴う孤立集落が解消） ・国土・地域ネットワークの構築（現道における大型車のすれ違い困難区間の解消）
一般国道504号 被川拡幅 鹿児島県	38	53	計画交通量：4,200台/日	33	1.6	・円滑なモビリティの確保（最寄りの第二種空港（鹿児島空港）へのアクセス向上） ・物流効率化の支援（大隅半島は農林水産業が主要産業であり、流通の利便性向上が見込まれる。）

本省
道路局国道・防災課
（課長 中島 威夫）

一般国道504号 泊野道路 鹿児島県	253	670	計画交通量：8,000台/日	206	3.3	・円滑なモビリティの確保(最寄の第二種空港(鹿児島空港)へのアクセス向上) ・国土・地域ネットワーク(地域高規格道路の位置づけあり)	本省 道路局国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道504号 西光寺道路 鹿児島県	94	149	計画交通量：25,900台/日	75	2.0	・円滑なモビリティの確保(大隅半島地域、都城地域から鹿児島空港へのアクセス性の向上) ・都市の再生(広域道路整備基本計画の交流促進型の広域道路「圏分集人環状道路」)	
一般国道3号 砂津拡幅 福岡県北九州市	37	40	計画交通量：25,600台/日	27	1.5	・円滑なモビリティの確保(バス路線の利便性向上) ・国土・地域ネットワークの構築(門司区方面と小倉都心部のアクセス向上)	
一般国道211号 第1工区 福岡県北九州市	199	206	計画交通量：30,400台/日	138	1.5	・円滑なモビリティの確保(バス路線の利便性向上) ・都市の再生(土地区画整理事業の連携)	
一般国道263号 三瀬トンネル有料道路(2期) 佐賀県道路公社	73	152	計画交通量：7,000台/日	60	2.5	・物流効率化の支援(特定重要港湾へのアクセスが改善) ・国土地域ネットワークの構築(大型車のすれ違い困難区間の解消)	九州地方整備局 地域道路課 (課長 西川 勝義)
主要地方道長崎南環状線 ながさき女神大橋道路 長崎県道路公社	10	680	計画交通量：3,700台/日	339	2.0	・円滑なモビリティの確保(混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の改善) ・物流効率化の支援(重要港湾長崎港へのアクセス向上、港湾直轄事業との交流連携事業)	北海道開発局 建設部地方整備課 (課長 吉井 厚志)
主要地方道 岩見沢月形線 北海道	109	148	計画交通量：6,370台/日	84	1.8	・物流効率化の支援(25t車両もしくはISO規格背高海上コンテナ輸送車が通行できない区間を解消する) ・国土地域ネットワークの構築(現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する)	
一般道道 仁別大曲線 北海道	60	187	計画交通量：16,400台/日	49	3.8	・円滑なモビリティの確保(国道36号線(大曲交差点)の混雑時旅行速度(H11)が13.6km/h)の改善が期待できる) ・国土・地域ネットワークの構築(日常生活圏中心都市(札幌市)へのアクセス向上が見込まれる)	
一般道道 倶多楽湖公園線 北海道	31	52	計画交通量：8,060台/日	24	2.2	・円滑なモビリティの確保(現道等に、当該路線の整備により利便性の向上の期待できるバス路線が存在する) ・個性ある地域の形成(主要な観光地(登別温泉)へのアクセス向上が期待できる)	
主要地方道 西野真駒内清田線 北海道札幌市	61	184	計画交通量：12,300台/日	56	3.3	・円滑なモビリティの確保(現道等に、当該路線の整備により利便性の向上の期待できるバス路線が存在する) ・個性ある地域の形成(主要な観光地(冬季観光施設)へのアクセス向上が期待できる)	
市道 花川南5条通 北海道石狩市	6.4	9.0	計画交通量：8,610台/日	5.7	1.5	・円滑なモビリティの確保(現道等に、当該路線の整備により利便性の向上の期待できるバス路線が存在する) ・歩行者・自転車のための生活空間の形成(自転車利用空間の整備により歩行者・自転車の通行の快適・安全性の向上が期待できる)	関東地方整備局 道路部地域道路課 (課長 楢引 繁雄)
一般県道 上久我都賀栃木線 栃木県	32	50	計画交通量：1,200台/日	31	1.6	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する) ・個性ある地域の形成(特別立法(水源地域対策特別措置法)に基づく事業である)	
一般県道 船橋行徳線 千葉県	144	210	計画交通量：7,700台/日	116	1.8	・都市の再生(都市再生プロジェクト(東京外かく環状道路)を支援する事業である) ・個性ある地域の形成(河川(江戸川)により一体的発展が阻害されている地区を解消する)	
一般県道 淵上日野線 東京都	150	385	計画交通量：30,400台/日	121	3.2	・国土・地域ネットワークの構築(地域高規格道路(新滝山街道)の位置づけあり) ・都市の再生(都市再生プロジェクト(首都圏中央連絡自動車道)を支援する事業である)	
一般県道 長竹川尻線 神奈川県	113	291	計画交通量：30,000台/日	102	2.9	・都市の再生(都市再生プロジェクト(首都圏中央連絡自動車道)を支援する事業である) ・国土・地域ネットワークの構築(現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する)	関東地方整備局 道路部地域道路課 (課長 楢引 繁雄)
町道 林長野原線 群馬県長野原町	16	31	計画交通量：3,400台/日	13	2.3	・個性ある地域の形成(新規整備の公共施設(JR長野原津口駅、バスターミナル)へ直結する道路である) ・個性ある地域の形成(特別立法(水源地域対策特別措置法)に基づく事業である)	
市道 田谷線 神奈川県横浜市	20	34	計画交通量：3,200台/日	16	2.2	・都市の再生(都市再生プロジェクト(首都圏中央連絡自動車道)を支援する事業である)	
市道 あさひ荘苑・福増線 石川県松任市	35	123	計画交通量：17,000台/日	31	4.0	・国土・地域ネットワークの構築(日常生活圏中心都市(金沢市)へのアクセス向上が見込まれる) ・他のプロジェクトとの関係(大規模道路事業(地域高規格道路(金沢外環状道路))との一体的整備)	北陸地方整備局 道路部地域道路課 (課長 岩田 英二)
一般県道 甲南インター線 滋賀県	22	84	計画交通量：4,290台/日	23	3.7	・他のプロジェクトとの関係(大規模道路事業(第二名神高速道路甲南パーキングエリア)との一体的整備) ・個性ある地域の形成(主要な観光地へのアクセス向上が期待できる)	近畿地方整備局 道路部地域道路課 (課長 田口 定一)
主要地方道 大阪和泉泉南線 大阪府	20	26	計画交通量：12,800台/日	16	1.6	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する) ・個性ある地域の形成(特別立法(原子力発電施設等立地地域に関する特別措置法)に基づく事業である)	
町道 大谷連絡線 和歌山県	20	72	計画交通量：11,800台/日	20	3.6	・個性ある地域の形成(主要な観光地(高野山)へのアクセス向上が見込まれる) ・他のプロジェクトとの関係(大規模道路事業(京奈和自動車道かつらぎIC(仮称))との一体的整備)	

一般県道 上井北条線 鳥取県	33	44	計画交通量：6,100台/日	32	1.4	・国土・地域ネットワークの構築(日常活動圏中心都市(倉吉市)へのアクセス向上が見込まれる) ・都市の再生(区画整理(上井羽合線沿線地区区画整理事業)との連携あり)	中国地方整備局 道路部地域道路課 (課長 山田 周一)
主要地方道 矢野安浦線 広島県	120	206	計画交通量：14,000台/日	102	2.0	・物流効率化の支援(特定重要港湾(広島港)へのアクセス向上が見込まれる) ・国土・地域ネットワークの構築(日常生活圏中心都市(広島市)へのアクセス向上が見込まれる)	
主要地方道 宇和三間線 愛媛県	12	30	計画交通量：7,500台/日	10	3.0	・他プロジェクトとの関係(大規模道路事業(四国横断自動車道三間IC(仮称)との一体的整備) ・物流効率化の支援(重要港湾(宇和島港)へのアクセス向上が見込まれる)	本省道路局 地方道・環境課 (課長 森永 教夫)
一般県道 岩城弓削線 (上島架橋・佐島大橋工区) 愛媛県	49	143	計画交通量：1,500台/日	43	3.3	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における交通不能区間を解消する) ・個性ある地域の形成(特別立法(離島振興法)に基づく事業である) (離島架橋)	四国地方整備局 道路部地域道路課 (課長 恒石 和義)
市道 喜田村新谷線 愛媛県今治市	20	38	計画交通量：4,600台/日	16	2.4	・他プロジェクトとの関係(大規模道路事業(今治小松自動車道今治朝倉IC(仮称)との一体的整備) ・物流効率化の支援(重要港湾(今治港)へのアクセス向上が見込まれる)	
一般県道 本吉小川線 福岡県	27	101	計画交通量：4,200台/日	32	3.2	・個性ある地域の形成(主要な観光地(柳川市)へのアクセス向上が期待できる) ・他プロジェクトとの関係(他機関との連携プログラム(満足シティ構想)に位置づけられている)	九州地方整備局 道路部地域道路課 (課長 西川 勝義)
一般県道 直方鞍手線 福岡県	44	291	計画交通量：6,500台/日	49	5.9	・物流効率化の支援(特定重要港湾(博多港,北九州港)へのアクセス向上が見込まれる) ・個性ある地域の形成(地域連携プロジェクト(メガトロビジネスタウン構想)を支援する)	
一般県道 鐘ヶ江酒見間線 福岡県	20	29	計画交通量：15,700台/日	17	1.7	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する) ・他のプロジェクトとの関係(大規模道路事業(有明海沿岸道路)との一体的整備)	
町道 鷹の羽畑瀬線 佐賀県富士町	18	23	計画交通量：900台/日	15	1.5	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する) ・個性ある地域の形成(特別立法(水源地域対策特別措置法)に基づく事業である)	
一般県道 青方港魚目線 長崎県	20	38	計画交通量：4,810台/日	16	2.4	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する) ・個性ある地域の形成(特別立法(離島振興法)に基づく事業である)	
市道 竹敷昼ヶ浦線 長崎県対馬市	7.2	12	計画交通量：600台/日	6.2	1.9	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する) ・個性ある地域の形成(特別立法(離島振興法)に基づく事業である)	九州地方整備局 道路部地域道路課 (課長 西川 勝義)
市道 八幡芦辺線 長崎県杵岐市	9.0	19	計画交通量：1,290台/日	7.9	2.4	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する) ・個性ある地域の形成(特別立法(離島振興法)に基づく事業である)	
主要地方道 川内串木野線 鹿児島県	7.5	15	計画交通量：3,560台/日	7.4	2.0	・物流効率化の支援(重要港湾(川内港)へのアクセス向上が見込まれる) ・個性ある地域の形成(特別立法(原子力発電施設等立地地域に関する特別措置法)に基づく事業である)	
一般県道 国上安納線 鹿児島県	23	24	計画交通量：410台/日	21	1.1	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する) ・個性ある地域の形成(特別立法(離島振興法)に基づく事業である)	
一般県道 野間島間港線 鹿児島県	19	25	計画交通量：1,080台/日	17	1.5	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する) ・個性ある地域の形成(特別立法(離島振興法)に基づく事業である)	
一般県道 白浜南風見線 沖縄県	26	47	計画交通量：2,300台/日	26	1.8	・個性ある地域の形成(主要な観光地(由布島)へのアクセス向上が期待される) ・個性ある地域の形成(特別立法(沖縄振興特別措置法)に基づく事業である)	
市道 州崎幹線5号線 沖縄県具志川市	7.0	11	計画交通量：1,560台/日	6.0	1.8	・物流の効率化の支援(重要港湾(中城湾港)へのアクセス向上が見込まれる) ・個性ある地域の形成(特別立法(沖縄振興特別措置法)に基づく事業である)	沖縄総合事務局 道路建設課 (課長 松浦 利之)
村道 中央残波線 沖縄県読谷村	23	342	計画交通量：17,400台/日	22	15.5	・個性ある地域の形成(主要な観光地(読谷ニカハグート地域)へのアクセス向上が期待される) ・個性ある地域の形成(特別立法(沖縄振興特別措置法)に基づく事業である)	
中央道(登別市) 北海道	28	118	計画交通量：20,200台/日	24	5.0	・円滑なモビリティの確保(整備区間にバス路線が存在し利便性の向上が図られる) ・物流効率化の支援(特定重要港湾(室蘭港)へのアクセス向上が見込まれる) ・都市の再生(市街地の都市計画道路網密度が向上する)	北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 (課長 相馬 和則)
斜里網走通外1 北海道	46	41	計画交通量：7,000台/日	38	1.1	・円滑なモビリティの確保(整備区間にバス路線が存在し利便性の向上が図られる) ・都市の再生(区画整理等と連携し沿道のまちづくりと寄与する) ・個性ある地域の形成(道内の主要な観光地である知床へのアクセス向上が期待される)	

昭和橋 北海道旭川市	50	207	計画交通量：11,400台/日	40	5.2	・円滑なモビリティの確保(ＪＲ旭川駅へのアクセス向上が見込まれる) ・都市の再生(市街地の都市計画道路網密度が向上する) ・国土・地域ネットワークの構築(橋梁整備により交通不能区間を解消する)	北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 (課長 相馬 和則)
J R函館本線連続立体交差事業 (野幌駅付近) 北海道	150	234	踏切交通遮断量：11万台時/日	120	2.0	・都市圏の交通の円滑化の推進 ・中心市街地の活性化 ・鉄道により一体的発展が阻害されている地区を解消	
花咲通 北海道旭川市	39	38	計画交通量：16,400台/日	32	1.2	・円滑なモビリティの確保(踏切の除却により交通改善が見込まれる) ・都市の再生(市街地の都市計画道路網密度が向上する) ・国土・地域ネットワークの構築(日常活動圏都市へのアクセス向上が見込まれる)	本省 都市・地域整備局 街路課 (課長 斉藤 親)
出雲通 北海道八雲町	53	75	計画交通量：6,500台/日	45	1.7	・円滑なモビリティの確保(踏切の除却により交通改善が見込まれる) ・都市の再生(市街地の都市計画道路網密度が向上する) ・国土・地域ネットワークの構築(現道の交通不能区間を解消する)	
内環状線(石江) 青森県	110	576	計画交通量：17,200台/日	83	6.9	・円滑なモビリティの確保(混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等) ・物流効率化の支援(重要港湾へのアクセス向上効果等) ・都市再生(広域道路整備基本計画に位置付けのある環状道路が形成されることによる効果等)	
白銀市川環状線(中居林) 青森県	35	125	計画交通量：17,700台/日	27	4.6	・円滑なモビリティの確保(混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善、新幹線駅へのアクセス向上等) ・都市再生(広域道路整備基本計画に位置付けのある環状道路が形成されることによる効果等) ・個性ある地域の形成(特別立法に基づく地域連携プロジェクト支援等)	東北地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 (課長 田中 政幸)
平磐城線 福島県	58	103	計画交通量：28,190台/日	39	2.6	・物流効率化の支援(重要港湾小名浜港へのアクセス向上) ・都市再生(小名浜市街地の活性化を支援) ・個性ある地域の形成(小名浜港内の大型観光施設へのアクセス向上)	東北地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 (課長 田中 政幸)
東部幹線外1線 福島県	60	88	計画交通量：16,117台/日	46	1.9	・円滑なモビリティの確保(利便性の向上が期待できるバス路線の存在) ・都市再生(広域道路整備基本計画に位置付けのある環状道路を形成) ・安全で安心できる暮らしの確保(二時医療施設へのアクセス向上が見込まれる)	
越谷吉川線(越谷工区) 埼玉県	34	293	計画交通量：12,885台/日	30	9.8	・利便性の向上が期待されるバス路線が存在 ・区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり ・日常生活圏中心都市へのアクセス向上	
草加三郷線(西袋工区) 埼玉県	27	67	計画交通量：28,955台/日	24	2.8	・広域道路整備基本計画に位置付けあり ・区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり ・DID区間内都市計画道路網の密度向上	
放射第35号線 東京都	360	997	計画交通量：35,000台/日	321	3.1	・都市の再生(DID区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する) ・国土・地域(日常活動圏中心都市(池袋)へのアクセス向上が見込まれる) ・無電柱化による美しい町並みの形成(電線類地中化5ヵ年計画に位置づけあり、市街地の幹線道路において新たに無電柱化を達成する)	
環状第2号線(晴海) 東京都	147	368	計画交通量：50,000台/日	135	2.7	・都心と臨海部を結ぶ幹線道路整備による、周辺道路の渋滞解消 ・緊急整備地域内の幹線道路整備による、周辺地域開発の整備促進 ・豊洲、晴海間の橋梁整備に伴う、緊急避難路の確保	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
環状第2号線(汐留) 東京都	420	760	計画交通量：32,500台/日	380	2.0	・都市の再生 ・活力ある国土・地域(臨海部と都心部とのアクセス向上が図られる) ・円滑なモビリティの確保(環状方向の幹線道路整備による交通渋滞の解消。)	
環状第5の1号線(戸山) 東京都	90	135	計画交通量：45,000台/日	77	1.8	・都市再生(渋谷・新宿・池袋の3副都心を結ぶ重要な幹線道路である明治通りの渋滞を解消することで副都心の都市再生を支援する事業である) ・円滑なモビリティの確保(混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善が期待される)	
環状第5の1号線(神宮前) 東京都	80	188	計画交通量：45,000台/日	68	2.8	・都市再生(渋谷・新宿・池袋の3副都心を結ぶ重要な幹線道路である明治通りの渋滞を解消することで副都心の都市再生を支援する事業である) ・円滑なモビリティの確保(混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善が期待される)	
東京八王子線(牟礼) 東京都	100	413	計画交通量：24,000台/日	96	4.3	・都市の再生(DID区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する) ・円滑なモビリティの確保(当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する) ・活力ある地域(都心と多摩地域の結節強化など日常活動圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる)	
府中所沢線(西武拝島線) 東京都	107	449	計画交通量：36,000台/日	97	4.6	・円滑なモビリティの確保(混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等) ・都市の再生(DID区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する) ・無電柱化による美しい町並みの形成(対象区間が電線類地中化5ヵ年計画に位置づけ有り等)等	本省 都市・地域整備局 街路課 (課長 斉藤 親)
道場三室線 埼玉県さいたま市	124	185	計画交通量：24,200台/日	89	2.1	・円滑なモビリティの確保(現道等における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善が期待される。) ・災害への備え(緊急輸送道路(国道463号及び県道さいたま浦巢線)が通行止めになった場合に大規模な迂回を強いられる区間の代替路線を形成 ・生活環境の改善・保全(自動車からのNO2排出削減率12%)	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
J R北陸本線等連続立体交差事業 (富山駅付近) 富山県	390	555	計画交通量：90,000台/日	344	1.6	・都市圏の交通の円滑化の推進 ・中心市街地の活性化 ・鉄道により一体的発展が阻害されている地区を解消	本省 都市・地域整備局 街路課 (課長 斉藤 親)

名古屋半田線（名和南部工区） 愛知県東海市	17	53	計画交通量：19,242台/日	13	4.1	・物流効率化の支援（大型車両が通行できない区間を解消する） ・都市圏の交通円滑化の推進（現道の混雑旅行速度20km/h未満が改善される） ・災害への備え（緊急輸送道路として位置づけられている）	中部地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 岡井 祐治）
布袋駅東線 愛知県	134	191	計画交通量：56,000台/日	104	1.8	・都市の再生（区画整理事業との連携有り、D I D区域内の都市計画道路整備） ・個性ある地域の形成（鉄道により一体的発展が阻害されている江南駅地区の解消）	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 斉藤 親）
梅津大森線 京都府京都市	81	279	踏切交通遮断量：4万台時/日	75	3.7	・円滑なモビリティの確保（現道における踏切交通遮断量が10,000台時/日以上の場合の踏切道の除却もしくは交通改善が期待される）	
金光船穂倉敷線 岡山県	70	1,007	計画交通量：21,000台/日	58	17.4	・物流効率化の支援（水島港への70以上が見込まれる） ・都市の再生（区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり） ・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難箇所が改善される）	中国地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 石崎 隆弘）
J R予讃線連続立体交差事業 （松山駅付近） 愛媛県	290	312	踏切交通遮断量：8万台時/日	201	1.6	・都市圏の交通の円滑化の推進 ・中心市街地の活性化 ・鉄道により一体的発展が阻害されている地区を解消	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 斉藤 親）
奥町木場町線（松山工区） 長崎県福江市	16	36	計画交通量：1,500台/日	13	2.7	・円滑なモビリティの確保（現道等における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善が期待される。）（特別立法（離島振興法）に基づく事業である） ・安全な生活環境の確保（当該区間の自動車交通量が1,000台/2hかつ歩行者交通量100人/日以上の場合において歩道がない区間に歩道が設置される。）	九州地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 栗田 泰正）
御手下和田名線 鹿児島県鹿児島市	148	209	踏切交通遮断量：11万台時/日	117	1.8	・現道又は並行区間等における踏切交通遮断量が10,000台時/日以上の踏切道の除却もしくは交通改善が期待される ・市街地再開発、区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり ・鉄道や河川等により一体的発展が阻害されている地区を解消する	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 斉藤 親）
国際センター線 沖縄県浦添市	68	287	計画交通量：11,800台/日	64	4.4	・都市の再生（区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり） ・個性ある地域の形成（地域連携プロジェクトの支援に関する効果等） ・他のプロジェクトとの関係（都市計画道路整備プログラムに位づけられている）	沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課 （課長 村山 健）

【土地区画整理事業】

事業名 事業主体	総事業費 （億円）	便益（B）		費用 （C） （億円）	B / C	その他の指標による評価	担当課 （担当課長名）
		総便益 （億円）	便益の主な根拠				
深川駅北土地区画整理事業 北海道深川市	18	8.0	計画交通量：4,928台	5.0	1.6	・すれ違い不能道路の解消や通学路の安全確保、災害時の避難道路の確保ができる。 ・駅へのアクセスが向上するとともに、鉄道を挟んだ駅前地区との連携を図り商業の振興が図られる。	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 （課長 竹内 直文）
弘前駅前北土地区画整理事業 青森県弘前市	106	103	計画交通量：1,800台	34	3.1	・中心市街地の活性化 ・地域づくりの支援 ・道路の防災対策・危機管理の充実	東北地方整備局 都市・住宅整備課 （課長 田中 政幸）
東根市神町北部土地区画整理事業 東根市神町北部土地区画整理組合	38	41	計画交通量：2,051台	17	2.5	・無秩序な市街地の防止 ・公共施設（小学校）用地の確保	
中央土地区画整理事業 栃木県足利市	57	35	計画交通量：9,700台	20	1.8	・街区の再編、低未利用地の入れ替え・集約が行われ、中心市街地の活性化が図られる ・地区計画等により宅地の良好な環境を有する市街地の形成を図る	関東地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 東 智徳）
田沼北土地区画整理事業 栃木県田沼町	21	10	計画交通量：5,900台	5.4	1.9	・中心市街地へ至る現道の混雑度が緩和され、中心市街地が活性化される ・幅員6m以下の道路が解消され、防災上の安全確保を図る	
中根・金田台特定土地区画整理事業 都市基盤整備公社	265	18	計画交通量：35,500台	11	1.6	・つくばエクスプレスの沿線開発の一環として、スプロールを未然に防止し、計画的な市街地形成を図り、首都圏の住宅地供給を推進し、併せて地域の振興が図られる。	本省都市・地域整備局 市街地整備課 （課長 竹内 直文）
広田中央土地区画整理事業 埼玉県川里町	26	10	計画交通量：10,000台	6.0	1.6	・交通渋滞が解消され走行時間が短縮される。	関東地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 東 智徳）
駒林土地区画整理事業 駒林土地区画整理組合	31	0.78	計画交通量：9,044台	0.47	1.7	・公共交通機関の利用の促進に資する ・中心市街地へ至る道路の混雑が解消される	
東浦和第二土地区画整理事業 埼玉県さいたま市	248	192	計画交通量：18,600台	107	1.8	・幅員6m以上の道路がないため消化活動ができない地区が存在する。 ・公園や公共・公共施設の集中立地した防災安全街区等の避難拠点が整備される。 ・関連する大規模道路事業と一体的に整備する必要あり。	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 （課長 竹内 直文）
打越土地区画整理事業 東京都八王子市	102	111	計画交通量：19,000台	29	3.8	・都市計画道路が整備されることにより、京王電鉄、J R横浜線及び都市計画河川で分断された周辺地域との連絡道路が改善され、交通の利便性が向上する。	関東地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 東 智徳）
中野中央土地区画整理事業 東京都八王子市	151	46	計画交通量：5,700台	26	1.8	・都市計画道路の整備により、周辺交通の円滑化につながり、また震災時の避難路・避難場所が確保されて防災性が向上するとともに、大雨時の冠水も解消され、良好な環境が創出される。	
日野駅北土地区画整理事業 日野駅北土地区画整理組合	31	20	計画交通量：10,000台	13	1.6	・対象区間が電線類地中化5ヶ年計画に位置づけられている。	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 （課長 竹内 直文）
大網駅東土地区画整理事業 千葉県大網白里町	28	25	計画交通量：8,000台	10	2.4	・中心市街地で行う事業であり、街区の再編、低未利用地の入れ替え・集約を行う。 ・区域内の都計道及び区画道路全線について、電線類地中化事業を行い、空間利用を図る。	関東地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 東 智徳）
上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業 新潟県上越市	111	69	計画交通量：27,600台	37	1.9	・北陸新幹線開業に合わせた駅前広場を含む都市基盤整備が図られる。 ・鉄道により一体的発展が阻害されている地区が解消される。	北陸地方整備局 都市・住宅整備課 （課長 田村 英之）

長岡駅東土地区画整理事業 長岡駅東土地区画整理組合	69	89	計画交通量：20,900台	25	3.5	・シンボルロードの整備により、交通円滑化が推進される。 ・都市基盤の整備により、安全な生活環境の確保が図られる。	北陸地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 田村 英之)
清水三保羽衣土地区画整理事業 (仮称)静岡市清水三保羽衣土地区画 整理組合	70	111	計画交通量：5,460台	50	2.2	・電線類地中化5ヶ年計画に位置付け ・地区計画等による宅地の良好な環境形成 ・消防活動困難区域の解消 ・土地区画整理事業効果：1.59	中部地方整備局 都市整備課 (課長 筒井 祐治)
中瀬南部土地区画整理事業 浜北市中瀬南部土地区画整理組合	77	11	計画交通量：7,000台	5.6	2.0	・地域づくりの支援事業(第二東名自動車道関連事業)である ・通学路の確保による安全な生活環境の形成 ・地区計画等による宅地の良好な環境形成 ・土地区画整理事業効果：1.50	中部地方整備局 都市整備課 (課長 筒井 祐治)
常滑駅周辺土地区画整理事業 愛知県常滑市	58	31	計画交通量：12,800台	19	1.6	・中部国際空港が立地する本市の中心市街地(商業系用途)である 名鉄常滑駅周辺において行う事業である。 ・本事業により、都市計画道路や駅前広場等公共施設の整備改善 を図るとともに、これら公共施設や本地区を結ぶする中部国際 空港連絡鉄道と整合した街区の再編を行う。	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
刈谷野田北部土地区画整理事業 愛知県刈谷市	21	5.1	計画交通量：741台	3.3	1.5	・JR東海道本線の駅設置に伴い、駅前広場及び都市計画道路 野田北線を整備することで、駅へのアクセス機能を確保し、 公共交通機関の利用を促進する。	中部地方整備局 都市整備課 (課長 筒井 祐治)
日進米野木駅前特定土地区画整理事業 日進米野木駅前特定土地区画整理組合	96	46	計画交通量：51,600台	28	1.6	・地区計画等による良好な環境の形成。 ・道路と一体となった住宅地供給の実施。	中部地方整備局 都市整備課 (課長 筒井 祐治)
一宮大木土地区画整理事業 一宮大木土地区画整理組合	49	7.6	計画交通量：12,400台	5.1	1.5	・東名高速道路豊川I.Cと第二東名高速道路新城I.Cを結ぶ国道 151号バイパスの整備促進が図られ、交通アクセスが改善され る。 ・通学路で現況歩道未整備の県道三蔵子一宮線の整備改善が図 られる。	中部地方整備局 都市整備課 (課長 筒井 祐治)
野中・砂子土地区画整理事業 赤穂市野中・砂子土地区画整理組合	94	70	計画交通量：4,944台	44	1.6	・地域、都市の基盤の形成 ・良好な環境の保全、形成 ・道路の防災対策、危機管理の充実	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 新階 寛恭)
若宮町土地区画整理事業 山口県山口市	28	27	計画交通量：7,200台	13	2.0	・D10区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道 路網密度が向上する ・無電柱化による美しい町並みの形成 ・幅員6m以上の道路がないため消火活動が出来ない地区が解消 される	中国地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 石崎 隆弘)
渡辺通駅北土地区画整理事業 都市基盤整備公団	47	60	計画交通量：3,900台	21	2.9	・都市再生緊急整備地域内の事業であり、高度利用推進区 の活用や市街地再開発事業との一体的施行を実施し、複合市街地を 形成する。 ・幅員6m以上の道路がないため消火活動が出来ない地区が解消 される。 ・高度利用推進区の活用により、街区の再編、低未利用地の集 約・入れ替えを行い、都心として相応しい土地活用を図る。	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
武雄北部地区土地区画整理事業 佐賀県武雄市	81	81	計画交通量：26,800台	52	1.6	・都市計画道路の整備及び関連事業により中心市街地の活性化 を図る。 ・活力あるまちづくりの支援と良好な生活環境や都市防災対策 の確保により北部市街地の再生を図る。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 栗田 泰正)
脇津留土地区画整理事業 大分県佐伯市	40	20	計画交通量：1,988台	6.1	3.2	・東九州自動車道と国道217号及び在来線の機能的なネット ワークが形成される。 ・運輸・流通業務機能の集積及び居住環境の整備により、良好 な市街地が形成される。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 栗田 泰正)
岡富古川土地区画整理事業 宮崎県延岡市	126	79	計画交通量：33,701台	18	4.3	・東九州道へのアクセス道路国道218号及び延岡西環状線の 道路整備と併せて常習的な浸水被害が解消される。 ・道路幅員が狭いため消防活動が困難な地区が解消される。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 栗田 泰正)
末広・港地区土地区画整理事業 鹿児島県瀬市	111	200	計画交通量：4,900台	54	3.7	・街区の再編、低未利用地の入れ替え集約を行い中心商店街の 活性化を図る。 ・公共公益施設の集中立地した街区を設け避難拠点が整備され る。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 栗田 泰正)

【市街地再開発事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
大橋地区 東京都	148	612	周囲10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約99,900 ㎡)の収益向上	346	1.8	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定	
東池袋4丁目第2地区 都市基盤整備公団	300	502	周囲10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約82,400 ㎡)の収益向上	296	1.7	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定	
西新宿八丁目成子地区 西新宿八丁目成子地区市街地再開発組 合	806	1903	周囲10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約179,100 ㎡)の収益向上	984	1.9	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定	
東村山駅西口地区 東村山駅西口地区市街地再開発組合	93	255	周囲10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約28,500 ㎡)の収益向上	65	4.0	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内直文)
南千住西口駅前地区 南千住西口駅前地区市街地再開発組合	114	468	周囲10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約31,600 ㎡)の収益向上	115	4.1	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定	
鶴見駅東口地区 都市基盤整備公団	199	405	周囲10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約56,900 ㎡)の収益向上	202	2.0	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定	
松菱通りB-3ブロック地区 個人	60	185	周囲10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約20,000 ㎡)の収益向上	75	2.5	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定	
寝屋川市駅東地区 都市基盤整備公団	94	205	周囲10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約26,000 ㎡)の収益向上	128	1.6	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定	
船橋本町1丁目 千葉県船橋市	52	77	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約 19,100㎡)の収益向上	56	1.4	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定	
長野銀座D-1 長野県長野市	23	90	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約 14,100㎡)の収益向上	29	3.0	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定	
阪神尼崎駅南 兵庫県尼崎市	84	105	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約 30,300㎡)の収益向上	84	1.3	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定	本省住宅局 市街地建築課 (課長 高井 恵司)
東桜町 広島県福山市	116	311	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約 43,600㎡)の収益向上	122	2.6	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定	
細江地区12街区 山口県下関市	18	57	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約 10,000㎡)の収益向上	22	2.6	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定	

【都市再生推進事業】
 (都市再生総合整備事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
品川周辺地域 東京都	-	6,688	事業実施による地価の上昇	3,062	2.2	・事業の内容が、事業実施対象地区の課題や目標とする地域像との関連で明確となっている。 ・民間都市開発の誘導効果等、事業全体としての促進効果が見込まれる。	本省 都市・地域整備局 まちづくり推進課 (課長 上田 健)
六甲道駅南地区 兵庫県神戸市	4.0	10	計画利用人数：7,000人/日	4.0	2.5	・事業の内容が、事業実施対象地区の課題や目標とする地域像との関連で明確となっている。 ・関連事業や基幹的業務との間の相乗効果や波及効果が見込まれる。	
仙台長町地区 都市基盤整備公団	48	206	計画交通量：20,969台/日	43	4.8	・事業の内容が、事業実施対象地区の課題や目標とする地域像との関連で明確となっている。 ・関連事業や基幹的業務との間の相乗効果や波及効果が見込まれる。	
神宮前四丁目 東京都渋谷区	0.3	0.3	電線類の地中化を行うことにより、基幹事業と一体となった美しい街なみの形成と歩行者の安全性の向上	0.3	1.0	・関連事業や基幹的業務との相乗波及効果、他施策との連携効果、事業全体としての促進効果、都市拠点の形成効果等の定性評価。	本省住宅局 市街地建築課 (課長 高井 憲司)
長野銀座 長野県長野市	29	29	地域交流センター、道路、広場等を整備することにより、地域活性化と来訪者の安全性の向上	29	1.0	・関連事業や基幹的業務との相乗波及効果、他施策との連携効果、事業全体としての促進効果、都市拠点の形成効果等の定性評価。	
手寄 福井県福井市	23	23	基幹事業で整備される商業施設、駐車場に加えて、地域交流センターを整備することにより、集客効果と来訪者の利便性の増大	23	1.0	・関連事業や基幹的業務との相乗波及効果、他施策との連携効果、事業全体としての促進効果、都市拠点の形成効果等の定性評価。	
北野駅前B 大阪府堺市	32	32	地域交流センター、駐車場、駐輪場の整備により、基幹事業で整備される他の施設との相乗効果で集客効果と交通利便性の向上	32	1.0	・関連事業や基幹的業務との相乗波及効果、他施策との連携効果、事業全体としての促進効果、都市拠点の形成効果等の定性評価。	

(都市再生区画整理事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		総費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
大町二丁目地区土地区画整理事業 青森県五所川原市	64	65	事業有りの総地代：16億円 事業無しの総地代：13億円	57	1.1	・中心市街地の活性化 ・防災上安全な市街地の形成 ・土地の有効・高度利用の推進	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
佐和駅中央地区土地区画整理事業 茨城県ひたちなか市	120	437	事業有りの総地代：42億円 事業無しの総地代：32億円	387	1.1	・道路整備と一体となった住宅宅地供給ができる。 ・都市計画道路が整備されることにより利便性が向上する。	
川口市戸塚東部特定土地区画整理事業 戸塚東部特定土地区画整理組合	152	267	事業有りの総地代：27億円 事業無しの総地代：21億円	249	1.1	・公共交通機関の利用の促進に資する ・大都市法に基づく重点供給地域内の事業	
南水元土地区画整理事業 東京都葛飾区	53	44	事業有りの総地代：58億円 事業無しの総地代：55億円	43	1.0	・地区計画による街並みを誘導し、良好な住環境を有する市街地の形成を図る。 ・災害時の避難経路がネットワーク化され、防災上安全な市街地が形成される。	
布田駅南土地区画整理事業 東京都調布市	34	43	事業有りの総地代：37億円 事業無しの総地代：35億円	37	1.1	・京王線連続立体交差事業にあわせた面整備 ・木造密集住宅の解消	
稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業 東京都稲城市	151	274	事業有りの総地代：124億円 事業無しの総地代：110億円	189	1.5	・駅前広場及び関連道路の整備により、交通結節点としての機能が強化される。 ・JR南武線連続立体交差事業との駅周辺整備により、稲城市の中心商業地が形成される。	
大和市中鶴間高木土地区画整理事業 大和市中鶴間高木土地区画整理組合	12	19	事業有りの総地代：8.7億円 事業無しの総地代：8.3億円	15	1.3	・市街化区域内農地が計画的に整備され良好な住宅地の供給が図れる ・地区計画により宅地の良好な環境を有する市街地の形成を図る	
秦野市今泉諏訪原土地区画整理事業 秦野市今泉諏訪原土地区画整理組合	8.2	19	事業有りの総地代：1.4億円 事業無しの総地代：0.53億円	11	1.7	・都市基盤の形成と防災上安全な市街地の確保。 ・遊休地の活用と良好な生活環境の形成。	
相模原市上鶴間道正山土地区画整理事業 相模原市上鶴間道正山土地区画整理組合	5.9	16	事業有りの総地代：19.1億円 事業無しの総地代：18.2億円	11	1.5	・地区内の緑を集約し、緑と調和した良好な住環境の形成が図られる。 ・無秩序な開発等が防止され、土地の有効利用が促進されるとともに、計画的な公共施設等が整備されることで、防災上の安全が確保される。 ・地区計画等により、良好な環境が形成される。	
開成町松ノ木河原地区土地区画整理事業 開成町松ノ木河原地区土地区画整理組合	8.5	36	事業有りの総地代：37億円 事業無しの総地代：36億円	24	1.5	・スプロール化された低未利用地の集約が行われ中心市街地の活性化が図れる。 ・道路整備と一体となった住宅宅地供給が行われる。 ・都市基盤の整備により、安全な生活環境の確保が図られる。	
無量寺第二土地区画整理事業 無量寺第二土地区画整理組合	35	45	事業有りの総地代：5.5億円 事業無しの総地代：3.1億円	34	1.3	・都市計画マスタープランに基づき、賑わい創出のため商業、交流、交通等の機能形成を図る ・地区計画による街並みを誘導し、良好な住環境を形成する	
茅野駅西口土地区画整理事業 長野県茅野市	24	39	事業有りの総地代：27.1億円 事業無しの総地代：25.0億円	22	1.8	・中心市街地に位置し、茅野市中心市街地活性化基本計画に位置づけられており、地元組織(街づくり協議会)が積極的に街づくりに参加している。 ・商業店舗、駐車場の集約再編を行い、土地の有効利用を推進し商業機能の強化が図られる。 ・戸建住宅を集約し良好な居住環境の整備が図られる。 ・連続的にパリアフリー化した歩道、歩行者専用道路等により安全・安心な歩行者環境の整備が図られる。 ・地区計画、建築協定による街並み誘導を行ない良好な景観形成が図られる。	
常滑駅周辺土地区画整理事業 愛知県常滑市	58	63	事業有りの総地代：40億円 事業無しの総地代：37億円	54	1.2	・中心市街地法に基づく基本計画に位置付けられる事業である。 ・本事業により、都市計画道路や区画道路、公園等の公共施設の整備改善とともに、これら公共施設と整合した街区の再編や低未利用地の入れ替え・集約を行い、商業業務機能や都市型住宅の立地促進を図る。	

一宮大木土地区画整理事業 一宮大木土地区画整理組合	49	59	事業有りの総地代：11億円 事業無しの総地代：10億円	55	1.1	・消防活動・救急活動が困難な地区において道路、公園等が整備され安全な市街地が形成される。 ・公共下水道が整備され良好な住環境が形成される。	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
豊明中島南土地区画整理事業 豊明中島南土地区画整理組合	4.3	8	事業有りの総地代：17億円 事業無しの総地代：17億円	5.9	1.4	・市街化区域内農地の整備を行い、計画的宅地化を図る。 ・既設道路が狭く、消防活動・救急活動が困難なため、区画整理により防災上安全な市街地形成となる。	
上穂積西土地区画整理事業 上穂積西土地区画整理組合	7.4	14	事業有りの総地代：11億円 事業無しの総地代：10億円	7.9	1.7	・地権者の積極的な参画による中心市街地の活性化 ・混在化した土地を集約し、土地の有効活用が図られる	
北片鈴町土地区画整理事業 都市基盤整備公社	3.8	29	事業有りの総地代：22億円 事業無しの総地代：20億円	7.3	4.0	・防災公園や災害時の避難路が整備され、防災上安全な市街地の形成が図られる ・人材育成複合拠点施設等を整備し、福祉社会への対応が図られる	
大久保駅前土地区画整理事業 兵庫県明石市	259	407	事業有りの総地代：24億円 事業無しの総地代：11億円	290	1.4	・中心市街地の活性化 ・防災上安全な市街地の形成 ・活力ある地域づくり都市づくり	
野中・砂子土地区画整理事業 赤穂市野中・砂子土地区画整理組合	94	142	事業有りの総地代：45億円 事業無しの総地代：37億円	105	1.4	・中心市街地の活性化 ・防災上安全な市街地の形成 ・より良い生活環境の実現	

(都市再生交通拠点整備事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		総費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
白岡駅地区 埼玉県白岡町	1.8	1.5	歩行者数10,200人/日	0.9	1.7	・バリアフリー交通施設の整備を行う	本省 都市・地域整備局 街路課 (課長 斉藤 親)
与野駅東口地区 埼玉県さいたま市	1.7	3.2	歩行者数：23,625人/日	1.9	1.7	・バリアフリー交通施設の整備を行う	
J R 津田沼駅前広場地区 千葉県習志野市	2.5	26	歩行者数：104,401人/日	4.6	5.6	・バリアフリー交通施設の整備を行う	
南柏駅周辺地区 千葉県柏市	2.7	7.0	歩行者数：55,832人/日	1.2	1.9	・バリアフリー交通施設の整備を行う	
赤坂九丁目地区 東京都港区	51	103	歩行者数：27,889人/日	57	1.8	・交通結節点における自由通路など、乗り継ぎ円滑化に資する施設を整備する	
東長崎駅地区 東京都豊島区	8.9	24	歩行者数：30,053人/日	10	2.4	・交通結節点における自由通路など、乗り継ぎ円滑化に資する施設を整備する	
下井草駅地区 東京都杉並区	5.2	14	歩行者数：9,784人/日	6.7	2.2	・交通結節点における自由通路など、乗り継ぎ円滑化に資する施設を整備する	
三鷹駅北口地区 東京都武蔵野市	2.3	8.8	歩行者数：58,871人/日	3.9	2.3	・バリアフリー交通施設の整備を行う	
高幡不動駅地区 東京都日野市	15	36	歩行者数：14,506人/日	19	1.9	・交通結節点における自由通路など、乗り継ぎ円滑化に資する施設を整備する	
鶴宮駅地区 神奈川県小田原市	3.8	12	歩行者数：30,550人/日	7.3	1.7	・バリアフリー交通施設の整備を行う	
豊橋駅周辺地区 愛知県豊橋市	2.4	3.8	歩行者数：1,233人/日	1.8	2.2	・公共交通の利用促進に資する施設を整備する。	
大日駅前地区 大阪府守口市	2.0	7.9	歩行者数：2,272人/日	3.9	2.0	・交通結節点における自由通路など、乗り継ぎ円滑化に資する施設を整備する	
松山市駅前地区 愛媛県松山市	3.0	3.7	歩行者数：25,550人/日	3.2	1.2	・交通結節点における自由通路など、乗り継ぎ円滑化に資する施設を整備する	
西鉄久留米駅地区 福岡県久留米市	4.5	11	歩行者数：3,624人/日	5.4	2.0	・交通結節点における自由通路など、乗り継ぎ円滑化に資する施設を整備する	

(都市防災総合推進事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
八広はなみずき通り地区 東京都墨田区	212	876	都市防火区画 面積：約40ha 区内建物棟数：約2,240棟 避難圏域 面積：約40ha 圏域内人口：約8,400人	171	5.1	・周辺が都市防災上危険性の高い地区であり、地域の防災性の向上が図られる。 ・代替的な避難施設、延焼遮断効果を持つ施設が不足している。等	本省 都市・地域整備局 まちづくり推進課 (課長 上田 健)
阿佐谷高円寺南地区 東京都杉並区	314	6,650	都市防火区画 面積：約560ha 区内建物棟数：約40,120棟 避難圏域 面積：約125ha 圏域内人口：約26,200人	254	26.1	・周辺が都市防災上危険性の高い地区であり、地域の防災性の向上が図られる。 ・代替的な避難施設、延焼遮断効果を持つ施設が不足している。等	
補助88号線地区 東京都北区	432	1,207	都市防火区画 面積：約110ha 区内建物棟数：約4,060棟 避難圏域 面積：約55ha 圏域内人口：約10,000人	350	3.4	・周辺が都市防災上危険性の高い地区であり、地域の防災性の向上が図られる。 ・代替的な避難施設、延焼遮断効果を持つ施設が不足している。等	

【港湾整備事業】
(直轄)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
岩国港 装束地区～室の木地区 臨港道路整備事業 中国地方整備局	144	281	輸送コスト削減 (平成23年度 予測交通量: 8,000台/日)	119	2.4	・臨港道路の新たな整備による渋滞緩和等により、CO2の削減、沿道騒音の軽減等が見込まれ、港湾の周辺環境が改善される。	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)

(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
東京港 中央防波堤内側地区 国内物流ターミナル整備事業 東京都	24	61	輸送コストの削減 (平成18年度想定取扱貨物量 165万トン/年(100万m ³))	22	2.8	・陸上輸送距離の短縮による輸送コストの削減のほか、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。また、建設発生土の広域利用を効率的に進めることが可能となる。	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)
敦賀港 蓬萊・桜地区 耐震強化施設整備事業 福井県	7.1	11	輸送コスト増大の回避便益 (緊急物資:1,142トン/年)	6.9	1.6	・災害直後における緊急物資、避難者の海上輸送を円滑に行う。	中部地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 中原 正顕)
伊東港 静海地区 旅客対応ターミナル整備事業 静岡県	8.5	16	移動コストの削減 (平成19年度旅客数38千人/ 年)	8.3	1.9	・伊豆東海岸地域と伊豆諸島を結ぶ人流・物流の拠点として港湾機能の充実が図れると共に、観光の拠点を形成する。	本省港湾局 環境・技術課 環境整備計画室 (室長 牛嶋 龍一郎)
衣浦港 中央心頭西地区 多目的国際フェリー整備事業 (耐震強化岸壁) 愛知県	32	67	輸送コスト増大の回避便益 (緊急物資:2,082トン/年)	29	2.4	・耐震強化岸壁を確保すると共に老朽化した施設の機能確保も同時に行うことが出来る。	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)
那覇港 新港心頭地区 廃棄物海面処分場整備事業 那覇港管理組合	74	142	処分コストの軽減(平成28年度 一般廃棄物総受入予定量:94千 m ³ 、港湾事業発生浚渫土砂受 入予定量:39千m ³)	71	2.0	・一般廃棄物の最終処分場を確保することにより、代替処分場までに掛かる輸送コストが削減されると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、地域環境の保全が図られる。	本省港湾局 環境・技術課 環境整備計画室 (室長 牛嶋 龍一郎)

【空港整備事業】
(直轄)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
東京国際空港再拡張整備事業 関東地方整備局・東京航空局	7,800	47,400	空港利用者(需要予測) 平成19年度:6,070万人 平成24年度:7,320万人 平成29年度:8,030万人 平成34年度:8,550万人	7,300	6.5	・現在の発着容量は28.5万回/年(391便/日に相当)であるが、当該事業の実施により発着容量を40.7万回/年(557便/日に相当)まで増加させることができる。	本省航空局 飛行場部計画課 大都市圏空港計画室 (室長 戸田 和彦)

(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
福江空港 I L S 双方向化事業 長崎県	15	28	就航率の改善 5月～7月の就航率が現状(平成 12年～14年の平均)の93.3%か ら3.2%程度の向上が見込まれ る。	19	1.5	・空港の信頼性が向上することから、さらなる交流人口の増加が見込まれ、観光・ビジネス等地域経済の発展が期待される。 ・乗客に不安感を与える、空港上空での旋回や降下上昇を繰り返す回数が大幅に減少し、利用者の航空機に対する安心感が向上する。 ・上空待機によるフライト時間が減少することによる、NOx、CO2等の排出ガスの削減や騒音影響の軽減等が見込まれる。	本省航空局 飛行場部計画課 (課長 深木 康男)

【都市・幹線鉄道整備事業】
(高速化事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
幹線鉄道等活性化事業 (三岐鉄道北勢線) 第三セクター	36	166	平成21年度の輸送人員: 6,595人/日	33	5.1	・駅周辺整備等沿線のまちづくり事業と連携することによる相乗的な沿線地域の活性化等	本省鉄道局財務課 (課長 室谷 正裕)

(乗継円滑化事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
幹線鉄道等活性化事業 (平良駅乗継円滑化事業) 第三セクター	1.5 ()	12	平成22年度 平良駅南口広場利 用者数: 3,655人/日	1.4	8.9	・移動抵抗の低減 ・バリアフリー施設整備 ・公共施設へのアクセス機能の向上	本省鉄道局施設課 (課長 福代 倫男)

() 総事業費には関連事業の整備費を含めている。

(鉄道駅総合改善事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
鉄道駅総合改善事業(下井草駅) 第三セクター	10 ()	78	平成14年度下井草駅乗降人員: 24,098人/日	9.0	8.7	・バリアフリー施設整備 ・周辺交通の走行時間短縮 ・自動車交通利便性向上 ・滞留・交流機会増大、都市景観向上	本省鉄道局施設課 (課長 福代 倫男)
鉄道駅総合改善事業(東長崎駅) 第三セクター	25 ()	28	平成14年度東長崎駅乗降人員: 28,713人/日	22	1.3	・バリアフリー施設整備 ・駅舎の混雑解消 ・自動車交通利便性向上 ・滞留・交流機会増大 ・鉄道事業者用地の有効活用 ・民間投資の誘発	本省鉄道局施設課 (課長 福代 倫男)

() 総事業費には鉄道駅総合改善事業補助対象費だけでなく、関連事業として自由通路整備費、広場整備費を含めている。

(地下駅火災対策施設整備事業)

事業箇所 事業主体	総事業費 (億円)	事業内容	評価	担当課 (担当課長名)
札幌市交通局 ・南北線(すすきの駅) 札幌市交通局	3.0	・避難通路の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	本省鉄道局施設課 (課長 福代 倫男)
札幌市交通局 ・南北線(中島公園) 札幌市交通局	5.5	・避難通路の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
東京都交通局 ・浅草線(五反田駅) 東京都交通局	8.6	・ホーム、コンコース及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
東京都交通局 ・浅草線(新橋駅) 東京都交通局	4.2	・ホーム及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
東京都交通局 ・浅草線(本所吾妻橋駅) 東京都交通局	5.0	・事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
東京都交通局 ・三田線(御成門駅) 東京都交通局	6.6	・ホーム、コンコース及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
東京都交通局 ・三田線(内幸町駅) 東京都交通局	9.2	・ホーム、コンコース及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
横浜市交通局 ・1号線(港南中央駅) 横浜市交通局	1.6	・避難通路の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
横浜市交通局 ・1号線(上大岡駅) 横浜市交通局	0.40	・事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
横浜市交通局 ・1号線(弘明寺駅) 横浜市交通局	2.4	・避難通路の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
横浜市交通局 ・1号線(蔦田駅) 横浜市交通局	1.8	・避難通路の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
横浜市交通局 ・1号線(吉野町駅) 横浜市交通局	0.50	・ホーム、コンコース及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
横浜市交通局 ・1号線(伊勢佐木長者町駅) 横浜市交通局	2.4	・避難通路の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
名古屋市交通局 ・1号線(本陣駅) 名古屋市交通局	0.52	・事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
名古屋市交通局 ・1号線(亀島駅) 名古屋市交通局	0.52	・事務室及びコンコースの排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
名古屋市交通局 ・1号線(覚王山駅) 名古屋市交通局	0.28	・コンコースの排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
名古屋市交通局 ・1号線(東山公園駅) 名古屋市交通局	0.29	・ホーム及びコンコースの排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
名古屋市交通局 ・1号線(星ヶ丘駅) 名古屋市交通局	0.52	・ホーム及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
名古屋市交通局 ・1号線(一社駅) 名古屋市交通局	4.8	・避難通路の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
名古屋市交通局 ・2号線(志賀本通駅) 名古屋市交通局	1.5	・ホーム、コンコース及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
名古屋市交通局 ・2号線(黒川駅) 名古屋市交通局	0.47	・事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
名古屋市交通局 ・2号線(名城公園駅) 名古屋市交通局	0.54	・事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
名古屋市交通局 ・2号線(栄駅) 名古屋市交通局	0.23	・コンコースの排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
名古屋市交通局 ・2号線(上前津駅) 名古屋市交通局	0.09	・コンコースの排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
名古屋市交通局 ・2号線(金山駅) 名古屋市交通局	0.24	・ホーム及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
名古屋市交通局 ・2号線(六番町駅) 名古屋市交通局	0.21	・コンコース及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
名古屋市交通局 ・2号線(東海通駅) 名古屋市交通局	0.47	・事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
名古屋市交通局 ・3号線(上前津駅) 名古屋市交通局	0.06	・コンコースの排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
名古屋市交通局 ・3号線(舞鶴駅) 名古屋市交通局	1.5	・避難通路の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	

名古屋市交通局 ・4号線(西高蔵駅) 名古屋市交通局	3.3	・ホームの排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
大阪市交通局 ・谷町線(文の里駅) 大阪市交通局	1.7	・事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
大阪市交通局 ・谷町線(出戸駅) 大阪市交通局	1.8	・事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
大阪市交通局 ・四ツ橋線(本町駅) 大阪市交通局	1.1	・事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
大阪市交通局 ・中央線(本町駅) 大阪市交通局	2.1	・事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
大阪市交通局 ・千日前線(日本橋駅) 大阪市交通局	2.0	・コンコースの排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
大阪市交通局 ・堺筋線(日本橋駅) 大阪市交通局	9.6	・避難通路の設置 ・コンコースの排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・銀座線(赤坂見附駅) 東京地下鉄	60	・避難通路の設置 ・ホーム及びコンコースの排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・銀座線(新橋駅) 東京地下鉄	1.2	・ホーム及びコンコースの排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・銀座線(銀座駅) 東京地下鉄	7.0	・ホーム、コンコース及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・銀座線(末広町駅) 東京地下鉄	11	・避難通路の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・銀座線(稲荷町駅) 東京地下鉄	11	・避難通路の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・丸ノ内線(池袋駅) 東京地下鉄	2.7	・コンコースの排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・丸ノ内線(新大塚駅) 東京地下鉄	0.25	・ホーム及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・丸ノ内線(御茶ノ水駅) 東京地下鉄	4.2	・ホーム及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・丸ノ内線(大手町駅) 東京地下鉄	3.4	・コンコース及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・丸ノ内線(銀座駅) 東京地下鉄	1.2	・ホーム、コンコース及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・丸ノ内線(国会議事堂前駅) 東京地下鉄	0.72	・ホームの排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・丸ノ内線(四谷三丁目駅) 東京地下鉄	4.6	・ホーム及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・丸ノ内線(新宿御苑前駅) 東京地下鉄	3.2	・ホーム及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・丸ノ内線(新宿駅) 東京地下鉄	2.5	・ホームの排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・丸ノ内線(新中野駅) 東京地下鉄	2.6	・事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・丸ノ内線(南阿佐ヶ谷駅) 東京地下鉄	4.5	・ホーム及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・丸ノ内線(方南町駅) 東京地下鉄	1.0	・ホーム及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・日比谷線(秋葉原駅) 東京地下鉄	0.59	・ホーム及びコンコースの排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・日比谷線(小伝馬町駅) 東京地下鉄	5.2	・ホーム及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・日比谷線(銀座駅) 東京地下鉄	5.4	・ホーム及びコンコースの排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・日比谷線(広尾駅) 東京地下鉄	2.3	・ホーム及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・東西線(早稲田駅) 東京地下鉄	11	・ホーム及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する
東京地下鉄 ・東西線(木場駅) 東京地下鉄	1.6	・ホーム、コンコース及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果大きい ・安全の確保に資する

本省鉄道局施設課
(課長 福代 倫男)

東京地下鉄 ・千代田線（乃木坂駅） 東京地下鉄	0.46	・ホーム、コンコース及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	本省鉄道局施設課 (課長 福代 倫男)
東京地下鉄 ・千代田線（表参道駅） 東京地下鉄	2.8	・ホームの排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
東京地下鉄 ・千代田線（明治神宮前駅） 東京地下鉄	0.56	・ホーム、コンコース及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
京王電鉄 ・京王線（新宿駅） 第三セクター	15	・ホーム及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
東京急行電鉄 ・田園都市線（駒沢大学駅） 第三セクター	2.0	・ホームの排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
京阪電気鉄道 ・京阪本線（淀屋橋駅） 第三セクター	0.90	・事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
京阪電気鉄道 ・京阪本線（天満橋駅） 第三セクター	1.7	・事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
阪急電鉄 ・京都線（烏丸駅） 第三セクター	2.5	・事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
阪神電気鉄道 ・本線（梅田駅） 第三セクター	4.0	・ホーム、コンコース及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
神戸高速鉄道 ・東西線（高速長田駅） 第三セクター	6.5	・避難通路の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	
神戸高速鉄道 ・東西線（新聞地駅） 第三セクター	1.2	・ホーム及び事務室の排煙設備の設置	・需要面からみた路線の重要性が高い ・火災による被害の軽減効果が大きい ・安全の確保に資する	

(地下高速鉄道整備事業(大規模改良工事))

事業箇所 事業主体	総事業費 (億円)	事業内容	評価	担当課 (担当課長名)
東京地下鉄 ・銀座線（上野駅） 東京地下鉄	5.0	エレベーター（2基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	本省鉄道局財務課 (課長 室谷 正裕)
東京地下鉄 ・丸ノ内線（四ツ谷駅） 東京地下鉄	7.5	エレベーター（2基） エスカレーター（4基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
東京地下鉄 ・丸ノ内線（池袋駅） 東京地下鉄	0.40	車イス対応トイレ（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・安心感の確保に資する	
東京地下鉄 ・日比谷線（小伝馬町駅） 東京地下鉄	3.5	エレベーター（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
東京地下鉄 ・日比谷線（人形町駅） 東京地下鉄	0.40	車イス対応トイレ（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・安心感の確保に資する	
東京地下鉄 ・日比谷線（東銀座駅） 東京地下鉄	2.5	エレベーター（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
東京地下鉄 ・日比谷線（霞ヶ関駅） 東京地下鉄	1.5	エレベーター（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
東京地下鉄 ・日比谷線（広尾駅） 東京地下鉄	5.5	エレベーター（2基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
東京地下鉄 ・東西線（落合駅） 東京地下鉄	11	エレベーター（1基） エスカレーター（4基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
東京地下鉄 ・半蔵門線（神保町駅） 東京地下鉄	3.5	エレベーター（2基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	

東京地下鉄 ・千代田線（綾瀬駅） 東京地下鉄	2.5	エレベーター（1基）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する
東京地下鉄 ・有楽町線（平和台駅） 東京地下鉄	2.4	エスカレーター（2基） 車椅子対応トイレ（1基）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・安心感の確保に資する
東京地下鉄 ・有楽町線（嘗田赤塚駅） 東京地下鉄	0.40	車椅子対応トイレ（1基）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・安心感の確保に資する
東京地下鉄 ・有楽町線（氷川台駅） 東京地下鉄	0.40	車椅子対応トイレ（1基）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・安心感の確保に資する
東京地下鉄 ・有楽町線（千川駅） 東京地下鉄	0.40	車椅子対応トイレ（1基）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・安心感の確保に資する
東京地下鉄 ・有楽町線（新富町駅） 東京地下鉄	0.40	車椅子対応トイレ（1基）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・安心感の確保に資する
名古屋市交通局 ・東山線（岩塚駅） 名古屋市交通局	2.9	エレベーター（2基） 車椅子対応トイレ（1基）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する ・安心感の確保に資する
名古屋市交通局 ・東山線（千種駅） 名古屋市交通局	3.7	エレベーター（3基） 車椅子対応トイレ（1基）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する ・安心感の確保に資する
名古屋市交通局 ・舞鶴線（庄内緑地公園駅） 名古屋市交通局	3.3	エレベーター（3基） 車椅子対応トイレ（1基）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する ・安心感の確保に資する
名古屋市交通局 ・舞鶴線（荒畑駅） 名古屋市交通局	3.7	エレベーター（3基） 車椅子対応トイレ（1基）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する ・安心感の確保に資する
名古屋市交通局 ・舞鶴線（植田駅） 名古屋市交通局	3.2	エレベーター（3基） 車椅子対応トイレ（1基）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する ・安心感の確保に資する
大阪市交通局 ・御堂筋線（梅田駅） 大阪市交通局	1.4	エレベーター（1基）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する
大阪市交通局 ・御堂筋線（淀屋橋駅） 大阪市交通局	1.7	エレベーター（1基）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する
大阪市交通局 ・御堂筋線（本町駅） 大阪市交通局	4.3	エレベーター（2基）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する
大阪市交通局 ・御堂筋線（天王寺駅） 大阪市交通局	3.5	エレベーター（3基）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する
大阪市交通局 ・御堂筋線（西田辺駅） 大阪市交通局	3.4	エレベーター（2基）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する
大阪市交通局 ・谷町線（天満橋駅） 大阪市交通局	2.0	エレベーター（1基）	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する

本省鉄道局財務課
(課長 室谷 正裕)

大阪市交通局 谷町線（平野駅） 大阪市交通局	4.3	エレベーター（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉疲労軽減に資する	本省鉄道局財務課 （課長 室谷 正裕）
大阪市交通局 ・四つ橋線（花園駅） 大阪市交通局	3.1	エレベーター（2基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉疲労軽減に資する	
大阪市交通局 ・四つ橋線（朝潮橋駅） 大阪市交通局	1.2	エレベーター（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉疲労軽減に資する	
大阪市交通局 ・中央線（弁天町駅） 大阪市交通局	1.8	エレベーター（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉疲労軽減に資する	
大阪市交通局 ・中央線（森ノ宮駅） 大阪市交通局	4.4	エレベーター（2基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉疲労軽減に資する	
東京都交通局 ・浅草線（中延駅） 東京都交通局	0.15	車椅子対応トイレ（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・安心感の確保に資する	
東京都交通局 ・浅草線（戸越駅） 東京都交通局	0.11	車椅子対応トイレ（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・安心感の確保に資する	
東京都交通局 ・浅草線（本所吾妻橋駅） 東京都交通局	0.21	車椅子対応トイレ（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・安心感の確保に資する	
東京都交通局 ・浅草線（浅草橋駅） 東京都交通局	0.17	車椅子対応トイレ（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・安心感の確保に資する	
東京都交通局 ・浅草線（浅草駅） 東京都交通局	2.3	エレベーター（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉疲労軽減に資する	
東京都交通局 ・三田線（芝公園駅） 東京都交通局	3.8	エレベーター（3基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉疲労軽減に資する	
東京都交通局 ・三田線（内幸町駅） 東京都交通局	2.5	エレベーター（2基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉疲労軽減に資する	
東京都交通局 ・三田線（水道橋駅） 東京都交通局	2.0	エレベーター（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉疲労軽減に資する	
東京都交通局 ・三田線（志村三丁目駅） 東京都交通局	1.4	エレベーター（2基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉疲労軽減に資する	
東京都交通局 ・三田線（西巣鴨駅） 東京都交通局	0.16	車椅子対応トイレ（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・安心感の確保に資する	
東京都交通局 ・三田線（御成門駅） 東京都交通局	0.28	車椅子対応トイレ（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・安心感の確保に資する	
東京都交通局 ・三田線（本蓮沼駅） 東京都交通局	0.14	車椅子対応トイレ（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・安心感の確保に資する	

東京都交通局 ・新宿線（新宿三丁目駅） 東京都交通局	0.52	エレベーター（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	本省鉄道局財務課 （課長 室谷 正祐）
東京都交通局 ・新宿線（市ヶ谷駅） 東京都交通局	0.83	エレベーター（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
東京都交通局 ・新宿線（小川町駅） 東京都交通局	2.1	エレベーター（2基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
東京都交通局 ・新宿線（馬喰横山駅） 東京都交通局	1.4	エレベーター（2基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
東京都交通局 ・新宿線（西大島駅） 東京都交通局	2.4	エレベーター（2基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
東京都交通局 ・新宿線（浜町駅） 東京都交通局	3.0	エレベーター（2基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
東京都交通局 ・新宿線（東大島駅） 東京都交通局	1.2	エレベーター（2基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
東京都交通局 ・新宿線（九段下駅） 東京都交通局	2.5	エレベーター（2基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
東京都交通局 ・新宿線（篠崎駅） 東京都交通局	0.21	車椅子対応トイレ（1基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・安心感の確保に資する	
東京都交通局 ・大江戸線（飯田橋駅） 東京都交通局	0.34	階段昇降機（2基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
東京都交通局 ・大江戸線（六本木駅） 東京都交通局	0.14	階段昇降機（2基）	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	

（鉄道駅総合改善事業（鉄道駅移動円滑化施設整備事業））

事業箇所 事業主体	総事業費 （億円）	事業内容	評価	担当課 （担当課長名）
JR東日本 ・横浜線（町田駅） エコロジー・モビリティ財団	5.7	エレベーター（3基） エスカレーター（4基） 通路新設	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	本省鉄道局業務課 （課長 高田 順一）
JR東日本 ・東海道線（平塚駅） エコロジー・モビリティ財団	6.2	エレベーター（2基） エスカレーター（3基） 通路新設	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
JR東日本 ・高崎線（高崎駅） エコロジー・モビリティ財団	9.1	エレベーター（5基） エスカレーター（3基） 増床	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
JR東日本 ・中央線（西八王子駅） エコロジー・モビリティ財団	2.3	エレベーター（2基） 身障者対応型トイレ 通路新設	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する ・安心感の確保に資する	
JR東海 ・中央線（瑞浪駅） エコロジー・モビリティ財団	4.9	エレベーター（2基） エスカレーター（2基） 身障者対応型トイレ スロープ 跨線橋新設	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する ・安心感の確保に資する	

JR東海 ・東海道新幹線(米原駅) エコロジー・モビリティ財団	11	エレベーター(2基) 身障者対応型トイレ 通路新設	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する ・安心感の確保に資する	本省鉄道局業務課 (課長 高田 順一)
JR西日本 ・大阪環状線(弁天町駅) エコロジー・モビリティ財団	2.5	エレベーター(2基) 通路新設	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
JR西日本 ・山陽線(宮内串戸駅) エコロジー・モビリティ財団	1.9	エレベーター(2基) 通路新設	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
京浜急行電鉄 ・本線(戸部駅) エコロジー・モビリティ財団	0.90	エレベーター(1基) 身障者対応型トイレ 通路新設	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する ・安心感の確保に資する	
近畿日本電鉄 ・京都線(高の原駅) エコロジー・モビリティ財団	1.6	エレベーター(2基) 身障者対応型トイレ 階段移設	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する ・安心感の確保に資する	
南海電気鉄道 ・高野線(北野田駅) エコロジー・モビリティ財団	6.0	エレベーター(2基) 身障者対応型トイレ 増床	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する ・安心感の確保に資する	
阪急電鉄 ・宝塚線(山本駅) エコロジー・モビリティ財団	1.5	エレベーター(1基) 通路改良	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	
阪神電気鉄道 ・本線(武庫川駅) 神戸高速鉄道	2.3	エレベーター(2基) 階段改修 スロープ改修	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体的疲労軽減に資する	

【鉄道防災事業】

事業箇所 事業主体	総事業費 (億円)	事業内容	評価	担当課 (担当課長名)
J R北海道 ・函館線(仁山-大沼) J R北海道	0.26	のり面工	・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局施設課 (課長 福代 倫男)
J R北海道 ・根室線(厚内-直別) J R北海道	0.22	落石止擁壁	・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R北海道 ・函館線(張碓-銭函) J R北海道	0.15	護岸根固工	・鉄道沿線の海岸の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R北海道 ・函館線(張碓-銭函) J R北海道	0.15	護岸根固工 目地工	・鉄道沿線の海岸の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R北海道 ・室蘭線(稀府-黄金) J R北海道	0.09	護岸壁	・鉄道沿線の海岸の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R北海道 ・日高線(厚賀-大狩部) J R北海道	0.15	護岸根固工	・鉄道沿線の海岸の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R北海道 ・日高線(厚賀-大狩部) J R北海道	0.15	護岸根固工	・鉄道沿線の海岸の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R北海道 ・日高線(厚賀-大狩部) J R北海道	0.06	護岸根固工	・鉄道沿線の海岸の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R北海道 ・日高線(新冠-静内) J R北海道	0.15	護岸壁	・鉄道沿線の海岸の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R四国 ・予讃線(関川-多喜浜) J R四国	0.26	落石防止擁壁 落石防止柵 のり面工	・鉄道沿線の県道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R四国 ・予讃線(伊予三芳-伊予桜井) J R四国	0.07	落石防止擁壁 落石防止柵	・鉄道沿線の市道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R四国 ・予讃線(菊間-浅海) J R四国	0.12	落石防止柵	・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R四国 ・内子線(五十崎-喜多山) J R四国	0.08	落石防止柵	・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R四国 ・土讃線(三縄-祖谷口) J R四国	0.05	のり面工	・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	

J R 四国 ・土讃線 (小歩危～大歩危) J R 四国	0.16	のり面工	・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局施設課 (課長 福代 倫男)
J R 四国 ・土讃線 (大杉～土佐北川) J R 四国	0.16	落石防止擁壁 落石防止柵 のり面工	・鉄道沿線の河川の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R 四国 ・土讃線 (角茂谷～繁藤) J R 四国	0.09	落石防止擁壁 落石防止柵 のり面工	・鉄道沿線の河川の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R 四国 ・土讃線 (吾桑～多ノ郷) J R 四国	0.10	落石防止擁壁 落石防止柵	・鉄道沿線の市道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R 四国 ・土讃線 (安和～土佐久礼) J R 四国	0.07	のり面工	・鉄道沿線の町道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R 四国 ・徳島線 (阿波半田～江口) J R 四国	0.04	落石防止柵	・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R 四国 ・牟岐線 (辺川～牟岐) J R 四国	0.10	落石防止柵	・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R 四国 ・予土線 (真土～西ヶ方) J R 四国	0.15	のり面工	・鉄道沿線の河川の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R 四国 ・予土線 (土佐大正～打井川) J R 四国	0.10	落石防止柵	・鉄道沿線の河川の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R 九州 ・日田彦山線 (添田～豊前樹田) J R 九州	0.32	落石防止柵 のり面工	・鉄道沿線の県道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R 九州 ・唐津線 (相知～本牟田部) J R 九州	0.07	落石防止柵 のり面工	・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R 九州 ・長崎線 (多良～肥前大浦) J R 九州	0.14	のり面工	・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R 九州 ・佐世保線 (武雄温泉～永尾) J R 九州	0.15	のり面工	・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R 九州 ・豊肥線 (朝地～緒方) J R 九州	0.09	落石防止柵	・鉄道沿線の河川の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R 九州 ・豊肥線 (菅尾～犬飼) J R 九州	0.08	のり面工	・鉄道沿線の県道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R 九州 ・鹿児島線 (田原坂～植木) J R 九州	0.10	落石防止擁壁 落石防止柵	・鉄道沿線の県道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R 九州 ・肥薩線 (段～坂本) J R 九州	0.31	落石防止擁壁 落石防止柵 のり面工	・鉄道沿線の県道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R 九州 ・肥薩線 (葉木～鎌瀬) J R 九州	0.08	落石防止擁壁	・鉄道沿線の県道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R 九州 ・日豊線 (宗太郎～市棚) J R 九州	0.11	のり面工	・鉄道沿線の河川の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	
J R 九州 ・指宿枕崎線 (指宿～山川) J R 九州	0.14	のり面工	・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する ・災害発生の可能性が高い ・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	

【住宅地区改良事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価				担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			福祉的 効果	地域波及 効果	政策誘導 効果	その他特 別な効果	
東区地区住宅地区改良事業 福岡県方城町	23	25	不良住宅の除却：108戸 改良住宅の建設：70戸 緑地、児童遊園の整備	23	1.1					本省住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 (室長 後藤 隆之)
豊見城団地住宅地区改良事業 沖縄県豊見城市	222	234	不良住宅の除却：1,080戸 改良住宅の建設：941戸 緑地、児童遊園の整備	222	1.1					
中村地区小規模住宅地区改良事業 兵庫県伊丹市	34	34	不良住宅の除却：83戸 改良住宅の建設：107戸 集会所、広場の整備	34	1.0				-	
横浜地区改良住宅等改善事業 神奈川県	0.08	13	公営住宅の建設：49戸 集会所、広場の整備	9.4	1.4				-	
新地地区改良住宅等改善事業 福岡県大牟田市	34	54	更新住宅の建設：217戸 集会所、広場の整備	34	1.6				-	
峰地地区改良住宅等改善事業 福岡県添田町	10	10	更新住宅の建設：60戸 集会所、広場の整備	10	1.1				-	

【住宅市街地基盤整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
稲田川西地区						<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から住宅地供給を開始するため、関連公共施設を緊急に整備する必要がある 当該団地は、帯広市中心部からバスで約20分のところに立地し、職住近接を実現 等 	北海道開発局 都市住宅課 (課長 相馬 和則)
帯広市公共下水道(下水道) 北海道帯広市	9.0	87	対象面積88.1ha、計画人口 3,700人	24	3.6		
札内北栄団地						<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から住宅地供給を開始するため、関連公共施設を緊急に整備する必要がある 当該団地は、帯広市中心部からバスで約20分のところに立地し、職住近接を実現 等 	
北栄大通外1路線(街路) 北海道幕別町	5.7	28	交通容量 3,600 台/日	9.7	2.9		
本庄新都心地区						<ul style="list-style-type: none"> 先導的な施策に係る事業(上越新幹線本庄新駅設置、早稲田リサーチ)整備との一体的な基盤整備)である 当該団地は、地方拠点都市地域の拠点地区に立地 等 	
本庄新都心地区(区画) 埼玉県	60	1058	計画交通量: 32,700台/日	113	9.4		
湖南特定土地区画整理						<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度から住宅地供給を開始するため、関連公共施設を緊急に整備する必要がある 当該団地は、東京駅から約30kmのところに立地し、職住近接を実現 等 	関東地方整備局 住宅整備課 (課長 大水 敏弘)
町道0204号線(基盤) 千葉県沼南町	4.4	21	計画戸数: 670戸	14	1.5		
川路竜丘地区						<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から住宅地供給を開始するため、関連公共施設を緊急に整備する必要がある 当該団地は、地方拠点都市地域の拠点地区に立地 等 	
県道上川路大畑線(道路) 長野県	35	159	計画交通量15,500台/日	75	2.1		
打出団地						<ul style="list-style-type: none"> 当該団地は、富山市中心部からバスで約30分のところに立地し、職住近接を実現 等 	北陸地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 田村 英之)
県道 四方新中茶屋線(道路) 富山県	5.5	22	計画交通量6,200台/日	5.4	4.1		
県道 練谷宮尾線(道路) 富山県	13	101	計画交通量14,400台/日	12	8.4		
桑名駅西土地区画整理						<ul style="list-style-type: none"> 当該団地は、名古屋市中心部から鉄道で約20分のところに立地し、職住近接を実現 既存住宅市街地の住環境の向上を図る地区 等 	中部地方整備局 住宅整備課 (課長 松本 忠)
蛸塚益生線(街路) 三重県桑名市	40	146	計画交通量7,500台/日	32	4.6		
(仮称)京都久世高田、 向日寺戸地区						<ul style="list-style-type: none"> 都市再生緊急整備地域において良好な住宅供給を計画 当該団地は、京都市中心部から鉄道で約10分のところに立地し、職住近接を実現 等 	
向日市道寺戸幹線1号他1線(道路) 京都府向日市	7.5	6.2	計画交通量3,000台/日	4.9	1.3		
富士タウン高槻団地						<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から住宅地供給を開始するため、関連公共施設を緊急に整備する必要がある 当該団地は、大阪市中心部から鉄道で約20分のところに立地し、職住近接を実現 等 	近畿地方整備局 住宅整備課 (課長 林 隆弘)
市道 宮田塚原線(道路) 大阪府高槻市	3.4	5.1	計画交通量7,900台/日	3.2	1.6		
河内花園駅前地区						<ul style="list-style-type: none"> 市街地再開発事業との一体的整備により防災安全性の向上が図られる 当該団地は、大阪市中心部から鉄道で約20分のところに立地し、職住近接を実現 等 	
区画道路(基盤) 大阪府東大阪市	6.0	133	計画個数: 122戸	86	1.5		
学園南						<ul style="list-style-type: none"> 当該地区は、神戸市中心部から鉄道で約20分のところに立地し、職住近接を実現 等 	
三ツ池川(砂防) 兵庫県	3.7	13	浸水戸数: 203戸 浸水診療所等: 2棟	3.6	3.6		
商大線(街路) 兵庫県神戸市	12	24	計画交通量14,903台/日	12	2.0		
福岡駅東地区						<ul style="list-style-type: none"> 当該団地は、博多駅から鉄道で約20分のところに立地し、職住近接を実現 等 	土地・水資源局 土地政策課 (課長 松葉 佳文) 九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 栗田 泰正)
3.4.12四角両谷線他3路線(区画) 福岡県	21	126	計画交通量4,400台/日	30	4.2		
四角両谷線(街路) 都市基盤整備公団	16	25	計画交通量3,600台/日	13	1.9		

轟地区住宅市街地総合整備事業 千葉県	5.2	9.0	住宅計画戸数：42戸	7.0	1.2	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	関東地方整備局 住宅整備課 (課長 大水 敏弘)
作草部地区住宅市街地総合整備事業 千葉県	5.2	23	住宅計画戸数：102戸	18	1.2	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業 東京都北区	76	1,062	住宅計画戸数：3,800戸 道路、公園の整備	882	1.2	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
桐ヶ丘一丁目東地区住宅市街地総合整備事業 東京都	2.9	132	住宅計画戸数：470戸	79	1.7	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
町屋六丁目地区住宅市街地総合整備事業 東京都	2.0	71	住宅計画戸数：270戸	46	1.5	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
長房地区住宅市街地総合整備事業 東京都	3.4	89	住宅計画戸数：320戸	56	1.6	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
村山地区住宅市街地総合整備事業 東京都	6.5	252	住宅計画戸数：870戸	152	1.7	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
東久留米町一丁目地区住宅市街地総合整備事業 東京都	3.5	67	住宅計画戸数：230戸	39	1.7	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
高井戸西一丁目(中)地区住宅市街地総合整備事業 東京都	4.7	124	住宅計画戸数：400戸	68	1.8	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
稲付地区住宅市街地総合整備事業 東京都	2.8	167	住宅計画戸数：530戸	91	1.8	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
西亀有一丁目地区住宅市街地総合整備事業 東京都	2.3	88	住宅計画戸数：310戸	53	1.7	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
池尻二丁目地区住宅市街地総合整備事業 東京都	2.5	142	住宅計画戸数：390戸	66	2.2	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
篠崎駅東部地区住宅市街地総合整備事業 東京都	20	78	建替促進：20件 都市再生住宅：21戸 公園等の整備	60	1.3	・大規模地震時の延焼危険度の低減及び出火危険度の低減を図ることにより防災性の向上が推進される。 ・公共空間(道路、公園等)の確保、良質な市街地住宅の供給の促進を行うことにより、居住環境の整備が推進される。等	住宅局 市街地住宅整備室 (室長 井上 俊之)
瑞江駅西部地区住宅市街地総合整備事業 東京都	30	105	建替促進：30件 都市再生住宅：39戸 公園等の整備	93	1.1	・大規模地震時の延焼危険度の低減及び出火危険度の低減を図ることにより防災性の向上が推進される。 ・公共空間(道路、公園等)の確保、良質な市街地住宅の供給の促進を行うことにより、居住環境の整備が推進される。等	
花畑北部地区住宅市街地総合整備事業 東京都	54	136	建替促進：28件 都市再生住宅：38戸 公園等の整備	86	1.6	・大規模地震時の延焼危険度の低減及び出火危険度の低減を図ることにより防災性の向上が推進される。 ・公共空間(道路、公園等)の確保、良質な市街地住宅の供給の促進を行うことにより、居住環境の整備が推進される。等	
六町四丁目付近地区住宅市街地総合整備事業 東京都	69	173	建替促進：48件 都市再生住宅：36戸 公園等の整備	113	1.5	・大規模地震時の延焼危険度の低減及び出火危険度の低減を図ることにより防災性の向上が推進される。 ・公共空間(道路、公園等)の確保、良質な市街地住宅の供給の促進を行うことにより、居住環境の整備が推進される。等	
浦島ヶ丘地区住宅市街地総合整備事業 神奈川県横浜市	5.1	14	住宅計画戸数：131戸	9.2	1.5	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
南鴨宮地区住宅市街地総合整備事業 神奈川県	5.0	16	住宅計画戸数：120戸	9.9	1.6	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	関東地方整備局 住宅整備課 (課長 大水 敏弘)
子安地区住宅市街地総合整備事業 新潟県	7.2	16	住宅計画戸数：70戸	16	1.0	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	北陸地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 田村 英之)
武蔵町地区住宅市街地総合整備事業 石川県金沢市	6.3	26	建替促進：13件 都市再生住宅：26戸 道路、公園等の整備	17	1.5	・大規模地震時の延焼危険度の低減及び出火危険度の低減を図ることにより防災性の向上が推進される。 ・公共空間(道路、公園等)の確保、良質な市街地住宅の供給の促進を行うことにより、居住環境の整備が推進される。等	住宅局 市街地住宅整備室 (室長 井上 俊之)

岐阜駅北西部地区住宅市街地総合整備事業 岐阜県岐阜市	7.2	22	住宅計画戸数：103戸	17	1.3	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	中部地方整備局 住宅整備課 (課長 松本 忠)
安倍口地区住宅市街地総合整備事業 静岡県静岡市	14	111	住宅計画戸数：520戸	77	1.4	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
稲葉地区住宅市街地総合整備事業 愛知県名古屋	1.4	36	住宅計画戸数：146戸	24	1.5	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
田尻町りんくうポート北地区住宅市街地総合整備事業 大阪府田尻町	10	62	住宅計画戸数：330戸	61	1.0	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	近畿地方整備局 住宅整備課 (課長 林 隆弘)
長居西地区住宅市街地総合整備事業 大阪府	2.4	79	住宅計画戸数：324戸	47	1.7	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
公園南矢田地区住宅市街地総合整備事業 大阪府	6.8	165	住宅計画戸数：680戸	98	1.7	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
瓜破西地区住宅市街地総合整備事業 大阪府	11	375	住宅計画戸数：1,504戸	218	1.7	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
貝塚橋本第2地区住宅市街地総合整備事業 大阪府	8.5	129	住宅計画戸数：674戸	98	1.3	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
シビックセンターゾーン地区住宅市街地総合整備事業 鳥根県江津市	10	88	住宅計画戸数：100戸 道路の整備	29	3.0	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
介良地区住宅市街地総合整備事業 高知県	5.2	50	住宅計画戸数：234戸	49	1.0	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	四国地方整備局建設部 都市・住宅整備課 (課長 舟久保 敬)
大里本町地区住宅市街地総合整備事業 福岡県北九州市	22	437	住宅計画戸数：780戸	377	1.2	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 栗田 泰正)
愛宕地区住宅市街地総合整備事業 福岡県	6.3	24	住宅計画戸数：87戸	17	1.4	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
八尋地区住宅市街地総合整備事業 福岡県	5.8	35	住宅計画戸数：131戸	26	1.3	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	
立山地区住宅市街地総合整備事業 長崎県長崎市	22	40	建替促進：20件 都市再生住宅：20戸 道路、公園等の整備	27	1.5	・大規模地震時の延焼危険度の低減及び出火危険度の低減を図ることにより防災性の向上が推進される。 ・公共空間(道路、公園等)の確保、良質な市街地住宅の供給の促進を行うことにより、居住環境の整備が推進される。	住宅局 市街地住宅整備室 (室長 井上 俊之)
浜町・芦崎・新川地区住宅市街地総合整備事業 大分県大分市	21	112	建替促進：30件 都市再生住宅：24戸 道路、公園等の整備	87	1.3	・大規模地震時の延焼危険度の低減及び出火危険度の低減を図ることにより防災性の向上が推進される。 ・公共空間(道路、公園等)の確保、良質な市街地住宅の供給の促進を行うことにより、居住環境の整備が推進される。	
紫原地区住宅市街地総合整備事業 鹿児島県	5.1	69	住宅計画戸数：285戸	45	1.5	・拠点地区の土地利用が、低未利用地等から土地利用転換される、老朽公共住宅の建替えが行われる等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進される。等	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 栗田 泰正)

【下水道事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	担当課名 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
利根川右岸流域下水道事業 埼玉県	371	837	便益算定人口 12.08 万人	633	1.3	・各個別による公共下水道による整備コスト/流域下水道による整備コストが1.09であり、流域下水道による整備が経済的である。等	本省都市・地域整備局 下水道下水道事業課 (課長 小林 一朗)
銚田町公共下水道事業 茨城県銚田町	107	8.5	便益算定人口 0.77 万人	5.0	1.7	・公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が未達成であり、水質保全の必要性が高い ・閉鎖性水域である霞ヶ浦の水質保全に資する。等	関東地方整備局 建設部都市整備課 (課長 東 智徳)
美里町公共下水道事業 埼玉県美里町	48	90	便益算定人口 0.49 万人	67	1.3	・美里町における汚水処理人口普及率が約22%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が未達成であり、水質保全の必要性が高い。等	
児玉町公共下水道事業 埼玉県児玉町	155	251	便益算定人口 1.85 万人	211	1.2	・児玉町における汚水処理人口普及率が約17%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が未達成であり、水質保全の必要性が高い。等	

神川町公共下水道事業 埼玉県神川町	88	222	便益算定人口 1.01 万人	133	1.7	・事業採択後4年後に一部供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める ・公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が未達成であり、水質保全の必要性が高い 等	関東地方整備局 建設部都市整備課 (課長 東 智徳)
富来町公共下水道事業 石川県富来町	57	3.6	便益算定人口 0.40 万人	3.1	1.2	・富来町における汚水処理人口普及率が約13%と低く、下水道整備の緊急性が高い 等	北陸地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 (課長 田村 英之)
大野町公共下水道事業 岐阜県大野町	136	128	便益算定人口 1.68 万人	114	1.1	・大野町における汚水処理人口普及率が約10%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・閉鎖性水域である伊勢湾の水質保全に資する 等	中部地方整備局 建設部都市整備課 (課長 筒井 裕治)
森町公共下水道事業 静岡県森町	134	194	便益算定人口 0.95 万人	160	1.2	・森町における汚水処理人口普及率が約9%と低く、下水道整備の緊急性が高い 等	
益田市公共下水道事業 島根県益田市	354	475	便益算定人口 3.11 万人	366	1.3	・益田市における汚水処理人口普及率が約11%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が未達成であり、水質保全の必要性が高い 等	中国地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 (課長 石崎 隆弘)
大田市公共下水道事業 島根県大田市	165	175	便益算定人口 1.70 万人	145	1.2	・大田市における汚水処理人口普及率が約9%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・過疎地域自立促進計画区域内に係る事業であり、地域振興に資する 等	
西郷町公共下水道事業 島根県西郷町	125	143	便益算定人口 0.98 万人	120	1.2	・西郷町における汚水処理人口普及率が約14%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・過疎地域自立促進計画区域内に係る事業であり、地域振興に資する 等	
小竹町公共下水道事業 福岡県小竹町	70	160	便益算定人口 1.00 万人	109	1.5	・小竹町における汚水処理人口普及率が約24%と低く、下水道整備の緊急性が高い 等	
北野町公共下水道事業 福岡県北野町	117	213	便益算定人口 1.94 万人	117	1.8	・公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が未達成であり、水質保全の必要性が高い ・閉鎖性水域である有明海の水質保全に資する 等	九州地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 (課長 栗田 康正)
武雄市公共下水道事業 佐賀県武雄市	86	5.0	便益算定人口 0.74 万人	4.1	1.2	・事業採択後4年後に一部供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める ・武雄市における汚水処理人口普及率が約26%と低く、下水道整備の緊急性が高い 等	
雄勝町特定環境保全公共下水道事業 秋田県雄勝町	74	5.3	便益算定人口 0.74 万人	4.5	1.2	・雄勝町における汚水処理人口普及率が約3%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・過疎地域自立促進計画区域内に係る事業であり、地域振興に資する 等	東北地方整備局 建設部都市整備課 (課長 田中 政幸)
養老町特定環境保全公共下水道事業 岐阜県養老町	68	5.2	便益算定人口 0.67 万人	4.6	1.1	・閉鎖性水域である伊勢湾の水質保全に資する ・中部圏基本開発計画に位置づけがあり、都市整備に資する 等	
池田町特定環境保全公共下水道事業 岐阜県池田町	37	44	便益算定人口 0.44 万人	37	1.2	・閉鎖性水域である伊勢湾の水質保全に資する ・中部圏基本開発計画に位置づけがあり、都市整備に資する 等	中部地方整備局 建設部都市整備課 (課長 筒井 裕治)
久居市特定環境保全公共下水道事業 三重県久居市	68	7.5	便益算定人口 0.85 万人	6.0	1.2	・公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が未達成であり、水質保全の必要性が高い ・閉鎖性水域である伊勢湾の水質保全に資する 等	
御坊市特定環境保全公共下水道事業 和歌山県御坊市	60	5.8	便益算定人口 0.37 万人	4.1	1.4	・御坊市における汚水処理人口普及率が約23%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・計画区域内に、総合運動公園等公共施設があり、公共性が高い事業である 等	近畿地方整備局 建設部都市整備課 (課長 新階 寛恭)
平田市特定環境保全公共下水道事業 島根県平田市	6.9	12	便益算定人口 0.10 万人	10	1.2	・事業採択後4年後に一部供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める ・島根地域半島振興計画に位置づけがあり、地域振興に資する 等	
温泉津町特定環境保全公共下水道事業 島根県温泉津町	15	25	便益算定人口 0.12 万人	20	1.3	・事業採択後4年後に一部供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める ・温泉津町における汚水処理人口普及率が約17%と低く、下水道整備の緊急性が高い 等	中国地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 (課長 石崎 隆弘)
川本町特定環境保全公共下水道事業 島根県川本町	13	1.3	便益算定人口 0.13 万人	1.1	1.1	・公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が未達成であり、水質保全の必要性が高い ・予定放流地点の下流3.5kmにおいて水道原水を取水しており、水道水源の保全に資する 等	
邑久町特定環境保全公共下水道事業 岡山県邑久町	172	239	便益算定人口 1.69 万人	167	1.4	・閉鎖性水域である瀬戸内海の水質保全に資する 等	
穴喰町特定環境保全公共下水道事業 徳島県穴喰町	29	1.9	便益算定人口 0.24 万人	1.6	1.2	・穴喰町における汚水処理人口普及率が約29%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が未達成であり、水質保全の必要性が高い 等	四国地方整備局 建設部都市整備課 (課長 丹久保 敬)
若宮町特定環境保全公共下水道事業 福岡県若宮町	69	6.1	便益算定人口 0.68 万人	4.1	1.5	・若宮町における汚水処理人口普及率が約19%と低く、下水道整備の緊急性が高い 等	
芦刈町特定環境保全公共下水道事業 佐賀県芦刈町	89	5.7	便益算定人口 0.61 万人	4.1	1.4	・芦刈町における汚水処理人口普及率が約15%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・新技術を導入予定であり、事業の効率化に資する 等	九州地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 (課長 栗田 康正)
大瀬戸町特定環境保全公共下水道事業 長崎県大瀬戸町	44	74	便益算定人口 0.41 万人	46	1.6	・大瀬戸町における汚水処理人口普及率が約24%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・過疎地域自立促進計画区域内に係る事業であり、地域振興に資する 等	
境町境南部都市下水道 群馬県境町	13	1.0	便益算定面積 105 h a	0.69	1.5	・事業採択後3年後に一部供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める ・計画区域内に、町役場等公共施設があり、公共性が高い事業である 等	関東地方整備局 建設部都市整備課 (課長 東 智徳)
上尾市浅間川雨水第1幹線都市下水道 埼玉県上尾市	11	0.92	便益算定面積 143 h a	0.46	2.0	・事業採択後3年後に一部供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める 等	
二見町溝口都市下水道 三重県二見町	24	67	便益算定面積 52 h a	38	1.8	・事業採択後3年後に一部供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める ・新技術を導入予定であり、事業の効率化に資する 等	中部地方整備局 建設部都市整備課 (課長 筒井 裕治)
益田市万葉第2都市下水道 島根県益田市	9.3	1.5	便益算定面積 50 h a	1.2	1.3	・事業採択後3年後に一部供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める ・計画区域内に、高等学校等公共施設があり、公共性が高い事業である 等	中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 (課長 石崎 隆弘)

阿南市長浜都市下水道 徳島県阿南市	8.6	0.74	便益算定面積 67 ha	0.33	2.3	・事業採択後3年後に一部供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める等	四国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 (課長 舟久保 敬)
----------------------	-----	------	--------------	------	-----	-------------------------------------	--------------------------------------

斜字体については、簡易比較法を採用しているため、B、Cそれぞれを年当たりの数値(億円/年)で記入している。

【都市公園事業】
(公団)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
鳳公園 都市基盤整備公団	25	146	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：6.1万人	40	3.6	・災害時における一次避難地となる防災公園 ・複数種類の災害応急対策施設を整備	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高柴 雅明)
車塚公園 都市基盤整備公団	66	148	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：12.0万人	59	2.5	・災害時における一次避難地となる防災公園 ・複数種類の災害応急対策施設を整備	

(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)	
		総便益 (億円)	便益の主な根拠					
春光台公園 北海道旭川市	6.3	15	誘致距離：20 km 誘致圏人口：39.7万人	8.3	1.9	・緑の基本計画に位置付けられている ・広域避難地となる防災公園	北海道開発局 都市住宅課 (課長 相馬 和則)	
西部緑化重点地区 北海道函館市	8.1	308	誘致距離：3 km 誘致圏人口：6.1万人	35	8.8	・緑の基本計画に位置付けられている ・緑化重点地区総合整備事業		
ガリヤ地区 北海道紋別市	4.5	45	誘致距離：80 km 誘致圏人口：33.9万人	9.5	4.8	・緑の基本計画に位置付けられている ・緑化重点地区総合整備事業		
旧室蘭駅舎公園 北海道室蘭市	1.0	7.3	誘致距離：0.75 km 誘致圏人口：0.5万人	2.4	3.0	・緑の基本計画に位置付けられている ・防災計画に一時避難地として位置付け		
あゆ場公園 北海道余市町	2.4	3.4	誘致距離：20 km 誘致圏人口：18.0万人	2.3	1.5	・緑のマスタープランに位置付けられている ・河川敷の有効活用		
山口緑地 北海道札幌市	15	32	誘致距離：20 km 誘致圏人口：200万人	21	1.5	・緑の基本計画に位置付けられている ・産業廃棄物処理事業との連携事業		
円山緑化重点地区 北海道札幌市	10	334	誘致距離：3 km 誘致圏人口：22.5万人	22	14.8	・緑の基本計画に位置付けられている ・緑化重点地区総合整備事業		
北部緑化重点地区 北海道札幌市	8.4	120	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：7.5万人	12	9.7	・緑の基本計画に位置付けられている ・緑化重点地区総合整備事業		
月寒緑化重点地区 北海道札幌市	18	118	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：5.6万人	15	7.5	・緑の基本計画に位置付けられている。 ・記念物保存修理事業との連携		
東部緑化重点地区 北海道札幌市	9.2	220	誘致距離：2.7 km 誘致圏人口：21.9万人	45	4.8	・緑の基本計画に位置付けられている ・緑化重点地区総合整備事業		
西部緑化重点地区 北海道札幌市	13	119	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：7.7万人	10	11.4	・緑の基本計画に位置付けられている ・緑化重点地区総合整備事業		
手稲緑化重点地区 北海道札幌市	2.2	27	誘致距離：0.75 km 誘致圏人口：3.8万人	8.3	3.3	・緑の基本計画に位置付けられている ・緑化重点地区総合整備事業		
霞公園 山形県	12	22	誘致距離：15 km 誘致圏人口：25.2万人	15	1.5	・山形市総合防災計画に位置付けられている。 ・緑の基本計画に位置付けられている。 ・記念物保存修理事業との連携		東北地方整備局 都市住宅整備課 (課長 田中 政幸)
大安場史跡公園 福島県郡山市	15	35	誘致距離：15 km 誘致圏人口：44.1万人	29	1.2	・緑の基本計画に位置付けられている。 ・地域ルネサンス公園整備事業との連携		
愛宕山緑地 宮城県仙台市	9.0	140	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：4.4万人	10	14.5	・仙台市地域防災計画に位置付けられている。 ・緑の基本計画に位置付けられている。		
旗立緑地 宮城県仙台市	10	392	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：5.0万人	39	10.0	・仙台市地域防災計画に位置付けられている。 ・緑の基本計画に位置付けられている。		
協和町カントリーパーク 秋田県協和町	2.8	14	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：0.1万人	5.3	2.6	・道の駅事業との連携 ・カントリーパークの整備である。		
仙北ふれあい公園 秋田県仙北町	19	106	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：3.3万人	18	5.9	・仙北町地域防災計画に位置付けられる。 ・近隣・地区公園がゼロ地域に整備されるため歩いていける範囲の公園が増加する。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 泉 智徳)	
葛城地区 地区公園 茨城県つくば市	44	91	誘致距離：3 km 誘致圏人口：5.0万人	36	2.5	・緑の基本計画に位置付け ・緩衝緑地・緑道・地区公園の整備		
宇大東南部平松公園 栃木県宇都宮市	6.4	74	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：2.8万人	6.1	12.8	・緑の基本計画に位置付け ・バリアフリー化		
栃木市聖地公園 栃木県栃木市	4.1	33	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：0.92万人	4.6	7.3	・緑の基本計画に位置付け ・公園の緑被面積率50%以上		
益子町北公園 栃木県益子町	14	68	誘致距離：4.0 km 誘致圏人口：2.6万人	21	3.2	・緑の基本計画に位置付け ・都市基幹公園の整備		
市貝町総合運動公園 栃木県市貝町	24	106	誘致距離：3.7 km 誘致圏人口：1.2万人	55	1.9	・緑の基本計画に位置付け ・都市基幹公園の整備		
大川親水緑地 群馬県新田町	3.8	44	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：2.8万人	13	3.2	・避難収容施設、延焼防止林等防災性の向上 ・緑の基本計画に位置付け		
北小学校近隣公園 群馬県東村	10	25	誘致距離：2.0 km 誘致圏人口：1.2万人	10	2.5	・緑の基本計画に位置付け ・その他の他事業との連携事業		
新郷東部公園 埼玉県川口市	39	235	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：6.0万人	27	8.4	・緑の基本計画に位置付け ・その他の他事業との連携事業		
三郷中央地区 埼玉県三郷市	11	431	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：12万人	179	2.4	・緑の基本計画に位置付け ・緑化重点地区整備事業		
八千代台北子供の森 千葉県八千代市	23	182	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：4.6万人	16	10.0	・緑の基本計画に位置付け ・公園の緑被面積率50%以上		
駒沢オリンピック公園 東京都	5.7	15	CVM仮想市場評価法	5.7	2.6	・緑の基本計画に位置付け ・災害時における広域防災拠点となる防災公園		
港南公園 東京都港区	81	396	誘致距離：2.0 km 誘致圏人口：6.3万人	64	6.2	・災害時における一次避難地となる防災公園 ・借地方式、国有地の活用		

桑袋緑地 東京都足立区	3.0	7.0	誘致距離：0.75 km 誘致圏人口：3.61万人	3.5	2.0	・生態系の保全のための環境整備を総合的に行うことを目的として関係省庁における関連事業と連携するもの ・環境ふれあい公園、都市緑化植物園等	関東地方整備局 都市整備課 (課長 東 智徳)
青柳産線地区 東京都国立市	5.9	161	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：8.8万人	35	4.6	・緑の基本計画に位置付け ・緑化重点地区整備事業	
武蔵小金井地区 東京都小金井市	41	366	誘致距離：0.75 km 誘致圏人口：19万人	26	14.1	・緑の基本計画に位置付け ・緑化重点地区整備事業	
日野緑地 東京都日野市	212	300	誘致距離：10 km 誘致圏人口：169万人	221	1.3	・緑の基本計画に位置付け ・公園の緑被面積率50%以上	
高幡不動周辺地区 東京都日野市	49	216	誘致距離：0.75 km 誘致圏人口：5.9万人	36	6.0	・緑の基本計画に位置付け ・緑化重点地区整備事業	
さがみグリーンライン 神奈川県	10	26	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：2.5万人	8.7	3.0	・健康運動施設整備事業 ・他事業との連携事業	
市ノ坪公園 神奈川県伊勢原市	2.1	69	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：3.1万人	9.0	7.7	・災害時における一次避難地となる防災公園 ・複数種類の災害応急対策施設	
なかむら公園 神奈川県藤沢市	2.0	50	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：3.4万人	37	1.3	・緑の基本計画に位置付け ・計画・設計への住民参加	
辰野ほたる童謡公園 長野県辰野町	3.0	10	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：1.5万人	5.4	1.7	・観光等地域活性化への貢献 ・近隣・地区公園ゼロ地域での近隣・地区公園	
大豆島公園 長野県長野市	11	155	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：7.3万人	10	15.1	・災害時における一次避難地となる防災公園 ・緑の基本計画に位置付け	
平尾山公園 長野県佐久市	5.0	67	誘致距離：15 km 誘致圏人口：21万人	48	1.3	・緑の基本計画に位置付け ・生態系の保全のための環境整備を総合的に行うことを目的として、関係省庁における関連事業と連携するもの	
信州国際音楽村周辺地区 長野県丸子町	4.8	90	誘致距離：4.5 km 誘致圏人口：2.2万人	7.5	12.1	・緑の基本計画に位置付け ・計画・設計への住民参加	
保野公園 神奈川県横浜市	80	90	誘致距離：20 km 誘致圏人口：602万人	69	1.3	・緑の基本計画に位置付け ・ゆったりトイレ緊急整備事業	
セントラルパーク 埼玉県さいたま市	29	465	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：24万人	28	16.3	・近隣・地区公園ゼロ地域での近隣・地区公園 ・計画・設計への住民参加	
綾子河川公園 富山県小矢部市	8.6	17	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：2.0万人	3.0	1.9	・緑の基本計画に位置づけられている。 ・国有地の活用をしている。	
城南中央公園 富山県城端町	8.7	27	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：1.0万人	13	2.2	・緑の基本計画に位置づけられている。 ・地域防災計画で避難地となる公園。	
あさはた緑地 静岡県静岡市	36	40	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：70.7万人	35	1.2	・緑の基本計画に位置づけられている。 ・自然再生協議会による計画策定。	中部地方整備局 都市整備課 (課長 筒井 祐治)
守山西公園 静岡県藤山町	5.0	19	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：1.8万人	5.4	3.6	・緑の基本計画に位置づけられている。 ・国有地を活用した事業である。	
学園都市中央公園 岐阜県土岐市	3.5	87	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：0.9万人	19	4.5	・緑の基本計画に位置づけられている ・歩いて行ける範囲の公園の整備	
空の森地区 岐阜県各務原市	5.4	29	誘致距離：0.75 km 誘致圏人口：1.8万人	9.9	2.9	・緑の基本計画に位置づけられている ・緑化重点地区整備事業である	
可児市運動公園 岐阜県可児市	41	76	誘致距離：20.0 km 誘致圏人口：132.7万人	66	1.2	・バリアフリー設計を行う ・計画・設計への住民参加を行う	
うるおいやすらぎ地区 岐阜県神戸町	26	40	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：2.7万人	30	1.3	・緑の基本計画に位置づけられている ・緑化重点地区整備事業である	
22世紀の丘公園 静岡県掛川市	41	65	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：36.0万人	55	1.2	・緑の基本計画に位置づけられている ・環境ふれあい公園	
天野公園 静岡県伊豆長岡町	15	135	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：3.6万人	17	7.9	・緑の基本計画に位置づけられている ・他事業との連携事業である	
刈谷市総合運動公園 愛知県刈谷市	52	32	誘致距離：13.7 km 誘致圏人口：13.2万人	27	1.2	・緑の基本計画に位置づけられている ・他事業との連携事業である	
名古屋市緑化重点地区 愛知県名古屋	12	162	誘致距離：14.1 km 誘致圏人口：162.0万人	11	14.1	・緑の基本計画に位置づけられている ・緑化重点地区整備事業である	
丸岡地区 福井県丸岡町	2.0	48	誘致距離：0.75 km 誘致圏人口：3万人	13	3.6	・DID区域内で緑の基本計画の緑化重点地区整備事業に位置づけられた街区公園	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 新階 寛恭)
五個荘中央公園 滋賀県五個荘町	9.6	15	誘致距離：3 km 誘致圏人口：0.54万人	13	1.2	・町の地域防災計画に位置づけられた、緑被率50%以上の近隣・地区公園ゼロ地域での近隣公園。	
東部地域公園 滋賀県愛知川町	15	109	誘致距離：3 km 誘致圏人口：0.9万人	14	7.9	・町の地域防災計画に位置づけられた、複数種類の災害応急対策施設等、防災性の向上を図った近隣・地区公園ゼロ地域での地区公園である。	
南部地区 滋賀県大津市	29	696	誘致距離：0.75 km 誘致圏人口：5万人	188	2.5	・緑の基本計画の緑化重点地区整備事業に位置づけられた公園。大戸川ダム事業と連携している。	
長田野周辺地区 京都府福知山市	9.8	253	誘致距離：15 km 誘致圏人口：15.5万人	95	2.6	・緑の基本計画の緑化重点地区整備事業に位置づけられた公園。新たな社会システムへの対応ということで計画・設計及び管理への住民参加を図る。	
園部 I C 周辺地区 京都府園部町	2.3	11	誘致距離：0.75 km 誘致圏人口：1.5万人	5.3	2.0	・緑の基本計画の緑化重点地区整備事業に位置づけられた公園。土地区画整理事業と連携している。	
枚方南部地区 大阪府枚方市	128	593	誘致距離：5 km 誘致圏人口：16万人	133	4.5	・DID区域内で緑の基本計画の緑化重点地区整備事業に位置づけられた公園。災害時には一時避難地となる防災公園である。	
高美地区 大阪府八尾市	16	194	誘致距離：0.75 km 誘致圏人口：1.8万人	18	10.9	・DID区域内で緑の基本計画の緑化重点地区整備事業に位置づけられた公園。新たな社会システムへの対応として、管理への住民参加を図る。	
松原西地区 大阪府松原市	31	468	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：9.2万人	82	5.7	・DID区域内で緑の基本計画の緑化重点地区整備事業に位置づけられた公園。災害時には一時避難地となる防災公園で河川敷等を有効活用している。	
狭山池・副池周辺地区 大阪府大阪狭山市	3.0	113	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：1.7万人	82	15.2	・緑の基本計画の緑化重点地区整備事業に位置づけられた公園。災害時には一時避難地となる防災公園で他事業と連携を図っている。	
大阪国際空港周辺緑地 兵庫県伊丹市	20	505	誘致距離：3 km 誘致圏人口：5.7万人	151	3.3	・DID区域内で緑の基本計画の緑化重点地区整備事業に位置づけられた公園。災害時には広域避難地となり、複数の災害応急対策施設を有した防災公園である。	
北口地区 兵庫県西宮市	14	57	誘致距離：0.75 km 誘致圏人口：11.6万人	20	2.9	・DID区域内で緑の基本計画の緑化重点地区整備事業に位置づけられた公園。新たな社会システムへの対応ということで計画・設計及び管理への住民参加を図る。	

段上地区 兵庫県西宮市	19	38	誘致距離：0.75 km 誘致圏人口：1.2万人	25	1.5	・DID区域内で緑の基本計画の緑化重点地区整備事業に位置づけられた公園。新たな社会システムへの対応ということで計画・設計及び管理への住民参加を図る。	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 新階 寛恭)
龍野小宅地区 兵庫県龍野市	22	81	誘致距離：3 km 誘致圏人口：6.8万人	23	3.5	・緑の基本計画の緑化重点地区整備事業に位置づけられた公園。国有地の河川敷を活用した公園である。	
かつらぎ公園 和歌山県かつらぎ町	7.0	159	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：1.2万人	16	9.9	・高齢者、障害者への配慮があり、観光等地域活性化への貢献した公園。新たな社会システムへの対応として、計画・設計への住民参加を図った公園である。	
大阪城公園 大阪府大阪市	39	812	誘致距離：11.7 km 誘致圏人口：602.7万人	743	1.1	・DID区域内で緑の基本計画に位置づけられた、観光等地域活性化に貢献する都市基幹公園。H17都市緑化フェア会場。	
西代公園 兵庫県神戸市	5.5	138	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：23.7万人	79	1.7	・DID区域内で緑の基本計画に位置づけられた公園。災害時には一時避難地となる防災公園で高齢者、障害者に配慮して、新たな社会システムへの対応として管理への住民参加を図る。	
都心地区 兵庫県神戸市	35	140	誘致距離：3.85 km 誘致圏人口：53.2万人	118	1.2	・DID区域内で緑の基本計画の緑化重点地区整備事業に位置づけられた公園。高齢者、障害者に配慮している。	中国地方整備局 都市住宅整備課 (課長 石崎 隆弘)
浜村砂丘公園 鳥取県気高町	5.7	79	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：1.0万人	30	2.7	・国有地を活用している。 ・管理への住民参加を予定している。	
安来市街北地区 鳥根県安来市	13	174	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：2.0万人	18	9.9	・緑の基本計画に位置付けられている ・緑化重点地区整備事業である	
西郷市街地区 鳥根県西郷町	8.9	92	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：1.0万人	11	8.7	・緑の基本計画に位置付けられている ・緑化重点地区整備事業である	
溜川公園 岡山県倉敷市	15	66	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：3.0万人	13	5.0	・緑の基本計画に位置付けられている。 ・絶滅危惧種の保存を行う公園である。	
里庄町総合運動公園 岡山県里庄町	20	24	誘致距離：13.7 km 誘致圏人口：69万人	20	1.2	・市町村防災計画に位置付けられている。 ・計画・設計への住民参加による地区公園である。	
峰高公園 広島県廿日市市	87	267	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：8.0万人	138	1.9	・緑の基本計画に位置付けられている。 ・バリアフリー化された地区公園である。	
小屋浦緑地 広島県坂町	2.2	5.6	誘致距離：0.8 km 誘致圏人口：0.2万人	2.5	2.3	・緑の基本計画に位置付けられている。 ・公園の緑被面積率が50%以上である。	
平田川公園 山口県下松市	26	62	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：2.0万人	22	2.9	・緑の基本計画に位置付けられている。 ・土地区画整理事業と連携した公園である。	
栗林公園 香川県	5.8	243	誘致距離：40 km 誘致圏人口：107万人	59	4.1	・観光等地域活性化に貢献している ・国の特別名勝に指定されている	
中心地区 愛媛県松山市	9.2	431	誘致距離：0.75 km 誘致圏人口：10万人	40	10.9	・緑の基本計画に位置付けられている ・緑化重点地区整備事業	四国地方整備局 都市住宅整備課 (課長 舟久保 敬)
今治駅・港周辺地区 愛媛県今治市	6.4	249	誘致距離：0.75 km 誘致圏人口：3万人	23	10.9	・緑の基本計画に位置付けられている ・緑化重点地区整備事業	
古津賀地区 高知県中村市	3.0	16	誘致距離：0.75 km 誘致圏人口：0.57万人	7.0	2.3	・緑の基本計画に位置付けられている ・緑化重点地区整備事業	
巨勢公園 佐賀県佐賀市	9.6	349	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：2.8万人	9.4	37.2	・緑の基本計画に位置付けられている身近な都市公園の整備	九州地方整備局 都市住宅整備課 (課長 栗田 泰正)
竜ヶ崎公園 熊本県竜ヶ崎町	6.4	57	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：1.1万人	6.7	8.5	・住民参加型の公園計画、公園管理 ・カントリーパークの整備	
杵築市総合公園 大分県杵築市	27	42	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：22.0万人	40	1.1	・第63回国民体育大会(平成20年大分国体)の卓球会場	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
天福公園 宮崎県日南市	16	97	誘致距離：22.0 km 誘致圏人口：3.3万人	29	3.4	・市防災計画に位置付けられる。 ・街づくりを支援し、観光に貢献する。	九州地方整備局 都市住宅整備課 (課長 栗田 泰正)
勝山公園 福岡県北九州市	29	267	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：130万人	68	4.0	・緑の基本計画に位置づけられている広域避難地となる防災公園	
宜保3号公園 沖縄県豊見城市	2.7	25	誘致距離：0.75 km 誘致圏人口：1.9万人	3.2	7.9	・緑の基本計画に位置づけられている。管理への住民参加。	沖縄総合事務局 建設行政課 (課長 村山 健)
豊崎総合公園 沖縄県豊見城市	73	119	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：78.6万人	97	1.2	・緑の基本計画に位置づけられている。 ・オ・トキャンプ場の整備。	
新川公園 沖縄県南風原町	4.0	39	誘致距離：0.75 km 誘致圏人口：1.3万人	3.6	10.7	・緑の基本計画に位置づけられている。 ・管理への住民参加。	

〔その他施設費〕

【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価			担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			事業の 緊急性	計画の 妥当性	その他	
花咲港湾合同庁舎 北海道開発局	2.8	9.7	計画延べ床面積：818㎡	5.2	1.9	102点	133点	・入居予定官署の税関・検疫所・入管は民借しており、所有者の漁協より立ち退き要請されている。海保の庁舎については、老朽・狭隘が著しく業務に支障をきたしており、建替が必要となっている。	本省大臣官房 官庁営繕部営繕計画課 (課長 藤田 伊織)
下館地方合同庁舎 関東地方整備局	15	61	計画延べ床面積：4,969㎡	25	2.4	119点	121点	・入居予定官署の既存庁舎はいずれも経年による老朽化、業務量増大に伴う狭隘化が著しく、早急に庁舎整備が必要である。	
木津地方合同庁舎 近畿地方整備局	5.1	18	計画延べ床面積：1,805㎡	9.4	2.0	113点	133点	・入居予定官署の既存庁舎はいずれも経年による老朽化、業務量増大に伴う狭隘化が著しく、早急に庁舎整備が必要である。	
東京税関新潟税関支署東港出張所 北陸地方整備局	6.6	27	計画延べ床面積：2,114㎡	13	2.1	105点	110点	・輸出入貨物量の増加に伴い税関業務は年々変化しており、国際物流の一翼を担う税関手続きについてより一層の迅速化・簡素化が求められている。迅速・適正通関の実施のための施設整備が早急に必要である。	

【小笠原諸島振興開発事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
港湾整備(二見港) <係船浮標> 東京都	6.0	・小笠原諸島振興開発特別措置法の目的と合致している。 ・係船浮標は大型船舶が接岸できない同港の代替施設として最低限必要な整備である。	本省 都市・地域整備局 特別地域振興課 (課長 山口 悦弘)
港湾整備(沖港) <物揚場改修> 東京都	1.2	・小笠原諸島振興開発特別措置法の目的と合致している。 ・遠隔離島において小型船の係留施設を確保するために最低限必要な整備である。	
農業・水産業基盤整備(二見漁港) <防波堤改良> 東京都	3.9	・小笠原諸島振興開発特別措置法の目的と合致している。 ・遠隔離島において漁港機能を確保するために最低限必要な整備である。	
観光振興(都市公園) <ビクターセンター増改築> 東京都	1.8	・小笠原諸島振興開発特別措置法の目的と合致している。 ・他地域で確保されている水準と同程度の水準となる整備である。	
生活環境施設等整備(浄化槽施設) 東京都小笠原村	1.2	・小笠原諸島振興開発特別措置法の目的と合致している。 ・村内における公共用水域の水質保全を図るために必要な整備である。	

【離島振興特別事業】

【奄美群島産業振興等補助金(観光・大島つむぎ振興等事業)】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
健康体験交流施設整備事業 鹿児島県名瀬市	7.8	・奄美群島振興開発特別措置法の目的と合致している。 ・奄美群島独特の自然・文化等を活用した体験交流施設の整備により、産業の振興や奄美群島内外との交流連携が図られるとともに、奄美群島の自立的発展に寄与する。	本省 都市・地域整備局 特別地域振興課 (課長 山口 悦弘)
峰山山園地整備事業 鹿児島県宇検村	0.80	・奄美群島振興開発特別措置法の目的と合致している。 ・奄美大島南部における観光拠点施設の整備により、産業の振興や奄美群島内外との交流連携が図られるとともに、奄美群島の自立的発展に寄与する。	

(離島体験滞在交流促進事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
離島体験滞在交流促進事業 新潟県粟島浦村	0.94	・都市部との交流人口の増加に資する。	本省 都市・地域整備局 離島振興課 (課長 後藤 正之)

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
大型巡視船 (ヘリ甲板付高速高機能) 建造(1隻) 海上保安庁	76	・整備しようとする巡視船は、速力、夜間監視能力、捕捉能力、操縦性能、射撃精度等の向上が図られ、また、ヘリコプター連携機能を有しており、不審船事案に迅速・的確に対応できるほか、悪質巧妙化する密輸・密航事犯、外国人漁業の監視取締等にも十分対応することができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 染矢 隆一)

再評価結果一覧表様式

【河川事業】
(直轄)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
石狩川下流直轄河川改修事業 北海道開発局	再々評価	23,680	187,740	浸水戸数: 218,000戸 浸水面積: 121,000ha	23,680	7.9	・昭和56年8月洪水では、死者2人、浸水家屋22,500戸の浸水被害が発生し、近年においても昭和63年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、石狩大橋地点で14,000m ³ /sの内、当面の治水安全度を既往最大規模まで確保する。	継続	
石狩川上流直轄河川改修事業 北海道開発局	再々評価	23,680	187,740	浸水戸数: 78,600戸 浸水面積: 15,400ha	23,680	7.9	・昭和56年8月洪水では、浸水家屋2,258戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、伊納地点で6,000m ³ /sの内、当面の治水安全度を既往最大規模まで確保する。	継続	
尻別川直轄河川改修事業 北海道開発局	再々評価	787	856	浸水戸数: 1,050戸 浸水面積: 2,000ha	787	1.1	・昭和50年8月洪水では、浸水家屋421戸の浸水被害が発生し、近年においても昭和56年、平成11年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、名駒地点で3,000m ³ /sの内、当面の治水安全度を1/40規模まで確保する。	継続	
後志利別川直轄河川改修事業 北海道開発局	再々評価	718	2,544	浸水戸数: 2,650戸 浸水面積: 2,910ha	718	3.5	・昭和37年8月洪水では、浸水家屋1,402戸の浸水被害が発生し、近年においても昭和9年、平成10年、平成11年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、今金地点で1,250m ³ /sの内、当面の治水安全度を1/40規模まで確保する。	継続	
鶴川直轄河川改修事業 北海道開発局	再々評価	473	497	浸水戸数: 3,350戸 浸水面積: 2,850ha	473	1.1	・昭和37年8月洪水では、死者2人、浸水家屋920戸の浸水被害が発生し、近年においても平成4年、平成10年、平成13年、平成15年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、鶴川地点で3,600m ³ /sの内、当面の治水安全度を1/40規模まで確保する。	継続	
十勝川直轄河川改修事業 北海道開発局	再々評価	7,179	58,787	浸水戸数: 52,000戸 浸水面積: 30,700ha	7,179	8.2	・昭和56年8月洪水では、死者1人、浸水家屋339戸の浸水被害が発生し、近年においても平成10年、平成13年、平成15年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、茂岩地点で13,700m ³ /sの内、当面の治水安全度を1/40規模まで確保する。	継続	
釧路川直轄河川改修事業 北海道開発局	再々評価	1,033	2,049	浸水戸数: 16,500戸 浸水面積: 8,720ha	1,033	2.0	・昭和54年10月洪水では、浸水家屋320戸の浸水被害が発生し、近年においても平成4年、平成10年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、標茶地点で1,200m ³ /sの内、当面の治水安全度を1/40規模まで確保する。	継続	
網走川直轄河川改修事業 北海道開発局	再々評価	782	3,111	浸水戸数: 2,500戸 浸水面積: 3,120ha	782	4.0	・平成4年9月洪水では、浸水家屋322戸の浸水被害が発生し、近年においても平成10年、平成13年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、真幌地点で1,200m ³ /sの内、当面の治水安全度を1/40規模まで確保する。	継続	
常呂川直轄河川改修事業 北海道開発局	再々評価	1,501	2,057	浸水戸数: 5,900戸 浸水面積: 5,290ha	1,501	1.4	・昭和50年9月洪水では、死者1人、浸水家屋1,060戸の浸水被害が発生し、近年においても平成4年、平成10年、平成13年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、北見地点で1,600m ³ /sの内、当面の治水安全度を1/40規模まで確保する。	継続	本省河川局治水課 (課長 望月 常好)
湧別川直轄河川改修事業 北海道開発局	再々評価	363	1,060	浸水戸数: 5,500戸 浸水面積: 3,070ha	363	2.9	・平成4年9月洪水では、浸水家屋104戸の浸水被害が発生し、近年においても平成10年、平成13年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、開盛地点で1,800m ³ /sの内、当面の治水安全度を既往最大規模まで確保する。	継続	
潘滑川直轄河川改修事業 北海道開発局	再々評価	193	489	浸水戸数: 620戸 浸水面積: 1,420ha	193	2.5	・平成10年9月洪水では、浸水家屋157戸の浸水被害が発生し、近年においても平成12年、平成13年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、上津滑地点で1,300m ³ /sの内、当面の治水安全度を既往最大規模まで確保する。	継続	
天塩川上流直轄河川改修事業 北海道開発局	再々評価	3,773	18,396	浸水戸数: 15,600戸 浸水面積: 10,900ha	3,773	4.9	・昭和56年8月洪水では、浸水家屋491戸の浸水被害が発生し、近年においても平成6年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、普平地点で5,700m ³ /sの内、当面の治水安全度を1/40規模まで確保する。	継続	
天塩川下流直轄河川改修事業 北海道開発局	再々評価	3,773	18,396	浸水戸数: 500戸 浸水面積: 8,200ha	3,773	4.9	・昭和56年8月洪水では、浸水家屋42戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、普平地点で5,700m ³ /sの内、当面の治水安全度を1/40規模まで確保する。	継続	
標津川直轄河川改修事業 北海道開発局	再々評価	184	359	浸水戸数: 70戸 浸水面積: 1,170ha	184	2.0	・平成10年9月洪水では、浸水家屋8戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を合流地点で計画規模の910m ³ /sまで確保する。	継続	
声間川直轄河川改修事業 北海道開発局	再々評価	203	206	浸水戸数: 75戸 浸水面積: 580ha	203	1.0	・昭和45年10月洪水では、浸水家屋28戸の浸水被害が発生し、近年においても平成7年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を声間橋地点で計画規模の270m ³ /sまで確保する。	継続	
北上川上流直轄河川改修事業(一閑遊水地) 東北地方整備局	再々評価	2,700	11,916	浸水戸数: 5,610戸 浸水面積: 1,209ha	2,287	5.2	一閑地区は、昭和22年、23年洪水をはじめ、近年では平成14年7月洪水等、その地理的特徴から古来より水害に悩まされており、現在も浸水頻度の高い地域である。 ・当該事業の実施により、狐禅寺地点(基本高水13,000m ³ /s)において、洪水調節量4,500m ³ /sのうち1,900m ³ /sを調整する。	継続	
北上川上流直轄河川改修事業(砂鉄川地区) 東北地方整備局	再々評価	366	1,534	浸水戸数: 516戸 浸水面積: 219ha	360	4.4	砂鉄川は、一閑遊水地下流狭窄部の左岸側に合流しており、これまで左右岸ともに無堤部であったため、出水時には北上川の背水により浸水被害を繰り返す水害常襲地帯であった。近年では平成10年8月洪水、平成14年7月洪水が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を概ね1/2から概ね1/100(完成後)まで向上させる。	継続	
雄物川上流直轄改修事業(土貫川) 東北地方整備局	再々評価	42	510	浸水戸数: 64戸 浸水面積: 372ha	44	11.7	土貫川は、雄物川上流右支川で無堤地区のため、水害常襲地帯となっており、昭和22年7月、昭和47年7月洪水で未曾有の被害を経験している。近年では昭和62年8月洪水等において、国道13号及び高水常襲地帯被害が及んだため、洪水氾濫の防止を目的に平成8年度から左岸の高堤事業に着手し、治水安全度の向上を図るものである。 ・当該事業の実施により、治水安全度を概ね1/2から概ね1/15まで向上させる。	継続	

久慈川直轄河川改修事業 関東地方整備局	再々評価	2,138	1,049	浸水戸数：4327戸 浸水農地面積：2910ha	563	1.9	昭和61年には常陸太田市等で250戸の浸水被害が発生しているなど、過去20年間で3回の家屋浸水被害が発生している。当該事業の実施により、治水安全度を山方地点で計画規模の3,400m ³ /sまで確保する。	継続
那珂川直轄河川改修事業（緊急改修区間） 関東地方整備局	再々評価	1,536	4,042	浸水戸数：4283戸 浸水農地面積：2087ha	799	5.1	昭和61年には水戸市等で3,580戸の浸水被害が発生しているなど、過去20年間で3回の家屋浸水被害が発生している。当該事業の実施により昭和61年洪水規模の出水に対して安全に流下することが可能となる。	継続
荒川直轄河川改修事業 関東地方整備局	再々評価	52,180	106,097	浸水戸数：129万戸 浸水面積：68,000ha	8,146	13.0	人口・資産が日本で最も集中しており、氾濫した場合、首都圏の広範囲に甚大な被害を与える。当該事業の実施により、治水安全度を岩淵地点で計画規模7,000m ³ /sまで確保する。	継続
荒川上流直轄河川改修事業（荒川第一調節池） 関東地方整備局	再々評価	627	6,916	浸水戸数：47,759戸 浸水面積：949ha	1,174	5.9	当該事業の実施により、岩淵地点で、最大850m ³ /sの洪水調節を行うことで、下流部東京区部の治水安全度の向上を図る。	継続
荒川上流直轄河川改修事業（入間川他支川改修） 関東地方整備局	再々評価	3,797	8,730	浸水戸数：80,654戸 浸水面積：13,200ha	1,461	6.0	平成11年8月洪水では497戸の浸水被害が発生するなど、過去10年間に8回の浸水被害が発生している。当該事業を実施により、治水安全度を芳野地点で計画規模4,500m ³ /sまで確保する。	継続
新河岸川直轄河川改修事業（朝霞調節池） 関東地方整備局	再々評価	326	647	浸水戸数34,400戸 浸水面積590ha	349	1.9	市街化区域が流域の約50%を占め、今後も開発が進むことが予想される。当該事業と都県による河川改修の実施により、下流東京都区間の治水安全度を下茂地点で総合治水計画規模530m ³ /sまで確保する。	継続
鶴見川直轄河川改修事業 関東地方整備局	再々評価	3,905	4,623	浸水戸数：13,131戸 浸水面積：2,413ha	1,521	3.0	市街化区域が流域の85%を占め今後も開発が進むことが予想され、鶴見川への流出増が想定される。当該事業の実施により、治水安全度を未吉橋地点で計画規模1,800m ³ /sまで確保する。	継続
相模川直轄河川改修事業 関東地方整備局	再々評価	693	439	浸水戸数：19,000戸 浸水面積：1,000ha	165	2.7	沿川人家連帯地区であるが、無堤部もあり流下能力が不足している。当該事業と上流栗区間の河川改修の実施により、治水安全度を厚木地点で計画規模7,300m ³ /sまで確保する。	継続
富士川直轄河川改修事業（富士川改修） 関東地方整備局	再々評価	332	551	浸水戸数：2,754戸 浸水面積：806ha	260	2.1	昭和57年8月洪水では富士川の山間部の平地で25箇所もの浸水被害が発生している。未対策区間も多く存在し、浸水被害発生恐れがある。当該事業の実施により、戦後最大規模である昭和57年8月出水規模の洪水に対しては安全に流下することが可能となる。	継続
富士川直轄河川改修事業（釜無川改修） 関東地方整備局	再々評価	332	551	浸水戸数：2,754戸 浸水面積：806ha	260	2.1	昭和57年8月洪水では流入支川横川の区内氾濫による浸水被害が発生している。当該事業の実施により、戦後最大規模である昭和57年8月出水規模の洪水に対しては安全に流下することが可能となる。	継続
富士川直轄河川改修事業（苗吹川改修） 関東地方整備局	再々評価	332	551	浸水戸数：2,754戸 浸水面積：806ha	260	2.1	昭和34年8月洪水では堤防侵食により4箇所破壊している。未だ、無堤部、弱小堤が存在しており浸水被害が発生する恐れがある。当該事業の実施により、戦後最大規模である昭和34年8月出水規模の洪水に対しては、安全に流下させることが可能となる。	継続
千曲川直轄河川改修事業 北陸地方整備局	再々評価	6,929	132,039	浸水戸数：153,229戸 浸水面積：59,290ha	16,717	7.9	・昭和57年9月洪水では、飯山市等の千曲川流域で死傷者37人、床上浸水3,000戸以上の被害が発生しているなど、浸水被害が頻発している。 ・当該事業の実施により、立ヶ花地点において、治水安全度1/100 流下能力9,000m ³ /sへ向上させる。	継続
信濃川直轄河川改修事業 北陸地方整備局	再々評価	7,078	132,039	浸水戸数：153,229戸 浸水面積：59,290ha	16,717	7.9	・昭和56年8月洪水では、沿川で死者不明者2名、浸水家屋約3,000戸の被害が発生し、昭和57年9月、昭和58年9月、昭和60年7月など浸水被害が頻発している。 ・当該事業の実施により、小千谷地点において、治水安全度1/150 流下能力11,000m ³ /sへ向上させる。	継続
信濃川下流直轄河川改修事業 北陸地方整備局	再々評価	3,560	37,498	浸水戸数：57,822戸 浸水面積：26,963ha	4,112	9.1	・昭和53年6月洪水では、沿川で農地浸水16,000ha、浸水家屋約3,500戸以上の被害が発生しているなど、浸水被害が頻発している。 ・当該事業の実施により、碓氷橋地点において、治水安全度1/150 流下能力14,000m ³ /sへ向上させる。	継続
関川直轄河川改修事業 北陸地方整備局	再々評価	1,130	13,251	浸水戸数：18,632戸 浸水面積：3,100ha	1,104	12.0	・昭和57年9月洪水では、関川沿川で浸水家屋7,200戸以上の被害が発生、昭和60年7月洪水では、支川保倉川の洪水により浸水家屋2,400戸以上の被害が発生しているなど、浸水被害が頻発している。 ・当該事業の実施により、高田地点において、治水安全度1/100 流下能力3,700m ³ /sへ向上させる。	継続
荒川直轄河川改修事業 北陸地方整備局	再々評価	656	40,975	浸水戸数：12,730戸 浸水面積：4,609ha	3,879	10.6	・昭和42年8月洪水（羽越水害）では、死者不明者90名、家屋被災11,095戸、浸水面積6,873haの被害が発生、その後も昭和53年6月、昭和56年6月洪水など、浸水被害が頻発している。 ・当該事業の実施により、花立地点において、治水安全度1/100 流下能力6,500m ³ /sへ向上させる。	継続
長良川直轄河川改修事業 中部地方整備局	再々評価	9,113	192,405	浸水戸数：126,900世帯 浸水面積：21,300ha	7,847	24.5	・昭和51年には安八町で堤防決壊し、岐阜市等で24,986棟、浸水面積21,606haの浸水被害が発生している。 ・長良川の直轄管理区間の堤防整備率は平成15年3月末現在で約96%である。 ・現在、犀川統合排水機場整備を実施しており、今後は、中上流部の河道掘削を実施し治水安全度の向上を図る。	継続
揖斐川直轄河川改修事業 中部地方整備局	再々評価	13,675	111,129	浸水戸数：87,900世帯 浸水面積：26,500ha	6,866	16.2	・平成14年には大垣市等で約740棟、浸水面積857haの浸水被害が発生している。 ・揖斐川の直轄管理区間の堤防整備率は平成15年3月末現在で約51%である。 ・現在、揖斐川中流部河道掘削、下流部右岸堤防改修を実施しており、今後は支川の弱小堤対策を実施し治水安全度の向上を図る。	継続

本省河川局治水課
(課長 望月 常好)

狩野川直轄河川改修事業 中部地方整備局	再々評価	3,731	54,297	浸水戸数：33,800世帯 浸水面積：3,600ha	6,223	8.7	・平成10年には葦山町等で769棟、浸水面積371haの浸水被害が発生している。 ・狩野川の直轄管理区間の堤防整備率は平成15年3月末現在で約70%である。 ・現在、木瀬川地区改修を実施しており、今後は未完成堤防の解消や中流部流下能力向上と内水被害を軽減させるため中下流域の河道掘削を実施し治水安全度の向上を図る。	継続
天竜川直轄河川改修事業 中部地方整備局	再々評価	9,780	66,998	浸水戸数：88,700世帯 浸水面積：15,400ha	5,902	11.4	・昭和58年には、飯田市等で1,491棟、浸水面積289haの浸水被害が発生している。 ・天竜川の直轄管理区間の堤防整備率は平成15年3月末現在で約65%である。 ・現在、上流部では伊那・伊北改修、中流部では中部地区改修を実施しており、今後は上流部市街地での河道整備、下流部での河道掘削を実施し治水安全度の向上を図る。	継続
菊川直轄河川改修事業 中部地方整備局	再々評価	1,563	4,903	浸水戸数：4,200世帯 浸水面積：1,500ha	2,200	2.2	・昭和57年には、菊川町等で2,099棟、浸水面積816haの浸水被害が発生している。 ・菊川の直轄管理区間の堤防整備率は平成15年3月末現在で約78%である。 ・現在、下小笠川排水路を実施しており、今後は本・支川の堤防整備と河道掘削を実施し治水安全度の向上を図る。	継続
安倍川直轄河川改修事業 中部地方整備局	再々評価	1,037	8,951	浸水戸数：85,300世帯 浸水面積：2,600ha	633	14.1	・昭和49年には静岡市等で8,210棟、浸水面積1,006haの浸水被害が発生している。 ・安倍川の直轄管理区間の堤防整備率は平成15年3月末現在で約70%である。 ・現在、中流部緊急河道掘削工事を実施しており、今後は人口・資産の集中する市街地中心部を守るため、左岸堤防の質的整備を図るとともに、急激に進んでいる土砂堆積への対策として、流下能力不足区間を先行して河床掘削に着手し治水安全度の向上を図る。	継続
矢作川直轄河川改修事業 中部地方整備局	再々評価	4,608	7,307	浸水戸数：71,500世帯 浸水面積：12,000ha	1,275	5.7	・平成12年(東海豪雨(恵南豪雨))には豊田市等で2,801棟、浸水面積1,798haの浸水被害が発生している。 ・矢作川の直轄管理区間の堤防整備率は平成15年3月末現在で約31%である。 ・現在、平成12年9月洪水の対策を実施しており、今後も引き続き築堤・護岸等を実施し治水安全度の向上を図る。	継続
木曾川直轄河川改修事業 中部地方整備局	再々評価	11,645	159,243	浸水戸数：179,900世帯 浸水面積：33,300ha	4,200	37.9	・昭和58年には、美濃加茂市等で4,662棟、浸水面積513haの浸水被害が発生している。 ・木曾川の直轄管理区間の堤防整備率は平成15年3月末現在で約60%である。 ・現在、松原地区築堤、高潮堤防補強を実施しており、今後も高潮堤防補強等を実施し治水安全度の向上を図る。	継続
庄内川直轄河川改修事業 中部地方整備局	再々評価	7,410	154,093	浸水戸数：235,500世帯 浸水面積：3,800ha	3,669	42.0	・平成12年には、名古屋市等で34,041棟、浸水面積10,477haの浸水被害が発生している。 ・庄内川の直轄管理区間の堤防整備率は平成15年3月末現在で約18%である。 ・現在、激特事業及び一色大橋改修工事を実施しており、今後も引き続き築堤・護岸等を実施し治水安全度の向上を図る。	継続
榑田川直轄河川改修事業 中部地方整備局	再々評価	1,755	2,945	浸水戸数：5,900世帯 浸水面積：5,800ha	798	3.7	・昭和57年には、松阪市で13棟、浸水面積14haの浸水被害が発生している。 ・榑田川の直轄管理区間の堤防整備率は平成15年3月末現在で約39%である。 ・現在、松名瀬築堤、高潮堤防補強を実施しており、今後は下流部の流下能力向上を図るため西黒部地区の河道掘削を実施し治水安全度の向上を図る。	継続
雲出川直轄河川改修事業 中部地方整備局	再々評価	3,200	14,241	浸水戸数：9,300世帯 浸水面積：4,700ha	1,675	8.5	・昭和57年には、久居市等で65棟、浸水面積449haの浸水被害が発生している。 ・雲出川の直轄管理区間の堤防整備率は平成15年3月末現在で約57%である。 ・現在、元町・須賀瀬地区の河道掘削工事、近鉄大飯線(連絡線)新中村川橋梁改築を実施しており、今後は本川中流部において遊水池事業を実施し治水安全度の向上を図る。	継続
熊野川直轄河川改修事業 近畿地方整備局	再々評価	248	356	浸水戸数：7,200戸 浸水面積：330ha	223	1.6	・昭和57年には、新宮市内で約2,500戸、平成9年には約1,100戸の浸水被害が発生。 ・現況流下能力15,500m ³ /s程度(熊野川左岸0.4km付近)であるが、当該事業の実施により19,000m ³ /sまで向上する。	継続
紀の川直轄河川改修事業 近畿地方整備局	再々評価	4,146	1,781	浸水戸数：3,000戸 浸水面積：590ha	1,058	1.7	・昭和34年には、橋本市等で約4,900戸の浸水被害が発生。 ・現況流下能力6,400m ³ /s程度(岩出井堰付近)であるが、当該事業の実施により12,000m ³ /sまで向上する。	継続
大和川直轄河川改修事業 近畿地方整備局	再々評価	18,579	66,783	浸水戸数：430,000戸 浸水面積：10,600ha	4,634	14.4	・昭和57年には堺市・王寺町等で約22,000戸、平成7年には安堵町・斑鳩町等で約2,500戸の浸水被害が発生。 ・現況流下能力4,500m ³ /s程度(相原地点)であるが、当該事業の実施により5,200m ³ /sまで向上する。	継続
淀川直轄河川改修事業 近畿地方整備局	再々評価	4,164	94,421	浸水戸数：1,980,000戸 浸水面積：57,000ha	3,074	30.7	・昭和28年には、高槻市・久御山町等で約239,000戸の浸水被害が発生。 ・河川堤防の所要の安全性を確保されていない区間について堤防強化を実施し堤防の安全性・信頼性を高めていく。	継続
宇治川直轄河川改修事業 近畿地方整備局	再々評価	4,164	94,421	浸水戸数：1,980,000戸 浸水面積：57,000ha	3,074	30.7	・昭和28年には、高槻市・久御山町等で約239,000戸の浸水被害が発生。 ・河川堤防の所要の安全性を確保されていない区間について堤防強化を実施し堤防の安全性・信頼性を高めていく。	継続
桂川直轄河川改修事業 近畿地方整備局	再々評価	4,164	94,421	浸水戸数：1,980,000戸 浸水面積：57,002ha	3,074	30.7	・昭和28年には、高槻市・久御山町等で約239,000戸の浸水被害が発生。 ・河川堤防の所要の安全性を確保されていない区間について堤防強化を実施し堤防の安全性・信頼性を高めていく。	継続

本省河川局治水課
(課長 望月 常好)

瀬田川直轄河川改修事業 近畿地方整備局	再々評価	4,164	94,421	浸水戸数：1,980,000戸 浸水面積：57,000ha	3,074	30.7	・昭和28年には、琵琶湖沿岸で約99,000戸の浸水被害が発生。 ・河川堤防の所要の安全性を確保されていない区間について堤防強化を実施し堤防の安全性・信頼性を高めていく。	継続
草津川直轄河川改修事業（草津川放水路） 近畿地方整備局	再々評価	4,164	94,421	浸水戸数：1,980,000戸 浸水面積：57,000ha	3,074	30.7	・昭和28年には、草津市等で約3,400戸の浸水被害が発生。 ・事業完了による治水効果の早期発現を図る	継続
野洲川直轄河川改修事業 近畿地方整備局	再々評価	4,164	94,421	浸水戸数：1,980,000戸 浸水面積：57,000ha	3,074	30.7	・昭和28年には、守山市等で約1,700戸の浸水被害が発生。 ・河川堤防の所要の安全性を確保されていない区間について堤防強化を実施し堤防の安全性・信頼性を高めていく。	継続
木津川下流直轄河川改修事業 近畿地方整備局	再々評価	4,164	94,421	浸水戸数：1,980,000戸 浸水面積：57,000ha	3,074	30.7	・昭和28年には、高槻市・久御山町等で約239,000戸の浸水被害が発生。 ・河川堤防の所要の安全性を確保されていない区間について堤防強化を実施し堤防の安全性・信頼性を高めていく。	継続
木津川上流直轄河川改修事業（上野遊水地） 近畿地方整備局	再々評価	4,164	94,421	浸水戸数：1,980,000戸 浸水面積：57,000ha	3,074	30.7	・昭和28年には、上野市で約200戸の浸水被害が発生。 ・狭窄部上流に位置する上野地区において遊水地整備を実施しており、現在周囲堤は完成、今後本川堤防部分の整備を進め治水安全度の向上を図る。	継続
木津川上流直轄河川改修事業（名張川等） 近畿地方整備局	再々評価	4,164	94,421	浸水戸数：1,980,000戸 浸水面積：57,000ha	3,074	30.7	・昭和34年には、名張市等で約2,300戸の浸水被害が発生。 ・河川堤防の所要の安全性を確保されていない区間について堤防強化を実施し堤防の安全性・信頼性を高めていく。	継続
猪名川直轄河川改修事業 近畿地方整備局	再々評価	4,164	94,421	浸水戸数：1,980,000戸 浸水面積：57,000ha	3,074	30.7	・昭和42年には、豊中市・尼崎市等で約94,000戸の浸水被害が発生。 ・河川堤防の所要の安全性を確保されていない区間について堤防強化を実施し堤防の安全性・信頼性を高めていく。	継続
加古川直轄河川改修事業 近畿地方整備局	再々評価	1,465	3,026	浸水戸数：58,100戸 浸水面積：5,900ha	652	4.6	・昭和51年には、高砂市・社町等で約13,000戸の浸水被害が発生。 ・現況流下能力2,400m ³ /s程度（広島地点）であるが、当該事業の実施により5,900m ³ /sまで向上する。	継続
揖保川直轄河川改修事業 近畿地方整備局	再々評価	1,993	9,111	浸水戸数：22,000戸 浸水面積：5,520ha	575	15.8	・昭和51年には、新宮町等で約11,000戸の浸水被害が発生。 ・現況流下能力2,400m ³ /s程度（龍野地点）であるが、当該事業の実施により3,300m ³ /sまで向上する。	継続
丹山川直轄河川改修事業 近畿地方整備局	再々評価	2,400	20,779	浸水戸数：13,800戸 浸水面積：4,190ha	1,306	15.9	・昭和34年には、豊岡市等で約17,000戸の浸水被害が発生。 ・現況流下能力2,500m ³ /s程度（立野地点）であるが、当該事業の実施により5,400m ³ /sまで向上する。	継続
由良川直轄河川改修事業 近畿地方整備局	再々評価	585	1,505	浸水戸数：1,000戸 浸水面積：1,500ha	374 （整備計画評価）	4.0	・昭和28年には、福知山市等で約7,800戸の浸水被害が発生。 ・現況流下能力800m ³ /s程度（戸田地点）であるが、当該事業の実施により3,500m ³ /sまで向上する。	継続
北川直轄河川改修事業 近畿地方整備局	再々評価	135	632	浸水戸数：3,100戸 浸水面積：1,570ha	87	7.3	・昭和28年には、小浜市等で約4,500戸の浸水被害が発生。 ・現況流下能力1,650m ³ /s程度（高塚地点）であるが、当該事業の実施により1,900m ³ /sまで向上する。	継続
九頭竜川直轄河川改修事業 近畿地方整備局	再々評価	2,713	6,034	浸水戸数：54,200戸 浸水面積：14,050ha	807	7.5	・昭和23年には、福井市等で約26,000戸、昭和28年には約18,000戸の浸水被害が発生。 ・現況流下能力3,800m ³ /s程度（中角地点）であるが、当該事業の実施により5,500m ³ /sまで向上する。	継続
斐伊川直轄河川改修事業（斐伊川放水路） 中国地方整備局	再々評価	2,100	20,658	浸水戸数：50,700戸 浸水農地面積：8,618ha	6,047	3.4	S47.7豪雨では松江市等で約25,000戸、出雲市で1,300戸の浸水被害が発生するなど、昭和に入ってから5度の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により斐伊川の計画高水流量4,500(m ³ /s)のうち2,000(m ³ /s)を放水路へ分流し、下流の松江市等の治水安全度を向上させる。	継続
斐伊川直轄河川改修事業（大橋川） 中国地方整備局	再々評価	270	20,658	浸水戸数：50,700戸 浸水農地面積：8,618ha	6,047	3.4	S47.7豪雨では松江市等で約25,000戸、出雲市で1,300戸の浸水被害が発生するなど、昭和に入ってから5度も大洪水に見舞われている。 当該事業の実施により大橋川の計画高水流量1,600(m ³ /s)を安全に流すことができるようになり、松江市等の治水安全度を向上させる。	継続
江の川直轄河川事業（大貫地区） 中国地方整備局	10年 継続中	71	93	浸水戸数：35戸 浸水農地面積：12ha	57	1.6	・昭和47年には桜江町で821戸の浸水被害が発生しているなど昭和41年から現在まで11回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により現況流下能力1,900(m ³ /s)から9,900(m ³ /s)へ向上する。（治水安全度を1/1.2から1/100へ向上させる）	継続
旭川直轄河川改修事業 （旭川放水路） 中国地方整備局	再々評価	890	20,658	浸水戸数：127,280戸 浸水農地面積：2,823ha	1,396	1.9	平成10年10月台風では岡山市を中心として7,206戸の浸水被害が発生するなど、昭和に入ってから5回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により旭川の計画高水流量1,600(m ³ /s)のうち2,000(m ³ /s)を放水路へ分流し、岡山市の治水安全度を向上させる。	継続
吉野川直轄河川改修事業（西村中島箇所） 四国地方整備局	再々評価	102	79	浸水戸数：150戸 浸水面積：191ha	75	1.1	・近年では平成2年、平成5年、平成9年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により1/1.5程度の安全度を1/30程度まで向上させる。	継続

本省河川雨水水課
（課長 望月 常好）

吉野川直轄河川改修事業（加茂第一箇所） 四国地方整備局	再々評価	169	140	浸水戸数：544戸 浸水面積：176ha	133	1.1	・近年では平成2年、平成5年、平成9年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により1/1.5程度の安全度を1/30程度まで向上させる。	継続	本省河川局治水課 (課長 望月 常好)
吉野川直轄河川改修事業（太刀野箇所） 四国地方整備局	再々評価	37	54	浸水戸数：90戸 浸水面積：80ha	29	1.9	・近年では平成2年、平成5年、平成9年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により1/1.5程度の安全度を1/30程度まで向上させる。	継続	
物部川直轄河川改修事業（南国箇所） 四国地方整備局	10年 継続中	3.1	10	浸水戸数：1135戸 浸水面積：499ha	3.8	2.6	・近年では平成10年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により1/30程度の安全度を1/50程度まで向上させる。	継続	
仁淀川直轄河川改修事業（波介川河口導流 事業） 四国地方整備局	再々評価	358	461	浸水戸数：2300戸 浸水面積：1000ha	181	2.6	・近年では平成5年、平成9年、平成10年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により昭和50年8月洪水での被害が浸水面積約1000ha 約600ha、浸水戸数約2300戸 約350戸と大きく減少する。	継続	
筑後川直轄河川改修事業 九州地方整備局	再々評価	1,890	10,863	浸水世帯数：270644世帯 浸水面積：59831ha	2,193	5.0	・筑後川流域は、昭和28年洪水により死者147名、床上浸水49,201戸、 床下浸水46,323戸と甚大な被害が発生しているほか、近年においても 度々洪水被害が発生している。 ・今後は、堤防整備、河道掘削等を行い更なる治水安全度の向上を図 る。	継続	
白川直轄河川改修事業 九州地方整備局	その他	1,034	21,939	浸水世帯数：115,441世帯 浸水面積：9,091ha	863	26.0	・白川流域は、平成2年洪水により死者・行方不明者14名、床上浸水 1614戸、床下浸水2200戸と甚大な被害が発生しているほか、近年にお いても度々洪水被害が発生している。 ・今後は、堤防整備、河道掘削等を行い更なる治水安全度の向上を図 る。	継続	
松浦川直轄河川改修事業 九州地方整備局	再々評価	126	130	浸水世帯数：4429世帯 浸水面積：4262ha	106	1.2	・松浦川流域は、昭和28年洪水により死者45名、床上浸水14,903戸、 床下浸水15,634戸と甚大な被害が発生しているほか、近年においても 度々洪水被害が発生している。 ・今後は、堤防整備、河道掘削等を行い更なる治水安全度の向上を図 る。	継続	
本明川直轄河川改修事業 九州地方整備局	再々評価	709	1,348	浸水世帯数：7338世帯 浸水面積：1989ha	515	2.6	・本明川流域は、昭和32年洪水により死者494名、床上浸水2,734戸、 床下浸水6,757戸と甚大な被害が発生しているほか、近年においても 度々洪水被害が発生している。 ・今後は、堤防整備、河道掘削等を行い更なる治水安全度の向上を図 る。	継続	
球磨川直轄河川改修事業 九州地方整備局	再々評価	2,300	3,669	浸水世帯数：71700世帯 浸水面積：11600ha	2,240	1.6	・球磨川流域は、昭和57年洪水により死者4名（罹難れ3名、不明1 名）、床上浸水1,113戸と甚大な被害が発生しているほか、近年におい ても度々洪水被害が発生している。 ・今後は、堤防整備等を行い更なる治水安全度の向上を図る。	継続	
緑川直轄河川改修事業 九州地方整備局	再々評価	400	3,756	浸水世帯数：14800世帯 浸水面積：8650ha	259	14.5	・緑川流域は、昭和63年洪水により死者2名、床上浸水638戸、床下浸 水521戸と甚大な被害が発生しているほか、近年においても度々洪水被害 が発生している。 ・今後は、堤防整備、河道掘削等を行い更なる治水安全度の向上を図 る。	継続	
菊池川直轄河川改修事業 九州地方整備局	再々評価	493	2,840	浸水世帯数：14660世帯 浸水面積：11776ha	327	8.7	・菊池川流域は、昭和57年洪水により死者6名、家屋損壊3,700戸と甚 大な被害が発生しているほか、近年においても度々洪水被害が発生して いる。 ・今後は、堤防整備、河道掘削等を行い更なる治水安全度の向上を図 る。	継続	
大分川直轄河川改修事業 九州地方整備局	再々評価	560	1,074	浸水世帯数：65685世帯 浸水面積：4694ha	482	2.2	・大分川流域は、昭和28年洪水により死者行方不明者84名、床上・床 下浸水38,582戸と甚大な被害が発生しているほか、近年においても 度々洪水被害が発生している。 ・今後は、堤防整備、河道掘削等を行い更なる治水安全度の向上を図 る。	継続	
番匠川直轄河川改修事業 九州地方整備局	再々評価	54	63	浸水世帯数：14900世帯 浸水面積：1900ha	45	1.4	・番匠川流域は、平成5年洪水により床上浸水183戸、床下浸水1,211 戸と甚大な被害が発生しているほか、近年においても度々洪水被害が 発生している。 ・今後は、堤防整備、河道掘削等を行い更なる治水安全度の向上を図 る。	継続	
大野川直轄河川改修事業 九州地方整備局	その他	244	498	浸水世帯数：41,514世帯 浸水面積：4,804ha	157	3.2	・大野川流域は、平成2年洪水により死者5名、床上浸水451戸、床下浸 水484戸と甚大な被害が発生しているほか、近年においても度々洪水被害 が発生している。 ・今後は、河道掘削、内水対策等を行い更なる治水安全度の向上を図 る。	継続	
五ヶ瀬川直轄河川改修事業 九州地方整備局	再々評価	365	1,143	浸水世帯数：29069世帯 浸水面積：3172ha	241	4.7	・五ヶ瀬川流域は、平成5年洪水により死者2名、床上浸水388戸、床 下浸水508戸と甚大な被害が発生しているほか、近年においても度々洪 水被害が発生している。 ・今後は、堤防整備、河道掘削等を行い更なる治水安全度の向上を図 る。	継続	
大淀川直轄河川改修事業 九州地方整備局	再々評価	470	1,830	浸水世帯数：124752世帯 浸水面積：24700ha	380	4.8	・大淀川流域は、平成5年洪水により死者1名、床上浸水771戸、床下 浸水784戸と甚大な被害が発生しているほか、近年においても度々洪水 被害が発生している。 ・今後は、堤防整備、河道掘削等を行い更なる治水安全度の向上を図 る。	継続	
肝煎川直轄河川改修事業 九州地方整備局	再々評価	132	112	浸水世帯数：6444世帯 浸水面積：4437ha	98	1.1	・肝煎川流域は、平成5年洪水により床上浸水150戸、床下浸水455戸 と甚大な被害が発生しているほか、近年においても度々洪水被害が 発生している。 ・今後は、堤防整備、河道掘削等を行い更なる治水安全度の向上を図 る。	継続	
川内川直轄河川改修事業 九州地方整備局	再々評価	720	3,932	浸水世帯数：23689世帯 浸水面積：7548ha	468	8.4	・川内川流域は、平成5年洪水により死者1名、床上浸水170戸、床下 浸水423戸と甚大な被害が発生しているほか、近年においても度々洪水 被害が発生している。 ・今後は、堤防整備、河道掘削等を行い更なる治水安全度の向上を図 る。	継続	

石狩川下流直轄河川環境整備事業 (河川利用推進事業) 北海道開発局	10年 継続中	149	325	・トラベルコスト法(河川空間利用実態調査を基に年間利用者数を推定し、一人あたりのレクリエーション/原単位を乗じて算出)	149	2.2	札幌市街地に隣接。 年間利用者数は、野球場などの施設で約24万人、花火大会で約98万人。 スポーツや水遊び、イベントなど市民の憩いの場になっている。 地域の意見を聞きユニバーサル取付道路の整備を行っている。	継続	北海道開発局 河川計画課 (課長 柏木 才助)
常呂川直轄河川環境整備事業 (河川利用推進事業) 北海道開発局	10年 継続中	33	52	・トラベルコスト法(河川空間利用実態調査を基に年間利用者数を推定し、一人あたりのレクリエーション/原単位を乗じて算出)	33	1.6	北見市街地に隣接。 年間利用者数は、ゴルフ場などの施設で約2万4千人、その他に様々なイベントが開催。 クラブには実業団チームの夏合宿で利用など地域の経済効果もある。 地域の意見を聞きユニバーサル取付道路の整備を行っている。	継続	
石狩川下流直轄河川環境整備事業 (水環境整備事業) 北海道開発局	再々評価	296	405	・CVM法(水質改善に対する支払意思額)	296	1.4	茨戸川は都市近郊にある親水空間として、ボートや釣りなど水面利用が多い。 これまでに実施してきた浚渫と今後、導水事業により茨戸川の水質改善と札幌北部地区河川の流量回復を図る。	継続	関東地方整備局 河川環境課 (課長 木暮 陽一)
常陸利根川直轄河川環境整備事業 (水環境整備事業) 関東地方整備局	再々評価	1,300	1,727	霞ヶ浦の水質改善効果：59.6億円/年(上水道被害軽減、農業被害軽減、レクリエーション効果、存在効果)	1,423	1.2	・霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画に基づき、平成22年度までに霞ヶ浦(西浦)のCODを0.5mg/lの改善を図る。 ・本事業の実施により、霞ヶ浦の水質改善、漁獲量の向上及び観光資源としての価値回復が見込まれる。	継続	
綾瀬川直轄河川環境整備事業 (水環境整備事業) 関東地方整備局	再々評価	402	720	綾瀬川(支川含む)の水質・水量の改善効果を仮想市場法(CVM)により算定：27.7億円/年	368	2.0	・全国1級河川水質ウストラランキングで昭和55年から平成6年まで15年連続でベスト1を記録。水質汚濁が著しい河川。 ・本事業の実施により、綾瀬川の水質・水量の改善、生態系の回復及び親水性の向上が見込まれる。	継続	
紀の川(内川)直轄河川環境整備事業 (水環境整備事業) 近畿地方整備局	再々評価	95	231	河川事業以外の他の事業で内川の水質改善に資する事業として下水道整備費を便益とする。(代替法)	25	9.1	大門川は未だ水質改善を達成していないため、大門川へ海水を行うことにより、水質の改善を図ることが必要。	継続	近畿地方整備局 河川環境課 (課長 豊口 佳之)
大和川直轄河川環境整備事業 (水環境整備事業) 近畿地方整備局	再々評価	191	762	河川事業以外の他の事業で大和川の水質改善に資する事業として下水道整備費を便益とする。(代替法)	185	4.1	大和川では河川浄化施設の設置等により水質改善を図ってきており、徐々に水質が改善されています。しかし、依然として環境基準を達成するに至っていない状況にあります。 今後、改善の遅れている地点(支川を中心とした効率的・重点的対策を実施することにより環境基準を達成することが必要。	継続	
揖保川直轄河川環境整備事業 (水環境整備事業) 近畿地方整備局	再々評価	65	97	河川事業以外の他の事業で揖保川・林田川の水質改善に資する事業として下水道整備費を便益とする。(代替法)	70	1.3	近年、揖保川・林田川の水質は大幅に改善され、環境基準が達成されました。 林田川では水枯れとそれに伴い、景観及び親水性等を損ねているため、事業を継続して実施することが必要。	継続	
熊野川(市田川)直轄河川環境整備事業 (水環境整備事業) 近畿地方整備局	10年 継続中	28	73	河川事業以外の他の事業で市田川の水質改善に資する事業として下水道整備費を便益とする。(代替法)	33	2.2	平成12年度から導水を開始しており、浚渫は平成15年度に完了し、すべての工事が完了する予定。 現在は当初の水質目標の達成状況を検証するためにモニタリング調査を実施。	継続	
淀川直轄河川環境整備事業 (自然再生事業) 近畿地方整備局	10年 継続中	4,164	94,421	淀川直轄河川改修事業と一体評価	3,074	30.7	自然環境的にも歴史文化的にも貴重な淀川ワンド群、及び鶴島原/原の保全・再生を図る事業。保全・再生のために高水敷を切り下げ、発生土砂を高規格防衛盛土として利用するため、本事業費と淀川直轄河川改修事業費を合わせB/Cを一体評価	継続	
淀川流水保全水路整備事業 近畿地方整備局	再々評価	9	-	-	-	-	完成した京都府域の水質浄化施設、水路の有効活用、効果及び今後事業実施するための調査計画について検討する	継続	
瀬田川直轄河川環境整備事業 (河川利用推進事業) 近畿地方整備局	10年 継続中	1	-	-	-	-	一部未整備箇所限定して事業を実施し、利用者の安全性向上及び利用促進効果の発揮を図る	継続	

(補助)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
利根別川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	158	3,915	浸水戸数： 6,337戸 浸水農地面積： 904ha	277	14.1	・利根別川は、昭和41年8月の豪雨により浸水面積889ha、浸水家屋2,429戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね20m ³ /s程度であるが、300m ³ /sまで向上する。	継続	北海道開発局 建設部地方整備課 (課長 吉井 厚志)
柏木川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	182	2,787	浸水戸数： 1,089戸 浸水農地面積： 219ha	196	14.2	・柏木川は、昭和56年8月の豪雨により浸水面積263ha、浸水家屋12戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、柏木川の現況流下能力は概ね11m ³ /s程度であるが、130m ³ /sまで向上する。 ・支川島松川は、昭和61年9月の豪雨により浸水面積380haの洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、島松川の現況流下能力は概ね35m ³ /s程度であるが、150m ³ /sまで向上する。	継続	
浜益川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	116	1,187	浸水戸数： 595戸 浸水農地面積： 311ha	134	8.9	・浜益川は、昭和56年8月の豪雨により浸水面積25.4ha、浸水家屋5戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね50m ³ /s程度であるが、620m ³ /sまで向上する。	継続	
朱太川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	104	211	浸水戸数： 284戸 浸水農地面積： 262ha	28	7.5	・朱太川は、昭和50年8月(台風5号)の豪雨により、床上浸水36戸、床下浸水72戸に及び洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね120m ³ /s程度であるが、1,000m ³ /sまで向上する。	継続	
尻別川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	204	991	浸水戸数： 626戸 浸水農地面積： 595ha	46	21.5	・尻別川は、昭和56年8月の豪雨により、浸水面積745ha、浸水家屋33戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、尻別川の現況流下能力は概ね230m ³ /s程度であるが、1,300m ³ /sまで向上する。 ・支川ルベン川は、昭和56年8月の台風により浸水面積65ha、家屋浸水25戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、ルベン川の現況流下能力は概ね110m ³ /s程度であるが、100m ³ /sまで向上する。 ・支川オロコ川は、昭和56年8月の台風により浸水面積28ha、浸水家屋75戸の洪水被害が発生し、さらに平成11年8月には農地冠水28haの洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、オロコ川は分水路の完成により30m ³ /sの洪水流下が可能となる。	継続	
堀株川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	130	1,671	浸水戸数： 353戸 浸水農地面積： 1,029ha	172	9.7	・堀株川は、昭和37年8月の台風により、床上浸水119戸、床下浸水415戸、農地浸水3,600haの洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね35m ³ /s程度であるが、1,050m ³ /sまで向上する。	継続	

余市川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	285	7,553	浸水戸数： 4,830戸 浸水農地面積： 855ha	730	10.3	・余市川は、昭和37年8月の豪雨により、浸水面積3,700ha、浸水家屋3,046戸の洪水被害が発生している。 ・近年も平成9年8月、平成10年5月、平成10年9月と洪水被害が頻発している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね500m ³ /s程度であるが、1,500m ³ /sまで向上する。	継続
利別川広域基幹河川改修事業 北海道	10年 継続中	214	1,055	浸水戸数：1,754戸 浸水農地面積：616ha	199	5.3	・利別川は、平成4年9月の台風により浸水面積84ha、浸水家屋30戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね330m ³ /s程度であるが、2,000m ³ /sまで向上する。 ・支川足寄川は、昭和54年10月の台風により浸水面積0.5ha、浸水家屋68戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね100m ³ /s程度であるが、590m ³ /sまで向上する。	継続
松倉川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	241	5,043	浸水戸数： 5,572戸 浸水農地面積： 13ha	258	19.5	・松倉川は、昭和56年8月の豪雨により浸水面積36ha、浸水家屋5戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、松倉川の現況流下能力は概ね80m ³ /s程度であるが、360m ³ /sまで向上する。 ・支川湯の川は、平成7年8月の豪雨により浸水面積2ha、浸水家屋31戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、湯の川の現況流下能力は概ね12m ³ /s程度であるが、65m ³ /sまで向上する。 ・支川鮫川は、昭和56年9月の豪雨により浸水面積170ha、浸水家屋93戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、鮫川の現況流下能力は概ね30m ³ /s程度であるが、110m ³ /sまで向上する。	継続
天野川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	65	421	浸水戸数： 467戸 浸水農地面積： 276ha	53	7.9	・天野川は、昭和56年8月の豪雨では浸水面積41.5ha、浸水家屋16戸、また昭和61年9月や平成6年9月の豪雨でも洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね460m ³ /s程度であるが、1,250m ³ /sまで向上する。	継続
安平川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	697	679	浸水戸数： 2,400戸 浸水農地面積： 531ha	352	1.9	・安平川は、昭和22年9月に下流勇弘川合流点から上流第一安平鉄道橋区間において、広大な浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、安平川の現況流下能力は概ね185m ³ /s程度であるが、750m ³ /sまで向上する。 ・支川勇弘川は、昭和25年7月の豪雨により浸水家屋5,605戸、家屋流出15戸、死傷者12名の甚大な洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、勇弘川の現況流下能力は概ね133m ³ /s程度であるが、200m ³ /sまで向上する。 ・支川明野川は、昭和56年8月の台風により、浸水面積296ha、浸水家屋296戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、明野川の現況流下能力は概ね11m ³ /s程度であるが、60m ³ /sまで向上する。 ・支川ニッポロ川は、昭和56年8月の台風により浸水面積59ha、浸水家屋12戸、昭和62年8月の豪雨では、浸水面積20ha、浸水家屋15戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、ニッポロ川の現況流下能力は概ね18m ³ /s程度であるが、100m ³ /sまで向上する。	継続
厚真川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	395	632	浸水戸数： 2,698戸 浸水農地面積： 2,843ha	309	2.0	・昭和56年8月の豪雨により、浸水面積2,290ha、浸水家屋120戸の洪水被害が発生している。 ・さらに、近年も平成4年8月、平成9年8月、平成12年5月、7月、8月、平成13年9月と洪水被害が頻発している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね370m ³ /s程度であるが、1,400m ³ /sまで向上する。	継続
波恵川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	86	218	浸水戸数： 51戸 浸水農地面積： 143ha	100	2.2	・波恵川は、平成4年8月の集中豪雨により、浸水面積86ha、浸水家屋3戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね15m ³ /s程度であるが、400m ³ /sまで向上する。	継続
静内川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	121	20,761	浸水戸数： 5,790戸 浸水農地面積： 596ha	263	78.9	・静内川は、昭和22年9月の豪雨により浸水面積250ha、浸水家屋80戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、静内川の現況流下能力は、2,200m ³ /sまで向上する。 ・支川古川は、平成7年8月の豪雨により浸水面積8ha、浸水家屋28戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、古川の現況流下能力は概ね5m ³ /s程度であるが、26m ³ /sまで向上する。	継続
剣淵川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	400	1,817	浸水戸数： 2,971戸 浸水農地面積： 3,889ha	424	4.3	・剣淵川は、昭和50年8月の豪雨により浸水面積1,752ha、浸水家屋582戸、昭和56年8月の豪雨では、浸水面積2,424ha、浸水家屋231戸、さらに近年も平成6年8月、平成12年9月、平成13年9月にも洪水被害が頻発している。 ・当該事業の実施により、剣淵川の現況流下能力は概ね340m ³ /s程度であるが、1,200m ³ /sまで向上する。 ・支川辺乙部川は、昭和50年8月の豪雨により浸水面積86ha、浸水家屋13戸、昭和56年8月の豪雨では浸水面積1,361ha、浸水家屋95戸、さらに近年も平成4年9月、平成6年8月、平成11年7月、平成12年9月、平成13年9月にも洪水被害が頻発している。 ・当該事業の実施により、辺乙部川の現況流下能力は概ね31m ³ /s程度であるが、240m ³ /sまで向上する。 ・支川大牛別川は、昭和50年8月の豪雨により浸水面積504ha、浸水家屋65戸、昭和56年8月の豪雨では浸水面積365ha、浸水家屋41戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、大牛別川の現況流下能力は概ね40m ³ /s程度であるが、470m ³ /sまで向上する。 ・支川パンケベツ川は、昭和56年8月の豪雨により浸水面積465ha、浸水家屋6戸、平成6年8月の豪雨では浸水面積191ha、浸水家屋8戸、近年では平成12年9月にも洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、パンケベツ川の現況流下能力は概ね55m ³ /s程度であるが、230m ³ /sまで向上する。	継続
富良野川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	666	1,288	浸水戸数： 4,624戸 浸水農地面積： 6,082ha	825	1.6	・富良野川は、昭和41年8月の豪雨により浸水面積2,528ha、浸水家屋2,271戸、昭和50年の豪雨では浸水面積1,790ha、浸水家屋196戸、昭和56年8月の豪雨では浸水面積2,366ha、浸水家屋781戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね60m ³ /s程度であるが、1,400m ³ /sまで向上する。	継続
小平薬川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	122	18	浸水戸数： 22戸 浸水農地面積： 84ha	14	1.3	・小平薬川は、昭和56年9月の台風により、浸水面積671ha、浸水家屋53戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね190m ³ /s程度であるが、900m ³ /sまで向上する。	継続
古丹別川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	184	239	浸水戸数： 633戸 浸水農地面積： 700ha	177	1.4	・古丹別川は、昭和53年8月の豪雨により浸水家屋78ha、浸水家屋8戸、昭和56年8月の豪雨では浸水面積220ha、浸水家屋8戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、古丹別川の現況流下能力は概ね340m ³ /s程度であるが、1,350m ³ /sまで向上する。 ・支川三毛別川は、昭和53年8月の豪雨により浸水面積1,243ha、浸水家屋39戸、昭和56年8月の豪雨では浸水面積450ha、浸水家屋36戸、平成28年8月の豪雨でも浸水面積190ha、浸水家屋12戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、三毛別川の現況流下能力は概ね140m ³ /s程度であるが、530m ³ /sまで向上する。	継続
ウエンナイ川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	78	231	浸水戸数： 293戸	27	8.6	・ウエンナイ川は、昭和45年の豪雨により、床下浸水46戸、床上浸水30戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね20m ³ /s程度であるが、100m ³ /sまで向上する。	継続
猿払川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	82	161	浸水戸数： 59戸 浸水農地面積： 753ha	143	1.1	・猿払川は、昭和32年の台風により浸水面積237ha、浸水家屋30戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね50m ³ /s程度であるが、700m ³ /sまで向上する。	継続

北海道開発局
建設部地方整備課
(課長 西井 厚志)

小石川広域基幹河川改修事業 北海道	10年 継続中	138	1,501	浸水戸数：717戸 浸水農地面積：59ha	104	14.4	・小石川は、昭和63年8月の集中豪雨により浸水面積10.6ha、浸水家屋56戸の洪水被害が発生している。 ・流域内では、街路、公園、土地区画整理事業が実施されており、これらと連携して事業を行う必要がある。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね5m3/s程度であるが、130m3/sまで向上する。	継続
頓別川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	245	382	浸水戸数： 1,787戸 浸水農地面積： 594ha	340	1.1	・頓別川は、昭和45年10月の豪雨による浸水面積1,979ha、家屋浸水85戸を始めその後も昭和47年9月、昭和50年9月、昭和56年8月と洪水被害が頻発している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね280m3/s程度であるが、1,400m3/sまで向上する。	継続
無加川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	236	691	浸水戸数： 1,062戸 浸水農地面積： 236ha	364	1.9	・無加川は、昭和37年8月の台風9号による洪水により、農地を中心とした浸水面積209ha、浸水家屋56戸の洪水被害が発生している。近年も平成10年9月、平成13年9月と洪水被害が頻発している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね53m3/s程度であるが、650m3/sまで向上する。	継続
斜里川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	143	471	浸水戸数： 1,955戸 浸水農地面積： 640ha	88	5.4	・斜里川は、平成4年9月の豪雨により、浸水面積1,154ha、浸水家屋2,183戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね220m3/s程度であるが、1,100m3/sまで向上する。	継続
佐呂間別川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	325	931	浸水戸数： 612戸 浸水農地面積： 656ha	363	2.6	・佐呂間別川は、昭和46年10月の豪雨により、床下浸水400戸、床上浸水245戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、佐呂間別川の現況流下能力は概ね160m3/s程度であるが、800m3/sまで向上する。 ・支川芭路川は、平成4年9月の台風により、床下浸水27戸、床上浸水16戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、芭路川の現況流下能力は概ね27m3/s程度であるが、550m3/sまで向上する。	継続
売買川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	160	11,905	浸水戸数： 7,201戸 浸水農地面積： 246ha	195	61.1	・売買川は、昭和56年8月の豪雨により浸水面積957ha、浸水家屋16戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、売買川の現況流下能力は概ね80m3/s程度であるが、200m3/sまで向上する。 ・支川横間庫の川の現況流下能力は概ね1m3/s程度であるが、35m3/sまで向上する。	継続
帯広川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	174	54,800	浸水戸数： 23,023戸 浸水農地面積： 1,000ha	554	98.9	・昭和47年9月の豪雨により、浸水面積88ha、浸水家屋3戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね97m3/s程度であるが、800m3/sまで向上する。	継続
土幌川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	155	986	浸水戸数： 213戸 浸水農地面積： 926ha	267	3.7	・土幌川は、昭和37年8月の台風により、浸水面積523ha、浸水家屋24戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね140m3/s程度であるが、770m3/sまで向上する。 ・支川長流枝内川は、昭和63年11月の豪雨により、浸水面積5haの洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね50m3/s程度であるが、350m3/sまで向上する。	継続
カカシ川広域一般河川改修事業 北海道	再々評価	66	74	浸水戸数： 63戸 浸水農地面積： 95ha	72	1.0	・ユカンボシ川は、昭和56年8月の豪雨により、浸水面積256ha、浸水家屋62戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね11m3/s程度であるが、30m3/sまで向上する。 ・支川長都川は、昭和56年8月の豪雨により浸水面積190ha、浸水家屋42戸の洪水被害が発生している。 ・流域内では、土地区画整理事業が実施されており、これらと連携して事業を行う必要がある。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね8m3/s程度であるが、40m3/sまで向上する。	継続
ブカシ川広域一般河川改修事業 北海道	再々評価	40	94	浸水戸数： 39戸 浸水農地面積： 77ha	42	2.2	・ブペン川は、昭和62年8月の豪雨により浸水面積15ha、浸水家屋18戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね40m3/s程度であるが、200m3/sまで向上する。	継続
新川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	378	3,073	浸水戸数： 10,702戸 浸水農地面積： 184ha	1,122	2.7	・新川は、昭和56年8月の豪雨により浸水面積184ha、浸水家屋187戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね150m3/s程度であるが、1,000m3/sまで向上する。	継続
牛朱別川広域基幹河川改修事業 北海道	再々評価	290	8,101	浸水戸数： 20,716戸 浸水農地面積： 1,944ha	313	25.9	・牛朱別川は、昭和45年8月の豪雨により、浸水面積1,330ha、浸水家屋1,069戸の洪水被害が発生している。その後も昭和50年8月、昭和56年8月、平成2年9月、平成3年9月、平成6年8月、平成11年7月と洪水被害が頻発している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね100m3/s程度であるが、550m3/sまで向上する。	継続
伏龍川総合治水対策特定河川事業 北海道	再々評価	164	162	浸水戸数： 401戸 浸水農地面積： 208ha	75	2.2	・昭和56年8月の豪雨により、伏龍川流域において浸水面積3,630ha、浸水家屋2,532戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力は概ね1m3/s程度であるが、50m3/sまで向上する。	継続
中の川都市基盤河川改修事業 北海道札幌市	10年 継続中	18	1,004	浸水戸数：636戸 浸水面積：30.2ha	23	43.7	・中の川は、昭和56年の豪雨により、330戸の洪水被害が発生している。 ・流域全体が市街化区域であり、住宅を中心とした市街化が進展している。 ・当該事業の実施により、20m3/s程度の現況流下能力が、35m3/sまで向上する。	継続
手稲土功川都市基盤河川改修事業 北海道札幌市	再々評価	154	2,180	浸水戸数： 4,239戸 浸水農地面積： 8ha	213	10.2	・手稲土功川は、昭和56年の豪雨により、浸水家屋482戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、26m3/s程度の現況流下能力が、40m3/sまで向上する。	継続
東濶川都市基盤河川改修事業 北海道札幌市	再々評価	10	27	浸水戸数： 57戸 浸水農地面積： 8ha	12	2.3	・東濶川は、昭和56年の豪雨により洪水被害が発生している。 ・流域内においては、平成15年度から手稲山口土地区画整理事業が施行されており、将来的に宅地化が進むものと予想されるため当該事業と連携して進捗を図る必要がある。 ・当該事業の実施により、3m3/s程度の現況流下能力が、16m3/sまで向上する。	継続
石川都市基盤河川改修事業 北海道函館市	再々評価	87	91	浸水戸数： 476戸 浸水農地面積： 8.4ha	46	2.0	・石川は、昭和58年9月の豪雨により、浸水面積5.8ha、浸水戸数2戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、石川の現況流下能力は3m3/s程度であるが、60m3/sまで向上する。	継続
厚別川準用河川改修事業 北海道札幌市	再々評価	27	20	浸水戸数： 39戸 浸水農地面積： 11ha	36	0.55	・厚別川は、昭和56年の豪雨により、浸水家屋51戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、26m3/s程度の現況流下能力が、80m3/sまで向上する。	中止
アカシア川準用河川改修事業 北海道札幌市	10年 継続中	16	19	浸水戸数：30戸 浸水農地面積：30.2ha	19	1.0	・アカシア川は、昭和56年の豪雨により、浸水家屋15戸の洪水被害が発生している。 ・上流域の石狩市は市街化が進行しており、それに伴う流出量の増加に対応する必要がある。 ・当該事業の実施により、22m3/s程度の現況流下能力が、31m3/sまで向上する。	継続

北海道開発局
建設部地方整備課
(課長 吉井 厚志)

新発寒枝川準用河川改修事業 北海道札幌市	10年 継続中	10	60	浸水戸数： 330戸 浸水農地面積： 11ha	12	5.0	・新発寒枝川は、昭和56年の豪雨により、浸水家屋120戸の洪水被害が発生している。 ・流域全体が市街化区域であり、その大部分が既に宅地化されている。 ・当該事業の実施により、1m ³ /s程度の現況流下能力が、8m ³ /sまで向上する。	継続	北海道開発局 建設部地方整備課 (課長 吉井 厚志)
富丘川準用河川改修事業 北海道札幌市	再々評価	14	28	浸水戸数： 299戸	18	1.6	・富丘川は、昭和56年の豪雨により、浸水家屋116戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、6m ³ /s程度の現況流下能力が、18m ³ /sまで向上する。	継続	
錦岡川準用河川改修事業 北海道苫小牧市	再々評価	13	165	浸水戸数： 787戸	8.0	20.6	・錦岡川は、昭和62年8月の豪雨により浸水面積63ha、浸水家屋21戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、2m ³ /s程度である現況流下能力が、75m ³ /sまで向上する。	継続	
大成川準用河川改修事業 北海道帯広市	再々評価	8.0	136	浸水戸数： 224戸 浸水農地面積： 0.8ha	9.0	15.1	・大成川は、昭和56年8月の豪雨により浸水面積28ha、浸水家屋140戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、5m ³ /s程度である現況流下能力が25m ³ /sまで向上する。	継続	
ますみ川準用河川改修事業 北海道中標津町	再々評価	6.0	530	浸水戸数： 112戸	7.0	75.7	・ますみ川は、昭和54年10月の豪雨により浸水面積20ha、浸水家屋32戸の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、2m ³ /s程度である現況の流下能力が11m ³ /sまで向上する。	継続	
平川広域基幹河川改修事業 青森県	再々評価	129	967	浸水戸数：2,559戸 浸水農地面積：959ha	333	2.9	・昭和10年、昭和33年、昭和35年、昭和41年、昭和50年、昭和52年と甚大な浸水被害が発生しており、昭和41年8月には浸水1,097戸、浸水農地108haの大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力800m ³ /s(1/3)が1,700m ³ /s(1/40)まで向上する。	継続	
後長根川広域基幹河川改修事業 青森県	再々評価	98	438	浸水戸数：387戸 浸水農地面積：419ha	133	3.2	・平成2年、平成11年、平成14年とたびたび浸水被害が発生しており、平成14年には浸水家屋5戸浸水面積37haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力50m ³ /s(1/1)が320m ³ /s(1/30)まで向上する。	継続	
十川広域基幹河川改修事業 青森県	再々評価	260	1,620	浸水戸数：1,326戸 浸水農地面積：1,243ha	603	2.6	・昭和52年8月に浸水家屋295戸の被害が発生しており、近年では平成2年9月に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力160m ³ /s(1/1)が940m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
旧十川広域基幹河川改修事業 青森県	再々評価	190	490	浸水戸数：921戸 浸水農地面積：4,303ha	366	1.3	・昭和56年、平成2年、平成9年、平成14年とたびたび浸水被害が発生している。平成14年8月には金木川工区で浸水家屋50戸、浸水面積22ha、250世帯1,000人に避難勧告が発令されている。 ・当該事業の実施により、現況流下能力230m ³ /s(1/1)が1,300m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
七戸川広域基幹河川改修事業 青森県	再々評価	174	453	浸水戸数：1,002戸 浸水農地面積：1,407ha	171	2.6	・平成2年、平成5年、平成10年とたびたび浸水被害が発生しており、平成10年9月には浸水家屋140戸、浸水面積455haと甚大な被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力400m ³ /s(1/1)が1,700m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
田名部川広域基幹河川改修事業 青森県	再々評価	152	366	浸水戸数：2,510戸 浸水農地面積：12.6ha	181	2.0	・小川工区では、平成6年9月に床上131戸を含む375戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力80m ³ /s(1/2)が190m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
新城川広域基幹河川改修事業 青森県	再々評価	100	641	浸水戸数：1,605戸 浸水農地面積：240ha	200	3.2	・近年では平成2年9月に20戸、平成14年8月には浸水家屋14戸、浸水面積18haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力140m ³ /s(1/2)が360m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
堤川広域基幹河川改修事業 青森県	再々評価	325	4,725	浸水戸数：41,114戸 浸水農地面積：6,975ha	736	6.4	・平成2年9月には196戸、平成11年10月には180戸、平成14年8月には22戸と慢性的な浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力60m ³ /s(1/2)が220m ³ /s(1/100)まで向上する。	継続	
貴船川準用河川改修事業 青森市	再々評価	23	247	浸水戸数：187戸	34	7.0	・近年では平成11年、平成14年に浸水被害が発生しており、平成11年10月には浸水戸数101戸、浸水面積18haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力15m ³ /s(1/1)が115m ³ /s(1/30)まで向上する。	継続	
猿ヶ石川広域基幹河川改修事業 岩手県	再々評価	113	1,440	浸水戸数：206戸 浸水農地面積：450ha	176	8.2	・昭和56年には96戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力150m ³ /s(1/1)が1700m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
千厩川広域基幹河川改修事業(千厩川下流) 岩手県	再々評価	64	1,265	浸水戸数：194戸 浸水農地面積：99ha	97	13.1	・平成10年には84戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力60m ³ /s(1/1)が440m ³ /s(1/100)まで向上する。	継続	
千厩川広域基幹河川改修事業(千厩川中流) 岩手県	再々評価	32	545	浸水戸数：98戸 浸水農地面積：3ha	59	9.2	・平成14年には100戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力129m ³ /s(1/5)が400m ³ /s(1/100)まで向上する。	継続	
木賊川広域基幹河川改修事業 岩手県	再々評価	165	1,847	浸水戸数：1,586戸 浸水農地面積：20ha	157	11.8	・平成14年には113戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力22m ³ /s(1/2)が概ね120m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
甲子川広域一般河川改修事業 岩手県	再々評価	47	293	浸水戸数：1,208戸	62	4.7	・昭和54年には200戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力473m ³ /s(1/20)が概ね950m ³ /s(1/100)まで向上する。	継続	
三陸地区高潮対策事業(津軽石川) 岩手県	再々評価	125	907	浸水戸数：780戸 浸水農地面積：74ha	167	5.4	・明治29年の三陸津波では死者・行方不明者1028人、負傷者588人、流出家屋434戸の被害が発生している。 ・当該事業の実施により、海岸防潮堤を明治29年三陸津波に対応した計画天端高T.P.+8.5mに整備することができる。	継続	
三陸地区高潮対策事業(大槌川) 岩手県	再々評価	61	1,800	浸水戸数：1,748戸 浸水農地面積：19ha	89	20.2	・明治29年の三陸津波では死者・行方不明者900人、負傷者724人、流出家屋500戸の被害が発生している。 ・当該事業の実施により、海岸防潮堤を明治29年三陸津波に対応した計画天端高T.P.+6.4mに整備することができる。	継続	
三陸地区高潮対策事業(久慈川) 岩手県	再々評価	53	3,920	浸水戸数：11,729戸 浸水農地面積：84ha	106	37.0	・明治29年の三陸津波では死者・行方不明者525人、流出家屋153戸、浸水家屋1129戸の被害が発生している。 ・当該事業の実施により、海岸防潮堤を明治29年三陸津波に対応した計画天端高T.P.+7.0mに整備することができる。	継続	
金沢川準用河川改修事業 松尾村	10年継続	3.0	6.0	浸水戸数：8戸 浸水農地面積：0.4ha	3.0	1.9	・平成3年には2戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力5m ³ /s(1/1)が10m ³ /s(1/3)まで向上する。	継続	
笹谷川準用河川改修事業 平泉町	再々評価	6.0	45	浸水戸数：68戸 浸水農地面積：62ha	8.0	5.4	・平成10年には2haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力21m ³ /s(1/3)が52m ³ /s(1/10)まで向上する。	継続	

東北地方整備局
地域河川課
(課長 山内 芳明)

迫川広域基幹河川改修事業（本川） 宮城県	再々評価	1,616	4,493	浸水戸数：14,194戸 浸水農地面積：13,200ha	1,908	2.4	・平成14年の出水により235戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力850m ³ /s(1/10)が1,100m ³ /s(1/100)まで向上する。	継続	
迫川広域基幹河川改修事業（手埜川） 宮城県	再々評価	14	102	浸水戸数：185戸 浸水農地面積：217ha	31	3.3	・H4～H13の10年間で3回浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力85m ³ /s(1/5以下)が170m ³ /s(1/30)まで向上する。	継続	
迫川広域基幹河川改修事業（熊川） 宮城県	再々評価	14	67	浸水戸数：264戸 浸水農地面積：274ha	20	3.3	・平成14年の出水により床上2戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力40m ³ /s(1未満)が90m ³ /s(1/4)まで向上する。	継続	
迫川広域基幹河川改修事業（長沼川） 宮城県	再々評価	74	318	浸水戸数：1,611戸 浸水農地面積：428ha	78	4.1	・平成6年の出水により15戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力10m ³ /s(1/5以下)が25m ³ /s(1/10)まで向上する。	継続	
迫川広域基幹河川改修事業（荒川） 宮城県	再々評価	220	306	浸水戸数：1,213戸 浸水農地面積：1,839ha	216	1.4	・平成14年の出水により14戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力85m ³ /s(1/10)が120m ³ /s(1/30)まで向上する。	継続	
迫川広域基幹河川改修事業（夏川） 宮城県	再々評価	37	210	浸水戸数：315戸 浸水農地面積：1,260ha	51	4.1	・平成14年の出水により79戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力85m ³ /s(1/5)が170m ³ /s(1/30)まで向上する。	継続	
田尻川広域基幹河川改修事業 宮城県	再々評価	230	588	浸水戸数：1,598戸 浸水農地面積：1,830ha	296	2.0	・平成14年の出水により75戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力55m ³ /s(1/5以下)が180m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
鳴瀬川広域基幹河川改修事業 宮城県	再々評価	150	4,350	浸水戸数：1,673戸 浸水農地面積：927ha	398	10.9	・平成14年の出水により277戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力2,100m ³ /s(1/20)が3,000m ³ /s(1/80)まで向上する。	継続	
善川広域基幹河川改修事業 宮城県	再々評価	59	371	浸水戸数：540戸 浸水農地面積：265ha	93	4.0	・H4～H13の10年間で7回出水による被害を受けている。 ・当該事業の実施により、現況流下能力70m ³ /s(1/5以下)が350m ³ /s(1/40)まで向上する。	継続	
竹林川広域基幹河川改修事業 宮城県	再々評価	20	156	浸水戸数：722戸 浸水農地面積：265ha	33	4.6	・平成14年の出水により12戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力250m ³ /s(1/5以下)が500m ³ /s(1/30)まで向上する。	継続	
白石川広域基幹河川改修事業（本川） 宮城県	再々評価	52	11,056	浸水戸数：12,453戸 浸水農地面積：2,390ha	89	124.7	・平成14年出水により104戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力1,000m ³ /s(1/10)が2,100m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
白石川広域基幹河川改修事業（斎川） 宮城県	再々評価	50	518	浸水戸数：2,003戸 浸水農地面積：368ha	57	9.1	・平成11年に家屋浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力360m ³ /s(1/10)が600m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
白石川広域基幹河川改修事業（荒川） 宮城県	再々評価	20	95	浸水戸数：391戸 浸水農地面積：166ha	25	3.8	・平成14年の出水により89戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力115m ³ /s(1/5以下)が290m ³ /s(1/20)まで向上する。	継続	
坂元川広域基幹河川改修事業 宮城県	再々評価	70	195	浸水戸数：448戸 浸水農地面積：379ha	117	1.7	・平成12年の出水により5戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力60m ³ /s(1/5以下)が200m ³ /s(1/56)まで向上する。	継続	
大川広域基幹河川改修事業 宮城県	再々評価	250	404	浸水戸数：1860戸 浸水農地面積：293ha	185	2.2	・平成14年の出水により140戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力600m ³ /s(1/10)が1,000m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
七北田川広域基幹河川改修事業（本川） 宮城県	再々評価	338	9,291	浸水戸数：20,505戸 浸水農地面積：982ha	677	13.7	・平成6年の出水により12戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力830m ³ /s(1/20)が1,650m ³ /s(1/100)まで向上する。	継続	
七北田川広域基幹河川改修事業（梅田川工区） 宮城県	再々評価	87	4,587	浸水戸数：24,201戸 浸水農地面積：482ha	109	42.1	・平成6年の出水により19戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力150m ³ /s(1/5以下)が300m ³ /s(1/30)まで向上する。	継続	
砂押川広域基幹河川改修事業 宮城県	再々評価	168	2,469	浸水戸数：7,037戸 浸水農地面積：203ha	286	8.6	・平成6年の出水により1255戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力190m ³ /s(1/10)が320m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
二股川広域一般河川改修事業 宮城県	再々評価	23	83	浸水戸数：141戸 浸水農地面積：151ha	49	1.7	・平成14年出水により17戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力520m ³ /s(1/15)が650m ³ /s(1/30)まで向上する。	継続	
出来川広域一般河川改修事業 宮城県	再々評価	76	457	浸水戸数：1,729戸 浸水農地面積：541ha	78	5.9	・平成11年の出水により27戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力35m ³ /s(1/5以下)が140m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
高城川広域一般河川改修事業 宮城県	再々評価	54	177	浸水戸数：901戸 浸水農地面積：78ha	58	3.1	・平成11年の出水により111戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力170m ³ /s(1/5以下)が415m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
鹿折川高潮対策事業 宮城県	再々評価	34	519	浸水戸数：656戸 浸水農地面積：39ha	46	11.2	・平成14年の出水により117戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力300m ³ /s(1/10)が440m ³ /s(1/30)まで向上する。	継続	
岩見川広域基幹河川改修事業（梵字川工区） 秋田県	再々評価	16	64	浸水戸数 11戸 浸水農地面積 20ha	24	2.6	・昭和62年の出水により家屋7戸、農地20haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力50m ³ /s(1/10)が170m ³ /s(1/30)まで向上する。	継続	
旧雄物川広域基幹河川改修事業（旭川工区） 秋田県	再々評価	169	296	浸水戸数 489戸 浸水農地面積 2.3ha	246	1.2	・昭和62年の出水により家屋37戸、農地102haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力163m ³ /s(1/10)が250m ³ /s(1/20)まで向上する。	継続	
旧雄物川広域基幹河川改修事業（草生津川工区） 秋田県	再々評価	158	515	浸水戸数 923戸 浸水農地面積 102ha	198	2.6	・昭和47年の出水により家屋314戸、農地浸水77haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力33m ³ /s(1/5)が85m ³ /s(1/20)まで向上する。	継続	
旧雄物川広域基幹河川改修事業（太平川工区） 秋田県	再々評価	114	280	浸水戸数 2,755戸 浸水農地面積 13.7ha	133	2.1	・昭和62年の出水により家屋111戸、農地157haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力270m ³ /s(1/10)が420m ³ /s(1/20)まで向上する。	継続	
横手川広域基幹河川改修事業 秋田県	再々評価	217	7,783	浸水戸数 4,777戸 浸水農地面積 60ha	232	33.5	・昭和40年の出水により家屋4,104戸、農地1,753haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力550m ³ /s(1/10)が1,100m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
玉川広域基幹河川改修事業（玉川工区） 秋田県	再々評価	137	653	浸水戸数 819戸 浸水農地面積 692ha	175	3.7	・昭和47年の出水により家屋271戸、農地644haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力880m ³ /s(1/10)が2,500m ³ /s(1/100)まで向上する。	継続	
玉川広域基幹河川改修事業（松木内川工区） 秋田県	再々評価	78	149	浸水戸数 162戸 浸水農地面積 111ha	88	1.6	・昭和47年の出水により家屋955戸、農地632haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力650m ³ /s(1/10)が1,200m ³ /s(1/40)まで向上する。	継続	
芋川広域基幹河川改修事業 秋田県	再々評価	490	997	浸水戸数 639戸 浸水農地面積 288ha	488	2.0	・平成10年の出水により家屋589戸、農地237haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力137m ³ /s(1/5)が850m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
出川広域基幹河川改修事業 秋田県	再々評価	56	655	浸水戸数 148戸 浸水農地面積 355ha	120	5.5	・昭和41年の出水により家屋86戸、農地1,160haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力30m ³ /s(1/5)が90m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
米代川広域基幹河川改修事業（熊沢川工区） 秋田県	再々評価	24	66	浸水農地面積 112ha	35	1.9	・昭和38年の出水により家屋25戸、農地20haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力300m ³ /s(1/20)が650m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
長木川広域一般河川改修事業（乱川工区） 秋田県	再々評価	24	604	浸水戸数 104戸 浸水農地面積 19ha	31	19.4	・昭和50年の出水により家屋60戸、農地59haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力90m ³ /s(1/8)が100m ³ /s(1/10)まで向上する。	継続	
京田川広域基幹河川改修事業（京田川） 山形県	再々評価	175	3,783	浸水戸数 3,348戸 浸水農地面積 6,357ha	250	15.1	・昭和19年に家屋浸水824戸、農地浸水2491haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力221m ³ /s(約1/30)が260m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
京田川広域基幹河川改修事業（黒瀬川） 山形県	再々評価	20	224	浸水戸数 23戸 浸水農地面積 74ha	18	12.2	・昭和51年に家屋浸水2戸、農地浸水110haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力5m ³ /s(1/1以下)が95m ³ /s(1/2)まで向上する。	継続	
相沢川広域基幹河川改修事業（中野俣川） 山形県	再々評価	24	3.0	浸水戸数 30戸 浸水農地面積 87ha	2.0	1.5	・昭和46年に家屋浸水110戸、農地浸水130haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力113m ³ /s(1/1以下)が450m ³ /s(1/30)まで向上する。	継続	

東北地方整備局
地域河川課
(課長 山内 秀明)

升形川広域基幹河川改修事業（指首野川） 山形県	再々評価	62	219	浸水戸数 2,415戸 浸水農地面積 61ha	88	2.5	・昭和49年に家庭浸水260戸、農地浸水22haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力14m ³ /s(1/1以下)が15m ³ /s(1/10)まで向上する。	継続	東北地方整備局 地域河川課 (課長 山内 芳朗)
大旦川広域基幹河川改修事業 山形県	再々評価	109	823	浸水戸数 587戸 浸水農地面積 549ha	129	6.4	・平成9年に家庭浸水36戸、農地浸水410haの被害が発生している。 ・平成14年にも農地浸水240haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により現況流下能力17m ³ /s(1/1以下)が36m ³ /s(1/10)まで向上する。	継続	
沼川広域基幹河川改修事業 山形県	再々評価	75	2,623	浸水戸数 1,215戸 浸水農地面積 204ha	98	26.9	・昭和56年に家庭浸水1450戸、農地浸水243haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力10m ³ /s(1/1以下)が25m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
須川広域基幹河川改修事業（須川・旧中小） 山形県	再々評価	242	883	浸水戸数 1,791戸 浸水農地面積 566ha	244	3.6	・昭和42年に家庭浸水950戸、農地浸水80haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力24m ³ /s(約1/2)が1,600m ³ /s(1/30)まで向上する。	継続	
須川広域基幹河川改修事業（竜山川） 山形県	再々評価	127	875	浸水戸数 2,147戸 浸水農地面積 133ha	201	4.3	・昭和13年に家庭浸水6戸、農地浸水34haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力67m ³ /s(1/1以下)が230m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
須川広域基幹河川改修事業（須川・旧小規模） 山形県	再々評価	12	227	浸水戸数 48戸 浸水農地面積 80ha	16	14.1	・昭和56年に家庭浸水38戸、農地浸水87haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力30m ³ /s(約1/3)が750m ³ /s(1/30)まで向上する。	継続	
須川広域基幹河川改修事業（荒町川） 山形県	再々評価	22	683	浸水戸数 442戸 浸水農地面積 9ha	201	3.4	・昭和42年に家庭浸水300戸、農地浸水4haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力22m ³ /s(約1/1.3)が60m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
馬見ヶ崎川広域基幹河川改修事業（馬見ヶ崎川） 山形県	再々評価	108	318	浸水戸数 498戸 浸水農地面積 532ha	153	2.1	・昭和56年に家庭浸水752戸、農地浸水370haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力105m ³ /sが500m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
馬見ヶ崎川広域基幹河川改修事業（大門川） 山形県	再々評価	11	15	浸水戸数 99戸 浸水農地面積 39ha	14	1.1	・昭和33年に家庭浸水72戸、農地浸水75haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力12m ³ /s(1/1以下)が47m ³ /s(1/30)まで向上する。	継続	
吉野川広域基幹河川改修事業（屋代川） 山形県	再々評価	158	2,022	浸水戸数 1,529戸 浸水農地面積 603ha	265	7.6	・昭和42年に家庭浸水3069戸、農地浸水539haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力380m ³ /s(約1/2.7)が1,000m ³ /s(1/80)まで向上する。	継続	
日向川広域基幹河川改修事業 山形県	再々評価	50	9.0	浸水戸数 401戸 浸水農地面積 908ha	6.0	1.5	・昭和36年に家庭浸水13戸、農地浸水420haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力58m ³ /s(1/1以下)が1,400m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
月光川広域基幹河川改修事業 山形県	再々評価	102	16	浸水戸数 791戸 浸水農地面積 1,017ha	15	1.1	・昭和30年に家庭浸水35戸、農地浸水540haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力52m ³ /sが800m ³ /s(1/20)まで向上する。	継続	
新井田川広域基幹河川改修事業 山形県	再々評価	213	85	浸水戸数 2,435戸 浸水農地面積 968ha	27	3.2	・昭和51年に家庭浸水1200戸、農地浸水70haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力101m ³ /sが220m ³ /s(1/50)まで向上する。	継続	
大山川広域一般河川改修事業（大山川） 山形県	再々評価	25	500	浸水戸数 118戸 浸水農地面積 255ha	23	21.6	・昭和46年に家庭浸水110戸、農地浸水191haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力88m ³ /s(1/1以下)が175m ³ /s(1/3)まで向上する。	継続	
大山川広域一般河川改修事業（矢引川） 山形県	再々評価	14	16	浸水戸数 18戸 浸水農地面積 81ha	13	1.2	・昭和51年に家庭浸水50戸、農地浸水85haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況流下能力2m ³ /s(1/1以下)が20m ³ /s(1/30)まで向上する。	継続	
恋瀬川広域基幹河川改修事業 茨城県	再々評価	83	89	浸水戸数446戸、浸水面積 964ha	30	2.9	・平成3年には、千代田町等で6.8ha、13戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、2年に1度程度の治水安全度を10年に1度程度まで向上する。	継続	関東地方整備局 地域河川課 (課長 前原 克二)
桜川広域基幹河川改修事業 茨城県	再々評価	552	1,076	浸水戸数11,051戸、浸水面積 3,152ha	85	12.6	・昭和61年には、つくば市等で3,600ha、1,530戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、1年に1度程度の治水安全度が10年～3年に1度まで向上する。	継続	
八間堀川広域基幹河川改修事業 茨城県	その他	90	464	浸水戸数:1093棟 浸水農地面積:1614ha	49	9.4	・昭和61年には、水海道市等で1,197ha、389戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね10m ³ /s程度から概ね90m ³ /sまで向上する。	継続	
飯沼川広域基幹河川改修事業 茨城県	その他	148	331	浸水戸数:476棟 浸水農地面積:438ha	58	5.7	・平成3年には、岩井市等で138haの浸水被害が発生しているなど、過去17年間に6回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね60m ³ /s程度から概ね120m ³ /sまで向上する。	継続	
東仁連川広域基幹河川改修事業 茨城県	その他	148	331	浸水戸数:476棟 浸水農地面積:438ha	58	5.7	・昭和61年には、岩井市等で35ha、9戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね20m ³ /s程度から概ね50m ³ /sまで向上する。	継続	
清明川広域基幹河川改修事業 茨城県	再々評価	82	734	浸水戸数:329棟 浸水農地面積:330ha	56	13.1	・平成8年には、阿見町等で35戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、1年に1度程度の治水安全度を3年に1度程度まで向上する。	継続	
新利根川広域基幹河川改修事業 茨城県	再々評価	139	205	浸水戸数:3,562棟 浸水農地面積:5,512ha	42	4.9	・昭和61年に東村、利根町において19戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、1.5年に1度程度の治水安全度を10年に1度程度まで向上する。また、上流多目的遊水地において、50m ³ /s(65m ³ /sから15m ³ /s)の調節が可能となる。	継続	
溜沼川広域基幹河川改修事業 茨城県	再々評価	100	579	浸水家屋1,229戸 浸水面積430ha	35	16.8	・平成6年に、友部町で7戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、2年に1度程度の治水安全度を15年に1度程度まで向上する。	継続	
桜川(水戸)広域基幹河川改修事業 茨城県	再々評価	249	1,110	浸水家屋414戸 浸水面積165ha	120	9.3	・昭和61年に、水戸市で10戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、2年に1度程度の治水安全度を5年に1度程度まで向上する。	継続	
大北川広域基幹河川改修事業 茨城県	再々評価	83	2,202	浸水家屋960戸 浸水面積354ha	217	10.2	・昭和61年に、北茨城市等で1,687戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、3年に1度程度の治水安全度を50年に1度程度まで向上する。	継続	
乙戸川広域基幹河川改修事業 茨城県	10年 継続中	79	47	浸水家屋64戸 浸水面積286ha	37	1.3	・平成元年7月土浦市等で13戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、1年に1度程度の治水安全度が10年1度まで向上する。	継続	
藤井川広域一般河川改修事業 茨城県	再々評価	26	89	浸水家屋44戸 浸水面積156ha	16	5.6	・昭和61年に、水戸市等で41戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、5年に1度程度の治水安全度を50年に1度程度まで向上する。	継続	
相野谷川広域一般河川改修事業 茨城県	その他	77	462	浸水戸数:385棟 浸水農地面積:390ha	38	12.1	・平成3年には、取手市等で80ha、35戸の浸水被害が発生しているなど、過去17年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね10m ³ /s程度であるが、概ね50m ³ /sまで向上する。	継続	
谷田川広域基幹河川改修事業 群馬県	再々評価	8.2	74	浸水戸数:463戸 浸水農地面積:263ha	8.7	8.5	・当該事業の実施により、脆弱な防犯区間(「ハ」等)を補強することにより洪水時の破壊を防止する。又、当該事業の実施により治水安全度を10年に1回程度まで解消する。	継続	

鶴生田川広域基幹河川改修事業 群馬県	再々評価	54	195	浸水戸数：886戸 浸水農地面積：70ha	54	3.6	・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね13m ³ /s程度であるが、概ね21.8m ³ /sまで向上する。又、当該事業の実施により、治水安全度を30年に1回程度まで解消する。	継続
粕川上流広域基幹河川改修事業(広瀬川) 群馬県	再々評価	64	1,002	浸水戸数：708戸 浸水農地面積：124ha	72	13.9	・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね181m ³ /s程度であるが、概ね670m ³ /sまで向上する。又、当該事業の実施により治水安全度を30年に1回程度まで解消する。	継続
蕨川広域基幹河川改修事業(下流) 群馬県	再々評価	45	105	浸水戸数：353戸 浸水農地面積：9ha	47	2.3	・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね15m ³ /s程度であるが、概ね56m ³ /sまで向上する。又、当該事業の実施により治水安全度を10年に1回程度まで解消する。	継続
桃の木川広域基幹河川改修事業 群馬県	再々評価	21	32	浸水戸数：303戸 浸水農地面積：14ha	23	1.4	・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね29m ³ /s程度であるが、概ね80m ³ /sまで向上する。又、当該事業の実施により治水安全度を100年に1回程度まで解消する。	継続
藤沢川広域基幹河川改修事業 群馬県	再々評価	24	69	浸水戸数：133戸 浸水農地面積：19ha	25	2.7	・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね62m ³ /s程度であるが、概ね110m ³ /sまで向上する。又、当該事業の実施により治水安全度を5年に1回程度まで解消する。	継続
東谷川広域基幹河川改修事業 群馬県	再々評価	22	72	浸水戸数：258戸 浸水農地面積：19ha	24	3.0	・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね4m ³ /s程度であるが、概ね34m ³ /sまで向上する。又、当該事業の実施により治水安全度を10年に1回程度まで解消する。	継続
粕川広域基幹河川改修事業 群馬県	再々評価	28	131	浸水戸数：67戸 浸水農地面積：23ha	31	4.3	・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね23m ³ /s程度であるが、概ね70m ³ /sまで向上する。又、当該事業の実施により治水安全度を10年に1回程度まで解消する。	継続
桐生川広域一般河川改修事業 群馬県	再々評価	42	58	浸水戸数：401戸 浸水農地面積：2ha	43	1.4	・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね300m ³ /s程度であるが、概ね500m ³ /sまで向上する。又、当該事業の実施により治水安全度を10年に1回程度まで解消する。	継続
滝川広域一般河川改修事業 群馬県	再々評価	34	57	浸水戸数：672戸 浸水農地面積：7ha	37	1.5	・近年では平成9、10年に、前橋市で22戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況放水路の流下能力は概ね90m ³ /s程度であるが、150m ³ /sまで向上させ治水安全度を30年に1回程度まで解消する。	継続
天神川広域一般河川改修事業 群馬県	再々評価	30	283	浸水戸数：245戸 浸水農地面積：10ha	32	8.9	・昭和56、57年には、高崎市で最大250戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね11m ³ /s程度であるが、概ね45m ³ /sまで向上する。又、当該事業の実施により治水安全度を10年に1回程度まで解消する。	継続
孫兵衛川広域基幹河川改修事業 群馬県	再々評価	37	556	浸水戸数：728戸 浸水農地面積：33ha	42	13.4	・昭和50年頃には、邑楽町等で最大390戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね6m ³ /s程度であるが、概ね14m ³ /sまで向上する。又、当該事業の実施により、治水安全度を10年に1回程度まで解消する。	継続
下蟹沢川河川改修事業 前橋市	10年 継続中	7.4	8.1	浸水戸数：32戸 浸水農地面積：4ha	7.5	1.1	・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね6m ³ /s程度であるが、概ね18m ³ /sまで向上する。又、当該事業の実施により治水安全度を10年に1回程度まで解消する。	継続
赤沼川準用河川改修事業 伊勢崎市	10年 継続中	14	17	浸水戸数：120戸 浸水農地面積：5ha	14	1.3	・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね16m ³ /s程度であるが、概ね33m ³ /sまで向上する。又、当該事業の実施により治水安全度を2年に1回程度まで解消する。	継続
鴨川広域基幹河川改修事業 埼玉県	再々評価	500	1,733	浸水戸数：3,488戸 農地浸水面積：2,004ha	1,129	1.5	・平成5年には、鴨川流域で940戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に5回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が最低で30%程度である。	継続
市野川広域基幹河川改修事業 埼玉県	再々評価	50	560	浸水戸数：531戸 農地浸水面積：196.8ha	184	3.0	・平成8年には、市野川流域で124戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に5回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が最低で66%程度である。	継続
越辺川広域一般河川改修事業 埼玉県	再々評価	22	206	浸水戸数：332戸 農地浸水面積：1,133ha	27	7.8	・平成11年には、越辺川流域で6戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に3回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が最低で30%程度である。	継続
安藤川広域一般河川改修事業 埼玉県	再々評価	50	113	浸水戸数：152戸 農地浸水面積：465ha	76	1.5	・平成11年には、安藤川流域で1戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に2回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が最低で5%程度である。	継続
福川広域基幹河川改修事業 埼玉県	再々評価	185	1,370	浸水戸数：1,847戸 農地浸水面積：1,530ha	335	4.1	・平成12年には、福川流域で20戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に10回の浸水被害が発生している。	継続
備前渠川広域基幹河川改修事業 埼玉県	その他	32	86	浸水戸数：240戸 農地浸水面積：257.8ha	33	2.6	・平成11年には、備前渠川流域で170.8haの浸水被害が発生するなど、過去10年に1回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が最低で50%程度である。	継続
和田吉野川広域基幹河川改修事業 埼玉県	再々評価	126	228	浸水戸数：112戸 農地浸水面積：399ha	216	1.1	・平成11年には、和田吉野川流域で7戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に6回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が20%程度である。	継続
都幾川広域一般河川改修事業 埼玉県	再々評価	24	173	浸水戸数：320戸 農地浸水面積：202ha	30	5.7	・平成11年には、都幾川流域で19戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に3回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が最低で45%程度である。	継続

関東地方整備局
地域河川課
(課長 前原 克二)

元荒川総合治水対策特定河川事業（大相模調節池） 埼玉県	再々評価	142	598	浸水戸数：143戸 農地浸水面積：1090ha	455	1.3	・平成5年には、元荒川流域で452戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に2回の浸水被害が発生している。	継続
新河岸川総合治水対策特定河川事業 埼玉県	再々評価	1,023	2,497	浸水戸数：20,500戸 農地浸水面積：3,700ha	1,782	1.4	・平成10年には、新河岸川流域で1,568戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に3回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が60%程度である。	継続
黒目川総合治水対策特定河川事業 埼玉県	再々評価	56	885	浸水戸数：2,800戸 農地浸水面積：43ha	93	9.6	・平成5年には、黒目川流域で44戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に2回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が50%程度である。	継続
柳瀬川総合治水対策特定河川事業 埼玉県	再々評価	35	2,244	浸水戸数：9,700戸 農地浸水面積：150ha	215	10.4	・平成8年には、柳瀬川流域で57戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に2回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が90%程度である。	継続
中川総合治水対策特定河川事業 埼玉県	再々評価	327	1,122	浸水戸数：1620戸 農地浸水面積：3130ha	484	2.3	・平成5年には、中川流域で1,659戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に3回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が40%程度である。	継続
倉松川総合治水対策特定河川事業 埼玉県	再々評価	294	573	浸水戸数：1,310戸 農地浸水面積：618ha	452	1.3	・平成5年には、倉松川流域で568戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に7回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が35%程度である。	継続
青毛堀川総合治水対策特定河川事業 埼玉県	再々評価	113	197	浸水戸数：50戸 農地浸水面積：278ha	190	1.0	・平成8年には、青毛堀川流域で3戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に3回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が40%程度である。	継続
隼人堀川総合治水対策特定河川事業 埼玉県	再々評価	60	168	浸水戸数：340戸 農地浸水面積：485ha	110	1.5	・平成5年には、隼人堀川流域で116戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に3回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が60%程度である。	継続
古隅田川総合治水対策特定河川事業 埼玉県	再々評価	45	192	浸水戸数：620戸 農地浸水面積：95ha	162	1.2	・平成5年には、古隅田川流域で937戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に9回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が70%程度である。	継続
新方川総合治水対策特定河川事業 埼玉県	再々評価	214	1,726	浸水戸数：6,890戸 農地浸水面積：790ha	619	2.8	・平成5年には、新方川流域で2,231戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に2回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が70%程度である。	継続
元荒川総合治水対策特定河川事業 埼玉県	再々評価	195	598	浸水戸数：143戸 農地浸水面積：1090ha	455	1.3	・平成5年には、元荒川流域で452戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に2回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が80%程度である。	継続
大場川総合治水対策特定河川事業 埼玉県	再々評価	71	666	浸水戸数：1,300戸 農地浸水面積：470ha	661	1.0	・平成8年には、大場川流域で442戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に5回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が65%程度である。	継続
綾瀬川総合治水対策特定河川事業 埼玉県	再々評価	688	1,297	浸水戸数：3,560戸 農地浸水面積：3,044ha	1,231	1.1	・平成5年には、綾瀬川流域で1,138戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に7回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が46%程度である。	継続
古綾瀬川総合治水対策特定河川事業 埼玉県	再々評価	52	325	浸水戸数：1,300戸 農地浸水面積：83ha	257	1.3	・平成5年には、古綾瀬川流域で342戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に3回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が25%程度である。	継続
青毛堀川総合治水対策特定河川事業(花崎遊水池) 埼玉県	再々評価	148	197	浸水戸数：50戸 農地浸水面積：278ha	190	1.0	・平成8年には、青毛堀川流域で3戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に3回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が40%程度である。	継続
元荒川総合治水対策特定河川事業(小林調節池) 埼玉県	再々評価	93	180	浸水戸数：143戸 農地浸水面積：1090ha	158	1.1	・平成5年には、元荒川流域で452戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に2回の浸水被害が発生している。	継続
元荒川総合治水対策特定河川事業(さきたま調節池) 埼玉県	再々評価	157	180	浸水戸数：143戸 農地浸水面積：1090ha	158	1.1	・平成8年には、元荒川流域で452戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に2回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が42%程度である。	継続
辰井川総合治水対策特定河川事業(新郷遊水池) 埼玉県	再々評価	145	1,969	浸水戸数：8,500戸 農地浸水面積：95ha	819	2.4	・平成5年には、辰井川流域で735戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に3回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が10%程度である。	継続
古綾瀬川低地対策河川事業 埼玉県	再々評価	136	325	浸水戸数：1,300戸 農地浸水面積：83ha	257	1.3	・平成5年には、古綾瀬川流域で342戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に3回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が50%程度である。	継続
飯盛川広域一般河川改修事業 埼玉県	10年継続中	31	113	浸水戸数：270戸 農地浸水面積：557ha	55	2.1	・平成11年には、飯盛川流域で176戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に2回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が最低で13%程度である。	継続
江川都市基盤河川改修事業 桶川市	10年継続中	21	31	浸水戸数：40戸 農地浸水面積：132ha	23	1.3	・平成11年には、江川流域で18戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に14回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が14%程度である。	継続

関東地方整備局
地域河川課
(課長 前原 克二)

古綾瀬川都市基盤河川改修事業 草加市	10年 継続中	15	325	浸水戸数：1,300戸 農地浸水面積：83ha	257	1.3	・平成5年には、古綾瀬川流域で150戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に3回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が40%程度である。	継続
辰井川都市基盤河川改修事業 川口市	再々評価	128	1,969	浸水戸数：8,500戸 農地浸水面積：95ha	819	2.4	・平成5年には、辰井川流域で481戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に3回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が40%程度である。	継続
芝川都市基盤河川改修事業 川口市	再々評価	96	369	浸水戸数：1,599戸 農地浸水面積：7.9ha	178	2.1	・昭和57年には、芝川流域で130戸の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が50%程度である。	継続
上尾中堀川準用河川改修事業 上尾市	再々評価	11	16	浸水戸数：30戸 農地浸水面積：18ha	14	1.1	・昭和57年には、上尾中堀川流域で13戸の浸水被害が発生しており、過去10年においても2回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が25%程度である。	継続
浅間川上流準用河川改修事業 上尾市	再々評価	15	31	浸水戸数：215戸 農地浸水面積：67ha	16	1.9	・昭和57年には、浅間川上流流域で215戸の浸水被害が発生しており、過去10年においても2回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が20%程度である。	継続
谷治川準用河川改修事業 坂戸市	再々評価	16	20	浸水戸数：21戸 農地浸水面積：87ha	18	1.2	・平成3年には、谷治川流域で6戸の浸水被害が発生しており、過去10年においても8回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が15%程度である。	継続
芝川広域基幹河川改修事業 埼玉県	再々評価	703	22,613	浸水戸数：23,220戸 農地浸水面積：27,458ha	3,468	6.5	・平成8年には、芝川流域で605戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に4回の浸水被害が発生している。 ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合が最低26%程度である。	継続
一宮川広域基幹河川改修事業 千葉県	再々評価	717	1,615	浸水戸数3770戸、 浸水農地面積266ha	662	2.4	・平成元年8月の台風17号で、浸水家屋約2500戸、平成8年9月の台風17号で浸水家屋約3800戸の被害が発生している	継続
栗山川広域基幹河川改修事業 千葉県	再々評価	411	189	浸水戸数 172戸 浸水面積 1,570ha	114	1.7	・平成11年10月の大雨で、浸水戸数172戸の被害が発生している	継続
作田川広域基幹河川改修事業 千葉県	再々評価	165	746	浸水戸数761戸 浸水農地面積173ha	165	4.3	・平成元年8月の台風17号により、浸水家屋136戸、平成3年9月の台風18号で、浸水家屋24戸、平成8年9月の台風17号で浸水家屋336戸の被害が発生している	継続
養老川広域基幹河川改修事業 千葉県	再々評価	227	4,313	浸水戸数5282戸 浸水面積914ha	247	17.5	・平成8年7月の台風5号では、浸水家屋814戸、浸水面積561haの被害が発生している。 ・浸水被害が頻発していることから現在緊急改修を行い、平成8年の被災流量1,100m ³ /s見合いの治水安全度13年に1度まで向上する。	継続
椎津川広域基幹河川改修事業 千葉県	再々評価	28	13,350	浸水戸数1393戸 浸水面積77ha	234	57.1	・平成8年7月の台風5号では、浸水家屋116戸、浸水面積16.2haの被害が発生している。 ・改修前の流下能力は15m ³ /s、治水安全度は1年に1度程度であったが、事業実施により250m ³ /s、治水安全度50年に1度まで向上する。	継続
都川広域基幹河川改修事業 千葉県	再々評価	429	4,700	浸水戸数5,879戸 浸水面積237ha	460	10.2	・平成8年9月の台風17号では、浸水家屋43戸、浸水面積65haの被害が発生している。	継続
大津川広域基幹河川改修事業 千葉県	再々評価	161	10	浸水戸数286戸 浸水面積180ha	8.3	1.2	・平成5年には、浸水家屋15戸の被害が発生している。 ・改修前の流下能力は65m ³ /sであったが、事業実施により160m ³ /s、治水安全度7年に1度、年間雨量50mmまで向上する。	継続
海老川広域基幹河川改修事業 千葉県	再々評価	684	24,455	浸水戸数1,530戸 浸水面積121ha	670	36.5	・平成8年9月の台風17号では、浸水家屋22戸、浸水面積63haの被害が発生している。	継続
真亀川広域一般河川改修事業 千葉県	再々評価	24	49	浸水戸数200戸 浸水面積288.4ha	24	2.1	・平成元年7月の豪雨により、浸水家屋73戸、平成3年10月の台風21号により、浸水家屋65戸、平成8年9月の台風17号により、浸水家屋191戸の被害が発生している。 ・既往洪水を流下させる規模の整備を行う	継続
神崎川都市基盤河川改修事業 市原市	10年 継続中	27	803	浸水戸数183戸、浸水面積 121ha	63	12.7	・平成8年7月の台風5号では、浸水家屋70戸、浸水面積80haの被害が発生している。 ・浸水被害が頻発していることから現在緊急改修を行い、4年に1度の治水安全度まで向上しているが、今後、さらに抜本的な改修により、50年に1度まで向上する。	継続
勝田川都市基盤河川改修事業 千葉市	10年 継続中	120	58	浸水戸数289戸、浸水面積55ha	5.6	10.4	・平成3年10月の台風21号では、浸水家屋40戸、浸水面積60haの被害が発生している。 ・現在進めている一次改修計画は、時間降雨52.5mm対応（H=1/10）とし、全体計画は時間降雨70.4mm（H=1/50）としている。	継続
根木名川広域基幹河川改修事業 千葉県	10年 継続中	143	436	浸水戸数1,144戸、浸水面積 918ha	78	5.6	・平成3年には152戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、最下流部において、現況流下能力300m ³ /sが概ね700m ³ /s、50年に1度まで向上する。	継続
国分川都市基盤河川改修事業 松戸市	10年 継続中	54	624	浸水戸数14,100戸、浸水面積 806ha（真間川流域全体）	56	11.1	・平成5年8月の台風11号では、浸水家屋2,382戸、浸水面積400haの被害が発生している（真間川全体）	継続
二重川都市基盤河川改修事業 船橋市	10年 継続中	33	123	浸水戸数46戸、浸水面積43ha	28	4.5	・平成5年8月の台風11号では、浸水家屋181戸、浸水面積44haの被害が発生している。	継続

関東地方整備局
地域河川課
(課長 前原 克二)

梅田川準用河川改修事業 茂原市	再々評価	6.5	22	浸水戸数47戸 浸水農地面積26ha	6.5	3.4	・平成元年、平成7年、平成8年と水害が発生しており、特に平成8年には、梅田川流域では浸水戸数118戸、農地浸水25haであった。当事業の実施により現況流下能力は、概ね13m ³ /sであるが、概ね27m ³ /sまで向上する。1/2程度の治水安全度が1/10に向上する。	継続
谷中川準用河川改修事業 大網白里町	再々評価	4.8	275	浸水戸数：344戸 浸水面積121.7ha	22	12.5	浸水被害の発生状況 平成元年8月豪雨：浸水戸数23戸、浸水面積8ha 平成8年9月台風17号：浸水戸数2戸、浸水面積1ha	継続
上前川準用河川改修事業 市原市	再々評価	24	31	浸水戸数574戸 浸水面積170.9ha	1.3	23.1	・平成8年9月の台風17号では、浸水家屋86戸、浸水面積69.2haの被害が発生している。 ・改修前の流下能力は4m ³ /sであったが、事業実施により39m ³ /s、治水安全度は概ね4年に1度（時間雨量40mm）まで向上する。	継続
上富士川準用河川改修事業 松戸市	再々評価	16	20	浸水戸数74戸 浸水面積3.2ha	1.9	10.2	・昭和61年の台風11号では、浸水家屋64戸、浸水面積3haの被害が発生している。 ・改修前の流下能力は1m ³ /s未満であったが、事業実施により51m ³ /s、治水安全度は概ね7年に1度（時間雨量50mm）まで向上する。	継続
坂川広域基幹河川改修事業 千葉県	再々評価	260	4,004	浸水戸数2,289戸 浸水面積171ha	459	8.7	・平成3年9月の台風8号では、浸水家屋1,744戸、浸水面積287haの被害が発生している。	継続
真間川総合治水特定河川事業 千葉県	再々評価	1,874	76,042	浸水戸数14,100戸 浸水面積806ha	2,231	34.1	・平成5年8月の台風11号では、浸水家屋2,382戸、浸水面積400haの被害が発生している。	継続
石神井川広域基幹河川改修事業 東京都	再々評価	308	7,530	浸水戸数：11,300戸 浸水面積：209ha	1,270	5.9	平成11年8月には小平市で13戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に20回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、1年に1回程度の治水安全度を3年に1回程度まで解消する。	継続
谷地川広域基幹河川改修事業 東京都	再々評価	51	154	浸水戸数：1,810戸 浸水面積：135ha	93	1.7	平成11年8月には八王子市で32戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に5回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、1年に1回程度の治水安全度を3年に1回程度まで解消する。	継続
神田川総合治水対策特定河川事業（神田川） 東京都	10年 継続中	150	30,561	浸水戸数：46,000戸 浸水面積：390ha	2,395	12.8	平成5年8月には中野区などで4,706戸の浸水被害が発生するなど、過去10年に38回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、1年に1回程度の治水安全度を3年に1回程度まで解消する。	継続
相模川広域基幹河川改修事業 神奈川県	再々評価	624	7,363	浸水戸数 62389戸 浸水農地面積1259ha	1,084	6.8	・昭和46年に、浸水面積0.5ha、19戸の浸水被害が発生している。また、昭和57年には、浸水面積13.1ha、41戸の浸水被害が発生している。	継続
串川広域基幹河川改修事業 神奈川県	再々評価	30	105	浸水戸数 192戸 浸水農地面積11ha	32	3.3	・昭和47年に、浸水面積16.7ha、110戸、平成4年の台風10号により、8戸の床上浸水被害が発生している。また近年では、平成6年の台風6号でも、4戸の床上浸水被害が発生している。	継続
小出川広域基幹河川改修事業 神奈川県	再々評価	360	1,913	浸水戸数 2800戸 浸水農地面積127ha	450	4.3	・昭和41年に浸水面積225ha、332戸の浸水被害が発生している。また、昭和51年に、浸水面積100.4ha、昭和57年には、12.5haの浸水が発生している。	継続
酒匂川広域基幹河川改修事業 神奈川県	再々評価	208	15,081	浸水戸数 20309戸 浸水農地面積51ha	3,829	3.9	・昭和22年のキャスリン台風により、850戸の浸水被害が発生している。また、昭和47年には、80戸の浸水被害が発生している。	継続
洞川広域基幹河川改修事業 神奈川県	再々評価	10	151	浸水戸数 222戸 浸水農地面積44ha	19	7.8	・昭和47年に、20戸の浸水被害が発生している。	継続
帷子川広域基幹河川改修事業 神奈川県	再々評価	169	3,195	浸水戸数 13986戸 浸水農地面積0ha	370	8.6	・昭和41年に、浸水戸数7,477戸、昭和54年に、763戸、平成2年には、631戸の被害が発生している。また、平成3年に、25戸、平成5年には、533戸の浸水被害が発生している。	継続
室川広域基幹河川改修事業 神奈川県	再々評価	24	188	浸水戸数 448戸 浸水農地面積2ha	28	6.8	・昭和61年に、浸水面積0.3ha、浸水戸数22戸の被害が発生している。また、平成5年には、浸水面積0.4ha、浸水戸数18戸の被害が発生している。	継続
金目川広域基幹河川改修事業（鈴川） 神奈川県	再々評価	329	4,547	浸水戸数 7666戸 浸水農地面積102ha	585	7.8	・昭和46年に、浸水面積82ha、浸水戸数148戸、平成3年には、浸水面積5.9ha、54戸の被害が発生している。また近年では、平成6年に、浸水面積2.1ha、13戸の浸水被害が発生している。	継続
田越川広域基幹河川改修事業 神奈川県	再々評価	78	481	浸水戸数 2146戸 浸水農地面積0ha	198	2.4	・昭和36年に、浸水戸数1,130戸、昭和41年には、226戸の被害が発生している。また昭和57年には、376戸の浸水被害が発生している。	継続
平作川広域基幹河川改修事業 神奈川県	再々評価	94	911	浸水戸数 12619戸 浸水農地面積0ha	131	7.0	・昭和49年に、2,819戸の浸水被害が発生している。また、昭和56年には、2,105戸の浸水被害が発生している。	継続
早川広域基幹河川改修事業 神奈川県	再々評価	55	329	浸水戸数 742戸 浸水農地面積0ha	48	6.8	・昭和58年の台風5.6号により、浸水面積20.4ha、194戸の浸水被害が発生している。	継続
不動川広域一般河川改修事業 神奈川県	再々評価	24	362	浸水戸数 494戸 浸水農地面積0ha	40	9.0	・昭和41年に、浸水面積0.6haの被害が発生しており、その後度々浸水被害が発生している。平成3年から平成7年までは、台風や集中豪雨により、毎年1回の浸水被害が発生している。	継続

関東地方整備局
地域河川課
(課長 前原 克二)

葛川広域一般河川改修事業 神奈川県	再々評価	20	165	浸水戸数 212戸 面積0ha	浸水農地	25	6.6	- 昭和46年に、浸水面積2.4ha、3戸の浸水被害が発生しており、その後も度々浸水被害が発生している。平成3年から平成9年まで、台風や集中豪雨により、毎年1回の浸水被害が発生している。	継続
要定川広域基幹河川改修事業 神奈川県	10年継続	20	58	浸水戸数 456戸 面積24ha	浸水農地	17	3.3	- 昭和46年の台風23号により、浸水面積17ha、35戸の浸水被害が発生している。	継続
山王川広域一般河川改修事業 神奈川県	再々評価	62	773	浸水戸数 2617戸 面積11ha	浸水農地	88	8.8	- 昭和46年に、浸水面積12.3ha、348戸の浸水被害が発生している。また近年では、平成14年の台風21号により、240戸の浸水被害が発生している。	継続
境川広域一般河川改修事業 神奈川県	再々評価	135	2,459	浸水戸数 415戸 面積4ha	浸水農地	236	10.4	- 昭和41年に、浸水面積32ha、169戸の浸水被害が発生している。また、昭和47年、昭和51年にも台風による浸水被害が発生している。	継続
帷子川低地対策河川事業 神奈川県	再々評価	1,484	4,436	浸水戸数 10806戸 面積0ha	浸水農地	1,314	3.4	- 昭和54年に、1,496戸の浸水被害が発生している。また、平成2年には、702戸の浸水被害が発生している。	継続
鶴見川総合治水対策特定河川事業 神奈川県	再々評価	645	47,037	浸水戸数33440戸 面積534ha	浸水農地	13,042	3.6	- 昭和57年に1,306戸、昭和63年に80戸、平成元年に155戸、平成2年に191戸、平成3年に10戸の浸水被害が発生している。	継続
目久尻川総合治水対策特定河川事業 神奈川県	再々評価	244	3,463	浸水戸数 14326戸 面積87ha	浸水農地	366	9.5	- 昭和51年の台風17号や豪雨により、117戸の浸水被害が発生している。また、昭和57年には、台風18号により、4戸の浸水被害が発生している。	継続
境川総合治水対策特定河川事業 神奈川県	再々評価	814	18,689	浸水戸数 9924戸 面積56ha	浸水農地	1,231	15.2	- 平成3年の台風26号により、167戸の浸水被害が発生している。また、平成5には、集中豪雨により、443戸の浸水被害が発生している。	継続
柏尾川総合治水対策特定河川事業 神奈川県	再々評価	444	5,851	浸水戸数 7097戸		794	7.4	- 昭和57年の台風18号により、1,002戸の浸水被害が発生している。また、平成2には、台風20号により、1,052戸の浸水被害が発生している。	継続
引地川総合治水対策特定河川事業 神奈川県	再々評価	615	12,502	浸水戸数 21698戸 面積121ha	浸水農地	869	14.4	- 昭和51年に353戸、昭和63年に1戸、平成2年に26戸、平成3年に25戸、平成5年に7戸、平成6年に5戸の床上浸水被害が発生している。	継続
帷子川都市基盤河川改修事業 横浜市	再々評価	306	393	浸水世帯数439世帯 浸水面積15ha		212	1.9	- 昭和41年の台風4号により、浸水面積4.2ha浸水家屋10戸の浸水被害が発生している。	継続
今井川都市基盤河川改修事業 横浜市	再々評価	1,164	1,432	浸水世帯数3011世帯 浸水面積49ha		849	1.7	- 昭和47年の集中豪雨により、浸水面積23.2ha浸水家屋866戸の浸水被害が発生している。	継続
平戸永谷川都市基盤河川改修事業 横浜市	再々評価	201	516	浸水世帯数824世帯 浸水面積63ha		150	3.5	- 昭和41年の台風4号により、浸水家屋51戸の浸水被害が発生している。	継続
阿久和川都市基盤河川改修事業 横浜市	再々評価	302	1,714	浸水世帯数1575世帯 浸水面積87ha		220	7.8	- 昭和41年の台風4号により、浸水面積12.2ha、浸水家屋196戸の浸水被害が発生している。	継続
舞岡川都市基盤河川改修事業 横浜市	再々評価	228	173	浸水世帯数228世帯 浸水面積14ha		122	1.4	- 昭和51年の台風17号により、浸水面積31ha、浸水家屋106戸の浸水被害が発生している。	継続
名瀬川都市基盤河川改修事業 横浜市	10年 継続中	51	378	浸水世帯数248世帯 浸水面積17ha		42	9.1	- 平成2年の台風20号により、浸水面積2.2ha浸水家屋250戸の浸水被害が発生している。	継続
宇田川都市基盤河川改修事業 横浜市	再々評価	177	166	浸水世帯数512世帯 浸水面積6ha		133	1.3	- 昭和41年の台風4号により、浸水家屋359戸の浸水被害が発生している。	継続
和泉川都市基盤河川改修事業 横浜市	再々評価	367	2,287	浸水世帯数2129世帯 浸水面積155ha		285	8.0	- 昭和41年の台風4号により、浸水面積22.0ha、浸水家屋87戸の浸水被害が発生している。	継続
いたち川都市基盤河川改修事業 横浜市	再々評価	378	415	浸水世帯数2500世帯 浸水面積63ha		241	1.7	- 昭和49年の集中豪雨により、浸水面積9ha、浸水家屋1302戸の浸水被害が発生している。	継続
宮川都市基盤河川改修事業 横浜市	再々評価	200	1,132	浸水世帯数2770世帯 浸水面積170ha		140	8.1	- 昭和48年の集中豪雨により、浸水面積56ha、浸水家屋390戸の浸水被害が発生している。	継続
平瀬川本川都市基盤河川改修事業 川崎市	再々評価	305	413	浸水戸数 700戸 浸水農地面積35ha		194	2.1	- 昭和51年9月の台風17号では、814戸の浸水被害が発生している。 - 当該事業の実施により、現在の流下能力110m ³ /sが230m ³ /sとなり、30年に1度程度の治水安全度向上する。	継続

関東地方整備局
地域河川課
(課長 前原 克二)

鳩川都市基盤河川改修事業(道保川) 相模原市	再々評価	181	2,062	浸水戸数 2115戸 浸水農地面積38ha	294	7.0	・平成3年には、浸水面積2.37ha、176戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力21m ³ /sが60m ³ /sとなり、30年に1回程度の治水安全度向上とする。	継続	関東地方整備局 地域河川課 (課長 前原 亮二)
八瀬川準用河川改修事業 相模原市	再々評価	74	216	浸水戸数 390戸 浸水農地面積31ha	98	2.2	・平成3年には、浸水面積0.16ha、16戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力15m ³ /sが39m ³ /sとなり、5年に1回程度の治水安全度向上とする。	継続	
鳩川準用河川改修事業 相模原市	再々評価	129	1,501	浸水戸数 1563戸 浸水農地面積41ha	184	8.2	・平成10年には、浸水面積0.01ha、3戸の床上浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力17.7m ³ /sが49m ³ /sとなり、2年に1回程度の治水安全度向上とする。	継続	
下菊川準用河川改修事業 小田原市	再々評価	24	57	浸水戸数90 浸水農地面積12ha	27	2.1	・近年では、平成10年に2回、のべ60戸の床上浸水被害、H13年には、2回、のべ60戸の床上浸水被害、H14年には3回、のべ80戸の床上浸水被害が発生している。	継続	
貝沢川準用河川改修事業 南足柄市	再々評価	12	51	浸水戸数 300戸 浸水農地面積0.4ha	12	4.5	・平成6年の台風26号や平成7年の台風17号では、ともに0.3haの道路冠水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の最低流下能力箇所16m ³ /sが25m ³ /sとなり、5年に1度程度の治水安全度向上とする。	継続	
中ノ口川広域基幹河川改修事業 新潟県	再々評価	335	1,767	浸水戸数：109,378戸 浸水農地面積：25,005ha	375	4.7	平成10年8月には白根市等で内水による275戸の浸水被害が発生している。当該事業の実施により30年に1回程度の治水安全度を150年に1回程度まで解消する。	継続	北陸地方整備局 地域河川課 (課長 矢田 弘)
加茂川広域基幹河川改修事業(大正川工区) 新潟県	再々評価	19	37	浸水戸数：166戸 浸水農地面積：55ha	19	1.9	平成3年6月には田上町内で14戸の浸水被害が発生している。当該事業の実施により1年に1回程度の治水安全度を5年に1回程度まで解消する。	継続	
下条川広域基幹河川改修事業 新潟県	再々評価	100	285	浸水戸数：1,300戸 浸水農地面積：1,170ha	147	1.9	平成7年7月には加茂市内で3戸の浸水被害が発生している。当該事業の実施により5年に1回程度の治水安全度を70年に1回程度まで解消する。	継続	
黒川広域基幹河川改修事業 新潟県	再々評価	348	806	浸水戸数：1,061戸 浸水農地面積：683ha	438	1.8	平成7年7月には長岡市内で212戸の浸水被害が発生しているなど過去10年で2回の浸水被害が発生している。当該事業の実施により5年に1回程度の治水安全度を100年に1回程度まで解消する。	継続	
三面川広域基幹河川改修事業 新潟県	再々評価	146	293	浸水戸数：24,866戸 浸水農地面積：2,895ha	150	1.9	平成7年7月には朝日町内で55戸の浸水被害が発生しているなど過去10年で2回の浸水被害が発生している。当該事業の実施により5年に1回程度の治水安全度を100年に1回程度まで解消する。	継続	
三面川広域基幹河川改修事業(山田川工区) 新潟県	再々評価	29	46	浸水戸数：785戸 浸水農地面積：311ha	30	1.5	平成7年7月には朝日町内で浸水被害が発生している。当該事業の実施により5年に1回程度の治水安全度を30年に1回程度まで解消する。	継続	
胎内川広域基幹河川改修事業 新潟県	再々評価	40	476	浸水戸数：2,170戸 浸水農地面積：2,300ha	243	1.9	想定氾濫区域内での浸水戸数が2,170戸と多大であり、当該事業の実施により10年に1回程度の治水安全度を100年に1回程度まで解消する。	継続	
加治川広域基幹河川改修事業 新潟県	再々評価	299	771	浸水戸数：33,100戸 浸水農地面積：19,390ha	261	2.9	想定氾濫区域内での浸水戸数が33,100戸と多大であり、当該事業の実施により50年に1回程度の治水安全度を100年に1回程度まで解消する。	継続	
国府川広域基幹河川改修事業 新潟県	再々評価	544	1,143	浸水戸数：11,800戸 浸水農地面積：2,967ha	643	1.7	平成10年8月には佐渡市内(旧新穂村等)で469戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年に3回浸水被害が発生している。当該事業の実施により5年に1回程度の治水安全度を70年に1回程度まで解消する。	継続	
堤沢川準用河川事業 関川村	再々評価	3.0	4.0	浸水農地面積：0.3ha	3.0	1.2	関川村内で農地面浸水被害が発生している。当該事業の実施により1年に1回程度の治水安全度を5年に1回程度まで解消する。	継続	
袖八川準用河川事業 小出町	再々評価	7.0	42	浸水戸数：245戸 浸水農地面積：3.6ha	10	4.3	平成14年8月には小出町内で浸水被害が発生している。当該事業の実施により1年に1回程度の治水安全度を3年に1回程度まで解消する。	継続	
黒津川準用河川事業 長岡市	再々評価	6.0	36	浸水戸数：61戸 浸水農地面積：36ha	9.0	4.0	平成7年8月には長岡市内で浸水被害が発生している。当該事業の実施により1年に1回程度の治水安全度を1.3年に1回程度まで解消する。	継続	
いたち川広域基幹河川改修事業 富山県	再々評価	125	2,749	浸水戸数9609戸 浸水面積488ha	314	8.8	平成13年には富山市で14戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間で3回の浸水被害が発生している。事業の実施により、現況流下能力が概ね100m ³ /s程度の箇所が200m ³ /sまで向上する。	継続	
小矢部川広域基幹河川改修事業(小矢部川上流工区) 富山県	再々評価	102	1,659	浸水戸数2700戸 浸水面積640ha	167	9.9	流域の大半を占める砺波平野は、ほ場整備や宅地開発が進み流出量が年々増大している。事業の実施により、現況流下能力が概ね750m ³ /s程度の箇所が1150m ³ /sまで向上する。	継続	
岸渡川広域基幹河川改修事業 富山県	再々評価	123	370	浸水戸数1400戸 浸水面積430ha	54	6.9	平成10年の豪雨等、福岡町を中心に過去多くの浸水被害を受けている。また小矢部川本川の雨水の影響によりわずかな降雨により溢水している。事業の実施により、現況流下能力が概ね80m ³ /s程度の箇所が115m ³ /sまで向上する。	継続	
片貝川広域基幹河川改修事業 富山県	再々評価	87	2,671	浸水戸数3933戸 浸水面積857ha	150	17.8	本川は、河床勾配が1/60と全国屈指の急流河川である。平成15年には護岸欠損の被害を受けている。事業の実施により、現況流下能力が概ね280m ³ /s程度の箇所が550m ³ /sまで向上する。	継続	

白岩川広域基幹河川改修事業 富山県	再々評価	223	2,578	浸水戸数4727戸 浸水面積1705ha	152	17.0	平成10年には富山県で130戸の浸水を被っており、過去10年間で1回の浸水被害が発生している。事業の実施により、現況流下能力が概ね610m ³ /s程度の箇所が910m ³ /sまで向上する。	継続
仏生寺川広域基幹河川改修事業 富山県	再々評価	109	387	浸水戸数271戸 浸水面積750ha	176	2.2	平成14年には氷見市で12戸、1haの浸水を被っており、過去10年間で7回の浸水被害が発生している。事業の実施により、現況流下能力が概ね175m ³ /s程度の箇所が300m ³ /sまで向上する。	継続
黒瀬川広域基幹河川改修事業 富山県	再々評価	72	208	浸水戸数1699戸 浸水面積384ha	47	4.4	平成10年には黒部市で16戸の浸水を被っており、過去10年間で1回の浸水被害が発生している。事業の実施により、現況流下能力が概ね90m ³ /s程度の箇所が230m ³ /sまで向上する。	継続
馬渡川都市基盤河川改修事業 富山県	10年 継続中	15	108	浸水戸数95戸 浸水面積33ha	15	7.2	流域の土地開発が進み雨水の流出量が増大している。事業の実施により、現況流下能力が概ね14m ³ /s程度の箇所が45m ³ /sまで向上する。	継続
中川準用河川改修事業 富山県	10年 継続中	23	158	浸水戸数1560戸 浸水面積38ha	22	7.2	平成10年8月には富山県で7戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間で4回の浸水被害が発生している。事業の実施により、現況流下能力が概ね7.6m ³ /s程度の箇所が42m ³ /sまで向上する。	継続
赤堀川準用河川改修事業 高岡市	再々評価	10	11	浸水戸数30戸 浸水面積40ha	8.0	1.4	平成13年には高岡市で83戸、21haの浸水を被っており、過去10年間で10回程度の浸水被害が発生している。事業の実施により、現況流下能力が概ね5m ³ /s程度の箇所が25m ³ /sまで向上する。	継続
泉川準用河川改修事業 水見市	再々評価	7.6	16	浸水戸数50戸 浸水面積26ha	11	1.6	平成15年には水見市で2戸の浸水を被っており、過去10年間で10回程度の浸水被害が発生している。事業の実施により、現況流下能力が概ね7m ³ /s程度の箇所が18m ³ /sまで向上する。	継続
矢田部川準用河川改修事業 水見市	再々評価	9.2	14	浸水戸数50戸 浸水面積25ha	11	1.3	平成14年には水見市で20ha浸水を被っており、過去10年間で10回程度の浸水被害が発生している。事業の実施により、現況流下能力が概ね11m ³ /s程度の箇所が22m ³ /sまで向上する。	継続
前川広域基幹河川改修事業（前川） 石川県	再々評価	80	917	浸水戸数：1,818戸 浸水農地面積：566ha	303	3.0	平成8年には、6戸、159haの浸水被害が発生するなど、過去10年間に3回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、日雨量160mmの降雨に耐えられる河川断面を確保する。2年に1回程度の治水安全度が50年に1回まで向上する。	継続
前川広域基幹河川改修事業（粟津川） 石川県	再々評価	28	35	浸水戸数：184戸 浸水農地面積：25.3ha	28	1.2	平成10年には、20戸、1.5haの浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は15m ³ /s(2年に1回程度)であるが、45m ³ /s(30年に1回)まで向上する。	継続
羽咋川広域基幹河川改修事業（長曾川） 石川県	再々評価	104	1,267	浸水戸数：601戸 浸水農地面積：560.4ha	196	6.5	平成5年には、9戸、130haの浸水被害が発生しているなど、過去10年間に3回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は63m ³ /s(1年に1回程度)であるが、170m ³ /s(7年に1回)まで向上する。	継続
御坂川広域基幹河川改修事業 石川県	再々評価	76	6,035	浸水戸数：1,906戸 浸水農地面積：23.2ha	130	46.5	平成10年には、60戸、54haの浸水被害が発生しているなど、過去10年間に4回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、日雨量212mmの降雨に耐えられる河川断面を確保するため、計画流量を160m ³ /sとする。(1年に1回程度の治水安全度が50年に1回まで向上する)	継続
熊木川広域基幹河川改修事業 石川県	再々評価	90	145	浸水戸数：192戸 浸水農地面積：75ha	41	3.5	平成14年には、7戸、14haの浸水被害が発生しているなど、過去10年間に3回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は70m ³ /s(2年に1回程度)であるが、300m ³ /s(15年に1回)まで向上する。	継続
町野川広域基幹河川改修事業 石川県	再々評価	43	156	浸水戸数：279戸 浸水農地面積：125.2ha	84	1.9	平成7年には、11戸、13haの浸水被害が発生しているなど、過去10年間に3回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は110m ³ /s(9年に1回程度)であるが、1,000m ³ /s(50年に1回)まで向上する。	継続
若山川広域基幹河川改修事業 石川県	再々評価	79	1,085	浸水戸数：571戸 浸水農地面積：31.5ha	108	10.1	平成7年には、10戸、3haの浸水被害が発生しているなど、過去10年間に2回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は30m ³ /s(3年に1回程度)であるが、540m ³ /s(50年に1回)まで向上する。	継続
米町川広域一般河川改修事業 石川県	再々評価	42	637	浸水戸数：187戸 浸水農地面積：111.7ha	53	12.1	平成14年には、1戸、88haの浸水被害が発生しているなど、過去10年間に4回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は40m ³ /s(1年に1回程度)であるが、300m ³ /s(25年に1回)まで向上する。	継続
河原田川広域一般河川改修事業 石川県	再々評価	24	52	浸水戸数：372戸 浸水農地面積：38.9ha	35	1.5	平成10年には、24戸、3haの浸水被害が発生しているなど、過去10年間に4回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は280m ³ /s(3年に1回程度)であるが、680m ³ /s(50年に1回)まで向上する。	継続
犀川広域基幹河川改修事業（犀川） 石川県	再々評価	300	7,609	浸水戸数：13,092戸 浸水農地面積：1,068ha	340	22.4	平成10年には、105戸の内水被害が発生しているなど、過去10年間に2回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は700m ³ /s(3年に1回程度)であるが、2,100m ³ /s(100年に1回)まで向上する。	継続
犀川広域基幹河川改修事業（木呂川） 石川県	再々評価	50	3,210	浸水戸数：2,541戸 浸水農地面積：40.1ha	101	31.9	平成10年には、17戸、8haの浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は10m ³ /s(1年に1回程度)であるが、50m ³ /s(5年に1回)まで向上する。	継続
浅野川広域基幹河川改修事業（浅野川） 石川県	再々評価	124	870	浸水戸数：16,726戸 浸水農地面積：1,138ha	264	3.3	平成10年には、33戸、1haの浸水被害が発生しているなど、過去10年間に2回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は240m ³ /s(10年に1回程度)であるが、460m ³ /s(100年に1回)まで向上する。	継続
浅野川広域基幹河川改修事業（大谷川） 石川県	再々評価	16	77	浸水戸数：32戸 浸水農地面積：11.3ha	27	2.9	平成14年には、8戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に3回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は3m ³ /s(1年に1回程度)であるが、14m ³ /s(4年に1回)まで向上する。	継続

北陸地方整備局
地域河川課
(課長 矢田 弘)

浅野川広域基幹河川改修事業(森下川) 石川県	10年 継続中	21	483	浸水戸数: 145戸 浸水農地面積: 25.7ha	24	19.8	平成10年には、4戸、20haの浸水被害が発生しているなど、過去10年間に2回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は108m ³ /s(1年に1回程度)であるが、200m ³ /s(10年に1回)まで向上する。	継続	北陸地方整備局 地域河川課 (課長 矢田 弘)
大徳川都市基盤河川改修事業 金沢市	再々評価	98	4,238	浸水戸数: 4,183戸 浸水農地面積: 126ha	206	20.6	平成10年の台風9号により46戸の住宅が浸水しており、過去10年に3回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により50年確率である時間雨量80ミリ級の雨までに耐えられる河川断面を確保する。(1年に1回程度の治水安全度が50年に1回まで向上する)	継続	
弓取川都市基盤河川改修事業 金沢市	再々評価	69	227	浸水戸数: 222戸 浸水農地面積: 75.9ha	91	2.5	平成11年の秋雨前線豪雨により25戸の住宅が浸水しており、過去10年に5回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により30年確率である時間雨量75ミリ級の雨までに耐えられる河川断面を確保する。(1年に1回程度の治水安全度が30年に1回まで向上する)	継続	
柳瀬川準用河川改修事業 金沢市	再々評価	19	3,362	浸水戸数: 261戸 浸水農地面積: 40.3ha	2,633	1.3	平成10年の台風9号により80戸の住宅が浸水しており、過去10年に4回の浸水被害が発生している。 現況流下能力は100m ³ /s(1年に1回程度)と低いが河口水門の流下能力に合わせ計画高水流量を30m ³ /s(1.3年に1回)で改修する。	継続	
十人川準用河川改修事業 野々市町	再々評価	13	32	浸水戸数: 192戸 浸水農地面積: 12.6ha	8.6	3.7	平成8年には、10haの浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は24m ³ /s(1年に1回程度)であるが、120m ³ /s(2年に1回)まで向上する。	継続	
足羽川広域基幹河川改修事業 福井県	再々評価	130	2,144	浸水戸数: 72,888戸 浸水農地面積: 5,867ha	118	18.4	・当該事業の実施により、流下能力を現況の1,300m ³ /sから1,800m ³ /sに高める。	継続	近畿地方整備局 地域河川課 (課長 蒲原 潤一)
荒川広域基幹河川改修事業 福井県	再々評価	430	3,373	浸水戸数: 8,972戸 浸水農地面積: 226ha	381	8.9	・過去25年間で2回(S60、H10)の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、流下能力を現況の100m ³ /sから290m ³ /sに高める。	継続	
一乗谷川広域基幹河川改修事業 福井県	再々評価	20	21	浸水戸数: 77戸 浸水農地面積: 9ha	18	1.2	・過去25年間で2回(S54、H7)の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、流下能力を現況の68m ³ /sから180m ³ /sに高める。	継続	
江端川広域基幹河川改修事業 福井県	再々評価	362	12,489	浸水戸数: 8,746戸 浸水農地面積: 554ha	320	39.0	・過去25年間で1回(H10)の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、流下能力を現況の90m ³ /sから370m ³ /sに高める。	継続	
底喰川広域基幹河川改修事業 福井県	再々評価	240	2,376	浸水戸数: 3,180戸 浸水農地面積: 130ha	214	11.1	・過去25年間で5回(S56、H10×4)の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、流下能力を現況の50m ³ /sから105m ³ /sに高める。	継続	
浅水川広域基幹河川改修事業 福井県	再々評価	332	2,342	浸水戸数: 1,728戸 浸水農地面積: 150ha	292	8.0	・過去25年間で4回(H1、H5、H7、H10)の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、流下能力を現況の350m ³ /sから860m ³ /sに高める。	継続	
吉野瀬川広域基幹河川改修事業 福井県	再々評価	310	6,683	浸水戸数: 2,538戸 浸水農地面積: 2,000ha	271	24.7	・過去25年間で2回(S56、H10)の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、流下能力を現況の150m ³ /sから390m ³ /sに高める。	継続	
竹田川広域基幹河川改修事業 福井県	再々評価	260	973	浸水戸数: 1,601戸 浸水農地面積: 1,005ha	229	4.2	・過去25年間で2回(S54、S56)の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、流下能力を現況の650m ³ /sから1,300m ³ /sに高める。	継続	
兵庫川広域基幹河川改修事業 福井県	再々評価	117	1,513	浸水戸数: 829戸 浸水農地面積: 1,255ha	104	14.5	・過去25年間で1回(S56)の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、流下能力を現況の41m ³ /sから280m ³ /sに高める。	継続	
磯部川広域基幹河川改修事業 福井県	再々評価	145	1,416	浸水戸数: 1,738戸 浸水農地面積: 230ha	130	10.9	・過去25年間で2回(S56、H7)の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、流下能力を現況の9m ³ /sから85m ³ /sに高める。	継続	
多田川広域基幹河川改修事業 福井県	再々評価	67	697	浸水戸数: 129戸 浸水農地面積: 66ha	59	11.8	・過去25年間で4回(S57、H2、H10、H11)の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、流下能力を現況の58m ³ /sから180m ³ /sに高める。	継続	
南川広域基幹河川改修事業 福井県	再々評価	38	422	浸水戸数: 265戸 浸水農地面積: 115ha	34	4.4	・過去25年間で3回(S57、H2、H10)の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、流下能力を現況の1,350m ³ /sから1,800m ³ /sに高める。	継続	
井の口川広域基幹河川改修事業 福井県	再々評価	125	264	浸水戸数: 3,439戸 浸水農地面積: 663ha	111	2.4	・当該事業の実施により、流下能力を現況の80m ³ /sから360m ³ /sに高める。	継続	
馬渡川都市基盤河川改修事業 福井市	再々評価	105	2,911	浸水戸数: 4,235戸 浸水農地面積: 110ha	108	26.9	・昭和56年には、269戸の浸水被害が発生しており、また平成10年に幾度も床下浸水の被害を受けている。 当該事業の実施により、2年に1回程度の治水安全度を30年に1回程度まで解消する。	継続	
平等川広域基幹河川改修事業(下流) 山梨県	再々評価	37	219	床下浸水1362戸 浸水農地面積110.2ha	23	9.3	昭和52年には、浸水家屋31戸、浸水面積88haの被害を受け、昭和57年にも浸水家屋17戸、浸水面積88haの被害を受けている。当該事業の実施により現況の流下能力は概ね200m ³ /s程度であるが、330m ³ /sまで向上する。	継続	関東地方整備局 地域河川課 (課長 新原 克二)
小佐野川広域基幹河川改修事業 山梨県	再々評価	16	87	床下浸水456戸 浸水農地面積53.2ha	7.7	11.3	平成3年には、床上浸水76戸、床下浸水103戸、田畑等への浸水被害を受けている。当該事業の実施により現況の流下能力は概ね15m ³ /s程度であるが、85m ³ /sまで向上する。	継続	

戸沢川広域基幹河川改修事業 山梨県	再々評価	15	21	浸水家屋数34戸 浸水農地面積14.9ha	7.5	2.8	昭和57・58年の集中豪雨時には人家50戸に及び浸水被害を受けている。当該事業の実施により現況の流下能力は概ね96m ³ /s程度であるが、200m ³ /sまで向上する。	継続	関東地方整備局 地域河川課 (課長 前原 克二)
新川広域一般河川改修事業 山梨県	再々評価	18	41	浸水家屋150戸 浸水農地面積16ha	12	3.2	昭和57年台風10号の際には、床下浸水45戸、床上浸水95戸、田畑19haの浸水被害を受けている。当該事業の実施により現況の流下能力は概ね80m ³ /s程度であるが、120m ³ /sまで向上する。	継続	
五明川広域一般河川改修事業 山梨県	10年 継続中	38	242	浸水家屋330戸 浸水農地面積 81ha	29	8.1	昭和58年水害以降、平成12年、平成13年、平成14年と連続して浸水被害が発生している。平成12年9月集中豪雨時には床上浸水16戸、田畑への浸水被害を受けている。当該事業の実施により現況の流下能力は概ね14m ³ /s程度であるが、75m ³ /sまで向上する。	継続	
東川準用河川改修事業 南部町	10年 継続中	1.5	1.7	浸水家屋9戸 浸水農地面積5ha	1.3	1.3	平成12年9月集中豪雨時には、床上浸水1戸、田畑への浸水被害を受けている。当該事業の実施により現況の流下能力は概ね1m ³ /s程度であるが、3m ³ /sまで向上する。	継続	
清川準用河川改修事業 田富町	再々評価	6.3	5.2	浸水家屋数16戸 浸水農地面積3.7ha	3.4	1.5	平成12年9月集中豪雨時には、床上浸水5戸、田畑への浸水被害を受けている。当該事業の実施により現況の流下能力は概ね4.7m ³ /s程度であるが、14.7m ³ /sまで向上する。	継続	
奈良井川広域基幹河川改修事業 長野県	再々評価	-	-	-	-	-	・昭和34年には、台風の影響により奈良井川流域で2名の死者と4000戸の浸水被害が発生しているなど、過去60年に4回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね1,400m ³ /s程度であるが、概ね2300m ³ /sまで向上する。	見直し 継続	
高瀬川広域基幹河川改修事業（高瀬川） 長野県	再々評価	24	10	浸水戸数：2800戸 浸水区域内鉄道延長：17km 浸水区域内道路延長：37km	7.0	1.4	・昭和28年には、台風の影響により高瀬川沿川で3名の行方不明と230戸の浸水被害が発生しているなど、過去50年に2回の浸水被害が発生している。	中止	
高瀬川広域基幹河川改修事業（農具川） 長野県	再々評価	22	71	浸水戸数：172戸 浸水区域内農地：50.7ha 浸水区域内国道0.6km	6.7	10.6	・近年では平成7年の豪雨により農具川沿川で34戸の浸水被害が発生しているなど、過去40年に3回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね25m ³ /s程度であるが、概ね90m ³ /sまで向上する。	継続	
高瀬川広域基幹河川改修事業（万水川） 長野県	再々評価	87	402	浸水区域面積：1150ha 浸水戸数：2174戸 浸水農地：373ha 浸水区域内鉄道延長：1km 浸水区域内道路延長：5km	108	3.7	・昭和36年には、万水川沿川で16戸の浸水被害が発生しているなど、過去50年に4回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね50m ³ /s程度であるが、概ね200m ³ /sまで向上する。	継続	
松川広域基幹河川改修事業（松川） 長野県	再々評価	49	697	浸水戸数：475戸 浸水区域内農地：440ha	35	19.9	・昭和34年には、台風の影響により松川沿川で116戸の浸水被害が発生しているなど、過去50年に7回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね530m ³ /s程度であるが、概ね820m ³ /sまで向上する。	継続	
松川広域基幹河川改修事業（百々川工区） 長野県	再々評価	27	428	浸水戸数：8000戸 浸水区域内農地：2500ha	27	15.9	・昭和56年には、百々川沿川で864戸の全・半壊、浸水被害が発生しているなど、過去50年に2回の被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね540m ³ /s程度であるが、概ね900m ³ /sまで向上する。	中止	
浅川広域基幹河川改修事業 長野県	再々評価	-	-	-	-	-	・昭和56～58年には、台風の影響により浅川沿川で3年連続で家屋の浸水被害が発生しているなど、過去30年に3回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね180m ³ /s程度であるが、概ね350m ³ /sまで向上する。	見直し 継続	
蛙川広域基幹河川改修事業 長野県	再々評価	157	670	浸水戸数：2760戸 浸水区域内道路：10km 浸水区域内鉄道：6km	82	8.2	・昭和56～58年には、台風の影響により蛙川流域で3年連続で家屋の浸水被害が発生しているなど、過去50年に4回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね180m ³ /s程度であるが、概ね350m ³ /sまで向上する。	継続	
浦野川広域基幹河川改修事業 長野県	再々評価	82	112	浸水戸数：1502戸 浸水区域内道路延長：39km 浸水区域内鉄道延長：1.7km	38	2.9	・昭和56年には、浦野川流域で103戸の浸水被害が発生しているなど、過去50年に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね600m ³ /s程度であるが、950m ³ /sまで向上する。	見直し 継続	
天竜川広域基幹河川改修事業（天竜川） 長野県	再々評価	162	632	浸水戸数：3000戸 浸水面積：1260ha 浸水区域内耕地：90ha	199	3.1	・昭和57年には、台風の影響により1年間に2度天竜川沿川で500戸以上の浸水被害が発生しているなど、過去30年に3回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね400m ³ /s程度であるが、概ね600m ³ /sまで向上する。	継続	
佐野川広域一般河川改修事業 長野県	再々評価	2.0	35	浸水戸数：950戸 浸水面積：80ha	2.0	17.5	・昭和25年には、佐野川流域で732戸の浸水被害が発生しているなど、過去60年に4回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね120m ³ /s程度であるが、概ね230m ³ /sまで向上する。	継続	
千曲川広域一般河川改修事業（湯川） 長野県	再々評価	17	41	浸水戸数：108戸 浸水面積：166.4ha 浸水農地：10.5ha	10	3.8	・昭和57年には、湯川流域で57戸の浸水被害が発生しているなど、過去30年に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね190m ³ /s程度であるが、概ね310m ³ /sまで向上する。	継続	
諏訪地区低地対策河川事業（舟渡川） 長野県	再々評価	27	51	浸水戸数：800戸 浸水区域内工場数：120棟 浸水区域内道路延長：26.8km	27	1.8	・昭和57～58年には、2年連続で台風の影響により舟渡川沿川で175戸、594戸と家屋の浸水被害が発生しているなど、過去40年に3回の浸水被害が発生している。	中止	
杭瀬川広域基幹河川改修事業 岐阜県	再々評価	14,700	164	浸水戸数：28432戸 浸水農地：1637ha 浸水宅地：558ha	27	6.1	・平成2年、平成14年に大垣市等で戸の浸水被害が発生している。 ・現況では概ね2年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね50年に1度程度まで向上する。	継続	中部地方整備局 地域河川課 (課長 村上 由高)
相川広域基幹河川改修事業（相川） 岐阜県	再々評価	18,140	2,255	浸水戸数：4965戸 浸水農地：778ha 浸水宅地：110ha	496	4.5	・現況では洗堰地点で概ね3年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね50年に1度程度まで向上する。	継続	
相川広域基幹河川改修事業（泥川） 岐阜県	再々評価	3,400	301	浸水戸数：220戸 浸水農地：213ha 浸水宅地：6ha	52	5.8	・現況では概ね2年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね20年に1度程度まで向上する。	継続	

可児川広域基幹河川改修事業 岐阜県	再々評価	17,905	3,083	浸水戸数：2694戸 浸水農地：272.5ha 浸水宅地：317.8ha	336	9.2	・現況では概ね5年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね50年に1度程度まで向上する。	継続
水門川広域基幹河川改修事業（水門川） 岐阜県	再々評価	8,430	3,253	浸水戸数 3886戸 浸水農地：360ha 浸水宅地：76ha	141	23.1	・現況では概ね2年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね5年に1度程度まで向上する。	継続
水門川広域基幹河川改修事業（中之江川） 岐阜県	再々評価	9,550	1,449	浸水戸数：2673戸 浸水農地：200ha 浸水宅地：48ha	99	14.6	・現況では概ね1年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね5年に1度程度まで向上する。	継続
犀川広域基幹河川改修事業 岐阜県	再々評価	18,655	733	浸水戸数：1804戸 浸水農地：497ha 浸水宅地：165ha	272	2.7	・現況では概ね1年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね80年に1度程度まで向上する。	継続
長良川広域基幹河川改修事業（長良川） 岐阜県	再々評価	17,966	1,493	浸水戸数：29234戸 浸水農地：2271ha 浸水宅地5396ha	178	8.4	・現況では概ね10年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね85年に1度程度まで向上する。	継続
長良川広域基幹河川改修事業（津保川） 岐阜県	再々評価	2,500	54	浸水戸数：15135戸 浸水農地：1603ha 浸水宅地：3363ha	20	2.7	・現況では概ね10年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね30年に1度程度まで向上する。	継続
長良川広域基幹河川改修事業（武儀川） 岐阜県	再々評価	4,443	0.58	浸水戸数：80戸 浸水農地：92ha 浸水宅地：9ha	0.08	7.7	・現況では概ね4年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね30年に1度程度まで向上する。	継続
桑原川広域基幹河川改修事業 岐阜県	再々評価	8,713	171	浸水戸数：346戸 浸水農地：309ha 浸水宅地：91ha	41	4.2	・現況では概ね1年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね5年に1度程度まで向上する。	継続
大江川広域基幹河川改修事業 岐阜県	再々評価	4,975	23	浸水戸数：1650戸 浸水面積：1730ha	17	1.3	・現況では概ね30年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね50年に1度程度まで向上する。	継続
土岐川広域基幹河川改修事業（土岐川） 岐阜県	再々評価	16,176	241,055	浸水戸数：2,999戸 浸水農地：130ha 浸水宅地：36ha	22,009	11.0	・現況では概ね2年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね50年に1度程度まで向上する。	継続
木曽川広域一般河川改修事業（坂本川） 岐阜県	その他	2,677	20,556	浸水戸数：3戸 浸水農地：1.3ha	2,809	7.3	・現況では概ね1年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね20年に1度程度まで向上する。	継続
木曽川広域一般河川改修事業（千旦林川） 岐阜県	その他	656	2,102	浸水戸数：6戸 浸水農地：0.6ha	770	2.7	・現況では概ね2年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね20年に1度程度まで向上する。	継続
根尾川広域一般河川改修事業（管瀬川） 岐阜県	再々評価	2,120	149	浸水戸数：63戸 浸水農地：43ha	24	6.2	・現況では概ね2年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね10年に1度程度まで向上する。	継続
鳥羽川広域基幹河川改修事業（本川） 岐阜県	再々評価	19,181	6,920	浸水戸数：8690戸 浸水農地：387ha 浸水宅地：782ha	666	10.4	・現況では概ね2年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね20年に1度程度まで向上する。	継続
鳥羽川広域基幹河川改修事業（石田川） 岐阜県	再々評価	4,414	1,218	浸水戸数：2677戸 浸水農地：117ha 浸水宅地：308ha	131	9.3	・現況では概ね2年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね20年に1度程度まで向上する。	継続
荒田川広域基幹河川改修事業 岐阜県	再々評価	9,132	358	浸水戸数：788戸 浸水農地：96ha 浸水宅地：29ha	90	4.0	・現況では概ね1年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね30年に1度程度まで向上する。	継続
板屋川広域基幹河川改修事業 岐阜県	再々評価	5,900	3,165	浸水戸数：7632戸 浸水農地：409ha 浸水宅地：1410ha	249	12.7	・現況では概ね2年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね20年に1度程度まで向上する。	継続
伊自良川広域一般河川改修事業 岐阜県	再々評価	8,500	4,874	浸水戸数：4757戸 浸水農地：386ha 浸水宅地：470ha	329	14.8	・現況では概ね2年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね20年に1度程度まで向上する。	継続
境川総合治水対策特定河川事業 岐阜県	再々評価	30,000	1,121	浸水戸数：6689戸 浸水農地：121ha 浸水宅地：416ha	280	4.0	・現況では概ね2年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね40年に1度程度まで向上する。	継続
新荒田川都市基盤河川改修事業 岐阜市	再々評価	12,000	1,211	浸水戸数：2765戸 浸水農地：12ha 浸水宅地：41ha	163	7.4	・現況では概ね1年に1度程度の安全度しかないが、当該事業の実施により概ね10年に1度程度まで向上する。	継続
沼川広域基幹河川改修事業（第3工区） 静岡県	再々評価	585	367	浸水戸数：1,362戸 浸水農地面積：545ha	353	1.0	昭和49年には、沼津市で2,064戸の浸水被害が発生し、昭和51年には、同市等で2,922戸の浸水被害が発生している。当該事業の実施により2年に1回程度の治水安全度を10年に1回程度まで解消する。	継続

中部地方整備局
地域河川課
(課長 村上 由高)

黄瀬川広域一般河川改修事業（梅の木沢川） 静岡県	再々評価	20	25	浸水戸数：470戸 浸水農地面積：30.7ha	9.6	2.6	昭和49年には、長泉町で143戸の浸水被害が発生し、平成2年には、同町で10戸の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね50m ³ /s程度であるが、概ね140m ³ /sまで向上する。	継続
馬込川広域基幹河川改修事業（津波工区） 静岡県	再々評価	96	1,463	浸水戸数：2,363戸 浸水農地面積：4ha	96	15.2	当該事業の実施により想定される東海地震による津波被害を解消する。	継続
都田川広域基幹河川改修事業（井伊谷川工区） 静岡県	再々評価	67	220	浸水戸数：618戸 浸水農地面積：79ha	38	5.8	昭和49年には、湖西市で195戸の浸水被害が発生し、昭和53年には、引佐町等で225戸の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね90m ³ /s程度であるが、概ね175m ³ /sまで向上する。	継続
都田川広域基幹河川改修事業（入出太田川工区） 静岡県	再々評価	23	70	浸水戸数：309戸 浸水農地面積：73ha	9.1	7.7	昭和49年には、湖西市で195戸の浸水被害が発生し、昭和53年には、引佐町等で225戸の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね90m ³ /s程度であるが、概ね175m ³ /sまで向上する。	継続
丸子川広域一般河川改修事業 静岡県	再々評価	28	260	浸水戸数：1,275戸 浸水農地面積：19ha	29	9.0	昭和49年には、静岡市で6,070戸の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね100m ³ /s程度であるが、概ね247m ³ /sまで向上する。	継続
巴川総合治水対策特定河川事業（大沢川工区） 静岡県	再々評価	21	2.3	浸水戸数：946戸 浸水農地面積：0.6ha	1.2	2.0	平成10年には、静岡市で21戸の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね60m ³ /s程度であるが、概ね80m ³ /sまで向上する。	継続
東神田川浜松基地周辺障害防止対策事業 静岡県	再々評価	88	103	浸水戸数：367戸 浸水農地面積：63ha	40	2.6	昭和50年には、浜松市で90戸の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね70m ³ /s程度であるが、概ね122m ³ /sまで向上する。	継続
大門川都市基盤河川改修事業 静岡市	再々評価	30	1,021	浸水戸数：2,311戸 浸水農地面積：8ha	33	31.0	昭和49年には、流域で1,632戸の浸水被害が発生しているなど、過去30年間に7回の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、流下能力を下流部で概ね35m ³ /s程度から60m ³ /sとし、治水安全度を10年に1回程度まで向上させる。	継続
九領川都市基盤河川改修事業 浜松市	再々評価	42	238	浸水戸数：8戸 浸水農地面積：46ha	29	8.3	当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね20m ³ /s程度であるが、概ね58m ³ /sまで向上することにより1年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続
大沢川準用河川改修事業 静岡市	再々評価	16	156	浸水戸数：381戸 浸水農地面積：37ha	18	8.7	平成2年には下流域で13戸の浸水被害が発生しているなど、過去30年間に数度の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により、流下能力を下流部で概ね13m ³ /s程度から40m ³ /sとし、治水安全度を5年に1回程度まで向上させる。	継続
音羽川広域基幹河川改修事業（音羽川） 愛知県	再々評価	245	92	浸水戸数5,849戸 浸水農地面積138ha	12	7.5	・平成12年には、豊川市等で約3,000戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は50年に1回程度まで向上する。	継続
音羽川広域基幹河川改修事業（白川） 愛知県	再々評価	78	20	浸水戸数768戸 浸水農地面積86ha	3.9	5.3	・昭和49年には、豊川市等で約2,000戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は50年に1回程度まで向上する。	継続
梅田川広域基幹河川改修事業 愛知県	再々評価	203	15	浸水戸数676戸 浸水農地面積638ha	10	1.5	・昭和49年には、豊橋市で約1,600戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は10年に1回程度まで向上する。	継続
庄内川広域基幹河川改修事業（地蔵川） 愛知県	再々評価	149	147	浸水戸数2,512戸 浸水農地面積13ha	7.5	19.6	・平成12年には、春日井市で約400戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は30年に1回程度まで向上する。	継続
庄内川広域基幹河川改修事業（矢田川） 愛知県	再々評価	135	105	浸水戸数2,587戸 浸水農地面積27ha	6.8	15.4	・平成12年には、尾張旭市等で約30戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は150年に1回程度まで向上する。	継続
籠川広域基幹河川改修事業 愛知県	再々評価	90	53	浸水戸数724戸 浸水農地面積116ha	4.5	11.8	・昭和47年には、豊田市で約1000戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は30年に1回程度まで向上する。	継続
矢作古川広域基幹河川改修事業（広田川） 愛知県	再々評価	520	192	浸水戸数4,144戸 浸水農地面積917ha	26	7.3	・平成12年には、岡崎市等で約750戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は30年に1回程度まで向上する。	継続
矢作古川広域基幹河川改修事業（須美川） 愛知県	再々評価	64	8.1	浸水戸数301戸 浸水農地面積117ha	3.2	2.5	・昭和46年には、西尾市で約190haの農地浸水と約50戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は30年に1回程度まで向上する。	継続
鹿乗川広域基幹河川改修事業 愛知県	再々評価	590	168	浸水戸数5,033戸 浸水農地面積538ha	30	5.6	・平成12年には、岡崎市等で約600戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は30年に1回程度まで向上する。	継続
乙川広域基幹河川改修事業 愛知県	その他	932	3,472	浸水戸数25,642戸 浸水農地面積471ha	282	12.3	・平成12年には、岡崎市等で約250戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は20年に1回程度まで向上する。	継続
日光川広域基幹河川改修事業（本川） 愛知県	再々評価	1,655	583	浸水戸数84,644戸 浸水農地面積5,436ha	82	7.1	・平成12年には、津島市等で約3,500戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は30年に1回程度まで向上する。	継続

中部地方整備局
地域河川課
(課長 村上 由高)

日光川広域基幹河川改修事業（福田川） 愛知県	再々評価	1,044	257	浸水戸数14,749戸 浸水農地面積832ha	53	4.9	・平成12年には、名古屋市等で約2500戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は30年に1回程度まで向上する。	継続
愛知西部低地対策河川事業（福田川） 愛知県	再々評価	1,044	257	浸水戸数14,749戸 浸水農地面積832ha	53	4.9	・平成12年には、名古屋市等で約2500戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は30年に1回程度まで向上する。	継続
天白川広域基幹河川改修事業 愛知県	再々評価	839	693	浸水戸数31,196戸 浸水農地面積64ha	43	16.1	・平成12年には、名古屋市等で約2200戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は100年に1回程度まで向上する。	継続
五ヶ村川広域一般河川改修事業（本川） 愛知県	再々評価	58	3.7	浸水戸数135戸 浸水農地面積120ha	3.0	1.3	・平成12年には、東浦町等で約600戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は30年に1回程度まで向上する。	継続
五ヶ村川広域一般河川改修事業（発杭川） 愛知県	再々評価	68	64	浸水戸数83戸 浸水農地面積355ha	3.4	18.8	・平成12年には、刈谷市で約300戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は30年に1回程度まで向上する。	継続
北浜川（二の沢川）広域一般河川改修事業 愛知県	再々評価	51	18	浸水戸数586戸 浸水農地面積3ha	2.6	7.2	・平成3年には、西尾市で約150戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は30年に1回程度まで向上する。	継続
前田川広域一般河川改修事業 愛知県	再々評価	16	1.3	浸水戸数86戸 浸水農地面積80ha	0.81	1.7	・平成12年には、阿久比町で約20戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は30年に1回程度まで向上する。	継続
高浜川広域一般河川改修事業（稗田川） 愛知県	再々評価	190	46	浸水戸数331戸 浸水農地面積73ha	9.6	4.8	・平成12年には、高浜市で約100戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は30年に1回程度まで向上する。	継続
伊勢湾地区低地対策河川事業（高浜川） 愛知県	再々評価	415	44	浸水戸数95戸 浸水農地面積38ha	31	1.4	・平成11年には、碧南市等で約150戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は30年に1回程度まで向上する。	継続
愛知県西部低地対策河川事業（鍋田川） 愛知県	再々評価	126	27	浸水戸数2,306戸 浸水農地面積503ha	9.7	2.8	・平成12年には、弥富町等で約150戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は50年に1回程度まで向上する。	継続
新川総合治水対策特定河川事業（新川） 愛知県	再々評価	760	578	浸水戸数14,865戸 浸水農地面積719ha	38	15.2	・平成12年には、名古屋市等で約18,000戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は5年に1回程度まで向上する。	継続
新川総合治水対策特定河川事業（五条川） 愛知県	再々評価	737	487	浸水戸数26,404戸 浸水農地面積510ha	37	13.2	・平成12年には、新川町等で約1,200戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は5年に1回程度まで向上する。	継続
新川総合治水対策特定河川事業（青木川） 愛知県	再々評価	888	47	浸水戸数1,368戸 浸水農地面積78ha	45	1.0	・平成12年には、一宮市等で約800戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は5年に1回程度まで向上する。	継続
新川総合治水対策特定河川事業（合瀬川） 愛知県	再々評価	111	248	浸水戸数6,208戸 浸水農地面積247ha	5.6	44.3	・平成12年には、臈崎町等で約900戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は5年に1回程度まで向上する。	継続
新川総合治水対策特定河川事業（大山川） 愛知県	再々評価	242	274	浸水戸数12,723戸 浸水農地面積78ha	12	22.8	・平成12年には、小牧市等で約300戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は5年に1回程度まで向上する。	継続
境川総合治水対策特定河川事業（境川） 愛知県	再々評価	155	9.3	浸水戸数667戸 浸水農地面積159ha	7.8	1.2	・平成12年には、刈谷市等で約400戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は5年に1回程度まで向上する。	継続
境川総合治水対策特定河川事業（逢妻川） 愛知県	再々評価	305	51	浸水戸数1,873戸 浸水農地面積135ha	16	3.3	・平成12年には、刈谷市等で約300戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は5年に1回程度まで向上する。	継続
境川総合治水対策特定河川事業（猿渡川） 愛知県	再々評価	290	88	浸水戸数3,679戸 浸水農地面積206ha	14	6.1	・平成12年には、刈谷市等で約150戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は5年に1回程度まで向上する。	継続
占部川都市基盤河川改修事業 岡崎市	再々評価	146	168	浸水戸数4,460戸 浸水農地面積302ha	7.4	22.7	・平成12年には、岡崎市等で約300戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は5年に1回程度まで向上する。	継続
折戸川準用河川改修事業 刈谷市	10年 継続中	13	158	浸水戸数18戸 浸水農地面積0.16ha	16	9.5	・平成3年には、刈谷市で約100戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度は5年に1回程度まで向上する。	継続
境川準用河川改修事業 名古屋	10年 継続中	18	363	浸水面積:53ha 浸水戸数:1,415戸 浸水農地面積:14ha	29	12.5	・平成12年の東海豪雨により、約91haの浸水被害が発生しており、平成3年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を5年に1回程度まで向上させる。	継続

中部地方整備局
地域河川課
(課長 村上 由高)

鞍流瀬川準用河川改修事業 名古屋市	10年 継続中	23	193	浸水面積:21ha 浸水戸数:519戸	34	5.5	・平成12年の東海豪雨により、約7haの浸水被害が発生している。 ・流域内では土地区画整理事業が進められており、当該事業の実施により、治水安全度を10年に1回程度まで向上させる。	継続	
野添川都市基盤河川改修事業 名古屋市	再々評価	20	115	浸水面積:59ha 浸水戸数:319戸 浸水農地面積:18ha	18	6.4	・平成12年の東海豪雨により、約17haの浸水被害が発生しており、平成3年にも被害が発生している。 ・流域内では土地区画整理事業が進められており、当該事業の実施により、治水安全度を5年に1回程度まで向上させる。	継続	
長戸川都市基盤河川改修事業 名古屋市	再々評価	12	29	浸水面積:32ha 浸水戸数:118戸 浸水農地面積:1ha	13	2.3	・平成12年の東海豪雨により、約26haの浸水被害が発生しており、平成3年にも被害が発生している。 ・流域内では土地区画整理事業が進められており、当該事業の実施により、治水安全度を5年に1回程度まで向上させる。	継続	
新堀川都市基盤河川改修事業 名古屋市	再々評価	289	8,848	浸水面積:869ha 浸水戸数:24,340戸	542	16.3	・平成12年の東海豪雨により、約648haの浸水被害が発生しており、平成6年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を5年に1回程度まで向上させる。	継続	
堀川都市基盤河川改修事業 名古屋市	再々評価	2,265	6,124	浸水面積:984ha 浸水戸数:23,440戸	1,021	6.0	・平成12年の東海豪雨により、約1,277haの浸水被害が発生しており、平成3年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を30年に1回程度まで向上させる。	継続	
香流川都市基盤河川改修事業 名古屋市	再々評価	48	507	浸水面積:300ha 浸水戸数:2,190戸	49	10.3	・平成12年の東海豪雨により、約84haの浸水被害が発生しており、平成3年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、概ね5年に1回程度の治水安全度を30年に1回程度まで向上させる。	継続	
戸田川都市基盤河川改修事業 名古屋市	再々評価	356	810	浸水面積:633ha 浸水戸数:5,236戸 浸水農地面積:301ha	363	2.2	・平成12年の東海豪雨により、約143haの浸水被害が発生しており、平成3年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、概ね5年に1回程度の治水安全度を30年に1回程度まで向上させる。	継続	
山崎川都市基盤河川改修事業 名古屋市	再々評価	453	2,184	浸水面積:650ha 浸水戸数:27,751戸	431	5.1	・平成12年の東海豪雨により、約733haの浸水被害が発生しており、平成3年、6年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、概ね5年に1回程度の治水安全度を10年に1回程度まで向上させる。	継続	
長戸川準用河川改修事業 名古屋市	再々評価	6.8	12	浸水面積:5ha 浸水戸数:118戸	5.8	2.0	・平成12年の東海豪雨により、約17haの浸水被害が発生している。 ・流域内では土地区画整理事業が進められており、当該事業の実施により、治水安全度を5年に1回程度まで向上させる。	継続	
生棚川準用河川改修事業 名古屋市	再々評価	22	499	浸水面積:164ha 浸水戸数:2,751戸 浸水農地面積:16ha	44	11.3	・平成12年の東海豪雨により、約165haの浸水被害が発生しており、平成3年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を5年に1回程度まで向上させる。	継続	中部地方整備局 地域河川課 (課長 村上 由高)
戸田川準用河川改修事業 名古屋市	再々評価	20	72	浸水面積:34ha	14	5.1	・平成12年の東海豪雨により、約75haの浸水被害が発生しており、平成3年、6年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を5年に1回程度まで向上させる。	継続	
木津川広域基幹河川改修事業 三重県	再々評価	294	2,700	浸水戸数:932戸 浸水農地面積:518ha	299	9.0	昭和34年には、浸水戸数200戸、農地浸水面積540haがあり、昭和57年、平成2年、3年、5年の洪水時には、木津川沿いの国道422号の冠水や沿川家屋の浸水被害が生じている。 当該事業の実施により、現況流下能力320m ³ /sを1,400m ³ /sまで向上させる。	継続	
五十鈴川広域基幹河川改修事業 三重県	再々評価	183	1,273	浸水戸数:529戸 浸水農地面積:202ha	166	7.7	昭和28年、34年、49年、57年など過去に度重なる水害を被っている。特に、昭和49年には、浸水戸数3,346戸、浸水面積370haの被害が発生している。 当該事業の実施により、現況流下能力610m ³ /sを930m ³ /sまで向上させる。	継続	
宮川広域基幹河川改修事業（大内山川） 三重県	再々評価	60	162	浸水戸数:259戸 浸水農地面積:42ha	67	2.4	昭和49年には、浸水戸数205戸、浸水面積212haの被害が発生している。 当該事業の実施により、現況流下能力370m ³ /sを1,080m ³ /sまで向上させる。	継続	
安濃川広域基幹河川改修事業 三重県	その他	安濃川 91 岩田川 23	安濃川 313 岩田川 190	安濃川 浸水戸数:6,804戸 浸水農地面積:121ha 岩田川 浸水戸数:3,187戸 浸水農地面積:60ha	安濃川 58 岩田川 15	安濃川 5.4 岩田川 12.8	昭和34年、49年など過去に度重なる水害を被っている。特に、昭和49年には、浸水戸数4,453戸、浸水面積332haの被害が発生している。 河川整備計画において、当該事業の実施により、安濃川においては現況流下能力320m ³ /sを650m ³ /s、岩田川においては現況流下能力110m ³ /sを280m ³ /sまで向上させる。	継続	
志登茂川広域基幹河川改修事業 三重県	再々評価	280	15,046	浸水戸数:11,974戸 浸水農地面積:246ha	290	51.9	昭和46年、昭和49年に被災しており、昭和49年には、浸水戸数6,961戸、浸水面積547haの被害が発生している。 当該事業の実施により、現況流下能力63m ³ /sを400m ³ /sまで向上させる。	継続	
志原川広域基幹河川改修事業 三重県	再々評価	112	130	浸水戸数:83戸 浸水農地面積:105ha	63	2.1	大雨のたびに浸水被害を被っており、昭和50年には、浸水戸数85戸、浸水面積196haの被害が発生している。 当該事業の実施により、現況流下能力60m ³ /sを230m ³ /sまで向上させる。	継続	
大堀川広域基幹河川改修事業 三重県	再々評価	62	1,212	浸水戸数:376戸 浸水農地面積:451ha	63	19.2	昭和49年をはじめ、度重なる水害を被っている。特に、昭和49年においては、浸水戸数62戸、浸水面積1,018haの被害が発生している。 当該事業の実施により、現況流下能力10m ³ /sを120m ³ /sまで向上させる。	継続	
金沢川準用河川改修事業 鈴鹿市	再々評価	9.4	26	浸水戸数:21戸 浸水農地面積:36ha	10	2.6	平成9年には、事業区間上流部を含め、浸水戸数269戸、浸水面積280haの被害が発生した。 当該事業の実施により、現況流下能力33m ³ /sを95m ³ /sまで向上させる。	継続	
愛知川広域基幹河川改修事業 滋賀県	再々評価	245	1,755	浸水戸数:20,460戸 浸水農地面積:4,020ha	230	7.6	・平成2年には、2箇所で破壊し能登川町で278戸の浸水被害が発生しているなど、過去20年間に3回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、7年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで向上させる。	継続	近畿地方整備局 地域河川課 (課長 蒲原 潤一)

葉山川広域基幹河川改修事業 滋賀県	再々評価	199	2,968	浸水戸数：7,016戸 浸水農地面積：351ha	163	18.2	・昭和36年には、草津市等で570戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に4回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、2年に1回程度の治水安全度を10年に1回程度まで向上させる。	継続
仙川広域基幹河川改修事業 滋賀県	再々評価	87	257	浸水戸数：604戸 浸水農地面積：56ha	161	1.6	・昭和40年には、甲南町で405戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に4回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、2年に1回程度の治水安全度を10年に1回程度まで向上させる。	継続
家棟川（甲西）広域基幹河川改修事業 滋賀県	再々評価	37	134	浸水戸数：729戸 浸水農地面積：67ha	33	4.1	・昭和40年には、甲西町で100戸の浸水被害が発生しているなど、過去40年間に4回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、10年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで向上させる。	継続
犬上川広域基幹河川改修事業 滋賀県	再々評価	111	2,123	浸水戸数：9,400戸 浸水農地面積：871ha	82	25.8	・昭和34年には、彦根市で735戸の浸水被害が発生しているなど、過去40年間に4回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、8年に1回程度の治水安全度を100年に1回程度まで向上させる。	継続
野田川広域基幹河川改修事業 京都府	再々評価	207	1,145	浸水戸数：901戸 浸水農地：442ha	211	5.4	平成10年には、180戸の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により治水安全度を1年に1回程度から30年に1回程度まで向上させる。	継続
福田川広域基幹河川改修事業 京都府	再々評価	102	190	浸水戸数：418戸 浸水農地：84ha	78	2.4	昭和47年には、760戸の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により治水安全度を1年に1回程度から30年に1回程度まで向上させる。	継続
牧川広域一般河川改修事業 京都府	再々評価	16	65	浸水戸数：40戸 浸水農地：45ha	17	3.8	昭和57年には、68戸の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により治水安全度を1年に1回程度から30年に1回程度まで向上させる。	継続
鴨川広域基幹河川改修事業 京都府	再々評価	182	3,000	浸水戸数：15,060戸 浸水農地：208ha	72	41.9	昭和10年には、24,173戸の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により治水安全度を50年に1回程度まで向上させる。	継続
古川広域基幹河川改修事業 京都府	再々評価	457	3,647	浸水戸数：16,022戸 浸水農地：895ha	184	19.9	昭和61年には、3,274戸の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により治水安全度を1年に1回程度から10年に1回程度まで向上させる。	継続
大谷川広域基幹河川改修事業 京都府	再々評価	370	6,816	浸水戸数：5,383戸 浸水農地：245ha	353	19.3	昭和61年には、八幡市、京田辺市全体で724戸の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により治水安全度を1年に1回程度から50年に1回程度まで向上させる。	継続
煤谷川広域基幹河川改修事業 京都府	再々評価	210	215	浸水戸数：1,071戸 浸水農地：182ha	174	1.2	昭和28年には、精華町全体として77戸の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により治水安全度を概ね2年に1回程度から50年に1回程度まで向上させる。	継続
山科川広域基幹河川改修事業 京都府	再々評価	83	788	浸水戸数：3,000戸 浸水農地：30ha	43	18.3	平成11年には、207戸の浸水被害が発生している。 当該事業の実施により治水安全度を2年に1回程度から10年に1回程度まで向上させる。	継続
瀬戸川都市基盤河川改修事業 京都市	再々評価	25	68	浸水戸数：87戸 浸水農地：2ha	23	2.9	今後改修を進める区間が風致地区に含まれ、嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区や小倉山および豊泰藤山歴史的風土特別保存地区に近接し、改修するにあたって景観上の配慮が特に求められる地域である。	中止
白川都市基盤河川改修事業 京都市	再々評価	92	628	浸水戸数：1,509戸	92	6.8	過去10年間で3回の浸水被害が発生している。当該事業の実施により、分水路で本川の水量の一部を受け持つことができ、治水安全度を向上させる。	継続
井関川準用河川改修事業 木津町	10年 継続中	7.0	5.0	浸水戸数：6戸 浸水農地：12ha	5.0	1.0	数年に1回の浸水被害が発生している。当該事業の実施により治水安全度を10年に1回程度まで向上させる。	継続
煤谷川準用河川改修事業 精華町	10年 継続中	20	28	浸水戸数：6戸 浸水農地：6ha 事業所：130人	22	1.3	過去5年に1回程度の浸水被害が発生している。当該事業の実施により治水安全度を10年に1回程度まで向上させる。	継続
名木川準用河川改修事業 宇治市	再々評価	13	21	浸水戸数：270戸	5.0	3.9	過去2～3年に1回の浸水被害が発生している。当該事業の実施により治水安全度を10年に1回程度まで向上させる。	継続
穂谷川広域基幹河川改修事業 大阪府	再々評価	82	6,673	浸水戸数：23,000世帯	131	50.9	当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね51m ³ /sであるが、概ね210m ³ /sまで向上させることにより、1/100確率の治水安全度を確保する。	継続
天野川広域基幹河川改修事業（本川下流工区） 大阪府	再々評価	135	1,529	浸水戸数：17,000世帯	183	8.4	当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね150m ³ /sであるが、概ね700m ³ /sまで向上させることにより、1/100確率の治水安全度を確保する。	継続
西除川広域基幹河川改修事業（落堀川工区） 大阪府	再々評価	35	107	浸水戸数：3,900世帯	36	3.0	当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね45m ³ /sであるが、概ね90m ³ /sまで向上させることにより、1時間あたり50t（1/10確率）の雨に対応する治水安全度を確保するとともに、大和川の雨水に対応した堤防高を確保する。	継続
西除川広域基幹河川改修事業（本川上流工区） 大阪府	再々評価	45	222	浸水戸数：32世帯	49	4.6	当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね75m ³ /sであるが、概ね190m ³ /sまで向上させることにより、1/100確率の治水安全度を確保する。	継続

近畿地方整備局
地域河川課
(課長 蒲原 潤一)

石川広域基幹河川改修事業（飛鳥川工区） 大阪府	再々評価	68	1,099	浸水戸数：301世帯	68	16.2	当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね60m ³ /sであるが、概ね140m ³ /sまで向上させることにより、1/100確率の治水安全度を確保する。	継続	
石川広域基幹河川改修事業（梅川工区） 大阪府	再々評価	54	647	浸水戸数：1,501世帯	52	12.5	当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね90m ³ /sであるが、概ね450m ³ /sまで向上させることにより、1/100確率の治水安全度を確保する。	継続	
石川広域基幹河川改修事業（佐備川工区） 大阪府	再々評価	28	102	浸水戸数：560世帯	27	3.8	当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね40m ³ /sであるが、概ね200m ³ /sまで向上させることにより、1/100確率の治水安全度を確保する。	継続	
大津川広域基幹河川改修事業（牛滝川工区） 大阪府	再々評価	238	309	浸水戸数：18,500世帯	182	1.7	当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね210m ³ /sであるが、概ね700m ³ /sまで向上させることにより、1/100確率の治水安全度を確保する。	継続	
春木川広域基幹河川改修事業 大阪府	再々評価	96	1,431	浸水戸数：2,610世帯	114	12.6	当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね70m ³ /sであるが、概ね220m ³ /sまで向上させることにより、1/100確率の治水安全度を確保する。	継続	
住吉川広域一般河川改修事業 大阪府	再々評価	22	5.5	浸水戸数：620世帯	1.1	4.9	当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね40m ³ /sであるが、概ね100m ³ /sまで向上させることにより、1/100確率の治水安全度を確保する。 佐野川の改修が概成した後に住吉川の改修を再開することとする。	継続	
狭間川都市基盤河川改修事業 堺市	再々評価	50	355	浸水世帯数：1,883世帯 浸水面積： 宅地 35.43ha その他 30.77ha	46	7.7	河道における現況の流下能力は最小区間において、概ね27m ³ /s、1/1.6確率であるが、当該事業の実施により、概ね70m ³ /s、1/10確率まで、最終は、調節池とあわせて1/50確率まで治水安全度を向上する。	継続	
城北川都市基盤河川改修事業 大阪市	再々評価	540	62,838	浸水戸数：102万戸	10,884	5.8	当該事業の実施により、流下能力は向上し、大川口水門付近で概ね120m ³ /sとなる。	継続	
細江川上流準用河川改修事業 大阪市	再々評価	27	125	浸水戸数：2,400戸 浸水面積：54ha	20	6.2	当該事業の実施により、流下能力は向上し、概ね43m ³ /sとなる。	継続	
襷屋川総合治水対策特定河川事業 大阪府	再々評価	10,082	62,838	浸水戸数：102万戸	10,884	5.8	当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね1,630m ³ /sであるが、概ね2,700m ³ /sまで向上させることにより、外水1/100・内水1/400確率の治水安全度を確保する。	継続	
西大阪地区耐震対策河川事業 大阪府	再々評価	758	37,299	浸水戸数：104万戸	1,041	35.8	・本地域はゼロメートル地帯が広がっており、過去室戸台風（昭和9年）、ジェーン台風（昭和25年）、第二室戸台風（昭和36年）など多くの高潮被害を被っている。 ・当該事業により、高潮被害防止のために建設してきた防潮堤や防潮水門などを、震度6強の直下型地震にも対応できるように耐震補強を行う。	継続	近畿地方整備局 地域河川課 （課長 蒲原 潤一）
大阪地区高潮対策事業（神崎川筋） 大阪府	再々評価	1,183	11,876	浸水戸数：23万戸	214	55.4	・本地域はゼロメートル地帯が広がっており、過去室戸台風（昭和9年）、ジェーン台風（昭和25年）、第二室戸台風（昭和36年）など多くの高潮被害を被っている。 ・当該事業の実施により、伊勢湾台風級の超大型台風による高潮の被害を防止する。また、震度6強の直下型地震にも対応できるように、防潮堤及び防潮水門の耐震補強を行う。さらに、河道における現況流下能力は概ね1/100年確率であるが、当該事業の実施により1/400年確率まで、最終は1/2000年確率まで治水安全度を向上する。	継続	
大阪地区高潮対策事業（旧淀川筋） 大阪府	再々評価	847	37,299	浸水戸数：104万戸	1,041	35.8	・本地域はゼロメートル地帯が広がっており、過去室戸台風（昭和9年）、ジェーン台風（昭和25年）、第二室戸台風（昭和36年）など多くの高潮被害を被っている。 ・当該事業の実施により、伊勢湾台風級の超大型台風による高潮の被害を防止する。また、震度6強の直下型地震にも対応できるように、防潮堤の耐震補強を行う。	継続	
大阪地区高潮対策事業（津田川） 大阪府	再々評価	28	170	浸水戸数：6,000戸	37	5.3	当該事業の実施により、伊勢湾台風級の超大型台風による高潮の被害を防止する。また、河道における現況流下能力は概ね50m ³ /sであるが、概ね110年確率（220m ³ /s）まで、最終は1/100確率（350m ³ /s）までの治水安全度を確保する。	継続	
加古川広域基幹河川改修事業（中流工区） 兵庫県	再々評価	759	1,891	浸水戸数：9,294戸 浸水農地面積：818ha	804	2.4	昭和58年9月の台風10号では浸水面積720ha、浸水家屋数1,291戸の甚大な浸水被害を受けた。西船市の中心市街地や道路、鉄道、病院等の公共施設の再度被害を防止するために継続的な整備を実施し、100年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続	
東条川広域基幹河川改修事業（小野工区） 兵庫県	再々評価	59	105	浸水戸数：230戸 浸水農地面積：68.3ha	56	1.9	昭和58年9月の台風10号では、浸水面積65ha、浸水家屋数112戸の甚大な浸水被害を受けており、再度被害を防止するために継続的に事業を実施し、20年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続	
千種川広域基幹河川改修事業（本川工区） 兵庫県	再々評価	240	1,363	浸水戸数：6,255戸 浸水農地面積：448ha	445	3.1	昭和51年9月の台風17号では、浸水面積1840ha、浸水家屋数11,476戸の甚大な浸水被害を受けた。赤穂市内及び上郡町内における鉄道、病院、学校を含む公共施設の再度被害を防止するために継続的な整備の実施し、23年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続	
千種川広域基幹河川改修事業（加里屋川工区） 兵庫県	再々評価	76	1,363	浸水戸数：6,255戸 浸水農地面積：448ha	445	3.1	昭和51年9月の台風17号により、浸水面積1,840ha、浸水家屋数11,476戸の甚大な浸水被害を受けた。赤穂市の市街地や学校、優良農地の再度被害を防止するため、継続的な整備の実施し、30年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続	
三原川広域基幹河川改修事業 兵庫県	再々評価	170	761	浸水戸数：3,149戸 浸水農地面積：1614ha	184	4.1	昭和54年9月の台風16号では、浸水面積2700ha、浸水家屋数2000戸の甚大な浸水被害を受けており、西淡町の市街地や学校、優良農地の再度被害を防止するために継続的な整備を実施し、60年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続	

夢前川広域一般河川改修事業 兵庫県	再々評価	20	42	浸水戸数：35戸 浸水農地面積：148ha	19	2.2	・昭和51年9月台風17号により、飾磨郡夢前町で浸水面積35ha、浸水家屋数148戸の被害が発生している。浸水区域内に存在する多数の人家、公共施設（公民館、国道）を浸水被害から守るため、河積を著しく阻害している構想工作物の改築を主とした治水対策を継続して実施し、20年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
明石川広域基幹河川改修事業（明石川工区） 兵庫県	再々評価	285	4,458	浸水戸数：20,000戸 浸水農地面積：1,597ha	285	15.6	・近年では、昭和42年7月の梅雨前線により、神戸市西区で農地約280ha、浸水家屋数260戸の被害が発生しており、平成10年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、30年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
市川広域基幹河川改修事業 兵庫県	再々評価	474	11,444	浸水戸数：51,496戸 浸水農地面積：2,756ha	698	16.4	・近年では、平成2年9月の台風第19号により、姫路市で市街地約10haの浸水被害、浸水家屋数150戸の被害が発生しており、平成10年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、30年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
武庫川広域基幹河川改修事業（下流工区） 兵庫県	再々評価	787	32,038	浸水戸数：145,000戸 浸水農地面積：250ha	836	38.3	・近年では、昭和58年9月の台風第10号により、西宮市北部、宝塚市等で市街地約13haの浸水及び浸水家屋数583戸の被害が発生しており、平成2年・平成11年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、30年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
武庫川広域基幹河川改修事業（上流工区） 兵庫県	再々評価	34	80	浸水戸数：135戸 浸水農地面積：382ha	36	2.2	・近年では、平成8年9月前線性集中豪雨により、三田市等で農地約95haの浸水及び浸水家屋数18戸の被害が発生している。 ・当該事業の実施により、2年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
金剛寺谷川広域一般河川改修事業 兵庫県	再々評価	45	123	浸水戸数：550戸 浸水農地面積：75ha	52	2.4	・昭和47年には三木市で93戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により30年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
船場川広域一般河川改修事業 兵庫県	再々評価	74	857	浸水戸数：3,851戸 浸水農地面積：239ha	72	11.9	・平成2年には姫路市で380戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により30年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
瀬戸川広域一般河川改修事業 兵庫県	再々評価	61	333	浸水戸数：1,500戸 浸水農地面積：54ha	59	5.6	・昭和40年には明石市で280戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により30年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
猪名川総合治水対策特定河川事業（猪名川工区） 兵庫県	再々評価	240	434	浸水戸数：1,526戸 浸水農地面積：100ha	228	1.9	・昭和42年には川西市で5,062戸の浸水被害が発生しており、平成元年にも10戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により10年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
猪名川総合治水特定河川事業（一庫大路次川工区） 兵庫県	再々評価	45	65	浸水戸数：222戸 浸水農地面積：80ha	40	1.6	・昭和42年には川西市で農地等が浸水する被害が発生している。 ・当該事業の実施により10年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
猪名川総合治水特定河川事業（駄六川工区） 兵庫県	再々評価	25	184	浸水戸数：969戸 浸水農地面積：35ha	23	8.1	・昭和42年には伊丹市で50戸の浸水被害が発生しており、平成元年にも被害が発生している。 ・当該事業の実施により10年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
神崎川高潮対策事業 兵庫県	再々評価	609	13,582	浸水戸数：58,000戸 浸水農地面積：11ha	660	20.6	・昭和25年には尼崎市で31,900戸の浸水被害が発生しており、平成元年にも被害が発生している。 ・当該事業の実施により現在10年に1回程度の治水安全度を確保できた。今後、200年に1回程度まで解消する。	継続
庄下川高潮対策事業 兵庫県	再々評価	157	492	浸水戸数：2,600戸 浸水農地面積：1ha	174	2.8	・昭和25年には尼崎市で31,900戸の浸水被害が発生しており、昭和58年・平成元年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により10年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
明石川高潮対策事業 兵庫県	再々評価	126	4,458	浸水戸数：2,662戸 浸水農地面積：20,000ha	506	8.8	・昭和36年には明石市で440戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により30年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
野田川高潮対策事業 兵庫県	再々評価	109	289	浸水戸数：800戸 浸水農地面積：102戸	124	2.3	・昭和51年には姫路市で830戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により100年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
水尾川高潮対策事業 兵庫県	再々評価	119	1,852	浸水戸数：7,900戸 浸水農地面積：860ha	160	11.6	・平成2年には姫路市で7,900戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により100年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
富島川高潮対策事業 兵庫県	再々評価	81	389	浸水戸数：1,705戸 浸水農地面積：500ha	79	4.9	昭和40年9月の台風23号で甚大な被害を受け、その後の昭和51年9月の台風17号においても浸水家屋1705戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により30年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
大谷川高潮対策事業 兵庫県	再々評価	43	303	浸水戸数：483戸	37	8.2	・平成3年には相生市で7,900戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により30年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
千種川高潮対策事業 兵庫県	再々評価	38	1,363	浸水戸数：6,255戸 浸水農地面積：448ha	445	3.1	・昭和51年には姫路市で11,476戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により23年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
大津川高潮対策事業 兵庫県	再々評価	62	253	浸水戸数：950戸 浸水農地面積：1,254ha	60	4.2	昭和49年7月台風8号、昭和51年9月台風17号での甚大な被害が発生している。 ・当該事業の実施により100年に1度の治水安全度を確保する。	継続
加里屋川高潮対策事業 兵庫県	再々評価	55	1,363	浸水戸数：6,255戸 浸水農地面積：448ha	445	3.1	・昭和51年には姫路市で11,476戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により60年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続

近畿地方整備局
地域河川課
(課長 蒲原 潤一)

樋谷川都市基盤河川改修事業 神戸市	10年 継続中	49	21	浸水戸数：131戸 浸水農地面積：52ha	20	1.1	・昭和42年の集中豪雨により、浸水面積375ha、浸水家屋350戸等の大きな被害が発生している。 ・現況の流下能力は12～75%程度であり、当該事業の実施により30年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
泊川準用河川改修事業 加古川市	10年 継続中	11	12	浸水戸数：151戸 浸水農地面積：12.0ha	11	1.1	当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね107/sであるが、概ね467/sまで向上させることにより、20年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
水尾川都市基盤河川改修事業 姫路市	再々評価	135	174	浸水戸数：5,320戸 浸水農地面積：12ha	135	1.3	昭和51年9月の台風17号により流域において6000戸余りの家屋に浸水があり、また浸水面積も700ha発生しており、昭和58年、平成2年にも大きな被害が発生している。当該事業の実施により、50年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
大井川都市基盤河川改修事業 姫路市	再々評価	45	49	浸水戸数：1,300戸 浸水農地面積：37ha	45	1.1	昭和51年9月の台風17号により流域において1300戸余りの家屋に浸水があり、また浸水面積も37ha発生しており、昭和58年、平成2年にも大きな被害が発生している。当該事業の実施により、50年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
西汐入川都市基盤河川改修事業 姫路市	再々評価	29	60	浸水戸数：1,015戸 浸水農地面積：95ha	45	1.3	昭和51年9月の台風17号により流域において850戸余りの家屋に浸水があり、また浸水面積も140ha発生しており、昭和58年、平成2年にも大きな被害が発生している。当該事業の実施により、50年に1回程度の治水安全度を確保する。	継続
前川準用河川改修事業 龍野市	再々評価	8.0	23	浸水戸数：46戸 浸水農地面積：50.7ha	7.0	3.2	・現況流下能力5.6m ³ /s程度であるが改修により概ね21.0m ³ /sまで向上する。 ・用地は、ほ場整備事業により確保し買戻しも平成12年度に完了している。	継続
葛下川広域基幹河川改修事業 奈良県	再々評価	120	896	浸水戸数：665戸 浸水農地面積：18ha	62	14.4	・昭和57年8月台風では香芝市や玉王町で大水害が発生した。（浸水戸数2,058戸） ・現況流下能力は計画流量の約50%であるが、計画流量170(?/s)まで向上させ治水安全度1/10の達成を図る。 ・当面の効果は、稲垣川合流点から国道165号までの改修によりここ10年(H5～14)の水害(浸水戸数285戸、うち床上浸水戸数60戸)は概ね解消できると考えられる。	継続
曾我川広域基幹河川改修事業 奈良県	再々評価	61	1,923	浸水戸数：2,331戸 浸水農地面積：127ha	32	59.4	・昭和57年8月豪雨では橿原市などで大水害が発生した。（浸水戸数1,179戸） ・現況流下能力は計画流量の約80%であるが、通常の河川改修のみならず、橿原市と共に原川敷を活用して都市公園と遊水地機能を有した「曾我川治水緑地」を整備し、計画流量250(?/s)まで向上させ治水安全度1/10の達成を図る。 ・当面の効果は、奥道橋原成取線河原橋までの改修によりここ10年(H5～14)の水害(浸水戸数406戸、うち床上浸水戸数92戸)は概ね解消できると考えられる。	継続
葛城川広域基幹河川改修事業 奈良県	再々評価	133	479	浸水戸数：554戸 浸水農地面積：18ha	21	22.8	・現況流下能力は計画流量の約60%であるが、計画流量210(?/s)まで向上させ治水安全度1/10の達成を図る。 ・当面の効果は、JR和歌山線までの改修によりここ10年(H5～14)の水害(浸水戸数299戸、うち床上浸水戸数22戸)は概ね解消できると考えられる。	継続
安位川広域基幹河川改修事業 奈良県	再々評価	24	96	浸水戸数：163戸 浸水農地面積：8ha	3.0	27.5	・現況流下能力は計画流量の約70%であるが、計画流量70(?/s)まで向上させ治水安全度1/10の達成を図る。 ・当面の効果は、奥道御所香芝線までの改修によりここ10年(H5～14)の水害(浸水戸数25戸)は概ね解消できると考えられる。	継続
高田川広域一般河川改修事業 奈良県	再々評価	37	77	浸水戸数：287戸 浸水農地面積：85ha	18	4.3	・現況流下能力は計画流量の約40%であるが、計画流量180(?/s)まで向上させ治水安全度1/10の達成を図る。 ・当面の効果は、国道165号中橋までの改修によりここ10年(H5～14)の水害(浸水戸数264戸、うち床上浸水戸数43戸)は概ね解消できると考えられる。	継続
尾張川広域一般河川改修事業 奈良県	再々評価	24	55	浸水戸数：115戸 浸水農地面積：52ha	2.0	29.4	・現況流下能力は計画流量の約20%であるが、計画流量30(?/s)まで向上させ治水安全度1/10の達成を図る。 ・当面の効果は、バイパス河川を尾張川本川まで合流させることにより、ここ10年(H5～14)の水害(浸水戸数10戸)は概ね解消できると考えられる。	継続
大和川広域基幹河川改修事業 奈良県	再々評価	98	70	浸水戸数：99戸 浸水農地面積：13ha	20	3.5	・昭和57年8月豪雨では田原本町で堤防が決壊し大水害が発生した。（浸水戸数1,817戸） ・現況流下能力は計画流量の約60%であるが、計画流量180(?/s)まで向上させ治水安全度1/10の達成を図る。 ・当面の効果は、榎川および三輪川合流点までの改修によりここ10年(H5～14)の水害(浸水戸数111戸)は概ね解消できると考えられる。	継続
布留川南流広域基幹河川改修事業 奈良県	再々評価	26	114	浸水戸数：335戸 浸水農地面積：60ha	10	11.4	・現況流下能力は計画流量の約50%であるが、計画流量85(?/s)まで向上させ治水安全度1/10の達成を図る。 ・全事業区間の改修によりここ10年(H5～14)の水害(浸水戸数65戸)は概ね解消できると考えられ、特に市街地における浸水被害の軽減が図られる。	継続
布留川北流広域基幹河川改修事業 奈良県	再々評価	79	939	浸水戸数：774戸 浸水農地面積：35ha	24	39.1	・現況流下能力は計画流量の約25%であるが、計画流量65(?/s)まで向上させ治水安全度1/10の達成を図る。 ・当面の効果は、JR桜井線までの改修によりここ10年(H5～14)の水害(浸水戸数41戸、うち床上浸水戸数5戸)は概ね解消できると考えられる。	継続
飛鳥川広域基幹河川改修事業 奈良県	再々評価	158	64	浸水戸数：613戸 浸水農地面積：8ha	19	3.4	・現況流下能力は計画流量の約70～90%であるが、計画流量175(?/s)まで向上させ、さらに上流部である明日香村において河道内貯留施設を整備することにより、降雨時の出水が一時的に集中するのを緩和させ、河川改修と併せて治水安全度1/10の達成を図る。 ・当面の効果は、新川合流点～近鉄田原本線および橿原橋～大和高田BPまでの改修によりここ10年(H5～14)の水害(浸水戸数166戸)は概ね解消できると考えられる。	継続
寺川広域基幹河川改修事業 奈良県	再々評価	141	125	浸水戸数：781戸 浸水農地面積：97ha	25	5.0	・平成10年8月豪雨では桜井市において橿原市との行政界付近で堤防が決壊し大水害が発生した。（浸水戸数601戸、うち床上浸水戸数42戸） ・現況流下能力は計画流量の約70%であるが、計画流量125(?/s)まで向上させ治水安全度1/10の達成を図る。 ・当面の効果は、平成10年破壊箇所までの改修によりここ10年(H5～14)の水害(浸水戸数709戸、うち床上浸水戸数63戸)は概ね解消できると考えられる。	継続
米川広域基幹河川改修事業 奈良県	再々評価	33	50	浸水戸数：278戸 浸水農地面積：12ha	10	4.8	・現況流下能力は計画流量の約50%であるが、計画流量80(?/s)まで向上させ治水安全度1/10の達成を図る。 ・当面の効果は、平成10年までの改修によりここ10年(H5～14)の水害(浸水戸数148戸、うち床上浸水戸数7戸)は概ね解消できると考えられる。	継続
橋本川広域基幹河川改修事業 和歌山県	再々評価	94	46	浸水戸数：773戸 浸水農地面積：9ha	5.0	9.6	・平成7年7月には161戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、2年に1回程度治水安全度を100年に1回程度まで解消する。	継続

近畿地方整備局
地域河川課
(課長 蒲原 潤一)

春日川広域基幹河川改修事業 和歌山県	再々評価	47	4.0	浸水戸数：1,574戸 浸水農地面積：47ha	3.0	1.6	・平成10年9月には5戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、3年に1回程度治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続	近畿地方整備局 地域河川課 (課長 蒲原 潤一)
有田川広域基幹河川改修事業 和歌山県	再々評価	162	21	浸水戸数：3,970戸 浸水農地面積：290ha	8.0	2.8	・昭和28年7月の水害で甚大な被害が発生している。近年の平成元年8月には741戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、3年に1回程度治水安全度を100年に1回程度まで解消する。	継続	
日高川広域基幹河川改修事業 和歌山県	再々評価	65	14	浸水戸数：5,809戸 浸水農地面積：192ha	4.0	4.0	・昭和28年7月の水害で甚大な被害が発生している。近年の平成元年8月、平成5年9月に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、4年に1回程度治水安全度を100年に1回程度まで解消する。	継続	
左会津川広域基幹河川改修事業 和歌山県	再々評価	82	27	浸水戸数：4,000戸 浸水農地面積：150ha	4.0	6.5	・平成7年7月には60戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、7年に1回程度治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続	
亀の川広域基幹河川改修事業 和歌山県	再々評価	64	14	浸水戸数：2,510戸 浸水農地面積：316ha	4.0	3.5	・平成7年7月には16戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に3回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、10年に1回程度治水安全度を30年に1回程度まで解消する。	継続	
住吉川広域一般河川改修事業 和歌山県	10年 継続中	81	5.0	浸水戸数：1,363戸 浸水農地面積：570ha	4.0	1.2	・平成7年7月には29戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、2年に1回程度治水安全度を100年に1回程度まで解消する。	継続	
七瀬川広域一般河川改修事業 和歌山県	10年 継続中	24	6.0	浸水戸数：1,880戸 浸水農地面積：500ha	1.0	5.0	・平成7年7月には185戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、2年に1回程度治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続	
大坪川準用河川改修事業 海南市	再々評価	6.0	5.0	浸水戸数：1,350戸 浸水農地面積：104ha	0.4	12.1	・平成7年7月には30戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に4回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、2年に1回程度治水安全度を5年に1回程度まで解消する。	継続	
旧袋川広域基幹河川改修事業（山白川） 鳥取県	再々評価	35	531	浸水戸数：4,610戸 浸水農地：484ha	36	14.9	・改修目標流量16m ³ /sに対し現況流下能力が40%しかなく浸水被害が懸念される ・当河川が流れる鳥取駅周辺の開発が著しく、ホテル・飲食店の増築と、銀行・中央郵便局等の公的施設も移転してきており、改修の必要性は高い	継続	
旧袋川広域基幹河川改修事業（天神川） 鳥取県	再々評価	28	713	浸水家屋：2,810戸 浸水農地：19ha	31	22.7	・改修目標流量100m ³ /sに対し現況流下能力が45%しかなく浸水被害が懸念される ・当河川周辺の宅地化は著しく、銀行、ガソリンスタンド、小売店、飲食店等が多い上小学校もあり、改修の必要性は高い	継続	
大井手川広域基幹河川改修事業（大井手川） 鳥取県	再々評価	127	1,204	浸水家屋：1,430戸 浸水農地：262ha	254	4.7	・改修目標流量75m ³ /sに対し現況流下能力が10%しかなく浸水被害が懸念される ・郊外の開発、特に各種工場の進出がめざましく、改修の必要性は高い	継続	
大井手川広域基幹河川改修事業（晩稲川） 鳥取県	再々評価	23	246	浸水家屋：360戸 浸水農地：96ha	24	10.4	・改修目標流量25m ³ /sに対し現況流下能力が10%しかなく浸水被害が懸念される ・また、当河川周辺は鳥取県東部地方拠点都市地域整備に位置付けられ街づくりに欠かせない事業として、改修の必要性は高い	継続	
八東川広域基幹河川改修事業（島工区） 鳥取県	5年 未着工	13	57	浸水家屋：32戸 浸水農地：39.6ha	12	4.7	・改修目標流量1,150～1,300m ³ /sに対して現況流下能力が55%しかなく浸水被害が懸念される ・都家・飯岡町で八東川河川整備促進期成同盟会が設立されており、整備促進が望まれている	継続	
八東川広域基幹河川改修事業（八東川） 鳥取県	再々評価	120	766	浸水家屋：805戸 浸水農地：695ha	139	5.5	・改修目標流量1,800m ³ /sに対して現況流下能力が65%しかなく浸水被害が懸念される ・都家・飯岡町で八東川河川整備促進期成同盟会が設立されており、整備促進が望まれている	継続	
八東川広域基幹河川改修事業（私都川） 鳥取県	再々評価	27	70	浸水家屋：55戸 浸水農地：51ha	26	2.7	・改修目標流量400m ³ /sに対して現況流下能力が40%しかなく浸水被害が懸念される ・周囲の宮谷地区周辺で宅地化が進んでおり、改修の必要性が高い	継続	
加茂川広域基幹河川改修事業 鳥取県	再々評価	195	217	浸水家屋：4,058戸	36	6.0	・市街地及び石井地区の中程までは完成しているが、上流部は流下能力が30%以下と小さいため浸水被害が懸念される ・当該河川上流部周辺の開発は著しく、病院・学校・福祉施設等の生活弱者施設も多くなっている	継続	
蒲生川広域基幹河川改修事業 鳥取県	再々評価	96	429	浸水家屋：1,517戸 浸水：350ha	109	3.9	・改修目標流量での完成延長は少なく、ほとんどの地区の流下能力は60%程度と小さいため浸水被害が懸念される ・若美町の町づくりに欠かせない事業であり、改修の実施が期待されている（護岸整備消込間に団地造成が進みつつある）	継続	
塩見川広域基幹河川改修事業 鳥取県	再々評価	91	650	浸水家屋：185戸 浸水農地：101ha	81	8.1	・改修目標流量280m ³ /sに対して現況流下能力が20%以下と小さいため浸水被害が懸念される ・浸水被害が1.5年に1回と頻発しており、早期改修を目指し重点整備を行っている	継続	
由良川広域基幹河川改修事業 鳥取県	再々評価	290	470	浸水家屋：428戸	259	1.8	・改修目標流量400m ³ /sに対して現況流下能力が40%と小さいため浸水被害が懸念される ・昭和62年には、最大浸水戸数350戸、最大浸水農地面積680haの被害が発生するなど、2年に1回の割合で浸水被害が発生しており、早期改修を目指し重点整備を行っている	継続	
大路川広域一般河川改修事業 鳥取県	再々評価	94	281	浸水家屋：6,330戸 浸水農地：526ha	100	2.8	・計画流量225m ³ /sに対し下流部は断面はあるが堤防が不足しており、また、上流部は流下能力が40%と小さいため浸水被害が懸念される ・当河川周辺では、津ノ井ニュータウン整備や市立病院の移転だけでなく、民間による宅地開発が進んでおり、早期改修が必要である	継続	
堀川準用河川改修事業 鳥取県	再々評価	16	158	浸水家屋：621戸 浸水農地：16.3ha	13	12.2	・護岸工事が未着手の状況にあるため、堀川の上流部においては、流下能力が60%以下と小さく浸水被害が懸念される ・当該河川周辺では、市街化が進んでおり、河川改修の実施が望まれている	継続	
飯梨川広域基幹河川改修事業（安来工区） 島根県	再々評価	50	1,518	浸水戸数：1021戸 浸水農地面積：107ha	59	25.7	昭和47年には浸水家屋902戸の大きな洪水被害が発生している。	継続	
飯梨川広域基幹河川改修事業（布部工区） 島根県	再々評価	18	66	浸水戸数：36戸 浸水農地面積：8ha	19	3.5	昭和47年には浸水家屋30戸の大きな洪水被害が発生している。	継続	
朝酌川広域基幹河川改修事業 島根県	再々評価	279	781	浸水戸数：6,112戸 浸水農地面積：59ha	236	3.3	昭和47年には浸水家屋9,546戸の大きな洪水被害が発生している。	継続	
中川広域基幹河川改修事業 島根県	再々評価	29	170	浸水戸数：351戸 浸水農地面積：10ha	25	6.7	昭和47年には浸水家屋580戸の大きな洪水被害が発生している。	継続	

佐陀川広域基幹河川改修事業 島根県	再々評価	203	494	浸水戸数：246戸 浸水農地面積：40ha	157	3.2	昭和47年には浸水家屋302戸の大きな洪水被害が発生している。	継続	中国地方整備局 地域河川課 (課長 中川 哲志)
五右衛門川広域基幹河川改修事業 島根県	再々評価	116	709	浸水戸数：2,470戸 浸水農地面積：2,131ha	78	9.1	昭和56年には浸水家屋158戸の大きな洪水被害が発生している。	継続	
平田船川広域基幹河川改修事業 島根県	再々評価	371	541	浸水戸数：3,369戸 浸水農地面積：905ha	154	3.5	平成9年には浸水家屋172戸の大きな洪水被害が発生している。	継続	
赤川広域基幹河川改修事業 島根県	再々評価	152	275	浸水戸数：1840戸 浸水農地面積：1498ha	145	1.9	昭和39年には浸水家屋1756戸の大きな洪水被害が発生している。	継続	
小谷川広域基幹河川改修事業 島根県	再々評価	80	99	浸水戸数：208戸 浸水農地面積：11ha	90	1.1	平成11年には浸水家屋29戸の大きな洪水被害が発生している。	継続	
津和野川広域基幹河川改修事業 島根県	再々評価	91	537	浸水戸数：1194戸 浸水農地面積：34ha	102	5.2	昭和20年には浸水家屋1057戸の大きな洪水被害が発生している。	継続	
神戸川広域基幹河川改修事業 島根県	再々評価	106	106	浸水戸数：197戸 浸水農地面積：65ha	67	1.6	昭和47年には浸水家屋150戸の大きな洪水被害が発生している。	継続	
新内藤川広域基幹河川改修事業 島根県	再々評価	399	2,630	浸水戸数：8,940戸 浸水農地面積：1130ha	384	6.9	平成10年には浸水家屋174戸の大きな洪水被害が発生している。	継続	
十間川広域基幹河川改修事業 島根県	再々評価	126	120	浸水戸数：2,300戸 浸水農地面積：670ha	103	1.2	昭和47年には浸水家屋318戸の大きな洪水被害が発生している。	継続	
斐伊川広域一般河川改修事業（横田工区） 島根県	再々評価	20	22	浸水戸数：53戸 浸水農地面積：40ha	19	1.1	昭和47年には浸水家屋32戸の大きな洪水被害が発生している。	継続	
出羽川広域一般河川改修事業 島根県	再々評価	24	535	浸水戸数：157戸 浸水農地面積：23ha	23	23.3	昭和58年には浸水家屋85戸の大きな洪水被害が発生している。	継続	
今市川広域一般河川改修事業 島根県	再々評価	32	72	浸水戸数：153戸 浸水農地面積：31ha	33	2.2	昭和58年には浸水家屋153戸の大きな洪水被害が発生している。	継続	
今市川準用河川改修事業 益田市	再々評価	10	81	浸水戸数：175戸 浸水農地面積：3ha	11	7.0	昭和58年には浸水家屋153戸の大きな洪水被害が発生している。	継続	
千田川広域基幹河川改修事業 岡山県	再々評価	128	353	浸水戸数143戸 浸水農地面積596ha	35	10.1	昭和47年には津山市等で235戸の浸水被害が発生している。現況流下能力は概ね245m ³ /s程度であるが概ね490m ³ /sまで向上する。	継続	
吉井川広域基幹河川改修事業（吉井川） 岡山県	再々評価	400	399	浸水戸数7847戸 浸水農地面積828ha	143	2.8	昭和51年には津山市等で10570戸の浸水被害が発生している。現況流下能力は概ね1400m ³ /s程度であるが概ね4500m ³ /sまで向上する。	継続	
吉井川広域基幹河川改修事業（滝川） 岡山県	再々評価	18	133	浸水戸数233戸 浸水農地面積68ha	12	11.1	昭和47年には那珂中央町等で37戸の浸水被害が発生している。現況流下能力は概ね170m ³ /s程度であるが概ね430m ³ /sまで向上する。	継続	
吉井川広域基幹河川改修事業（広戸川勝北工区） 岡山県	再々評価	15	48	浸水戸数36戸 浸水農地面積27ha	6.7	7.1	昭和47年には津山市等で73戸の浸水被害が発生している。現況流下能力は概ね85m ³ /s程度であるが概ね280m ³ /sまで向上する。	継続	
宮川広域基幹河川改修事業 岡山県	再々評価	31	42	浸水戸数256戸 浸水農地面積98ha	12	3.4	昭和47年には津山市等で235戸の浸水被害が発生している。現況流下能力は概ね245m ³ /s程度であるが概ね490m ³ /sまで向上する。	継続	
千町川広域基幹河川改修事業 岡山県	再々評価	102	175	浸水戸数670戸 浸水農地面積1300ha	31	5.6	昭和51年には邑久町 等で235戸の浸水被害が発生している。現況流下能力は概ね245m ³ /s程度であるが概ね490m ³ /sまで向上する。	継続	
備中川広域基幹河川改修事業 岡山県	再々評価	200	1,208	浸水戸数834戸 浸水農地面積277ha	143	8.5	昭和47年には台風豪雨により備中川沼川で520戸の浸水被害が発生している。現況流下能力は概ね450m ³ /s程度であるが概ね1200m ³ /sまで向上する。	継続	
小田川広域基幹河川改修事業 岡山県	再々評価	189	216	浸水戸数1930戸 浸水農地面積1095ha	88	2.5	昭和47年には矢掛町等で1982戸の浸水被害が発生している。現況流下能力は概ね275～1050m ³ /s程度であるが概ね550～1500m ³ /sまで向上する。	継続	
高梁川広域一般河川改修事業 岡山県	再々評価	19	122	浸水戸数231戸 浸水農地面積27ha	15	8.1	昭和47年には新見市等で405戸の浸水被害が発生している。現況流下能力は概ね400m ³ /s程度であるが概ね1000m ³ /sまで向上する。	継続	
砂川広域基幹河川改修事業 岡山県	再々評価	440	4,355	浸水戸数2200戸 浸水農地面積2600ha	391	11.1	昭和51年には瀬戸町等で1010戸の浸水被害が発生している。現況流下能力は概ね210～350m ³ /s程度であるが概ね390～490m ³ /sまで向上する。	継続	
里見川広域基幹河川改修事業 岡山県	再々評価	20	246	浸水戸数71戸 浸水農地面積63ha	8.2	30.0	昭和51年には鴨方町等で335戸の浸水被害が発生している。現況流下能力は概ね128m ³ /s程度であるが概ね320m ³ /sまで向上する。	継続	
笹ヶ瀬川広域基幹河川改修事業 岡山県	再々評価	233	4,457	浸水戸数76810戸 浸水農地面積5700ha	208	21.0	昭和51年には岡山市等で6281戸の浸水被害が発生している。現況流下能力は概ね718m ³ /s程度であるが概ね1000m ³ /sまで向上する。	継続	
笹ヶ瀬川広域基幹河川改修事業（前川） 岡山県	再々評価	55	82	浸水戸数74戸 浸水農地面積201ha	13	6.1	昭和51年には総社市等で759戸の浸水被害が発生している。現況流下能力は概ね48m ³ /s程度であるが概ね85m ³ /sまで向上する。	継続	
倉安川都市基盤河川改修事業 岡山市	再々評価	90	425	浸水戸数1160戸 浸水農地面積457ha	90	4.7	昭和51年には岡山市等で1160戸の浸水被害が発生している。現況流下能力は概ね7m ³ /s程度であるが概ね28m ³ /sまで向上する。	継続	
手城川広域基幹河川改修事業 広島県	再々評価	430	781	浸水戸数：9030戸 浸水農地面積：15ha	160	4.8	・近年の市街化の進展が著しく3年から5年に一回という慢性的な浸水被害を繰り返している。 ・当該事業の実施により、当面、近年の実績最大の降雨から床上浸水を解消するとともに、浸水時間の短縮を図ることとしている。	継続	中国地方整備局 地域河川課 (課長 谷本 尚威)
加茂川広域基幹河川改修事業 広島県	再々評価	79	2,228	浸水戸数：5908戸 浸水農地面積：370ha	232	9.6	・昭和60年には、福山市等で床上1戸、床下3戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね87m ³ /s程度であるが、概ね190m ³ /sまで向上する（当該事業の実施により5年に1回程度の利水安全度を80年に1回程度まで解消する。）	継続	
馬洗川広域基幹河川改修事業（馬洗川） 広島県	再々評価	57	39	浸水戸数：204戸 浸水農地面積：96ha	17	2.1	・昭和47年洪水をはじめ、近年においても2年に一回程度の家屋浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、12～64%である現況流下能力を向上し、浸水被害の解消を図る。	継続	
馬洗川広域基幹河川改修事業（国兼川） 広島県	その他	93	192	浸水戸数：367戸 浸水農地面積：316ha	38	5.0	・昭和47年洪水をはじめ、近年においても2年に一回程度の家屋浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により40～80%である現況流下能力を向上し、浸水被害の解消を図る。	継続	
三篠川広域基幹河川改修事業（三篠川） 広島県	再々評価	60	92	浸水戸数：97戸 浸水農地面積：40ha	21	4.3	・昭和60年には、広島市等で農地0.5haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね480m ³ /s程度であるが、概ね1,200m ³ /sまで向上する（当該事業の実施により5年に1回程度の利水安全度を30年に1回程度まで解消する。）	継続	中国地方整備局 地域河川課 (課長 中川 哲志)
三篠川広域基幹河川改修事業（見坂川） 広島県	再々評価	33	116	浸水戸数：29戸 浸水農地面積：39ha	17	6.5	・平成11年には、向原町等で床下浸水5戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね104m ³ /s程度であるが、概ね180m ³ /sまで向上する（当該事業の実施により5年に1回程度の利水安全度を10年に1回程度まで解消する。）	継続	

小河原川広域基幹河川改修事業 広島県	その他	92	1,545	浸水戸数：490戸 浸水農地面積：39ha	45	34.3	・昭和58年には、広島市等で床上浸水1戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現在の流下能力は概ね50m ³ /s程度であるが、概ね280m ³ /sまで向上する（当該事業の実施により2年に1回程度の利水安全度を30年に1回程度まで解消する。）	継続	中国地方整備局 地域河川課 (課長 中川 哲志)
寺山川準用河川改修事業 広島市	再々評価	6.0	0.80	浸水戸数：12戸 浸水農地面積：0.19ha	0.80	1.0	・昭和62年には、1戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現在の流下能力は概ね24m ³ /s程度であるが、概ね34m ³ /sまで向上する。	継続	
岩上川準用河川改修事業 広島市	再々評価	9.3	3.9	浸水戸数：14戸 浸水農地面積：0.34ha	2.9	1.3	・平成9年には、1戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現在の流下能力は概ね10m ³ /s程度であるが、概ね27m ³ /sまで向上する。	継続	
小河原川都市基盤河川改修事業 広島市	その他	92	1,545	浸水戸数：490戸 浸水農地面積：39ha	45	34.3	・当該事業の実施により、現在の流下能力は概ね50m ³ /sであるが、概ね120m ³ /sまで向上する。	継続	中国地方整備局 地域河川課 (課長 谷本 尚威)
永慶寺川高潮対策事業 広島県	その他	58	287	浸水戸数：1705戸 浸水農地面積：33.8ha	107	2.6	・平成11年には、床上1戸、床下18戸、浸水面積1.9haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現在の流下能力は150m ³ /s程度であるが、概ね180m ³ /sまで向上する（当該事業の実施により5年に1回程度の治水安全度を当面10年に1回程度まで解消する。）	継続	
岡の下川高潮対策事業 広島県	その他	48	96	浸水戸数：518戸	27	3.5	・平成11年には、家屋134戸、面積25.4haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現在のポンプ排水能力20m ³ /sを30m ³ /sとし、治水安全度の向上を図る（当該事業の実施により10年に1回程度の治水安全度を当面30年に1回程度まで解消する。）	継続	
錦川広域基幹河川改修事業 山口県	再々評価	248	199	浸水戸数：12272戸 浸水農地面積：660ha	111	1.8	・昭和25年・昭和26年において、岩国市内においてそれぞれ26267戸、2157戸の浸水被害が発生している。	継続	中国地方整備局 地域河川課 (課長 谷本 尚威)
柳井川広域基幹河川改修事業 山口県	再々評価	71	192	浸水戸数：4687戸 浸水農地面積：156ha	27	7.1	・事業実施により、想定氾濫区域内(90ha)の家屋4687戸の浸水被害が解消される。	継続	
田布施川広域基幹河川改修事業 山口県	その他	99	531	浸水戸数：1816戸 浸水農地面積：234ha	27	19.7	・事業実施により、想定氾濫区域内(234ha)の家屋1816戸の浸水被害が解消される。	継続	
島田川広域基幹河川改修事業 山口県	再々評価	148	84	浸水戸数：1525戸 浸水農地面積：455ha	42	2.0	・事業実施により、想定氾濫区域内(1458ha)の家屋1525戸の浸水被害が解消される。	継続	中国地方整備局 地域河川課 (課長 谷本 尚威)
切戸川広域基幹河川改修事業 山口県	その他	62	45	浸水戸数：902戸 浸水農地面積：58ha	4.7	9.3	・平成5年の梅雨前線集中豪雨により下松市において床上浸水200戸の浸水被害が発生している。 ・事業実施により、想定氾濫区域内(58ha)の家屋902戸の浸水被害が解消される。	継続	
椗野川広域基幹河川改修事業 山口県	再々評価	199	2,437	浸水戸数：43865戸 浸水農地面積：5060ha	59	41.3	・平成11年の台風18号では支川古甲川の氾濫により山口市において床上浸水200戸の浸水被害が発生している。 ・事業実施により、想定氾濫区域内(2820ha)の家屋43865戸の浸水被害が解消される。	継続	
厚東川広域基幹河川改修事業 山口県	再々評価	132	558	浸水戸数：5999戸 浸水農地面積：1182ha	60	9.2	・平成11年には梅雨前線豪雨により桶町において床上浸水1戸の浸水被害が発生している。 ・事業実施により、流下能力の低い沖の目・未信地区(下流工区)の現況流下能力110m ³ /s程度が160m ³ /sまで向上し、二子原工区では現況の流下能力360m ³ /s程度が730m ³ /sまで向上する。	継続	中国地方整備局 地域河川課 (課長 中川 哲志)
厚東川広域基幹河川改修事業(大田川) 山口県	再々評価	47	359	浸水戸数：551戸 浸水農地面積：281ha	24	15.0	・昭和60年には梅雨前線豪雨により東東町において58戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現在の流下能力は概ね250m ³ /s程度であるが、概ね420m ³ /sまで向上する。	継続	
厚東川広域基幹河川改修事業(中川工区) 山口県	再々評価	200	673	浸水戸数：3091戸 浸水農地面積：351ha	119	5.6	・平成2年、平成7年の梅雨前線豪雨によりそれぞれ337戸、12戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現在の流下能力は概ね50m ³ /s程度であるが、概ね140m ³ /sまで向上する。	継続	
厚狭川広域基幹河川改修事業 山口県	再々評価	106	524	浸水戸数：2580戸 浸水農地面積：800ha	46	11.4	・昭和60年には梅雨前線豪雨により山陽町において544戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、厚狭川本川では、現況流下能力680m ³ /s程度が970m ³ /sまで向上し、支川椗川では現況の流下能力60m ³ /s程度が概ね140m ³ /sまで向上する。	継続	中国地方整備局 地域河川課 (課長 中川 哲志)
木屋川広域基幹河川改修事業 山口県	再々評価	46	79	浸水戸数：1500戸 浸水農地面積：1720ha	8.0	9.9	・事業実施により、想定氾濫区域内(1780ha)の浸水被害が解消される。 ・当該事業の実施により現在の流下能力1350m ³ /s程度が1690m ³ /sまで向上する。	継続	
木屋川広域基幹河川改修事業(田部川) 山口県	再々評価	42	304	浸水戸数：500戸 浸水農地面積：820ha	29	10.5	・昭和60年には梅雨前線豪雨により下関市と菊川町の市町境付近において9戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、支川の田部川において現況の流下能力90m ³ /s程度が290m ³ /sまで向上する。	継続	
末武川広域一般河川改修事業 山口県	再々評価	16	103	浸水戸数：950戸 浸水農地面積：60ha	5.4	19.1	・昭和29年及び昭和47年の梅雨前線豪雨により下松市においてそれぞれ30戸及び190戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現在の流下能力100m ³ /s程度が220m ³ /sまで向上する。	継続	中国地方整備局 地域河川課 (課長 中川 哲志)
南若川広域一般河川改修事業 山口県	その他	86	188	浸水戸数：66189戸 浸水農地面積：2881ha	79	2.3	・平成5年8月には山口市で49戸の浸水被害が発生するなど、過去10年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により2年に1回程度の治水安全度を10年に1回程度まで向上させる。	継続	
周防地区高潮対策事業(田布施川) 山口県	その他	115	531	浸水戸数：1816戸 浸水農地面積：234ha	27	19.7	・平成5年8月において田布施町で5戸の浸水被害が発生するなど、高潮による内水常襲地帯である。 ・当該事業の実施により、1816戸が高潮被害から解消される。	継続	
周防地区高潮対策事業(夜市川) 山口県	その他	69	496	浸水戸数：1721戸 浸水農地面積：23ha	85	5.7	・平成11年9月において、周南市で床上浸水36戸、床下浸水3戸の高潮被害が発生した。 ・当該事業により、1721戸の浸水被害が解消される。	継続	中国地方整備局 地域河川課 (課長 中川 哲志)
周防地区高潮対策事業(横曾根川) 山口県	再々評価	46	816	浸水戸数：1143戸 浸水農地面積：506ha	31	26.3	・平成11年9月は、防府市では5戸の浸水被害が発生した。 ・当該事業により、1143戸の高潮被害が解消される。	継続	
周防地区高潮対策事業(幸之江川) 山口県	再々評価	31	41	浸水戸数：311戸 浸水農地面積：209ha	3.6	11.4	・平成11年9月において、山口市では88戸の床上、29戸の床下浸水被害が発生した。 ・当該事業によって311戸の高潮被害が解消される。	継続	

周防地区高潮対策事業（厚東川） 山口県	再々評価	41	3,003	浸水戸数：6 3 4 8 戸 浸水農地面積：2 5 6 ha	25	120.1	・平成11年9月において、宇部市では2戸の床上、6戸の床下浸水被害が発生した。 ・当該事業によって6 3 4 8 戸の高潮被害が解消される。	継続	中国地方整備局 地域河川課 (課長 中川 哲志)
周防地区高潮対策事業（浜田川） 山口県	その他	63	2,736	浸水戸数：1 9 1 2 戸 浸水農地面積：1 2 3 ha	38	72.0	・平成11年9月において、下関市で1 5 0 戸の床上、4 0 0 戸の床下浸水被害が発生した。 ・当該事業によって1 9 1 2 戸の高潮被害が解消される。	継続	
周防地区高潮対策事業（植松川） 山口県	再々評価	33	1,125	浸水戸数：7 8 1 戸 浸水農地面積：1 0 8 ha	20	56.3	・平成11年9月には宇部市で5 1 戸の浸水被害が発生した。 ・当該事業の実施により、7 8 1 戸の高潮被害が解消される。	継続	
鮎喰川広域基幹河川改修事業（飯尾川） 徳島県	再々評価	235	232	浸水戸数：1,456戸 浸水面積：1,456ha	52	4.5	・近年においては、昭和63年、平成2年、平成9年、平成10年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により1年に1回程度の治水安全度を5年に1回程度まで解消する。	継続	四国地方整備局 地域河川課長 (課長 藤山 究)
新町川広域基幹河川改修事業（圃瀬川） 徳島県	再々評価	165	400	浸水戸数：425戸 浸水面積：121ha	38	10.6	・近年においては、平成5年、平成10年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により2年に1回程度の治水安全度を10年に1回程度まで解消する。	継続	
新町川広域基幹河川改修事業（多々羅川） 徳島県	再々評価	70	480	浸水戸数：384戸 浸水面積：69ha	26	18.5	・近年においては、平成2年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により1年に1回程度の治水安全度を10年に1回程度まで解消する。	継続	
桑野川広域基幹河川改修事業 徳島県	再々評価	140	98	浸水戸数：429戸 浸水面積：12ha	15	6.4	・近年においては、平成10年、平成11年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により3年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続	
那賀川広域基幹河川改修事業 徳島県	再々評価	33	20	浸水戸数：105戸 浸水面積：50ha	18	1.1	・近年においては、平成15年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により4年に1回程度の治水安全度を10年に1回程度まで解消する。	継続	
播磨川広域基幹河川改修事業 徳島県	再々評価	123	228	浸水戸数：1,415戸 浸水面積：233ha	22	10.2	・近年においては、平成2年、平成5年、平成10年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により10年に1回程度の治水安全度を100年に1回程度まで解消する。	継続	
勝浦川広域基幹河川改修事業 徳島県	再々評価	52	228	浸水戸数：196戸 浸水面積：106ha	7.3	31.2	・近年においては、平成2年、平成9年、平成10年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により2年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続	
立江川広域基幹河川改修事業（田野川） 徳島県	再々評価	68	18	浸水戸数：21戸 浸水面積：33ha	2.6	7.1	・近年においては、平成7年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により1年に1回程度の治水安全度を30年に1回程度まで解消する。	継続	
立江川広域基幹河川改修事業（政所谷川） 徳島県	10年 継続中	7.0	16	浸水戸数：21戸 浸水面積：33ha	6.2	2.6	・近年においては、昭和62年、平成7年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により1年に1回程度の治水安全度を30年に1回程度まで解消する。	継続	
立江川広域基幹河川改修事業（立江川） 徳島県	再々評価	29	46	浸水戸数：215戸 浸水面積：211ha	3.3	13.8	・近年においては、平成10年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により2年に1回程度の治水安全度を30年に1回程度まで解消する。	継続	
冷田川高潮対策事業 徳島県	再々評価	30	251	浸水戸数：1,350戸 浸水面積：42ha	52	4.9	・近年においては、昭和62年、昭和63年、平成1年、平成2年、平成5年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により10年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続	
多々羅川高潮対策事業 徳島県	再々評価	32	159	浸水戸数：993戸 浸水面積：236ha	61	2.6	・近年においては、昭和62年、平成2年、平成5年、平成13年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により1年に1回程度の治水安全度を10年に1回程度まで解消する。	継続	
新川広域基幹河川改修事業（吉田川工区） 香川県	再々評価	62	295	浸水戸数：2,546戸 浸水農地面積：317ha	59	5.0	事業区間の治水安全度が低いとともに、流域の開発が進んでいる。	継続	
新川広域基幹河川改修事業（春日川） 香川県	再々評価	49	3,598	浸水戸数：9,278戸 浸水農地面積：399ha	76	47.3	事業区間の治水安全度が低いとともに、流域の開発が進んでいる。	継続	
詰田川広域基幹河川改修事業 香川県	再々評価	90	320	浸水戸数：10,800戸 浸水農地面積：129ha	123	2.6	事業区間の治水安全度が低いとともに、流域の開発が進んでいる。	継続	
摺鉢谷川広域基幹河川改修事業 香川県	再々評価	57	1,083	浸水戸数：3,844戸	48	22.0	住宅密集地であり、浸水被害が発生している。	継続	
本津川広域基幹河川改修事業 香川県	再々評価	186	6,292	浸水戸数：2,723戸 浸水農地面積：191ha	180	35.0	事業区間の治水安全度が低いとともに、流域の開発が進んでいる。	継続	
桜川広域基幹河川改修事業 香川県	再々評価	93	621	浸水戸数：1,035戸 浸水農地面積：9ha	53	11.7	下流域が市街地であり、浸水被害が発生している。	継続	
弘田川広域基幹河川改修事業 香川県	再々評価	158	1,162	浸水戸数：572戸 浸水農地面積：93ha	133	8.8	事業区間の治水安全度が低いとともに、流域の開発が進んでいる。	継続	
高瀬川広域基幹河川改修事業 香川県	その他	28	57	浸水戸数：25戸 浸水農地面積：16ha	20	2.8	事業区間の治水安全度が低いとともに、流域の開発が進んでいる。	継続	
財田川広域基幹河川改修事業 香川県	再々評価	36	301	浸水戸数：369戸 浸水農地面積：152ha	66	4.6	事業区間の治水安全度が低いとともに、流域の開発が進んでいる。	継続	
広見川広域基幹河川改修事業（広見川工区） 愛媛県	再々評価	64	81	浸水区域内一般住戸：314戸 浸水区域内農漁家数：112戸 浸水区域内事業所数：96事業所 浸水区域内田畑面積：154ha	63	1.3	・昭和63年6月24日に家屋49戸、農地約56haの浸水被害が発生しており、平成8年、平成9年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続	
肱川広域基幹河川改修事業（小田川工区） 愛媛県	再々評価	77	32	浸水区域内世帯数：110世帯 浸水区域内農漁家数：5世帯	9.3	3.5	・昭和18年7月24日に家屋150戸、農地約11haの浸水被害が発生しており、平成7年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を10年に1回程度まで解消する。	継続	
肱川広域基幹河川改修事業（肱川工区） 愛媛県	10年 継続中	65	193	浸水戸数：109戸 浸水区域内農漁家数：16戸 浸水区域内事業所数：34事業所 浸水区域内田畑面積：83ha	58	3.4	・昭和62年7月18日に家屋120戸、農地約82haの浸水被害が発生しており、平成5年、平成8年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を30年に1回程度まで解消する。	継続	

金生川広域基幹河川改修事業 愛媛県	再々評価	27	134	浸水戸数：5,169戸 浸水農地面積：5ha 浸水事業者数：50事業所 浸水区域内農漁家数：317戸	41	3.3	・昭和20年9月17日に家屋6,712戸、農地約540haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続
中山川広域基幹河川改修事業 愛媛県	再々評価	132	11,147	浸水区域内一般住戸：4,107戸 浸水区域内農漁家数303戸 浸水区域内事業所数：256事業所 x 浸水区域内田畑面積：945ha	161	69.2	・昭和51年9月12日に家屋1,069戸、農地約17haの浸水被害が発生しており、昭和62年、平成2年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続
浅川広域基幹河川改修事業 愛媛県	再々評価	149	4,441	浸水区域内世帯数：12,109世帯 浸水区域内田畑面積：102ha	133	33.0	・昭和47年9月7日に家屋4,900戸、工場610棟、宅地約150ha、農地約500haの浸水被害が発生しており、平成9年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続
宮前川広域基幹河川改修事業 愛媛県	再々評価	138	5,088	浸水区域内世帯数：1,519世帯 浸水区域内農漁家数：52戸 浸水区域内事業所数：189事業所 浸水区域内田畑面積：22ha	245	21.0	・昭和54年6月27日に家屋8,212戸、農地約124haの浸水被害が発生しており、平成7年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続
久万川広域基幹河川改修事業（久万川工区） 愛媛県	再々評価	96	2,334	浸水区域内世帯数：833世帯 浸水農地：103ha	92	25.4	・昭和18年7月23日に家屋520戸、農地約55haの浸水被害が発生しており、平成3年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を30年に1回程度まで解消する。	継続
久万川広域基幹河川改修事業（大川工区） 愛媛県	再々評価	37	1,550	浸水戸数：1,414世帯 浸水農地：50ha	43	36.0	・昭和18年7月22日に家屋5,000戸、約930haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続
内川広域一般河川改修事業 愛媛県	再々評価	56	2,307	浸水区域内世帯数：411世帯 浸水区域内農漁家数：27世帯 浸水区域内事業所数：38事業所 浸水農地：74ha	59	39.1	・昭和54年6月13日に家屋402戸、約307haの浸水被害が発生しており、昭和59年、平成10年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を3年に1回程度まで解消する。	継続
洗地川都市基幹河川改修事業 松山市	再々評価	66	122	浸水区域内世帯数2,664世帯	70	1.7	・昭和56年6月27日に家屋2,050戸、農地約66haの浸水被害が発生しており、平成5年、平成7年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を10年に1回程度まで解消する。	継続
傍示川準用河川改修事業 松山市	再々評価	31	48	浸水区域内世帯数：554世帯 浸水区域内農漁家数：7世帯	30	1.6	・平成7年7月9日に家屋51戸、農地約58haの浸水被害が発生しており、平成10年、平成13年にも大きな被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を5年に1回程度まで解消する。	継続
後川広域基幹河川改修事業 高知県	再々評価	110	16	浸水世帯数：412世帯 浸水農地：27ha	11	1.5	・平成10年9月24日から25日に家屋20戸、農地約33haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度までに解消する。	継続
波介川広域基幹河川改修事業（波介川） 高知県	再々評価	114	68	浸水世帯数：789世帯 浸水区域内農漁家数：45世帯 浸水農地：26ha	10	6.6	・平成10年9月24日から25日に家屋22戸の浸水被害が発生している。 ・平成11年7月28日に家屋7戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を3年に1回程度までに解消する。	継続
波介川広域基幹河川改修事業（長池川） 高知県	再々評価	15	66	浸水世帯数：800世帯、 浸水農漁家数32世帯、 浸水農地94ha	7.0	9.4	・平成10年9月24日から25日に家屋22戸の浸水被害が発生している。 ・平成11年7月28日に家屋7戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を3年に1回程度までに解消する。	継続
日下川広域基幹河川改修事業 高知県	再々評価	108	25	世帯数2143世帯、農漁家数459 世帯、農作地206ha	20	1.3	・平成10年9月24日から25日に家屋3戸、農地80haの浸水被害が発生している。 ・平成11年7月28日に家屋4戸、農地80haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を5年に1回程度までに解消する。	継続
仁淀川広域基幹河川改修事業（柳瀬川） 高知県	再々評価	110	1,503	世帯数398世帯、 農漁家数59世帯、 農作地560ha	116	13.0	・平成9年9月16日に、農地約140haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を10年に1回程度までに解消する。	継続
仁淀川広域基幹河川改修事業（坂折川） 高知県	再々評価	4.0	59	世帯数83世帯、 農漁家数11世帯、 農作地42ha	5.0	11.8	・平成9年9月16日に、農地約16haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を10年に1回程度までに解消する。	継続
中筋川広域基幹河川改修事業（横瀬川） 高知県	再々評価	16	129	世帯数69世帯、 農漁家数2世帯、 農作地54ha	29	4.4	・昭和47年7月23日に、農地約1030ha、家屋297戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を100年に1回程度までに解消する。	継続
中筋川広域基幹河川改修事業（ヤイト川） 高知県	再々評価	23	370	世帯数116世帯、 農漁家数11世帯、 農作地41ha	40	9.2	・昭和47年7月23日に、農地約1030ha、家屋297戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を100年に1回程度までに解消する。	継続
香宗川広域基幹河川改修事業（香宗川） 高知県	再々評価	113	249	世帯数213世帯、 農漁家数37世帯、 農作地51ha	17	14.6	・平成10年9月24日から25日に家屋11戸、農地約112haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度までに解消する。また、烏川工区については、治水安全度を30年に1回程度までに解消する。	継続
国分川広域基幹河川改修事業（国分川） 高知県	再々評価	83	6,901	世帯数1012世帯、農漁家数43 世帯、農作地498ha	361	19.1	・平成10年9月24日から25日に家屋6186戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度までに解消する。	継続
国分川広域基幹河川改修事業（久万川） 高知県	10年 継続中	26	542	浸水区域内世帯数：1931世帯 浸水区域内農漁家数：25世帯 浸水農地：8ha	30	18.1	・平成10年9月24日から25日に家屋200戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度までに解消する。	継続
国分川広域基幹河川改修事業（江の口川） 高知県	再々評価	56	7,466	世帯数10746世帯、農漁家数58 世帯、農作地34ha	256	29.0	・平成10年9月24日から25日に家屋1059戸、農地約40haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度までに解消する。	継続

四国地方整備局
地域河川課長
(課長 藤山 究)

松田川広域基幹河川改修事業(松田川) 高知県	再々評価	109	1,096	世帯数139世帯、 農漁家数19世帯、 農作地91ha	163	6.7	・平成9年7月26日に家屋7戸、農地約213haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度までに解消する。	継続	四国地方整備局 地域河川課長 (課長 藤山 究)
松田川広域基幹河川改修事業(穂田川) 高知県	再々評価	16	92	世帯数34世帯、 農漁家数1世帯、 農作地12ha	19	4.8	・平成9年7月26日に、農地約27haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を30年に1回程度までに解消する。	中止	
鏡川広域基幹河川改修事業(鏡川) 高知県	再々評価	74	9,806	世帯数36378世帯、農漁家数 213世帯、農作地59ha	712	13.8	・昭和45年8月21日に、家屋36774戸、昭和50年8月16日に、9904戸、昭和51年9月8日に、17950戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度までに解消する。	継続	
鏡川広域基幹河川改修事業(前田川) 高知県	再々評価	24	110	世帯数1328世帯、農漁家数20 世帯、農作地9ha	48	2.3	・平成10年に、家屋12戸、平成11年に、33戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度までに解消する。	継続	
十市川広域基幹河川改修事業 高知県	再々評価	51	539	世帯数690世帯、 農漁家数23世帯、 農作地38ha	70	7.7	・昭和50年8月16日に、農地約145ha、家屋70戸、昭和51年9月12日に、 農地約150ha、家屋90戸、平成9年9月24日に家屋101戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度までに解消する。	継続	
奈半利川広域基幹河川改修事業 高知県	再々評価	26	358	世帯数2243世帯、農漁家数241 世帯、農作地289ha	18	19.9	・昭和50年8月17日に、農地約70ha、家屋160戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度までに解消する。	継続	
渡川広域一般河川改修事業(仁井田川) 高知県	再々評価	12	17	世帯数160世帯、 農漁家数21世帯、 農作地96ha	10	1.6	・平成9年9月16日に、農地約3haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を10年に1回程度までに解消する。	継続	
安芸川広域一般河川改修事業(江の川) 高知県	再々評価	18	58	世帯数361世帯、 農漁家数27世帯、 農作地15ha	27	2.2	・平成6年9月29日に、家屋48戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を30年に1回程度までに解消する。	継続	
国分川高潮対策事業 高知県	再々評価	92	10,778	世帯数30870世帯、農漁家数 306世帯、農作地523ha	92	117.2	・平成10年9月24日から25日に家屋3786戸、農地約285haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度までに解消する。また、T.P+3.5mの高潮被害被害を解消する。	継続	
舟入川高潮対策事業 高知県	再々評価	137	1,398	世帯数8407世帯、農漁家数160 世帯、農作地431ha	137	10.2	・平成10年9月24日から25日に家屋1435戸、農地約300haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度までに解消する。また、T.P+3.5mの高潮被害被害を解消する。	継続	
大谷川高潮対策事業 高知県	再々評価	44	117	世帯数757世帯、 農漁家数27世帯、 農作地86ha	44	2.6	・平成10年9月24日から25日に家屋1048戸、農地約30haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度までに解消する。また、T.P+3.5mの高潮被害被害を解消する。	中止	
藪野川高潮対策事業 高知県	再々評価	27	327	世帯数2081世帯、農漁家数22 世帯、農作地23ha	27	12.1	・平成10年9月24日から25日に家屋325戸、農地約33haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度までに解消する。また、T.P+3.5mの高潮被害被害を解消する。	継続	
紅水川高潮対策事業 高知県	再々評価	32	1,101	世帯数12396世帯、農漁家数80 世帯、農作地10ha	32	34.4	・平成11年6月29日に家屋594戸、農地約40haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を50年に1回程度までに解消する。また、T.P+3.5mの高潮被害被害を解消する。	継続	
鏡川高潮対策事業 高知県	再々評価	85	3,707	世帯数27161世帯、農漁家数 142世帯、農作地13ha	85	43.6	・昭和45年8月21日に、家屋36774戸、昭和50年8月16日に、9904戸、昭和51年9月8日に、17950戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を15年に1回程度までに解消する。また、T.P+3.5mの高潮被害被害を解消する。	継続	
小竜川準用河川改修事業 高知県	再々評価	6.0	8.0	世帯数53世帯、 農漁家数11世帯、 農作地2ha	7.0	1.1	・平成10年9月24日から25日に家屋5戸、農地約2haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水安全度を5年に1回程度までに解消する。	継続	
長峽川広域基幹河川改修事業 福岡県	再々評価	104	2,355	浸水面積：1,200ha 浸水戸数：4,477戸	280	8.4	昭和54年の洪水で浸水面積656ha、浸水家屋6,354戸の被害が発生した。この事業により浸水被害の解消を図る。	継続	九州地方整備局 地域河川課 (課長 山本 祐二)
金丸川広域一般河川改修事業 福岡県	再々評価	54	1,136	浸水面積：100ha 浸水戸数：615戸	59	19.2	昭和44年の洪水で浸水面積49haの被害が発生した。この事業により浸水被害の解消を図る。	継続	
宝満川広域基幹河川改修事業 福岡県	再々評価	165	7,566	浸水面積：2,800ha 浸水戸数：5,739戸	252	30.0	昭和38年の洪水で浸水面積2,820ha、浸水家屋1,537戸の被害が発生した。この事業により浸水被害の解消を図る。	継続	
御笠川広域基幹河川改修事業 福岡県	再々評価	1,283	2,425	浸水面積：950ha 浸水戸数：8,322ha	437	5.5	平成11年の洪水で浸水面積327ha、浸水家屋2,576戸、平成15年の洪水で浸水面積370ha、浸水家屋4,237戸の被害が発生したこの事業により浸水被害の解消を図る。	継続	
那珂川広域基幹河川改修事業 福岡県	再々評価	733	1,810	浸水面積：400ha 浸水戸数：14,391戸	228	8.0	昭和38年の洪水で浸水面積415ha、浸水家屋7,533戸の被害が発生した。この事業により浸水被害の解消を図る。	継続	
大牟田川広域基幹河川改修事業 福岡県	再々評価	107	1,155	浸水面積：200ha 浸水戸数：2,567戸	87	13.2	昭和55年の洪水で浸水面積14ha、浸水家屋132戸の被害が発生した。この事業により浸水被害の解消を図る。	継続	

紫川広域基幹河川改修事業 福岡県	再々評価	590	2,389	浸水面積：200ha 浸水戸数：7,549戸	604	3.9	昭和54年の洪水で浸水面積113ha、浸水家屋195戸の被害が発生した。この事業により浸水被害の解消を図る。	継続	九州地方整備局 地域河川課 (課長 山本 祐二)
沖端川高潮対策事業 福岡県	再々評価	63	629	浸水面積：2,400ha 浸水戸数：10,409戸	76	8.2	事業対象区域は、有明海沿岸全体の干拓により形成された低平地で、昭和34年に高潮被害が発生しており、この事業により被害の解消を図る。	継続	
矢部川広域基幹河川改修事業（矢部川・沖端川） 福岡県	再々評価	198	5,252	浸水面積：2,600ha 浸水戸数：20,500戸	187	28.0	平成2年の洪水で浸水面積2,281ha、浸水家屋1,414戸の被害が発生した。この事業により浸水被害の解消を図る。	継続	
塩塚川高潮対策事業 福岡県	再々評価	147	495	浸水面積：1,400ha 浸水戸数：5,180戸	140	3.5	事業対象区域は、有明海沿岸全体の干拓により形成された低平地で、昭和34年に高潮被害が発生しており、この事業により被害の解消を図る。	継続	
塩塚川広域基幹河川改修事業 福岡県	再々評価	54	506	浸水面積：1,200ha 浸水戸数：1,398戸	55	9.2	平成2年の洪水で浸水面積1,884ha、浸水家屋1,230戸の被害が発生した。この事業により浸水被害の解消を図る。	継続	
曲川広域基幹河川改修事業 福岡県	再々評価	120	4,523	浸水面積：400ha 浸水戸数：1,879戸	342	13.1	昭和46年の洪水で浸水面積140haの被害が発生した。この事業により浸水被害の解消を図る。	継続	
広川広域基幹河川改修事業 福岡県	再々評価	50	604	浸水面積：600ha 浸水戸数：823戸	75	8.0	昭和44年の洪水で浸水面積197ha、浸水家屋654戸の被害が発生した。この事業により浸水被害の解消を図る。	継続	
釣川広域基幹河川改修事業 福岡県	再々評価	116	6,914	浸水面積：500ha 浸水戸数：1,230戸	478	14.4	平成11年の洪水で浸水面積406ha、浸水家屋50戸の被害が発生した。この事業により浸水被害の解消を図る。	継続	
楠田川広域一般河川改修事業 福岡県	再々評価	41	271	浸水面積：100ha 浸水戸数：301戸	45	6.0	平成2年の洪水で浸水面積4ha、浸水家屋157戸の被害が発生した。この事業により浸水被害の解消を図る。	継続	
宇美川広域基幹河川改修事業 福岡県	再々評価	227	4,689	浸水面積：900ha 浸水戸数：13,217戸	242	19.3	昭和48年の洪水で浸水面積500ha、浸水家屋277戸の被害が発生した。この事業により浸水被害の解消を図る。	継続	
花宗川広域基幹河川改修事業 福岡県	再々評価	219	1,162	浸水面積：700ha 浸水戸数：1,850戸	223	5.2	昭和54年の洪水で浸水面積608ha、浸水家屋46戸の被害が発生した。この事業により浸水被害の解消を図る。	継続	
上津荒木川広域基幹河川改修事業 福岡県	再々評価	77	589	浸水面積：200ha 浸水戸数：270戸	82	7.1	平成2年の洪水で浸水面積62ha、浸水家屋33戸の被害が発生した。この事業により浸水被害の解消を図る。	継続	
桃太郎川最上流準用河川改修事業 久留米市	10年 継続中	7.0	30	浸水面積：3ha 浸水戸数：29戸	7.4	4.1	本河川改修事業は、毎年の様に発生する洪水（1/2以下の確率）を5年に1回の確率にて整備することにより、流域の浸水被害の解消を図る。	継続	
新々堀川都市基盤河川改修事業 北九州市	再々評価	125	2,454	浸水戸数：1,146戸 浸水農地面積：0.2ha	388	6.3	・昭和47年には、床上231戸、床下1,630戸の浸水被害が発生しているなど、過去5年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね10m ³ /s程度であるが、概ね22m ³ /sまで向上する（当該事業の実施により7年に1回程度の治水安全度を25年に1回程度まで解消する。）	継続	
笹尾川都市基盤河川改修事業 北九州市	再々評価	38	221	浸水戸数：104戸 浸水農地面積：19.1ha	52	4.2	・昭和56年には、床上275戸、床下1,039戸の浸水被害が発生しているなど、過去5年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね7m ³ /s程度であるが、概ね30m ³ /sまで向上する（当該事業の実施により1年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで解消する。）	継続	
金剛川都市基盤河川改修事業 北九州市	再々評価	26	278	浸水戸数：104戸 浸水農地面積：16.3ha	37	7.6	・昭和56年には、床上275戸、床下1,039戸の浸水被害が発生しているなど、過去5年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね14m ³ /s程度であるが、概ね35m ³ /sまで向上する。	継続	
翻子川都市基盤河川改修事業 北九州市	再々評価	24	194	浸水戸数：79戸 浸水農地面積：1.7ha	29	6.6	・昭和41年には、床上231戸、床下1,630戸の浸水被害が発生しているなど、過去5年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね20m ³ /s程度であるが、概ね45m ³ /sまで向上する。	継続	
板櫃川都市基盤河川改修事業 北九州市	再々評価	49	454	浸水戸数：79戸 浸水農地面積：0ha	57	8.0	・昭和41年には、床上463戸、床下1,426戸の浸水被害が発生しているなど、過去5年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね175m ³ /s程度であるが、概ね320m ³ /sまで向上する（当該事業の実施により3年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで解消する。）	継続	
摺川都市基盤河川改修事業 北九州市	再々評価	163	942	浸水戸数：452戸 浸水農地面積：0ha	177	5.3	・昭和41年には、床上231戸、床下1,630戸の浸水被害が発生しているなど、過去5年間に1回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続	
竹馬川都市基盤河川改修事業 北九州市	再々評価	172	2,085	浸水戸数：1,968戸 浸水農地面積：62.0ha	236	8.8	・昭和41年には、床上463戸、床下1,426戸の浸水被害が発生しているなど、過去5年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね65m ³ /s程度であるが、概ね330m ³ /sまで向上する。	継続	
費川都市基盤河川改修事業 北九州市	再々評価	129	941	浸水戸数：493戸 浸水農地面積：207.0ha	165	5.7	・昭和41年には、床上463戸、床下1,426戸の浸水被害が発生しているなど、過去5年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね110m ³ /s程度であるが、概ね145m ³ /sまで向上する。	継続	

金山川都市基盤河川改修事業 北九州市	再々評価	254	4,109	浸水戸数:1,407戸 浸水農地面積:11.8ha	286	14.3	・昭和41年には、1,193戸の浸水被害が発生しているなど、過去5年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね55m ³ /s程度であるが、概ね95m ³ /sまで向上する。	継続
相割川都市基盤河川改修事業 北九州市	再々評価	52	370	浸水戸数:233戸 浸水農地面積:6.0ha	54	6.9	・昭和55年には、床上10戸、床下429戸の浸水被害が発生しているなど、過去5年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね20m ³ /s程度であるが、概ね70m ³ /sまで向上する。	継続
紫川都市基盤河川改修事業 北九州市	再々評価	590	2,389	浸水面積:200ha 浸水戸数:7,549戸	604	3.9	昭和54年の洪水で浸水面積113ha、浸水家屋195戸の被害が発生した。この事業により浸水被害の解消を図る。	継続
朽網川準用河川改修事業 北九州市	再々評価	24	196	浸水戸数:287戸 浸水農地面積:5.5ha	33	5.9	・昭和56年には、269戸の浸水被害が発生しているなど、過去5年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね45m ³ /s程度であるが、概ね95m ³ /sまで向上する。	継続
那珂川都市基盤河川改修事業 福岡市	再々評価	733	1,810	浸水面積:400ha 浸水戸数:14,391戸	228	8.0	昭和38年の洪水で浸水面積415ha、浸水家屋7,533戸の被害が発生した。この事業により浸水被害の解消を図る。	継続
金屑川都市基盤河川改修事業 福岡市	再々評価	217	6,829	浸水戸数:9,114戸 浸水農地面積:32.5ha	371	18.4	・当該事業実施により、現況流下能力は概ね80m ³ /s程度であるが、概ね173m ³ /sまで向上させる(治水安全度を30年に1回程度まで向上させる。)	継続
那珂古川上流準用河川改修事業 福岡市	再々評価	18	374	浸水戸数:729戸 地面積:11.5ha	24	15.6	・当該事業実施により、現況流下能力は概ね16m ³ /s程度であるが、概ね55m ³ /sまで向上させる(治水安全度を20年に1回程度まで向上させる。)	継続
安武川準用河川改修事業 久留米市	再々評価	11	17	浸水面積:100ha 浸水戸数:87戸	12	1.5	本河川改修事業は、毎年の様に発生する洪水(1/2以下の確率)を30年に1回の確率にて整備することにより、流域の浸水被害の解消を図る。	継続
湯ノ尻川準用河川改修事業 久留米市	再々評価	21	102	浸水面積:6ha 浸水戸数:57戸	22	4.6	本河川改修事業は、毎年の様に発生する洪水(1/2以下の確率)を30年に1回の確率にて整備することにより、流域の浸水被害の解消を図る。	継続
田手川広域基幹河川改修事業(田手川) 佐賀県	再々評価	200	43	浸水戸数: 2,407戸 浸水面積:1,775ha	12	3.5	・平成2年7月には、神埼町等において233戸、農地浸水面積3,300haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね130m ³ /sであるが概ね490m ³ /sまで向上する。(当該事業の実施により1年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで解消する。)	継続
田手川広域基幹河川改修事業(三本松川) 佐賀県	再々評価	23	43	浸水戸数: 1,909戸 浸水面積:502ha	12	3.5	・平成2年7月には、神埼町において157戸、農地浸水面積60haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね10m ³ /sであるが概ね95m ³ /sまで向上する。(当該事業の実施により1年に1回程度の治水安全度を10年に1回程度まで解消する。)	継続
佐賀江川広域基幹河川改修事業(佐賀江川) 佐賀県	再々評価	451	48	浸水戸数: 7,820戸 浸水面積: 1,132ha	18	2.7	・平成2年7月には、佐賀市等において12,214戸、農地浸水面積2,610haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね150m ³ /sであるが概ね240m ³ /sまで向上する。(当該事業の実施により1年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで解消する。)	継続
佐賀江川広域基幹河川改修事業(焼原川) 佐賀県	再々評価	12	48	浸水戸数: 1,018戸 浸水面積:562ha	18	2.7	・平成2年7月には、佐賀市等において56戸、農地浸水面積200haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね8m ³ /sであるが概ね14m ³ /sまで向上する。(当該事業の実施により5年に1回程度の治水安全度を10年に1回程度まで解消する。)	継続
切通川広域基幹河川改修事業 佐賀県	再々評価	100	8.1	浸水戸数: 1,098戸 浸水面積:891ha	5.1	1.6	・平成2年7月には、三根町等において127戸、農地浸水面積270haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね25m ³ /sであるが概ね110m ³ /sまで向上する。(当該事業の実施により1年に1回程度の治水安全度を30年に1回程度まで解消する。)	継続
寒水川広域基幹河川改修事業(寒水川) 佐賀県	再々評価	113	10	浸水戸数:958戸 浸水面積:656ha	6.4	1.6	・平成13年7月には破壊し、三根町等において6戸、農地浸水面積59haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね50m ³ /sであるが概ね160m ³ /sまで向上する。(当該事業の実施により1年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで解消する。)	継続
寒水川広域基幹河川改修事業(通瀬川) 佐賀県	再々評価	14	10	浸水戸数:605戸 浸水面積:368ha	6.4	1.6	・平成2年7月には、北茂安町において124戸、農地浸水面積200haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね30m ³ /sであるが概ね70m ³ /sまで向上する。(当該事業の実施により1年に1回程度の治水安全度を10年に1回程度まで解消する。)	継続
本庄江川広域基幹河川改修事業 佐賀県	再々評価	120	14	浸水戸数: 4,156戸 浸水面積:437ha	6.1	2.3	・平成2年7月には、佐賀市において500戸、農地浸水面積520haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね80m ³ /sであるが概ね100m ³ /sまで向上する。(当該事業の実施により10年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで解消する。)	継続
牛津江川広域基幹河川改修事業 佐賀県	再々評価	52	9.0	浸水戸数: 1,273戸 浸水面積:504ha	2.6	3.4	・平成2年7月には、小城町等において430戸、農地浸水面積550haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね60m ³ /sであるが概ね140m ³ /sまで向上する。(当該事業の実施により1年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで解消する。)	継続
町田川広域基幹河川改修事業 佐賀県	再々評価	86	17	浸水戸数: 1,247戸 浸水農地面積: 18ha	4.3	3.8	・昭和60年6月には、唐津市において583戸、農地浸水面積30haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね80m ³ /sであるが概ね165m ³ /sまで向上する。(当該事業の実施により2年に1回程度の治水安全度を30年に1回程度まで解消する。)	継続
塩田川広域基幹河川改修事業 佐賀県	再々評価	156	7.9	浸水戸数: 790戸 浸水農地面積: 363ha	7.9	1.0	・平成2年7月には、塩田町等において578戸、農地浸水面積290haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね80m ³ /sであるが概ね910m ³ /sまで向上する。(当該事業の実施により10年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで解消する。)	継続

九州地方整備局
地域河川課
(課長 山本 祐二)

有田川広域基幹河川改修事業 佐賀県	再々評価	138	5.9	浸水戸数： 553戸 浸水農地面積： 106ha	5.3	1.1	・平成2年7月には、伊万里市において55戸、農地浸水面積1,170haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね6203/sであるが概ね1,2503/sまで向上する。（当該事業の実施により5年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで解消する。）	継続
浜川広域基幹河川改修事業 佐賀県	再々評価	75	5.0	浸水戸数： 1,285戸 浸水農地面積： 19ha	3.8	1.3	・平成2年7月には、鹿島市において285戸、農地浸水面積110haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね603/sであるが概ね2803/sまで向上する。（当該事業の実施により2年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで解消する。）	継続
玉島川広域一般河川改修事業（横田川） 佐賀県	10年 継続中	46	53	浸水戸数：293戸 浸水面積：72ha	32	1.6	・平成3年8月には、浜玉町において11戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の流下能力は概ね253/sであるが概ね1003/sまで向上する。（当該事業の実施により2年に1回程度の治水安全度を30年に1回程度まで解消する。）	継続
川棚川広域基幹河川改修事業 長崎県	再々評価	136	686	浸水戸数：509戸 浸水農地面積：39ha	251	2.7	・昭和42年7月には、農地面積461haの浸水被害が発生しており、昭和47年、平成2年にも被害が発生している。 ・当該事業の実施により、2年に1回程度の治水安全度を100年に1回程度まで解消する。	継続
佐々川広域基幹河川改修事業 長崎県	再々評価	69	404	浸水戸数：531戸 浸水農地面積：71ha	33	12.2	・昭和42年7月には、農地面積152haの浸水被害が発生しており、昭和47年、平成2年、3年にも被害が発生している。 ・当該事業の実施により、2年に1回程度の治水安全度を10年に1回程度まで解消する。	継続
鹿尾川広域基幹河川改修事業 長崎県	再々評価	52	142	浸水戸数：453戸 浸水農地面積：0.8ha	82	1.7	・近年では、昭和57年7月の梅雨前線豪雨により、浸水戸数987戸の浸水被害が発生しており、平成元年、平成5年にも被害が発生している。 ・当該事業の実施により、5年に1回程度の治水安全度を100年に1回程度まで解消する。	継続
中島川広域基幹河川改修事業 長崎県	再々評価	78	650	浸水戸数：13,634戸	98	6.6	・近年では、昭和57年7月の梅雨前線豪雨により、浸水戸数17,909戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、20年に1回程度の治水安全度を100年に1回程度まで解消する。	継続
江川川都市基盤河川改修事業 長崎市	再々評価	32	73	浸水戸数：118戸 浸水農地面積：0.08ha	20	3.7	・近年では、昭和57年7月の梅雨前線豪雨により、浸水戸数215戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、2年に1回程度の治水安全度を30年に1回程度まで解消する。	継続
菊池川広域基幹河川改修事業 熊本県	再々評価	49	94	浸水面積約30ha 浸水戸数155戸	55	1.7	本事業区間は流下能力の不足から、昭和47年7月、昭和57年7月、平成2年7月等過去に幾度となく洪水被害を受けている。また、菊池市街地を流下するため、洪水氾濫が発生した場合には、甚大な被害が発生するとともに、その影響が広範囲に及ぶ。	継続
浜戸川広域基幹河川改修事業 熊本県	再々評価	180	3,700	浸水面積約2020ha 浸水戸数4380戸	622	6.0	本事業区間は流下能力の不足から、昭和39年6月、昭和47年7月、昭和57年7月等過去に幾度となく洪水被害を受けている。また、低平地を流下しており、洪水氾濫が発生した場合には、その影響が広範囲におよび甚大な被害が発生することになる。	継続
浦川広域基幹河川改修事業 熊本県	再々評価	97	726	浸水面積約230ha 浸水戸数497戸	147	4.9	本事業区間は流下能力の不足から、昭和47年7月、平成2年7月、平成11年6月・8月等過去に幾度となく洪水被害を受けている。また、県北の社会経済の中心である荒尾市を流下するため、洪水氾濫が発生した場合には、甚大な被害が発生するとともに、その影響が広範囲に及ぶ。	継続
大野川広域基幹河川改修事業 熊本県	再々評価	158	1,064	浸水面積約220ha 水戸数464戸	浸 221	4.8	本事業区間は流下能力の不足から昭和47年7月等に洪水被害を、また、平成11年の台風18号でも高潮により甚大な被害を受けている。さらに、低平地を流下しているため、洪水氾濫が発生した場合には、その影響が広範囲におよび甚大な被害が発生することになる。	継続
水俣川広域基幹河川改修事業 熊本県	再々評価	50	515	浸水面積約140ha 浸水戸数2,050戸	72	7.1	本事業区間は流下能力の不足から昭和47年7月、平成15年7月等過去に幾度となく洪水被害を受けている。また、県南の社会経済の中心である水俣市を流下するため、洪水氾濫が発生した場合には、甚大な被害が発生するとともに、その影響が広範囲に及ぶ。	継続
筑後川広域一般河川改修事業（志賀瀬川） 熊本県	再々評価	24	222	浸水面積約65ha 浸水戸数337戸	55	4.0	本事業区間は流下能力の不足から昭和28年6月、平成2年7月、平成9年7月等過去に幾度となく洪水被害を受けている。また、南小町の中心部から小国町を流下しており、洪水氾濫が発生した場合には、甚大な被害が発生するとともに、その影響が広範囲に及ぶ。	継続
上内田川広域一般河川改修事業 熊本県	再々評価	25	102	浸水面積約60ha 浸水戸数67戸	33	3.1	本事業区間は流下能力の不足から昭和57年7月、平成2年6月等過去に幾度となく洪水被害を受けている。また、下流域においては平成11年の台風18号をまたがって流下しており、洪水氾濫が発生した場合には、甚大な被害が発生するとともに、その影響が広範囲に及ぶ。	継続
天明新川広域基幹河川改修事業 熊本県	再々評価	170	1,243	浸水面積：約1,060ha 浸水戸数：2,619戸	231	5.4	本事業区間は流下能力の不足から昭和50年6月、昭和63年5月等過去に幾度となく洪水被害を、また、下流域においては平成11年の台風18号でも高潮により甚大な被害を受けている。さらに、中上流域においては区画整理事業等各種の開発事業が活発に行われ、旧来田圃の広がる地域まで開発が及ぶなど流出量の増大による治水安全度の低下等河川をとりまく状況を悪化させており、洪水氾濫が発生した場合には、甚大な被害が発生するとともに、その影響が広範囲に及ぶ。	継続
坪井川広域基幹河川改修事業 熊本県	再々評価	328	4,794	浸水面積：約1,710ha 浸水戸数：18,558戸	926	5.2	本事業区間は流下能力の不足から昭和32年7月、昭和50年7月、昭和55年6月等過去に幾度となく洪水被害を、また、下流域においては平成11年の台風18号でも高潮により甚大な被害を受けている。さらに、県庁所在地熊本市の中心部を流下しており、洪水氾濫が発生した場合には、甚大な被害が発生するとともに、その影響が広範囲に及ぶ。	継続
健甕川都市基盤河川改修事業 熊本市	再々評価	179	1,310	浸水面積約280ha 浸水戸数約2050戸	257	5.1	現況河川は川幅も狭く河積を阻害する橋等のため、昭和63年5月の出水では234戸の家屋浸水が発生していることから、早急に、家屋、道路、農地などの浸水被害の防止を図る。	継続

九州地方整備局
地域河川課
(課長 山本 祐二)

藻器堀川都市基盤河川改修事業 熊本市	再々評価	190	1,658	浸水面積約380ha 浸水戸数約2500戸	286	5.8	現況河川は川幅も狭く河槽を阻害する橋等のため、昭和63年5月の出水では310戸の家屋浸水が発生していることから、早急に、家屋、道路、農地などの浸水被害の防止を図る。	継続
麹川都市基盤河川改修事業 熊本市	再々評価	47	145	浸水面積約23ha 浸水戸数約268戸	59	2.5	現況河川は川幅も狭く河槽を阻害する橋等のため、昭和63年5月の出水では67戸の家屋浸水が発生していることから、早急に、家屋、道路などの浸水被害の防止を図る。	継続
八坂川広域基幹河川改修事業 大分県	再々評価	173	287	浸水戸数：167戸 浸水農地面積：192ha	173	1.7	現況河川は大きく蛇行し河槽が狭小のため、梅雨前線や台風による出水により、しばしば人家、田畑等の浸水被害を受けてきた。平成9年9月に、多大な水田の冠水、浸水家屋150戸以上の被害を受けており、概ね70年に一度の洪水に対し、家屋、田畑等の浸水被害の軽減を目指す。	継続
犬丸川広域基幹河川改修事業 大分県	再々評価	137	579	浸水戸数：506戸 浸水農地面積：232ha	137	4.2	平成9年9月の出水で、五十石川合流点付近を中心に19戸の家屋浸水が発生した。また、下流部左岸側で平成16年度にダイハツ工場の操業が予定されるとともに、中津港、中津日田道路等の整備が進められており、概ね50年に一度の洪水に対し、家屋、道路、農地等の浸水被害の防止を目指す。	継続
三重川広域基幹河川改修事業 大分県	再々評価	20	37	浸水戸数：51戸 浸水農地面積：14ha	20	1.9	現況河川は川幅も狭く河槽を阻害する橋梁や堰のため、平成5年9月の出水では19戸の家屋浸水が発生していることから、概ね30年に一度の洪水に対し、家屋、道路、農地等の浸水被害の防止を図る。	継続
七瀬川広域基幹河川改修事業 大分県	再々評価	73	169	浸水戸数：175戸 浸水農地面積：62ha	73	2.3	平成5年水害では上流部の新町地区を中心に80戸を超える家屋の浸水被害が発生している。この洪水を含む概ね30年に一度の洪水に対し、家屋、道路、農地等の浸水被害の防止を目指す。	継続
堅田川広域一般河川改修事業 大分県	再々評価	31	53	浸水戸数：33戸 浸水農地面積：42ha	31	1.7	現況河川は河床が高く、取水のための固定堰による堰き上げ等の影響により、平成5.9.13年に家屋、田畑が浸水被害を受けている。この水害を含む概ね30年に一度の洪水に対し、家屋、田畑等の浸水被害の解消を目指す。	継続
小松川広域基幹河川改修事業 宮崎県	再々評価	95	1,567	浸水戸数：4150戸 浸水農地面積：4ha	98	16.0	平成5年水害で873戸の浸水被害が発生している。この洪水を含む概ね50年に一度の洪水に対し、家屋、道路、農地等の浸水被害の防止を目指す。	継続
深年川広域基幹河川改修事業 宮崎県	再々評価	77	102	浸水戸数：270戸 浸水農地面積：152ha	91	1.1	平成2年水害で38戸の浸水被害が発生している。この洪水を含む概ね30年に一度の洪水に対し、家屋、道路、農地等の浸水被害の防止を目指す。	継続
戸高川広域基幹河川改修事業 宮崎県	再々評価	93	457	浸水戸数：1320戸 浸水農地面積：29ha	99	4.6	平成2年水害で169戸の浸水被害が発生している。この洪水を含む概ね10年に一度の洪水に対し、家屋、道路、農地等の浸水被害の防止を目指す。	継続
羽月川広域基幹河川改修事業 鹿児島県	再々評価	53	52	浸水戸数：29戸 浸水農地面積：293ha	31	1.7	近年では、昭和47年に浸水被害が発生しているが、当該事業の実施により治水安全度を50年に1回程度まで向上する。	継続
市山川広域基幹河川改修事業 鹿児島県	再々評価	76	49	浸水戸数：134戸 浸水農地面積：450ha	40	1.2	近年では、昭和47年に浸水被害が発生しているが、当該事業の実施により治水安全度を50年に1回程度まで向上する。	継続
万之瀬川広域基幹河川改修事業 鹿児島県	再々評価	130	258	浸水戸数：2500戸 浸水農地面積：370ha	110	2.4	近年では、昭和58年・平成5年・平成9年に浸水被害が発生しているが、当該事業の実施により治水安全度を50年に1回程度まで向上する。	継続
別府川広域基幹河川改修事業 鹿児島県	再々評価	85	129	浸水戸数：360戸 浸水農地面積：226ha	45	2.9	近年では、昭和46年に浸水被害が発生しているが、当該事業の実施により治水安全度を50年に1回程度まで向上する。	継続
山田川広域基幹河川改修事業 鹿児島県	再々評価	24	239	浸水戸数：256戸 浸水農地面積：171ha	22	10.9	近年では、昭和46年に浸水被害が発生しているが、当該事業の実施により治水安全度を30年に1回程度まで向上する。	継続
高須川広域基幹河川改修事業 鹿児島県	再々評価	67	91	浸水戸数：100戸 浸水農地面積：120ha	44	2.1	近年では、昭和51年に浸水被害が発生しているが、当該事業の実施により治水安全度を30年に1回程度まで向上する。	継続
雄川広域基幹河川改修事業 鹿児島県	再々評価	103	3,021	浸水戸数：1260戸 浸水農地面積：184ha	99	30.6	近年では、平成9年に浸水被害が発生しているが、当該事業の実施により治水安全度を30年に1回程度まで向上する。	継続
新川広域基幹河川改修事業 鹿児島県	再々評価	283	9,508	浸水戸数：1379戸	224	42.5	近年では、平成15年7月に246戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に7回の浸水被害が発生している。当該事業の実施により治水安全度を50年に1回程度まで向上する。	継続
稲荷川広域基幹河川改修事業 鹿児島県	再々評価	162	248	浸水戸数：739戸	159	1.6	近年では、平成5年に浸水被害が発生しているが、当該事業の実施により治水安全度を50年に1回程度まで向上する。	継続
木之下川都市基盤河川改修事業 鹿児島県	再々評価	60	1,153	浸水戸数：1,694戸 浸水農地面積：7.2ha	69	16.7	流域の浸水被害の軽減と土地区画整理事業などによる街づくりの一環として、当該事業の実施により治水安全度を30年に1回程度まで向上する。	継続

九州地方整備局
地域河川課
(課長 山本 祐二)

オコ川準用河川改修事業 串木野市	再々評価	6.0	7.2	浸水戸数：20戸 浸水農地面積：13ha	4.1	1.8	近年では、昭和57年に浸水被害が発生しているが、当該事業の実施により治水安全度を10年に1回程度まで向上する。	継続	
東谷川準用河川改修事業 宮之城町	10年 継続中	10	20	浸水戸数：60戸 浸水宅地面積：10ha	7.1	2.9	近年では、平成3年に浸水被害が発生しているが、当該事業の実施により治水安全度を10年に1回程度まで向上する。	継続	九州地方整備局 地域河川課 (課長 山本 祐二)
持留川準用河川改修事業 大崎町	再々評価	5.0	6.4	浸水戸数：20戸 浸水農地面積：3ha	3.2	2.0	近年では、昭和62年に浸水被害が発生しているが、当該事業の実施により治水安全度を5年に1回程度まで向上する。	継続	
国場川広域基幹河川改修事業 沖縄県	再々評価	329	1,688	浸水戸数：5 2 5 戸	459	3.7	・近年では、平成11年に163戸の浸水被害が発生しており、平成12年度、平成13年度にも被害が発生している。 ・当該事業の実施により治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続	
鏡波川広域基幹河川改修事業 沖縄県	再々評価	102	210	浸水戸数：6 7 戸 浸水農地面積：3 h a	154	1.4	・近年では、平成11年9月の台風18号により浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続	
安里川広域基幹河川改修事業 沖縄県	再々評価	373	812	浸水戸数：6 6 0 戸	410	2.0	・近年では、平成10年に329戸の浸水被害が発生しており、平成11年度、平成12年度にも被害が発生している。 ・当該事業の実施により治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続	
安謝川広域基幹河川改修事業 沖縄県	再々評価	123	1,287	浸水戸数：5 3 9 戸	168	7.6	・近年では、平成11年に85戸の浸水被害が発生しており、平成12年度、平成13年度にも被害が発生している。 ・当該事業の実施により治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続	沖縄総合事務局 流域調整室 (室長 徳永 敬朗)
比謝川広域基幹河川改修事業 沖縄県	再々評価	156	674	浸水戸数：2 7 5 戸 浸水農地面積：1 3 h a	182	3.7	・近年では、平成13年に99戸の浸水被害が発生しており、平成14年度にも被害が発生している。 ・当該事業の実施により治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続	
天願川広域基幹河川改修事業 沖縄県	再々評価	103	221	浸水戸数：5 8 戸 浸水農地面積：8 h a	141	1.6	・近年では、平成13年に13戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により治水安全度を30年に1回程度まで解消する。	継続	
屋部川広域基幹河川改修事業 沖縄県	再々評価	64	817	浸水戸数：1 5 0 戸	98	8.4	・近年では、平成6年、10年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により治水安全度を30年に1回程度まで解消する。	継続	
神崎川(二重川)広域基幹河川改修事業 都市公園	再々評価	51	61	浸水農地面積：3 9 h a	14	4.4	・近年では、平成12年7月(台風13号)に浸水被害(16ha)が発生しているなど、度々被害が発生している。 ・当該事業の実施により、1年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続	本省河川局治水課 (課長 望月 常好)
大森川防災調節池事業 都市公園	再々評価	11	7.9	浸水農地面積：9ha	4.8	1.6	・近年では、平成13年10月(豪雨災害)により浸水被害(5ha)が発生している。 ・当該事業の実施により、1年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続	
綾瀬川流域河川環境整備事業 (河川浄化事業) 埼玉県	10年 継続中	36	402	下水道事業の高度処理施設建設 費(代替法)	333	1.2	・全国1級河川水質7ヶ所で、平成13年度には7ヶ所、平成14年度には7ヶ所を記録するなど、水質汚濁が著しい。 ・当該事業の実施により、BOD12.2mg/Lの河川水質を5mg/Lまで改善する。	継続	
諏訪湖河川環境整備事業 (河川浄化事業) 長野県	再々評価	275	-	-	-	-	・第4期諏訪湖水質保全計画の中で、53年当時の水質結果よりCODを9.9mg/lから4.6mg/l、全窒素を2.03mg/lから0.75mg/l、全りんを0.275mg/lから0.05mg/lを目標に水質改善を図る。 ・B / C算出を算出せず、下水道事業と連携し現在までに水質が改善された実績や今後5ヶ年でのコスト削減内容等を委員会に諮った。	継続	関東地方整備局 地域河川課 (課長 前原 克二)
鳥屋野湯河川環境整備事業 (河川浄化事業) 新潟県	再々評価	167	222	CVM調査による	167	1.3	新潟市に隣接した貴重な親水空間。 湖全体が都市公園計画区域に指定されており、整備中にも関わらず、年間の利用者は200万人以上に達し、広域公園として多くの市民に親しまれている。 白鳥の飛来数も年々増加しており、H14の飛来数は2,577羽で県内でも有数の越冬地となっている。 アサギの群落も近年増加しており、H14現在26群落に達している。 しかし、湖内の水質は環境基準を満足しておらず、県民から水質改善の要望が大いことから、当該事業の実施により、湖内の水質を環境基準値(COD 5mg/l)以下に改善する。	継続	北陸地方整備局 地域河川課 (課長 矢田 弘)
堀川河川環境整備事業 (河川浄化事業) 愛知県名古屋市	10年 継続中	35	489	河川環境改善効果調査(CVM) におけるWTP=3,245円/世帯・年	35	14.0	堀川は水源のないことや、河床の堆積物のために水質も悪く悪臭もすることから「汚い川」の印象が強い。市民が親しみや愛着を感じ、名古屋のシンボルとしての誇りをもてる河川となるよう水環境の改善をはかる。	継続	中部地方整備局 地域河川課 (課長 村上 由高)
土庫川河川環境整備事業 (河川浄化事業) 奈良県	10年 継続中	15	-	-	-	-	・当該事業の実施により、当河川流末における現在のBOD濃度14mg/lを、環境基準(C類型)である5mg/l以下に減少させる。	継続	近畿地方整備局 地域河川課 (課長 蒲原 潤一)
湖山池河川環境整備事業 (河川浄化事業) 鳥取県	再々評価	52	76.4	支払意志額450円/月・世帯× 12ヶ月×56,000世帯	73	1.0	・環境基準はA類型に指定されているが、現状はC類型程度であるため水質改善が必要 湖山池水質浄化100人委員会等でも浄化に関する議論がなされており当該事業も浄化の一環として評価を受けている	継続	中国地方整備局 地域河川課 (課長 谷本尚成)
板櫃川河川環境整備事業 (河川利用推進事業) 福岡県北九州市	再々評価	45	187	CVM法(簡便化手法) 氾濫防止 浸水戸数 367戸 浸水農地面積 0	45	4.2	・本河川は、市街地を流れる河川としては水質が良好で流域住民の河川に対する関心が非常に高く早頃から河川愛護活動が根づいている。 治水整備も同時に行っており、将来の治水整備コストの軽減と同地区の治水安全度の向上に寄与している。	継続	九州地方整備局 地域河川課 (課長 山本 祐二)

【ダム事業】
(直轄)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
忠別ダム建設事業 北海道開発局	再々評価	1,630	2,700	浸水軽減棟数：約27,000棟 浸水軽減世帯数：約21,000世帯 浸水軽減農地面積：約1,450ha	1,180	2.3	・昭和50年には約20,600戸の浸水被害が発生するなど、幾度もの大洪水に見舞われている。また事業採択後も昭和63年、平成6年に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、ダム地点で洪水流量1,600m ³ /sのうち860m ³ /sの洪水調節を行う。 ・旭川市、粟川町、東神楽町にて水道用水70,000m ³ /日の補給を行う。 ・忠別地区等の農地のかんがい用水の補給を行う。 ・新忠別発電所にて最大出力10,000kwの発電を行う。	継続	
霞ヶ浦導水事業 関東地方整備局	再々評価	1,900	2,476	霞ヶ浦、桜川の水質改善効果 果：94.1億円/年(上水道被害軽減、農業被害軽減、レクリエーション効果、存在効果) 既得用水の安定化と河川環境の保全効果：57.6億円/年(那珂川、利根川)	1,442	1.7	・利根川ではS62、H6、H8には最大30%の取水制限を実施。那珂川においてS62、H2、H5、H6、H8、H13には河川流量低減に伴う増水適上により上水、農水の取水に影響を受けている。 ・現状では、霞ヶ浦の水質は、環境基準を超過しており、上水取水や農灌に支障を来している。(COD(75%値)：環境基準3ppm 現状8.9ppm(H12))	継続	
湯西川ダム建設事業 関東地方整備局	再々評価	1,840	1,718	想定氾濫区域内 総面積：約1,330km ² 資産額：約67,500億円 人口：約66万人	1,159	1.5	・鬼怒川上流ダム群、田中、菅生、稲戸井の3調節池と相まって、利根川本川取手地点における計画洪水流量10,500m ³ /sに調節する。 ・湯西川ダムは、鬼怒川上流ダム群のひとつとして、鬼怒川及び利根川下流部の洪水被害を軽減する。 ・利根川では、H8年に取水制限率が最大30%に及び41日間の取水制限を実施したのをはじめ、過去10年間に5回の取水制限を実施している。 ・鬼怒川中流部は、農業用水等の取水により、かんがい期に一部区間で渇切れが発生	継続	
八ッ場ダム建設事業 関東地方整備局	再々評価	4,600	9,114	想定氾濫区域内 総面積：約1,850km ² 資産額：約50兆円 人口：約450万人	2,470	3.7	・利根川の基準地点(八斗島)における基本高水のピーク流量22,000m ³ /sのうち、6,000m ³ /sを上流ダム群により調節する。 ・八ッ場ダムは、上流ダム群のひとつとして下流の洪水被害を軽減する。 ・利根川では、H8年に取水制限率が最大30%に及び41日間の取水制限を実施したのをはじめ、過去10年間に5回の取水制限を実施している。 ・名勝吾妻峡の過去10ヶ年平均流量(1992～2001年、欠測年は除く)で、83日間/年、景観保全に必要な水量不足日が発生。	継続	
吾妻川上流総合開発事業 関東地方整備局	再々評価	847	625	上水道及農業(水田)被害軽減： 51億円/年	369	1.7	・当該事業の実施により、河川工作物、発電施設の設置が軽減されるとともに、魚道等の生態系、生育環境が改善される。 ・吾妻川、利根川では、昭和55年、昭和59年と酸性水の影響により魚類(ゴウイ等)が斃死する被害が発生。	継続	
荒川流水総合改善事業 関東地方整備局	再々評価	60	93	冷温流水放流改善効果を仮想評価法により算定 2.2億円/年	72	1.3	・当該事業の実施により、貯水池内堆積土砂の低減が図られ、二潮ダムの機能の維持が可能となる。	継続	
横川ダム建設事業 北陸地方整備局	その他	850	40,975	浸水戸数：12,730戸 浸水面積：4,609ha	3,879	10.6	・昭和42年8月洪水(羽越水害)では、死者不明者90名、家屋被災11,095戸、浸水面積5,875haの被害が発生し、その後も昭和53年6月、昭和56年6月洪水など、浸水被害が頻発している。 ・当該事業の実施により、ダム地点において、洪水流量880m ³ /sのうち570m ³ /sの洪水調節を行う。 ・小堀町に対し、日最大7,000m ³ の工業用水の取水を可能とする。 ・横川発電所にて最大8,300kwの発電を行う。	継続	
利賀ダム建設事業 北陸地方整備局	再々評価	900	2,589	浸水戸数：15,177戸 浸水農地面積：1,594ha	1,355	1.9	・昭和9年7月洪水では、死者20名、被災家屋約9,500戸にも及びなど、幾度もの洪水に見舞われている。 ・当該事業の実施により、ダム地点で洪水流量770m ³ /sのうち500m ³ /sの洪水調節を行う。 ・富山県に対し、日最大8,640m ³ の工業用水の取水を可能とする。	継続	
三峰川総合開発事業 中部地方整備局	再々評価	1,080	1,214	浸水世帯数：3,800世帯 浸水面積：3,600ha	621	2.0	・昭和58年には、飯田市等で1,491棟、浸水面積289haの浸水被害が発生している。 ・既設美和ダムの堆砂土砂を掘削し、ダム機能の回復を図る。 ・平成6年には46日間、最大30%の取水制限を実施している。	継続	本省河川局治水課 (課長 望月 常好)
横山ダム再開事業 中部地方整備局	再々評価	370	1,579	浸水世帯数：87,900世帯 浸水面積：26,500ha	419	3.8	・平成14年には大垣市等で約740棟、浸水面積857haの浸水被害が発生している。 ・ダムの堆砂土砂を掘削し、ダム機能の回復と向上を図る。 ・当該事業の実施により、ダム地点で洪水流量2,330m ³ /sのうち1,250m ³ /sの洪水調節を行う。	継続	
新丸山ダム建設事業 中部地方整備局	再々評価	1,800	22,633	浸水世帯数：179,900世帯 浸水面積：33,300ha	1,713	13.2	・昭和58年には、美濃加茂市等で4,662棟、浸水面積513haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現況の対応可能な洪水規模は概ね12,900m ³ /s程度であるが、概ね14,500m ³ /sまで向上させ、昭和58年規模の災害の防止を図ることが出来る。 ・平成6年には166日間、最大65%の取水制限を実施しているなど、過去10年間で9ヶ年の取水制限を行っている。	継続	
上矢作ダム建設事業 中部地方整備局	再々評価	1,000	906	浸水世帯数：71,500世帯 浸水面積：12,000ha	610	1.5	・平成12年(東海豪雨(恵那豪雨))には豊田市等で2,801棟、浸水面積1,789haの浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、ダム地点で洪水流量1,020m ³ /sのうち480m ³ /sの洪水調節を行う。 ・平成6年には113日間、最大60%の取水制限を実施しているなど、過去10年間で7ヶ年の取水制限を行っている。	継続	
木曾川流水総合改善事業 中部地方整備局	10年継続	14	34	魚道の効果を代替法により算定する。 算定結果：33.6億円	18	1.9	・本事業は今渡ダム及び久瀬ダムに魚道を設置するものであるが、今渡ダムの魚道設置後、H14年には約74万匹(4年推定値)のアユの遡上が確認されている。 ・魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業により久瀬ダム下流の魚道の改善が進み、遡上が困難な区間の解消がされ、「河川水辺の国勢調査(魚介類)」で確認された種数の総和が約1割増加している。	継続	
足羽川ダム建設事業 近畿地方整備局	10年継続	-	-	-	-	-	・基準地点(前波)での基本高水のピーク流量1,900m ³ /sのうち、900m ³ /sの洪水調節を行う。 ・平成6年の足羽川堰場においては農業用水の番水(3日間1日のみ取水が可能)が1ヶ月以上継続している。	継続	
大戸川ダム建設事業 近畿地方整備局	再々評価	-	-	-	-	-	・1953年(昭和28年)9月には台風13号によって、大戸川の堤防が決壊し京都府及び大阪府において浸水被害5,060ha、浸水戸数2,555戸、農地浸水面積2,180ha(巨峰池)の浸水被害が発生している。 ・1982年(昭和57年)8月には台風10号によって、大戸川で橋梁1橋落橋、堤防決壊の被害が発生している。	継続	
天ヶ瀬ダム再開事業 近畿地方整備局	再々評価	-	-	-	-	-	・1995年(平成7年)5月には、総雨量約280mm、降雨日数7日より琵琶湖において浸水面積約750haの浸水被害が発生している。	継続	
猪名川総合開発事業 近畿地方整備局	再々評価	-	-	-	-	-	・1967年(昭和42年)7月には、死者2名、負傷者100名、全半壊等98戸、床上浸水17653戸、床上浸水75779戸、田畑冠水120haの浸水被害が発生し、1983年(昭和58年)9月においては全半壊等8戸、床上浸水353戸、床上浸水2854戸、田畑冠水39haの浸水被害が発生している。	継続	
紀の川大堰建設事業 近畿地方整備局	再々評価	1,110	11,114	浸水面積 約5,000ha	447	24.9	・可動堰を設置することにより、河道掘削とあいまって堰地点における計画洪水流量12,000m ³ /sを安全に流下させる河道を確保し、洪水の疎通能力の増加をはかる。	継続	
大滝ダム建設事業 近畿地方整備局	再々評価	3,210	8,821	浸水戸数 4467戸 農地面積 230ha	2,720	3.2	・1953年(昭和28年)9月には、死傷者・行方不明者81名、全半壊1468戸、床上浸水3990戸の浸水被害が発生している。 ・平成15年には、最大30%で5日間の給水制限を実施するなど、過去10年間に4回の洪水被害が発生している。 ・平成15年3月からの試験水中に、白屋地区において地すべりが発生し、住民が仮移転している。	継続	

<p>殿ダム建設事業 中国地方整備局</p>	再々評価	950	3,111	<p>浸水戸数 23,690戸 浸水農地面積 1,070ha</p>	804	3.9	<ul style="list-style-type: none"> ・S4.10台風10号では京都府京都市などが浸水するなど過去30年間で4回の洪水被害を受けている。 ・当該事業の実施によりダム地点で洪水流量の400m³/sのうち250m³/sの洪水調節を行う。 ・堰取市に対して水道用水20,000m³/日の補給を行う。 ・工業用水30,000m³/日の補給を行う。 ・ダム地点において最大出力1,100kwの発電を行う。 	継続
<p>志津見ダム建設事業 中国地方整備局</p>	再々評価	1,450	20,658	<p>浸水戸数: 50,700戸 浸水面積: 15,000ha</p>	6,047	3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・S47.7豪雨では京都府京都市などが長期間浸水するなど甚大な被害を受けている。また、松江市などで過去31年間で11回の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により基準地点(馬木)で700m³/sの洪水調節を行う。 ・鳥根県に対して工業用水0.116m³/sの補給を行う。 ・志津見発電所において最大出力1,700kwの発電を行う。 	継続
<p>尾原ダム建設事業 中国地方整備局</p>	再々評価	1,510	20,658	<p>浸水戸数: 50,700戸 浸水面積: 15,000ha</p>	6,047	3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・S47.7豪雨では京都府京都市などが長期間浸水するなど甚大な被害を受けている。また、松江市などで過去31年間で11回の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により基準地点(上島)で600m³/sの洪水調節を行う。 ・松江市等2市7町1村に対して水道用水0.44m³/sの補給を行う。 	継続
<p>土器川総合開発事業 四国地方整備局</p>	その他	590	789	<p>浸水戸数: 8,915戸 浸水面積: 2,400ha</p>	542	1.5	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和50年8月には丸亀市等で1,350戸の浸水被害が発生しているなど、過去31年間に8回の被害が生じている。 ・当該事業の実施により、ダム地点の洪水流量220m³/sのうち90m³/sの洪水調節を行う。 ・平成6年6月～8月には、早明浦ダム利水容量がゼロとなり発電専用容量から生活用水のみ補給を実施しており、過去27年間に19回の取水制限が実施されている。 ・土器川の河川環境に対して、年間200日程度瀬切れ(表流水の伏流化)が発生している。 ・既得用水及び新たな都市用水の補給を行う。 	中止
<p>本明川ダム建設事業 九州地方整備局</p>	再々評価	780	669	<p>浸水世帯数: 約800世帯 浸水面積: 約130ha</p>	462	1.5	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和32年の誤早水害では死者行方不明者539名、家屋全半壊1,302戸、床上・床下浸水3,409戸等の被害が発生している。 ・当該事業の実施により、基準点裏山地点において洪水流量1,070m³/sのうち260m³/sの洪水調節を行う。 ・県南地域の2市6町においては、現状でも水道用水が不足している状況。 	継続
<p>城原川ダム建設事業 九州地方整備局</p>	再々評価	1,020	2,019	<p>浸水世帯数: 約 1,270 世帯 浸水面積: 約 650 ha</p>	611	3.3	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和28年6月には、佐賀市等で29,500戸等の浸水被害が生じている。 ・当該事業の実施により、基準点日出橋において洪水流量690m³/sのうち380m³/sの洪水調節を行う。 ・既得用水の補給を行う。 	継続
<p>佐賀導水建設事業 九州地方整備局</p>	再々評価	995	4,097	<p>浸水世帯数: 約8,000世帯 浸水面積: 約5,100ha</p>	961	4.3	<ul style="list-style-type: none"> ・平成2年には約12,900戸、約4,100haの浸水被害が発生している。 ・当該事業により、下流巨勢川東洲地点において洪水流量200m³/sのうち130m³/sの洪水調節を行う。また、各排水機場により佐賀平野の浸水被害を軽減する。 ・筑後川・城原川・嘉瀬川の状況を調節し、不特定用水の補給。また、佐賀西部地域の水道用水として、嘉瀬川の水量が不足した場合、最大0.65m³/sを新たに補給する。 	継続
<p>七滝ダム建設事業 九州地方整備局</p>	再々評価	401	327	<p>浸水世帯数: 約 630 世帯 浸水面積: 約 120 ha</p>	301	1.1	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和63年5月には、御船川等で死者行方不明者13名、家屋全半壊49棟、床上・床下浸水1,489棟の被害が発生している。 ・当該事業の実施により、基準点御船において洪水流量1,400m³/sのうち200m³/sの洪水調節を行う。 ・既得用水の補給を行う。 	継続
<p>大分川ダム建設事業 九州地方整備局</p>	再々評価	760	724	<p>浸水世帯数: 約3,400世帯 浸水面積: 約200ha</p>	515	1.4	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和28年には大分川では多くの堤防決壊が生じ、死者行方不明者84人、家屋流出・全半壊3,330戸、床上・床下浸水38,582戸等の被害が発生している。 ・既設のダム及び当該事業の実施により、基準点府内大橋地点において洪水流量5,700m³/sのうち700m³/sの洪水調節を行う。 ・当該事業により、大分市の水道用水として1日最大108,900m³の取水を可能とする。大分市水道事業は、当該事業を水源とした水道事業を実施中。 	継続
<p>立野ダム建設事業 九州地方整備局</p>	その他	425	2,143	<p>浸水世帯数: 約7,300世帯 浸水面積: 約580ha</p>	433	5.0	<ul style="list-style-type: none"> ・平成2年には、流域関連市町村で死者・行方不明者14名、家屋の全半壊146戸、一部破損250戸、家屋浸水3,814戸の被害が発生している。 ・昭和55年8月・平成2年7月洪水と同程度の洪水を安全に流すことを整備目標として、洪水流量2,300m³/sのうち300m³/sの洪水調節を行う。 	継続
<p>沖縄東部河川総合開発事業 沖縄総合事務局</p>	再々評価	850	256	<p>浸水戸数: 243戸</p>	196	1.3	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の実施により、徳首ダム地点で洪水流量300m³/sのうち190m³/sの洪水調節を行う。 ・過去31年間のうち給水制限等を実施した年が18年。 ・下流への既得用水、農地(約70ha)へのかんがい用水及び沖縄県企業局に対し1日最大10,300m³の水道用水の供給。 	継続
<p>沖縄北西部河川総合開発事業 沖縄総合事務局</p>	再々評価	1,555	662	<p>浸水戸数: 226戸</p>	316	2.1	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の実施により、大保ダム地点で洪水流量405m³/sのうち250m³/s、奥野ダム地点では155m³/sのうち90m³/s、比地ダム地点では210m³/sのうち150m³/sの洪水調節を行う。 ・過去31年間のうち給水制限等を実施した年が18年。 ・下流への既得用水、沖縄県企業局に対し1日最大122,200m³の水道用水の供給。 	継続
<p>座津武ダム建設事業 沖縄総合事務局</p>	再々評価	301	176	<p>浸水施設: 企業局取水ポンプ場</p>	87	2.0	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の実施により、座津武ダム地点で洪水流量80m³/sのうち40m³/sの洪水調節を行う。 ・過去31年間のうち給水制限等を実施した年が18年。 ・下流への既得用水及び沖縄県企業局に対し1日最大10,000m³の水道用水の供給。 ・利水者の事業参加が見込めない。 	中止
<p>滝沢ダム建設事業 水資源機構</p>	再々評価	2,320	10,320	<p>想定氾濫区域内面積: 902.5km² 資産額: 約73兆円 人口: 約521万人</p>	1,328	7.8	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川の基準地点(岩瀬)における基本高水のピーク流量14,800m³/sのうち、7,800m³/sを上流ダム群及び中流部の調節池群により調節する。 ・滝沢ダムは、上流ダム群のひとつとして下流の洪水被害を軽減する。 ・荒川では、H8年に60日間にわたり熊谷付近で瀬切れが発生するなど、過去10年間に4回の洪水被害が発生している。 	継続
<p>思川開発建設事業 水資源機構</p>	再々評価	1,850	1,654	<p>想定氾濫区域内総面積: 約 1,280km² 資産額: 約42兆円 人口: 約380万人</p>	1,259	1.3	<ul style="list-style-type: none"> ・思川の基準地点(乙女)での基本高水のピーク流量4,000m³/sのうち300m³/sを上流ダム群により調節する。このダム群のひとつとして下流の洪水被害を軽減する。 ・利根川ではS62、H2、H8年と最大30%、40～70日の長期にわたる取水制限を実施していた。 ・異常洪水時に緊急水の補給を行い、洪水被害を軽減する。 	継続
<p>戸倉ダム建設事業 水資源機構</p>	再々評価	1,230	2,219	<p>想定氾濫区域内総面積: 約 1,850km² 資産額: 約50兆円 人口: 約450万人</p>	593	3.7	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川の基準地点(八斗島)における基本高水のピーク流量22,000m³/sのうち、6,000m³/sを上流ダム群により調節する。 ・戸倉ダムは、上流ダム群のひとつとして下流の洪水被害を軽減する。 ・利根川では、H8年に取水制限率が最大30%に及び41日間の取水制限を実施したのをはじめ、過去10年間に5回の取水制限を実施している。 ・異常洪水時に緊急水の補給を行い、洪水被害を軽減する。 	中止

本省河川局治水課
(課長 望月 常好)

武蔵水路改築事業 水資源機構	再々評価	995	2,017	元荒川流域 流域面積：218.9km ² 資産額：6兆1,000億円 人口：410,778人	277	7.3	・H8年9月台風17号では、行田市で床上浸水4戸、床下浸水63戸の被害が発生するなど、過去10年間で8回の浸水被害が発生している。 ・武蔵水路の導水能力が、地盤沈下等により約30%低下（建設当時50m ³ /sに対し、H11現在約37m ³ /s）	継続	
丹生ダム建設事業 水資源機構	再々評価	-	-	-	-	-	・1975年（昭和50年）8月には、台風6号によって浸水39戸、1998年（平成10年）9月には、台風7号によって浸水4戸の浸水被害が発生している。 ・高時川の河川環境に対して、河口から約13kmの区間で平成8年以降毎年瀬切れが発生している。	継続	本省河川局治水課 （課長 望月 常好）
大山ダム建設事業 水資源機構	再々評価	1,400	927	浸水世帯数：約1,100世帯 浸水面積：約490ha	756	1.2	・昭和28年には、未曾有の豪雨によって筑後川流域内では多くの堤防決壊が生じ、死者147人、流出全半壊家屋約12,800戸、床上・床下浸水約95,500戸等の被害が発生している。 ・当該事業の実施により、ダム地点の計画高水流量690m ³ /sのうち570m ³ /sの洪水調節を行う。 ・当該事業により、下流河川と有明海の保全のための既得用水の確保及び水道用水として新たに福岡県南広域水道企業団に1日最大61,000m ³ 、福岡地区水道企業団に1日最大52,000m ³ の取水を可能とする。	継続	
早明浦ダム貯水池水質保全事業 四国地方整備局	再々評価	30	111	CVM法（アンケート調査による貯水池の水質保全に対する支払い意欲額）	30	3.7	・入土砂の低減、水源涵養容量の拡大、景観の改善	継続	四国地方整備局 河川管理課 （課長 岡田 周三）
早明浦ダム湖活用環境整備事業 四国地方整備局	再々評価	23	31	TCM法（アンケート調査より、事業有り/事業無しの場合の利用者数を算出し、便益を算出）	23	3.7	・ダム湖活用環境整備事業の進捗により、地域活性化への相乗効果が期待される。現在、関係町村と地域住民が中心となり、各行政機関が支援する組織が、整備された施設を活用し、様々な地域活性化のための取り組みを行っている。	継続	
厳木ダム湖活用環境整備事業 九州地方整備局	10年継続中	11	17	TCM法（施設利用者が支出する旅行費用と、事業有/無の訪問頻度から、事業によってもたらされる便益を推計。）	13	1.3	・ダム湖活用環境整備事業の進捗により、地域活性化への相乗効果が期待される。また、地域の協力体制が整っており、整備された施設を活用し地域活性化のための取り組みが行われている。	継続	九州地方整備局 河川管理課 （課長 矢野 日出東）

【ダム事業】
（補助）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	便益（B）		費用 （C） （億円）	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 （担当課長名）
			総便益 （億円）	便益の主な根拠					
駒込ダム建設事業 青森県	再々評価	450	808	浸水面積 2,381ha 浸水区域内人口 :108,361人	362	2.2	・昭和44年には8,147戸の浸水被害が発生したほか、その後も平成14年までに3度の洪水があった。 ・当該事業の実施により、ダム地点で洪水流量570m ³ /sのうち340m ³ /sの洪水調節を行う。 ・発電所にて最大出力2,100kwの発電を行う。	継続	
中村ダム建設事業 青森県	再々評価	367	388	浸水面積 218ha 浸水区域内人口 :1,906人	264	1.5	・昭和33年には300戸の浸水被害が発生したほか、その後も平成14年までに5度の洪水があった。 ・当該事業の実施により、ダム地点で洪水流量485m ³ /sのうち300m ³ /sの洪水調節を行う。	継続	
大和沢ダム建設事業 青森県	再々評価	287	245	浸水面積 1,062.5ha 浸水区域内人口 9,313人	225	1.1	・昭和50年には171戸の浸水被害が発生したほか、平成14年までに2度の洪水が発生した。 ・当該事業の実施により、ダム地点で洪水流量140m ³ /sのうち40m ³ /sの洪水調節を行う。 ・ダムからの流水の補給により、大和沢川、土淵川及び腰巻川の流水の清潔の維持を行う。	継続	
奥戸生活貯水池建設事業 青森県	再々評価	90	96	浸水面積 16ha 浸水区域内人口 552人	84	1.2	・昭和50年には11戸の浸水被害が発生したほか、平成10年にも洪水被害があった。 ・当該事業の実施により、ダム地点で洪水流量190m ³ /sのうち90m ³ /sの洪水調節を行う。 ・大間町に対し、新たに日量2,200m ³ /日の水道用水を供給する。	継続	
磯崎生活貯水池建設事業 青森県	再々評価	57	61	浸水面積 6.38ha 浸水区域内人口 865人	52	1.2	・昭和52年には4戸の浸水被害が発生したほか、その後も平成14年までに2度の洪水があった。 ・当該事業の実施により、ダム地点で洪水流量45m ³ /sのうち40m ³ /sの洪水調節を行う。 ・深浦町に対し、新たに日量2,200m ³ /日の水道用水を供給する。	中止	
遠野第2生活貯水池建設事業 岩手県	再々評価	135	150	浸水区域内人口 1,166人 浸水区域面積 46ha	90	1.7	・S56年8月の大雨時には遠野市街地で浸水家屋約330戸、浸水面積約5haの浸水被害が発生しているなど、過去2年間に5回の浸水被害が発生している。 ・当該事業により、約3年に1回程度の治水安全度を100年に1回程度まで解消する。	継続	本省河川局治水課 （課長 望月 常好）
迫川総合開発事業（小田ダム） 宮城県	再々評価	836	1,030	浸水面積 :17,500ha 浸水区域人口 :171,287人	437	2.4	当該事業実施により、基準地点（佐沼）での基本高水流量3,200m ³ /sのうち2,200m ³ /sをダム群及び遊水地により調節する。 このうち、ダム地点において荒砥沢ダムでは320m ³ /s、小田ダムでは350m ³ /s（昭和22年9月型洪水）の洪水調節を行う。 また、迫川上流地区の10,680haの農地へのかんがい用水の供給が可能となり、10年に1回程度発生する渇水を回避できる。	継続	
筒砂子ダム建設事業 宮城県	再々評価	800	2,376	浸水面積 :14,375ha 浸水区域内人口 :109,000人	510	4.7	当該事業実施により、ダム地点での基本高水流量650m ³ /sのうち、570m ³ /sを洪水調節する。 また、上流地区1,904haの農地へのかんがい用水の供給が可能となり、10年に1回程度発生する渇水を回避できる。	継続	
長沼ダム建設事業 宮城県	再々評価	850	1,328	浸水面積 9,500ha 浸水区域内人口 69,558人	1,102	1.2	基準地点（佐沼）での基本高水流量3,200m ³ /sのうち、2,200m ³ /sをダム群及び遊水地により調節する。 この洪水調節量2,200m ³ /sのうち、長沼ダムでは600m ³ /s（昭和22年9月型洪水）の洪水調節を行う。 下流への既得用水の供給が可能となり、10年に1回程度発生する渇水を回避できる。	継続	
大内生活貯水池建設事業 秋田県	再々評価	58	61	浸水戸数 522戸 浸水面積 413ha	51	1.2	・ダム地点で計画洪水量45m ³ /sのうち9m ³ を放流し、36m ³ /sを調節する。また、岩船第四取水工地点で0.033m ³ /sの維持流量を確保し、下流農地6.72haの既得農業用水の安定化を図る。	継続	
真木ダム建設事業 秋田県	再々評価	297	567	浸水戸数 1,846戸 浸水面積 481ha	234	2.4	ダム地点で計画洪水量560m ³ /sのうち360m ³ /sを放流し200m ³ /sを調節する。また、真木地点で0.330m ³ /sの維持流量を確保し、下流農地499haの既得農業用水の安定化を図る。	継続	
綱木川ダム建設事業 山形県	再々評価	500	350	浸水戸数 5,466戸 浸水農地面積 1520ha	198	1.8	・昭和42年に、米沢市等で434戸の浸水被害が発生した。 ・平成6年には、最大取水制限率50%で10日間の夜間減圧を実施するなど、過去10年間に5回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、ダム地点で350m ³ /sの洪水流量を115m ³ /sまで調節する。 ・米沢市他1市2町に対し、新たに36,500m ³ /日の水道用水を供給する。	継続	

留山川生活貯水池建設事業 山形県	再々評価	60	93	浸水戸数 :1216戸 浸水面積 :360ha	51	1.8	・平成11年に、天童市で土砂崩れ・道路陥没等の被害が発生した。 ・平成6年に農業用ため池が枯渇するなど、過去10年間に1回の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、ダム地点で95m ³ /sの洪水流量を20m ³ /sまで調節する。	継続
新田川ダム建設事業 福島県	その他	-	303	浸水世帯数 :1,084世帯 浸水面積 :1,036ha	179	1.7	・治水計画ではダム地点の洪水流量2,000m ³ /sのうち950m ³ /sの洪水調節を行う。 ・既得取水の安定化・河川環境の保全等のための流量の確保を行う。	中止
東大芦川ダム建設事業 栃木県	再々評価	310	86	浸水世帯数 :約500世帯 浸水農地面積 :約200ha	76	1.1	・平成13年には、23箇所の堤防流出、9世帯の避難勧告が出されるなど、過去10年間で5回の公共土木施設被害が発生している。 ・当該事業の実施により、北半田地点で1,500m ³ /sの洪水流量を1,200m ³ /sまで調節する。 ・また、平成13年には最大25%、135日間の給水制限を実施しているなど、過去10年間に5回の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、2年に1回程度の利水安全度を10年に1回程度まで解消する。	中止
下諏訪ダム建設事業 長野県	再々評価	-	-	-	-	-	-	評価 手続中
黒沢ダム建設事業 長野県	再々評価	-	-	-	-	-	-	評価 手続中
清川ダム建設事業 長野県	再々評価	-	-	-	-	-	-	評価 手続中
駒沢ダム建設事業 長野県	再々評価	-	-	-	-	-	-	評価 手続中
広神ダム建設事業 新潟県	再々評価	350	373	浸水戸数 :2,048戸 浸水農地面積 :353ha	335	1.1	・昭和53年に浸水家屋342戸、浸水農地44.5ha、被害総額1,114百万円、昭和56年に浸水家屋440戸、浸水農地181ha、被害総額817百万円の被害が発生している。 ・平成6年の洪水により、広神村において被害面積379ha、被害総額169百万円の被害が発生している。 ・当該事業の実施により、ダム地点の洪水流量410m ³ /sのうち373m ³ /sの洪水調節を行う。また、洪水被害に対して10年に1回程度の利水安全度を確保する。 ・新たに広神発電所を建設して最大出力1,600kWの発電を行う。	継続
三用川総合開発事業 (三用川生活貯水池) 新潟県	再々評価	62	38	浸水戸数 :157戸 浸水農地面積 :20ha	53	0.71	・昭和53年の台風3号により浸水農地20.1ha、昭和56年台風15号により浸水農地1.7ha等。 ・ダム地点の計画洪水流量45m ³ /sのうち23m ³ /sの洪水調節を行う。 ・大和町山崎地域の農地に対し、かんがい用水の補給を行う。	中止
新保川総合開発事業 (新保川生活貯水池(再開発)) 新潟県	再々評価	35	45	浸水戸数 :2,139戸 浸水農地面積 :325ha	27	1.7	・昭和53年の6月豪雨により、浸水農地90ha。 ・ダム地点の計画洪水流量160m ³ /sのうち90m ³ /sの洪水調節を行う。 ・新保川は、佐渡市(旧金井町)の耕地等に対する水源として広く利用されているが、昭和57年、59年等夏期においてしばしば深刻な水不足に見舞われているため不特定補給を行い、流水の正常な機能の維持をはかる必要がある。	継続
九谷ダム建設事業 石川県	再々評価	500	808	浸水戸数 :3,170戸 浸水農地面積 :490ha	660	1.2	・昭和56年には、梅雨前線豪雨により、床上浸水1,457戸、床下浸水866戸、浸水面積242haの被害が発生している。 ・平成10年には、台風7号により、床上浸水4戸、床下浸水33戸、浸水面積0.8haの被害が発生している。 ・当該事業の実施により、ダム地点の計画洪水流量980m ³ /sのうち、940m ³ /sの洪水調節を行うとともに、水道用水としての取水を可能とし、さらに水力発電を行う。	継続
佐梨川ダム建設事業 新潟県	10年継続	420	321	浸水戸数 :568戸 浸水農地面積 :37ha	361	0.89	・昭和56年に浸水家屋312戸、浸水農地31.5ha、被害総額2,707百万円の被害が発生している。 ・平成6年に信濃川取水制限が実施され、佐梨川もその影響を受けた。 ・当該事業の実施により、ダム地点の洪水流量240m ³ /sのうち200m ³ /sの洪水調節を行う。また、洪水被害に対して10年に1回程度の利水安全度を確保する。	中止
備前川ダム建設事業 新潟県	再々評価	120	255	浸水戸数 :2,163戸	116	2.2	・昭和40年に浸水家屋429戸、浸水農地82ha、被害総額713百万円、昭和44年に浸水家屋319戸、浸水農地53ha、被害総額671百万円の被害が発生している。 ・平成6年、11年の洪水によりそれぞれ節水勧告85日、11日を実施している。 ・当該事業の実施により、ダム地点の洪水流量91m ³ /sのうち85m ³ /sの洪水調節を行う。また、洪水被害に対して10年に1回程度の利水安全度を確保する。	継続
鍋川ダム建設事業 新潟県	再々評価	320	717	浸水戸数 :17,244戸 浸水農地面積 :1,394ha	254	2.8	・昭和44年に被害家屋730戸、被害総額2,000百万円、昭和53年に被害家屋3,000戸、被害総額7,300百万円の被害が発生している。 ・平成6年の洪水により、被害面積78ha、被害総額42百万円の被害が発生している。 ・当該事業の実施により、ダム地点の洪水流量300m ³ /sのうち110m ³ /sの洪水調節を行う。また、洪水被害に対して10年に1回程度の利水安全度を確保する。	継続
内ヶ谷ダム建設事業 岐阜県	再々評価	340	303	浸水区域:1,906ha 浸水区域内資産:2,815億円	278	1.1	・S51年9月台風被害932百万円、H2年9月台風被害357百万円、H11年9月台風被害538百万円が発生。 ・当該事業の実施により、ダム地点で計画洪水流量80m ³ /sのうち、690m ³ /sの洪水調節を行ない、ダム下流沿川の被害軽減を図る。	継続
布沢川生活貯水池建設事業 静岡県	その他	170	171	浸水戸数84戸	147	1.2	当該事業の実施により、ダム地点で60m ³ /sの洪水流量を25m ³ /sまで調節する。 昭和60年には、清水市(現静岡市)で時間断水を実施しており、過去10年間で2回の洪水被害が発生している。	継続
河内川ダム建設事業 福井県	再々評価	415	406	浸水戸数 :195戸 浸水農地面積 :16ha	339	1.2	・昭和57年には、上中町等で92戸の浸水被害が発生しているなど、過去25年間に6回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、ダム地点で洪水流量230m ³ /sのうち170m ³ /sの洪水調節を行う。 ・平成6年には、小浜市で最大19.5時間断水を実施するなど過去10年間に2回の洪水被害が発生している。	継続
浄土寺川ダム建設事業 福井県	再々評価	290	575	浸水戸数 :1,243戸 浸水農地面積 :21ha	269	2.1	・昭和56年には、勝山市で134戸の浸水被害が発生しているなど、過去25年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、ダム地点で洪水流量100m ³ /sのうち70m ³ /sの洪水調節を行う。 ・平成6年には、勝山市で最大40%減圧給水を実施するなど、過去10年間に1回の洪水被害が発生している。	継続
日野川総合開発事業(吉野瀬川ダム) 福井県	再々評価	280	3,731	浸水戸数 :10,228戸 浸水農地面積 :1,283ha	239	15.6	・平成10年には、武生市で14戸の浸水被害が発生しているなど、過去25年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、ダム地点で洪水流量200m ³ /sのうち175m ³ /sの洪水調節を行う。 ・平成6年には、武生市等で10%減圧給水を実施するなど過去10年間に1回の洪水被害が発生している。	継続
大津呂生活貯水池建設事業 福井県	再々評価	140	225	浸水戸数 :109戸 浸水農地面積 :58ha	131	1.7	・昭和54年には、大飯町で17戸の浸水被害が発生しているなど、過去25年間に3回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、ダム地点で28m ³ /sの洪水流量のうち20m ³ /sの洪水調節を行う。 ・平成6年には、大飯町で280haにわたる干ばつ被害が発生するなど過去10年間に2回の洪水被害が発生している。	継続

本省河川局治水課
(課長 望月 常好)

北川ダム建設事業 滋賀県	再々評価	430	439	浸水戸数 5,436戸 浸水農地面積 2,259ha	349	1.3	・平成2年には安曇川町で9戸の浸水被害が発生しているなど、過去に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、北川第一ダム地点で計画高水流量310m ³ /sのうち285m ³ /s、北川第二ダム地点で計画高水流量290m ³ /sのうち265m ³ /sの洪水調節を行う。	継続	
栗栖ダム建設事業 滋賀県	再々評価	265	621	浸水戸数 30,929戸 浸水農地面積 516ha	209	3.0	・平成2年には多賀町で46戸の浸水被害が発生しているなど、過去に浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、ダム地下下流丹川合流地点で計画高水流量880m ³ /sのうち310m ³ /sの洪水調節を行う。	継続	
畑川ダム建設事業 京都府	再々評価	77	94	浸水戸数 102戸 浸水農地面積 9.2ha (国道1.7km 市町村道2.9km)	61	1.5	・昭和28年には、瑞穂町等で75戸の浸水被害が発生しているなど、過去50年間に10回の浸水被害が発生している。また濁水については、平成6年に、丹波町・瑞穂町において取水制限33日(断水6日間を含む)の浸水被害が発生しているなど、昭和61年から平成12年までの15年間に7回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、ダム地点の計画高水流量200m ³ /sのうち90m ³ /sの洪水調節を行う。	継続	
福田川生活貯水池建設事業 京都府	再々評価	-	-	-	-	-	-	評価 手続中	
安威川ダム建設事業 大阪府	再々評価	概ね1400	2,660	浸水面積2361ha	471	5.7	・昭和42年には、茨木市等で約25000戸の浸水被害が発生しているなど、過去35年間に4回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、現状の当該事業の実施により、相川地点で1750m ³ /sの洪水流量を1250m ³ /sまで調節する。	継続	
石井ダム建設事業 兵庫県	その他	325	4,526	浸水戸数 26,305戸	339	13.5	・平成10年に神戸市で1,037戸、平成11年に470戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、既設の天王ダム、調査中の高尾ダムと合わせた3ダムで、菊水橋地点で洪水流量520m ³ /sのうち290m ³ /sの洪水調節を行う。	継続	
武庫川ダム建設事業 兵庫県	再々評価	-	-	-	-	-	・武庫川では、昭和58年9月及び平成11年6月に、宝塚市、西宮市等で浸水被害が発生している。 ・武庫川では、学識経験者や地域住民の意見を反映した河川整備基本方針・河川整備計画を策定することとし、ゼロベースから総合的な治水対策の検討を行っている。 このため「(仮称)武庫川委員会」を設立することとし、現在、この委員会の委員構成や運営方法について検討する「準備会議」を実施している。	継続	
与布土生活貯水池建設事業 兵庫県	再々評価	120	201	浸水戸数 476戸 浸水農地面積 74ha	99	2.0	・昭和62年に与布土川沿川で19戸が浸水し、平成2年に護岸が決壊する被害が発生した。 ・当該事業の実施により、恵美須橋地点で1707 /sの洪水流量を1407 /sまで調節する。 ・山東町上水道事業の既存水源は不安定な浅井戸や湧水で、平成6年7～8月(41日間)の小中学校への給水停止や平成7年10～12月(71日間)の節水広報活動など過去10年間に2回浸水被害が生じている。	継続	
但東生活貯水池建設事業 兵庫県	再々評価	40	52	浸水戸数 27戸 浸水農地面積 5ha	37	1.4	・平成2年に畑山地区で護岸が決壊する被害が発生している。 ・当該事業の実施により、赤花川合流地点で217 /sの洪水流量を97 /sまで調節する。 ・但東町中央観音水道事業の既存水源は浅井戸で、水源の枯渇や水量低下のため、平成6年7～8月の断水最大夜間12時間、4箇所の水源地において取水制限など過去10年間に1回浸水被害が生じている。	継続	本省河川局治水課 (課長 望月 常好)
みくまり生活貯水池建設事業 兵庫県	再々評価	41	53	浸水戸数 31戸 浸水農地面積 5ha	36	1.5	・平成8年に、旧篠山町で140戸が浸水する被害が発生している。 ・当該事業の実施により、三熊川のユリ橋地点で697 /sの洪水流量を397 /sまで調節する。 ・篠山市多紀簡易水道事業の既存水源は浅井戸と湧水で、濁水時に取水が困難となり、平成6年8～9月(32日間)のプール使用停止、や平成12年8～9月(16日間)のプール使用停止など過去10年間に2回浸水被害が生じている。	継続	
八鹿生活貯水池建設事業 兵庫県	再々評価	97	116	浸水戸数 398戸 浸水農地面積 9ha	75	1.6	・平成2年に八鹿町で303戸が浸水する被害が発生している。 ・当該事業の実施により、小佐川の寺坂橋地点で2507 /sの洪水流量を2207 /sまで調節する。 ・八鹿町上水道事業の既存水源は伏流水や地下水で、枯渇した水源もあり、平成6年7～8月(49日間)の最大断水20h/day、農作物の生育不良による生産量の減少など過去10年間に1回浸水被害が生じている。	継続	
西紀生活貯水池建設事業 兵庫県	再々評価	54	84	浸水戸数 14戸 浸水農地面積 15ha	45	1.9	・平成2年の台風19号により春日、西紀両町で98戸等が浸水する被害が発生している。 ・当該事業の実施により、滝の尻川の滝の尻橋地点で洪水流量55m ³ /sのうち18m ³ /sの洪水調節を行う。 ・篠山市西紀中簡易水道事業の既存水源は浅井戸とため池で、濁水時に取水が困難となり、平成6年7～9月(60日間)の30%取水制限や平成12年8～9月(30日間)のプール使用停止など過去10年間に1回浸水被害が生じている。	継続	
河平生活貯水池建設事業 岡山県	10年継続	70	106	浸水戸数 62戸 浸水農地面積 12ha	63	1.7	・昭和47年の洪水では、加茂川町で30戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、日山谷川のダム地点で5.2 m ³ /sの洪水流量を1.5 m ³ /sまで調節する。 ・水道用水の供給区域である加茂川町円城地区では、毎年給水車による給水を受けている。	継続	
浜田川総合開発事業 島根県	再々評価	389	1,119	浸水戸数 8,185戸 浸水農地面積 11ha	317	3.5	・昭和58年の梅雨前線豪雨では、浜田市で浸水戸数4,069戸、全半壊戸数67戸という甚大な被害に見舞われた。 ・当該事業の実施により、浜田大橋地点において1,060m ³ /sの洪水流量を400m ³ /sまで調節する。	継続	
益田川ダム建設事業 島根県	再々評価	300	1,543	浸水戸数 8,270戸 浸水農地面積 257ha	519	3.0	・昭和58年の梅雨前線豪雨では、益田市で浸水戸数3,440戸、全半壊戸数1,563戸という甚大な被害に見舞われた。 ・当該事業の実施により、堀川橋地点において1,230m ³ /sの洪水流量を900m ³ /sまで調節する。	継続	
淡路ダム建設事業 島根県	再々評価	169	536	浸水戸数 253戸 浸水農地面積 95ha	236	2.3	・昭和46年7月の梅雨前線豪雨では、江津市で浸水戸数102戸、全半壊戸数19戸という甚大な被害に見舞われた。 ・当該事業の実施により、都治橋地点において305m ³ /sの洪水流量を230m ³ /sまで調節する。	継続	
矢原川ダム建設事業 島根県	再々評価	252	923	浸水戸数 887戸 浸水農地面積 99ha	691	1.3	・昭和58年7月の梅雨前線豪雨では、三隅町で浸水戸数1,178戸、全半壊戸数1,160戸という甚大な被害に見舞われた。 ・当該事業の実施により、既存御部ダムと矢原川ダムにより三隅大橋地点において2,440m ³ /sの洪水流量を1,600m ³ /sまで調節する。	継続	

平瀬ダム建設事業 山口県	再々評価	740	1,083	浸水戸数 :10,246戸 浸水農地面積 :394ha	681	1.6	・平成11年9月の台風18号では、美川町で床上浸水23戸、床下浸水32戸の災害が発生している。 ・ダム地点での計画洪水流量1,920m ³ /sのうち1,260m ³ /sの洪水調節を行い、錦川沿線地域の被害を防止する。 ・農業用水等の既得用水の確保及び様々な生き物の生態系の確保や水質の改善を行う維持流量を確保する。 ・錦町の既得水道用水として、新たに1日最大400m ³ を確保する。 ・新たに平瀬発電所を建設し、最大1,200kWの発電を行う。	継続
湯免生活貯水池建設事業 山口県	その他	80	43	浸水戸数 :129戸 浸水農地面積 :65ha	26	1.7	・平成3年9月の台風17及び19号では、三隅町で床上浸水1戸、床下浸水10戸の災害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水基準点において49m ³ /sの洪水流量を34m ³ /sまで調整する。 ・10年に1回発生することが予想される洪水時において、下流の既得用水の安定化及び河川環境の保全を行うことができる。 ・三隅町の水道用水として650m ³ /日を取水可能ならしめる。	継続
西万倉生活貯水池建設事業 山口県	その他	80	140	浸水戸数 :2,265戸 浸水農地面積 :152ha	55	2.5	・平成7年9月の台風14号では、小野田市で床上浸水36戸、橋町で床下浸水22戸の災害が発生している。 ・当該事業の実施により、既設今害ダムと合わせて治水基準点において670m ³ /sの洪水流量を540m ³ /sまで調整する。 ・10年に1回発生することが予想される洪水時において、下流の既得用水の安定化及び河川環境の保全を行うことができる。 ・橋町の水道用水として1,100m ³ /日を取水可能ならしめる。	継続
真綿川生活貯水池建設事業 山口県	その他	120	240	浸水戸数 :1,884戸 浸水農地面積 :4ha	118	2.0	・平成7年9月の台風14号では、宇部市で床上浸水111戸、床下浸水540戸の災害が発生している。 ・当該事業の実施により、治水基準点において160m ³ /sの洪水流量を140m ³ /sまで調整する。 ・10年に1回発生することが予想される洪水時において、下流の既得用水の安定化及び河川環境の保全を行うことができる。	継続
四川ダム建設事業 広島県	再々評価	240	1,153	浸水戸数 :5,908戸 浸水農地面積 :370ha	227	5.1	・昭和60年には、福山市で床上浸水6戸、床下浸水140戸、農地浸水50.7ha等の浸水被害が発生しているなど、過去40年間に10回の浸水被害が発生している。	継続
香東川総合開発事業(桜川ダム) 香川県	その他	480	554	想定氾濫区域内資産 浸水戸数 :36,560戸 浸水農地面積 :1,574ha	250	2.2	・ダム建設及び下流河道の一部を改修することにより、当面今後20年間で、1/50(戦後最大規模)の安全性を確保する。 ・整備計画の目標規模である1/50に対して、桜川ダム及び既設内場ダムとあわせて洪水調節により岩峰地点で洪水流量1,130m ³ /sを930m ³ /sに調節する。 ・平成6年の大洪水をはじめ、毎年のように夏場には洪水被害が発生している。 ・県庁所在地である高松市の水道用水のほとんどは、香川用水(高知県早明浦ダムからの導水)に頼っているが、毎年のように取水制限が行われており、自己水源の確保が強く望まれている。	継続
河川総合開発事業(柴川生活貯水池) 徳島県	再々評価	80	58	浸水戸数 :13戸 浸水農地面積 :6.2ha	50	1.2	・昭和58年には、山城町で1戸の浸水被害が発生している。また、平成6年には、最大80%の139日間の取水制限を実施しているなど、過去10年間に7回の洪水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、桜川ダム地点で18m ³ /sの洪水流量を4m ³ /sまで調節するとともに、山城町の水道用水として200m ³ /日の取水を可能にする。	継続
伊良原ダム建設事業 福岡県	再々評価	585	962	浸水戸数 :2,500戸 浸水面積 :794ha	182	5.3	・昭和54年6月(梅雨)、昭和55年8月(低気圧)、平成9年9月(台風)等、過去25年間で5回の洪水による被害が発生している。特に昭和54年には、行橋市等で床上浸水34戸、床下浸水273戸の甚大な浸水被害が発生している。 ・昭和53年、平成6年に洪水被害が発生しており、特に平成6年には田川市、豊前市他3町で最大18時間の給水制限が行われその影響人口は15万人にものぼっている。	継続
清瀬ダム建設事業 福岡県	再々評価	200	114	浸水戸数 :2,155戸 浸水面積 :262ha	40	2.9	・昭和55年(豪雨)、平成11年6月(豪雨)等、過去25年間で4回の洪水による被害が発生している。特に平成11年には、床上浸水等の被害が発生している。 ・昭和53年、平成6年に福岡都市圏において洪水被害が発生しており、特に平成6年には福岡市他5市8町で最大12時間の給水制限が行われその影響人口は159.6万人にものぼっている。	継続
五ヶ山ダム建設事業 福岡県	再々評価	850	3,706	浸水戸数 :61,900戸 浸水面積 :1,449ha	67	55.3	・昭和38年には、福岡市等で7,533戸の浸水被害が発生しているなど、過去約40年間に14回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、1/100規模の洪水に対してダム地点の洪水流量440m ³ /sのうち415m ³ /sの洪水調節を行う。 ・昭和53年、平成6年の大洪水等、福岡都市圏において洪水被害が発生している。	継続
有田川総合開発事業 佐賀県	再々評価	99	47	浸水戸数 :222戸 浸水農地面積 :87ha	46	1.0	・当該事業の実施により、有田川中流部の原の原地点において、590m ³ /sの洪水流量を570m ³ /sまで調節する。 ・平成6年の洪水により給水制限による洪水調整(7日間夜間断水:西有田町)が行われた。このようなことから新規利水の要望があり、西有田町の水道用水の水源を確保する。	継続
中木庭ダム建設事業 佐賀県	再々評価	350	244	浸水戸数 :1,574戸 浸水農地面積 :151ha	135	1.8	・当該事業の実施より、ダム地点で400m ³ /sの洪水流量を120m ³ /sまで調節する。 ・県島市は上水道を地下水源に依存しており、地下水の汲み上げによる地盤沈下を考慮し、水源転換のための水源を確保する。	継続
長崎水害緊急ダム建設事業 長崎県	再々評価	775	1,401	浸水戸数 :10,173戸 浸水農地面積 :26.5ha	742	1.9	・昭和57年7月23日の長崎大水害では、一般被害935億円の浸水被害が発生している。 ・長崎市は全供給量の約40%を長嶽ダムに頼っている。平成6年から7年の洪水被害では、取水制限、減圧給水を実施している。	継続
石木ダム建設事業 長崎県	再々評価	297	215	浸水戸数 :1,492戸、 浸水農地面積 :8.7ha	182	1.2	・平成2年には、梅雨前線豪雨により床上浸水97戸、床下浸水287戸、全半壊家屋10戸、浸水農地74haの被害を出している。当該事業の実施により山浦橋基準点で洪水流量1,320m ³ /sのうち110m ³ /sの洪水調節を行う。 ・平成6年から7年の洪水被害では、佐世保市の洪水影響人口は237,000人、対策費用は51億円にのぼった。	継続
村松ダム建設事業 長崎県	再々評価	71	43	浸水戸数 :125戸 浸水農地面積 :5.0ha	29	1.5	・平成12年に「長崎県南部広域水道企業団」が設立。平成14年4月には「水道用水供給事業」が認可されている。 ・平成6年から7年の洪水被害では、長崎市で取水制限、減圧給水、時津町で減圧給水を実施している。	継続
五木ダム建設事業 熊本県	再々評価	-	-	-	-	-	-	継続
釈迦院ダム建設事業 熊本県	再々評価	223	215	浸水戸数 :80戸 浸水面積 :57ha	224	0.96	・昭和46年7月、47年7月の梅雨前線豪雨により、河岸の決壊、氾濫を繰り返しており、甚大な被害を受けている。 ・当該事業の実施により、ダム地点において洪水流量360m ³ /sのうち、130m ³ /sの洪水調節を行う。	中止

本省河川局治水課
(課長 望月 常好)

路木ダム建設事業 熊本県	再々評価	90	120	浸水戸数 :141戸 浸水面積 :46ha	83	1.5	・昭和57年7月、平成2年6月等の相次ぐ豪雨により、河岸の決壊、氾濫を繰り返し、甚大な被害を受けている。 ・当該事業の実施により、ダム地点において洪水流量130m ³ /sのうち、94m ³ /sの洪水調節を行う。	継続	
上津浦生活貯水池建設事業 熊本県	再々評価	171	470	浸水戸数 :397戸 浸水農地面積 :45ha	209	2.3	・昭和47年8月、昭和57年7月等の相次ぐ豪雨により、河岸の決壊、氾濫を繰り返し、甚大な被害を受けている。 ・当該事業の実施により、ダム地点において洪水流量26m ³ /sのうち、20m ³ /sの洪水調節を行う。	継続	
高浜生活貯水池建設事業 熊本県	再々評価	85	154	浸水戸数 :145戸 浸水農地面積 :16ha	96	1.6	・昭和57年7月、平成5年8月等の相次ぐ豪雨により、河岸の決壊、氾濫を繰り返し、甚大な被害を受けている。 ・当該事業の実施により、ダム地点において洪水流量25m ³ /sのうち、20m ³ /sの洪水調節を行う。	中止	
竹田水害緊急治水ダム建設事業(稲葉ダム) 大分県	再々評価	470	1,035	浸水戸数 :584戸 浸水面積 :23.4ha	635	1.6	・昭和57年7月の集中豪雨と平成2年7月の梅雨前線豪雨により、稲葉川・玉来川が氾濫し、甚大な被害を受けた。 ・当該事業の実施により、ダム地点において洪水流量1,210m ³ /sのうち280m ³ /sの洪水調節を行う。	継続	本省河川局治水課 (課長 望月 常好)
竹田水害緊急治水ダム建設事業(玉来ダム) 大分県	再々評価	222	1,715	浸水戸数 :352戸 浸水面積 :44.7ha	259	6.6	・昭和57年7月の集中豪雨と平成2年7月の梅雨前線豪雨により、稲葉川・玉来川が氾濫し、甚大な被害を受けた。 ・当該事業の実施により、ダム地点において洪水流量1,650m ³ /sのうち280m ³ /sの洪水調節を行う。	継続	
西之谷ダム建設事業 鹿児島県	再々評価	176	1,556	浸水戸数 :2,500戸 浸水面積 :400ha	153	10.2	・平成5年8月と平成7年8月の集中豪雨により、鹿児島市の資産が集中する地域を流下する新川が氾濫し、それぞれ浸水家屋1,379戸・1,216戸の被害が発生した。また、その後も頻りに浸水被害が発生し、平成15年7月の集中豪雨は264戸の浸水被害をもたらした。 ・当該事業の実施により、田上橋地点において洪水流量230m ³ /sのうち60m ³ /sの洪水調節を行う。	継続	
備間川総合開発事業 沖縄県	再々評価	130	194	浸水戸数 :555戸 浸水農地面積 :110ha	109	1.8	・昭和58年9月の台風10号では浸水家屋41戸、田畑冠水97haの被害、平成13年9月の台風16号では15戸の浸水家屋、畑冠水3.3haの被害、平成13年9月の台風16号では15戸の浸水家屋、畑冠水119haなど頻りに浸水被害が発生している。 ・毎年のように夏場には、かんがい用水を水道水に転用していることからサトウキビに畑の干ばつ被害が頻発している。 ・当該事業の実施により、備間川について山田橋地点で洪水流量58m ³ /sのうち17m ³ /sの洪水調節を行う。また、謝名望川においては中ノ橋地点で43m ³ /sのうち13m ³ /sの洪水調節を行う。	継続	
早明浦ダム特定貯水池流域整備事業 高知県	再々評価	13	175	CVM法(貯水池の水質保全に対する支払い意志額)	43	4.1	・当該事業の実施により、早明浦ダム貯水池の水源涵養機能の維持、土砂崩壊防止、水質の改善が可能となる。	継続	
長安口ダム貯水池保全事業 高知県	その他	29	-	-	-	-	・本事業は、堆砂の進行が著しい長安口ダムにおいて、堆砂濁水対策計画として貯水池への進入路及び土捨場等の建設であった。 ・事業は、掘削運搬可能な貯水池への進入路まで完成したが、土捨て場の建設については、土捨て場である貯池において、貴重種が発見され自然環境を保全すること等から、流域住民の合意を図ることが困難な状況となった。 よって本事業は、貯水池への進入路の建設を終了する事となった。今後のダムの堆砂濁水対策については、河川整備計画を策定する中で幅広く検討する。	中止	四国地方整備局 地域河川課 (課長 藤山 充)

【砂防事業】
(直轄)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
南の沢川床固工群 北海道開発局	再々評価	139	284	浸水・土砂堆積人口 約4,300人 浸水・土砂堆積面積 約 94ha 国道	143	2.0	・昭和56年等の土砂災害で甚大な被害が発生している。 ・保全対象に人家・国道等の重要施設があり、事業継続が必要。 ・地域からの事業要望がある。	継続	本省河川局保全課 (課長 坂口 哲夫)
穴の川床固工群 北海道開発局	再々評価	65	134	浸水・土砂堆積人口 約1,400人 浸水・土砂堆積面積 約 57ha 国道	82	1.6	・昭和56年等の土砂災害で甚大な被害が発生している。 ・保全対象に人家・国道等の重要施設があり、事業継続が必要。 ・地域からの事業要望がある。	継続	
戸巻別川床固工群 北海道開発局	再々評価	59	173	浸水が想定される人口約 40,000人 浸水が想定される面積約 5,710ha国道、J R	59	2.9	・昭和30年等の土砂災害で甚大な被害が発生している。 ・保全対象に人家・国道等の重要施設があり、事業継続が必要。 ・地域からの事業要望がある。	継続	
美瑛川砂防えん堤群・床固工群 北海道開発局	再々評価	220	534	泥流氾濫世帯数 約2,500世帯 泥流氾濫面積 約2,500ha 国道、J R	220	2.4	・大正15年の噴火では、死者・行方不明者144人の被害が発生している。 ・保全対象に人家・国道等の重要施設があり、事業継続が必要。 ・地域からの事業要望がある。	継続	
最上川水系立谷川流域直轄砂防事業 濁沢第六砂防えん堤 東北地方整備局	10年 継続中	33	232	想定氾濫区域面積2,205km ² 国道47号、JR陸羽西線等	33	7.2	・平成5年6月の濁沢において約560万m ³ にも及ぶ大崩壊が発生し、現在も不安定土砂が深流に残っておりその対策が急務である。	継続	
阿武隈川水系荒川流域直轄砂防事業 荒川遊砂地 東北地方整備局	再々評価	32	66	想定氾濫区域面積815km ² 国道4号、13号、JR東北新幹線等	32	2.1	・有史以来、土砂災害が頻発しており、近年においても平成元年8月、平成10年9月の災害は記憶に新しく、県都福島市を土砂災害から保全する基幹施設として整備を進める。	継続	
ワミ沢砂防堰堤群 関東地方整備局	10年 継続中	20	601	想定氾濫面積:900ha 被害家屋数:130戸	439	1.4	・同一流域内の大沢沢で、平成10年に山腹崩壊により天然ダムを形成するなど、近年も台風降雨等の度に土砂災害が発生している。	継続	
中ノ川砂防堰堤群 関東地方整備局	再々評価	54	2,798	想定氾濫面積:3400ha 被害家屋数:24000戸	922	3.0	・昭和34、57年の未曾有災害と近年も台風降雨等の度に土砂災害が発生している。	継続	
大武川床固群 関東地方整備局	再々評価	200	2,798	想定氾濫面積:3400ha 被害家屋数:24000戸	922	3.0	・昭和34、57年の未曾有災害と近年も台風降雨等の度に土砂災害が発生している。	継続	
御池ノ沢砂防堰堤群 関東地方整備局	再々評価	55	4,188	想定氾濫面積:1700ha 被害家屋数:19400戸	3,499	1.2	・昭和34、57年の未曾有災害の他、流域内に大規模崩壊地を抱え、近年も台風降雨等の度に土砂災害が発生している。	継続	
大春木砂防堰堤群 関東地方整備局	10年 継続中	45	4,188	想定氾濫面積:1700ha 被害家屋数:19400戸	3,499	1.2	・昭和34、57年の未曾有災害の他、流域内に大規模崩壊地を抱え、近年も台風降雨等の度に土砂災害が発生している。	継続	
松木山腹工 関東地方整備局	再々評価	52	1,001	想定氾濫面積:550ha 被害家屋数:650戸	702	1.4	・足尾山地の荒廃と水源涵養に対する諸懸念の他、近年も台風降雨等の度に土砂災害が発生している。	継続	
大谷川床固群 関東地方整備局	再々評価	408	1,165	想定氾濫面積:1600ha 被害家屋数:2550戸	577	2.0	・流域内には大規模崩壊地を抱えている他、世界遺産や日光・今市の市街地を貫流。近年も台風降雨等の度に土砂災害が発生している。	継続	
大薮山腹工 関東地方整備局	再々評価	90	1,165	想定氾濫面積:1600ha 被害家屋数:2550戸	577	2.0	・流域内には大規模崩壊地を抱えている他、世界遺産や日光・今市の市街地を貫流。近年も台風降雨等の度に土砂災害が発生している。	継続	
稲荷川山腹工 関東地方整備局	再々評価	70	1,165	想定氾濫面積:1600ha 被害家屋数:2550戸	577	2.0	・流域内には大規模崩壊地を抱えている他、世界遺産や日光・今市の市街地を貫流。近年も台風降雨等の度に土砂災害が発生している。	継続	
日光地区土石流対策堰堤群 関東地方整備局	再々評価	30	1,165	想定氾濫面積:1600ha 被害家屋数:2550戸	577	2.0	・流域内には大規模崩壊地を抱えている他、世界遺産や日光・今市の市街地を貫流。近年も台風降雨等の度に土砂災害が発生している。	継続	
常願寺川(有峰山腹工) 北陸地方整備局	再々評価	23	10,607	氾濫区域内市町村人口:37万人 国道、高速道路、J R 被害区域の宅地面積:12km ² 被害戸数:6万5千戸	4,677	2.3	・安政5年、昭和44年災害実績 ・これまで実施した事業の効果	継続	
手取川(尾添川第2号砂防えん堤) 北陸地方整備局	10年 継続中	27	4,294	氾濫区域内市町村人口:76万人 国道、高速道路、J R 被害面積:81km ² 被害戸数:2万7千戸	4,294	4.9	・昭和9年災害実績 ・これまで実施した事業の効果	継続	
太田切床固工群 中部地方整備局	再々評価	161	1,846	保全人約3080戸、国道 153号、公共施設等	251	7.4	・太田切川の流域である駒ヶ根市、宮田村の人口は増加傾向であり、多くの観光客が訪れる等流域の資産等は増大。上流域は地形が急峻で、風化が激しいため、土砂流出が多く、太田切川沿川地域等に甚大な被害が生じる恐れ。太田切川沿川の関係市町村は太田切床固群をはじめとする砂防事業の推進を要望。	継続	

七釜第2砂防堤 中部地方整備局	再々評価	25	2,415	保全人家約150戸、国道152号、公共施設等	565	4.3	・小沢川の流域である大鹿村、中川村の人口は減少傾向であるが、年間約11万人の観光客が来村。小沢川上流は荒川大崩壊地等を抱えており土砂生産が激しいため、土砂流出が多く、小沢川沿川流域に甚大な被害が生じる恐れ。小沢川沿川の関係町村は事業促進を要望	継続	本省河川届保全課 (課長 坂口 哲夫)
梶谷第4砂防堤 中部地方整備局	10年 継続中	15	1,640	保全人家約390戸、国道152号、418号、公共施設等	425	3.9	・遠山川左支川梶谷川の流域である南信濃村の人口は減少傾向であるが流域内の観光地には年間約6万人におよぶ観光客が来村。梶谷川上流域は険しい地形と脆弱な地質のため、下流に大量の土砂供給する条件を備えており、梶谷川及び遠山川の沿川に甚大な被害が生じる恐れ。遠山川沿川の町村は事業進捗を要望	継続	
大谷山腹工 中部地方整備局	再々評価	76	3,911	保全人家約9000戸、国道2号等、公共施設等	1,003	3.9	・安倍川流域である静岡市の人口は近年変化はない。日本三大崩れの1つである大谷崩れは断層褶曲によって峻険が著しく、極めて脆い地盤は大崩の度に安倍川沿川地域に甚大な被害が生じる恐れ。静岡市は事業進捗を要望	継続	
本谷堰堤工群 中部地方整備局	10年 継続中	18	1,886	保全人家約300戸、国道19号等、公共施設等	1,300	1.4	・落合川の流域である中津川市の人口は微増傾向であるが年間約60万人に及び観光客が訪問。落合川上流域は険しい地形と脆弱な地質のため、下流に大量の土砂供給する条件を備えており、落合川の沿川に甚大な被害が生じる恐れ。落合川沿川の中津川市は事業進捗を要望	継続	
大江川床固群 中国地方整備局	再々評価	52	146	日野川本川における被害	98	1.5	・災害発生時の影響 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・関連事業との整合 ・災害実態等	継続	
樺木川第2砂防えん堤事業 九州地方整備局	再々評価	25	675	保全対象人家：355戸 氾濫面積：8.5ha	508	1.3	・昭和38年から40年かけて連続して大規模な土砂流出被害があり、この3年間、川辺川流域全体で死者、不明者16名、家屋半壊276棟、家屋浸水756棟の甚大な被害が発生している。 ・今後も本川への上流からの土砂流出を抑制して、河床の上昇に伴う洪水氾濫を防止することにより、安全度の向上を図る。	継続	
第二古里川渓流保全工事業 九州地方整備局	再々評価	89	135	保全対象人家：42戸 氾濫面積：30ha	100	1.3	・桜島では、南岳の火山活動が激しくなった昭和47年以降土流災害が多くなり第二古里川では昭和58年と昭和59年に国道224号、吉里温泉街等に甚大な被害が発生している。 ・今後は、土流を安全に海まで流下させる渓流保全工の整備を行い地域の安全度の向上を図る。	継続	
水無川上流えん堤群事業 九州地方整備局	10年 継続中	699	799	保全対象人家：1,629戸 氾濫面積：739ha	699	1.1	・平成2年の雲仙・普賢岳の噴火活動に伴い火砕流や土流が発生し、44名もの尊い人命が奪われただけでなく、多くの田畑、山林、公共施設などに壊滅的被害を与え、地域生活や経済活動に多大な被害が生じた。 ・現在水無川には約1億7千万m ³ もの火砕流堆積物が存在し、上流域ではガリーが発生しているなど、土流が発生しやすい状況にある。 ・今後は、より施工条件の悪い上流域にて砂防えん堤を建設していくため、従来の技術に加え、新しい技術を取り入れながら施工時の安全を確保しつつ施行していく。	継続	

(補助)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
芽室川通常砂防事業 北海道	再々評価	44	41	人家32戸、耕地330ha、道道、町道	33	1.3	・保全対象に人家、道道等の重要な施設があり、事業継続が必要。 ・地域からの事業要望がある。	継続	本省河川届保全課 (課長 坂口 哲夫)
二股沢川火山砂防事業 北海道	10年 継続中	17	89	人家98戸、消防署、道道、町道	17	5.2	・保全対象に人家、道道、診療所、消防署等の重要な施設があり、事業継続が必要。	継続	
綱木川 通常砂防事業 山形県	10年 継続中	10	18	小学校や公民館等を保全するため	15	1.2	・本事業により綱木集落への唯一のアクセス路線である県道を保全することにより、緊急時の避難路や輸送路が確保される。また、護岸工延長を必要最小限にとどめコスト削減に努めながら、事業の早期完了を目指している。	継続	
小倉沢通常砂防事業(補助) 群馬県	10年 継続中	6.1	1.4	人家27戸、公民館、国・町道(橋梁)	0.58	2.5	・保全対象には、人家27戸、国道406号、公民館、町道、橋梁がある。また、八ツ塚ダム建設に伴う付替国道145号や水害妻橋が貫通する計画がある。	継続	
白狐川通常砂防事業(補助) 千葉県	10年 継続中	29	45	人家53戸、学校、公民館J R内房線、国道127号	33	1.4	・上流域では土砂堆積があり、土砂流出や河川氾濫の危険性が高く、下流域にある重要交通網への災害時の被害が大きい。	継続	
下子易沢通常砂防事業(補助) 神奈川県	再々評価	15	38	保全人家65戸、県道260m等	13	2.9	・度重なる豪雨出水により河床低下が著しく、浸岸の侵食も進んでおり、近年宅地化が進んでいるため、事業の必要性が高い。(保全対象：人家65戸、公共施設：県道、児童館)	継続	
前川通常砂防事業 新潟県	10年 継続中	6.1	20	保全人家(72戸)公共施設(県道)等	5.9	3.5	・流域内に多くの崩壊地があり、現在も浸岸浸食等により浸床内に不安定土砂が多く堆積している。	継続	
達者川通常砂防事業 新潟県	10年 継続中	13	21	保全人家(40戸)公共施設(県道、市道)等	13	1.6	・平成10年の集中豪雨により土砂流出し、家屋に大きな被害が発生。浸床内に不安定土砂が多く堆積している。	継続	
稲荷川火山砂防事業 新潟県	10年 継続中	5.3	32	保全人家(77戸)公共施設(県道、郵便局)等	5.2	6.1	・流域は、火山堆積物により形成されているため、崩壊地が多い。 ・浸床内には不安定土砂が多く堆積している。	継続	
島田川火山砂防事業 新潟県	10年 継続中	8.2	12	老人保健施設公共施設(国道)等	8.0	1.5	・流域は、火山堆積物により形成されているため、崩壊地が多い。 ・浸床内には不安定土砂が多く堆積している。	継続	
野積川通常砂防事業 富山県	10年 継続中	10	44	人家(10戸)公共施設(県道、公民館)等	9.7	4.5	・平成11年9月の台風出水でも河道からの土砂流出が見られた。 ・浸床内には不安定土砂が多く堆積している。	継続	
下条川通常砂防事業 富山県	10年 継続中	12	18	人家(44戸)公共施設(県道、公民館、保育所)等	12	1.5	・浸床から土砂の流出が続き、下流に堆積している。 ・浸床内には不安定土砂が多く堆積している。	継続	
山辺川通常砂防事業 大阪府	10年 継続中	20	52	家屋41戸市道1,200m	23	2.2	・当該事業の実施により土砂流出を防止し、家屋41戸、市道1,200mの被害を抑制する。	継続	
千塚川通常砂防事業 大阪府	10年 継続中	4.5	46	家屋239戸、公民館2戸市道2,480m	4.7	9.7	・当該事業の実施により土砂流出を防止し、家屋239戸、公民館2戸、市道2,480mの被害を抑制する。	継続	
寺川通常砂防事業 大阪府	10年 継続中	10	76	家屋261戸、保育園1戸市道1,020m	19	3.9	・当該事業の実施により土砂流出を防止し、家屋261戸、保育園1戸、市道1,020mの被害を抑制する。	継続	
讃良川通常砂防事業 大阪府	再々評価	10	50	家屋15戸、公民館1戸、小学校1校市道1,850m	16	3.1	・当該事業の実施により土砂流出を防止し、家屋15戸、公民館1戸、小学校1校、市道1,850mの被害を抑制する。	継続	
谷田川通常砂防事業 大阪府	再々評価	8.4	90	家屋367戸、公民館1戸主要地方道330m、市道2,020m	12	7.4	・当該事業の実施により土砂流出を防止し、家屋367戸、公民館1戸、主要地方道330m、市道2,020mの被害を抑制する。	継続	
清滝川通常砂防事業 大阪府	再々評価	13	47	家屋83戸国道1,572m	24	2.0	・当該事業の実施により土砂流出を防止し、家屋83戸、国道1,572mの被害を抑制する。	継続	
免除川通常砂防事業 大阪府	再々評価	10	82	家屋255戸、公民館1戸	13	6.4	・当該事業の実施により土砂流出を防止し、家屋255戸、公民館1戸の被害を抑制する。	継続	
太井川右支浜通常砂防事業 大阪府	再々評価	1.9	26	家屋193戸、老人ホーム1戸町道400m	1.9	13.0	・当該事業の実施により土砂流出を防止し、家屋193戸、老人ホーム1戸、町道400mの被害を抑制する。	継続	
飯ノ峯川通常砂防事業 大阪府	再々評価	13	91	家屋81戸、派出所1戸、郵便局1戸国道400m、市道3,600m、鉄道600m	48	1.9	・当該事業の実施により土砂流出を防止し、家屋81戸、派出所1戸、郵便局1戸、国道400m、市道3,600m、鉄道600mの被害を抑制する。	継続	

矢谷川通常砂防事業 鳥取県	10年 継続中	8.9	28	家屋被害35戸 道路被害1900m	11	2.6	・災害実績等	継続	本省河川局保全課 (課長 坂口 哲夫)
家奥谷川通常砂防事業 鳥取県	再々評価	10	37	家屋被害32戸 道路被害2043m 鉄道被害150m	14	2.6	・災害実績等	継続	
一尺屋地区通常砂防事業 大分県	再々評価	42	89	保全対象戸数：240戸	48	1.9	・昭和49年9月の台風18号では浸水家屋126戸、護岸決壊450mの被害、平成10年の台風10号では浸水家屋100戸の被害が発生している。 ・上浦漁港及びみかん畑の保全により地域経済の安定を図る。	継続	

【地すべり対策事業】

(直轄)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
黒瀨地区直轄地すべり対策事業 東北地方整備局	再々評価	87	994	想定氾濫区域面積69,000千m2 国道47号、JR陸羽西線等	88	11.3	・昭和19年、26年、41年、52年と地すべり災害が発生してあり、仮に移動土量が最上川に崩落した場合、甚大な被害が想定されることから、恒久的な対策を進めている。	継続	本省河川局保全課 (課長 坂口 哲夫)
此田地区地すべり対策事業 中部地方整備局	再々評価	117	261	保全人家約480戸、田畑78ha、国道152号、公共施設等	93	2.8	・想定氾濫区域にかかる南信濃村の人口は微減少傾向にあるが、世帯数は概ね維持されており観光客の数は大幅に増加している。 ・中央構造線沿いの地すべり地で、規模が大きく移動機構が複雑である。 ・地すべりが発生した場合の被害は南信濃村の中心周辺の民家や公共施設に甚大な被害を与えることが想定される。 ・南信濃村周辺の関係市町村からも此田地区地すべり対策事業の推進に対する要望がある。	継続	
入谷地区地すべり対策事業 中部地方整備局	再々評価	102	164	保全人家約90戸、田畑27ha、国道153号、公共施設等	100	1.7	・想定氾濫区域にかかる大鹿村の人口は微減少傾向にあるが、世帯数は維持されており観光客の数は大幅に増加している。 ・中央構造線沿いの地すべり地で、規模が大きく移動機構が複雑である。 ・地すべりが発生した場合の被害は大鹿村の中心周辺の民家や公共施設に甚大な被害を与えることが想定される。 ・大鹿村周辺の関係市町村からも入谷地区地すべり対策事業の推進に対する要望がある。	継続	
亀の瀬地区直轄地すべり対策事業 近畿地方整備局	再々評価	800	105,497	浸水世帯255,827戸 耕地(田畑)512ha	800	131.8	・昭和6～7年にかけて発生した地すべりでは、大和川の河床が9m以上隆起し、河動は閉塞され上流部に浸水が発生。掘削土量は187万m ³ に達した。また、区域内を通る国鉄のトンネルを破壊、1年余りにわたり不通となった。 ・昭和42年には、対岸の国道25号が1m以上隆起した。また大和川は250mにわたり川幅が1m縮小したが、少雨が幸い閉塞には至らず上流部の浸水は免れた。	継続	
直轄地すべり対策事業(善徳地区) 四国地方整備局	再々評価	350	2,979	・天然ダム決壊による氾濫区域面積 約252km ² ・地すべり地内被害 人家111戸、県道2km、村道17.5km	295	10.1	・昭和26年10月に当時の善徳小学校校舎、職員宿舎が全壊する被害が発生したほか、昭和20年9月、昭和24年、昭和29年9月、昭和59年6月に地域住民の生活に重要な道路の損壊、昭和40年9月、昭和62年8月、平成4年8月に人家の変状、道路擁壁の損壊などの被害が発生している。	継続	
直轄地すべり対策事業(怒田・八畝地区) 四国地方整備局	再々評価	290	2,685	・天然ダム決壊による氾濫区域面積 約249km ² ・地すべり地内被害 人家104戸、町道等 23.4km	242	11.1	・昭和29年9月に当該地域及び周辺地域において地すべり被害が多発したほか、昭和20年9月、昭和40年9月、平成6年9月、平成9年9月、平成10年9月に人家の変状、道路や道路擁壁の損壊などの被害が発生している。	継続	

(補助)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
正和地区地すべり対策事業 北海道	10年 継続中	9.5	11	人家31戸、耕地78ha、道、町道	9.2	1.2	・保全対象に、道等の重要な施設があり事業継続が必要。 ・地域からの事業要望がある。	継続	本省河川局保全課 (課長 坂口 哲夫)
下前区域地すべり対策事業 青森県	再々評価	24	175	人家333戸 小学校	24	7.4	・地すべり災害から人家及び小学校等を保全するための防災事業である。 ・技術検討委員会の提言をうけ事業を効率的に進めている。	継続	
礪山区区域地すべり対策事業 青森県	再々評価	10	22	人家33戸 国道	10	2.2	・地すべり災害から人家及び国道等を保全するための防災事業である。 ・村の農村公園整備と連携して効果的に事業を進めている。	継続	
石浜2号区域地すべり対策事業 青森県	再々評価	7.5	14	人家17戸 国道	7.5	1.9	・地すべり災害から人家及び国道等を保全するための防災事業である。	継続	
青葉山地すべり対策事業 宮城県	再々評価	18	59	人家339戸、公共施設、国道	27	2.1	・地すべり災害から人家及び公共施設、国道等を保全するための防災事業である。	継続	
平地すべり対策事業 宮城県	10年 継続中	15	50	人家84戸、公共施設、国道	25	2.0	・地すべり災害から人家及び公共施設、国道等を保全するための防災事業である。	継続	
加茂青砂地区地すべり対策事業 秋田県	再々評価	10	41	人家32戸 県道男鹿半島線 公民館等	11	3.7	・地すべり災害から人家及び男鹿半島の主要な観光道路である県道等を保全するための防災事業である。	継続	
谷地地区地すべり対策事業 秋田県	再々評価	50	121	人家241戸 国道342号 1級河川成瀬川 公民館等	90	1.3	・地すべり災害から人家、国道及び1級河川を保全するための防災事業である。	継続	
上山小倉地すべり対策事業 山形県	再々評価	16	54	保全対象人家75戸 小学校・県道・公民館等	26	2.0	・財政状況の変化による。 ・地域の周辺環境の変化による。	継続	
鴨の谷地すべり対策事業 山形県	再々評価	35	93	保全対象人家・宿泊施設48戸 県道等	52	1.8	・財政状況の変化による。 ・地域の周辺環境の変化による。	継続	
舟形折渡地すべり対策事業 山形県	再々評価	13	54	保全対象人家1,384戸 小学校・国道・公民館等	17	3.2	・財政状況の変化による。 ・地域の周辺環境の変化による。	継続	
下村地すべり対策事業 山形県	再々評価	7.9	37	保全対象人家35戸・小学校 県道・保育園・公民館等	10	3.6	・財政状況の変化による。 ・地域の周辺環境の変化による。	継続	
保美濃山地区地すべり対策事業(補助) 群馬県	10年継続中	12	1.4	人家22戸、学校、国・町道(橋)	1.1	1.3	・保全対象には、人家22戸、国道462号、町道、橋梁がある。また、(旧)小中学校跡地は、町がNPO法人に貸し出しを行い、町の振興及び地域の活性化に役立っている。	継続	
田代地区地すべり対策事業(補助) 神奈川県	10年継続中	18	25	国道300m、中津川(1級河川)等	19	2.3	・保全対象に、緊急輸送路に指定されている国道や治水上重要な中津川が含まれており、事業の必要性は高い。また事業も順調に進んでいる。	継続	
十二原地区地すべり対策事業(補助) 群馬県	再々評価	11	1.2	人家21戸、国指定重要文化財	1.1	1.1	・保全対象には、人家21戸、公民館、(国)重要文化財、県道、町道がある。また、当該地域は核家族化が進み居住者の大半が高齢者であるため、安定した生活基盤を確保する。	継続	
薮地区地すべり対策事業(補助) 群馬県	再々評価	8.8	1.2	人家79戸、公民館、県・村道(橋梁)	0.88	1.3	・保全対象には、人家79戸、公民館2戸、県道、村道、橋梁がある。また、県道は重要施設である「幹線交通乗入れ30分構想」に指定される重要交通網である。	継続	
桜ヶ谷地区地すべり対策事業(補助) 埼玉県	再々評価	5.6	11	保全人家 22戸 県道、町道、耕地、橋梁等	6.5	1.7	・一級河川赤平川に面しており、河道が開塞された場合に上下流部への甚大な被害が予想される。	継続	
中の沢地区地すべり対策事業(補助) 埼玉県	再々評価	9.6	22	保全人家 35戸 県道、町道、耕地、橋梁等	18	1.2	・一級河川三沢川に面しており、河道が開塞された場合に上下流部への甚大な被害が予想される。	継続	
金崎地区地すべり対策事業(補助) 埼玉県	再々評価	9.0	15	保全人家 10戸 県道、町道、耕地、橋梁等	13	1.2	・一級河川荒川に面しており、河道が開塞された場合に上下流部への甚大な被害が予想される。	継続	

東地区地すべり対策事業（補助） 千葉県	再々評価	15	27	人家51戸、耕地面積36.2ha 県道、市道、橋梁3橋	18	1.5	・既往災害履歴：昭和63年9月 秋雨前線降雨による地すべり被害 ・耕地・林地流出埋没2.0ha 県道前面通行止め2日間	継続
芝地区地すべり対策事業（補助） 千葉県	再々評価	6.0	16	人家31戸、耕地面積1.94ha 県道、市道	7.0	2.3	・既往災害履歴：昭和58年10月 台風13号による地すべり被害 ・非住家全壊1棟、耕地流出、砂防河川芝川が移動土塊により埋没	継続
平久里中地区地すべり対策事業（補助） 千葉県	再々評価	10	39	人家62戸、病院、幼稚園、保育園小学校、県道、町道、耕地16.9ha	14	2.8	・既往災害履歴：平成2年9月 台風20号 住居損壊2棟、耕地流出 平成5年7月 台風4.5号 住居損壊1棟、耕地流出	継続
大井地区地すべり対策事業（補助） 千葉県	再々評価	18	64	人家149戸、国道、県道、町道 耕地131ha	25	2.6	・既往災害履歴：平成2年9月 台風20号 住居損壊2棟、耕地流出、国道前面通行止め5日間	継続
大浦沢地区地すべり対策事業（補助） 神奈川県	再々評価	19	47	大浦谷駅、県道85m、町道150m等	45	1.1	・保全対象に、地域経済にとって重要な観光施設や温泉施設、県道等が含まれており、現在も大雨により度々地すべりが発生していることから、事業継続の必要性は高い。	継続
神有地区地すべり対策事業（補助） 山梨県	再々評価	13	12	10年および50年確率降雨時の被害想定を算出し、各々年便益で積み上げ	7.5	1.6	・過去に幾度となく地すべりが発生しており、地すべり防止施設の新設を行うことにより、人家、公共施設に対する被害を除去し、国土の保全・民生の安定に資する。	継続
大和地区地すべり対策事業（補助） 山梨県	再々評価	8.1	21	10年および50年確率降雨時の被害想定を算出し、各々年便益で積み上げ	4.9	4.3	・過去に幾度となく地すべりが発生しており、地すべり防止施設の新設を行うことにより、人家、公共施設に対する被害を除去し、国土の保全・民生の安定に資する。	継続
よしお地区地すべり対策事業 新潟県	10年継続中	5.0	9.6	保人人家(52戸) 公共施設(村道、橋梁)等	4.8	2.0	・現在も崩壊・押し出し等地すべりの兆候が認められる。	継続
坪山地区地すべり対策事業 新潟県	10年継続中	4.6	8.3	保人人家(16戸) 公共施設(村道、集会所)等	4.5	1.8	・平成14年に地すべりが発生し、村道および人家に亀裂が発生した。	継続
沖見地区地すべり対策事業 新潟県	再々評価	20	51	保人人家(203戸) 公共施設(県道、村道)等	22	2.3	・地すべり滑動中であり、現在も年間15cm程度の移動が観測されている。	継続
沼木地区地すべり対策事業 新潟県	再々評価	7.0	16	保人人家(43戸) 公共施設(町道、公民館)等	6.8	2.4	・現在も亀裂・崩壊等地すべりの兆候が認められる。	継続
上中条地区地すべり対策事業 新潟県	再々評価	16	50	保人人家(99戸) 公共施設(県道、村道)等	18	2.8	・現在も亀裂・崩壊等地すべりの兆候が認められる。	継続
達野地区地すべり対策事業 新潟県	再々評価	29	85	保人人家(514戸) 公共施設(県道、町道)等	30	2.8	・現在も亀裂・崩壊等地すべりの兆候が認められる。	継続
馬場地区地すべり対策事業 新潟県	再々評価	24	72	保人人家(105戸) 公共施設(県道、市道)等	26	2.8	・現在も崩壊・押し出し等地すべりの兆候が認められる。	継続
大瀧地区地すべり対策事業 新潟県	再々評価	16	34	保人人家(56戸) 公共施設(県道、市道)等	16	2.1	・現在も亀裂・崩壊等地すべりの兆候が認められる。	継続
滝之脇地区地すべり対策事業 新潟県	再々評価	13	24	保人人家(23戸) 公共施設(県道、市道)等	12	2.0	・現在も亀裂・崩壊等地すべりの兆候が認められる。	継続
よしお沢地区地すべり対策事業 新潟県	再々評価	25	93	保人人家(156戸) 公共施設(国道、市道)等	28	3.3	・平成14年に地すべりが発生し、人家に亀裂が生じ、今後拡大の恐れがある。	継続
鳥屋地区地すべり対策事業 新潟県	再々評価	14	19	保人人家(92戸) 公共施設(国道、市道)等	14	1.4	・平成11、14年に地すべりが発生し、今後拡大の恐れがある。	継続
花立地区地すべり対策事業 新潟県	再々評価	14	45	保人人家(70戸) 公共施設(県道、市道)等	14	3.2	・現在も亀裂・崩壊等地すべりの兆候が認められる。	継続
梅本地区地すべり対策事業 新潟県	再々評価	20	44	保人人家(57戸) 公共施設(県道、村道)等	23	1.9	・平成14年に地すべりが発生し、今後拡大の恐れがある。	継続
青ねけ地区地すべり対策事業 新潟県	再々評価	14	19	保人人家(52戸) 公共施設(国道、県道、鉄道)等	13	1.5	・現在も地すべりが滑動中であり、年間1m程度の移動が観測されている。	継続
蒲池地区地すべり対策事業 新潟県	再々評価	11	35	保人人家(81戸) 公共施設(県道、市道)等	11	3.2	・現在も亀裂・崩壊等地すべりの兆候が認められる。	継続
トチ山地区地すべり対策事業 新潟県	再々評価	22	56	保人人家(137戸) 公共施設(県道、町道)等	21	2.7	・現在も亀裂・崩壊等地すべりの兆候が認められる。	継続
結地区地すべり対策事業 新潟県	再々評価	20	70	保人人家(105戸) 公共施設(県道、市道)等	23	3.0	・現在も亀裂・崩壊等地すべりの兆候が認められる。	継続
大橋地区地すべり対策事業 新潟県	再々評価	9.9	69	保人人家(114戸) 公共施設(県道、町道)等	10	6.9	・現在も亀裂・崩壊等地すべりの兆候が認められる。	継続
沢連地区地すべり対策事業 富山県	再々評価	15	41	保人人家(35戸) 公共施設(県道、村道、公民館、神社、障害者施設)等	17	2.4	・現在も春先の融雪期や梅雨期には、法面崩壊が発生している。 ・保全対象には災害弱者施設がある。	継続
沢連地区地すべり対策事業 富山県	再々評価	15	41	保人人家(35戸) 公共施設(県道、村道、公民館、神社、障害者施設)等	17	2.4	・現在も春先の融雪期や梅雨期には、法面崩壊が発生している。 ・保全対象には災害弱者施設がある。	継続
谷地区地すべり対策事業 富山県	再々評価	15	26	保人人家(6戸) 公共施設(県道、村道、公民館)等	15	1.7	・現在も斜面や道路等に亀裂が発生するなどの地すべりの兆候が認められる。	継続
北山地区地すべり対策事業 富山県	再々評価	9.6	39	保人人家(39戸) 公共施設(県道、村道、村役場、公民館、神社、病院)等	10	3.8	・現在も亀裂等の地すべりの兆候が認められる。 ・県道はスキー場や病院に通じる唯一の道路である。	継続
湯地区地すべり対策事業 富山県	再々評価	17	38	保人人家(34戸) 公共施設(県道、村道、公民館、寺、神社、温泉、郵便局、図書館)等	16	2.3	・平成10年8月の集中豪雨時に大規模な崩壊が発生した。 ・現在でも民家にクラック等の被害が生じるなど地すべりの兆候が認められる。	継続
見座・相倉地すべり対策事業 富山県	再々評価	13	27	保人人家(50戸) 公共施設(国道、村道、公民館、寺)等	13	2.0	・過去に幾度もの地すべりが発生しており、現在も亀裂・崩壊等地すべりの兆候が認められる。 ・保全対象には国道156号、国道304号等の重要交通網、民家および世界遺産に指定された集落等がある。	継続
胡桃地区地すべり対策事業 富山県	再々評価	37	35	保人人家(70戸) 公共施設(県道、公民館、神社)等	34	1.0	・昭和39年に大規模な地すべりが発生し人家87戸が全壊する被害を受けている。 ・現在も、斜面に亀裂が発生する等の地すべりの兆候が認められる。	継続
国見地区地すべり対策事業 富山県	再々評価	67	65	保人人家(79戸) 公共施設(県道、市道、公民館)等	63	1.0	・昭和63年には県道を隆起させる大規模な地すべりが発生している。 ・現在も地すべりの頭部で変位が観測されるなど不安定な状態が続いている。	継続
小滝地区地すべり対策事業 富山県	再々評価	9.3	19	保人人家(100戸) 公共施設(県道、市道)等	9.2	2.1	・現在も亀裂・崩壊等地すべりの兆候が認められる。	継続
坪池地区地すべり対策事業 富山県	再々評価	15	32	保人人家(69戸) 公共施設(県道、研修センター)等	18	1.7	・昭和53年の梅雨期には地すべりが発生している。 ・現在も亀裂・崩壊等地すべりの兆候が認められる。	継続
論田熊無地区地すべり対策事業 富山県	再々評価	28	134	保人人家(248戸) 公共施設(国道、市道、公民館)等	32	4.2	・現在も亀裂・崩壊等地すべりの兆候が認められる。	継続
一列地区地すべり対策事業 富山県	再々評価	14	77	保人人家(105戸) 公共施設(県道、市道、公民館、保育園、小学校)等	15	5.2	・現在も亀裂・崩壊等地すべりの兆候が認められる。	継続
桑島地区地すべり対策事業 石川県	再々評価	11	20	保人人家(35戸) 公共施設(国道、公民館)等	15	1.4	・現在も亀裂・崩壊等地すべりの兆候が認められる。 ・保全対象の国道は緊急輸送道路に指定されている。	継続
田の島地区地すべり対策事業 石川県	再々評価	7.2	36	保人人家(73戸) 公共施設(市道)等	9.2	3.9	・現在も亀裂・崩壊等地すべりの兆候が認められる。 ・地すべり末端部には人家密集地がある。	継続
中谷地区地すべり対策事業 石川県	再々評価	7.1	15	保人人家(23戸) 公共施設(県道)等	9.8	1.5	・現在も亀裂・崩壊等地すべりの兆候が認められる。 ・地すべり末端部には中谷内川があり、河道閉塞の危険が高い。	継続

本省河川局全課
(課長 坂口 哲夫)

南垣外地区地すべり対策事業 岐阜県	再々評価	30	35	保全人家72戸、農地9.9ha、送電鉄塔2基、県道、市道等	29	1.2	・平成元年に地すべり端部の崖部が変状、平成11年にもすべり面の動きが観測され、地すべり活動は継続している。 ・地域住民も事業継続、早期完成を要望している。	継続
口坂本地区地すべり対策事業 静岡県	再々評価	90	153	保全人家97戸、 県道2路線 等	116	1.3	・過去に数回の災害実績があるが（近年では平成13年6月に発生）、緊急度の高いブロックから順次対策工を実施しており、事業進捗に伴い対策工実施ブロックでは地すべり活動の沈静化が確認され、事業効果が発揮されている。しかし対策工未着手ブロックでは、活発な地すべり活動が継続しているため、事業の継続が必要である。	継続
大畑地区地すべり対策事業 愛知県	再々評価	23	24	保全人家29戸、 事業所3箇所、 公民館2棟、 簡易水道施設、 耕地、県道、町道 等	22	1.1	・住民の生命に係わる防災事業であることに加え、周辺集落の生命線となっている県道の保全、下流河川への土砂流出防止による国土保全等の効果が挙げられる。	継続
四谷地区地すべり対策事業 愛知県	再々評価	7.3	8.4	保全人家18戸、 事業所1箇所、公民館1棟、 小学校、保育園、 耕地（棚田）、 県道、町道 等	7.1	1.2	・住民の生命に係わる防災事業であることに加え、周辺集落の生命線となっている主要地方道の保全、貴重な文化遺産である棚田の保全等の効果が挙げられる。	継続
小谷地すべり対策事業 京都府	10年 継続中	2.9	5.1	保全人家戸数：11戸 重要公施設：3施設	2.8	1.8	・大規模な地すべりブロックが存在し、放置すれば災害発生の恐れは依然として強い。	継続
黒田地区地すべり対策事業 兵庫県	10年 継続中	10	15	人家32戸 国道800m	9.5	1.5	・大規模な地すべりブロックが存在し、放置すれば災害発生の恐れは依然として強い。	継続
宿地区地すべり対策事業 兵庫県	10年 継続中	10	26	人家59戸 国道600m	9.8	2.7	・大規模な地すべりブロックの対策が完了しておらず、放置すれば災害発生の恐れは依然として強い。	継続
谷地区地すべり対策事業 福井県	再々評価	11	19	一般資産被害、農作業被害、 公共土木施設等被害、人的被害の軽減額	18	1.0	・昭和61年には土石流災害により死者1名の被害が発生しており、現在も区域内で地すべり発生の兆候が見られる。	継続
大丹生地区地すべり対策事業 福井県	再々評価	8.6	38	一般資産被害、農作業被害、 公共土木施設等被害、人的被害の軽減額	20	1.9	・平成13年にはけがれ崩れが発生しており、現在も区域内で地すべり発生の兆候が見られる。	継続
居倉第1地区地すべり対策事業 福井県	再々評価	10	33	一般資産被害、農作業被害、 公共土木施設等被害、人的被害の軽減額	22	1.5	・昭和54年にはけがれ崩れが発生しており、現在も区域内で地すべり発生の兆候が見られる。	継続
大滝地区地すべり対策事業 福井県	再々評価	8.0	87	一般資産被害、公共土木施設 等被害、人的被害の軽減額	18	5.0	・昭和40年には地すべり災害により死者10名の被害が発生しており、現在も区域内で地すべり発生の兆候が見られる。	継続
大沢地区地すべり対策事業 滋賀県	再々評価	10	18	人家21戸、県道390m、町道 880m、公民館1、農業集落排水 処理施設1、老人憩いの家 1、水田4.15ha、茶畑 1.22ha、その他畑・果樹園 0.7ha	10	1.8	・昭和34年の伊勢湾台風時には宅地の石積崩壊等、多数の被害が発生している。また、昭和52年には地すべりによる水田被害が深刻化し、新築報道される。最近では平成13年8月の台風による集中豪雨により地すべりが発生し人家の茶畑が崩壊するなど不安定な状態が続いている。	継続
大谷地区地すべり対策事業 兵庫県	再々評価	11	44	人家66戸 県道1300m	12	3.8	・未着手の地すべりブロックが残っており、放置すれば災害発生の恐れは依然として強い。	継続
高坂地区地すべり対策事業 兵庫県	再々評価	17	20	人家22戸 県道150m	18	1.1	・未着手の地すべりブロックが残っており、放置すれば災害発生の恐れは依然として強い。	継続
林ヶ峯地区地すべり対策事業 和歌山県	再々評価	5.1	4.8	民家31戸、町道、農道、公民館	2.0	2.4	・過去には昭和35年と平成7年に被災しており、平成13年の豪雨の際にも地すべり活動が確認されている。	継続
沼田地区地すべり対策事業 和歌山県	再々評価	25	25	民家40戸、ミカン畑、県道、 町道	13	1.9	・平成5年度に災害関連緊急地すべり対策事業を実施した。また、現在も別のブロックで明確な地すべり活動が確認されている。 ・土壌が河川に流入すれば釜屋町内に被害を及ぼす。	継続
山田中地区地すべり対策事業 島根県	10年 継続中	3.4	23	保全人家51戸 公民館1 保育所1 国道 785m 市道 2225m 田 14.8ha 畑 1.2ha	3.3	7.1	・地元情勢 ・将来の社会情勢 ・地域振興への影響 ・自然環境への影響 ・事業中止等のリスク ・代替案・コスト等	継続
三谷地区地すべり対策事業 島根県	再々評価	12	25	保全人家41戸 集会所1 小学校1 市道 3070m 田 4.0ha 畑 3.2ha	11	2.2	・地元情勢 ・将来の社会情勢 ・地域振興への影響 ・自然環境への影響 ・事業中止等のリスク ・代替案・コスト等	継続
下達埜地区地すべり対策事業 島根県	再々評価	6.0	43	保全人家88戸 集会所1 国道 600m 町道 2300m 田 0.9ha 畑 4.0ha	5.8	7.5	・地元情勢 ・将来の社会情勢 ・地域振興への影響 ・自然環境への影響 ・事業中止等のリスク ・代替案・コスト等	継続
別所地区地すべり対策事業 島根県	再々評価	7.3	7.1	保全人家18戸 公民館1 小学校1 県道 2080m 市道 550m 田 0.8ha 畑 2.4ha	7.1	1.0	・地元情勢 ・将来の社会情勢 ・地域振興への影響 ・自然環境への影響 ・事業中止等のリスク ・代替案・コスト等	継続
庄部地区地すべり対策事業 島根県	再々評価	8.5	20	保全人家46戸 集会所1 県道 2000m 市道 3650m 田 4.4ha 畑 13.8ha	8.6	2.3	・地元情勢 ・将来の社会情勢 ・地域振興への影響 ・自然環境への影響 ・事業中止等のリスク ・代替案・コスト等	継続
六坊地区地すべり対策事業 島根県	再々評価	12	30	保全人家64戸 公民館1 県道 1300m 市道 823m 田 2.0ha 畑 2.0ha	12	2.5	・地元情勢 ・将来の社会情勢 ・地域振興への影響 ・自然環境への影響 ・事業中止等のリスク ・代替案・コスト等	継続
中村若月地区地すべり対策事業 島根県	再々評価	4.8	47	保全人家102戸 公民館3 駐在所1 市道 2550m JR 240m 田 0.8ha 畑 1.1ha	4.6	10.2	・地元情勢 ・将来の社会情勢 ・地域振興への影響 ・自然環境への影響 ・事業中止等のリスク ・代替案・コスト等	継続
伊野浦地区地すべり対策事業 島根県	再々評価	10	24	保全人家36戸 集会所1 公民館1 県道 600m 市道 1600m 畑 2.0ha	11	2.2	・地元情勢 ・将来の社会情勢 ・地域振興への影響 ・自然環境への影響 ・事業中止等のリスク ・代替案・コスト等	継続
東山地区地すべり対策事業 島根県	再々評価	6.8	75	保全人家95戸 公民館1 高校1 市道 4000m 田 12.0ha 畑 0.5ha	7.0	10.8	・地元情勢 ・将来の社会情勢 ・地域振興への影響 ・自然環境への影響 ・事業中止等のリスク ・代替案・コスト等	継続

本省河川局保全課
(課長 坂口 哲夫)

上里地区地すべり対策事業 島根県	再々評価	8.6	42	保全人家86戸 公民館3 県道 685m 市道 6845m 田 22.5ha 畑 7.0ha	8.0	5.2	・地元情勢 ・将来の社会情勢 ・地域振興への影響 ・自然環境への影響 ・事業中止等のリスク ・代替案・コスト等	継続
前田地区地すべり対策事業 山口県	10年 継続中	700	7,614	一般資産：5,701 公共土木施設：155 人的：1,758	773	9.9	・安心感向上効果 ・土地利用高度化効果 ・土地利用可能地拡大効果 ・定住人口維持効果 ・地価に及ぼす影響効果	継続
京上地区地すべり対策事業 徳島県	10年 継続中	5.8	51	・保全人家戸数61戸 ・道路 ・役場、図書館、郵便局、診療所	6.1	8.3	H44台風11号により、村道崩壊、人家ケガなどの災害が発生。 地元地すべりに対する認識は深く、事業に対する評価は高い。 地元は事業に対し協力的であり、円滑に事業が進捗。	継続
西浦地区地すべり対策事業 徳島県	10年 継続中	6.1	76	・保全人家戸数160戸 ・道路 ・郵便局、診療所、小学校	5.9	12.9	S47集中豪雨により、民家半壊を伴う斜面崩壊が発生。 地元地すべりに対する認識は深く、事業に対する評価は高い。 地元は事業に対し協力的であり、円滑に事業が進捗。	継続
加茂山地区地すべり対策事業 徳島県	再々評価	11	30	・保全人家戸数39戸 ・耕地15.6ha ・道路 ・小学校、幼稚園	11	2.7	・経年的な地すべり活動により、家屋、道路、耕地に亀裂等が発生。 ・地元地すべりに対する認識は深く、事業に対する評価は高い。 ・地元は事業に対し協力的であり、円滑に事業が進捗。	継続
有瀬地区地すべり対策事業 徳島県	再々評価	15	38	・保全人家戸数56戸 ・耕地11.9ha ・道路 ・小学校	15	2.5	H45梅雨前線豪雨により、大規模な斜面崩壊が発生。 地元地すべりに対する認識は深く、事業に対する評価は高い。 地元は事業に対し協力的であり、円滑に事業が進捗。	継続
倉石地区地すべり対策事業 徳島県	再々評価	16	86	・保全人家戸数145戸 ・耕地42.0ha ・道路 ・小学校、幼稚園、郵便局	16	5.2	保全対象には災害弱者施設である幼稚園、高齢者コミュニティを有している。 H49台風豪雨により、山腹崩壊が発生。 地元地すべりに対する認識は深く、事業に対する評価は高い。 地元は事業に対し協力的であり、円滑に事業が進捗。	継続
春日川上流地区地すべり対策事業（雑島） 香川県	10年 継続中	6.3	6.1	・保全人家97戸 ・小学校、病院 ・県道、町道	6.0	1.0	・経年的な地すべり活動が継続しているなど地すべり兆候が明瞭である。 ・地元調整に問題はなく、円滑に事業が進捗。 ・地元は施設管理にも協力的であるなど、事業に対する理解と認識は深い。	継続
大久保地区地すべり対策事業 高知県	再々評価	6.2	23	・保全人家48戸 ・耕地20.1ha ・国道、町道	6.3	3.6	・経年的な地すべり活動により、家屋、道路、耕地に亀裂等が発生。 ・地元地すべりに対する認識は深く、事業に対する評価は高い。 ・地元は事業に対し協力的であり、円滑に事業が進捗。	継続
大砂子地区地すべり対策事業 高知県	再々評価	9.2	29	・保全人家64戸 ・耕地10.1ha ・国道、町道	10	3.1	・H11.6.29梅雨前線に伴う豪雨により、山腹崩壊が発生し、農道の通行止め等の災害が発生。 ・地元地すべりに対する認識は深く、事業に対する評価は高い。 ・地元は事業に対し協力的であり、円滑に事業が進捗。	継続
佐賀山地区地すべり対策事業 高知県	再々評価	8.2	26	・保全人家60戸 ・耕地65.3ha ・町道	9.0	2.9	・経年的な地すべり活動により、家屋、道路、耕地に亀裂等が発生。 ・地元地すべりに対する認識は深く、事業に対する評価は高い。 ・地元は事業に対し協力的であり、円滑に事業が進捗。	継続
川井地区地すべり対策事業 高知県	再々評価	9.2	30	・保全人家124戸 ・耕地24.7ha ・国道、町道 ・町役場、病院	10	3.0	・経年的な地すべり活動により、家屋、道路、耕地に亀裂等が発生。 ・地元地すべりに対する認識は深く、事業に対する評価は高い。 ・地元は事業に対し協力的であり、円滑に事業が進捗。	継続
溜井地区地すべり対策事業 高知県	再々評価	7.8	29	・保全人家55戸 ・耕地46.8ha ・町道	8.9	3.3	・H11台風5号により崩壊が発生し、町道の崩壊や畑の亀裂等の災害が発生。 ・地元地すべりに対する認識は深く、事業に対する評価は高い。 ・地元は事業に対し協力的であり、円滑に事業が進捗。	継続
相川地区地すべり対策事業 高知県	再々評価	11	31	・保全人家64戸 ・耕地120ha ・国道、町道 ・消防、小学校	12	2.7	・S51台風17号により家屋破損、H10豪雨により農道及び畑に亀裂等の災害が発生。 ・地元地すべりに対する認識は深く、事業に対する評価は高い。 ・地元は事業に対し協力的であり、円滑に事業が進捗。	継続
高須地区地すべり対策事業 高知県	再々評価	7.7	33	・保全人家63戸 ・耕地43ha ・町道	7.7	4.3	・経年的な地すべり活動により、家屋、道路、耕地に亀裂等が発生。 ・地元地すべりに対する認識は深く、事業に対する評価は高い。 ・地元は事業に対し協力的であり、円滑に事業が進捗。	継続
打木地区地すべり対策事業 高知県	再々評価	16	28	・保全人家33戸 ・耕地112ha ・林地29.4ha	16	1.7	・S51台風17号により耕地及び道路に亀裂、S63梅雨前線豪雨により農道亀裂等の災害が発生。 ・地元地すべりに対する認識は深く、事業に対する評価は高い。 ・地元は事業に対し協力的であり、円滑に事業が進捗。	継続
谷の内地区地すべり対策事業 高知県	再々評価	24	70	・保全人家27戸 ・耕地54.11ha ・林地151.18ha	25	2.8	・S50、S51台風17号により町道や橋梁、民家が被災、H11台風5号により1戸移転、橋梁半壊の災害が発生。 ・地元地すべりに対する認識は深く、事業に対する評価は高い。 ・地元は事業に対し協力的であり、円滑に事業が進捗。	継続
橋神地区地すべり対策事業 高知県	再々評価	10	19	・保全人家38戸 ・耕地10.31ha ・国道、町道	10	1.9	・S50台風17号による災害履歴がある。 ・地元地すべりに対する認識は深く、事業に対する評価は高い。 ・地元は事業に対し協力的であり、円滑に事業が進捗。	継続
長者地区地すべり対策事業 高知県	再々評価	26	86	・保全人家109戸 ・耕地21.5ha ・国道、県道 ・町役場、小学校、保育園	27	3.2	・S38台風9号により耕地崩壊の災害が発生。また、排水トンネルが破損するなど経年的地すべり状況が続いている。 ・地元地すべりに対する認識は深く、事業に対する評価は高い。 ・地元は事業に対し協力的であり、円滑に事業が進捗。	継続
板の木地区地すべり対策事業 高知県	再々評価	5.8	15	・保全人家24戸 ・耕地11.19ha ・町道	6.3	2.3	・S51台風17号により耕地、村道、家屋の災害が発生。 ・地元地すべりに対する認識は深く、事業に対する評価は高い。 ・地元は事業に対し協力的であり、円滑に事業が進捗。	継続
吹春（1）地区地すべり対策事業 福岡県	再々評価	7.4	20	保全人家35戸 国道3号	7.2	2.8	・昭和28年、昭和37年、昭和52年、昭和57年に当地区で地すべりが発生。家屋等に被害。	継続
山中地区地すべり対策事業 福岡県	再々評価	7.5	14	保全人家52戸	7.3	1.9	・昭和63年に当地区で地すべりが発生。家屋、町道、耕作地等に被害。	継続

本省河川局保全課
（課長 坂口 哲夫）

藤ノ木地区地すべり対策事業 福岡県	再々評価	10	35	保全人家 161戸	10	3.4	・昭和28年、昭和47年に当地区で地すべりが発生。家屋、町道等に被害。	継続	本省河川局保全課 (課長 坂口 哲夫)
寺浦地区 補助地すべり対策事業 佐賀県	10年 継続中	6.0	8.0	国道204号、二級河川座川、人家10戸、公民館、耕地7ha	7.2	1.1	・昭和32、42、55年及び平成2、3年の集中豪雨により区域内の果樹園や国道に亀裂が発生。また梅雨期には小崩壊が繰り返し発生している。	継続	
白井岳地区地すべり対策事業 長崎県	再々評価	9.0	28	保全人家 370戸 保全対象 二級河川・県道・市道	12	2.4	・昭和55年頃から地すべり活動が活発化し、住民生活に被害を及ぼした。また、平成11年にも地すべり災害が発生している。	継続	
腰差地区地すべり対策事業 長崎県	再々評価	27	29	保全人家 261戸 保全対象 二級河川・国道・鉄道	25	1.1	・昭和30年頃から地すべり活動が確認され、その後、平成に入り活発化し対策工事に着手しているが、平成7年にも大規模な地すべり災害が発生している。	継続	
園田地区地すべり対策事業 長崎県	再々評価	10	14	保全人家 28戸 保全対象 二級河川・市道	13	1.0	・昭和57年の長崎大水害の豪雨により地すべりの兆候が現れ始め、昭和60年の集中豪雨では人家や道路に大きな被害をもたらした。	継続	
高野地区地すべり対策事業 長崎県	再々評価	14	211	保全人家 496戸 保全対象 県道・市道	17	12.8	・昭和62年の集中豪雨により地すべり災害が発生し、人家、市道、農地に大きな被害をもたらした。	継続	
大屋地区地すべり対策事業 長崎県	再々評価	15	90	保全人家 204戸 保全対象 町道	24	3.7	・昭和30年代に地すべりが発生し、昭和47年の集中豪雨により活動が活発化し、家屋等に被害が発生した。その後、平成4年にも大規模な地すべり災害が発生している。	継続	
里地区地すべり対策事業 長崎県	再々評価	11	38	保全人家 58戸 保全対象 市道	15	2.6	・昭和30年代後半から地すべりの兆候が現れ始め、昭和55年の集中豪雨により地すべり活動が活発化し、道路、家屋等に被害が発生した。	継続	
野崎地区地すべり対策事業 長崎県	再々評価	7.9	31	保全人家 69戸 保全対象 県道・市道	11	2.9	・昭和60年の集中豪雨により大規模な地すべり災害が発生し、県道、人家・耕地等に大きな被害をもたらした。	継続	
大崎地区地すべり対策事業 長崎県	再々評価	6.1	20	保全人家 46戸 保全対象 市道・耕地	8	2.4	・昭和50年頃から地すべりの兆候が現れ始め、その後活発化し、人家や市道、農地等に被害が発生した。	継続	
飛島地区地すべり対策事業 長崎県	再々評価	12	25	保全人家 37戸 保全対象 市道・小学校	14	1.8	・昭和60年頃から地すべり活動が活発化し、家屋や道路等に被害が発生した。その後、平成12年の豪雨により地すべり災害が発生し、人家に被害をもたらした。	継続	
松島外平地地区地すべり対策事業 長崎県	再々評価	9.4	18	保全人家 47戸 保全対象 県道・町道	12	1.5	・昭和60年頃の集中豪雨により地すべり活動が活発化し、県道、町道や人家に被害が発生した。	継続	
袴野地すべり対策事業 熊本県	再々評価	9.9	21	地すべり対策事業の費用便益マニュアル(案)(平成11年建設省作成)に基づき算出	10	2.1	(災害発生時の影響) 地すべりが発生すると、地すべり防止区域内に小中学校及び12軒の人家があり、多大な被害が想定できる。 (過去の災害実績) 昭和28、46年、民家裏の斜面崩壊多数発生。昭和54～56年、平成11年学校グラウンド陥没。 (災害発生時の危険度) 施行中のブロックは特に重要な施設である小中学校があり、校舎にはクランクが顕著にみられる。	継続	
乙原地区地すべり対策事業 大分県	再々評価	27	181	保全対象戸数：2,335戸	31	5.8	・昭和62年、平成5年、平成9年に地すべり災害が発生している。 ・別府温泉の泉源及び観光施設(ラクテンチ)等の保全により地域経済の安定を図る。	継続	
兼城地区地すべり対策事業 沖縄県	再々評価	5.9	19	一般資産、人的被害、公共土木施設等	5.9	2.6	・周辺の開発が進んだこと、地すべり兆候が見られること、費用対効果など地すべり対策の緊急性、必要性が高いと判断された。	継続	
吉富地区地すべり対策事業 沖縄県	再々評価	5.8	28	一般資産、人的被害、公共土木施設等	5.8	3.9	・斜面部に地すべり兆候が見られること、費用対効果など地すべり対策の緊急性、必要性が高いと判断された。	継続	

【急傾斜地崩壊対策事業】
(補助)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
南茅部白尻3地区急傾斜地崩壊対策事業 北海道	再々評価	29	96	人家149戸、国道、町道、病院「災害弱者施設」	29	3.3	・保全対象に、国道、南茅部町国民健康保険病院(災害弱者関連施設)等の重要な施設があり事業継続が必要。 ・地域からの事業要望がある。	継続	本省河川局保全課 (課長 坂口 哲夫)
前浜の2急傾斜地崩壊対策事業 宮城県	10年 継続中	9.9	49	人家83戸 町道	12	3.9	・がけ崩れから人家及び町道等を保全するための防災事業である。	継続	
森屋-2地区急傾斜地崩壊対策事業(補助) 山梨県	10年 継続中	3.9	10	10年および50年確率降雨時の被害想定を算出し、各々年便益で積み上げ	3.1	3.2	・過去に土砂崩落が発生していて、急傾斜地崩壊防止施設の新設を行うことにより、人命を保護し、もって国土の保全・民生の安定に資する。	継続	
道芝地区急傾斜地崩壊対策事業 京都府	10年 継続中	5.5	40	保全人家戸数：83戸 重要公共施設：5施設	5.3	7.5	・がけ崩れから人家及び町道等を保全するための防災事業である。	継続	
深谷第2地区急傾斜地崩壊対策事業 福井県	再々評価	10	32	一般資産被害、公共土木施設等被害、人的被害の軽減額	13	2.2	・平成4年には落石が発生しており、現在も区域内でがけ崩れ発生の兆候が見られる。	継続	
南湖地区急傾斜地崩壊対策事業 福井県	再々評価	13	55	一般資産被害、公共土木施設等被害、人的被害の軽減額	20	2.8	・平成14年には落石が発生しており、現在も区域内でがけ崩れ発生の兆候が見られる。	継続	

【雪崩対策事業】
(補助)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
大島地区雪崩対策事業 富山県	10年 継続中	10	59	人家(36戸)公共施設(国道、村道、公民館、高等学校)等	10	6.0	・過去に雪崩による被害が頻発に発生した地区である。 ・保全対象には高等学校や国道156号等重要な施設がある。	継続	本省河川局保全課 (課長 坂口 哲夫)
三ツ屋野地区雪崩対策事業 石川県	再々評価	10	24	保全人家(43戸)、事業所(1戸)公共施設(市道)等	13	1.8	・過去に雪崩による被害が頻発に発生した地区である。	継続	
飯降地区雪崩対策事業 福井県	再々評価	31	45	一般資産被害、公共土木施設等被害、人的被害の軽減額	41	1.1	・昭和56年には表層雪崩が発生しており、現在も区域内で雪崩発生の兆候が見られる。	継続	

【海岸事業】
(直轄)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
胆振海岸 直轄海岸保全施設整備事業 北海道開発局	再々評価	1,836	4,658	侵食戸数 4,371戸 侵食面積 917ha 浸水戸数11,513戸 浸水面積 1,346ha 国道36号 JR室蘭本線	2,032	2.3	・近年においても、直立護岸の倒壊、家屋の浸水被害が度々発生している。 ・保全対象に人家・国道等の重要施設があり、事業継続が必要。 ・地域からの事業要望がある。	継続	
東播海岸 直轄海岸保全施設整備事業 近畿地方整備局	再々評価	467	1,934	侵食戸数 454戸 侵食面積 45ha 浸水戸数4,138戸 浸水面積 209ha	649	3.0	・高潮被害として、昭和39年の台風20号により、重軽傷者9名、家屋流失壊(半壊含)178戸、床上・床下浸水286戸など昭和に入ってから49回の被害が記録にとどめられている。 ・侵食被害として、1.0-1.5m/年という割合で進行している。 ・東播海岸の沿岸地域は、東西交通を結ぶ主要幹線が集中しており、人口、資産が増加し、市街化も進んでいる状況からも東播海岸では、高潮による浸水被害や海岸侵食から当該地域を防護し、国土を保全するため、引き続き事業を継続する。	継続	
皆生海岸 直轄海岸保全施設整備事業 中国地方整備局	再々評価	328	1,973	侵食面積 45ha 侵食戸数 1戸 浸水面積 529ha 浸水家屋1,332戸	366	5.4	・離岸堤沖合の海岸侵食に起因する離岸堤崩壊に伴う背後地の侵食と西側区域への侵食の伝播 ・皆生海岸という観光拠点における海岸環境の低下 ・災害発生時の影響度と過去の災害実績等	継続	
高知海岸(南国工区) 直轄海岸保全施設整備事業 四国地方整備局	再々評価	166	459	浸水戸数 442戸 浸水面積 140ha	253	1.8	・昭和45年10号台風により、十市-仁井田地区にかけてバラベツおよび天端舗装が破壊した。 ・昭和49年14号台風および16号台風により、人的被害は生じなかったが、堤防が295m倒壊し、背後地のビニールハウス群を中心に農地の流失や約4haの冠水が生じた。 ・昭和54年16号台風により、仁井田地区の堤防が219mに渡り倒壊した。	継続	本省河川局 砂防部保全課海岸室 (室長 細見 寛)
高知海岸(長浜工区-新居工区) 直轄海岸保全施設整備事業 四国地方整備局	10年 継続中	558	11,058	浸水戸数5,119戸 浸水面積 226ha	662	16.7	・昭和54年台風16号により、長浜-戸原、新居工区で974.5mにわたり被災。 ・平成2年台風14号により、長浜-戸原、新居工区で1,029mにわたり被災。 ・平成3年台風9号により、長浜工区における海岸堤防破壊と陥没が176m、駒浜の洗掘区間1,615mが被災。 ・平成5年台風7号により、戸原工区において堤防110m(うち堤防決壊70m)が被災。 ・平成13年台風11号により、海岸堤防前面の砂浜が消失し、海岸堤防が被災した。 ・平成14年台風22号により、長浜工区の堤防が被災した。	継続	
有明海岸 直轄海岸保全施設整備事業 九州地方整備局	再々評価	977	7,059	浸水面積6,586ha	2,767	2.5	・有明海岸の背後地は、低平地であり、ひとたび高潮に襲われると甚大な被害が発生する。昭和60年台風13号により、死者3名、家屋破壊350戸、浸水家屋582戸と多大な被害が発生している。今後は、堤防整備、樋管の改築等を行い治水安全度の向上を図る。	継続	
釜石港海岸 湾口地区 直轄海岸保全施設整備事業 東北地方整備局	1 再々評価	1,240	2,359	想定浸水面積 : 141ha 輸送コスト削減 (H18 想定取扱貨物量2,033千t) 避泊水域の確保 (H14避泊可能隻数 6隻)	1,967	1.2	・津波による浸水被害を低減させることにより、安全性の向上をはかることができる。 ・防波堤の整備により、港内の静穏度が向上し、船舶の安定的で効率的な輸送が可能となる。また、係留している船舶の破損や、あるいはこれを選避するための避泊を回避できる。 ・排出ガスの減少(NOx:72トン/年、CO2:2,660トン-C/年)	継続	
津松阪海岸 松阪地区 直轄海岸保全施設整備事業 中部地方整備局	10年 継続中	47	326	想定浸水面積 : 230ha	54	6.0	・波浪による越波を減少させることにより、安全性の向上をはかることができる。また、地震時における施設の安全性の向上、浸水被害の危険性の低減をはかることができる。	継続	本省港湾局 海岸・防災課 (課長 須野原 豊)
須崎海岸 湾口地区 直轄海岸保全施設整備事業 四国地方整備局	1 再々評価	464	1,021	想定浸水面積 : 202ha 避泊水域の確保 (H22 避泊可能隻数 2隻)	554	1.8	・津波による浸水被害を低減させることにより、安全性の向上をはかることができる。 ・防波堤の整備により、港内の静穏度が向上し、船舶の安定的で効率的な輸送が可能となる。また、係留している船舶の破損や、あるいはこれを選避するための避泊を回避できる。	継続	

1は、港湾整備事業と一体的に評価

(補助)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
百石海岸高潮対策事業 青森県	再々評価	59	1,732	浸水戸数 113戸 浸水面積 2ha	105	16.5	・昭和35年のチリ地震津波により死者3名、昭和43年の十勝沖地震津波により死者46名の犠牲者を出す被害を受けている。また、冬期風浪等の越波・高潮被害も度々を受けている。 ・当海岸の背後地は幹線道路の国道338号が走り、工業団地が造成されている。	継続	
横道海岸高潮対策事業 青森県	再々評価	56	1,713	浸水戸数 265戸 浸水面積 3ha	102	16.8	・昭和35年のチリ地震津波により死者3名、昭和43年の十勝沖地震津波により死者46名の犠牲者を出す被害を受けている。また、冬期風浪等の越波・高潮被害も度々を受けている。 ・当海岸の背後地は幹線道路の国道338号が走り、工業団地が造成されている。	継続	
菖蒲田海岸高潮対策事業 宮城県	再々評価	43	136	浸水戸数 300戸 浸水面積 43ha 県道塩竈七ヶ浜多賀城線	84	1.6	・仙台近郊の海水浴場として多くの人々が訪れる菖蒲田海岸は、近年砂浜の侵食が著しく進み、越波や堤防等の被害が発生した。そのため、高潮、波浪、津波等による災害を防止し、国土安全を図るものである。	継続	本省河川局 砂防部保全課海岸室 (室長 細見 寛)
磯原海岸高潮対策事業 茨城県	再々評価	35	58	浸水戸数 165戸 浸水面積 15ha	47	1.2	・沖合施設の整備によって砂浜の保全が図られ、マリンスポーツ等海岸利用が促進された。護岸の整備を引き続き行い、浸水被害の軽減の効果を発揮する必要がある。	継続	
北九十九里海岸高潮対策事業 千葉県	再々評価	57	621	侵食戸数 754戸 侵食面積 165ha 浸水戸数 487戸 浸水面積 95ha	86	7.3	・昭和48年から昭和58年にかけて汀線が最大で約40m後退した。平成9年9月には越波により堤防と住宅との間の低地が冠水した。また、海岸背後の自転車道が被災した。 ・平成5年7月緩傾斜護岸が357m被災した。	継続	

千倉海岸高潮対策事業 千葉県	再々評価	40	232	浸食戸数 25戸 浸食面積 20ha 浸水戸数 210戸 浸水面積 22ha	79	3.0	・平成3年9月 台風18号により緩傾斜護岸74mが被災した。 ・昭和59年10月 低気圧通過に伴う波浪により緩傾斜護岸267.8mが被災した。 ・昭和57年10月 台風21号により護岸120mが被災した。 ・CC2に認定され背後地と一体となった整備を推進している。	継続	
静岡海岸高潮対策事業 静岡県	再々評価	75	116	浸水戸数4,463戸 浸水面積 496ha 国道150号	5.7	20.3	・昭和50年代は、ほぼ2年に1回の頻度で海岸堤防の決壊や背後道路の流失などの被害が生じていたが、離岸堤群の建設によって、最近10年間は土砂の打ち上げが同所的にみられる程度にまで保全機能が回復した。また、場所によっては100m近く浜幅が広がるなど、砂浜の回復傾向が見られるようになり、回復された砂浜では、散歩やバーベキューなど多様な利用がなされている。	継続	
吉良海岸高潮対策事業 愛知県	再々評価	29	506	浸水戸数 2,900戸 浸水面積 494ha	34	14.9	・当海岸の背後地は、海拔ゼロメートル地帯であり市街地が広がり、国道247号、名鉄三河線、名鉄西尾線といった主要な交通網が整備されている。当施設は築40年以上経過し老朽化が進み地盤沈下が進んでいる。さらに、この地層は東海・東南海地震時に液状化が生じ、堤防崩壊による浸水被害が発生する可能性が大きく地震災害時の堤防高さの確保が必要である。	継続	
真野海岸高潮対策事業 愛知県	再々評価	23	330	浸水戸数2,600戸 浸水面積 574ha	26	12.5	・当海岸の背後地は、海拔ゼロメートル地帯であり市街地が広がり、国道247号、名鉄三河線といった主要な交通網が整備されている。当施設は築40年以上経過し老朽化が進み地盤沈下が進んでいる。さらに、この地層は東海・東南海地震時に液状化が生じ、堤防崩壊による浸水被害が発生する可能性が大きく地震災害時の堤防高さの確保が必要である。	継続	
御浜海岸高潮対策事業 三重県	再々評価	77	204	浸水戸数 267戸 浸水面積 12ha	98	2.1	・当海岸における浸水区域には、地域の幹線である国道42号が走り、その周辺は人家密集地帯となっていることから、災害発生時の影響は甚大である。	継続	
井田海岸高潮対策事業 三重県	再々評価	151	385	浸水戸数 85戸 浸水面積 18ha	167	2.3	・当海岸における浸水区域には、地域の幹線である国道42号及びJR紀勢本線が走り、その周辺は人家密集地帯となっていることから、災害発生時の影響は甚大である。平成6年の台風7号及び9号により、堤防破壊L=436m、堤防基礎洗掘L=283mの被災となり、災害復旧関連事業の採択を受けた。	継続	
重井海岸高潮対策事業 広島県	再々評価	12	131	浸水戸数 153戸 浸水面積 35ha 国道317号	17	7.8	・昭和29年の台風12号により、浸水家屋3戸、工場1棟、浸水面積7haの被害を受けている。また、西瀬戸自動車道の開通に伴い、アクセス道路の国道317号が整備され、沿線にはショッピングセンター、人家等の建物も増加している。	継続	
大和海岸高潮対策事業 福岡県	再々評価	38	2,333	浸水戸数1,610戸 浸水面積2,244ha	70	33.4	・計画高TP+7.5mに対して、現況高+6.1mと低く、必要な天端高が不足している。その中で、地元住民は、過去の高潮災害を経験しており、必要性を十分認識している。海岸の背後地には、海苔加工団地の計画があり、公共施設などの資産増加が見込まれる。	継続	本省河川局 砂防部保全課海岸室 (室長 細見 寛)
柳川海岸高潮対策事業 福岡県	再々評価	183	5,590	浸水戸数6,827戸 浸水面積2,203ha	239	23.4	・計画高TP+7.5mに対して、現況高+6.1mと低く、必要な天端高が不足している。その中で、地元住民は、過去の高潮災害を経験しており、必要性を十分認識している。海岸の背後地には、柳川浄化センターが存在し、将来、海苔加工団地の計画もあり、公共施設などの資産増加が見込まれる。	継続	
荒尾海岸高潮対策事業 熊本県	再々評価	36	184	浸水戸数 110戸 浸水面積 46ha	53	3.5	・背後地は、低平地が広がり、JR鹿児島本線が並行するなど資産が集積する本県北部の社会経済の中心であることから、想定の高潮が発生した場合、甚大な被害が発生することにも、その影響が広範囲に及ぶ。	継続	
宇佐海岸高潮対策事業 大分県	再々評価	55	1,264	浸水戸数 420戸 浸水面積 308ha	107	11.8	・当海岸は閉鎖性海域となっていることから潮位差が大きく、堤防・護岸高の不足等により近年でも平成5年、9年の防波堤を通過した台風による越波被害が発生している。今後の背後地の土地利用の活発化が予想されることから早期の整備が必要とされている。	継続	
喜入海岸高潮対策事業 鹿児島県	再々評価	35	562	浸水戸数 670戸 浸水面積 96ha	30	18.7	・当海岸は、台風等の高波浪時に越波が生じ、背後の人家に浸水等の被害をもたらしている。また、鹿児島市と指宿市を結ぶ幹線道路である国道226号の通行車両等に対し多大な支障をきたしている。	継続	
垂水海岸高潮対策事業 鹿児島県	再々評価	9.0	182	浸水戸数 60戸 浸水面積 25ha	8.0	22.8	・当海岸は、鹿児島島の東岸に位置し、北に桜島を望む景観豊かな海岸線である。海岸背後には、大隈半島の幹線道路となる国道220号があり人家が点在していることから、台風時や冬季風浪時に越波による背後地の被害が発生している。	継続	
函館海岸浸食対策事業 北海道	再々評価	51	179	浸食戸数 59戸 浸食面積 11ha 浸水戸数 180戸 浸水面積 13ha 国道278号	88	2.0	・背後には函館港の川温泉街がひかえていることから、観光・景観に考慮し人工リーフを採用しており、早期完成に向け地元住民・役場・漁業関係者からも積極的な強力を得ている。また人工リーフの構造を検討し、ブロックに変わる石材を使用するなどコスト削減に取り組んでいる。	継続	
森越海岸浸食対策事業 北海道	10年 継続中	13	22	浸食面積 2ha 浸水戸数 6戸 浸水面積 5ha 国道228号	15	1.5	・早期完成に向け地元住民・役場・漁業関係者からも積極的な強力を得ている。また、適期海上施工に努めるなどコスト削減に取り組んでいる。	継続	

紋兵衛海岸侵食対策事業 北海道	再々評価	18	784	侵食戸数 24戸 侵食面積 9ha 浸水戸数 103戸 浸水面積 20ha 道道森・砂原線	25	30.8	・早期完成に向け地元住民・役場・漁業関係者からも積極的な強力を得ている。また、現地発生材（コンクリート小割り殻）を中詰材に有効利用するなどコスト縮減に取り組んでいる。	継続
黄金海岸侵食対策事業 北海道	再々評価	23	480	侵食戸数 2戸 侵食面積 4ha 浸水戸数 145戸 浸水面積 33ha 国道37号 JR室蘭本線	35	13.9	・早期完成に向け地元住民・役場・漁業関係者からも積極的な強力を得ている。また、適期海上施工に努めるなどコスト縮減に取り組んでいる。	継続
知来別海岸侵食対策事業 北海道	再々評価	15	370	侵食戸数 53戸 侵食面積 6ha 浸水戸数 73戸 浸水面積 7ha 国道238号	22	17.1	・早期完成に向け地元住民・役場・漁業関係者からも積極的な強力を得ている。また、人工リープの構造を検討し、現地発生材ブロックを使用するなどコスト縮減に取り組んでいる。	継続
伊奈仁海岸侵食対策事業 北海道	再々評価	38	497	侵食戸数 7戸 侵食面積 7ha 浸水戸数 49戸 浸水面積 26ha 国道244号	57	8.8	・早期完成に向け地元住民・役場・漁業関係者からも積極的な強力を得ている。また、護岸消波工に現地発生材（ブロック）を使用するため近隣にストックするなどコスト縮減に取り組んでいる。	継続
烏沢海岸侵食対策事業 青森県	再々評価	25	329	侵食面積 13ha 浸水家屋 44戸 浸水面積 9ha	26	12.8	・平成3年1月の暴風波浪、平成5年1月の強風波浪、平成6年2月の暴風波浪の越波により護岸の施設被害を受けている。 ・当海岸の背後地は幹線道路の国道279号が走り、人家、資産が密集している。	継続
三沢海岸侵食対策事業 青森県	再々評価	86	488	侵食戸数 340戸 侵食面積 550ha	120	4.1	・昭和58年、平成2年の波浪により堤防等に甚大な被害を受けている。 ・当海岸の背後地は幹線道路の国道338号が走り、人家、資産が点在している。	継続
浜中海岸侵食対策事業 山形県	再々評価	21	41	侵食戸数 29戸 侵食面積 68ha	24	1.7	・当海岸は、近年川からの土砂供給量の減少や日本海特有の冬期風浪により砂浜の侵食が顕著である。背後にはこの地方の発展に極めて重要な庄内空港もあり、侵食に対する保全施設の整備は不可欠な状況である。またH7年度に策定された「山形県新総合発展計画」においても美しく快適な県土、安全な県土形成にあたり重要な事業であると位置付けられている。	継続
宮海海岸侵食対策事業 山形県	再々評価	33	149	侵食戸数 1戸 侵食面積 11ha	42	3.5	・当海岸の背後には、酒田臨海工業団地があり電源拠点となる酒田共同火力や酒田港のリサイクルポート指定に伴う企業の新たな立地が見込まれ、日本海特有の冬期風浪による越波被害から防護するための施設整備の必要性がより一層増大した。S5以降7回ほど道路や消波工が冬期風浪により被災も受けている。「山形県新総合発展計画」では美しく快適な県土、安全な県土形成にあたり重要な事業であると位置付けられている。	継続
鹿嶋海岸侵食対策事業 茨城県	再々評価	86	284	浸水戸数2,262戸 浸水面積 648ha	246	1.2	・砂浜が回復することにより被害の軽減が図られるとともに、マリンスポーツ等海岸利用が促進される。また、被害の軽減に関して地元鹿嶋市より要望がされている。	継続
吉崎海岸侵食対策事業 千葉県	再々評価	36	121	侵食戸数 3戸 侵食面積 39ha 浸水戸数 101戸 浸水面積 82ha	52	2.3	・平成8年9月 台風17号の波浪により緩傾斜護岸及び斜路が被災した。 ・平成8年7月 台風5号の波浪により緩傾斜護岸が被災した。 ・平成7年9月 台風12号の波浪により緩傾斜護岸および管理通路が被災した。 ・平成6年2月 冬季風浪により緩傾斜護岸及び管理用通路が被災した。	継続
一宮海岸侵食対策事業 千葉県	再々評価	115	253	侵食面積 70ha 浸水戸数 241戸 浸水面積 86ha	147	1.7	・平成14年10月 台風21号で680mに渡り浜産となった。また、緩傾斜護岸が被災した。 ・平成9年9月 台風20号で94mに渡り浜産となった。また、緩傾斜護岸が被災した。 ・平成8年9月 台風17号で82mに渡り浜産となった。 ・平成7年9月 台風12号で浜産となった。 ・平成6年9月 台風24号で緩傾斜護岸が被災した。	継続
大湯海岸侵食対策事業 新潟県	再々評価	38	26	侵食戸数 1戸 侵食面積 4ha 浸水戸数 21戸 浸水面積 5ha 一般県道犀潟柿崎線	19	1.4	・直背後には、関東甲信越地方へ天然ガスを供給するバイブラインが存在する。 ・かつては塩田や海水浴ができるほどの砂浜が存在したが、現在は消失している。	継続
荒浜海岸侵食対策事業 新潟県	10年 継続中	44	61	侵食面積 17ha 浸水戸数 95戸 浸水面積 11ha 一般国道352号	53	1.2	・現在は砂浜が消失している。 ・想定浸水区域には、工業団地、国道352号が存在する。 ・人工リープ未整備区間では依然として林野庁所管の防潮工が被災している。	継続
金衛町海岸侵食対策事業 新潟県	再々評価	180	295	侵食戸数 189戸 侵食面積 43ha 市道関屋松波町浜浦町線 市道寄居浜線1号線 市道中央1-117号線	159	1.9	・背後にはマリニア日本海、海浜公園などレクリエーション施設が存在している。 ・砂浜は、県内屈指の海水浴場「間屋浜」として年間18万人以上の利用がある。	継続
桃崎浜海岸侵食対策事業 新潟県	再々評価	42	100	侵食戸数 17戸 侵食面積 100ha 浸水戸数 30戸 浸水面積 22ha 一般国道345号	73	1.4	・背後には国道345号（日本海夕日ライン）が存在している。 ・近年、冬期風浪により侵食が激しく、毎年のように施設災害が発生している。	継続

本省河川局
砂防部保全課海岸室
(室長 細見 寛)

瀬波海岸侵食対策事業 新潟県	再々評価	52	79	侵食戸数 8戸 侵食面積 14ha 浸水戸数 31戸 浸水面積 5ha	57	1.4	・背後には、瀬波温泉の旅館施設や老人福祉センターが存在する。 ・県内外を問わず年間11万人を超える東北地方最大の海水浴場である。	継続	
早川海岸侵食対策事業 新潟県	再々評価	22	83	侵食戸数 41戸 侵食面積 5ha 浸水戸数 6戸 浸水面積 16ha 一般国道345号 JR羽越本線	29	2.9	・背後には国道345号及びJR羽越本線が存在している。 ・瀬波笹川流れ粟島県立自然公園に指定されている。	継続	
桑川海岸侵食対策事業 新潟県	再々評価	25	71	侵食戸数 13戸 侵食面積 5ha 浸水戸数 54戸 浸水面積 4ha 一般国道345号 JR羽越本線	26	2.8	・背後には国道345号及びJR羽越本線が存在している。 ・鳥越山海水浴場は県内外問わず年間4万5千人を超える海水浴場である。 ・瀬波笹川流れ粟島県立自然公園に指定されている。	継続	
富山海岸侵食対策事業 富山県	再々評価	71	1,036	侵食戸数 79戸 侵食面積 45ha 浸水戸数 626戸 浸水面積 166ha	123	8.4	・想定侵食区域内に主要地方道富山魚津線があり、災害発生時に地域の交通に与える影響は甚大である。 ・過去に幾度となく越波・災害が発生しており、また既設護岸の老朽化が著しく護岸の整備に対し地元から強い要望がある。	継続	
境海岸侵食対策事業 富山県	再々評価	92	115	侵食戸数 201戸 侵食面積 33ha 浸水戸数 226戸 浸水面積 37ha JR北陸本線	105	1.1	・想定侵食区域内にJR北陸本線があり、災害発生時に地域の交通に与える影響は甚大である。 ・平成3年2月の冬期風浪では離岸堤・消波工等が沈下散逸、背後地の浸水、建物の倒壊があり、JR北陸本線にも被害が及んだ。	継続	
五十洲海岸侵食対策事業 石川県	再々評価	22	176	浸水戸数 43戸 浸水面積 7ha 県道五十洲亀部田線	32	5.6	・背後人家への波の打ち上げや飛沫による被害が発生し、県道の通行にも支障をきたしている。 ・養浜を一部実施した区間が波の打ち上げ低減及び飛沫防止効果が十分あった。残事業の早期完成を図る。	継続	
安乗海岸侵食対策事業 三重県	再々評価	16	47	浸水戸数 59戸 浸水面積 4ha	18	2.6	・当海岸における浸水区域には人家が密集していることから災害発生時の影響は甚大である。かつては砂浜海岸であったが、海岸の侵食作用により砂浜が失われ、背後地が越波被害を受けるようになった。当海岸は、伊勢志摩国立公園の特別地域に指定されており、観光客の憩いの場・住民の散策場として親しまれている。	継続	本省河川局 砂防部保全課海岸室 (室長 細見 寛)
後ヶ浜海岸侵食対策事業 京都府	再々評価	29	63	侵食戸数 63戸 侵食面積 8ha 浸水戸数 7戸 浸水面積 1ha	29	2.2	・冬季風浪による越波等により平成3,5,6年に階段護岸損壊、平成12,14年に防波堤背後陥没等災害が発生したが、施設整備済箇所は被災が発生しなかった。 ・背後地の状況を考慮しつつ侵食の激しい箇所を優先施工し、測量等調査により施工効果を検証しながら段階的な事業進捗を図っている。	継続	
鳴門海岸侵食対策事業 徳島県	再々評価	35	95	侵食戸数 235戸 侵食面積 53ha	58	1.6	・防護区域内には、主要県道の他、災害弱者施設や観光施設を有しており、災害発生の際は地域の生活・経済に甚大な影響を及ぼす。 ・当海岸は、瀬戸内海国立公園内に位置しており、背後地では景観を利用したリゾート開発が進行している。 ・地域住民は、砂浜の清掃活動にも積極的に参加し砂浜の保全に努めている。 ・当海岸は、海水浴場として利用されており、地元だけでなく多くの人々から砂浜の復元を求める声が強まるなど、当事業に対する評価は高い。	継続	
今津坂野海岸侵食対策事業 徳島県	再々評価	110	235	侵食戸数 172戸 侵食面積 59ha	181	1.3	・防護区域内には、国道55号の他、学校や病院(災害弱者)など多くの公共施設を有しており、災害発生の際は地域の生活・経済に甚大な影響を及ぼす。 ・背後地では、国道55号バイパスの開通に伴い宅地開発が進んでおり、人口及び資産が増加している。 ・地元住民は侵食に伴う越波の危険性に不安を抱いており、当事業の必要性・効果についても理解が得られている。	継続	
西浜海岸侵食対策事業 高知県	再々評価	65	462	浸水戸数 40戸 浸水面積 7ha	147	3.1	・当海岸の背後には地域の資産が集積し、唯一のライフラインである国道55号も併走している。 ・過去50年間で81mに及び砂浜侵食を受けており、平成6年台風26号及び平成9年台風9号では家屋の破損や2.0haの浸水、国道通行止めなどの被害を受けている。 ・地元においては、当事業に対する評価が高く、今後の事業継続が強く望まれるなど地元理解が得られている。	継続	
富来海岸侵食対策事業 大分県	再々評価	18	35	浸水戸数 12戸 浸水面積 5ha	30	1.2	・当海岸は風光明媚な海岸として県立自然公園に指定されている。台風等の波浪による砂浜の減少は波浪の増大を招き、海岸線の侵食や背後地への浸水、農作物への被害となっている。沿岸住民の生命・財産を守ると共に豊かな海岸線の保全のため、早期整備が必要とされている。	継続	
住吉海岸侵食対策事業 宮崎県	再々評価	93	189	侵食面積 50ha 浸水戸数 341戸 浸水面積 300ha	104	1.8	・当海岸の背後には県内有数のリゾート地が存し、北部地域と連絡する地域高規格道路である一ツ葉有料道路も併走している。また、サーフィン等のマリンスポーツが盛んであり、アカウミガメの産卵地でもある。近年では、平成10年に有料道路歩道部まで侵食が起きている。現在、侵食対策として離岸堤、養浜工を施工中であり砂浜の復元を抑制している。未施工区間については、未だ侵食傾向である。	継続	
宮海(北)海岸局部改良事業 山形県	再々評価	5.5	8.4	侵食面積 20ha	7.1	1.2	・当海岸は、近年川からの土砂供給量の減少や日本海特有の冬期風浪により砂浜の侵食が著しく、近隣に酒田臨海工業団地が立地する重要な海岸で、H4及びH8年度には冬期風浪により既設保全設備の一部被災も受けている。またH7年度に策定された「山形県新総合発展計画」においても美しく快適な県土、安全な県土形成に当たり重要な事業であると位置付けられており、H16年度完成予定である。	継続	東北地方整備局 地域河川課 (課長 山内 芳朗)
郷津海岸局部改良事業 新潟県	再々評価	16	37	侵食戸数 9戸 侵食面積 5ha 浸水戸数 18戸 浸水面積 4ha 市道五智居多ヶ浜シーサイドライン線	28	1.3	・背後には市道五智居多ヶ浜シーサイドライン線が存在する。 ・「なのおつ海水浴場」として年間の約34万人の利用がある。 ・久保崎県立自然公園に指定されている。	継続	北陸地方整備局 地域河川課 (課長 矢田 弘)

東強清水赤玉海岸局改良事業 新潟県	再々評価	15	58	浸水戸数 50戸 浸水面積 5ha 主要地方道佐渡一周線	27	2.1	・唯一の生活道路佐渡一周線が存在している。 ・冬期風浪により、県道が越波被害を受けている。 ・小佐渡県立自然公園に指定されている。	継続	北陸地方整備局 地域河川課 (課長 矢田 弘)
松ヶ崎海岸局改良事業 新潟県	再々評価	14	32	侵食戸数 1戸 侵食面積 1ha 浸水戸数 25戸 浸水面積 5ha 主要地方道佐渡一周線	21	1.5	・唯一の生活道路佐渡一周線が存在している。 ・小佐渡県立自然公園に指定されている。	継続	
神之川海岸局改良事業 鹿児島県	再々評価	12	16	浸水戸数 12戸 浸水面積 2ha	4.3	3.7	・当海岸は、大隅半島西部の鹿児島湾入口付近に位置し、国道269号に沿った海岸線である。この地区は、海岸線が湾曲し背後地が低いため、台風時期等の越波により背後の国道及び住家へ被害を及ぼしている。	継続	九州地方整備局 地域河川課 (課長 山本 祐二)
伊波敷海岸局改良事業 鹿児島県	10年 継続中	7.3	10	浸水戸数 15戸 浸水面積 1ha	3.7	2.6	・当海岸は、大隅半島西部の佐多町中央部に位置し、10km程南部には、佐多岬が望まれている自然景観に恵まれた海岸である。外海よりの波浪が大きいところであり、背後には、人家が接近しており越波による被害が生じている。	継続	
菅里海岸環境整備事業 山形県	10年 継続中	12	20	侵食戸数 22戸 侵食面積 51ha	14	1.5	・当海岸は、背後に町の十里塚海公園が整備されていることもあり、海水浴やアウトドアスポーツなどの海洋性レクリエーション拠点として安定して年間約1万人の人々に利用されている。H15年まで83%の進捗が図られ、施設整備によりその効果も着実に現れてきており、町や地元の高い要望からも、H17年度の完成に向け環境整備を促進する。	継続	東北地方整備局 地域河川課 (課長 山内 芳朗)
窪田海岸環境整備事業 新潟県	再々評価	38	164	侵食戸数 4戸 侵食面積 4ha 浸水戸数 74戸 浸水面積 11ha 市道河原田幹線9号線	50	3.3	・佐和田町海水浴場として、年間2万人以上の利用がある。 ・佐渡国際トライアスロン大会のスタート会場として利用されている。	継続	北陸地方整備局 地域河川課 (課長 矢田 弘)
雨晴海岸環境整備事業 富山県	再々評価	47	551	浸水戸数 159戸 浸水面積 40ha	60	9.2	・当海岸は能登半島国定公園内に位置し、日本の渚100選にも指定され、海水浴・キャンプ・マリンスポーツ・釣り等に年間38万人(平成14年)の利用者が訪れている。 ・想定侵食区域内に国道415号及びJR水見線があり、災害発生時に地域の交通に与える影響は甚大である。	継続	
田原海岸環境整備事業 愛知県	再々評価	30	68	浸水戸数 15戸 浸水面積 1ha 海岸利用に関する便益 (CVM調査)	42	1.6	・当海岸の背後地には集落が存在し、主要地方道豊橋渡美線が整備されている。堤防天端が低く、冬季及び台風の波浪により越波・しぶき等の被害が発生しており、また、かつては白砂青松の美しい海岸で海水浴や潮干狩りが楽しめる海岸であったが工業用地の埋め立てなどで砂浜の海岸は減少してきた。	継続	中部地方整備局 河川計画課 (課長 島本 和仁)
道瀬海岸環境整備事業 三重県	再々評価	12	192	浸水戸数 54戸 浸水面積 10ha	13	14.4	・当海岸における浸水区域には、地域の幹線である国道42号及びJR紀勢本線が走り、その周辺は人家密集地帯となっていることから、災害発生時の影響は甚大である。海水浴等の従来の需要に加え、ダイビング等の新たな需要が見込まれている。	継続	
白浜海岸環境整備事業 和歌山県	再々評価	35	217	浸水戸数 100戸 浸水面積 5ha	54	3.9	・白浜海岸環境整備事業は、美しい白良浜の快適性、利便性及び景観の向上に資することを目的としてT型突堤、緩傾斜護岸、階段護岸、養浜工などを整備してきております。事業の着実な進捗は、日本の渚・百選に選ばれたことから評価されています。白良浜が白浜町はしめ地域経済を支える重要な観光資源であるとともに、海浜の背後地域では白浜町が都市公園事業、街路事業、健康保全施設の整備を展開しており、今後とも背後地の防護や海岸利用の快適性向上等を旨とした整備が必要であります。	継続	近畿地方整備局 地域河川課 (課長 蒲原 潤一)
鐘崎海岸環境整備事業 福岡県	再々評価	30	51	侵食戸数 9戸 侵食面積 10ha 県栽培漁業センター 下水処理場	40	1.3	・年間、約24,000人の海水浴客が利用している。また、当海岸を観光資源とする海の家や宿泊施設等からも、海岸保全の要望が増えている。	継続	九州地方整備局 地域河川課 (課長 山本 祐二)
苫小牧港海岸 勇払地区 高潮対策事業 苫小牧港管理組合	その他	15	877	想定浸水面積 : 151ha	16	55.8	・波浪による越波を減少させることにより、安全性を向上させることができる。	見直し 継続	本省港湾局 海岸・防災課 (課長 須野原 豊)
川内港海岸 川内地区 海岸環境整備事業 青森県	再々評価	29	42	想定侵食面積 : 7.5ha	35	1.2	・波浪による海岸侵食を防ぐことにより、越波を低減させ、安全性を向上させることができる。	継続	東北地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 片崎 誠)
宮古港海岸 高浜地区 高潮対策事業 岩手県	10年 継続中	7.3	14	想定浸水面積 : 21ha	8.1	1.7	・津波による浸水被害を低減させることにより、安全性の向上をはかることができる。	継続	
敦賀港海岸 松原地区 侵食対策事業 福井県	10年 継続中	39	140	想定侵食面積 : 4.6ha	40	3.5	・波浪による海岸侵食を防ぐことにより、越波を低減させ、安全性を向上させることができる。 ・白砂青松の景観をまもることが出来る。	継続	本省港湾局 海岸・防災課 (課長 須野原 豊)
敦賀港海岸 赤崎地区 海岸環境整備事業 福井県	再々評価	100	195	想定侵食面積 : 5ha	123	1.6	・波浪による海岸侵食を防ぐことにより、越波を低減させ、安全性を向上させることができる。 ・年間27万人の利用者増が見込まれる。	継続	
和田港海岸 鯉川地区 海岸環境整備事業 福井県	再々評価	67	138	想定浸水面積 : 7ha 想定侵食面積 : 3ha	88	1.6	・波浪による海岸侵食を防ぐことにより、越波を低減させ、安全性を向上させることができる。 ・年間20万人の利用者増が見込まれる。	継続	北陸地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 増井 光男)
伏木富山港海岸 新湊 地区 侵食対策事業 富山県	再々評価	92	167	想定侵食面積 : 22ha	114	1.5	・波浪による海岸侵食を防ぐことにより、越波を低減させ、安全性を向上させることができる。	継続	本省港湾局 海岸・防災課 (課長 須野原 豊)
魚津港海岸 魚津地区 侵食対策事業 富山県	再々評価	18	79	想定侵食面積 : 13ha	20	4.0	・波浪による海岸侵食を防ぐことにより、越波を低減させ、安全性を向上させることができる。	継続	北陸地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 増井 光男)

的矢港海岸 三ヶ所地区 高潮対策事業 三重県	再々評価	27	298	想定浸水面積 : 6ha	36	8.3	・波浪による越波を減少させることにより、安全性の向上をはかることができる。	継続	中部地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 佐藤 清)
堺泉北港海岸 堺地区 高潮対策事業 大阪府	10年 継続中	71	177	想定浸水面積 : 34ha	73	2.4	・波浪による越波を減少させることにより、安全性の向上をはかることができる。	継続	本省港湾局 海岸・防災課 (課長 須野原 豊)
姫路港海岸 大江島地区 高潮対策事業 兵庫県	10年 継続中	14	154	想定浸水面積 : 292ha	17	9.1	・波浪による越波を減少させることにより、安全性の向上をはかることができる。	継続	
江井港海岸 江井地区 侵食対策事業 兵庫県	10年 継続中	14	142	想定浸水面積 : 14ha	16	8.7	・波浪による越波を減少させることにより、安全性の向上をはかることができる。	継続	近畿地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 大月 克己)
新宮港海岸 宇久井地区 侵食対策事業 和歌山県	10年 継続中	19	24	想定侵食面積 : 4.3ha 想定浸水面積 : 2.8ha	21	1.1	・波浪による海岸侵食を防ぐことにより、越波を低減させ、安全性を向上させることができる。	継続	中国地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 西田 芳浩)
赤碓港海岸 八橋地区 侵食対策事業 鳥取県	10年 継続中	20	64	想定侵食面積 7.0ha 想定浸水面積 9.0ha	21	3.0	・波浪による海岸侵食を防ぐことにより、越波を低減させ、安全性を向上させることができる。 ・年間10万人の利用者増が見込まれる。	継続	
鳥取港海岸 西浜地区 海岸環境整備事業 鳥取県	再々評価	60	89	想定侵食面積 4.7ha	68	1.3	・波浪による海岸侵食を防ぐことにより、越波を低減させ、安全性を向上させることができる。 ・年間15万人の利用者増が見込まれる。	継続	本省港湾局 海岸・防災課 (課長 須野原 豊)
七瀬港海岸 狼狽地区 海岸環境整備事業 島根県	10年 継続中	8.9	23	想定浸水面積 2.0ha	10	2.2	・波浪による海岸侵食を防ぐことにより、越波を低減させ、安全性を向上させることができる。 ・年間7万人の利用者増が見込まれる。	継続	中国地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 西田 芳浩)
児島港海岸 唐琴地区 海岸環境整備事業 岡山県	10年 継続中	30	181	想定浸水面積 11ha	31	5.9	・波浪による越波を減少させることにより、安全性を向上させることができる。	継続	本省港湾局 海岸・防災課 (課長 須野原 豊)
徳山下松港海岸 光地区 高潮対策事業 山口県	10年 継続中	38	666	想定浸水面積 59ha	43	15.6	・波浪による越波を減少させることにより、安全性を向上させることができる。	継続	
沖浦西港海岸 戸田地区 高潮対策事業 山口県	10年 継続中	41	184	想定浸水面積 8.0ha	43	4.3	・波浪による越波を減少させることにより、安全性を向上させることができる。	継続	中国地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 西田 芳浩)
伊方港海岸 仁田の浜地区 高潮対策事業 愛媛県伊方町	10年 継続中	6.4	81	想定浸水面積 : 1.7ha	7.4	10.9	・波浪による越波を減少させることにより、安全性の向上をはかることができる。	見直し 継続	四国地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 岡林 昭夫)
今治港海岸 大新田地区 高潮対策事業 愛媛県今治市	10年 継続中	47	81	想定浸水面積 : 29ha	44	1.8	・波浪による越波を減少させることにより、安全性の向上をはかることができる。	継続	本省港湾局 海岸・防災課 (課長 須野原 豊)
徳島小松島海岸 横須金磯地区 海岸環境整備事業 徳島県	再々評価	6.0	80	想定浸水面積 : 11ha 想定侵食面積 : 3.6ha	6.7	12.0	・波浪による海岸侵食を防ぐことにより、越波を低減させ、安全性を向上させることができる。	継続	
大牟田港海岸 健老開地区 高潮対策事業 福岡県	10年 継続中	32	3,219	想定浸水面積 : 135ha	31	103.1	・波浪による越波を減少させることにより、安全性を向上させることができる。	継続	九州地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 尾坐 巧)
大分港海岸 鶴崎地区 高潮対策事業 大分県	10年 継続中	21	376	想定浸水面積 : 515ha	25	15.2	・波浪による越波を減少させることにより、安全性を向上させることができる。	継続	本省港湾局 海岸・防災課 (課長 須野原 豊)

【道路・街路事業】
(直轄)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
一般国道450号 白滝丸瀬布道路 北海道開発局	10年 継続中	385	1,417	計画交通量: 12,500台/日	329	4.3	・日常活動圏中心都市間を最短時間で連絡(旭川市-北見市) ・農林水産品の流通の利便性が向上(オホーツク圏)、主な出荷先(札幌市、小樽港、苫小牧港)	継続	本省 道路局国道・防災課 (課長 中島茂夫)
一般国道228号 茂辺地木古内道路 北海道開発局	10年 継続中	370	1,169	計画交通量: 15,900台/日	276	4.2	・第二種空港へのアクセス向上(函館空港) ・日常活動圏中心都市間を最短時間で連絡(函館市-江差町)	継続	
一般国道230号 小金湯拡幅 北海道開発局	10年 継続中	85	379	計画交通量: 16,300台/日	67	5.7	・年間渋滞損失時間の削減(609千人・時間/年) ・主要な観光地へのアクセス向上(定山渓温泉等)	継続	
一般国道231号 雄冬防災 北海道開発局	10年 継続中	354	664	計画交通量: 4,600台/日	327	2.0	・現道等の防災点検対策箇所(道路防災点検対策:計7箇所) ・現道等の特殊通行規制区間の解消(厚田村大字安福村-浜益村大字群別村)	継続	
一般国道234号 早来道路 北海道開発局	10年 継続中	62	85	計画交通量: 10,100台/日	54	1.6	・特定重要港湾へのアクセス向上(特定重要港湾苫小牧港) ・主要な観光地へのアクセス向上(早来町ノーザンホースパーク等)	継続	
一般国道337号 新千歳空港関連 北海道開発局	再々評価	542	842	計画交通量: 22,500台/日	503	1.7	・地域高規格道路の位置づけ有り(道央圏連絡道路整備区間指定:平成7年度) ・第二種空港へのアクセス向上(新千歳空港)	継続	
一般国道337号 美原バイパス 北海道開発局	再々評価	598	643	計画交通量: 17,200台/日	546	1.2	・地域高規格道路の位置づけ有り(道央圏連絡道路整備区間指定:平成7年度) ・河川等により一体的発展が阻害されている地区の解消(江別市美原-江別市江別太)	継続	
一般国道12号 岩見沢道路 北海道開発局	再々評価	274	2,629	計画交通量: 39,000台/日	348	7.6	・年間渋滞損失時間の削減(3,613千人・時間/年) ・日常活動圏の中心都市へのアクセス向上(岩見沢市幌向地区から岩見沢市街へ)	継続	
一般国道12号 奈井江拡幅 北海道開発局	再々評価	52	279	計画交通量: 22,900台/日	46	6.1	・年間渋滞損失時間の削減(368千人・時間/年) ・農林水産品の流通の利便性が向上(奈井江町、砂川市)、主な出荷先(空知中核工業団地)	継続	
一般国道36号 登別拡幅 北海道開発局	再々評価	107	386	計画交通量: 21,000台/日	84	4.6	・現道における混雑時旅行速度が20km/h未満区間の解消(登別市市街地) ・高海上コンテナ輸送車が通行できない区間の解消(虎杖浜トンネルh=3.8m)	継続	
一般国道37号 虹田市街 北海道開発局	再々評価	90	125	計画交通量: 13,300台/日	92	1.4	・緊急輸送道路の位置づけ有り(第1次緊急輸送道路ネットワーク) ・市街地再開発の沿道街づくりとの連携あり(ふれあいの道整備事業)	継続	
一般国道38号 赤平バイパス 北海道開発局	再々評価	110	216	計画交通量: 5,100台/日	149	1.5	・年間渋滞損失時間の削減(262千人・時間/年) ・現道に当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線あり(98便/日)	継続	
一般国道229号 積丹防災 北海道開発局	再々評価	1,151	1,394	計画交通量: 7,300台/日	973	1.4	・現道等の防災点検対策箇所(道路防災点検対策:計28箇所) ・現道における大型車のすれ違い困難区間の解消(狭小トンネル7箇所)	継続	

一般国道275号 炭岳広幅 北海道開発局	再々評価	53	149	計画交通量：29,400台/日	39	3.8	・年間渋滞損失時間の削減(299千人・時間/年) ・日常活動圏の中心都市へのアクセス向上(当別町から札幌市へ)	継続	本省 道路局国道・防災課 (課長 中島威夫)
一般国道278号 尾札部道路 北海道開発局	再々評価	187	294	計画交通量：5,200台/日	202	1.5	・日常活動圏の中心都市へのアクセス向上(南茅部町から函館市へ) ・災害による1～2箇所の道路寸断で孤立化する集落を解消(南茅部町尾札部地区等)	継続	
一般国道393号 赤井川道路 北海道開発局	再々評価	280	536	計画交通量：1,700台/日	310	1.7	・現道における交通不能区間の解消(赤井川村～倶知安町) ・拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクトの支援(赤井川森林リゾート開発事業、ニセコ高原リゾート、後志地域観光交流空間づくりモデル事業)	継続	
主要道道 静内中札内線 北海道開発局	再々評価	943	0	計画交通量：0台/日	838	0	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における交通不能区間を解消する(日高支庁管内静内町～十勝支庁管内中札内村)) ・物流効率化の支援(農林水産品の流通の利便性が向上(十勝圏・釧路圏・根室圏から苫小牧港へ出荷))	中止	北海道開発局 建設部道路計画課 (課長 高松 泰)
主要道道 美唄富良野線 北海道開発局	再々評価	245	265	計画交通量：1,720台/日	187	1.4	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における交通不能区間を解消する(美唄市東美唄町～芦別市上芦別町)) ・個性ある地域の形成(主要な観光地(富良野)へのアクセス向上が期待される)	継続	
一般道道 名寄道別線 北海道開発局	再々評価	248	281	計画交通量：710台/日	250	1.1	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における交通不能区間を解消する(幌加内町路台～道別町字正修)) ・安全で安心できるくらしの確保(二次医療施設(名寄市立病院)へのアクセス向上が見込まれる)	継続	
一般道道 北檜山大成線 北海道開発局	再々評価	275	354	計画交通量：1,650台/日	328	1.1	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における交通不能区間を解消する(北檜山町新成～大成町大田)) ・物流効率化の支援(農林水産品の流通の利便性が向上(大成町から札幌圏へ出荷))	継続	
一般道道 高見西舎線 北海道開発局	再々評価	279	83	計画交通量：1,630台/日	217	0.4 見直し後 残事業 B/C=0.0	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における交通不能区間を解消する(静内町高見～三石町清瀬・浦河町野深・浦河町西舎)) ・物流効率化の支援(農林水産品の流通の利便性が向上(静内町・三石町・浦河町から新冠町等へ出荷))	見直し 継続	
一般道道 島牧美利河線 北海道開発局	再々評価	412	234	計画交通量：1,190台/日	311	0.8 見直し後 残事業 B/C=1.1	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における交通不能区間を解消する(島牧村～今金町)) ・災害への備え(災害による1～2箇所の道路寸断で孤立化する集落を解消する(島牧村))	見直し 継続	
一般道道 上猿払清浜線 北海道開発局	再々評価	263	103	計画交通量：810台/日	288	0.4	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における交通不能区間を解消する(猿払村石炭別～稚内市清浜)) ・災害への備え(緊急輸送道路が通行止になった場合の代替路線を形成する(猿払村～浜別町))	中止	
一般道道 北進平取線 北海道開発局	再々評価	85	129	計画交通量：1,130台/日	86	1.5	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における交通不能区間を解消する(厚真町上厚内～穂別町穂別)) ・物流効率化の支援(農林水産品の流通の利便性が向上(平取町・穂別町から札幌圏へ出荷))	継続	
一般道道 板谷路之台線 北海道開発局	再々評価	139	51	計画交通量：580台/日	127	0.4	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における交通不能区間を解消する(中川町～幌加内町)) ・物流効率化の支援(農林水産品の流通の利便性が向上(上川北部から士別市・旭川市へ出荷))	中止	
一般道道 夕張厚真線 北海道開発局	再々評価	160	63	計画交通量：820台/日	112	0.6	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における交通不能区間を解消する(夕張市港ノ上～厚真町高丘)) ・物流効率化の支援(農林水産品の流通の利便性が向上(夕張市・厚真町から苫小牧港・由仁町・岩見沢市へ出荷))	中止	
一般道道 稚内猿払線 北海道開発局	再々評価	65	138	計画交通量：1,880台/日	78	1.8	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における交通不能区間を解消する(稚内市下増穂～猿払村苗太路)) ・物流効率化の支援(農林水産品の流通の利便性が向上(稚内市から紋別市・網走市へ出荷))	継続	
一般道道 増毛当別線 北海道開発局	10年 継続中	388	119	計画交通量：670台/日	201	0.6	・国土・地域ネットワークの構築(現道等における交通不能区間を解消する(増毛町～当別町)) ・物流効率化への支援(農林水産品の流通の利便性が向上(増毛町から札幌市へ出荷))	中止	
一般国道7号 琴丘能代道路 東北地方整備局	再々評価	1,300	4,368	計画交通量：15,100台/日	1,594	2.7	・現道における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の改善が期待される。 ・重要港湾能代港へのアクセス向上が見込まれる。	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道45号 大船渡三陸道路 東北地方整備局	再々評価	940	1,604	計画交通量：10,800台/日	1,259	1.3	・日常活動圏中心都市である大船渡市へのアクセス向上が見込まれる。 ・「県立大船渡病院」へのアクセスが向上し、60分圏域が大きく拡大。	継続	
一般国道45号 登米志津川道路 東北地方整備局	再々評価	550	1,214	計画交通量：14,000台/日	487	2.5	・三陸沿岸部と内陸部との連携強化が図られる。 ・地震発生時における人命救助、復旧活動の為の緊急輸送道路に位置づけあり。	継続	
一般国道4号 郡山バイパス 東北地方整備局	再々評価	920	337	計画交通量：47,000台/日	114	3.0	・現道における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の改善が期待される。 ・地域高規格道路「郡山西環状道路」に位置づけられている。	継続	
一般国道4号 平泉バイパス 東北地方整備局	10年 継続中	260	484	計画交通量：18,300台/日	331	1.5	・国道4号が通行止になった場合の代替路線を形成する。 ・平泉町、文化庁との調整を図り、景観に配慮した設計としている。	継続	
一般国道4号 七戸バイパス 東北地方整備局	再々評価	94	152	計画交通量：9,700台/日	97	1.6	・新幹線七戸駅(仮称)へのアクセス向上が見込まれる。 ・緊急輸送道路が通行不能になった場合に、大幅な迂回を強いられる区間の代替路線を形成する。	継続	
一般国道6号 久浜バイパス 東北地方整備局	再々評価	250	390	計画交通量：22,100台/日	245	1.6	・現道における大型車のすれ違いが困難な江之浜、波立トンネルを解消する。 ・夜間騒音要請限度を超過している久ノ浜地区の騒音レベル低下が見込まれる。	継続	
一般国道45号 八戸バイパス 東北地方整備局	再々評価	290	2,831	計画交通量：26,500台/日	645	4.4	・重要港湾八戸港へのアクセス向上が見込まれる。 ・第三次救急医療施設八戸市立病院へのアクセス向上が見込まれる。	継続	
一般国道4号 花巻東バイパス 東北地方整備局	再々評価	490	846	計画交通量：19,100台/日	539	1.6	・拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクトの支援が見込まれる。 ・夜間騒音要請限度を超過している花巻市内の騒音レベル低下が見込まれる。	継続	
一般国道4号 仙台広幅 東北地方整備局	再々評価	180	420	計画交通量：76,200台/日	203	2.1	・渋滞交差点山崎交差点における渋滞の緩和が見込まれる。 ・新田東土地区画整理事業等の沿道まちづくりとの連携あり。	継続	
一般国道4号 三本木古川広幅 東北地方整備局	再々評価	210	838	計画交通量：33,800台/日	449	1.9	・新幹線駅古川駅へのアクセス向上が見込まれる。 ・三次医療施設古川市立病院へのアクセス向上が見込まれる。	継続	
一般国道6号 常磐バイパス 東北地方整備局	再々評価	1,000	4,960	計画交通量：41,800台/日	1,798	2.8	・重要港湾小浜港へのアクセス向上が見込まれる。 ・夜間騒音要請限度を超過している平五色町地区の騒音レベル低下が見込まれる。	継続	
一般国道6号 相馬バイパス 東北地方整備局	再々評価	320	656	計画交通量：16,600台/日	368	1.8	・重要港湾相馬港へのアクセス向上が見込まれる。 ・夜間騒音要請限度を超過している小泉地区の騒音レベル低下が見込まれる。	継続	
一般国道13号 福島西道路 東北地方整備局	再々評価	620	1,597	計画交通量：36,700台/日	833	1.9	・渋滞の緩和による中心市街地へのアクセス向上。 ・沿道の環境と景観を保全。	継続	

一般国道246号 横浜青葉IC開通 関東地方整備局	再々評価	800	979	計画交通量：65,500台/日	359	2.7	・円滑なモビリティの確保（環道における混雑時旅行速度20km/h未満の区間の改善が期待される） ・個性ある地域の形成（拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクト、大規模プロジェクトを支援する）	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道 (茅ヶ崎～海老名) 関東地方整備局	10年 継続中	1,470	4,100	計画交通量： 30,200～44,000台/日	1,580	2.6	・物流効率化の支援（特定重要港湾横浜港へのアクセスが改善される） ・都市の再生（都市再生プロジェクトに指定されている事業である）	継続	
一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道 (海老名～厚木) 関東地方整備局・日本道路公団	10年 継続中	2,100	5,710	計画交通量： 30,900～44,100台/日	1,980	2.9	・物流効率化の支援（特定重要港湾横浜港へのアクセスが改善される） ・都市の再生（都市再生プロジェクトに指定されている事業である）	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫) 本省道路局 有料道路課 (課長 金井 道夫)
一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道 (鶴ヶ島～川島) 関東地方整備局・日本道路公団	再々評価	1,020	4,235	計画交通量： 45,100～46,400台/日	1,191	3.6	・都市の再生（都市再生プロジェクトに指定されている事業である） ・個性ある地域の形成（川島IC周辺開発などの地域開発を支援）	継続	
一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道 (五霞～つくば) 関東地方整備局・日本道路公団	再々評価	1,760	3,700	計画交通量： 34,800～40,700台/日	1,840	2.0	・円滑なモビリティの確保（第1種空港成田空港へのアクセスが改善される） ・都市の再生（首都圏中央連絡自動車道の一部を形成）	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫) 本省道路局 有料道路課 (課長 金井 道夫)
一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道 (つくば～大塚) 関東地方整備局・日本道路公団	10年 継続中	2,030	2,800	計画交通量： 30,000～23,000台/日	1,740	1.6	・円滑なモビリティの確保（第1種空港成田空港へのアクセスが改善される） ・都市の再生（首都圏中央連絡自動車道の一部を形成）	継続	
一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道 (茂原～木更津) 関東地方整備局・日本道路公団	10年 継続中	2,002	4,150	計画交通量： 22,900～26,000台/日	2,050	2.0	・都市の再生（首都圏の幹線道路となる3環状9放射ネットワークを形成） ・個性ある地域の形成（かずさアカデミアパークや長生・山武地方拠点都市整備の支援が期待される）	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道6号 牛久土浦バイパス 関東地方整備局	10年 継続中	200	278	計画交通量： 35,900～43,700台/日	76	3.7	・円滑なモビリティの確保（利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・個性ある地域の形成（土浦・つくば・牛久といった業務核都市を支援する）	継続	
一般国道357号 東京湾岸道路（千葉区間） 関東地方整備局	再々評価	1,200	603	計画交通量： 40,000～70,000台/日	286	2.1	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満の区間の旅行速度改善が期待される） ・物流効率化の支援（重要港湾（千葉港）、重要空港（羽田、成田）とのアクセス改善が期待される）	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道16号 杉田交差点改良 関東地方整備局	再々評価	100	159	計画交通量：34,800台/日	72	2.2	・円滑なモビリティの確保（利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・国土・地域ネットワークの構築（横浜市中心部と横浜質市のアクセス向上が見込まれる）	継続	
一般国道17号 新大宮バイパス 関東地方整備局	再々評価	800	474	計画交通量：43,000台/日	267	1.8	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満の区間の旅行速度改善が期待される） ・物流効率化の支援（第三次医療施設である「日大板橋病院」へのアクセス向上が見込まれる）	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道4号 東埼玉道路 関東地方整備局	再々評価	420	749	計画交通量 8,000～14,000台/日	435	1.7	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満の区間の旅行速度改善が期待される） ・個性ある地域の形成（越谷レクタウン特定土地区画整理事業の支援が見込まれる）	継続	
一般国道1号 戸部拡幅 関東地方整備局	再々評価	250	727	計画交通量： 68,300～70,600台/日	310	2.3	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満の区間の旅行速度改善が期待される） ・物流効率化の支援（特定重要港湾横浜港へのアクセス向上が見込まれる）	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道6号 日立バイパス 関東地方整備局	再々評価	520	550	計画交通量：31,500台/日	268	2.1	・円滑なモビリティの確保（当事業の整備により、日立電鉄バス等公共交通の利便性向上が期待される） ・物流効率化の支援（特定重要港湾日立港へのアクセス向上が見込まれる）	継続	
一般国道16号 八王子拡幅 関東地方整備局	再々評価	300	310	計画交通量：50,000台/日	123	2.5	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満の区間の旅行速度改善が期待される） ・都市の再生（市街地再開発の支援が見込まれる）	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道17号 与野大宮道路 関東地方整備局	10年 継続中	200	220	計画交通量：31,000台/日	83	2.6	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満の区間の旅行速度改善が期待される） ・個性ある地域の形成（埼玉中核都市圏業務核都市である「さいたま新都心」への移動支援）	継続	
一般国道18号 高崎安中拡幅 関東地方整備局	再々評価	400	316	計画交通量：39,400台/日	173	1.8	・円滑なモビリティの確保（渋滞緩和により群馬バス等公共交通の利便性向上が見込まれる） ・国土・地域ネットワークの構築（日常生活圏高崎市へアクセス向上が見込まれている）	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道50号 岩舟小山バイパス 関東地方整備局	再々評価	300	371	計画交通量：29,700台/日	118	3.1	・円滑なモビリティの確保（新幹線停車駅である小山駅へのアクセス向上が見込まれる） ・国土・地域ネットワークの構築（地方生活圏都市圏である小山市までのアクセス向上が見込まれる）	継続	
一般国道50号 結城バイパス 関東地方整備局	再々評価	300	337	計画交通量：28,200台/日	103	3.2	・円滑なモビリティの確保（新幹線停車駅である小山駅へのアクセス向上が見込まれる） ・都市の再生（区画整理の沿道まちづくりとの連携あり）	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道246号 山北バイパス 関東地方整備局	再々評価	500	101	計画交通量：22,300台/日	57	1.8	・国土・地域ネットワークの構築（環道等における大型車すれ違い困難区間を解消する） ・災害への備え（環道等の事前通行規制区間を解消する）	継続	
一般国道8号 三条拡幅 北陸地方整備局	再々評価	370	252	計画交通量：39,300台/日	124	2.0	・円滑なモビリティの確保（環道における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善が期待される） ・安全な生活環境の確保（環道に死傷事故率500件/億台以上である区間が存在する場合において、安全性の向上が期待できる）	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道8号 糸魚川東バイパス 北陸地方整備局	再々評価	250	488	計画交通量：16,300台/日	237	2.0	・円滑なモビリティの確保（環道における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善が期待される） ・生活環境の改善・保全（環道で、騒音レベルが夜間要請限度を超過している区間について、新たに要請限度を下回ることが期待される区間がある）	継続	
一般国道17号 六日町バイパス 北陸地方整備局	10年 継続中	300	575	計画交通量：22,600台/日	243	2.4	・安全な生活環境の確保（環道に死傷事故率500件/億台以上である区間が存在する場合において、安全性の向上が期待できる） ・生活環境の改善・保全（環道で、騒音レベルが夜間要請限度を超過している区間について、新たに要請限度を下回ることが期待される区間がある）	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道116号 巻バイパス 北陸地方整備局	再々評価	219	921	計画交通量：35,800台/日	249	3.7	・円滑なモビリティの確保（環道における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善が期待される） ・安全な生活環境の確保（環道に死傷事故率500件/億台以上である区間が存在する場合において、安全性の向上が期待できる）	継続	
一般国道116号 新潟西バイパス 北陸地方整備局	再々評価	600	487	計画交通量：60,200台/日	157	3.1	・円滑なモビリティの確保（新幹線へのアクセス向上が見込まれる） ・国土・地域ネットワークの構築（日常生活圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる）	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道8号 魚津滑川バイパス 北陸地方整備局	再々評価	360	829	計画交通量：33,000台/日	299	2.8	・国土・地域ネットワークの構築（当該路線が隣接した日常生活圏中心都市間を最短時間で連絡する路線を構成する） ・生活環境の改善・保全（環道で、騒音レベルが夜間要請限度を超過している区間について、新たに要請限度を下回ることが期待される区間がある）	継続	
一般国道8号 小矢部バイパス 北陸地方整備局	再々評価	350	263	計画交通量：20,000台/日	160	1.6	・国土・地域ネットワークの構築（当該路線が隣接した日常生活圏中心都市間を最短時間で連絡する路線を構成する） ・災害への備え（対象区間が、富山県地域防災計画に第1次緊急通行確保路線として位置づけあり）	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)

一般国道8号 津幡北バイパス 北陸地方整備局	再々評価	280	708	計画交通量：27,800台/日	250	2.8	・国土・地域ネットワークの構築（当該路線が隣接した日常活動圏中心都市圏を最短時間で連絡する路線を構成する） ・生活環境の改善・保全（現道で、騒音レベルが夜間要請限度を超過している区間について、新たに要請限度を下回ることが期待される区間がある）	継続	
一般国道1号 東駿河湾環状道路 中部地方整備局	再々評価	1,900	4,674	計画交通量：49,400台/日	1,994	2.3	・円滑なモビリティの確保、個性ある地域の活性化がなされる ・地球環境の保全、生活環境の改善・保全がなされる	継続	
一般国道414号 天城北道路 中部地方整備局	再々評価	570	1,450	計画交通量：21,600台/日	449	3.2	・円滑なモビリティの確保、個性ある地域の活性化がなされる ・地球環境の保全、生活環境の改善・保全がなされる	継続	
一般国道474号 小川峠峠道路 中部地方整備局	再々評価	550	322	計画交通量：5,100台/日	206	1.6	・円滑なモビリティの確保、国土・地域ネットワークの構築、個性ある地域の活性化がなされる ・安全で安心できるくらしの確保、災害への備えがなされる ・地球環境の保全、生活環境の改善・保全がなされる	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道474号 青崩峠道路 中部地方整備局	再々評価	930	421	計画交通量：3,100台/日	269	1.6	・円滑なモビリティの確保、国土・地域ネットワークの構築、個性ある地域の活性化がなされる ・安全で安心できるくらしの確保、災害への備えがなされる ・地球環境の保全、生活環境の改善・保全がなされる	継続	
一般国道474号 三遠道路 中部地方整備局	再々評価	950	1,768	計画交通量：10,400台/日	907	1.9	・円滑なモビリティの確保、国土・地域ネットワークの構築、個性ある地域の活性化がなされる ・安全で安心できるくらしの確保、災害への備えがなされる ・地球環境の保全、生活環境の改善・保全がなされる	継続	
一般国道475号 東海環状自動車道(仕岐～開) 中部地方整備局 日本道路公団	再々評価	4,000	6,905	計画交通量：26,600台/日	4,153	1.7	・円滑なモビリティの確保、物流の効率化支援、都市再生の支援、国土・地域のネットワークの構築がなされる ・安全で安心できるくらしの確保、災害への備えがなされる ・地球環境の保全、生活環境の改善・保全がなされる	継続	本省道路局国道・防災課 (課長 中島 威夫) 本省道路局有料道路課 (課長 金井 進夫)
一般国道475号 東海環状自動車道(開～養老) 中部地方整備局	10年 継続中	5,100	6,399	計画交通量：25,500台/日	3,856	1.7	・円滑なモビリティの確保、物流の効率化支援、都市再生の支援、国土・地域のネットワークの構築がなされる ・安全で安心できるくらしの確保、災害への備えがなされる ・地球環境の保全、生活環境の改善・保全がなされる	継続	
一般国道1号 笠原山中バイパス 中部地方整備局	再々評価	130	305	計画交通量：12,500台/日	144	2.1	・主要な観光地へのアクセス向上が期待される ・緊急輸送道路の位置付けあり	継続	
一般国道1号 日坂バイパス 中部地方整備局	再々評価	330	508	計画交通量：39,200台/日	179	2.8	・円滑なモビリティの確保がなされる ・緊急輸送道路の位置付けあり ・対象道路の整備により自動車からのCO2が削減される	継続	
一般国道23号 中勢道路 中部地方整備局	再々評価	1,600	11,211	計画交通量：55,800台/日	1,364	8.2	・円滑なモビリティの確保、物流の効率化支援、地域のネットワークの構築、個性ある地域の形成がなされる ・災害への備えがなされる ・地球環境の保全、生活環境の改善・保全がなされる	継続	
一般国道41号 下原改良 中部地方整備局	再々評価	30	64	計画交通量：11,900台/日	35	1.8	・円滑なモビリティの確保がなされる ・安全な生活環境の確保、災害への備えがなされる ・生活環境の改善・保全がなされる	継続	
一般国道42号 松阪多気バイパス 中部地方整備局	再々評価	420	501	計画交通量：25,900台/日	213	2.4	・現道等の渋滞損失時間の削減が見込まれる ・重要港湾へのアクセス向上が見込まれる ・対象道路の整備により自動車からのCO2、NO2、SPMが削減される ・対象区間が緊急輸送道路としての位置づけがある	継続	
一般国道156号 大和改良 中部地方整備局	再々評価	40	84	計画交通量：11,200台/日	48	1.7	・現道等の渋滞損失時間の削減が見込まれる ・対象区間が緊急輸送道路としての位置づけがある ・現道等の防災点検又は震災点検要対策箇所が解消される	継続	
一般国道260号 錦峠 中部地方整備局	再々評価	230	84	計画交通量：1,900台/日	58	1.4	・円滑なモビリティの確保、物流の効率化、地域ネットワークの構築がなされる ・2次医療施設へのアクセス向上が見込まれる ・緊急輸送道路の位置付けあり	継続	
一般国道302号 名古屋2環 中部地方整備局	再々評価	5,300	3,905	計画交通量：29,200台/日	2,422	1.6	・円滑なモビリティの確保、物流の効率化支援、都市再生の支援、国土・地域のネットワークの構築、個性ある地域の形成がなされる ・安全で安心できるくらしの確保、災害への備えがなされる ・地球環境の保全、生活環境の改善・保全がなされる	継続	
一般国道360号 宮川細入道路 中部地方整備局	再々評価	200	86	計画交通量：2,900台/日	73	1.2	・現道等における交通不能区間を解消する ・現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する ・主要な観光地へのアクセス向上が期待される	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道8号 塩津バイパス 近畿地方整備局	再々評価	130	263	計画交通量：14,800台/日	158	1.7	・当該事業の実施により事前通行規制区間が解消される ・対象区間が緊急輸送道路としての位置づけがある	継続	
一般国道2号 相生拡幅 近畿地方整備局	再々評価	320	1,750	計画交通量：42,100台/日	414	4.2	・現道の混雑度が2.0以上 ・騒音レベルが夜間要請限度を超過している箇所を含む	継続	
一般国道27号 下山バイパス 近畿地方整備局	再々評価	121	210	計画交通量：5,700台/日	153	1.4	・当該事業の実施により事前通行規制区間が解消される ・近隣市へのルートが1つしかなく、災害による1～2箇所の道路寸断で孤立化する集落を解消する	継続	
一般国道161号 志賀バイパス 近畿地方整備局	再々評価	540	1,626	計画交通量：38,700台/日	591	2.8	・現道等の渋滞損失時間の削減が見込まれる ・対象区間が緊急輸送道路としての位置づけがある	継続	
一般国道1号 粟東水口道路 近畿地方整備局	再々評価	350	767	計画交通量：46,200台/日	325	2.4	・現道等の渋滞損失時間の削減が見込まれる ・対象区間が緊急輸送道路としての位置づけがある	継続	
一般国道24号 橋本道路 近畿地方整備局	再々評価	990	4,693	計画交通量：30,800台/日	1,066	4.4	・現道等の渋滞損失時間の削減が見込まれる ・対象区間が緊急輸送道路としての位置づけがある	継続	
一般国道24号 紀北西道路 近畿地方整備局	5年 未着工	1,160	3,505	計画交通量：30,900台/日	938	3.7	・現道等の渋滞損失時間の削減が見込まれる ・対象区間が緊急輸送道路としての位置づけがある	継続	
一般国道42号 田辺バイパス 近畿地方整備局	再々評価	430	1,310	計画交通量：29,500台/日	695	1.9	・現道等の渋滞損失時間の削減が見込まれる ・対象区間が緊急輸送道路としての位置づけがある	継続	
一般国道163号 清滝生駒道路 近畿地方整備局	再々評価	990	2,390	計画交通量：36,100台/日	1,120	2.1	・現道等の渋滞損失時間の削減が見込まれる ・対象区間が事前通行規制区間としての位置づけがある	継続	
一般国道478号 京都第二外環状道路 近畿地方整備局 日本道路公団	再々評価	3,970	7,480	計画交通量：27,000台/日	4,160	1.8	・現道等の渋滞損失時間の削減が見込まれる ・IC等からのアクセスが向上する主要な観光地が存在する	継続	本省道路局国道・防災課 (課長 中島 威夫) 本省道路局有料道路課 (課長 金井 進夫)

一般国道29号 津ノ井バイパス 中国地方整備局	10年 継続中	560	1,781	計画交通量：21,800台/日	701	2.5	・円滑なモビリティの確保（環道における旅行速度の改善が期待される） ・安全で安心できるくらしの確保（第三次医療施設立鳥取中央病院へのアクセス向上が見込まれる）	継続	
一般国道373号 志戸坂峠道路 中国地方整備局	再々評価	900	1,328	計画交通量：8,500台/日	1,200	1.1	・円滑なモビリティの形成（鳥取と東京・京阪神方面を結ぶ鳥取発着便の高速バスの利便性の向上が期待できる） ・国土・地域ネットワークの構築（中国横断自動車専用道路鳥取線と並行する一般国道自動車専用道路を構成）	継続	
一般国道9号 松江道路 中国地方整備局	再々評価	940	7,657	計画交通量：31,100台/日	1,442	5.3	・円滑なモビリティの確保（環道における旅行速度の改善が見込まれる） ・国土・地域ネットワークの構築（山陰自動車道と並行する一般国道自動車専用道路を構成）	継続	
一般国道375号 作木・大和道路 中国地方整備局・広島県・島根県	10年 継続中	160	223	計画交通量：1,900台/日	181	1.2	・国土・地域ネットワークの構築（環道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する） ・災害への備え（環道の事前通行規制区間を回避する）	継続	
一般国道2号 笠岡バイパス 中国地方整備局	再々評価	300	2,255	計画交通量：37,700台/日	270	8.4	・国土・地域ネットワークの構築（地域高規格道路「倉敷福山道路」の一部を構成） ・生活環境の改善・保全（夜間騒音要請限度を超過している地区の騒音レベル低下が見込まれる）	継続	本省道路局 国道・防災課 （課長 中島 威夫）
一般国道53号 岡山北バイパス 中国地方整備局	再々評価	590	4,704	計画交通量：63,500台/日	934	5.0	・円滑なモビリティの確保（岡山空港へのアクセス向上が見込まれる） ・国土・地域ネットワークの構築（地域高規格道路「空港津山道路」の一部を構成）	継続	
一般国道180号 総社・一宮バイパス 中国地方整備局	再々評価	530	1,665	計画交通量：40,500台/日	476	3.5	・円滑なモビリティの確保（新幹線岡山駅へのアクセス向上が見込まれる） ・生活環境の改善・保全（夜間騒音要請限度を超過している地区の騒音レベル低下が見込まれる）	継続	
一般国道2号 松永道路 中国地方整備局	再々評価	550	7,520	計画交通量：51,800台/日	1,099	6.8	・円滑なモビリティの確保（新幹線福山駅へのアクセス向上が見込まれる） ・国土・地域ネットワークの構築（地域高規格道路「倉敷福山道路」の一部を構成）	継続	
一般国道2号 西条バイパス 中国地方整備局	再々評価	540	3,145	計画交通量：60,400台/日	865	3.6	・円滑なモビリティの確保（新幹線東広島駅へのアクセス向上が見込まれる） ・個性ある地域の形成（広島中央テクノポリス計画などを支援）	継続	
一般国道2号 広島南道路 中国地方整備局・広島県・広島市・広島高速道路公社	再々評価	4,855	9,197	計画交通量：53,700台/日	5,404	1.7	・国土・地域ネットワークの構築（地域高規格道路「東広島廿日道路」の一部を構成） ・物流効率化の支援（特定重要港湾広島港へのアクセス向上が見込まれる）	継続	本省道路局国道・防災課 （課長 中島 威夫） 本省道路局有料道路課 （課長 金井 進夫）
一般国道2号 西広島バイパス 中国地方整備局	10年 継続中	1,020	19,452	計画交通量：61,400台/日	2,247	8.7	・国土・地域ネットワークの構築（地域高規格道路「西広島道路」を構成） ・生活環境の改善・保全（夜間騒音要請限度を超過している地区の騒音レベル低下が見込まれる）	継続	
一般国道54号 可部バイパス 中国地方整備局	再々評価	640	2,365	計画交通量：24,700台/日	775	3.1	・円滑なモビリティの確保（環道における旅行速度の改善が見込まれる） ・生活環境の改善・保全（夜間騒音要請限度を超過している地区の騒音レベル低下が見込まれる）	継続	
一般国道2号 花岡拡幅 中国地方整備局	再々評価	210	1,856	計画交通量：42,100台/日	353	5.3	・円滑なモビリティの確保（環道における路線バスの利便性向上が見込まれる） ・物流効率化の支援（特定重要港湾徳山下松港へのアクセス向上が見込まれる）	継続	
一般国道2号 下開拡幅 中国地方整備局	再々評価	190	492	計画交通量：39,800台/日	250	2.0	・円滑なモビリティの確保（環道における路線バスの利便性向上が見込まれる） ・物流効率化の支援（特定重要港湾下開港へのアクセス向上が見込まれる）	継続	
一般国道188号 柳井バイパス 中国地方整備局	再々評価	190	784	計画交通量：16,300台/日	179	4.4	・円滑なモビリティの確保（環道における旅行速度の改善が見込まれる） ・安全で安心できるくらしの確保（第三次医療施設岩国病院へのアクセス向上が見込まれる）	継続	
一般国道33号 砥部道路 四国地方整備局	再々評価	154	180	計画交通量：50,300台/日	53	3.4	・拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクト、大規模イベントを支援する（砥部焼の里ルート） ・主要な観光地へのアクセス向上が期待される（観光地アクセス向上）	継続	
一般国道11号 丹原道路 四国地方整備局	5年 未着工	149	217	計画交通量：15,800台/日	112	1.9	・環道の防災点検又は震災点検要対策箇所もしくは架替の必要のある老朽橋梁における通行規制等が解消される（防災点検危険箇所：51箇所） ・環道の事前通行規制区間、特殊通行規制区間又は冬期交通障害区間を解消する（連続雨量300mm通行止め）	継続	
一般国道33号 高知西バイパス 四国地方整備局	再々評価	620	3,553	計画交通量：33,800台/日	735	4.8	・円滑なモビリティの確保（渋滞損失時間が849千人・時間/年削減〔削減率86%〕） ・路面冠水地域を避けることにより、冠水による影響を回避	継続	
一般国道56号 中村宿毛道路 四国地方整備局	再々評価	1,200	2,688	計画交通量：14,600台/日	1,311	2.1	・物流の効率化の支援（指毛港湾（重要港湾）へのアクセス向上に資する） ・災害への備え（緊急輸送道路（環道）が大雨時の冠水等で通行止になった場合の代替路線を形成）	継続	本省道路局 国道・防災課 （課長 中島 威夫）
一般国道56号 宇和島道路 四国地方整備局	再々評価	1,500	2,820	計画交通量：33,900台/日	1,670	1.7	・当該路線が新たに拠点都市間を高規格幹線道路で連絡するルートを構築する（四国8の字ハイウェイ） ・拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクト、大規模イベントを支援する：愛媛国体	継続	
一般国道319号 善通寺バイパス 四国地方整備局	再々評価	270	862	計画交通量：23,600台/日	316	2.7	・円滑なモビリティの確保（市街地への流入交通と通過交通が集中する上吉田交差点で約11km/hの速度向上が期待される） ・主要な観光地である金比羅宮へのアクセス向上が期待される	継続	
一般国道3号 芦北出水道路 九州地方整備局	再々評価	1,421	1,930	計画交通量：24,100台/日	1,031	1.9	・国土・地域ネットワークの構築（拠点都市間を高規格幹線道路で連絡） ・個性ある地域の形成（水保エコタウン事業等の支援）	継続	
一般国道201号 飯塚庄内田川バイパス 九州地方整備局	再々評価	570	2,174	計画交通量：49,900台/日	607	3.6	・円滑なモビリティの確保（事業箇所と並行する国道201号では、渋滞損失額19.0億円が11.3億円へ削減） ・災害への備え（環道の異常気象時通行規制区間がバイパス整備により解消される）	継続	
一般国道3号 東柳原拡幅 九州地方整備局	10年 継続中	89	202	計画交通量：25,000台/日	88	2.2	・円滑なモビリティの確保（環道の混雑時旅行速度20km/h未満区間の旅行速度改善が期待される。） ・生活環境の改善・保全（夜間騒音要請限度を超過している東柳原地区の騒音レベルについて基準未満への低下が見込まれる。）	継続	
一般国道10号 延岡道路 九州地方整備局	10年 継続中	1,187	2,015	計画交通量：33,900台/日	1,040	1.9	・安全で安心できるくらしの確保（県立延岡病院（三次医療施設）へのアクセス向上が見込まれる） ・物流効率化の支援（重要港湾細島港へのアクセス向上が見込まれる）	継続	
一般国道3号 博多バイパス 九州地方整備局	再々評価	449	2,130	計画交通量：75,800台/日	663	3.2	・円滑なモビリティの確保（環道3号の渋滞損失時間を削減、福岡空港風の物流拠点へのアクセス向上） ・都市の再生（博多バイパス沿線で進展中である「香椎副都心土地区画整理事業」を支援）	継続	
一般国道10号 新富バイパス 九州地方整備局	再々評価	137	503	計画交通量：36,400台/日	161	3.1	・国土・地域ネットワークの構築（日常生活圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる） ・安全で安心できるくらしの確保（三次医療施設へのアクセス向上が見込まれる）	継続	

一般国道10号 鹿児島北バイパス 九州地方整備局	再々評価	379 (計画案1) 319 (計画案2)	1,156	計画交通量: 44,700台/日	359 (計画案1) 312 (計画案2)	3.2 (計画案1) 3.7 (計画案2)	・物流効率化の支援(重要港湾鹿児島港へアクセス向上が見込まれる) ・生活環境の改善・保全(夜間騒音要請限度を超過している磯地区の騒音レベル低下が見込まれる)	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道57号 森山拡幅 九州地方整備局	再々評価	295	1,017	計画交通量: 31,100台/日	265	3.8	・個性ある地域の形成(主要な観光地へのアクセス向上が期待される) ・安全で安心できる暮らしの確保(3次医療施設へのアクセス向上が見込まれる)	継続	
一般国道497号 唐津道路 九州地方整備局	再々評価	690	1,110	計画交通量: 30,800台/日	754	1.5	・物流効率化の支援(大都市圏への農水産物(呼びイカ、伊万里梨)の流通の利便性向上が見込まれる) ・国土広域ネットワークの構築(生活圏中心都市(福岡市・唐津市)間の時間短縮が20%以上)	継続	
一般国道57号 立野拡幅 九州地方整備局	再々評価	161	331	計画交通量: 22,600台/日	176	1.9	・個性ある地域の形成(主要な観光地へのアクセス向上が期待される) ・安全で安心できる暮らしの確保(3次医療施設へのアクセス向上が見込まれる)	継続	
一般国道220号 青島～日南改良 九州地方整備局	再々評価	586	783	計画交通量: 21,300台/日	375	2.1	・個性ある地域の形成(主要な観光地へのアクセス向上が見込まれる) ・災害への備え(現道の事前通行規制区間を解消する、防災拠点対策箇所の通行規制が解消される)	継続	
一般国道220号 古江バイパス 九州地方整備局	再々評価	170	532	計画交通量: 10,400台/日	219	2.4	・物流効率化の支援(重要港湾志布志港へのアクセス向上、農水産品流通の利便性向上) ・国土広域ネットワークの構築(生活圏中心都市間の連絡強化、大型車のすれ違い困難箇所の解消)	継続	
一般国道58号 恩納バイパス 沖縄総合事務局	再々評価	270	1,562	計画交通量: 38,600台/日	294	5.3	・円滑なモビリティの確保(並行する現道区間の渋滞損失時間が削減される) ・物流効率化の支援(農林水産品の流通の利便性向上が見込まれる) ・個性ある地域の形成(大型プロジェクト)	継続	
一般国道58号 嘉手納バイパス 沖縄総合事務局	再々評価	215	1,283	計画交通量: 54,500台/日	153	8.4	・円滑なモビリティの確保(並行する現道区間の渋滞損失時間が削減される) ・物流効率化の支援(重要港湾那覇港へのアクセス向上が見込まれる) ・個性ある地域の形成(主要な観光地へのアクセス向上が見込まれる)	継続	
一般国道329号 宜野座改良 沖縄総合事務局	再々評価	55	100	計画交通量: 8,600台/日	66	1.5	・円滑なモビリティの確保(当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する) ・その他(現道線形不良箇所)	継続	
一般国道329号 石川バイパス 沖縄総合事務局	再々評価	475	2,268	計画交通量: 31,000台/日	641	3.5	・円滑なモビリティの確保(並行する現道区間の渋滞損失時間が削減される) ・物流効率化の支援(重要港湾中城湾港へのアクセス向上が見込まれる) ・個性ある地域の形成(主要な観光地へのアクセス向上が見込まれる)	継続	
北海道縦貫自動車道 七飯～国縫 日本道路公団	その他	2,503	2,609	計画交通量: 3,800～4,900台/日	1,635	1.6	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創生工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続	本省道路局 高速国道課 (課長 横田 耕治)
北海道縦貫自動車道 土別剣淵～名寄 日本道路公団(評価を受け直轄事業へ移行)	その他	374	554	(無料) 計画交通量: 5,000台/日	239	2.3	・拠点を連絡し、相互の連携が可能となる ・地方の創生工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	見直し 継続	
北海道横断自動車道 根室線 夕張～十勝清水 日本道路公団	その他	2,761	3,744	計画交通量: 5,100～5,800台/日	1,793	2.1	・高速道路の整備とあわせて地域振興計画が進められている ・地方の創生工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続	
北海道横断自動車道 網走線 足寄～北見 日本道路公団(評価を受け直轄事業へ移行)	その他	1,316	947	(無料) 計画交通量: 3,200～4,100台/日	843	1.1	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創生工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	見直し 継続	
北海道横断自動車道 根室線 本別～釧路 日本道路公団(評価を受け直轄事業へ移行)	その他	1,851	2,440	(無料) 計画交通量: 4,900～5,600台/日	1,137	2.2	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創生工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	見直し 継続	
東北横断自動車道 釜石秋田線 宮守～東和 日本道路公団(評価を受け直轄事業へ移行)	その他	856	1,187	(無料) 計画交通量: 9,300～11,000台/日	517	2.3	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創生工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	見直し 継続	
日本海沿岸東北自動車道 中条～朝日 日本道路公団	その他	1,339	921	計画交通量: 2,800～4,300台/日	847	1.1	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創生工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続	
日本海沿岸東北自動車道 温海～鶴岡 JCT 日本道路公団(評価を受け直轄事業へ移行)	その他	1,243	1,262	(無料) 計画交通量: 7,500台/日	746	1.7	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創生工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	見直し 継続	
日本海沿岸東北自動車道 本荘～岩城 日本道路公団(評価を受け直轄事業へ移行)	その他	936	1,704	(無料) 計画交通量: 9,300台/日	564	3.0	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創生工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	見直し 継続	
日本海沿岸東北自動車道 大館北～小坂 JCT 日本道路公団(評価を受け直轄事業へ移行)	その他	843	710	(無料) 計画交通量: 4,800台/日	500	1.4	・拠点を連絡し、相互の連携が可能となる ・地方の創生工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	見直し 継続	
東北中央自動車道 福島 JCT～米沢 日本道路公団(評価を受け直轄事業へ移行)	その他	1,740	2,262	(無料) 計画交通量: 6,500～11,600台/日	1,034	2.2	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創生工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	見直し 継続	
東北中央自動車道 東根～尾花沢 日本道路公団	その他	903	1,193	計画交通量: 5,500～6,800台/日	580	2.1	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創生工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続	
常磐自動車道 富岡～新地 日本道路公団	その他	1,967	1,856	計画交通量: 6,000～7,000台/日	1,247	1.5	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創生工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続	
常磐自動車道 山元～亶理 日本道路公団	その他	459	939	計画交通量: 9,300台/日	290	3.2	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創生工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続	
東関東自動車道 水戸線 三郷～高谷 JCT 日本道路公団	その他	11,384	8,353	計画交通量: 34,100～47,500台/日	6,696	1.3	・拠点を連絡し、相互の連携が可能となる ・地方の創生工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続	
東関東自動車道 水戸線 鉦田～茨城 JCT 日本道路公団	その他	682	578	計画交通量: 3,700～4,300台/日	428	1.4	・高速道路の整備とあわせて地域振興計画が進められている ・地方の創生工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続	

東関東自動車道 館山線 君津～富津竹岡 日本道路公団	その他	800	3,408	計画交通量：14,900～15,700台/日	510	6.7	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
北関東自動車道 伊勢崎～岩舟JCT 日本道路公団	その他	2,741	12,010	計画交通量：22,500～30,500台/日	1,757	6.8	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・拠点を連絡し、相互の連帯が可能となる	継続
北関東自動車道 宇都宮上三川～友部 日本道路公団	その他	1,912	3,810	計画交通量：10,200～14,900台/日	1,209	3.2	・拠点を連絡し、相互の連帯が可能となる ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
東北陸自動車道 飛騨清見～白川郷 日本道路公団	その他	1,814	1,884	計画交通量：6,200台/日	1,108	1.7	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
第二東海自動車道 海老名南JCT～秦野 日本道路公団	その他	7,951	13,570	計画交通量：23,300～61,800台/日	4,740	2.9	・自動車からのCO2排出量が削減される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
第二東海自動車道 御殿場JCT～長泉沼津 日本道路公団	その他	2,795	9,653	計画交通量：44,100台/日	1,698	5.7	・自動車からのCO2排出量が削減される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
第二東海自動車道 長泉沼津～吉原JCT 日本道路公団	その他	9,162	20,534	計画交通量：42,800～46,200台/日	5,577	3.7	・自動車からのCO2排出量が削減される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
第二東海自動車道 吉原JCT～引佐JCT 日本道路公団	その他	16,173	34,896	計画交通量：47,700～50,300台/日	9,971	3.5	・自動車からのCO2排出量が削減される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
第二東海自動車道 引佐JCT～豊田東 日本道路公団	その他	6,860	13,669	計画交通量：44,000～45,700台/日	4,321	3.2	・自動車からのCO2排出量が削減される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
第二東海自動車道 豊田JCT～豊田南 日本道路公団	その他	1,243	8,100	計画交通量：53,600台/日	773	10	・自動車からのCO2排出量が削減される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
中部横断自動車道 吉原JCT～増穂 日本道路公団	その他	4,341	4,258	計画交通量：6,600～7,800台/日	2,641	1.6	・拠点を連絡し、相互の連帯が可能となる ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
中部横断自動車道 増穂～若草梯形 日本道路公団	その他	364	571	計画交通量：5,900台/日	224	2.5	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
中部横断自動車道 佐久南～佐久JCT 日本道路公団（評価を受け直轄事業へ移行）	その他	544	544	（無料） 計画交通量：5,000台/日	320	1.7	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	見直し 継続
近畿自動車道 紀勢線 みなべ～白浜 日本道路公団	その他	1,196	1,194	計画交通量：4,500～11,700台/日	733	1.6	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
近畿自動車道 紀勢線 尾鷲北～紀勢 日本道路公団（評価を受け区間の一部が直轄事業へ移行）	その他	1,661	2,212 （無料） 2,391	計画交通量：5,500～6,900台/日 （無料） 計画交通量：8,500～9,400台/日	1,029 （無料） 984	2.2 （無料） 2.4	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・日常活動圏の中心都市へのアクセスが向上する	見直し 継続
近畿自動車道 紀勢線 紀勢～勢和多気JCT 日本道路公団	その他	1,054	2,947	計画交通量：5,900～12,200台/日	664	4.4	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
近畿自動車道 名古屋神戸線 四日市JCT～菟野 日本道路公団	その他	1,726	5,159	計画交通量：43,500～45,500台/日	1,074	4.8	・並行道路において騒音レベルが低減する ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
近畿自動車道 名古屋神戸線 亀山JCT～大津JCT 日本道路公団	その他	5,737	16,857	計画交通量：45,500～49,300台/日	3,617	4.7	・自動車からのCO2排出量が削減される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
近畿自動車道 名古屋神戸線 大津JCT～城陽 日本道路公団	その他	5,151	7,076	計画交通量：51,800～51,900台/日	3,152	2.2	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・拠点を連絡し、相互の連帯が可能となる	見直し 継続
近畿自動車道 名古屋神戸線 城陽～高槻第一JCT 日本道路公団	その他	7,393	9,757	計画交通量：32,900～54,000台/日	4,362	2.2	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・拠点を連絡し、相互の連帯が可能となる	見直し 継続
近畿自動車道 名古屋神戸線 高槻第一JCT～神戸JCT 日本道路公団	その他	8,854	6,417	計画交通量：34,600～42,600台/日	5,348	1.2	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
近畿自動車道 名古屋神戸線 名古屋南～高針JCT 日本道路公団	その他	3,194	3,876	計画交通量：16,900～41,400台/日	1,901	2.0	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
近畿自動車道 名古屋神戸線 亀山～亀山南JCT 日本道路公団	その他	383	818	計画交通量：24,400台/日	233	3.5	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
近畿自動車道 敦賀線 小浜西～敦賀JCT 日本道路公団	その他	3,077	3,455	計画交通量：4,600～8,200台/日	1,891	1.8	・拠点を連絡し、相互の連帯が可能となる ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	継続
中国横断自動車道 姫路鳥取線 佐用JCT～大原 日本道路公団（評価を受け直轄事業へ移行）	その他	828	924	（無料） 計画交通量：4,400～7,900台/日	492	1.9	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	見直し 継続
中国横断自動車道 姫路鳥取線 智頭～鳥取 日本道路公団（評価を受け直轄事業へ移行）	その他	1,202	1,649	（無料） 計画交通量：13,300～15,300台/日	714	2.3	・新幹線・空港等幹線交通網への利便性が高まる ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	見直し 継続
中国横断自動車道 岡山米子線 米子～米子北 日本道路公団（評価を受け直轄事業へ移行）	その他	147	168	（無料） 計画交通量：4,900台/日	90	1.9	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況进行评估する	見直し 継続

本省道路局
高速国道課
（課長 横田 耕治）

中国横断自動車道 尾道松江線 尾道 JCT - 三次 JCT 日本道路公団 (評価を受け直轄事業へ移行)	その他	2,181	1,486	(無料) 計画交通量: 7,900 - 10,200台/日	1,298	1.1	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・日常活動圏の中心都市へのアクセスが向上する	見直し継続	本省道路局 高速国道課 (課長 横田 耕治)
中国横断自動車道 尾道松江線 三次 JCT - 三刀屋木次 日本道路公団 (評価を受け直轄事業へ移行)	その他	2,341	1,830	(無料) 計画交通量: 6,600 - 12,800台/日	1,413	1.3	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況を評価する	見直し継続	
山陰自動車道 宍道 JCT - 出雲 日本道路公団	その他	884	824	計画交通量: 3,700 - 4,900台/日	552	1.5	・新幹線・空港等幹線交通網への利便性が高まる ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況を評価する	継続	
四国横断自動車道 小松島 - 徳島 JCT 日本道路公団	その他	1,609	1,315	計画交通量: 8,000 - 8,300台/日	955	1.4	・新幹線・空港等幹線交通網への利便性が高まる ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況を評価する	継続	
四国横断自動車道 徳島 - 徳島 JCT - 鳴門 JCT 日本道路公団	その他	1,328	1,288	計画交通量: 5,200 - 5,300台/日	788	1.6	・新幹線・空港等幹線交通網への利便性が高まる ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況を評価する	継続	
四国横断自動車道 須崎新荘 - 窪川 日本道路公団 (評価を受け直轄事業へ移行)	その他	1,044	1,336	(無料) 計画交通量: 8,200 - 9,000台/日	616	2.2	・新幹線・空港等幹線交通網への利便性が高まる ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況を評価する	見直し継続	
四国横断自動車道 宇和島北 - 宇和 日本道路公団 (評価を受け直轄事業へ移行)	その他	700	1,098	(無料) 計画交通量: 6,400 - 12,100台/日	410	2.7	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況を評価する	見直し継続	
九州横断自動車道 延岡線 嘉島 JCT - 矢部 日本道路公団 (評価を受け直轄事業へ移行)	その他	774	797	(無料) 計画交通量: 5,600台/日	464	1.7	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況を評価する	見直し継続	
東九州自動車道 小倉 JCT - 豊津 日本道路公団	その他	1,653	2,935	計画交通量: 12,600 - 16,800台/日	1,023	2.9	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況を評価する	継続	
東九州自動車道 津久見 - 蒲江 日本道路公団	その他	1,704	2,340	計画交通量: 3,300 - 7,800台/日	1,054	2.2	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況を評価する	継続	
東九州自動車道 門川 - 西都 日本道路公団	その他	2,279	4,089	計画交通量: 6,200 - 9,400台/日	1,442	2.8	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況を評価する	継続	
東九州自動車道 清武 JCT - 北郷 日本道路公団 (評価を受け直轄事業へ移行)	その他	870	1,789	(無料) 計画交通量: 9,200台/日	520	3.4	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況を評価する	見直し継続	
東九州自動車道 志布志 - 末吉財部 日本道路公団 (評価を受け直轄事業へ移行)	その他	1,616	2,116	(無料) 計画交通量: 5,500 - 10,900台/日	967	2.2	・日常活動圏の中心都市へのアクセスが向上する ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況を評価する	見直し継続	
横浜横須賀道路 佐原 - 馬堀海岸 日本道路公団	10年 継続中	890	1,221	計画交通量: 13,000台/日	837	1.5	・国土・地域ネットワークの構築 (横浜市域等へのアクセスが向上) ・災害への備え (一般国道16号などの代替路線として機能)	継続	
第三京浜道路 (改築) 日本道路公団	再々評価	610	272	計画交通量: 9,800台/日	161	1.7	・国土・地域ネットワークの構築 (沿線地域から自動車専用道路へのアクセスが向上) ・災害への備え (対象区間が、第一次緊急輸送道路として位置づけ)	継続	
大阪市道高速道路淀川左岸線 阪神高速道路公団	再々評価	3,734	16,734	計画交通量: 13,800 - 30,300台/日	4,654	3.6	・都市再生プロジェクトの指定 (大阪圏の環状道路の一部を構成) ・市街地再開発、区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり ・鉄道や河川等により一体的発展が阻害されている地区を解消する ・緊急輸送道路の指定 ・その他	継続	
神戸市道高速道路2号線 阪神高速道路公団	再々評価	3,028	8,471	計画交通量: 1,500 - 29,600台/日	4,274	2.0	・都市再生プロジェクトを支援する事業 ・市街地再開発、区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり ・拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクト等の位置づけあり ・緊急輸送道路の指定 ・その他	継続	

(補助)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
一般国道103号 宇樽部バイパス 青森県	再々評価	90	152	計画交通量: 2,400台/日	99	1.5	・二次救急医療施設 (十和田市立中央病院) へのアクセスが改善される。 ・主要な観光地 (十和田八幡平国立公園) へのアクセスが改善される。	継続	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道338号 長後バイパス 青森県	再々評価	24	31	計画交通量: 1,100台/日	28	1.1	・大間魚市場と近隣漁港との所要時間短縮により物流効率化を支援する。 ・主要な観光地 (下北半島国立公園) へのアクセスが改善される。	継続	
一般国道339号 五所川原北バイパス 青森県	10年 継続中	94	138	計画交通量: 17,300台/日	82	1.7	・三次救急医療施設 (青森県立病院) へのアクセスが改善される。 ・主要な観光地 (浄経国立公園) へのアクセスが改善される。	継続	
一般国道282号 西根バイパス 岩手県	10年 継続中	80	300	計画交通量: 11,700台/日	92	3.3	・三次救急医療施設 (岩手県高次救急センター) へのアクセスが改善される。 ・主要な観光地 (十和田八幡平国立公園) へのアクセスが改善される。	継続	
一般国道455号 北山バイパス 岩手県	再々評価	145	253	計画交通量: 24,600台/日	175	1.4	・三次救急医療施設 (岩手県高次救急センター) へのアクセスが改善される。 ・混雑時の旅行速度改善により円滑なモビリティを確保する。	継続	
一般国道108号 花淵山バイパス 宮城県	再々評価	219	347	計画交通量: 3,800台/日	228	1.5	・大型車すれ違い困難区間の解消により地域ネットワークの構築が図られる。 ・主要な観光地 (栗駒国立公園) へのアクセスが改善される。	継続	
一般国道346号 鹿島台バイパス 宮城県	10年 継続中	101	274	計画交通量: 13,700台/日	101	2.7	・大型車すれ違い困難区間の解消により地域ネットワークの構築が図られる。 ・緊急輸送道路として災害時の円滑な復旧活動を支援する。	継続	
一般国道398号 水浜拡幅 宮城県	再々評価	86	174	計画交通量: 4,200台/日	102	1.7	・大型車すれ違い困難区間の解消により地域ネットワークの構築が図られる。 ・主要な観光地 (南三陸金華山国立公園) へのアクセスが改善される。	継続	

一般国道 398号 大湯道路 秋田県	再々評価	139	97	計画交通量：1,100台/日	76	1.3	・大型車すれ違い困難区間の解消により地域ネットワークの構築が図られる。 ・主要な観光地(栗駒国定公園)へのアクセスが改善される。	継続
一般国道 286号 鉄砲町拡幅 山形県	10年 継続中	84	137	計画交通量：34,000台/日	92	1.5	・混雑時の旅行速度改善により円滑なモビリティを確保する。 ・緊急輸送路として災害時の円滑な復旧活動を支援する。	継続
一般国道 252号 松倉拡幅 福島県	10年 継続中	44	86	計画交通量：8,700台/日	49	1.8	・大型車すれ違い困難区間の解消により地域ネットワークの構築が図られる。 ・緊急輸送路として災害時の円滑な復旧活動を支援する。	継続
一般国道 354号 岩井水海道バイパス 茨城県	10年 継続中	81	225	計画交通量：18,400台/日	44	5.1	・物流効率化の支援(農林水産品(ネギ、レタス等)の流通の利便性向上が見込まれる) ・防災への備え(第1次緊急輸送道路としての機能が確保される)	継続
一般国道 125号 新治拡幅 茨城県	10年 継続中	17	51	計画交通量：29,500台/日	12	4.3	・物流効率化の支援(農林水産品(スイカ、トマト等)の流通の利便性向上が見込まれる) ・防災への備え(第1次緊急輸送道路としての機能が確保される)	継続
一般国道 294号 守谷拡幅 茨城県	再々評価	141	355	計画交通量：21,500台/日	95	3.7	・円滑なモビリティの確保(乙子交差点の立体化に伴う踏切除却により、交通改善が期待される) ・都市の再生(守谷駅周辺一体土地地区画整理事業との連携により、つくばエクスプレス沿線開発を支援する)	継続
一般国道 400号 大田原西那須野バイパス 栃木県	再々評価	130	384	計画交通量：22,500台/日	161	2.4	・国土・地域ネットワークの構築(大田原市への日常活動圏中心城市へのアクセス向上が見込まれる) ・安全で安心できるくらしの確保(三次医療施設(大田原赤十字病院)へのアクセス向上が見込まれる)	継続
一般国道 145号 ハツ場バイパス 群馬県	10年 継続中	319	1,191	計画交通量：25,100台/日	305	3.9	・国土・地域ネットワークの構築(吾妻深谷付近の屈曲部が解消し、吾妻地区の交通利便性が向上) ・個性ある地域の形成(草津温泉等日本有数の観光地へのアクセスが向上し、環境客の増加が見込まれる)	継続
一般国道 353号 駒岩拡幅 群馬県	再々評価	62	19	計画交通量：4,500台/日	14	1.4	・個性ある地域の形成(観光地である四方温泉へのアクセス向上が期待される) ・国土・地域ネットワークの構築(当地区の大型車のすれ違い困難を解消する)	継続
一般国道 353号 鯉沢バイパス 群馬県	再々評価	58	82	計画交通量：7,600台/日	38	2.2	・円滑なモビリティの確保(現道における混雑時旅行速度20km/h未満の区間の改善が期待される) ・個性ある地域の形成(観光地である吾妻地域へのアクセスが期待される)	継続
一般国道 353号 山口バイパス 群馬県	10年 継続中	16	34	計画交通量：7,800台/日	19	1.8	・個性ある地域の形成(観光地である赤城山へのアクセス向上が期待される) ・防災への備え(第1次緊急輸送道路としてされている)	継続
一般国道 354号 伊勢崎街道踏切 群馬県	再々評価	73	180	計画交通量：20,900台/日	82	2.2	・円滑なモビリティの確保(現道の踏切が除却され交通改善が期待される) ・電柱化による美しい街並みの形成(電線類地中化5ヶ年計画に位置づけがある)	継続
一般国道 122号 蓮田岩槻バイパス 埼玉県	再々評価	192	637	計画交通量：53,000台/日	355	1.8	・円滑なモビリティの確保(現道における混雑時旅行速度20km/h未満の区間の改善が期待される) ・防災への備え(第1次緊急輸送道路にされている)	継続
一般国道 254号 和光富士見バイパス 埼玉県	再々評価	1,000	4,313	計画交通量：80,000台/日	892	4.8	・防災への備え(第1次緊急輸送道路にされている)	継続
一般国道 299号 飯能狭山バイパス 埼玉県	再々評価	192	75	計画交通量：12,000台/日	39	1.9	・円滑なモビリティの確保(現道の踏切が除却され交通改善が期待される) ・防災への備え(第1次緊急輸送道路にされている)	継続
一般国道 407号 東松山バイパス 埼玉県	再々評価	99	138	計画交通量：51,000台/日	47	2.9	・円滑なモビリティの確保(現道における混雑時旅行速度20km/h未満の区間の改善が期待される) ・都市再生(高坂東口土地区画整理事業との連携がある)	継続
一般国道 297号 市原バイパス 千葉県	再々評価	160	10	計画交通量：20,400台/日	7	1.5	・物流効率化の支援(特定重要港湾千葉港へのアクセス向上) ・災害への備え(現道：緊急輸送道路1次路線、バイパス：同2次路線)	継続
一般国道 356号 鏡子バイパス 千葉県	再々評価	50	93	計画交通量：14,900台/日	54	1.7	・円滑なモビリティの確保(特急停車駅へのアクセス向上) ・個性ある地域の形成(観光地へのアクセス強化)	継続
一般国道 356号 小見川東庄バイパス 千葉県	再々評価	60	87	計画交通量：10,800台/日	55	1.6	・円滑なモビリティの確保(JR成田線の踏切2箇所の除却) ・災害への備え(緊急輸送道路1次路線)	継続
一般国道 410号 久留里馬来田バイパス 千葉県	再々評価	130	141	計画交通量：11,200台/日	88	1.6	・個性ある地域の形成(観光地へのアクセス強化) ・安全で安心できるくらしの確保(三次医療施設へのアクセス向上)	継続
一般国道 465号 筒森バイパス 千葉県	再々評価	50	81	計画交通量：4,300台/日	54	1.5	・個性ある地域の形成(観光地へのアクセス強化) ・災害への備え(異常気象時通行規制区間の解消)	継続
一般国道 413号 青根～青野原バイパス 神奈川県	再々評価	160	146	計画交通量：6,600台/日	92	1.6	・国土・地域のネットワークの構築(現道における大型車のすれ違い困難区間の解消) ・安全な生活環境の確保(歩道の無い区間への歩道設置)	継続
一般国道 117号 替佐～静岡バイパス 長野県	再々評価	91	49	計画交通量：8,200台/日	42	1.2	・国土・地域ネットワークの構築(日常活動圏中心城市へのアクセス向上) ・個性ある地域の形成(主要な観光地へのアクセス向上)	継続
一般国道 151号 落合～新野バイパス 長野県	再々評価	166	49	計画交通量：5,100台/日	48	1.0	・国土・地域ネットワークの構築(大型車のすれ違い困難区間の解消) ・災害への備え(長野県地域防災計画に緊急輸送路として位置付け)	継続
一般国道 152号 高遠バイパス 長野県	再々評価	111	47	計画交通量：5,000台/日	29	1.6	・個性ある地域の形成(主要な観光地へのアクセス向上) ・安全な生活環境の確保(歩道の未整備区間の歩道設置)	継続
一般国道 152号 小塩～由井神バイパス 長野県	再々評価	57	11	計画交通量：1,900台/日	10	1.1	・円滑なモビリティの確保(利便性の向上が期待できるバス路線) ・災害への備え(地域防災計画に緊急輸送路として位置付け)	継続
一般国道 152号 向井万場拡幅 長野県	再々評価	97	37	計画交通量：3,600台/日	29	1.3	・円滑なモビリティの確保(利便性の向上が期待できるバス路線) ・国土・地域ネットワークの構築(日常活動圏中心城市へのアクセス向上)	継続

本省道路局
国道・防災課
(課長 中島 威夫)

一般国道292号 富倉バイパス 長野県	再々評価	55	20	計画交通量：2,100台/日	13	1.5	・国土・地域ネットワークの構築（大型車すれ違い困難区間の解消） ・災害への備え（雷崩危険箇所解消）	継続
一般国道299号 本郷バイパス 長野県	再々評価	51	21	計画交通量：2,100台/日	13	1.6	・円滑なモビリティの確保（利便性の向上が期待できるバス路線） ・安全で安心できる暮らしの確保（三次医療施設へのアクセス向上）	継続
一般国道361号 地蔵峠バイパス 長野県	再々評価	118	29	計画交通量：5,500台/日	23	1.3	・円滑なモビリティの確保（利便性の向上が期待できるバス路線） ・災害への備え（地域防災計画に緊急輸送道路として位置付け）	継続
一般国道406号 百瀬～茂菅バイパス 長野県	再々評価	135	58	計画交通量：12,000台/日	37	1.6	・安全で安心できる暮らしの確保（三次医療施設へのアクセス向上） ・災害への備え（地域防災計画に緊急輸送道路として位置付け）	継続
一般国道253号 松代道路 新潟県	再々評価	77	40	計画交通量：3,400台/日	26	1.6	・国土・地域ネットワークの構築（当該路線が隣接した日常活動圏中心都市間を最短時間で連絡する路線を構築する。） ・災害への備え（対象区間が緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけあり。）	継続
一般国道291号 坂戸バイパス 新潟県	再々評価	48	11	計画交通量：4,000台/日	8.1	1.3	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する。） ・災害への備え（対象区間が緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけあり。）	継続
一般国道291号 竹沢拡幅 新潟県	再々評価	71	15	計画交通量：1,300台/日	14	1.1	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する。） ・災害への備え（対象区間が緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけあり。）	継続
一般国道351号 大手通拡幅 新潟県	再々評価	177	336	計画交通量：30,500台/日	179	1.9	・円滑なモビリティの確保（現道等における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善が期待できる。） ・都市の再生（中心市街地で行う事業である。）	継続
一般国道352号 萱峠バイパス 新潟県	再々評価	146	124	計画交通量：2,200台/日	98	1.3	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する。） ・災害への備え（災害による1～2箇所の道路寸断で孤立化する集落を解消する。）	継続
一般国道353号 葎沢拡幅 新潟県	再々評価	70	15	計画交通量：5,000台/日	7.2	2.1	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する。） ・災害への備え（対象区間が緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけあり。）	継続
一般国道402号 新潟海岸バイパス 新潟県	再々評価	140	77	計画交通量：6,000台/日	54	1.4	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する。） ・災害への備え（対象区間が緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけあり。）	継続
一般国道403号 三条北バイパス 新潟県	再々評価	190	265	計画交通量：14,000台/日	118	2.3	・国土・地域ネットワークの構築（当該路線が隣接した日常活動圏中心都市間を最短時間で連絡する路線を構築する。） ・災害への備え（対象区間が緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけあり。）	継続
一般国道403号 大白倉バイパス 新潟県	再々評価	95	92	計画交通量：2,300台/日	57	1.6	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する。） ・災害への備え（対象区間が緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけあり。）	継続
一般国道405号 切光バイパス 新潟県	再々評価	35	7.7	計画交通量：600台/日	6.5	1.2	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する。） ・災害への備え（対象区間が緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけあり。）	継続
一般国道460号 白井橋 新潟県	再々評価	90	116	計画交通量：8,700台/日	94	1.2	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する。） ・災害への備え（対象区間が緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけあり。）	継続
一般国道415号 富山拡幅 富山県	再々評価	163	158	計画交通量：24,400台/日	95	1.7	・都市の再生（広域道路整備基本計画に位置付けのある環状道路を形成する。） ・個性ある地域の形成（鉄道や河川等により一体的発展が阻害されている地区を解消する。）	継続
一般国道471号 菅沼折折道路 富山県	再々評価	71	42	計画交通量：800台/日	29	1.5	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する。） ・災害への備え（対象区間が緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけあり。）	継続
一般国道249号 輪島バイパス 石川県	10年 継続中	130	302	計画交通量：7,100台/日	113	2.7	・都市の再生（広域道路整備基本計画に位置付けのある環状道路を形成する。） ・災害への備え（対象区間が緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけあり。）	継続
一般国道248号 平和バイパス 岐阜県	10年 継続中	100	418	計画交通量：32,900台/日	92	4.5	・円滑なモビリティの確保（現道等における混雑時旅行速度20km/h未満である区間の旅行速度が改善される） ・個性ある地域の形成（拠点開発プロジェクト（東濃研究学園都市）を支援する）	継続
一般国道248号 太田バイパス 岐阜県	再々評価	360	470	計画交通量：17,400台/日	169	2.8	・国土・地域ネットワークの構築（地域高規格道路（岐阜南部横断ハイウェイ）の位置づけあり） ・個性ある地域の形成（地域連携プロジェクト（中濃地方拠点都市）を支援する）	継続
一般国道248号 関バイパス 岐阜県	10年 継続中	130	964	計画交通量：20,900台/日	76	13	・国土・地域ネットワークの構築（当該路線が隣接した日常活動圏中心都市間を最短時間で連絡する） ・個性ある地域の形成（地域連携プロジェクト（中濃地方拠点都市）を支援する）	継続
一般国道257号 馬瀬・萩原バイパス 岐阜県	再々評価	121	89	計画交通量：1,300台/日	20	4.4	・円滑なモビリティの確保（現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線がある） ・個性ある地域の形成（鉄道や河川等により一体的発展が阻害されている地区を解消する）	継続
一般国道303号 川上・八草バイパス 岐阜県	再々評価	148	110	計画交通量：1,000台/日	73	1.5	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する） ・災害への備え（現道等の冬期交通障害区間を解消する）	継続
一般国道135号 宇佐美～網代バイパス 静岡県	再々評価	82	232	計画交通量：19,700台/日	110	2.1	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消） ・個性ある地域の形成（拠点開発プロジェクト：にっぽんリゾートふじの国を支援する）	継続
一般国道136号 土肥拡幅 静岡県	再々評価	134	492	計画交通量：7,800台/日	176	2.8	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消） ・個性ある地域の形成（伊豆地域へのアクセス向上）	継続
一般国道150号 清水バイパス 静岡県	10年 継続中	115	507	計画交通量：20,100台/日	120	4.2	・物流効率化の支援（特定重要港湾清水港へのアクセス向上） ・国土・地域ネットワークの構築（日常活動圏中心城市（静岡市）へのアクセス向上）	継続
一般国道150号 静岡バイパス 静岡県	再々評価	134	449	計画交通量：23,200台/日	150	3.0	・物流効率化の支援（特定重要港湾清水港へのアクセス向上） ・国土・地域ネットワークの構築（日常活動圏中心城市（静岡市）へのアクセス向上）	継続

本省道路局
国道・防災課
(課長 中島 威夫)

一般国道152号 西川～横山拡幅 静岡県	再々評価	80	404	計画交通量：6,200台/日	104	3.9	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消） ・災害への備え（第2次緊急輸送路としての機能確保）	継続	本省道路局 国道・防災課 （課長 中島 威夫）
一般国道362号 本川根～静岡バイパス 静岡県	再々評価	210	313	計画交通量：1,800台/日	305	1.0	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消） ・災害への備え（第2次緊急輸送路としての機能確保）	継続	
一般国道362号 大原～谷津拡幅 静岡県	再々評価	80	184	計画交通量：7,300台/日	104	1.8	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消） ・円滑なモビリティ確保（バス路線としての利便性の向上）	継続	
一般国道414号 静浦バイパス 静岡県	10年 継続中	150	1,098	計画交通量：15,000台/日	152	7.2	・国土・地域ネットワークの構築（日常活動圏中心城市（沼津市）へのアクセス向上） ・個性ある地域の形成（伊豆地域へのアクセス向上）	継続	
一般国道151号 豊根拡幅 愛知県	再々評価	47	19	計画交通量：1,200台/日	12	1.6	・災害への備え（緊急輸送道路ネットワーク計画において緊急輸送道路に指定有り） ・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消）	継続	
一般国道151号 新城バイパス 愛知県	再々評価	121	289	計画交通量：30,000台/日	80	3.6	・災害への備え（緊急輸送道路ネットワーク計画において緊急輸送道路に指定有り） ・他7号1号との関係（第二東名新城ICへのアクセス）	継続	
一般国道247号 中央バイパス 愛知県	再々評価	148	513	計画交通量：29,000台/日	130	4.0	・災害への備え（緊急輸送道路ネットワーク計画において緊急輸送道路に指定有り） ・個性ある地域の形成（観光施設へのアクセス性の向上が見込まれる）	継続	
一般国道257号 鳳来拡幅 愛知県	再々評価	88	39	計画交通量：1,900台/日	24	1.6	・災害への備え（緊急輸送道路ネットワーク計画において緊急輸送道路に指定有り） ・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する）	継続	
一般国道257号 稲武拡幅 愛知県	再々評価	66	32	計画交通量：2,700台/日	24	1.3	・災害への備え（緊急輸送道路ネットワーク計画において緊急輸送道路に指定有り） ・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する）	継続	
一般国道259号 田原バイパス 愛知県	再々評価	83	630	計画交通量：27,000台/日	72	8.7	・災害への備え（緊急輸送道路ネットワーク計画において緊急輸送道路に指定有り） ・円滑なモビリティの確保（現道のバス路線の利便性が向上する）	継続	
一般国道259号 植田バイパス 愛知県	再々評価	92	1,530	計画交通量：27,000台/日	78	19.7	・災害への備え（緊急輸送道路ネットワーク計画において緊急輸送道路に指定有り） ・円滑なモビリティの確保（現道のバス路線の利便性が向上する）	継続	
一般国道301号 豊田拡幅 愛知県	再々評価	99	80	計画交通量：23,000台/日	39	2.0	・災害への備え（緊急輸送道路ネットワーク計画において緊急輸送道路に指定有り） ・他7号1号との関係（東海環状自動車道のアクセス）	継続	
一般国道366号 半田～大府バイパス 愛知県	再々評価	152	1,319	計画交通量：43,000台/日	195	6.8	・災害への備え（緊急輸送道路ネットワーク計画において緊急輸送道路に指定有り） ・円滑なモビリティの確保（現道のバス路線の利便性が向上する）	継続	
一般国道163号 南河路バイパス 三重県	10年 継続中	21	51	計画交通量：16,500台/日	23	2.2	・主要な渋滞ポイントである殿村交差点の渋滞を緩和します。 ・一般国道23号中勢バイパスとの一体整備により津市南西方面からのアクセスが向上します。	継続	
一般国道166号 田引バイパス 三重県	10年 継続中	60	78	計画交通量：5,500台/日	67	1.2	・現道の大型車すれ違い困難区間を解消します。 ・2次医療施設へのアクセスが向上します。（約4分短縮）	継続	
一般国道260号 下津浦拡幅 三重県	再々評価	58	124	計画交通量：3,300台/日	70	1.8	・現道の大型車すれ違い困難区間を解消します。 ・道路整備により農林水産品等流通の利便性が向上します。	継続	
一般国道260号 志摩バイパス 三重県	再々評価	111	210	計画交通量：5,000台/日	135	1.6	・現道の大型車すれ違い困難区間を解消します。 ・2次医療施設へのアクセスが向上します。（約10分短縮）	継続	
一般国道306号 四日市菟野バイパス 三重県	再々評価	65	147	計画交通量：7,100台/日	83	1.8	・現道の大型車すれ違い困難区間を解消します。 ・第3次緊急輸送道路が整備されます。	継続	
一般国道305号 越前バイパス 福井県	再々評価	130	240	計画交通量：7,100台/日	150	1.6	・災害時への備え（緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけている（第1次）） ・国土・地域ネットワークの構築（大型車すれ違い困難箇所が解消）	継続	
一般国道416号 島山梨子～里別所バイパス 福井県	再々評価	171	594	計画交通量：18,200台/日	229	2.6	・物流の効率化の支援（農林水産品の流通の利便性が向上） ・災害への備え（緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけている（第1次））	継続	
一般国道417号 青野～鎌坂バイパス 福井県	再々評価	82	225	計画交通量：8,700台/日	102	2.2	・国土・地域ネットワークの構築（大型車すれ違い困難区間が解消） ・災害時への備え（緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけている（第1次）） ・災害への備え（異常気象時通行規制区間の解消（連続雨量140mm以上で通行止め））	継続	
一般国道303号 金居原バイパス 滋賀県	10年 継続中	50	222	計画交通量：4,000台/日	65	3.4	・国土・地域ネットワークの構築（大型車のすれ違い困難区間が解消） ・災害への備え（冬期通行不能区間が解消）	継続	
一般国道367号 葛川バイパス 滋賀県	再々評価	125	423	計画交通量：4,500台/日	184	2.3	・円滑なモビリティの確保（利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・国土・地域ネットワークの構築（大型車すれ違い困難区間が解消）	継続	
一般国道312号 宮津野田川道路 京都府	再々評価	345	1,113	計画交通量：12,600台/日	344	3.2	・国土・地域ネットワークの構築（地域高規格道路の位置づけあり） ・個性ある地域の形成（主要な観光地へのアクセス向上が期待される）	継続	
一般国道178号 香住道路 兵庫県	10年 継続中	336	826	計画交通量：12,300台/日	414	2.0	災害への備え（異常気象時通行規制区間が解消） 国土・地域ネットワークの構築（地域高規格に位置づけあり）	継続	
一般国道168号 一分バイパス 奈良県	再々評価	180	425	計画交通量20,400～34,800台/日	233	1.8	円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度20km/h未満である区間の旅行速度の改善が期待される） 国土・地域ネットワークの構築（大型車すれ違い困難区間が解消）	継続	
一般国道168号 上庄バイパス 奈良県	再々評価	96	172	計画交通量12,700～14,600台/日	114	1.5	国土・地域ネットワークの構築（大型車すれ違い困難区間が解消） 災害時への備え（緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけている（第2次））	継続	

一般国道168号 熊野川・本宮道路 和歌山県	再々評価	84	196	計画交通量：5,500台/日	98	2.0	・国土・地域ネットワークの構築（地域高規格道路「五條新宮道路」の位置づけあり） ・災害への備え（第1次緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけあり）	継続
一般国道371号 橋本バイパス 和歌山県	再々評価	282	667	計画交通量：27,900台/日	301	2.2	・他のプロジェクトとの関係（関連する大規模道路事業と一体的に整備する必要あり） ・災害への備え（第1次緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけあり）	継続
一般国道371号 龍神四バイパス 和歌山県	再々評価	57	114	計画交通量：1,300台/日	71	1.6	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における交通不能区間が解消） ・災害への備え（緊急輸送道路が通行止めになった場合に大幅な迂回を強いられる区間の代替路線を形成する）	中止
一般国道424号 南部川谷拡幅 和歌山県	再々評価	84	169	計画交通量：3,900台/日	102	1.7	・国土・地域ネットワークの構築（大型車のすれ違い困難区間が解消） ・災害への備え（異常気象時通行規制区間が解消）	継続
一般国道480号 平道路 和歌山県	10年 継続中	106	176	計画交通量：5,300台/日	109	1.6	・国土・地域ネットワークの構築（大型車のすれ違い困難区間が解消） ・災害への備え（異常気象時通行規制区間が解消）	継続
一般国道28号 長田拡幅 神戸市	10年 継続中	34	84	計画交通量：38,000台/日	33	2.5	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善が期待される） ・無電柱化による美しい町並みの形成、（電線類地中化5ヶ年計画に位置づけあり）	継続
一般国道482号 下敷屋バイパス 鳥取県	10年 継続中	52	37	計画交通量：1,300台/日	28	1.3	・国土・地域ネットワークの構築（現道における大型車のすれ違い困難区間を解消） ・個性ある地域の形成（大仙、蒜山高原等の主要な観光地へのアクセス向上が期待される）	継続
一般国道431号 川津バイパス 島根県	再々評価	143	630	計画交通量：28,800台/日	194	3.2	・国土・地域ネットワークの構築（現道における大型車のすれ違い困難区間を解消） ・物流効率化への支援（重要港湾境港へのアクセス向上が見込まれる）	継続
一般国道432号 東岩坂バイパス 島根県	再々評価	140	226	計画交通量：4,700台/日	181	1.2	・国土・地域ネットワークの構築（現道における大型車のすれ違い困難区間を解消） ・災害への備え（緊急輸送道路ネットワークが形成される）	継続
一般国道179号 奥津～上高原バイパス 岡山県	再々評価	296	445	計画交通量：4,200台/日	436	1.0	・国土・地域ネットワークの構築（日常生活圏中心都市間（津山市～倉敷市）を最短時間で連絡する路線を構成する） ・災害への備え（現道等の事前通行規制区間を解消する）	継続
一般国道313号 禾津バイパス 岡山県	再々評価	65	92	計画交通量：5,800台/日	90	1.0	・国土・地域ネットワークの構築（日常生活圏中心都市間を最短時間で連絡する路線を構成する） ・災害への備え（現道等の事前通行規制区間（雨量）を解消する）	継続
一般国道429号 倉敷～総社バイパス 岡山県	再々評価	107	149	計画交通量：22,800台/日	130	1.2	・円滑なモビリティの確保（倉敷市～岡山空港へのアクセスが改善される） ・安全で安心できる暮らしの確保（三次医療施設の川崎医科大学付属病院へのアクセスが改善される）	継続
一般国道486号 福山拡幅 広島県	10年 継続中	60	101	計画交通量：20,900台/日	58	1.7	・円滑なモビリティの確保（新幹線福山駅へのアクセスが改善される） ・物流効率化への支援（重要港湾福山港へのアクセス向上が見込まれる）	継続
一般国道432号 竹原バイパス 広島県	10年 継続中	71	181	計画交通量：18,600台/日	62	2.9	・円滑なモビリティの確保（第二種広島空港へのアクセス向上が見込まれる） ・個性ある地域の形成（2級河川賀茂川により一体的な発展が阻害されている地区下野地区から新庄地区を解消する）	継続
一般国道433号 廿日市拡幅 広島県	再々評価	90	155	計画交通量：8,800台/日	130	1.2	・国土・地域ネットワークの構築（現道における大型車のすれ違い困難区間約4.4kmを解消する） ・個性ある地域の形成（アルカディアビレッジ等、主要な観光地へのアクセス向上が見込まれる）	継続
一般国道433号 加計豊平バイパス 広島県	再々評価	116	162	計画交通量：1,200台/日	152	1.1	・国土・地域ネットワークの構築（現道における大型車のすれ違い困難区間約6.8kmを解消する） ・個性ある地域の形成（豊平どんぐり村等、主要な観光地へのアクセス向上が期待される）	継続
一般国道433号 川戸拡幅 広島県	再々評価	39	54	計画交通量：500台/日	51	1.1	・国土・地域ネットワークの構築（現道における大型車のすれ違い困難区間約6.5kmを解消する） ・災害への備え（事前通行規制区間（雨量）約3.2kmが解消される）	継続
一般国道375号 作木拡幅 広島県	再々評価	185	291	計画交通量：1,900台/日	258	1.1	・国土・地域ネットワークの構築（現道における大型車のすれ違い困難区間約13kmを解消する） ・個性ある地域の形成（JR三江線や1級河川江の川により、一体的発展が阻害されている門田地区から伊賀和志地区を解消する）	継続
一般国道488号 東山バイパス 広島県	10年 継続中	72	92	計画交通量：800台/日	85	1.1	・国土・地域ネットワークの構築（現道における大型車のすれ違い困難区間約13kmを解消する） ・個性ある地域の形成（もみの木森林公園等、主要な観光地へのアクセス向上が期待される）	継続
一般国道434号 須川バイパス 山口県	再々評価	177	298	計画交通量：2,500台/日	235	1.3	・国土・地域ネットワークの構築（現道における大型車のすれ違い困難区間を解消する） ・災害への備え（事前通行規制区間（雨量）約4.5kmが解消される）	継続
一般国道434号 徳山～錦バイパス 山口県	再々評価	105	155	計画交通量：1,900台/日	142	1.1	・国土・地域ネットワークの構築（現道における大型車のすれ違い困難区間を解消する） ・災害への備え（事前通行規制区間（雨量）約6.9kmが解消される）	継続
一般国道435号 美祢～豊田バイパス 山口県	10年 継続中	71	105	計画交通量：5,900台/日	81	1.3	・災害への備え（防災点検要対策箇所17箇所の解消や老朽橋梁における通行規制が解消される） ・個性ある地域の形成（主要な観光地（角島）へのアクセス向上が期待される）	継続
一般国道195号 出合大戸バイパス 徳島県	10年 継続中	67	267	計画交通量：2,000～2,400台/日	76	3.5	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する。日常生活圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる。） ・災害への備え（近隣市へのルートが1つしかなく、災害による孤立集落を解消する。第2次緊急輸送路に指定されている。）	継続
一般国道319号 山城拡幅 徳島県	再々評価	103	211	計画交通量：1,700台/日	136	1.5	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する。日常生活圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる。） ・災害への備え（近隣市へのルートが1つしかなく、災害による孤立集落を解消する。第2次緊急輸送路に指定されている。）	継続
一般国道438号 上八万バイパス 徳島県	再々評価	85	330	計画交通量：3,700～21,700台/日	90	3.6	・円滑なモビリティの確保：渋滞ポイントを解消する。 ・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する。日常生活圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる。） ・災害への備え（第2次緊急輸送路に指定されている。）	継続
一般国道438号 森遠拡幅 徳島県	再々評価	81	166	計画交通量：1,500台/日	110	1.5	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する。日常生活圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる。） ・災害への備え（近隣市へのルートが1つしかなく、災害による孤立集落を解消する。第2次緊急輸送路に指定されている。）	継続
一般国道492号 穴吹バイパス 徳島県	10年 継続中	35	140	計画交通量：7,000台/日	37	3.8	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する。日常生活圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる。） ・災害への備え（近隣市へのルートが1つしかなく、災害による孤立集落を解消する。第2次緊急輸送路に指定されている。）	継続

本省道路局
国道・防災課
（課長 中島 威夫）

一般国道438号 坂出拡幅 香川県	10年 継続中	100	1,198	計画交通量：39,300台/日	106	11.3	・中継地域の観光地へのアクセス向上が見込まれる ・交通安全性の向上が見込まれる	継続
一般国道380号 小田バイパス 愛媛県	10年 継続中	90	109	計画交通量：4,200台/日	85	1.3	・東西のすれ違いが困難な幅員狭小箇所や防災点検危険箇所を含む区間を整備し、道路利用者の安全確保と地域間の交流・連携強化や地域の活性化が図られる	継続
一般国道379号 岩谷バイパス 愛媛県	再々評価	130	169	計画交通量：4,800台/日	156	1.1	・人家等が連泊する幅員狭小・線形不良区間や落石・崩壊の危険箇所などの交通障害を解消し、広域幹線道路として機能が発揮できる	継続
一般国道380号 寺村バイパス 愛媛県	再々評価	69	120	計画交通量：4,200台/日	97	1.2	・小・中・高等学校などが集中する小田町中心部の幅員狭小・線形不良区間の解消を図り、交通安全の確保や地域の活性化に寄与できる	継続
一般国道494号 佐川～吾桑バイパス 高知県	10年 継続中	160	327	計画交通量：8,400台/日	142	2.3	・現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する ・当該路線が隣接した日常活動圏中心都市間を最短時間で連絡する路線を構成する ・対象区間が緊急輸送道路としての位置づけあり	継続
一般国道441号 網代バイパス 高知県	10年 継続中	95	145	計画交通量：3,300台/日	88	1.6	・現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する ・対象区間が緊急輸送道路としての位置づけあり ・主要な観光地へのアクセス向上が見込まれる	継続
一般国道381号 半家バイパス 高知県	再々評価	148	287	計画交通量：3,400台/日	164	1.7	・現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する ・対象区間が緊急輸送道路としての位置づけあり ・主要な観光地へのアクセス向上が見込まれる ・現道等における事前通行規制区間が解消される	継続
一般国道439号 落合拡幅 高知県	再々評価	101	70	計画交通量：3,400台/日	44	1.6	・現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する ・対象区間が緊急輸送道路としての位置づけあり ・現道における防災対策要対策箇所の解消	継続
一般国道439号 東石原～思地拡幅 高知県	再々評価	273	566	計画交通量：4,000台/日	340	1.7	・現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する ・対象区間が緊急輸送道路としての位置づけあり ・現道における防災対策要対策箇所の解消	継続
一般国道439号 大植バイパス 高知県	再々評価	52	86	計画交通量：2,300台/日	56	1.5	・現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する ・対象区間が緊急輸送道路としての位置づけあり	継続
一般国道211号 小石原バイパス 福岡県	再々評価	44	79	計画交通量：4,200台/日	53	1.5	・国土・地域ネットワークの構築（大型車すれ違い困難区間を解消） ・個性ある地域の形成（主要な観光地へのアクセスが向上）	継続
一般国道496号 豊津犀川バイパス 福岡県	再々評価	60	112	計画交通量：4,100台/日	79	1.4	・国土・地域ネットワークの構築（大型車すれ違い困難区間を解消） ・個性ある地域の形成（伊良原ダム、福岡県北東部地方拠点都市地域整備計画を支援）	継続
一般国道322号 山田バイパス 福岡県	再々評価	83	140	計画交通量：7,700台/日	90	1.6	・個性ある地域の形成（産炭地域振興計画を支援） ・災害への備え（一次緊急輸送道路として位置づけあり）	継続
一般国道442号 大木大川バイパス 福岡県	再々評価	107	240	計画交通量：23,100台/日	153	1.6	・個性ある地域の形成（有明海沿岸道路、久留米地方拠点都市地域整備計画を支援） ・災害への備え（一次緊急輸送道路として位置づけあり）	継続
一般国道263号 大和拡幅 佐賀県	再々評価	110	337	計画交通量：10,400台/日	183	1.8	・災害への備え（一次緊急輸送道路として位置づけあり） ・その他（佐賀、福岡の連携強化が期待される）	継続
一般国道385号 三田川バイパス 佐賀県	再々評価	45	142	計画交通量：18,500台/日	54	2.6	・個性ある地域の形成（主要な観光地吉野ヶ里歴史公園へのアクセス向上が期待される） ・その他（佐賀、福岡の連携強化が期待される）	継続
一般国道385号 東脊振バイパス 佐賀県	再々評価	115	395	計画交通量：4,400台/日	180	2.2	・災害への備え（一次緊急輸送道路として位置づけあり） ・その他（佐賀、福岡の連携強化が期待される）	継続
一般国道444号 平谷バイパス 佐賀県	再々評価	80	439	計画交通量：3,700台/日	112	3.9	国土・地域ネットワークの形成（現道における交通不能区間が解消される） 災害への備え（一次緊急輸送道路として位置づけあり）	継続
一般国道204号 佐志バイパス 佐賀県	再々評価	121	802	計画交通量：16,400台/日	153	5.2	・物流効率化の支援（重要港湾唐津港へアクセス向上が見込まれる） ・個性ある地域の形成（主要な観光地東松浦半島地域へのアクセス向上が期待される）	継続
一般国道207号 中村バイパス 佐賀県	再々評価	124	426	計画交通量：15,200台/日	142	3.0	・災害への備え（一次緊急輸送道路として位置づけあり） ・その他（環状道路の形成により鹿島市街地部の健全な発展を促進する）	継続
一般国道382号 どう坂バイパス 長崎県	10年 継続中	60	106	計画交通量：2,900台/日	38	2.8	・円滑なモビリティの確保（対馬空港へのアクセスが向上） ・国土・地域ネットワークの構築（大型車の難会合区間が解消する）	継続
一般国道445号 桜木拡幅 熊本県	再々評価	115	53	計画交通量：1,500台/日	47	1.1	・個性ある地域の形成（主要な観光地へのアクセス向上が期待できる） ・災害への備え（一次緊急輸送道路として位置づけあり）	継続
一般国道445号 泉～相良バイパス 熊本県	再々評価	53	93	計画交通量：900台/日	62	1.5	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する。） ・災害への備え（現道等の事前通行規制区間を解消する。）	継続
一般国道266号 高戸バイパス 熊本県	10年 継続中	48	101	計画交通量：4,900台/日	51	2.0	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する。） ・円滑なモビリティの確保（現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する。）	継続
一般国道219号 球泉洞バイパス 熊本県	10年 継続中	46	70	計画交通量：10,400台/日	46	1.5	・災害への備え（現道等の防災点検による通行規制等が解消される） ・個性ある地域の形成（主要な観光地（鍾乳洞：球泉洞）へのアクセスが期待される。）	継続
一般国道325号 旭志拡幅 熊本県	10年 継続中	50	110	計画交通量：20,200台/日	52	2.1	・円滑なモビリティの確保（第二種空港へのアクセス向上が見込まれる。） ・国土・地域ネットワークの構築（当該路線が隣接した日常活動圏中心都市間を最短時間で連絡する路線を構成する。）	継続
一般国道502号 野田拡幅 大分県	10年 継続中	114	74	計画交通量：15,400台/日	44	1.7	・国土・地域ネットワークの構築（現道における大型車のすれ違い困難区間を解消する） ・安全な生活環境の確保（歩道がない区間に歩道が設置される）	継続

本省道路局
国道・防災課
(課長 中島 威夫)

一般国道265号 下椎原拡幅 宮崎県	10年 継続中	85	111	計画交通量：2,900台/日	95	1.2	・国土・地域ネットワークの構築（現道における大型車のすれ違い困難箇所が解消される） ・地域づくりの支援（現道の事前通行規制区間の解消）	継続	本省道路局 国道・防災課 （課長 中島 威夫）	
一般国道327号 恵後の崎バイパス 宮崎県	再々評価	63	122	計画交通量：2,900台/日	77	1.6	・国土・地域ネットワークの構築（現道における大型車のすれ違い困難箇所が解消される） ・災害への備え（現道の事前通行規制区間の解消）	継続		
一般国道269号 梅谷バイパス 宮崎県	再々評価	78	173	計画交通量：10,600台/日	100	1.7	・都市の再生（沿道の土地区画整理事業との連動） ・国土・地域ネットワークの構築（宮崎県へのアクセス向上）	継続		
一般国道223号 小谷拡幅 鹿児島県	再々評価	116	265	計画交通量：13,100台/日	64	4.1	・円滑なモビリティの確保（当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・災害への備え（現道の異常気象特殊通行規制区間を解消する）	継続		
一般国道269号 浜田拡幅 鹿児島県	再々評価	30	52	計画交通量：10,400台/日	41	1.3	・円滑なモビリティの確保（当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線がある） ・災害への備え（一次緊急輸送道路として位置づけあり）	継続		
一般国道270号 宮崎バイパス 鹿児島県	再々評価	60	107	計画交通量：10,200台/日	44	2.4	・円滑なモビリティの確保（当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・物流効率化の支援（農林水産産を主体とする地域において農林水産品の流通の利便性が向上する）	継続		
一般国道58号 中種子道路 鹿児島県	10年 継続中	44	57	計画交通量：4,200台/日	55	1.0	・円滑なモビリティの確保（当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・災害への備え（一次緊急輸送道路として位置づけあり）	継続		
一般国道58号 浜津脇拡幅 鹿児島県	再々評価	63	111	計画交通量：5,800台/日	87	1.3	・円滑なモビリティの確保（当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・災害への備え（一次緊急輸送道路として位置づけあり）	継続		
主要地方道 札幌夕張線 北海道	10年 継続中	200	314	計画交通量：10,100台/日	179	1.8	・円滑なモビリティの確保（現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・個性ある地域の形成（主要な観光地（Mtレイスリソート等）へのアクセス向上が期待できる）	継続		北海道開発局 建設部地方整備課 （課長 吉井 厚志）
主要地方道 岩見沢三笠線 北海道	10年 継続中	40	68	計画交通量：2,800台/日	35	1.9	・個性ある地域の形成（主要な観光地（桂沢湖等）へのアクセス向上が期待される）	継続		
主要地方道 夕張新得線 北海道	10年 継続中	202	259	計画交通量：3,460台/日	185	1.4	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消できる） ・個性ある地域の形成（主要な観光地（トマムリソート等）へのアクセス向上が期待できる）	継続		
一般県道 出島線 宮城県	再々評価	29	56	計画交通量：900台/日	35	1.6	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消できる） ・個性ある地域の形成（特別立法（離島振興法）に基づく事業である）	継続	東北地方整備局 道路部地域道路課 （課長 林崎 吉克）	
一般県道 西ノ島海士線（島前大橋） 島根県	再々評価	179	48	計画交通量：450台/日	139	0.4	・個性ある地域の形成（主要な観光地（隠岐島前地区）へのアクセス向上が期待される） ・安全で安心できるくらしの確保（二次医療施設（島前病院）へのアクセス向上が見込まれる）	中止	中国地方整備局 道路部地域道路課 （課長 山田 周一）	
一般県道 宮川内牛島停車場線 徳島県	10年 継続中	150	298	計画交通量：8,000台/日	170	1.8	・円滑なモビリティの確保（現道等（国道318号等）において、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・物流効率化の支援（総重量25tの車両が通行できない区間を解消する） ・災害への備え（徳島県地域防災計画において2次緊急輸送道路に指定されている）	継続	本省道路局 地方道・環境課 （課長 森永 敦夫）	
主要地方道 高知北環状線 高知県	10年 継続中	375	1,096	計画交通量：30,200台/日	485	2.3	・物流効率化の支援（重要港湾（高知新港）へのアクセス向上が見込まれる） ・国土・地域ネットワークの構築（日常生活中心都市（高知市中心部）へのアクセス向上が見込まれる）	継続	四国地方整備局 道路部地域道路課 （課長 恒石 和義）	
主要地方道 厳原豆飯美津島線 長崎県	10年 継続中	30	48	計画交通量：3,170台/日	28	1.7	・物流効率化の支援（重要港湾（厳原港）へのアクセス向上が見込まれる） ・災害への備え（対象区間が緊急輸送道路ネットワーク計画（第二次緊急輸送路）の位置づけがある）	継続	九州地方整備局 道路部地域道路課 （課長 西川 勝義）	
一般県道 桑之浦里港線 鹿児島県	10年 継続中	75	104	計画交通量：550台/日	95	1.1	・円滑なモビリティの確保（現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間が改善される）	継続		
一般県道 18号線 沖縄県	10年 継続中	129	178	計画交通量：1,800台/日	147	1.2	・個性ある地域の形成（主要な観光地（カヌチャ観光振興地域）へのアクセス向上が期待される）	継続	沖縄総合事務局 道路建設課 （課長 松浦 利之）	
一般県道 田名野南線 沖縄県	10年 継続中	58	84	計画交通量：1,600台/日	66	1.3	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間が解消される）	継続		
一般県道 高野川満線 沖縄県	10年 継続中	49	158	計画交通量：5,200台/日	56	2.8	・円滑なモビリティの確保（第三種空港（宮古空港）へのアクセス向上が見込まれる）	継続		
市道 254号線 沖縄県豊見城市	10年 継続中	25	37	計画交通量：3,420台/日	29	1.3	・個性ある地域の形成（新規整備の公共施設「とよみ小学校」へ直結する道路である）	継続		
市道 6号線 沖縄県豊見城市	10年 継続中	12	24	計画交通量：3,550台/日	13	1.8	・個性ある地域の形成（主要な観光地（瀬長島）へのアクセス向上が期待される）	継続		
仙石線連続立体交差事業 宮城県	5年 未着工	132	274	踏切交通遮断量：6,988台時/日	102	2.7	・円滑なモビリティの確保（踏切交通遮断量10,000台時/日以上の踏切道の除却） ・都市の再生（区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり）	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 斉藤 麗）	
名古屋鉄道名古屋本線連続立体交差事業 岐阜県	準備計画 5年	288	560	踏切交通遮断量：42万台時/日	164	3.4	・円滑なモビリティの確保（踏切除却12ヶ所） ・都市再生（区画整理等のまちづくりとの連携あり） ・個性ある地域の形成（鉄道により一体的発展が阻害されている地区の解消）	継続		
豊田則定線 愛知県	5年 未着工	79	181	計画交通量：26,452台/日	63	2.9	・円滑なモビリティの確保（バス路線の利便性の向上） ・都市再生（DID区域内の道路整備であり、市街地の道路網密度が向上する） ・災害への備え（緊急輸送道路として位置づけられている）	継続	中部地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 岡井 祐治）	

西鉄天神大牟田線（春日原 - 下大利） 福岡県	5年 未着工	354	655	踏切交通遮断量：34万台・時 /日	276	2.4	・円滑なモビリティの確保（現道又は並行区間における踏切交通遮断量が10,000台時/日以上踏切道の除却もしくは交通改善が期待される等） ・都市再生（市街地再開発、区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり等）	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 青藤 親）
東原村木沢線 山形県	10年 継続中	71	173	計画交通量：16,800台/日	75	2.3	・円滑なモビリティの確保（利便性向上が期待できるバス路線が存在、新幹線駅へのアクセス向上） ・都市の再生（区画整理との連携、中心市街地内で行う事業でDID区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する） ・個性ある地域の形成（鉄道により一体的発展が阻害されている地区の解消）	継続	東北地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 田中 政幸）
栄町置賜町線 福島県福島市	10年 継続中	42	80	計画交通量：9,000台/日	40	2.0	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等） ・都市の再生（中心市街地内で行う事業である） ・国土・地域（現道等における交通不能区間を解消する）	継続	
羽鳥宿張星線 茨城県美野里町	10年 継続中	25	44	計画交通量：7,875台/日	26	1.7	・国土・地域ネットワークの構築（日常活動圏を最短時間で連絡することによる効果等） ・個性ある地域の形成（鉄道により一体的発展が阻害されていた地区の一体的発展することによる効果等）	継続	
八街神門線 千葉県八街市	10年 継続中	64	175	計画交通量：11,700台/日	65	2.7	・都市の再生（DID区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する効果等） ・国土・地域（現道等における交通不能区間を解消する効果等） ・個性ある地域の形成（鉄道により一体的発展が阻害されている地区を解消する効果等）	継続	
環状第8号線（北町） 東京都	10年 継続中	380	2,422	計画交通量：48,400台/日	411	5.9	・本線部に並行して側道、歩道を整備し、生活に必要な道路と歩行者の安全確保、新しいまち並みの形成、通風、採光、人々のふれあいの場の提供などにより地域の活性化、避難路の確保など地域の防災性向上、道路緑化により地域の環境に配慮などの効果が期待できる。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 東 智徳）
底土空港八重根線 東京都八丈町	10年 継続中	29	34	計画交通量：7,400台/日	32	1.1	・公共施設へのアクセス：底土港、八重根港、八丈島空港など主要港へのアクセス機能の向上、物資の流動円滑化への寄与 ・防災機能の向上：道路新設による災害時の避難路、緊急復旧活動の機能向上 ・商業・産業の活性化：当該路線の整備に伴う公共施設へのアクセス向上、物流円滑化により観光客の増、商業や産業への活性化が期待できる。	継続	
藤沢厚木線外1 神奈川県	10年 継続中	108	321	計画交通量：41,300台/日	125	2.6	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善。） ・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する） ・災害への備え（緊急輸送道路が通行止になった場合に大規模な迂回を強いられる区間の代替路線を形成する。）	継続	
桜木東戸塚線 神奈川県横浜市	10年 継続中	23	169	計画交通量：35,000台/日	25	6.7	・円滑なモビリティの確保（現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・都市再生（幹線都市計画道路網密度が1.5km/km2以下である市街地内での事業である） ・国土・地域（日常活動圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる）等	継続	
環状4号線 神奈川県横浜市	10年 継続中	148	706	計画交通量：31,500台/日	130	5.4	・円滑なモビリティの確保（現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・都市再生（幹線都市計画道路網密度が1.5km/km2以下である市街地内での事業である） ・国土・地域（日常活動圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる）	継続	本省都市・地域整備局 街路課 （課長 青藤 親）
山下長津田線 神奈川県横浜市	10年 継続中	173	517	計画交通量：31,200台/日	166	3.1	・円滑なモビリティの確保（現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・都市再生（幹線都市計画道路網密度が1.5km/km2以下である市街地内での事業である） ・国土・地域（日常活動圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる）等	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 東 智徳）
来清東西線 新潟県	10年 継続中	37	75	計画交通量：2,600台/日	33	2.3	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する） ・個性ある地域の形成（主要な観光地へのアクセス向上が期待される） ・災害への備え（現道等の事前通行規制区間、冬期交通障害区間を解消する）	継続	
空港軽海線 石川県	10年 継続中	145	443	計画交通量：25,503台/日	171	2.6	・円滑なモビリティの確保（供用飛行場（小松空港）へのアクセス向上が見込まれる等） ・都市の再生（区画整理等の沿道まちづくりとの連携等） ・災害への備え（緊急輸送道路に指定されている）	継続	
府中七尾駅線 石川県	10年 継続中	50	124	計画交通量：11,800台/日	61	2.0	・円滑なモビリティの確保（特急停車駅（JR七尾駅）へのアクセス向上が見込まれる等） ・物流効率の支援（重要港湾（七尾港）へのアクセス向上が見込まれる） ・都市の再生（市街地再開発等の沿道まちづくりとの連携等）	継続	北陸地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 田村 英之）
小立野古府線 石川県金沢市	10年 継続中	62	291	計画交通量：25,600台/日	70	4.2	・円滑なモビリティの確保（ボトルネック踏切となっている踏切の交通改善が期待される。） ・都市の再生（広域道路整備基本計画に位置付けのある環状道路を形成する） ・国土・地域ネットワークの構築（現道の大型車のすれ違い困難区間を解消する）	継続	
北街道線 静岡県	10年 継続中	48	137	計画交通量：20,210台/日	52	2.6	・円滑なモビリティの確保（現道等における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等） ・都市の再生（DID区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する等）	継続	中部地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 岡井 祐治）
豊島茂茂線 静岡県静岡市	10年 継続中	26	73	計画交通量：9,000台/日	30	2.4	・円滑なモビリティの確保（現道又は並行区間における踏切交通遮断量が10,000台時/日以上踏切道の除却もしくは交通改善が期待される等） ・安全な生活環境の確保（当該区間の自動車交通量が1,000台/12h以上かつ歩行者交通量100人/日以上の場合において、歩道が無い又は狭小な区間に歩道が設置される等）	継続	本省都市・地域整備局 街路課 （課長 青藤 親）
駅前高塚線他1線 三重県	10年 継続中	17	123	計画交通量：6,300台/日	20	6.1	・円滑なモビリティの確保（活力）...バス路線であり、現道等における旅行速度が改善される。 ・都市の再生に寄与する。（活力）...中心市街地で行う事業で、市街地の都市計画道路密度が向上する。 ・国土・地域ネットワークの構築（活力）...現道における大型車のすれ違い困難区間を解消する。	継続	中部地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 岡井 祐治）

秋葉山高向線 三重県	10年 継続中	43	79	計画交通量：6,000台/日	46	1.7	・円滑なモビリティの確保（現道の旅行速度が改善されるとともにアクセス機能が向上） ・都市再生（市街地の都市計画道路密度が向上する。） ・個性ある地域の形成（鉄道により一体的発展が阻害されている地区を解消）	継続	中部地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 岡井 祐治）
富田目垣線、富田奈佐原線 大阪府	10年 継続中	50	125	計画交通量：14,542台/日	54	2.3	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善） ・国土・地域（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する） ・無電柱化による美しい町並みの形成（対象区間が電線類地中化5ヶ年計画に位置付けあり）	継続	近畿地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 新階 寛恭）
南海本線（泉大津市）連続立体交差事業 大阪府	10年 継続中	480	948	踏切交通遮断量：37万台・時/日	391	2.4	・円滑なモビリティの確保（現道又は並行区間等における踏切交通遮断量が10,000台時/日以上を踏切道の除却もしくは交通改善が期待される） ・個性ある地域の形成（鉄道や河川等により一体的発展が阻害されている地区を解消する）	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 青藤 親）
建石線(南郷工区) 兵庫県	10年 継続中	136	221	計画交通量：15,400台/日	110	2.0	・円滑なモビリティの確保（旅行速度の改善） ・無電柱化による美しい町並みの確保（電線類地中化5ヶ年計画に位置付けあり） ・災害への備え(緊急輸送路としての代替機能の形成) ・他のプロジェクトとの関係(都市計画道路整備D7/D7aに位置づけあり)	継続	近畿地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 新階 寛恭）
平田阿部山線 奈良県	10年 継続中	5.9	8.6	計画交通量：1,000台/日	6.3	1.4	・円滑なモビリティの確保（現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線がある。） ・無電柱化による美しい町並みの形成（対象区間が電線類地中化5ヶ年計画に位置付け有り）	継続	近畿地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 新階 寛恭）
本庄西天満線（神山） 大阪府大阪市	10年 継続中	257	742	計画交通量：13,716台/日	266	2.8	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等） ・都市再生（中心市街地内で行う事業である） ・無電柱化による美しい町並みの確保（対象区間が電線類地中化5ヶ年計画に位置付け有り） 等	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 青藤 親）
中央幹線（西須磨） 兵庫県神戸市	10年 継続中	137	385	計画交通量：7,698台/日	148	2.6	・幹線都市計画道路網密度が1.5km/km2以下である市街地内での事業である。 ・D10区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する。 ・対象区間が電線類地中化5ヶ年計画に位置付けあり。	継続	近畿地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 新階 寛恭）
須磨多聞線（西須磨） 兵庫県神戸市	10年 継続中	87	322	計画交通量：25,981台/日	81	4.0	・現道等における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善が期待される。 ・現道又は並行区間等における踏切交通遮断量が10,000台時/日以上を踏切道の除却もしくは交通改善が期待される。 ・幹線都市計画道路網密度が1.5km/km2以下である市街地内での事業である。	継続	近畿地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 新階 寛恭）
山手幹線（灘） 兵庫県神戸市	10年 継続中	37	53	計画交通量：36,105台/日	35	1.5	・現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する。 ・市街地再開発、区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり。 ・中心市街地で行う事業である。	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 青藤 親）
弓場線 兵庫県神戸市	10年 継続中	109	177	計画交通量：7,001台/日	110	1.6	・現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する。 ・市街地再開発、区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり。 ・中心市街地で行う事業である。	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 青藤 親）
元町人磨線外1線 島根県	10年 継続中	182	233	計画交通量：9,800台/日	156	1.5	・都市の再生（中心市街地内で行う事業である） ・無電柱化による美しい町並みの形成（電線類地中化5ヶ年計画に位置付けあり）	継続	中国地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 石崎 隆弘）
出雲西城線 島根県	10年 継続中	29	50	計画交通量：5,400台/日	33	1.5	・円滑なモビリティの確保（現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・都市の再生（中心市街地内で行う事業である）	継続	中国地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 石崎 隆弘）
下石井岩井線外1線 岡山県岡山市	10年 継続中	108	416	計画交通量：25,000台/日	98	4.2	・都市の再生（都市再生プロジェクトを支援する事業である） ・個性ある地域の形成（鉄道により一体的発展が阻害されている地区を解消する）	継続	中国地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 石崎 隆弘）
松永港本郷線 広島県	10年 継続中	80	150	計画交通量：12,200台/日	87	1.7	・円滑なモビリティの確保（現道等における踏切交通遮断量が10000台時/日以上を踏切道の交通改善が期待される。） ・物流効率化の支援（重要港湾へのアクセス向上が見込まれる。）	継続	中国地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 石崎 隆弘）
宇部湾岸線 山口県	10年 継続中	860	1,862	計画交通量：21,800台/日	897	2.0	・円滑なモビリティの確保（第一種空港、第二種空港、第三種空港もしくは共用飛行場へのアクセス向上が見込まれる） ・都市の再生（広域道路整備基本計画に位置づけのある環状道路を形成する） ・国土・地域ネットワークの構築（地域好企画道路の位置付けあり）	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 青藤 親）
J R 四国土讃線 高知県	10年 継続中	460	1,049	踏切交通遮断量：18万台時/日	498	2.1	・円滑なモビリティの確保（現道における踏切交通遮断量が10,000台時/日以上を踏切道の除却効果等） ・都市の再生（市街地再開発、区画整理等の沿道まちづくりとの連携効果等） ・個性ある地域の形成（鉄道や河川等により一体的発展が阻害されている地区を解消する効果等）	継続	中国地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 石崎 隆弘）
佐賀大和線 佐賀県	10年 継続中	180	442	計画交通量：50,300台/日	186	2.4	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善） ・自転車利用空間を整備することにより、当該区間の歩行者・自転車の通行の快適・安全性の向上	継続	九州地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 栗田 泰正）
神浦山手線 長崎県	10年 継続中	19	28	計画交通量：1,500台/日	18	1.6	・物流効率化の支援（農林水産業を主体とする地域において農林水産品の流通の利便性向上が見込まれる。）他	継続	九州地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 栗田 泰正）
富士見通鳥居線 大分県	10年 継続中	90	270	計画交通量：21,900台/日	93	2.9	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等） ・都市の再生（D10区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上） ・個性ある地域の形成（主要な観光地へのアクセス向上が期待される）	継続	九州地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 栗田 泰正）

大炊田久峰通線 宮崎県佐土原町	10年 継続中	19	38	計画交通量：3,600台/日	21	1.8	・円滑なモビリティの確保 (現道等における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善が期待される) ・都市の再生 (市街地再開発、区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり)	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 (課長 斉藤 親)
亀井通線 宮崎県延岡市	10年 継続中	43	84	計画交通量：13,500台/日	42	2.0	・物流交流化の支援 (現道等における混雑時旅行速度25tの車輦など通行できない区間を解消) ・個性ある地域形成 (歴史的景観を生かした道路整備等、特色あるまちづくりに資する事業)	継続	九州地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 (課長 栗田 泰正)
川跡線 鹿児島県	10年 継続中	44	79	計画交通量：8,911台/日	48	1.7	・円滑なモビリティの確保(混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等) ・個性ある地域形成(主要な観光地へのアクセス向上が期待される) ・安全な生活環境の確保(当該区間の自動車交通量が1,000台/12h以上かつ歩行者交通量100人/日以上の場合)	継続	九州地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 (課長 栗田 泰正)
新町線外1線 鹿児島県	10年 継続中	37	87	計画交通量：8,400台/日	38	2.3	・円滑なモビリティの確保(混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等) ・個性ある地域形成(主要な観光地へのアクセス向上が期待される) ・安全な生活環境の確保(当該区間の自動車交通量が1,000台/12h以上かつ歩行者交通量100人/日以上の場合)	継続	九州地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 (課長 栗田 泰正)
牧志壺屋線 沖縄県那覇市	10年 継続中	74	258	計画交通量：6,700台/日	76	3.4	・都市再生(中心市街地で行う事業である) ・国土・地域(現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する)	継続	沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課 (課長 村山 健)
首里金城地区 沖縄県那覇市	10年 継続中	19	25	計画交通量：1,500台/日	19	1.3	・個性ある地域形成(主要な観光地へアクセス向上が期待される。また、歴史的景観を活かした整備である。)	継続	沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課 (課長 村山 健)
真和志中央線 沖縄県那覇市	10年 継続中	23	160	計画交通量：19,700台/日	25	6.4	・都市再生(区画整理事業との連携あり) ・国土・地域(現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する)	継続	沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課 (課長 村山 健)
室川線 沖縄県沖縄市	10年 継続中	31	37	計画交通量：3,900台/日	31	1.2	・円滑なモビリティの確保(混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等) ・都市再生(中心市街地内で行う事業である)(D10区域内の整備であり、市街地の都市計画道路網密度の向上による効果等) ・国土・地域(現道等における大型車のすれ違い困難区間の解消による効果等)	継続	沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課 (課長 村山 健)
川尻親田原線 沖縄県糸満市	10年 継続中	52	86	計画交通量：5,000台/日	54	1.6	・都市再生(区画整理事業との連携あり) ・国土・地域(現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する)	継続	沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課 (課長 村山 健)
山形停車場松波線 山形県	再々評価	96	186	計画交通量：28,800台/日	102	1.8	・円滑なモビリティの確保(利便性向上が期待できるバス路線が存在、新幹線駅へのアクセス向上) ・都市の再生(区画整理との連携、中心市街地内で行う事業でD10区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する) ・歩行者、自転車のための生活空間の形成(自転車交通量500台/日以上、自動車交通量1,000台/12h以上、歩行者交通量500人/日以上)	継続	東北地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 田中 政幸)
荒川沖木田余線(小松工区) 茨城県	再々評価	74	233	計画交通量：20,000台/日	64	3.6	・円滑なモビリティの確保(未供用区間の混雑時旅行速度(20km/h未満)の旅行速度の改善が期待される) ・安全な生活環境の確保(歩道が無い未供用区間に歩道が設置される。)	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
東中根高場線 茨城県ひたちなか市	再々評価	33	60	計画交通量：35,900台/日	33	1.8	・都市再生(広域道路整備基本計画に位置付けのある環状道路が形成(又は一部形成)されたことによる効果等)	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
錦桜橋 群馬県	再々評価	72	154	計画交通量：8,200台/日	76	2.0	・円滑なモビリティの確保(混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等)	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 (課長 斉藤 親)
昭和大橋大胡線 群馬県	再々評価	33	89	計画交通量：28,900台/日	45	2.0	・円滑なモビリティの確保(混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等) ・国土・地域(日常生活圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる)	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
高崎渋川線 群馬県	再々評価	57	302	計画交通量：23,800台/日	94	3.2	・円滑なモビリティの確保(混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等) ・都市再生(D10区域内の都市計画道路整備)	中止	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
武里内牧線 埼玉県春日部市	再々評価	46	147	計画交通量：10,000台/日	59	2.5	・市街地の渋滞緩和 ・商業の活性化並びに生活環境の向上 ・交通弱者の安全性確保	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
京成本線 千葉県	再々評価	565	949	踏切交通遮断量：38万台時/日	565	1.7	・円滑なモビリティの確保(踏切交通遮断量が10,000台時/日以上の踏切道の除却の効果等) ・都市の再生(市街地再開発、区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり) ・都市の再生(中心市街地で行う事業である)	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 (課長 斉藤 親)
放射第21号線 東京都	再々評価	578	1,090	計画交通量：48,000台/日	858	1.3	・安全で快適な自転車、歩行者空間の確保：歩道の拡幅や電線類の地中化により、バリアフリー化に貢献する。 ・都市景観の向上：道路拡幅による通風、採光の改善及び植樹帯の設置による景観の向上 ・防災機能の向上：道路拡幅による延焼遮断効果と避難道路機能の向上	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
環状第8号線(小豆沢・赤羽・岩淵)・放射第10号線 東京都	再々評価	532	4,634	計画交通量：31,680台/日	822	5.6	・道路幅員が2車線から4車線となり、交通の流れがスムーズになることから交通渋滞の解消、それに伴う排ガス排出削減等により環境負荷の低減が期待される。 ・道路拡幅による沿道の容積率がアップすることで土地利用の高度化、広幅員の歩道における電線類地中化の推進及び植樹帯の設置により、都市景観の向上と自転車や歩行者空間の確保といったバリアフリー化に貢献する。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)

藤沢厚木線 神奈川県	再々評価	61	236	計画交通量：41,300台/日	88	2.7	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善。現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する。） ・都市再生（DID区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する。） ・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する）	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 東 智徳）
美浜長作町線 千葉県千葉市	再々評価	250	1,780	計画交通量：30,000台/日	346	5.1	・円滑なモビリティの確保（現道又は並行区間等における踏切交通遮断量が10,000台時/日以上の踏切道の除却もしくは交通改善が期待される。） ・物流効率化の支援（重要港湾もしくは特定重要港湾へのアクセス向上が見込まれる）	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 青藤 毅）
東京丸子横浜線 神奈川県川崎市	再々評価	270	518	計画交通量：41,000台/日	306	1.7	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等） ・都市再生（広域道路整備基本計画に位置付けのある環状道路が形成（又は一部形成）されたことによる効果等） ・個性ある地域の形成（拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクト、大規模イベントの支援に関する効果等）	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 東 智徳）
世田谷町田線 神奈川県川崎市	再々評価	165	290	計画交通量：38,800台/日	158	1.8	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等） ・都市再生（広域道路整備基本計画に位置付けのある環状道路が形成（又は一部形成）されたことによる効果等） ・個性ある地域の形成（拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクト、大規模イベントの支援に関する効果等）	継続	
横浜藤沢線 神奈川県横浜市	再々評価	49	251	計画交通量：48,400台/日	61	4.1	・円滑なモビリティの確保（現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・国土・地域（日常生活圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる） ・災害への備え（緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけがある）	継続	
横浜鎌倉線 神奈川県横浜市	再々評価	62	277	計画交通量：35,700台/日	78	3.6	・円滑なモビリティの確保（現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・都市再生（幹線都市計画道路網密度が1.5km/km2以下である市街地内での事業である） ・国土・地域（日常生活圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる）	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 青藤 毅）
環状3号線 神奈川県横浜市	再々評価	63	312	計画交通量：34,700台/日	85	3.7	・円滑なモビリティの確保（現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・都市再生（幹線都市計画道路網密度が1.5km/km2以下である市街地内での事業である） ・国土・地域（日常生活圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる）	継続	
水源橋線 愛知県	再々評価	52	106	計画交通量：30,752台/日	67	1.6	・都市間の交通円滑化の推進（現道の混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善される） ・都市の再生（DID区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する） ・無電柱化による美しい街並みの形成（道路の改築にあわせ電線類の地中化を行う）	継続	中部地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 両井 祐治）
中手新池線 愛知県刈谷市	再々評価	30	85	計画交通量：14,862台/日	36	2.4	・円滑なモビリティの確保（新幹線三河安城駅へのアクセス向上が見込まれる） ・都市の再生（中心市街地で行う事業である） ・国土・地域ネットワークの構築（刈谷市中心市街地へのアクセス向上が見込まれる）	継続	
近鉄名古屋線・JR関西本線 愛知県名古屋市	再々評価	735	1,141	踏切交通遮断量：32万台時/日	609	1.8	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善が期待される。現道または並行区間等における踏切交通遮断量が10,000台時/日以上の踏切道の除却もしくは交通改善が期待される。現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線がある） ・個性ある地域の形成（鉄道や河川等により一体的発展が阻害されている地区を解消する）	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 青藤 毅）
守山本通線（小幡架道橋） 愛知県名古屋市	再々評価	183	688	踏切交通遮断量：44万台時/日	136	5.1	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等） ・現道または並行区間等における踏切交通遮断量が10,000台時/日以上の踏切道の除却もしくは交通改善が期待される） ・個性ある地域の形成（鉄道や河川等により一体的発展が阻害されている地区を解消する）	継続	
広小路線 愛知県名古屋市	再々評価	731	1,935	計画交通量：70,000台/日	840	2.3	・個性ある地域の形成（日本万国博覧会場への交通円滑化が見込まれる。） ・災害への備え（地域防災計画の推進に寄与することが見込まれる。）	継続	中部地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 両井 祐治）
京都宇治線第1工区 京都府	再々評価	37	80	計画交通量：28,800台/日	42	1.9	・個性ある地域の形成（主要な観光地へのアクセス向上が期待される） ・歩行者・自転車のための生活空間の形成（自転車交通量500台/日以上、自動車交通量が1000台/12h、歩行者交通量が500台/日以上の全てに該当する区間において自転車利用空間を整備することにより、当該区間の歩行者・自転車の通行の快適・安全性の向上が期待できる。）	継続	近畿地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 新階 寛恭）
山手幹線 京都府	再々評価	58	277	計画交通量：15,300台/日	69	4.0	・個性ある地域の形成（拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクト、大規模プロジェクトを支援する） ・歩行者・自転車のための生活空間の形成（自転車交通量500台/日以上、自動車交通量が1000台/12h、歩行者交通量が500台/日以上の全てに該当する区間において自転車利用空間を整備することにより、当該区間の歩行者・自転車の通行の快適・安全性の向上が期待できる。）	継続	
岩滝海岸線 京都府	再々評価	31	103	計画交通量：9,400台/日	39	2.6	・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難を解消する） ・個性ある地域の形成（主要観光地へのアクセス向上が期待できる） ・災害への備え（緊急輸送道路が通行止めになった場合に大幅な迂回を強いられる区間の代替路線を形成する）	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 青藤 毅）
綾部福知山線 京都府	再々評価	35	71	計画交通量：14,300台/日	45	1.6	・歩行者・自転車のための生活空間の形成（自転車交通量が500台/日以上、自動車交通量が1000台/12h以上、歩行者交通量が500台/日以上の全てに該当する区間において、自転車利用空間を整備することにより、当該区間の歩行者・自転車の通行の快適・安全性の向上が期待できる）	継続	
豊中岸部線 大阪府	再々評価	56	443	計画交通量：26,379台/日	69	6.4	・安全な生活環境の確保（当該区間の自動車交通量が1000台/12h以上かつ歩行者交通量100人/日以上） ・国土・地域（日常生活圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる）	継続	近畿地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 新階 寛恭）
千里丘寝屋川線 大阪府	再々評価	215	537	計画交通量：37,813台/日	281	1.9	・国土・地域（当該路線が隣接した日常生活圏中心都市間を最短時間で連絡する路線の構成）	継続	

茨木寝屋川線 大阪府	再々評価	96	665	計画交通量：24,264台/日	128	5.2	・安全な生活環境の確保（当該区間の自動車交通量が1000台/12h以上かつ歩行者交通量100人/日以上） 国土・地域（日常生活圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる）	継続	近畿地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 新南 寛恭）
南花田風西町線 大阪府	再々評価	30	97	計画交通量：33,516台/日	37	2.6	・安全な生活環境の確保（当該区間の自動車交通量が1000台/12h以上かつ歩行者交通量100人/日以上）	継続	
南海本線（泉佐野市）連続立体交差事業 大阪府	再々評価	562	636	踏切交通遮断量：12万台時/日	349	1.8	・円滑なモビリティの確保（現道又は並行区間における踏切交通遮断量が10,000台時/日以上の場合踏切の除却もしくは交通改善が期待される） ・個性ある地域の形成（鉄道や河川等により一体的発展が阻害されている地区を解消）	継続	
山手幹線（神崎工区） 兵庫県	再々評価	60	174	計画交通量：15,400台/日	61	2.9	・円滑なモビリティの確保（現道にバス路線） ・災害への備え（孤立化した集落の解消、緊急輸送道路の位置づけあり） ・他のプロジェクトとの関係（都市計画道路整備7'07'3mに位置づけあり）	継続	
尼崎伊丹線 兵庫県	再々評価	86	454	計画交通量：28,000台/日	101	4.5	・個性ある地域の特性（鉄道や河川等により一体的発展が阻害されている地区を解消） ・緊急輸送道路として位置づけあり	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 青藤 龍）
J R山陽本線等（姫路市） 兵庫県	再々評価	594	1,572	踏切交通遮断量：6万台時/日	552	2.8	・円滑なモビリティの確保（踏切遮断交通量10,000台時/日以上の踏切の除却） ・都市再生（市街地再開発、区画整理等の沿道くまづくりとの連携） ・個性ある地域の形成（鉄道や河川等により一体的発展が阻害されている地区を解消）	継続	
山陽電鉄本線（明石市） 兵庫県	再々評価	473	579	踏切交通遮断量：7万台時/日	170	3.4	・円滑なモビリティの確保（踏切遮断交通量10,000台時/日以上の踏切の除却） ・個性ある地域の形成（鉄道や河川等により一体的発展が阻害されている地区を解消）	継続	
大和郡山川西三宅線外1線 奈良県	再々評価	38	369	計画交通量：46,200台/日	59	6.3	・都市の再生（広域道路整備基本計画に位置づけのある環状道路を形成する。） ・災害への備え（対象区間が、都府県地域防災計画、緊急輸送道路ネットワーク計画への位置づけがある。）	継続	近畿地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 新南 寛恭）
深草大津線（第一工区） 京都府京都市	再々評価	19	73	計画交通量：22,700台/日	25	2.9	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度20km/h未満である区間の旅行速度の改善が期待される） ・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する、日常生活圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる） ・安全な生活環境の確保（当該区間の自動車交通量が1,000台/12h以上かつ歩行者交通量100人/日以上の場合において、歩道が無い又は狭小な区間に歩道が設置される）	継続	
大和川北岸線（清水丘） 大阪府大阪市	再々評価	44	329	計画交通量：8,913台/日	63	5.2	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等） ・個性ある地域の形成（鉄道や河川等により一体的発展が阻害されている地区を解消する） ・災害への備え（密集市街地における事業で火災時の延焼遮断帯の役割を果たす）	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 青藤 龍）
JR阪和線連続立体交差事業 大阪府大阪市	再々評価	923	2,226	踏切交通遮断量：102万台時/日	1,161	1.9	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等） ・円滑なモビリティの確保（現道又は並行区間における踏切交通遮断量が10,000台時/日以上の場合踏切の除却もしくは交通改善が期待される） ・都市再生（都市再生プロジェクトを支援する事業である） ・個性ある地域の形成（鉄道や河川等により一体的発展が阻害されている地区を解消する）	継続	
宮下十六本松線外1 鳥取県	再々評価	197	4,199	計画交通量：31,300台/日	265	15.9	・円滑なモビリティの確保（新幹線もしくは特急停車駅へのアクセス向上） ・都市の再生（中心市街地で行う事業である） ・国土・地域（日常生活圏中心都市へのアクセス向上） ・歩行者・自転車のための生活空間の形成（交通（バリアフリー）法に基づく重点整備地区における特定経路を形成する区間が新たにバリアフリー化される） ・無電柱化による美しい町並みの形成（対象区間が電線類地中化5カ年計画に位置づけ有り）	継続	中国地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 石崎 隆弘）
上町並線外2 鳥取県	再々評価	75	411	計画交通量：8,100台/日	88	4.7	・円滑なモビリティの確保（現道に当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・都市の再生（中心市街地で行う事業である） ・国土・地域（日常生活圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる）	継続	
米倉津島線 岡山県	再々評価	246	2,073	計画交通量：26,400台/日	350	5.9	・円滑なモビリティの確保（岡山空港へのアクセス向上が見込まれる） ・国土・地域ネットワークの構築（現道等における大型車のすれ違い困難箇所が改善される） ・個性ある地域の形成（J R山陽本線により一体的発展が阻害されている地区を解消される）	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 青藤 龍）
常三島中島田線 徳島県	再々評価	346	773	計画交通量：25,000台/日	458	1.7	・道路の容量拡大、道路の広幅員化による円滑なモビリティの確保などを通じて徳島市中心市街地における活力向上に資する。 ・大量の自転車交通（周辺の文教施設の自転車通学が主体）の通行に対する快適性、安全性の向上に資する。 ・2次緊急輸送路としての信頼性を向上するとともに、災害時においてはバリアフリーゾーンとして機能することで安全で安心な市民生活の形成に資する。	継続	
元町沖洲線 徳島県	再々評価	266	507	計画交通量：28,000台/日	336	1.5	・道路容量の拡大、道路の広幅員化による円滑なモビリティの確保、及びマリニピア沖洲へのアクセス向上などを通じて徳島市中心市街地における活力向上に資する。 ・大量の自転車交通（道路周辺の文教施設の自転車通学が主体）に対する快適性、安全性の向上に資する。 ・1次緊急輸送路としての信頼性を向上するとともに、災害時においてはバリアフリーゾーンとして機能することで安全で安心な市民生活の形成に資する。 ・関連する徳島東環状線に対しては交通の適正な分散機能を提供し、四国横断自動車道に対して良好なアクセス環境を提供するなど、大規模道路事業の有効活用を資する。	継続	四国地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 舟久保 敬）
東吉野町北沖洲線 徳島県	再々評価	142	304	計画交通量：15,000台/日	194	1.6	・道路容量の拡大、道路の広幅員化による円滑なモビリティの確保、及びマリニピア沖洲へのアクセス向上などを通じて物流効率化が図られ、徳島市中心市街地における活力向上に資する。 ・交通不能区間の解消や消火活動の支援等が図られる。 ・関連する徳島東環状線に対しては交通の適正な分散機能を提供し、四国横断自動車道に対して良好なアクセス環境を提供するなど、大規模道路事業と連携してその有効活用を資する。	継続	
破籠井鷲崎線 長崎県	再々評価	81	367	計画交通量：32,700台/日	92	4.0	・都市の再生（広域道路整備基本計画に位置づけのある環状道路を形成する。）（O10区内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する。）等	継続	九州地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 栗田 泰正）
大原線 沖縄県平良市	再々評価	15	29	計画交通量：5,500台/日	15	1.9	・物流的効率化の支援：市街地内通過交通の分断や空港、港湾等の大規模公共施設へのアクセス向上 ・良好な環境の保全・形成：周辺土地（墓地、荒地）の良好な環境の形成及び利便性の向上	継続	沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課 （課長 村山 健）

名塩団地線 都市基盤整備公団	再々評価	23	61	計画交通量：1,340台/日	23	2.7	・都市再生（市街地再開発、区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり） ・個性ある地域の形成（新規整備の公共施設へ直結する道路である） 等	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 斉藤 麗）
久前田中線他1路線 岩手県水沢市	再々評価	87	111	計画交通量：15,500台/日	54	2.0	・DID区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する ・鉄道や河川等により一体的発展が阻害されている地区を解消する等	継続	
柴橋日田線 山形県	10年 継続中	48	103	計画交通量：10,000台/日	57	1.8	・都市の再生（中心市街地内で行う事業であり、また、DID区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する） ・安全で安心できる暮らしの確保（二次医療施設へのアクセス向上） ・安全な生活環境の確保（通学路であり児童・園児が40人以上）	継続	東北地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 田中 政幸）
船橋我孫子バイパス線 千葉県	10年 継続中	128	639	計画交通量：12,000台/日	128	5.0	・都市の再生（新鎌ヶ谷特定土地区画整理地区の沿道まちづくりとの連携による効果等） ・国土・地域（現道等における交通不能区間を解消する効果等） ・災害への備え（緊急輸送道路が通行止になった場合に大規模な迂回を強いられる区間の代替路線を形成する効果等） 等	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 東 智徳）
日暮里・舎人線 東京都	10年 継続中	789	1,773	需要予測 74,000人/日 （成熟時）	746	2.4	・円滑なモビリティの確保（足立区舎人地区からJR日暮里駅までラッシュ時の所要時間バスで約60分 新交通システムで約20分など交通利便性が飛躍的に向上） ・都市の再生（日暮里駅前市街地再開発、高野地区土地区画整理等の沿道まちづくりと連携） ・生活環境の改善・保全（公共交通への転換による騒音・振動の低減など、環境上の効果が期待される） 等	継続	
小田急小田原線（世田谷代田駅～喜多見駅間）連続立体交差事業 東京都	10年 継続中	788	717	踏切遮断交通量 45万台時/日	617	1.2	・円滑なモビリティの確保（踏切17箇所除却） ・都市の再生（成城学園前駅予備空駅前広場の整備等の沿道まちづくりとの連携あり） ・歩行者・自転車のための生活空間の形成（鉄道による地域分断の解消） ・安全な生活環境の確保（踏切事故の解消） 等	継続	
京浜急行本線（平和島駅～六郷土手駅）及び同空港線（京急蒲田駅～大鳥居駅）連続立体交差事業 東京都	10年 継続中	1,318	3,146	踏切遮断交通量 97万台時/日	1,089	2.9	・円滑なモビリティの確保（踏切28箇所除却） ・都市の再生（京急蒲田駅西口及び東口駅前広場の整備等の沿道まちづくりとの連携あり） ・歩行者・自転車のための生活空間の形成（鉄道による地域分断の解消） ・安全な生活環境の確保（踏切事故の解消） 等	継続	
補助第26号線限度額立体交差事業 東京都	10年 継続中	427	297	踏切遮断交通量 15万台時/日	300	1.0	・円滑なモビリティの確保（踏切18箇所除却） ・都市の再生（武蔵小山駅及び西小山駅前広場の整備等の沿道まちづくりとの連携あり） ・歩行者・自転車のための生活空間の形成（鉄道による地域分断の解消） ・安全な生活環境の確保（踏切事故の解消） 等	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 （課長 斉藤 麗）
JR中央本線（三鷹駅～立川駅間）連続立体交差事業 東京都	10年 継続中	1,484	1,303	踏切遮断交通量 104万台時/日	1,187	1.1	・円滑なモビリティの確保（踏切18箇所除却） ・都市の再生（武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業等の沿道まちづくりとの連携あり） ・歩行者・自転車のための生活空間の形成（鉄道による地域分断の解消） ・安全な生活環境の確保（踏切事故の解消） 等	継続	
市川左岸線（高木工区） 兵庫県	再々評価	90	137	計画交通量 5,400台/日	87	1.6	・都市の再生（都市計画道路網密度1.5km/km2以下の事業） ・国土・地域ネットワークの構築（現道等における交通不能区間を解消） ・災害への備え（消防活動困難地域の解消、延焼遮断帯の役割） ・他のプロジェクトとの関係（都市計画道路整備7D7に位置づけあり） 等	継続	
六十谷手平線 和歌山県和歌山市	再々評価	49	204	計画交通量 26,000台/日	52	3.9	・都市の再生（中心市街地で行う事業等） ・国土・地域ネットワークの構築（現道等における交通不能区間を解消する等） ・個性ある地域の形成（鉄道や河川等により一体的発展が阻害されている地区） ・安全な生活環境の確保（歩行者交通量が100人/日以上の場合において歩道がない又は狭小な区間に歩道が設置される等） ・災害への備え（緊急輸送道路が通行止になった場合大規模な迂回を強いられる区間の代替路線を形成する等） ・他のプロジェクトとの関係（関連する大規模道路事業と一体的に整備する必要あり） 等	継続	
松江停車場白湯線 島根県	10年 継続中	53	101	計画交通量 12,000台/日	55	1.8	・都市再生（中心市街地内で行う事業である） ・個性ある地域の形成（地方拠点法、原簿簿別特別措置法に基づく事業である） ・無電柱化による美しい町並みの形成（電線地中化5ヵ年計画に位置づけあり）	継続	中国地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 石崎 隆弘）
河内川尻線 宮城県石巻市	10年 継続中	25	273	走行時間短縮 計画交通量 25,800台/日	24	11.3	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等）	継続	東北地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 田中 政幸）
補助第44号線 東京都大田区	10年 継続中	24	53	計画交通量 8,000台/日	21	2.5	・円滑なモビリティの確保（現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・歩行者・自転車のための生活空間の形成（自転車交通量が500台/日以上、自動車交通量が1,000台/2h以上、歩行者交通量が500人/日以上の全てに該当する区間において、自転車利用空間を整備することにより、当該区間の歩行者・自転車の通行の快適・安全性の向上が期待できる） ・無電柱化による美しい町並みの形成（対象区間に電線類地中化5ヵ年計画に位置づけあり） ・災害への備え（対象区間が、都道府県地域防災計画、緊急輸送道路ネットワーク計画又は地震対策緊急事業計画に位置づけがある、又は地震防災緊急事業5ヵ年計画に位置づけのある路線（以下「緊急輸送道路」という）として位置づけあり）	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 東 智徳）
南町宮崎町線 千葉県千葉市	10年 継続中	26	65	計画交通量 13,000台/日	28	2.3	・都市の再生（DID区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する） ・安全で安心できる暮らしの確保（二次医療施設へのアクセス向上が見込まれる） 等	継続	
一宮春日井線 愛知県	10年 継続中	16	36	計画交通量 46,700台/日	17	2.1	・都市の再生（DID区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する） ・国土・地域ネットワークの構築（日常活動圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる）	継続	中部地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 岡井 祐治）
南大萱月輪線（第2工区） 滋賀県大津市	再々評価	61	64	計画交通量 11,700台/日	38	1.7	・都市の再生（DID区域内での都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する） ・国土・地域ネットワークの構築（日常活動圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる） ・個性ある地域の形成（主要な観光地へのアクセス向上が期待される） ・安全で安心できる暮らしの確保（二次医療施設へのアクセス向上が見込まれる）	継続	近畿地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 新橋 寛幸）

道祖本摂津北線 大阪府	10年 継続中	28	76	計画交通量 38,707台 / 日	30	2.5	・個性ある（拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクト、大規模イベントを支援する） 他のプロジェクトとの関係（関連する大規模道路事業と一体的に整備する必要あり）	継続	近畿地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 新橋 寛哉）
枚方藤阪線 大阪府	再々評価	52	127	計画交通量 21,783台 / 日	68	1.8	・円滑なびりへの確保（現道等における混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善） ・安全な生活環境の確保（当該区間の自動車交通量が1000台/12h以上かつ歩行者交通量100人/日以上）	継続	
本町線外1線(松井石町線) 和歌山県	10年 継続中	18	29	計画交通量 6,100台 / 日	19	1.5	・国土・地域ネットワークの構築（日常生活圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる。） ・歩行者・自転車のための生活空間の形成（自転車交通量が500台/日以上、自動車交通量が1,000台/12h以上、歩行者交通量が500人/日以上に於いて、当該区間の歩行者、自転車利用空間を整備することにより、当該区間の歩行者	継続	中国地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 石崎 隆弘）
横田多里線 島根県	10年 継続中	31	54	計画交通量 5,500台 / 日	35	1.5	・円滑なモビリティの確保（現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・都市の再生（中心市街地内で行う事業である）	継続	
柳ヶ瀬丸内線 山口県宇部市	再々評価	33	192	計画交通量 40,300台 / 日	42	4.6	・都市の再生（中心市街地で行う事業等） ・安全で安心できる暮らしの確保（二次医療施設へのアクセス向上が見込まれる等） ・災害への備え（密集市街地における火災時の延焼遮断帯の役割を果たす）	継続	九州地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 栗田 泰正）
長洲玉名線 熊本県	5年 未着工	38	66	計画交通量 12,700台 / 日	32	2.0	・都市の再生（幹線都市計画道路網密度が1.5km/km ² 以下である市街地内での事業） ・国土・地域（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する）	見直し 継続	
竹田玉来線（山手工区） 大分県	10年 継続中	21	39	計画交通量 5,900台 / 日	25	1.5	・円滑なモビリティの確保（当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する） ・都市の再生（中心市街地内で行う事業である） ・個性ある地域の形成（主要な観光地へのアクセス向上が期待される）	継続	九州地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 栗田 泰正）
重富停車場線 鹿児島県	10年 継続中	30	110	計画交通量 6,955台 / 日	36	3.1	・円滑なモビリティの確保（現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する等） ・物流効率化の支援（現道等における、総重量25t未満もしくはISの規格を超えたコンテナ輸送車が通行できない区間を解消する） ・国土・地域（現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する）	継続	
公園線外1線 長野県	その他	18	30	計画交通量 8,000台 / 日	17	1.8	・円滑なモビリティの確保（混雑時旅行速度が20km/h未満である区間の旅行速度の改善等） ・国土・地域ネットワークの構築（日常生活圏中心都市へのアクセス向上が見込まれる） ・個性ある地域の形成（主要な観光地へのアクセス向上が期待される、新規整備の公共施設等へ直結する道路である）	中止	関東地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 東 智徳）

【土地区画整理事業】

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
近内地区土地区画整理事業 岩手県宮古市	再々評価	72	533	計画交通量:8,600台	142	3.8	公共交通機関の利用の促進に資する。 河川等で分断されている地域の連絡が改善される。	継続	東北地方整備局 都市・住宅整備課 （課長 田中 政幸）
黒沢尻西部地区土地区画整理事業 黒沢尻西部地区画整理組合	再々評価	209	338	計画交通量:23,700台	102	3.3	消火困難地区の解消 河川等による発展阻害地区の解消	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 （課長 竹内 直文）
太田地区土地区画整理事業 岩手県盛岡市	10年 継続中	234	223	計画交通量:15,694台	88	2.5	都市構造上の道路機能、快適性環境創造、地域合意形成、地域課題	継続	
長内地区土地区画整理事業 岩手県久慈市	その他	125	115	計画交通量:18,500台	37	3.1	都市構造上の道路機能、快適性環境創造、地域合意形成、地域課題	中止	東北地方整備局 都市・住宅整備課 （課長 田中 政幸）
大曲駅前第二地区土地区画整理事業 秋田県大曲市	再々評価	259	349	計画交通量:5,900台	109	3.2	中心市街地で行う事業で街区の再編を行う。 商業振興策、公益施設整備と密接な連携を図る。 公共交通機関の利用の促進に資する。 拠点開発プロジェクト等を支援する。 幹線道路に歩道を整備し歩行者の安全を確保する。 消火活動が出来ない地区を解消する。	継続	
天童市老野森土地区画整理事業 山形県天童市	10年 継続中	50	59	計画交通量:9,800台	36	1.6	中心市街地の商業活性化 防災活動の円滑化	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 （課長 竹内 直文）
扇町土地区画整理事業 福島県会津若松市	再々評価	364	72	計画交通量:8,867台	38	1.9	駅周辺の交通ネットワークが整備されることによる渋滞の解消 住工混在ヤスブール市街地の解消	継続	
仙台駅東第二土地区画整理事業 宮城県仙台市	再々評価	740	1,369	計画交通量:99,924台	354	3.9	密着市街地の解消 都市防災機能の向上	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 東 智徳）
本郷第一土地区画整理事業 茨城県阿見町	10年 継続中	94	72	計画交通量:27,400台	34	2.2	道路整備と一体となった住宅地供給ができる。 駅と既成市街地を結ぶ道路整備により利便性が良くなる。	継続	
守谷駅一休型周辺土地区画整理事業 茨城県守谷市	10年 継続中	260	389	計画交通量:9,000台	131	3.0	道路及び駅前広場の整備により、鉄道とのアクセスが改善され、公共交通機関の利用の促進が図れる。 中心市街地内を道路と一体的に整備することにより、活性化が図れる。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 （課長 竹内 直文）
逆井土地区画整理事業 逆井土地区画整理組合	10年 継続中	41	21	計画交通量:5,231台	10	2.0	幹線道路の整備により、中心市街地内の交通の渋滞が解消される。 鉄道による地域分断の解消により、駅北と駅南の交流が拡大し、良好なコミュニティの形成が図れる。	継続	
四ツ京土地区画整理事業 四ツ京土地区画整理組合	10年 継続中	56	34	計画交通量:5,231台	20	1.7	幹線道路の整備により、中心市街地内の交通の渋滞が解消される。 鉄道による地域分断の解消により、駅北と駅南の交流が拡大し、良好なコミュニティの形成が図れる。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 （課長 竹内 直文）
八千代中央土地区画整理事業 茨城県八千代町	再々評価	100	31	計画交通量:8,000台	17	1.9	旧商店街と公共施設ゾーンを一体的に整備する。 道路整備と一体となった住宅地供給を実施する。	継続	

八丁台土地区画整理事業 茨城県下館市	再々評価	140	15	計画交通量:9,187台	6.4	2.4	区画整理を施行することで良好な宅地形成がなされる。 道路幅員が狭いため消防活動等の困難な地区が解消される。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
阿字ヶ浦土地区画整理事業 茨城県ひたちなか市	再々評価	164	11	計画交通量:10,000台	5.4	2.0	地区内の小・中学校通学路が2車線以上の道路等で歩道及び歩専用道が整備されることで安全な通学路が確保される。 ひたちなか地区開発と一体となったまちづくりを行うことで、良好な環境を有する市街地が形成できる。	継続	
下高井土地区画整理事業 都市基盤整備公園	10年 継続中	225	378	計画交通量:21,959台	46	8.2	道路整備や鉄道新駅と一体的に都市基盤整備と住宅地供給が実施される。	継続	
東下根土地区画整理事業 都市基盤整備公園	10年 継続中	168	64	計画交通量:17,027台	21	3.1	道路整備と一体的に都市基盤整備と住宅地供給が実施されることにより、定住人口の増加、地域活力の増加に寄与する。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
山辺西部第一土地区画整理事業 栃木県足利市	10年 継続中	130	95	計画交通量:35,600台	48	2.0	土地利用の純化と共に、地域性にあった良好な居住環境を作り出す 野州山辺駅周辺や幹線道路などの整備による、商業ポテンシャルの創出を図る	継続	
那須塩原駅北土地区画整理事業 栃木県黒磯市	10年 継続中	77	40	計画交通量:27,000台	25	1.7	駅周辺の交通ネットワークが完成し、交通の利便性や安全が確保される。 地区内は4m未満の細街路が多く安全性上問題を有するが、公共施設の計画的配置により、安全性・防災性等の向上が図られる。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
佐野新都市土地区画整理事業 地域振興整備公園	10年 継続中	143	112	計画交通量:36,800台	66	1.7	道路整備と一体となった住宅地供給を実施することにより、良好な都市基盤が形成される。 生活圏(街区公園、幹線道路、区画道路)の整備拡充により、防災機能の強化が図られる。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
六供土地区画整理事業 群馬県前橋市	再々評価	427	308	計画交通量:28,800台	95	3.2	隣接地域との一体的な整備で、利便性向上による定住人口増加と商業活動の活性化	継続	
二中地区(第三)土地区画整理事業 群馬県前橋市	10年 継続中	143	263	計画交通量:8,000台	50	5.3	中心市街地に隣接する住宅地の環境改善による、定住人口の増加と商店街の活性化	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
高崎駅周辺(西口)土地区画整理事業 群馬県高崎市	再々評価	216	558	計画交通量:29,613台	214	2.6	区画整理事業等の基盤整備が進むことによる、民間開発の誘発と賑わいの創出	継続	
倉賀野駅北土地区画整理事業 群馬県高崎市	10年 継続中	35	42	計画交通量:10,000台	13	3.4	宅地の利用増進が図られ、住民や駅利用者の利便性や交通の安全性が向上	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
西部第一中土地区画整理事業 群馬県館林市	再々評価	80	82	計画交通量:23,368台	45	1.8	公共施設の整備が進むことによる、利便性や安全性の向上と定住人口の増加	継続	
四ヶ角周辺土地区画整理事業 群馬県渋川市	再々評価	127	190	計画交通量:21,690台	89	2.1	狭隘道路解消による防災機能強化と地区計画による街並みの統一	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
小暮土地区画整理事業 群馬県富士見村	10年 継続中	48	66	計画交通量:31,456台	24	2.7	公共施設の整備が進むことによる、利便性や安全性の向上と定住人口の増加	継続	
笠縫土地区画整理事業 埼玉県飯能市	再々評価	266	14	計画交通量:7,104台	5.5	2.6	中心市街地へ至る現道の混雑度が1.0以上、街区の再編、低未利用地の入れ替え・集約を行う 道路整備と一体となった住宅地供給を実施する。	継続	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
双柳南部土地区画整理事業 埼玉県飯能市	10年 継続中	196	35	計画交通量:10,000台	21	1.7	中心市街地へ至る現道の混雑度が1.0以上、街区の再編、低未利用地の入れ替え・集約を行う 道路整備と一体となった住宅地供給を実施する。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業 埼玉県入間市	再々評価	183	507	計画交通量:22,268台	67	7.6	対象区間が電線類地中化5年計画に位置づけあり、公共交通機関の利用の促進に資する。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
狭山台土地区画整理事業 埼玉県入間市	10年 継続中	134	141	計画交通量:27,814台	44	3.2	広域物流拠点から高規格・地域高規格又はこれに接続する自専道の工までのアクセスが改善される。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
扇台土地区画整理事業 埼玉県入間市	10年 継続中	294	140	計画交通量:51,000台	46	3.0	中心市街地へ至る現道の混雑度が1.0以上、 現道に混雑時旅行速度が20km/h未満である箇所がある。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
一本松土地区画整理事業 埼玉県鶴ヶ島市	10年 継続中	196	221	計画交通量:11,400台	57	3.9	周辺の良好な環境の形成	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
武蔵高萩駅北土地区画整理事業 埼玉県日高市	10年 継続中	122	86	計画交通量:14,500台	25	3.5	都市計画道路高萩駅北通線に代表される4本の都市計画道路を整備することで、地域交通体系の円滑な流動に寄与する。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
片柳土地区画整理事業 埼玉県坂戸市	10年 継続中	219	119	計画交通量:42,920台	55	2.2	公共交通機関の利用促進に資する道路整備と一体となった住宅供給を実施	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
鍋町土地区画整理事業 埼玉県蕨市	再々評価	335	884	計画交通量:42,020台	114	7.7	都市計画幹線道路の整備により、中心市街地の活性化及び都市圏の交通円滑化が図られる。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
川越駅西口(第2工区)地区土地区画整理事業 埼玉県川越市	10年 継続中	41	28	計画交通量:18,502台	18	1.6	住居系・商業系地区の2車線以上の道路、自転車交通量が500台/日以上で自転車と自動車が発着している、通学路で視覚的幅員1.0m	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
鶴瀬駅西口土地区画整理事業 埼玉県富士見市	10年 継続中	147	114	計画交通量:6,646台	44	2.6	中心市街地への混雑度の緩和、公共交通機関の利用促進、道路と一体となった住宅供給を実施	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
江川土地区画整理事業 埼玉県岩槻市	再々評価	168	77	計画交通量:20,000台	26	3.0	広域物流拠点から自専道の工までのアクセスが改善されたり、現道に混雑時旅行速度が20km/h未満の箇所がある。また、宅地側の良好な環境の形成を図るべく地区計画を策定し、消火活動ができない地区が存在する。	継続	

大瀬古新田土地区画整理事業 埼玉県八潮市	再々評価	168	147	計画交通量:9,000台	69	2.1	当地区は、宅地法に基づく基本計画において首都圏北東部の宅地供給の役割を担っている	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
龍原中央第一土地区画整理事業 埼玉県熊谷市	再々評価	149	138	計画交通量:7,780台	90	1.5	国道17号と龍原駅北口線の交差点が第3次渋滞プログラムに位置づけられている。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
上之土地区画整理事業 埼玉県熊谷市	10年 継続中	179	113	計画交通量:24,659台	54	2.1	住居系・商業系地区の2車線以上の道路で歩道等車椅子が通行できない箇所がある。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
伊奈特定土地区画整理事業 埼玉県	再々評価	331	388	計画交通量:10,440台	123	3.2	幅員6m以上の道路がないため消火活動が出来ない地区が存在する。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
月輪土地区画整理事業 月輪土地区画整理組合	10年 継続中	178	278	計画交通量:18,200台	41	6.8	公共交通機関の利用の促進に資する。 道路整備と一体となった住宅供給を実施する。 大都市法に基づく重点供給地域内の事業である。 鉄道新設や新駅整備と一体となった事業である。 地区計画等による宅地側の良好な環境の形成。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
大谷北部第二土地区画整理事業 大谷北部第二土地区画整理組合	10年 継続中	125	286	計画交通量:37,300台	48	5.9	中心市街地への混雑度の緩和。 大都市法に基づく重点供給地域内の事業である。 地区計画等による宅地側の良好な環境の形成。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
小泉土地区画整理事業 小泉土地区画整理組合	再々評価	150	284	計画交通量:73,964台	72	3.9	中心市街地への混雑度の緩和。 公共交通機関の利用の促進に資する。 大都市法に基づく重点供給地域内の事業である。 地区計画等による宅地側の良好な環境の形成。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
上日出谷南地区土地区画整理事業 上日出谷南特定土地区画整理組合	再々評価	166	593	計画交通量:46,000台	106	5.6	大都市法に基づく重点供給地域内の事業 混雑時旅行速度が20km/h未満の箇所がある 道路整備と一体となった住宅供給を実施	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
下日出谷東地区土地区画整理事業 下日出谷東特定土地区画整理組合	再々評価	185	300	計画交通量:66,137台	80	3.7	大都市法に基づく重点供給地域内の事業 混雑時旅行速度が20km/h未満の箇所がある 道路整備と一体となった住宅供給を実施	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
中央第二谷中土地区画整理事業 中央第二谷中土地区画整理組合	10年 継続中	94	104	計画交通量:5,638台	50	2.1	中心市街地への混雑度の緩和 公共交通機関の利用促進 道路整備と一体となった住宅供給を実施	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
戸塚南部特定土地区画整理事業 戸塚南部土地区画整理組合	再々評価	155	419	計画交通量:45,070台	64	6.5	大都市法に基づく重点供給地域内の事業 公共交通機関の利用促進 道路整備と一体となった住宅供給を実施	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
与野駅西口土地区画整理事業 埼玉県さいたま市	再々評価	137	59	計画交通量:10,000台	17	3.4	中心市街地へ至る現道の混雑度が1.0以上。 中心市街地(商業系用途)で行方事業である。 公共交通機関の利用の促進に資する。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
大和田特定土地区画整理事業 大和田特定土地区画整理組合	10年 継続中	146	341	計画交通量:49,600台	68	5.0	中心市街地へ至る現道の混雑度が1.0以上。 公共交通機関の利用の促進に資する。 大都市法に基づく重点供給地域内の事業である。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
大和田駅南地区土地区画整理事業 千葉県八千代市	再々評価	75	125	計画交通量:23,036台	73	1.7	中心市街地の活性化 都市圏の交通円滑化 道路の防災対策・危機管理の充実	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
岩崎土地区画整理事業 千葉県市原市	再々評価	68	83	計画交通量:13,100台	46	1.8	地区内外の車両交通等を円滑に処理するための都市計画道路の整備 消火活動の円滑化、災害時の非難拠点としての区画道路、公園の整備	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
新田・下宿土地区画整理事業 千葉県市原市	再々評価	172	90	計画交通量:30,250台	46	2.0	公共施設の整備改善と宅地の再編成による中心市街地の活性化 都市計画道路の整備による交通円滑化の推進	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
東幕張土地区画整理事業 千葉県千葉市	10年 継続中	296	197	計画交通量:15,050台	101	2.0	生活基盤(街区公園、幹線道路、区画道路)の整備拡充により、防災機能の強化が図られる。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
横見川・稲毛地区土地区画整理事業 千葉県千葉市	再々評価	175	97	計画交通量:3,600台	58	1.7	公園や公益施設の集中立地した防災安全街区等の避難拠点が整備される。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
寒川第一土地区画整理事業 千葉県千葉市	再々評価	173	375	計画交通量:17,400台	105	3.6	駅至近の狭路道路が多いスプロール化した密集市街地であり、土地区画整理事業により都市基盤施設を整備し、防災上安全な市街地が形成される。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
新鎌ヶ谷土地区画整理事業 都市基盤整備公団	10年 継続中	314	526	計画交通量:42,702台	65	8.1	道路整備や鉄道新駅と一体的に都市基盤整備が実施されるとともに、スプロール地域の居住環境が改善される。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
花畑北部土地区画整理事業 東京都	再々評価	315	136	計画交通量:20,000台	86	1.6	地区を南北に縦断する補助257号線の整備により、道路ネットワークの強化と安全で快適な住みよいまちが形成される。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
六町四丁目付近土地区画整理事業 東京都	10年 継続中	667	247	計画交通量:20,000台	118	2.1	新駅を中心に都市計画道路や駅前広場、公園等の都市基盤を整備することにより、良好で利便性の高い市街地が形成される。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
佐野六木土地区画整理事業 東京都足立区	10年 継続中	264	125	計画交通量:10,200台	47	2.7	幹線道路の歩道整備により、歩行者等の安全が確保できる。 殆どを占める幅員4m未満の道路を解消できる。また、地区計画策定により良好な居住環境が確保できる。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
上野第二地区土地区画整理事業 東京都八王子市	再々評価	263	317	計画交通量:19,328台	167	1.9	鉄道との立体交差を整備することにより交通渋滞や地域解消を図るとともに、安全な歩行空間を確保する。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
豊田南土地区画整理事業 東京都日野市	再々評価	501	643	計画交通量:71,200台	273	2.4	都市計画道路3・9号線並びに3・4・19号線の整備により、東西方向のアクセスが円滑に交通便益の効果が図られる。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
稲城榎戸土地区画整理事業 東京都稲城市	再々評価	194	129	計画交通量:12,000台	50	2.6	地区を東西に横断する広域幹線道路の整備により、沿道利用地としての機能立地が計画的に誘導、促進される。 地区のシンボルロードの整備により、良好な居住環境及びコミュニティが形成される。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)

稲城百村土地区画整理事業 東京都稲城市	再々評価	111	53	計画交通量:12,000台	32	1.7	地区を南北に縦断する幹線道路の整備を軸に地域全体の道路整備を行うことにより、良好な市街地が形成される。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
寒川駅北口地区土地区画整理事業 神奈川県寒川町	再々評価	133	34	計画交通量:10,000台	20	1.7	駅前広場及び都市計画道路の整備により公共交通機関の利用促進が図れる。 中心市街地へ至る現道の混雑度が緩和され、中心市街地が活性化される。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
浜沢駅周辺(南口工区)土地区画整理事業 神奈川県秦野市	再々評価	147	16	計画交通量:11,000台	10	1.6	無秩序な開発による、商業地 住宅地の混在状況が解消され商業地としての土地利用が図られる。 消防活動ができない狭路道路が解消され、道路の防災対策、危機管理の充実が図られる。	継続	
栢沢特定土地区画整理事業 神奈川県藤沢市	再々評価	263	213	計画交通量:29,000台	77	2.8	大都市法の重点供給地域であり、道路整備と一体となった良好な住宅地の供給を実施する。 消防活動ができない16m以下の道路が解消され、道路の防災対策 危機管理の充実が図れる。	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 (課長 東 智徳)
登戸土地区画整理事業 神奈川県川崎市	再々評価	770	326	計画交通量:8,771台	107	3.1	安全な生活環境の確保(歩道等設置による交通事故の改善) 道路の防災対策 危機管理の充実(道路幅員確保による消化活動等の充実)	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
甲府駅周辺土地区画整理事業 山梨県甲府市	その他	369	330	計画交通量:24,000台	144	2.3	中心市街地の活性化 都市圏の交通円滑化の推進 地域 都市の基盤の推進	継続	
東小千谷北土地区画整理事業 東小千谷北土地区画整理組合	その他	76	60	計画交通量:8,000台	33	1.8	公園や公共施設の集中立地した防災安全街区等の避難拠点が整備される。 関連する大規模道路事業と一体的に整備する必要がある。	中止	北陸地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 田村 英之)
山室第2土地区画整理事業 富山県富山市	再々評価	106	286	計画交通量:36,800台	44	6.5	市街地への交通流が適正に分配され、 周辺道路の交通渋滞が解消される。 緊急輸送ネットワークが形成され、 救急活動等が速やかに対応できる。	継続	
宮脇第一土地区画整理事業 静岡県掛川市	10年 継続中	62	85	計画交通量:14,400台	25	3.5	土地区画整理事業効果B/C:1.04 事業は概ね順調に進捗しており、使用収益が開始された土地は積極的に民間投資がされるに至った。 住環境整備、環境対策、都市下水道改修など快適な都市空間の実現に向けて住民の期待が大きい。	継続	中部地方整備局 都市整備課 (課長 両井 祐治)
沼津駅南第一地区土地区画整理事業 静岡県沼津市	再々評価	54	69	計画交通量:96,402台	23	3.0	商業振興施策、公益施設整備との密接な連携による中心市街地の活性化を図る事業 電線地中化による都市基盤形成 拠点開発プロジェクト(再開発事業)の支援	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
興津第二土地区画整理事業 静岡県興津第二土地区画整理組合	再々評価	97	32	計画交通量:7,200台	15	2.2	通学路の確保による安全な生活環境の形成 地区計画による良好な生活環境の形成 土地区画整理事業効果B/C:1.14	継続	
東小川土地区画整理事業 静岡県焼津市	10年 継続中	62	83	計画交通量:29,000台	35	2.4	通学路の確保による安全な生活環境の形成 消防活動困難区域の解消 土地区画整理事業効果B/C:1.21	継続	中部地方整備局 都市整備課 (課長 両井 祐治)
大堂寺八幡土地区画整理事業 静岡県焼津市	10年 継続中	138	123	計画交通量:64,000台	34	3.7	東名高速工との連絡強化 地区内に地域福祉の拠点(市総合福祉会館)整備がなされた 土地区画整理事業効果B/C:1.22	継続	
清水駅東土地区画整理事業 静岡県静岡市	10年 継続中	26	60	計画交通量:4,358台	20	3.0	低未利用地の集約等による中心市街地の活性化 駅前広場整備による公共交通機関の利用の促進 土地区画整理事業効果B/C:2.53	継続	
静岡東部拠点第一地区土地区画整理事業 地域振興整備公園	10年 継続中	131	138	計画交通量:82,036台	60	2.3	商業振興施策、公益施設整備との密接な連携による中心市街地の活性化を図る事業 電線地中化による都市基盤形成 拠点開発プロジェクト(駅北拠点事業)の支援	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
浜北新都市土地区画整理事業 地域振興整備公園	10年 継続中	297	295	計画交通量:18,273台	86	3.4	道路整備と一体となった住宅地供給の実施 地区計画、高規格整備による良好な生活環境の形成 土地区画整理事業効果B/C:1.12	継続	
大谷土地区画整理事業 静岡県静岡市	再々評価	174	190	計画交通量:37,064台	68	2.8	良好な住宅環境の整備 都市圏の交通円滑化を図る路線の整備 土地区画整理事業効果B/C:1.0	継続	中部地方整備局 都市整備課 (課長 両井 祐治)
菊川駅南土地区画整理事業 静岡県菊川町	再々評価	158	170	計画交通量:36,864台	98	1.7	駅前整備による中心市街地の活性化 地区計画による良好な生活環境の形成 土地区画整理事業効果B/C:1.12	継続	
中央第三土地区画整理事業 静岡県島田市	再々評価	271	446	計画交通量:20,400台	100	4.5	商業振興施策と密接な連携による中心市街地の活性化を図る事業 地区計画、高規格整備による良好な生活環境の形成 土地区画整理事業効果B/C:1.02	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
駅北土地区画整理事業 静岡県磐田市	再々評価	198	288	計画交通量:92,448台	122	2.4	再開発事業誘導による中心市街地の活性化 地区計画による良好な生活環境の形成 土地区画整理事業効果B/C:1.41	継続	中部地方整備局 都市整備課 (課長 両井 祐治)
東第一土地区画整理事業 静岡県浜松市	再々評価	672	1,154	計画交通量:116,000台	479	2.4	再開発事業促進による中心市街地の活性化 電線地中化による都市基盤形成 地区計画による良好な生活環境の形成	継続	
南部土地区画整理事業 焼津市南部土地区画整理組合	再々評価	485	528	計画交通量:46,800台	132	4.0	消防活動困難区域の解消 防災安全街区等避難拠点的整備 土地区画整理事業効果B/C:1.21	継続	
尾張旭駅前特定土地区画整理事業 尾張旭駅前特定土地区画整理組合	10年 継続中	158	238	計画交通量:15,229台	62	3.9	愛知県住宅 宅地供給計画で重点供給区域に位置付けられ、面的整備を実施することにより良好な宅地を供給することができる。 幅員6mの道路がない区域が解消され防災活動に支障がなくなる。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
西春鍛冶ヶ一色土地区画整理事業 西春鍛冶ヶ一色土地区画整理組合	10年 継続中	70	75	計画交通量:17,800台	43	1.8	公共施設整備の遅れた住宅・工場混在地区での交通混雑が解消される。 公共施設の総合的な整備と地区計画により良好な宅地環境が供給される。	継続	
東海浅山新田土地区画整理事業 東海浅山新田土地区画整理組合	10年 継続中	85	93	計画交通量:10,893台	37	2.5	伊勢湾岸道路の開通及び中部国際空港への接続道路として整備し、物流拠点として企業の進出により効果として機能を高めている。	継続	中部地方整備局 都市整備課 (課長 両井 祐治)
豊田浄水特定土地区画整理事業 豊田浄水特定土地区画整理組合	10年 継続中	343	159	計画交通量:39,635台	90	1.8	地区中心部にある浄水駅からのアクセス道路(都市計画道路)整備により、地区内外からの交通利便性が高まり、公共交通機関の利用促進につながる。 地区計画により、良好な宅地を形成することで住宅供給を促進することができる。	継続	

尾張西部都市拠点地区土地区画整理事業 都市基盤整備公団	10年 継続中	190	195	計画交通量:78,100台	87	2.2	JR稲沢駅東口駅前広場等が整備されることにより公共交通機関の利用の促進に資する。 稲沢駅東地区計画により新しい都市拠点にふさわしい緑ゆたかであらざるある市街地がつけられる。	継続	
小牧南土地区画整理事業 愛知県小牧市	10年 継続中	315	463	計画交通量:66,500台	110	4.2	低未利用地の入れ替えを行うことで、地域の活性化が図れる。 鉄道の高架化及び駅前広場の整備により公共交通機関の利用促進が図れる。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
豊川駅東土地区画整理事業 愛知県豊川市	10年 継続中	130	89	計画交通量:98,379台	52	1.7	駅前広場とアクセス道路が整備され利便性の向上に伴い、公共交通機関利用が促進される。 住、商、工の混在した土地利用形態が、地区計画等により土地利用の効率化と活性化が図られる。	継続	
蒲郡駅南土地区画整理事業 愛知県蒲郡市	再々評価	171	159	計画交通量:7,191台	102	1.5	街区を再編することで土地利用が純化され中心市街地として活性化される。 地区計画を策定することにより良好な住宅環境が形成される。	継続	
蒲郡中部土地区画整理事業 愛知県蒲郡市	再々評価	198	73	計画交通量:17,615台	39	1.9	狭隘な道路がなくなり、歩道が整備され安全な生活環境が確保される。 公園が整備されることで、災害時における非難拠点が確保される。	継続	中部地方整備局 都市整備課 (課長 高井 祐治)
知多半田駅前土地区画整理事業 愛知県半田市	再々評価	270	338	計画交通量:65,089台	150	2.3	土地利用の再編成により、中心市街地の活性化が図れる。 幹線道路整備により狭隘な道路や行き止まりが解消され交通円滑化が推進される。	継続	
大首根土地区画整理事業 愛知県名古屋	再々評価	437	1,918	計画交通量:58,900台	1,001	1.9	中心市街地へ至る現道の交通渋滞が解消され中心市街地が活性化される。 駅前広場等の整備による大首根駅の機能強化及び周辺の交通環境の改善により、交通機関の利便性の向上が図れる。	継続	
大首根北土地区画整理事業 愛知県名古屋	再々評価	226	671	計画交通量:52,800台	319	2.1	幹線道路の一部渋滞区間を解消することにより、都市圏交通の円滑化が図れる。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
葵土地区画整理事業 愛知県名古屋	再々評価	89	618	計画交通量:6,700台	103	6.0	電線類の地中化することにより歩道のグレードアップを図り、宅地の良好な環境の形成を図る。 消防活動ができない16m以下の道路が解消され、道路の防災対策・危機管理の充実が図れる。	継続	
吉根特定土地区画整理事業 吉根特定土地区画整理組合	再々評価	481	1,155	計画交通量:32,510台	68	17.1	道路整備と一体となった住宅地供給が可能となり、地域・都市の基盤に形成に寄与する。 道路整備により一部渋滞地区が解消され都市圏の交通円滑化が推進されるとともに、消防活動ができない地区が解消される。	継続	
堅田駅西口土地区画整理事業 滋賀県大津市	5年 未着工	-	-	-	-	-	-	評価 手続中	
鴻池土地区画整理事業 伊丹市鴻池土地区画整理組合	10年 継続中	91	120	計画交通量:23,740台	74	1.6	都市圏の交通円滑化の推進 地域、都市の基盤の形成 道路の防災対策、危機管理の充実	継続	
西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業 兵庫県西宮市	10年 継続中	475	765	計画交通量:33,592台	472	1.6	中心市街地の活性化 地域、都市の基盤の形成 道路の防災対策、危機管理の充実	継続	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 新開 寛恭)
富島震災復興土地区画整理事業 兵庫県北淡町	10年 継続中	237	90	計画交通量:10,500台	74	1.2	震災復興事業 地域、都市の基盤の形成 安全な生活環境の確保 道路の防災対策・危機管理の充実	継続	
姫路駅周辺土地区画整理事業 兵庫県姫路市	再々評価	345	340	計画交通量:77,468台	148	2.3	中心市街地の活性化 鉄道により一体的発展が阻害されている地区を解消	継続	
大久保駅前土地区画整理事業 兵庫県明石市	再々評価	259	303	計画交通量:59,300台	134	2.3	中心市街地の活性化 都市圏の交通円滑化の推進 道路の防災対策、危機管理の充実	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
J R 奈良駅周辺土地区画整理事業 兵庫県奈良市	再々評価	218	251	計画交通量:28,015台	60	4.2	駅周辺の道路網が整備されることにより、交通の利便性が向上し、中心市街地の活性化が図られる。 電線類の地中化により安全で良好な都市空間が形成される。	継続	
近鉄西大寺駅南土地区画整理事業 兵庫県奈良市	再々評価	158	135	計画交通量:13,583台	50	2.7	駅周辺の道路網が整備されることにより、交通の利便性の向上が図られる。 道路整備と一体となった宅地整備を行うことにより、混在した土地利用の秩序化を図り良好な市街地が形成する。	継続	
中心市街地第一土地区画整理事業 和歌山県橋本市	再々評価	133	72	計画交通量:34,000台	44	1.6	都市基盤の整備により、災害時の救急活動等、都市防災機能の向上が図られる。 老朽木造住宅密集地が解消される。 浸水被害に対する不安が解消される。	継続	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 新開 寛恭)
重根土地区画整理事業 重根土地区画整理組合	再々評価	59	12	計画交通量:2,245台	7.5	1.5	良好な住環境の確保と宅地の利用増進を図る。 広域幹線道路を骨格とした地域の道路網の形成を図る。	継続	
伏見西部第四地区土地区画整理事業 京都府京都市	再々評価	369	187	計画交通量:13,387台	104	1.8	道路整備と一体となった宅地整備を行うことにより、混在した土地利用の秩序化を図り、良好な市街地を形成する。 災害時の避難路がネットワーク化され、避難時等の選択性が向上する。	継続	
長吉東部地区土地区画整理事業 大阪府大阪市	10年 継続中	363	626	計画交通量:36,471台	330	1.9	地区計画による調和のとれた建築物等の誘導や、市営住宅建替事業による計画的な住宅の供給で、良好な居住環境が実現する。 幹線道路の美装化や電線類の地中化により、安全で快適な道路空間が形成される。	継続	
放出駅周辺土地区画整理事業 大阪府大阪市	10年 継続中	117	510	計画交通量:16,558台	98	5.2	鉄道駅周辺の道路拡幅整備により、交通の円滑化と歩行者の安全で快適な流動を確保する。 鉄道や河川により一体的発展が阻害されている地区が解消される。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
三国駅周辺土地区画整理事業 大阪府大阪市	再々評価	218	607	計画交通量:15,707台	249	2.4	地区計画により、駅前と一体化を生かした良好な環境を形成する。 良質な道路空間を形成するため、電線類の地中化を行う。	継続	
山手幹線地区土地区画整理事業 兵庫県神戸市	再々評価	368	1,786	計画交通量:49,200台	694	2.6	都市圏の交通円滑化の推進 地域、都市の基盤の形成	継続	
六甲道駅北地区震災復興土地区画整理事業 兵庫県神戸市	10年 継続中	347	570	計画交通量:40,500台	260	2.2	地域、都市の基盤の形成 良好な環境の保全・形成	継続	

新長田駅北地区震災復興土地区画整理事業 兵庫県神戸市	10年 継続中	964	1,819	計画交通量:167,838台	756	2.4	地域 都市の基盤の形成 良好な環境の保全 形成	継続	
大供周辺土地区画整理事業 岡山県岡山市	10年 継続中	44	37	計画交通量:20,800台	20	1.8	現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する 無電柱化による美しい町並みの形成 幅員6m以上の道路がないため消火活動が出来ない地区が解消	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
大野町中央地区土地区画整理事業 広島県大野町	10年 継続中	97	194	計画交通量:8,200台	78	2.5	現道等に当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する 当該区間の歩行者・自転車等の通行の快適安全性の向上する。 安全 緊急輸送道路が通行止めになった場合に大幅な迂回を強いられる区間の代替路線を形成する。	継続	
安浦駅北土地区画整理事業 広島県安浦町	再々評価	56	62	計画交通量:4,477台	36	1.7	鉄道や河川等により一体的発展が阻害されている地区を解消する。 歩道が無い又は狭小な区間に歩道が設置される。また幅員6m以上の道路がないため消火活動が出来ない地区が解消する。	継続	中国地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 石崎 隆弘)
新開土地区画整理事業 広島県竹原市	再々評価	39	31	計画交通量:2,000台	14	2.1	現道における混雑時旅行速度20km/h未満である区間の旅行速度の改善する。 当該区間の歩行者・自転車等の通行の快適安全性の向上する。 幅員 6m以上の道路がないため消火活動が出来ない地区が解消する。	継続	
防府駅北土地区画整理事業 山口県防府市	10年 継続中	105	51	計画交通量:17,400台	25	2.0	沿道まちづくりと連携し、都市の再生を進める。 無電柱化による美しい町並みの形成 地震防災緊急時の避難路に指定されている。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
太田第2土地区画整理事業 香川県高松市	再々評価	-	-	-	-	-	-	評価 手続中	
弥生衛門土地区画整理事業 高知県高知市	再々評価	330	842	計画交通量:95,800台	806	1.1	街区の再編、低未利用地の入れ替え、集約を行う。 道路整備と一体となった住宅供給(49.8ha)を実施する。	継続	
花畑駅周辺土地区画整理事業 福岡県久留米市	再々評価	297	358	計画交通量30,160台	184	1.9	中心市街地の活性化 都市圏交通円滑化の推進 地域づくりの支援 道路の防災対策・危機管理の充実	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
行橋駅西口土地区画整理事業 福岡県行橋市	再々評価	138	123	計画交通量:4,149台	77	1.6	駅前広場の整備による公共交通機関の利用促進 公共下水道整備による快適な住環境への改善 連絡立体交差事業に伴う都市計画道路 駅前広場等の整備 改善による、都市機能の向上。 「広幅員の歩道、パリアフリー化された歩行者環境の整備により、福祉社会へ対応する街の形成	継続	
辻の尾土地区画整理事業 長崎県松浦市	再々評価	59	60	計画交通量:9,100台	34	1.7	地域 都市の基盤の形成 道路の防災対策・危機管理の充実	継続	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 栗田 泰正)
高田南土地区画整理事業 長崎県長与町	再々評価	240	222	計画交通量:39,768台	118	1.9	中心市街地の活性化 安全な生活環境の確保	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
坂ノ市土地区画整理事業 大分県大分市	再々評価	520	489	計画交通量:22,000台	318	1.5	駅前商店街中心に商業振興策として地区の商業組合と連携を図る。 散在する狭小な低未利用地の集約を行う。	継続	
中部土地区画整理事業 宮崎県都農町	再々評価	70	22	計画交通量:33,506台	8.5	2.5	広域物流拠点から都農工へのアクセスを改善できる。 国道10号の渋滞緩和に効果の大きい駅前通線等の道路整備と一体となった宅地供給が実現する。	継続	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 栗田 泰正)
徳重土地区画整理事業 鹿児島県伊集院町	再々評価	77	348	計画交通量:5,000台	32	10.8	中心市街地へ至る現道の混雑度が緩和され、中心市街地が活性化される。 公共公益施設の集中立地した街区を設け避難拠点が確保される。	継続	
宇宿中間地区土地区画整理事業 鹿児島県鹿児島市	再々評価	405	208	計画交通量:8,350台	121	1.7	中心市街地へ至る現道の混雑度が緩和され、中心市街地が活性化される。 第三次渋滞対策プログラムに基づき都市圏の交通円滑化を推進する。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
加世田第四土地区画整理事業 鹿児島県加世田市	再々評価	84	164	計画交通量:5,000台	15	10.8	中心市街地へ至る現道の混雑度が緩和され、中心市街地が活性化される。 公共公益施設の集中立地した街区を設け避難拠点が確保される。	継続	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 栗田 泰正)
麓土地区画整理事業 鹿児島県串木野市	10年 継続中	71	2.3	計画交通量:3,500台	0.95	2.4	南九州西回り自動車道のICまでの77kmが改善され物流の効率化が図られる。 公共公益施設の集中立地した街区を設け避難拠点が確保される。	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
中心市街地土地区画整理事業 沖縄県豊見城市	10年 継続中	170	334	計画交通量:19,078台	92	3.6	高次で機能的な都市核形成と都市機能に対応した道路網を整備する。 本事業と併せて上下水道等の供給処理施設を整備し環境の改善を図る。	継続	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 栗田 泰正)
真嘉比古島第二土地区画整理事業 沖縄県那覇市	再々評価	447	952	計画交通量:20,200台	302	3.2	地域高規格道路の位置づけがある。 道路整備と一体となった住宅供給を実施することにより、都市基盤の形成が図れる。 公共交通機関の利用が促進される。 現況歩道幅員 1m以下の通学路が解消され、安全な生活環境が確保される。 地区計画等により、宅地側の良好な環境が形成される。	継続	沖縄総合事務局 建設行政課 (課長 村山 健)

【市街地再開発事業】

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
川口1丁目1番地区 川口1丁目1番地区市街地再開発組合	その他	332	680	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 101,000m ²)の収益向上	376	1.8	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続	
蓮田駅西口地区 埼玉県蓮田市	その他	131	264	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約25,000 m ²)の収益向上	145	1.8	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続	
越谷駅東口地区 越谷駅東口地区市街地再開発組合	5年 未着工	195	427	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 60,000m ²)の収益向上	226	1.9	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)
鴻巣駅東口E地区 鴻巣駅東口E地区市街地再開発組合	再々評価	67	110	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 21,000m ²)の収益向上	73	1.5	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続	
武蔵浦和駅第3街区 武蔵浦和駅第3街区市街地再開発組合	再々評価	440	819	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 151,000m ²)の収益向上	498	1.6	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続	
市川駅南口地区 千葉県市川市	再々評価	490	921	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 109,000m ²)の収益向上	534	1.7	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続	

北新宿地区 東京都	10年 継続中	1,302	1,966	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 163,000㎡)の収益向上	556	3.5	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続	本省 都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 竹内 直文)	
東池袋四丁目地区 東池袋四丁目地区市街地再開発組合	再々評価	410	897	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 100,000㎡)の収益向上	435	2.1	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続		
白鷺西地区 東京都	その他	2,936	2,528	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 189,000㎡)の収益向上	1,599	1.6	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続		
府中駅南口第三地区 府中駅南口第三地区市街地再開発組合	その他	277	566	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約65,000 ㎡)の収益向上	345	1.6	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続		
八王子駅南口地区 八王子駅南口地区市街地再開発組合	再々評価	215	1,001	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約90,000 ㎡)の収益向上	246	4.1	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続		
国分寺駅北口 東京都国分寺市	その他	522	4,536	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約74,000 ㎡)の収益向上	702	6.5	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続		
伊勢原駅北口A街区 伊勢原駅北口A街区市街地再開発組合	再々評価	283	340	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約40,000 ㎡)の収益向上	171	2.0	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	中止		
戸塚駅西口第1地区 神奈川県横浜市	10年 継続中	1,214	2,572	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 169,000㎡)の収益向上	1,145	2.2	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続		
記念橋周辺地区 記念橋周辺地区市街地再開発組合	その他	168	571	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約99,000 ㎡)の収益向上	169	3.4	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	中止		
J R 高槻駅北地区 J R 高槻駅北地区市街地再開発組合	再々評価	420	2,609	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 125,000㎡)の収益向上	558	4.7	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続		
阿倍野地区 大阪府大阪市	再々評価	5,800	9,800	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 827,000㎡)の収益向上	4,650	2.1	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続		
六甲道駅南地区 兵庫県神戸市	10年 継続中	846	1,477	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 184,000㎡)の収益向上	939	1.6	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続		
新長田駅南地区 兵庫県神戸市	10年 継続中	2,710	3,460	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 510,000㎡)の収益向上	1,963	1.8	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続		
駅元町地区 岡山県岡山市	10年 継続中	528	748	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約87,000 ㎡)の収益向上	427	1.8	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続		
坂出駅北口地区 坂出駅北口市街地再開発組合	その他	49	86	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 14,000㎡)の収益向上	44	2.0	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	中止		
西小倉駅前第一地区 西小倉駅前第一地区市街地再開発組合	その他	60	238	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 20,000㎡)の収益向上	62	3.9	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	中止		
所沢元町北地区第一種市街地再開発事業 都市基盤整備公団	5年 未着工	114	120	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約 51,000㎡)の収益向上	118	1.0	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	見直し 継続		本省住宅局 市街地建築課 (課長 高井 恵司)
日本橋人形町一丁目 東京都中央区	5年 未着工	157	737	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約 38,000㎡)の収益向上	162	4.5	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続		
御幸町・伝馬町第一 静岡県静岡市	再々評価	91	173	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約 24,000㎡)の収益向上	86	2.0	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続		
納屋橋西地区第一種市街地再開発事業 都市基盤整備公団	再々評価	151	175	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約 49,000㎡)の収益向上	150	1.1	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続		
渋川一丁目2番 滋賀県草津市	5年 未着工	77	178	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約 33,600㎡)の収益向上	82	2.2	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続		
高松丸亀町商店街G街区 香川県高松市	5年 未着工	194	477	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約 67,500㎡)の収益向上	194	2.5	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	見直し 継続		

【港湾整備事業】
(直轄)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
稚内港 北地区 離島フェリーターミナル等整備事業 北海道開発局	その他	106	365	輸送時間増大の回避 (H20 想定フェリー乗降客数 80万人/年)	96	3.8	・フェリー機能集約による効率化 ・排出ガスの減少(Nox:2トン/年、CO2:88トン-C/年)	継続	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)
網走港 新港地区 小型船だまり整備事業 北海道開発局	その他	52	282	滞船コストの削減 (H18 小型船利用予測隻数 123隻/日)	48	5.9	・小型船だまりの整備により、港内の小型船を適正に係留・保管する ことが可能となり、漁業活動の効率化が図られる。	継続	
根室港 花咲地区 小型船だまり整備事業 北海道開発局	その他	78	266	滞船コストの削減 (H20 小型船利用予測隻数28 隻/日、大型船利用予測隻数15 隻/日)	72	3.7	・小型船だまりの整備により、港内の小型船を適正に係留・保管する ことが可能となり、漁業活動の効率化が図られる。 ・水域施設の安全性向上	継続	
函館港 万代・中央ふ頭地区 国内物流ターミナル整備事業 北海道開発局	その他	51	65	輸送コスト増大の回避 (H21 想定取扱貨物量 113 千トン/年)	44	1.5	・荷役作業の安全性向上 ・排出ガスの減少(CO2:4トン-C/年)	継続	
釜石港 湾口地区 防波堤整備事業 東北地方整備局	再々評価	1,240	2,359	想定浸水面積 :141ha 輸送コスト削減 (H18 想定取扱貨物量2,033 千トン/年) 避泊水域の確保 (H14避泊可能隻数 6隻)	1,967	1.2	・津波による浸水被害を低減させることにより、安全性の向上をはか ることができる。 ・防波堤の整備により、港内の静穏度が向上し、船舶の安定的で効率 的輸送が可能となる。また、係留している船舶の破損や、あるいはこ れを避けるための避泊を回避できる。 ・排出ガスの減少(Nox:72トン/年、CO2:2,660トン-C/年)	継続	
大船渡港 永浜地区 多目的国際ターミナル整備事業 東北地方整備局	10年 継続中	158	262	輸送コスト削減 (H19 想定取扱貨物量531千 トン/年)	151	1.7	・荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減さ れると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善 される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創出 が図られる。 ・排出ガスの減少(Nox:29トン/年、CO2:1,074トン-C/年)	継続	
秋田港 向浜地区 多目的国際ターミナル整備事業 東北地方整備局	10年 継続中	79	127	輸送コスト削減 (H17 想定取扱貨物量146千 トン/年) 泊地の整備による海難事故の 回避(過去10年間の実績 0.6 回/年)	85	1.5	・荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減さ れると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善 される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創出 が図られる。 ・排出ガスの減少(CO2:7,056トン-C/年)	継続	

酒田港 外港地区 多目的国際ターミナル整備事業 東北地方整備局	10年 継続中	223	341	輸送コスト削減 (H24 想定取扱貨物量120千 トン/年、9,619TEU/年)	234	1.5	・荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減され ると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改 善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創 出が図られる。 ・排出ガスの減少 (NOx: 21トン/年、CO2: 902トン-C/年)	継続
小名浜港 東港地区・本港地区 防波堤整備事業 東北地方整備局	再々評価	806	1,572	避泊水域の確保 (H28避泊可能隻数 10隻)	892	1.8	・防波堤の整備により、港内の静穏度が向上し、船舶の安定的で効率 的輸送が可能となる。また、係留している船舶の破損や、あるいはこ れを避けるための避泊を回避できる。	継続
木更津港 木更津南部地区 多目的国際ターミナル整備事業 関東地方整備局	10年 継続中	47	192	輸送コスト削減 (H23想定取扱貨物量353.5千 トン/年)	51	3.8	・荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減され ると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改 善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創 出が図られる。 ・排出ガスの削減 (CO2: 545.8トン-C/年、NOx: 14.9トン/年)	継続
東京湾口航路 開発保全航路整備事業 関東地方整備局	再々評価	690	1,164	海難減少による損失回避 (H19予測入港船舶22.5万 隻)	769	1.5	・輸送コストが削減されると共に、CO2の排出量が削減され、港湾の 周辺環境が改善される。また、航路の拡幅・増深により、船舶の輻輳 が解消される。 ・浚渫土砂を利用した覆砂により底質・水質の改善が図れる。	継続
輪島港 輪島崎地区 避難港整備事業 北陸地方整備局	再々評価	379	1,666	避泊水域の確保 (H26避泊可能隻数 7隻)	562	3.0	・安全かつ安定した海上輸送が確保できる。 ・背後に整備中の埋立地等への防波効果。	継続
舞鶴港 和田地区 多目的国際ターミナル整備事業 近畿地方整備局	再々評価	410	598	輸送コスト削減 (H22想定取扱貨物量 616千 トン/年)	422	1.4	・荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減され ると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改 善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創 出が図られる。 ・排出ガスの減少 (NOx: 14トン/年、CO2: 4,156トン-C/年)	継続
柴山港 柴山地区 避難港整備事業 近畿地方整備局	再々評価	348	441	避難水域の確保 (H36避泊可能隻数 2隻)	334	1.3	・安全かつ安定した海上輸送が確保できる。 ・海難による乗員の人命、船舶の損失、積み荷の損失等を回避でき る。	継続
日高港 御坊地区 多目的国際ターミナル整備事業 近畿地方整備局	再々評価	182	303	輸送コスト削減 (H24想定取扱貨物量 342千ト ン/年)	181	1.7	・荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減され ると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改 善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創 出が図られる。 ・排出ガスの削減 (CO2: 1,432トン-C/年 NOx: 18トン/年の削減)	継続
姫路港 広畑地区 多目的国際ターミナル整備事業 近畿地方整備局	10年 継続中	112	226	輸送コスト削減 (H19年 想定取扱貨物量563千 トン/年)	130	1.7	・荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減され ると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改 善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創 出が図られる。 ・排出ガスの削減 (CO2: 2,940トン-C/年 NOx: 16トン-C/年)	継続
境港 江島地区 臨港道路整備事業 中国地方整備局	再々評価	234	496	輸送コスト削減 (H16想定港湾関連貨物交通量 2,133台/日)	261	1.9	・荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減され ると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改 善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創 出が図られる。 ・排出ガスの減少 (CO2: 450.2トン-C/年、NOx: 10.8トン/年)	継続
尾道系崎港 横織地区 多目的国際ターミナル整備事業 中国地方整備局	10年 継続中	140	226	輸送コスト削減 (H20年代前半想定原木取扱量 565千トン/年)	151	1.5	・荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減され ると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改 善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創 出が図られる。 ・排出ガスの減少 (CO2: 5,752トン-C/年)	継続
須崎港 湾口地区 防波堤整備事業 四国地方整備局	2 再々評価	464	1,021	想定浸水面積 : 202ha 避泊水域の確保 (H22 避泊可能隻数 2隻)	554	1.8	・津波による浸水被害を低減させることにより、安全性の向上をはか ることができる。 ・防波堤の整備により、港内の静穏度が向上し、船舶の安定的で効率 的輸送が可能となる。また、係留している船舶の破損や、あるいはこ れを避けるための避泊を回避できる。	継続
室津港 室津地区 避難港整備事業 四国地方整備局	再々評価	580	980	避難水域の確保 (H28 避泊可能隻数 10隻 分(100~3,000G/T級))	636	1.5	・安全かつ安定した海上輸送が確保できる。 ・避泊水域を確保することにより、海難損失を回避する。	継続
上川口港 上川口地区 避難港整備事業 四国地方整備局	再々評価	188	554	避難水域の確保 (H9 避泊可能隻数 4隻分 (100~300G/T級))	348	1.6	・安全かつ安定した海上輸送が確保できる。 ・避泊水域を確保することにより、海難損失を回避する。	継続
松山港 外港地区 多目的国際ターミナル整備事業 四国地方整備局	10年 継続中	347	547	輸送コスト削減 (H21 想定取扱貨物量: 外資 コナテ(実入り)貨物22千TEU/ 年、A 粉貨物(石炭)300千トン/ 年)	363	1.5	・荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減され ると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改 善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創 出が図られる。	継続
北九州港 新門司地区 多目的国際ターミナル整備事業 九州地方整備局	10年 継続中	144	561	輸送コスト削減 (H22想定取扱貨物量 完成自 動車407千台/年)	268	2.1	・荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減され ると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改 善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創 出が図られる。 ・排出ガスの減少 (CO2: 756トン-C/年)	継続
三池港 内港北地区 多目的国際ターミナル整備事業 九州地方整備局	5年 未着工	140	204	輸送コスト削減 (H22想定取扱貨物量1,241千 トン)	139	1.5	・荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減され ると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改 善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創 出が図られる。 ・排出ガスの削減 (CO2: 1,204トン-C/年、NOx: 26トン/年)	継続
伊万里港 久原南・瀬戸地区 臨港道路整備事業 九州地方整備局	再々評価	265	1,093	輸送コスト削減 (H27予想交通量8,901台/ 日)	310	3.5	・円滑な交通確保により、物流の効率化が図られる。また、背後圏の 交通渋滞の緩和も期待できる。 ・排出ガスの減少 (CO2: 5,648トン-C/年、NOx: 78.1トン/年)	継続
別府港 石垣地区 旅客対応ターミナル整備事業 九州地方整備局	再々評価	81	135	輸送コスト削減 (H24想定旅客数6,916人/ 年)	80	1.7	・旅客利用の効率化、緊急物資の効率化、震災時のフェリー機能確 保、環境負荷の軽減、活力ある地域づくりのための港湾空間の創造。 ・排出ガスの減少 (CO2: 61トン-C/年、NOx: 1.5トン/年)	継続

本省港湾局計画課
(課長 林田 博)

佐世保港 前畑地区 多目的国際ターミナル整備事業 九州地方整備局	再々評価	75	83	輸送コスト削減 (H27想定取扱貨物量597千トン/年)	79	1.1	・荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減されると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創出が図られる。 ・排出ガスの減少 (CO2: 1,189トン-C/年)	中止	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)
鹿児島港 中央港区 防波堤整備事業 九州地方整備局	10年 継続中	163	249	交流レジャーの便益 (H23想定旅客船寄港隻数22隻)	168	1.5	・防波堤の整備により、港内の静穏度が向上し、船舶の安定的で効率的輸送が可能となる。また、係留している船舶の破損や、あるいはこれを避けるための避泊を回避できる。 ・排出ガス削減量 (CO2: 1,455トン-C/年、NOx: 40トン/年)	継続	

2 は、海岸事業と一体的に評価

(補助)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
釧路港 東港地区 小型船たまり整備事業 釧路市	10年 継続中	27	59	滞船コストの削減 (H18 小型船利用予測隻数 90隻/日)	27	2.2	・小型船たまりの整備により、港内の小型船を適正に係留・保管することが可能となり、漁業活動の効率化が図られる。	継続	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)
大間港 根田内地区 複合一貫輸送ターミナル整備事業 青森県	10年 継続中	33	149	輸送コスト削減 (H25フェリー旅客数117,000人/年)	56	2.7	・フェリーターミナルの整備により、安全で快適な旅客交通体系の確立、物流の効率化が図られる。	継続	東北地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 井上 慶司)
宮古港 出崎地区 旅客対応ターミナル整備事業 岩手県	再々評価	20	40	観光客の入込み客数 (H22 1,500千人/年)	22	1.8	・旅客船ターミナルの整備により観光の活性化と地域経済の振興及び雇用の創出を図ることができる。	継続	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)
小本港 小本浜地区 国内物流ターミナル整備事業 岩手県	再々評価	36	73	輸送コスト削減 (H20 想定取扱貨物量181千 トン/年)	50	1.5	・荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減されると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創出が図られる。 ・排出ガスの減少 (NOx: 5トン/年、CO2: 197トン-C/年)	継続	東北地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 井上 慶司)
大船渡港 永浜地区 国内物流ターミナル整備事業 岩手県	10年 継続中	39	61	輸送コスト削減 (H21 想定取扱貨物量210千 トン/年)	41	1.5	・荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減されると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創出が図られる。 ・排出ガスの減少 (NOx: 6トン/年、CO2: 205トン-C/年)	継続	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)
小名浜港 1号ふ頭地区 小型船たまり整備事業 福島県	10年 継続中	-	-	-	-	-	-	評価 手続中	
小名浜港 東港地区 広域資源活用護岸整備事業 福島県	10年 継続中	-	-	-	-	-	-	評価 手続中	本省港湾局 環境・技術課 環境整備計画室 (室長 牛嶋 龍一郎)
鼠ヶ間港 平佐浜地区 避難港整備事業 山形県	再々評価	170	328	避泊水域の確保 (H24避泊可能隻数 2隻)	268	1.2	・安全かつ安定した海上輸送が確保できる。 ・避泊水域を確保することにより、海難損失を回避する。	継続	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)
御蔵島港 里浜地区 離島ターミナル整備事業 東京都	10年 継続中	35	89	輸送・移動コスト削減 (H29想定貨物量65千トン/ 年、想定乗降人員9.7千人/ 年)	39	2.3	・港内の静穏度が向上することにより、生活物資の安定的で効率的輸送が可能となり、輸送コストが削減されると共に、定期船等のより安全な係留が図られる。	継続	関東地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 西尾 保之)
横浜港 新港・瑞穂地区 臨港幹線道路整備事業 横浜市	再々評価	690	2,322	輸送コスト削減 (H22予測交通量3.5万台/日)	923	2.5	・輸送コストが削減されると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。また、既存道路の混雑緩和の効果が得られる。 ・排出ガスの削減 (CO2: 13.8トン-C/年、NOx: 0.51トン/年)	継続	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)
横浜港 新港地区(赤レンガ) 港湾緑地整備事業 横浜市	再々評価	113	3,095	平成17年度 緑地利用者数: 6,800,000人/ 年	90	34.4	・歴史的に価値のある港湾施設を保存・活用することにより、地域のシンボリックな役割を果たすことが出来る。	継続	本省港湾局 環境・技術課 環境整備計画室 (室長 牛嶋 龍一郎)
新潟港西港区 入舟地区 臨港道路整備事業 新潟県 (みなとトンネルを含めた全体)	再々評価	21 (1,420)	2,943	輸送コストの削減 (H35予測交通量26,400台/ 日)	1,647	1.8	・輸送コストが削減されると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。また、既存道路の混雑緩和の効果が得られる。	継続	
新潟港東港区 南浜地区 小型船たまり整備事業 新潟県	再々評価	120	160	滞船コストの削減 (H19小型船利用予測隻数153 隻)	131	1.2	・小型船たまりの整備により、港内の小型船を適正に係留・保管することが可能となり、航行船舶の安全性が向上し、漁業活動の効率化が図られる。	継続	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)
両津港 湊地区 防波堤等整備事業 新潟県	その他	51	72	滞船コストの削減 (H16小型船利用予測隻数252 隻)	51	1.4	・防波堤の整備により、港内の静穏度が向上し、船舶の安定的で効率的輸送が可能となる。また、係留している船舶の破損や、あるいはこれを避けるための避泊を回避できる。	継続	
魚津港 北地区 小型船たまり整備事業 富山県	10年 継続中	53	69	滞船コストの削減 (H21)小型船利用予測隻数140 隻)	57	1.2	・小型船たまりの整備により、港内の小型船を適正に係留・保管することが可能となり、航行船舶の安全性が向上し、漁業活動の効率化が図られる。 ・排出ガスの減少 (CO2: 53トン-C/年)	継続	北陸地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 中本 隆)
伏木富山港 富山地区 港湾緑地整備事業 富山県	再々評価	100	170	平成37年度 背後圏世帯数: 151,784世帯	110	1.5	・災害時には避難緑地として活用することができる。	継続	本省港湾局 環境・技術課 環境整備計画室 (室長 牛嶋 龍一郎)
小木港 本小木地区 小型船たまり整備事業 石川県	再々評価	52	103	滞船コストの削減 (H20船利用予測隻数255隻)	80	1.3	・小型船たまりの整備により、港内の小型船を適正に係留・保管することが可能となり、航行船舶の安全性が向上し、漁業活動の効率化が図られる。	継続	北陸地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 中本 隆)
和田港 尾内地区 港湾緑地整備事業 福井県	10年 継続中	43	206	平成22年度 緑地利用者数: 311,000人/年	51	4.1	・他事業から発生する公共残土を利用することにより土砂処分にかかるコストが削減できる。	継続	北陸地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 増井 光男)
多子の浦港 中央地区 多目的国際ターミナル整備事業 静岡県	10年 継続中	126	142	輸送コスト削減 (H25想定取扱貨物量2,000千 トン/年)	130	1.1	・荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減されると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創出が図られる。	継続	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)

清水港 日の出地区 港湾緑地整備事業 静岡県	再々評価	53	92	平成13年度 緑地利用者数：2,916,500人/年	38	2.4	・ 背後の商業施設と一体的に利用できることから、まちづくりとの連携を図りながら地域の活性化に貢献できる。	中止	
三河港 神野地区 港湾緑地整備事業 愛知県	再々評価	26	21	平成20年度 緑地利用者数：610,000人/年	43	0.5	・ 多種多様の植栽によるCO2削減が見込まれる。	中止	本省港湾局 環境・技術課 環境整備計画室 (室長 牛嶋 龍一郎)
三河港 大塚地区 港湾緑地整備事業 愛知県	10年 継続中	49	81	平成20年度 緑地利用者数：727,500人/年	57	1.4	・ 背後の商業施設と一体的に利用できることから、まちづくりとの連携を図りながら地域の活性化に貢献できる。	継続	
鳥羽港 佐田浜地区 旅客対応ターミナル整備事業 三重県	10年 継続中	106	124	移動コストの削減 (H21想定定期旅客数989千人/年)	117	1.1	・ 旅客船ターミナルの整備により観光の活性化と地域経済の振興及び雇用の創出を図ることができる。	継続	中部地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 中原 正顕)
新宮港 三輪崎地区 多目的国際ターミナル整備事業 和歌山県	10年 継続中	173	210	輸送コスト削減 (H22想定取扱貨物量960千トン/年)	151	1.4	・ 荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減されると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創出が図られる。 ・ 排出ガスの減少 (NOx：377/年、CO2：3,004T/年)	継続	近畿地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 西村 大司)
舞鶴港 和田地区 多目的国際ターミナル整備事業 京都府	再々評価	410	598	輸送コスト削減 (H22想定取扱貨物量(616千トン/年))	422	1.4	・ 荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減されると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創出が図られる。 ・ 排出ガスの減少 (NOx：147/年、CO2：4,156T/年)	継続	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)
浜田港 福井地区 臨港道路整備事業 島根県	5年 未着工	42	32	輸送コスト削減 (H29 想定取扱貨物量820千トン/年)	30	1.1	・ 排出ガスの減少 (CO2：4.7トン・C/年、NOx：0.2トン/年)	中止	
浜田港 福井地区 港湾緑地整備事業 島根県	10年 継続中	3.9	9.4	平成18年度 背後圏世帯数：42,086世帯 (30km圏域)	4.9	1.9	・ 災害時には緊急物資の物流拠点や避難緑地として活用することができる。	継続	本省港湾局 環境・技術課 環境整備計画室 (室長 牛嶋 龍一郎)
益田港 高津地区 小型船だまり整備事業 島根県	10年 継続中	32	43	滞船コスト削減 (H26 小型船利用予測隻数174隻)	28	1.5	・ 小型船だまりの整備により、港内の小型船を適正に係留・保管することが可能となり、航行船舶の安全性が向上し、漁業活動の効率化が図られる。	継続	中国地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 西村 拓)
赤崎港 松ヶ谷地区 小型船だまり整備事業 鳥取県	再々評価	47	61	滞船コスト削減 (H20 小型船利用予測隻数145隻)	54	1.1	・ 小型船だまりの整備により、港内の小型船を適正に係留・保管することが可能となり、航行船舶の安全性が向上し、漁業活動の効率化が図られる。	継続	
尾道系崎港 松浜地区 小型船だまり整備事業 広島県	10年 継続中	27	45	滞船コスト削減 (H19小型船利用予測隻数：30隻)	28	1.6	・ 小型船だまりの整備により、港内の小型船を適正に係留・保管することが可能となり、航行船舶の安全性が向上し、漁業活動の効率化が図られる。	継続	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)
尾道系崎港 貝野地区 廃棄物埋立護岸整備事業 広島県	10年 継続中	145	346	処分コストの軽減 (平成18年度 土砂総受入予定量： 3,500m ³)	159	2.2	・ 運搬費用の低減により排出ガスが減少し、CO2、NOxの減少が見込まれる。 ・ 排出ガスの減少 (CO2：45,507T/年)	継続	
呉港 阿賀地区 港湾緑地整備事業 広島市	10年 継続中	68	156	平成20年度 緑地利用者数：194,128人/年	78	2.0	・ 災害時には緊急物資の物流拠点や避難緑地として活用することができる。	継続	本省港湾局 環境・技術課 環境整備計画室 (室長 牛嶋 龍一郎)
広島港 出島地区 廃棄物埋立護岸整備事業 広島県	10年 継続中	533	589	処分コストの軽減 (平成28年度 土砂総受入予定量： 4,400m ³)	470	1.3	・ 運搬費用の低減により排出ガスが減少し、CO2、NOxの減少が見込まれる。 ・ 排出ガスの減少 (CO2：30,893T/年、NOx：174T/年)	継続	
柳井港 岸ノ下地区 防波堤整備事業 山口県	10年 継続中	8.7	13	避難移動コスト削減 (H17想定避難隻数41隻、 旅客船2隻、作業船1船団)	10	1.3	・ 防波堤の整備により、港内の静穏度が向上し、船舶の安定的で効率的な輸送が可能となる。また、係留している船舶の破損や、あるいはこれらを守るための避泊を回避できる。	継続	中国地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 西村 拓)
丸亀港 御供所地区 小型船だまり整備事業 香川県	10年 継続中	21	36	業務コストの削減 (H19小型船利用予測隻数132隻)	22	1.6	・ 小型船だまりの整備により、港内の小型船を適正に係留・保管することが可能となり、航行船舶の安全性が向上し、漁業活動の効率化が図られる。	継続	四国地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 権藤 宗高)
徳島小松島港 沖洲地区 臨港道路整備事業 徳島県	10年 継続中	37	52	輸送コスト削減 (H24想定交通量4,461台/日)	37	1.4	・ 輸送コストが削減されると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創出が図られる。 ・ 排出ガスの減少 (CO2：107.76トン・C/年、NOx：2.15トン/年)	継続	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)
徳島小松島港 赤石地区 国内物流ターミナル整備事業 徳島県	10年 継続中	82	122	輸送コスト削減 (H19想定取扱貨物量610千トン/年)	95	1.3	・ 荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減されると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創出が図られる。 ・ 排出ガスの減少 (CO2:4.43トン・C/年、NOx：0.57トン/年)	継続	
下田港 港口地区 航路整備事業 高知県	再々評価	104	198	輸送コスト削減 (H25想定内買貨物量 359千トン/年)	138	1.4	・ 港口分離により、船舶の安全航行及び安全な地域づくりを図る。	継続	四国地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 権藤 宗高)
東予港 西条地区 廃棄物埋立護岸整備事業 愛媛県	10年 継続中	61	108	処分コストの軽減 (平成16年度 土砂総受入予定量： 3,950m ³)	67	1.6	・ 運搬費用の低減により排出ガスが減少し、CO2、NOxの減少が見込まれる。	継続	本省港湾局 環境・技術課 環境整備計画室 (室長 牛嶋 龍一郎)
松山港 外港地区 国内物流ターミナル整備事業 愛媛県	10年 継続中	116	182	輸送コスト削減 (H18想定取扱貨物量848千トン/年)	129	1.4	・ 荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減されると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創出が図られる。	継続	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)
早川港 早川地区 国内物流ターミナル整備事業 愛媛県越智郡宮窪町	10年 継続中	12	19	輸送コスト削減 (H18想定取扱貨物量318千トン/年)	13	1.5	・ 荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減されると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創出が図られる。	継続	四国地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 権藤 宗高)
早川港 早川地区 港湾緑地整備事業 愛媛県越智郡宮窪町	10年 継続中	8.4	12	平成18年度 緑地利用者数：16,500人/年	9.2	1.3	・ 多種多様の植栽によるCO2削減が見込まれる。	継続	四国地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 岡林 昭夫)
北九州港 響灘地区 港湾緑地整備事業 北九州市	10年 継続中	16	18	平成22年度 緑地利用者数：12,924人/年	17	1.1	・ 多種多様の植栽によるCO2削減が見込まれる。	継続	本省港湾局 環境・技術課 環境整備計画室 (室長 牛嶋 龍一郎)
博多港 中央公園地区 臨港道路整備事業 福岡市	10年 継続中	129	393	外航旅客数移動コスト削減 (H22想定旅客数65万人/年)	187	2.1	・ 輸送コストが削減されると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。また、既存道路の混雑緩和の効果が図られる。	継続	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)

長崎港 女神地区 臨港道路整備事業 長崎県	10年 継続中	43	227	輸送コスト削減 (H23予測交通量8,232台/ 日)	45	5.1	・輸送コストが削減されると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。また、既存道路の混雑緩和の効果が得られる。	継続	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)
相の浦港 相の浦地区 小型船だまり整備事業 長崎県	10年 継続中	16	23	作業コスト削減 (H19小型船利用予測隻数52 隻)	18	1.3	・小型船だまりの整備により、港内の小型船を適正に係留・保管することが可能となり、航行船舶の安全性が向上し、漁業活動の効率化が図られる。	継続	九州地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 神谷 昌文)
久山港 久山地区 国内物流ターミナル整備事業 長崎県	10年 継続中	39	71	輸送コスト削減 (H20想定取扱貨物量374千ト ン/年)	42	1.7	・荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減されると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創出が図られる。	継続	
小茂田港 小茂田地区 小型船だまり整備事業 長崎県	再々評価	57	111	作業コスト削減 (H20小型船利用予測隻数101 隻)	81	1.4	・小型船だまりの整備により、港内の小型船を適正に係留・保管することが可能となり、航行船舶の安全性が向上し、漁業活動の効率化が図られる。	見直し 継続	
長崎港 香焼地区 小型船だまり整備事業 長崎県	再々評価	19	57	滞船コスト削減 (H20小型船利用予測隻数50 隻)	19	3.0	・小型船だまりの整備により、港内の小型船を適正に係留・保管することが可能となり、航行船舶の安全性が向上し、漁業活動の効率化が図られる。	見直し 継続	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)
佐世保港 轟地区 小型船だまり整備事業 佐世保市	再々評価	27	12	多層係留コスト削減効果 (H26小型船利用予測隻数71 隻)	22	0.5	-	中止	
佐世保港 轟地区 廃棄物埋立護岸整備事業 佐世保市	再々評価	33	-	-	-	-	-	中止	本省港湾局 環境・技術課 環境整備計画室 (室長 牛嶋 龍一郎)
高田港 呉崎地区 国内物流ターミナル整備事業 大分県	その他	-	-	-	-	-	-	評価 手続中	
日出港 尖地区 国内物流ターミナル整備事業 大分県	10年 継続中	17	32	輸送コスト削減 (H17想定取扱貨物量291千ト ン/年)	15	2.1	・荷主と港湾空間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減されると共に、CO2及びNOxの排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。また、物流の効率化が図られ、地域経済の振興と雇用の創出が図られる。	継続	九州地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 神谷 昌文)
津久見港 青江地区 小型船だまり整備事業 大分県	10年 継続中	31	38	滞船コスト削減 (H19小型船利用予測隻数124 隻)	26	1.5	・小型船だまりの整備により、港内の小型船を適正に係留・保管することが可能となり、航行船舶の安全性が向上し、漁業活動の効率化が図られる。	継続	本省港湾局計画課 (課長 林田 博)
三角港 西港地区 旅客対応ターミナル整備事業 熊本県	5年 未着工	2.0	2.6	交流機会の向上 (H18想定港湾来訪者数271千 人/年)	2.0	1.3	-	中止	
三角港 際崎地区 港湾緑地整備事業 熊本県	10年 継続中	2.8	5.1	平成21年度 緑地利用者数：203,000人/年	2.8	1.8	・多種多様な植栽によるCO2削減が見込まれる。	継続	本省港湾局 環境・技術課 環境整備計画室 (室長 牛嶋 龍一郎)
上平港 上平地区 小型船だまり整備事業 熊本県河浦町	その他	8.8	14	滞船コスト削減 (H20小型船利用予測隻数58 隻)	10	1.4	・小型船だまりの整備により、港内の小型船を適正に係留・保管することが可能となり、航行船舶の安全性が向上し、漁業活動の効率化が図られる。	見直し 継続	九州地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 神谷 昌文)
美々津港 美々津地区 小型船だまり整備事業 宮崎県	再々評価	-	-	-	-	-	-	評価 手続中	
鹿児島港 本港地区 港湾緑地整備事業 鹿児島県	10年 継続中	20	31	平成21年度 緑地利用者数：43,000人/年	19	1.6	・多種多様な植栽によるCO2削減が見込まれる。	継続	本省港湾局 環境・技術課 環境整備計画室 (室長 牛嶋 龍一郎)
やすら浜港 やすら浜地区 離島ターミナル整備事業 鹿児島県十島村	10年 継続中	58	155	輸送コスト削減 (H20想定取扱貨物量 9千ト ン/年)	57	2.7	・港内の静穏度が向上することにより、生活物資の安定的で効率的輸送が可能となり、輸送コストが削減されると共に、定期船等のより安全な係留が図られる。	継続	
浦底港 浦底地区 小型船だまり整備事業 鹿児島県東郷町	10年 継続中	7.5	10	作業コスト削減 (H19小型船利用予測隻数55 隻)	6.1	1.6	・小型船だまりの整備により、港内の小型船を適正に係留・保管することが可能となり、航行船舶の安全性が向上し、漁業活動の効率化が図られる。	継続	九州地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 神谷 昌文)
田尻港 田尻地区 小型船だまり整備事業 鹿児島県南種子町	10年 継続中	11	15	作業コスト削減 (H18小型船利用予測隻数20 隻)	13	1.2	・小型船だまりの整備により、港内の小型船を適正に係留・保管することが可能となり、航行船舶の安全性が向上し、漁業活動の効率化が図られる。	継続	
喜界島港 手久津久地区 小型船だまり整備事業 鹿児島県喜界町	10年 継続中	25	28	業務コスト削減 (H20小型船利用予測隻数22隻 /日)	23	1.3	・小型船だまりの整備により、港内の小型船を適正に係留・保管することが可能となり、航行船舶の安全性が向上し、漁業活動の効率化が図られる。	継続	
前泊港(伊平屋)前泊地区 防波堤整備事業 沖縄県	10年 継続中	78	129	輸送・移動コスト削減 (H21想定フェリー貨物量221 千トン/年)	83	1.6	・防波堤の整備により、港内の静穏度が向上し、船舶の安定的で効率的輸送が可能となる。また、係留している船舶の破損や、あるいはこれらを守るための避泊を回避できる。	継続	沖縄総合事務局 開発建設部港湾計画課 (課長 赤倉 康寛)
石垣港新港地区 港湾緑地整備事業 石垣市	その他	15	56	平成25年度 緑地利用者数：168,000人/年	15	3.7	・背後の商業施設と一体的に利用できることから、まちづくりとの連携を図りながら地域の活性化に貢献できる。	継続	

【空港整備事業】

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
静岡空港建設事業 静岡県	10年 継続中	550	1,571	航空利用者 (航空需要予測：平成18年度 国内線106万人)	1,216	1.3	・高速交通体系の利便性の向上、観光振興、産業発展等地域に与える波及効果に加えて、羽田、成田空港の需給逼迫緩和、国内・国外航空ネットワークの充実、ビジネスジャパンキャンペーンの推進、我が国全体の産業の発展等に貢献する。	継続	本省航空局 飛行場部計画課 (課長 次木 康男)

【航空路整備事業】

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
航空衛星システム整備 航空局	10年 継続中	1,694	6,081	飛行経路短縮による費用削減効果 (航空需要予測: 国内線航空旅客需要伸び率 2000-2007:2.2% 2007-2012:3.4% 2012-2017:1.6% 2017- :1.1% 国際線航空旅客需要伸び率 2000-2007:3.6% 2007-2012:5.1% 2012-2017:4.1% 2017- :3.7%)	3,082	1.9 (4.1)	- アジア太平洋地域における航空交通の効率化等により国際貢献に資するものであるとともに、容量増大等による経済的運航の結果としてのNOx、CO2等の排出量の削減や、進入方式の改善による騒音軽減といった環境改善効果が期待できる。	継続	本省航空管制保安部 保安企画課 航空衛星・航空交通管理 センター準備室 (室長 山本 博之)

注:()内は残事業の投資効率性を考慮した場合

【公営住宅等整備事業】

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	計画戸数 (戸)	事業の進捗状況			対応方針	担当課 (担当課長名)	
				供給戸数 (戸)	建設中 (戸)	計画期間			
北野団地公営住宅整備事業 岩手県	10年 継続中	25	128	112	0	H5-H18	・事業期間を見直し ・継続して事業を実施	継続	東北地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 田中 政幸)
渡ノ羽団地公営住宅整備事業 秋田県小坂町	10年 継続中	4.5	35	31	0	H5-H16	・継続して事業を実施	継続	
赤松団地公営住宅整備事業 茨城県古河市	10年 継続中	16	82	23	0	H6-H20	・事業期間を見直し ・継続して事業を実施	継続	関東地方整備局 住宅整備課 (課長 大次 敏弘)
下桜井団地公営住宅整備事業 茨城県北茨城市	10年 継続中	39	216	64	0	H6-H25	・総事業費、建設戸数等を見直し ・継続して事業を実施	継続	
清明山団地公営住宅整備事業 愛知県	10年 継続中	33	255	210	0	H6-H16	・継続して事業を実施	継続	中部地方整備局 住宅整備課 (課長 松本 忠)
長吉長原東・第2住宅公営住宅整備事業 大阪府大阪市	再々評価	255	1,790	1,442	0	H1-H17	・継続して事業を実施	継続	近畿地方整備局 住宅整備課 (課長 林 隆弘)
古市・古市中第1・第2住宅公営住宅整備事業 大阪府大阪市	10年 継続中	134	845	665	0	H6-H17	・継続して事業を実施	継続	
和田島団地公営住宅整備事業 徳島県小松島市	10年 継続中	21	96	72	0	H6-H17	・継続して事業を実施	継続	四国地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 舟久保 敬)

【住宅地区改良事業】

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	進捗状況	事業を巡る社会情勢等の変化の有無	コスト削減や代替案立案等の可能性	供用開始された改良住宅の利用状況	対応方針	担当課 (担当課長名)
崇仁北三地区住宅地区改良事業 京都府京都市	再々評価	140	計画よりも遅れているが、改善案により進捗を図る予定	無	無	供用開始された住宅 125戸 入居戸数 97戸 (残り28戸は事業進捗に伴う従前居住者用住宅として確保) 利用状況 78%	継続	本省 住宅局住宅総合整備課 住環境整備室 (室長 後藤 隆之)
崇仁北四地区住宅地区改良事業 京都府京都市	再々評価	510	計画よりも遅れているが、改善案により進捗を図る予定	無	無	供用開始された住宅 30戸 入居戸数 30戸 利用状況 100%	継続	
戸ノ内第三地区住宅地区改良事業 兵庫県尼崎市	再々評価	173	今後も予定通り進捗する予定	無	無	供用開始された住宅 264戸 入居戸数 245戸 (残り19戸は事業進捗に伴う従前居住者用住宅として確保) 利用状況 93%	継続	

【住宅市街地基盤整備事業】

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
八戸新都市 青森県八戸市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等	継続	東北地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 田中 政幸)
白山台公園(公園) 青森県八戸市	再々評価	24	131	誘致距離:3km 世帯数:12,967世帯	15	8.7			
間々田土地区画整理 栃木県小山市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況等	継続	関東地方整備局 住宅整備課 (課長 大次 敏弘)
間々田北通り(街路) 栃木県	10年 継続中	43	122	計画交通量:7,300台/日	42	2.9			
川戸戸塚駅周辺 埼玉県川口市他	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況等	継続	関東地方整備局 住宅整備課 (課長 大次 敏弘)
石神境町線他1(区画) 埼玉県	10年 継続中	18	419	計画交通量:45,100台	64	6.5			
坂戸石井土地区画整理他1 埼玉県坂戸市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況等	継続	関東地方整備局 住宅整備課 (課長 大次 敏弘)
一級河川飯盛川(河川) 埼玉県	その他	20	113	浸水戸数:270戸 浸水農地面積:557ha	55	2.1			
月輪土地区画整理 埼玉県滑川町	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況等	継続	関東地方整備局 住宅整備課 (課長 大次 敏弘)
駅南口停車場線他2(区画) 埼玉県	10年 継続中	21	278	計画交通量:18,200台	41	6.8			
御成台研究学園都市 千葉県四街道市他	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等	継続	関東地方整備局 住宅整備課 (課長 大次 敏弘)
県道浜野四街道長沼線(道路) 千葉県	再々評価	24	99	計画交通量:15,500(台/日)	29	3.4			

瑞穂・永田・駒込 千葉県大網白里町	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
二級南白亀川(小中川)(河川) 千葉県	再々評価	92	513	浸水戸数: 1,755戸 氾濫農地面積: 226ha	124	4.1		継続	
佐倉寺崎土地区画整理 千葉県佐倉市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
一級印旛放水路(鹿島川)(河川) 千葉県	10年 継続中	89	2,099	浸水戸数: 1,238戸 浸水面積 421ha	137	15.3		継続	
物井 千葉県四街道市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
物井1号線(街路) 千葉県四街道市	10年 継続中	9.4	62	計画交通量: 5,000(台/日)	38	1.6		継続	
白鷺西 東京都荒川区	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
白鷺西公園(公園) 東京都	その他	37	856	公園誘致園: 半径7km圏内	678	1.3		継続	関東地方整備局 住宅整備課 (課長 大水 敏弘)
真田・北金日土地区画整理 神奈川県平塚市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
東海大学前駅真田線(街路) 神奈川県	10年 継続中	78	155	駅広部・デッキ利用者数: 19,719人/日 道路部・計画交通量: 7,500台/日	78	2.0		継続	
市営三ツ境・市営出刈場 神奈川県横浜市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
横浜厚木線開通外郭部(街路) 神奈川県横浜市	10年 継続中	35	82	計画交通量: 14,400台/日	37	2.2		継続	
東小千谷北 新潟県小千谷市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
東栄元中子線(街路) 新潟県小千谷市	その他	12	-	-	-	-		中止	
御経塚 石川県金沢市他	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
二級安原川(河川) 石川県	再々評価	140	6,974	浸水戸数: 5,929戸 浸水農地面積: 289ha	324	21.5		継続	北陸地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 田村 英之)
浅川 石川県金沢市	-	-	-	-	-	-			
浅野処理区田上汚水1号幹線(下水道) 石川県金沢市	再々評価	-	-	-	-	-		評価 手続中	
焼津南部 静岡県焼津市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
小川下小田線(区画) 焼津市南部土地区画整理組合	10年 継続中	485	836	計画交通量: 6,000台/日	692	1.2		継続	
豊川西部土地区画整理 愛知県豊川市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
二級音羽川(白川)(河川) 愛知県	その他	15	20	浸水戸数: 768戸 浸水農地面積: 86ha	4.0	5.0		継続	
植田中央他3土地区画整理 愛知県名古屋市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
二級天白川(河川) 愛知県	再々評価	194	693	浸水戸数: 31,196戸 浸水農地面積: 64ha	43	16.1		継続	
一宮伝法寺他1土地区画整理 愛知県一宮市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
一級五条川(河川) 愛知県	再々評価	20	487	浸水戸数: 26,404戸 浸水農地面積: 510ha	37	13.2		継続	
安城北他2土地区画整理・他1 愛知県安城市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
二級猿渡川(河川) 愛知県	再々評価	80	88	浸水戸数: 3,679戸 浸水農地面積: 206ha	14	6.3		継続	
南気晴他3土地区画整理 愛知県春日井市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
一級繁田川(河川) 愛知県	その他	21	128	浸水戸数167戸 浸水農地面積0.2ha	24	5.3		継続	中部地方整備局 住宅整備課 (課長 松本 忠)
汐止 愛知県名古屋市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
梅ノ木線(街路) 愛知県名古屋市	10年 継続中	16	34	計画交通量: 33,800台/日	18	1.9		継続	
宮田 愛知県名古屋市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
二級戸田川(戸田川)(河川) 愛知県名古屋市	再々評価	356	810	浸水戸数: 5,236 戸 浸水面積: 633 ha	363	2.2		継続	
南海焼き山外4 愛知県名古屋市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
市道敷田大久伝線第1号(道路) 愛知県名古屋市	再々評価	16	112	計画交通量: 8,600台/日	19	5.9		継続	
千種台 愛知県名古屋市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
広小路線(城山工区)(街路) 愛知県名古屋市	その他	731	1,935	計画交通量: 70,000台/日	840	2.3		継続	
二級山崎川(山崎川)(河川) 愛知県名古屋市	再々評価	453	2,184	浸水戸数: 27,751 戸 浸水面積: 650 ha	431	5.1		継続	
居住環境基盤施設(基盤) 愛知県	10年 継続中	8.4	1,365	住宅地供給効果 施設整備効果	628	2.2		継続	
南辺・粕田ニュータウン 京都府京田辺市他	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
山手幹線(街路) 京都府	再々評価	12	49	計画交通量: 18,900台/日	13	3.8		継続	
精華・木津 京都府木津町他	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
一級井筒川(河川) 京都府	再々評価	20	358	浸水戸数: 1,693戸 浸水農地面積: 43ha	15	23.9		継続	近畿地方整備局 住宅整備課 (課長 林 隆弘)
一級煤谷川(河川) 京都府	再々評価	210	215	浸水戸数: 1,071戸 浸水農地面積: 182ha	175	1.2		継続	
準用煤谷川(河川) 京都府精華町	その他	20	28	浸水戸数: 6戸 浸水農地面積: 5.7ha	22	1.3		継続	

西神住宅団地2団地 兵庫県神戸市		-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
二級明石川（広域）（河川） 兵庫県	再々評価	143	4,458	浸水戸数：20,000戸 浸水農地面積：280ha	506	8.8		継続	
二級明石川（高瀬）（河川） 兵庫県	10年 継続中	45	4,458	浸水戸数：20,000戸 浸水農地面積：280ha	506	8.8		継続	
宝塚武庫川 兵庫県宝塚市他		-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
二級武庫川（河川） 兵庫県	再々評価	484	3,208	浸水戸数：145,000戸 浸水農地面積：4180ha	836	3.8		継続	
川西猪名川団地 兵庫県川西市他		-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
一級猪名川（河川） 兵庫県	再々評価	213	434	浸水戸数：1526戸 浸水農地面積：100ha	228	1.9		継続	
近鉄西大寺駅南土地区画整理 奈良県奈良市		-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		近畿地方整備局 住宅整備課 （課長 林 隆弘）
区画整理市道西大寺阪奈線（区画） 奈良県奈良市	再々評価	23	135	計画交通量：7,782台/日	50	2.7		継続	
長吉長原東 大阪府大阪市		-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
瓜破長吉線（街路） 大阪府大阪市	再々評価	33	428	計画交通量：18,000台/日	46	9.3		継続	
長吉六反団地土地区画整理 大阪府大阪市		-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
長吉東部1号線外1路線（区画） 大阪府大阪市	10年 継続中	363	626	画交通量：16,000台/日	330	1.9		継続	
阿倍野市街地再開発 大阪府大阪市		-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
阿倍野再開発2号公園（公園） 大阪府大阪市	再々評価	73	477	誘致距離：1.5km	93	5.1		継続	
隼人ガーデンシティ 鹿児島県隼人町		-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
町道小田小浜線（道路） 鹿児島県隼人町	10年 継続中	20	-	-	-	-		中止	
町道小田西線（道路） 鹿児島県隼人町	10年 継続中	8.7	-	-	-	-		中止	
石田 福岡県北九州市		-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		九州地方整備局 都市・住宅整備課 （課長 栗田 泰正）
湯川東谷線（石田）（街路） 福岡県北九州市	その他	30	54	計画交通量：15,100台/日	34	1.6		継続	
西鉄曾根 福岡県北九州市		-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
飛行場南線（貴）（街路） 福岡県北九州市	10年 継続中	38	89	計画交通量：19,900台/日	44	2.0		継続	
多摩ニュータウン 東京都多摩市他		-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
4～11住区多目的広場（基盤） 都市基盤整備公団	10年 継続中	66	10,787	計画戸数40,480戸	5,822	1.9		継続	
千葉ニュータウン 千葉県印西市他		-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
5 駅圏広場（基盤） 都市基盤整備公団	10年 継続中	3.6	10,765	計画戸数50,220戸	10,216	1.1		継続	本省 土地・水資源局 土地政策課 （課長 松葉 佳文）
7 駅圏広場（基盤） 都市基盤整備公団	10年 継続中	2.2					継続		
7 駅圏電気・電話・CATV（基盤） 都市基盤整備公団	10年 継続中	14					継続		
(3.4.30)千葉NT開連街路（街路） 都市基盤整備公団	10年 継続中	12					継続		
印西総合公園（公園） 都市基盤整備公団	10年 継続中	88					継続		
県道船橋印西線（道路） 都市基盤整備公団	再々評価	144					継続		
(3.1.1)(3.1.2) 千葉NT開連街路（街路） 都市基盤整備公団	再々評価	128					継続		
(3.3.4)(3.3.5) 千葉NT開連街路（街路） 都市基盤整備公団	再々評価	48					継続		
(3.3.6)千葉NT開連街路（街路） 都市基盤整備公団	再々評価	33					継続		
一級神崎川（上流）（河川） 都市基盤整備公団	再々評価	68					継続		
一級浦部川（河川） 都市基盤整備公団	再々評価	24					継続		
一級亀成川（上流）（河川） 都市基盤整備公団	再々評価	48					継続		
蓮花寺西部丘陵NT土地区画整理 三重県桑名市		-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
大山田播磨線他2路線（区画） 都市基盤整備公団	10年 継続中	494	478	計画交通量：6,099台/日	59	8.1		継続	
名塩ニュータウン 兵庫県西宮市		-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
創造の森他緑地（基盤） 都市基盤整備公団	10年 継続中	112	803	計画戸数：3,900戸	743	1.1		継続	
国際文化公園都市 大阪府茨木市他		-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
一級佐保川（河川） 都市基盤整備公団	10年 継続中	74	82	浸水戸数：449戸 浸水農地面積：33ha	38	2.2		継続	
橋本林間田園都市第3地区 和歌山県橋本市		-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等		
三石台垂井線他2路線（区画） 都市基盤整備公団	10年 継続中	278	101	計画交通量：3,759台/日	19	5.3		見直し 継続	

神戸市震災復興地区（東部新都心周辺）住宅市街地総合整備事業 兵庫県神戸市	10年 継続中	チェックリスト（事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、旅行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト縮減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討）により評価を実施	継続	本省住宅局 市街地住宅整備室 （室長 井上 俊之）
神戸市震災復興地区（松本周辺）住宅市街地総合整備事業 兵庫県神戸市	10年 継続中	チェックリスト（事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、旅行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト縮減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討）により評価を実施	継続	
神戸市震災復興地区（御管）住宅市街地総合整備事業 兵庫県神戸市	10年 継続中	チェックリスト（事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、旅行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト縮減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討）により評価を実施	継続	
神戸市震災復興地区（新長田）住宅市街地総合整備事業 兵庫県神戸市	10年 継続中	チェックリスト（事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、旅行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト縮減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討）により評価を実施	継続	
那波丘の台地区住宅市街地総合整備事業 兵庫県相生市	10年 継続中	チェックリスト（事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、旅行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト縮減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討）により評価を実施	継続	
郡家震災復興地区住宅市街地総合整備事業 兵庫県一宮町	10年 継続中	チェックリスト（事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、旅行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト縮減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討）により評価を実施	継続	
千代・吉塚地区住宅市街地総合整備事業 福岡県福岡市	再々評価	チェックリスト（事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、旅行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト縮減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討）により評価を実施	継続	
別府地区住宅市街地総合整備事業 福岡県福岡市	10年 継続中	チェックリスト（事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、旅行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト縮減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討）により評価を実施	継続	
平松地区住宅市街地総合整備事業 福岡県北九州市	10年 継続中	チェックリスト（事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、旅行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト縮減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討）により評価を実施	継続	
西折尾地区住宅市街地総合整備事業 福岡県北九州市	10年 継続中	チェックリスト（事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、旅行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト縮減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討）により評価を実施	継続	

【下水道事業】

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	評価結果	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
七飯町特定環境保全公共下水道事業（大沼処理区） 北海道七飯町	10年 継続中	72	5.2	便益算定人口 0.17 万人	4.3	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	北海道開発局 事業振興部都市住宅課 (課長 相馬 和則)
中富良野町特定環境保全公共下水道事業（中富良野処理区） 北海道中富良野町	10年 継続中	65	4.3	便益算定人口 0.35 万人	3.7	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
南富良野町特定環境保全公共下水道事業（幾寅処理区） 北海道南富良野町	10年 継続中	78	5.6	便益算定人口 0.71 万人	3.6	1.6	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
朝日町特定環境保全公共下水道事業（朝日処理区） 北海道朝日町	10年 継続中	58	3.1	便益算定人口 0.17 万人	2.5	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
増毛町公共下水道事業（増毛処理区） 北海道増毛町	10年 継続中	62	6.3	便益算定人口 0.42 万人	4.0	1.6	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
羽幌町公共下水道事業（羽幌処理区） 北海道羽幌町	10年 継続中	160	6.5	便益算定人口 0.48 万人	5.5	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
枝幸町公共下水道事業（枝幸処理区） 北海道枝幸町	10年 継続中	81	11	便益算定人口 0.90 万人	4.5	2.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
早来町公共下水道事業（早来処理区） 北海道早来町	10年 継続中	197	11	便益算定人口 0.90 万人	7.3	1.5	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
足寄町公共下水道事業（足寄処理区） 北海道足寄町	10年 継続中	200	10	便益算定人口 0.73 万人	6.2	1.7	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
陸別町特定環境保全公共下水道事業（陸別処理区） 北海道陸別町	10年 継続中	44	4.8	便益算定人口 0.26 万人	2.5	1.9	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
弟子屈町公共下水道事業（弟子屈処理区） 北海道弟子屈町	10年 継続中	161	10	便益算定人口 0.68 万人	7.4	1.4	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
白糠町公共下水道事業（白糠処理区） 北海道白糠町	10年 継続中	220	15	便益算定人口 1.32 万人	12	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
音別町特定環境保全公共下水道事業（音別処理区） 北海道音別町	10年 継続中	55	3.8	便益算定人口 0.30 万人	3.1	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
平塚村特定環境保全公共下水道事業（平塚処理区） 青森県平塚村	10年 継続中	55	3.3	便益算定人口 0.26 万人	3.1	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	東北地方整備局建設部 都市・住宅整備課 (課長 田中 政幸)
川内町特定環境保全公共下水道事業（川内処理区） 青森県川内町	10年 継続中	63	3.9	便益算定人口 0.41 万人	3.6	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
二戸市公共下水道事業（二戸処理区） 岩手県二戸市	10年 継続中	220	13	便益算定人口 2.32 万人	11	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
大東町特定環境保全公共下水道事業（沼沢処理区） 岩手県大東町	10年 継続中	49	2.5	便益算定人口 0.28 万人	2.4	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
東山町公共下水道事業（東山処理区） 岩手県東山町	10年 継続中	96	5.9	便益算定人口 0.56 万人	5.0	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
田老町特定環境保全公共下水道事業（田老処理区） 岩手県田老町	10年 継続中	57	72	便益算定人口 0.33 万人	66	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
山田町公共下水道事業（船越処理区） 岩手県山田町	10年 継続中	60	3.2	便益算定人口 0.40 万人	3.2	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
大野村特定環境保全公共下水道事業（大野処理区） 岩手県大野村	10年 継続中	42	2.3	便益算定人口 0.29 万人	2.1	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
色麻町特定環境保全公共下水道事業（色麻処理区） 宮城県色麻町	10年 継続中	85	5.4	便益算定人口 0.59 万人	5.3	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
栗駒町特定環境保全公共下水道事業（迫川処理区） 宮城県栗駒町	10年 継続中	115	7.3	便益算定人口 0.96 万人	7.2	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
一迫町特定環境保全公共下水道事業（迫川処理区） 宮城県一迫町	10年 継続中	122	6.9	便益算定人口 0.68 万人	6.8	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
金成町特定環境保全公共下水道事業（迫川処理区） 宮城県金成町	10年 継続中	95	5.6	便益算定人口 0.60 万人	5.4	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
花山村特定環境保全公共下水道事業（花山処理区） 宮城県花山村	10年 継続中	38	2.2	便益算定人口 0.12 万人	2.0	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
秋島町公共下水道事業（矢島処理区） 秋田県秋島町	10年 継続中	45	3.3	便益算定人口 0.40 万人	2.7	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
大内町特定環境保全公共下水道事業（岩谷処理区） 秋田県大内町	10年 継続中	75	4.8	便益算定人口 0.46 万人	4.7	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	

西川町公共下水道事業（西川処理区） 山形県西川町	10年 継続中	86	5.5	便益算定人口 0.51 万人	5.3	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
大江町公共下水道事業（大江処理区） 山形県大江町	10年 継続中	131	8.0	便益算定人口 0.70 万人	7.9	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
最上町公共下水道事業（向町処理区） 山形県最上町	10年 継続中	66	5.4	便益算定人口 0.56 万人	4.4	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
朝日村特定環境保全公共下水道事業（朝日処理区） 山形県朝日村	10年 継続中	60	4.1	便益算定人口 0.32 万人	3.7	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	東北地方整備局建設部 都市・住宅整備課 （課長 田中 政幸）
温海町公共下水道事業（鼠ヶ関処理区） 山形県温海町	10年 継続中	48	4.8	便益算定人口 0.65 万人	3.2	1.5	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
松山町特定環境保全公共下水道事業（松山処理区） 山形県松山町	10年 継続中	70	4.8	便益算定人口 0.45 万人	4.7	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
北塩原村特定環境保全公共下水道事業（北山処理区） 福島県北塩原村	10年 継続中	18	28	便益算定人口 0.14 万人	25	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
茨城町公共下水道事業（茨城処理区） 茨城県茨城町	10年 継続中	427	24	便益算定人口 2.82 万人	22	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
桂村特定環境保全公共下水道事業（中央処理区） 茨城県桂村	10年 継続中	90	93	便益算定人口 0.59 万人	73	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
石下町公共下水道事業（鬼怒小貝処理区） 茨城県石下町	10年 継続中	196	225	便益算定人口 2.97 万人	146	1.5	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
鳥山町公共下水道事業（鳥山中央処理区） 栃木県鳥山町	10年 継続中	138	11	便益算定人口 1.25 万人	7.0	1.6	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
西那須野町公共下水道事業（蕪中川排水区等） 栃木県西那須野町	10年 継続中	57	6.8	便益算定面積 607 ha	2.4	2.8	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
塩原町公共下水道事業（北那須処理区） 栃木県塩原町	10年 継続中	85	7.2	便益算定人口 0.44 万人	4.7	1.5	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	関東地方整備局建設部都市整備課 （課長 東 智徳）
小野上村特定環境保全公共下水道事業（小野上処理区） 群馬県小野上村	10年 継続中	37	45	便益算定人口 0.66 万人	43	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
白沢村特定環境保全公共下水道事業（白沢処理区） 群馬県白沢村	10年 継続中	59	50	便益算定人口 0.33 万人	49	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
板倉町公共下水道事業（板倉処理区） 群馬県板倉町	10年 継続中	203	204	便益算定人口 2.52 万人	166	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
上里町公共下水道事業（上里処理区） 埼玉県上里町	10年 継続中	248	17	便益算定人口 2.84 万人	16	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
上里町公共下水道事業（元小山川第2排水区） 埼玉県上里町	10年 継続中	131	0.31	便益算定面積 27 ha	0.25	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
千葉市六都都市下水路 千葉県千葉市	10年 継続中	151	18	便益算定面積 93 ha	6.8	2.6	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	本省都市・地域整備局 下水道部下水道事業課 （課長 小林 一朗）
旭市公共下水道事業（朝日処理区） 千葉県旭市	10年 継続中	281	319	便益算定人口 2.76 万人	257	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
市原市公共下水道事業（松ヶ島処理区） 千葉県市原市	10年 継続中	1,478	197	便益算定人口 10.98 万人	161	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	関東地方整備局建設部都市整備課 （課長 東 智徳）
市原市公共下水道事業（菊間処理区） 千葉県市原市	10年 継続中	1,356	259	便益算定人口 15.33 万人	204	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
市原市公共下水道事業（南総処理区） 千葉県市原市	10年 継続中	373	82	便益算定人口 3.07 万人	64	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
巻町公共下水道事業（西川処理区） 新潟県巻町	10年 継続中	269	31	便益算定人口 2.84 万人	21	1.4	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
西川町公共下水道事業（西川処理区） 新潟県西川町	10年 継続中	152	9.4	便益算定人口 1.19 万人	7.9	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
津南町特定環境保全公共下水道事業（津南処理区） 新潟県津南町	10年 継続中	130	9.2	便益算定人口 0.82 万人	8.2	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
柿崎町公共下水道事業（柿崎処理区） 新潟県柿崎町	10年 継続中	109	7.4	便益算定人口 1.06 万人	7.0	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	北陸地方整備局建設部 都市・住宅整備課 （課長 田村 英之）
板倉町特定環境保全公共下水道事業（板倉処理区） 新潟県板倉町	10年 継続中	120	5.3	便益算定人口 0.67 万人	5.1	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
相川町特定環境保全公共下水道事業（相川処理区） 新潟県相川町	10年 継続中	76	3.7	便益算定人口 0.38 万人	3.4	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
小木町特定環境保全公共下水道事業（小木処理区） 新潟県小木町	10年 継続中	50	2.6	便益算定人口 0.28 万人	2.5	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
信濃川下流域下水道（新潟処理区） 新潟県	その他	478	8,292	便益算定人口 21.32 万人	3,872	2.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
信濃川下流域下水道（新潟処理区） 新潟県	その他	445	3,866	便益算定人口 14.17 万人	2,384	1.6	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
信濃川下流域下水道（長岡処理区） 新潟県	その他	615	4,956	便益算定人口 13.57 万人	3,630	1.4	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	本省都市・地域整備局 下水道部下水道事業課 （課長 小林 一朗）
魚野川流域下水道（六日町処理区） 新潟県	その他	267	1,139	便益算定人口 3.68 万人	987	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
魚野川流域下水道（堀之内処理区） 新潟県	その他	217	1,113	便益算定人口 2.95 万人	1,014	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
国府川流域下水道（国府川処理区） 新潟県	その他	260	1,015	便益算定人口 2.91 万人	929	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
天山町特定環境保全公共下水道事業（小見処理区） 富山県天山町	10年 継続中	44	2.9	便益算定人口 1.62 万人	2.8	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
上市町特定環境保全公共下水道事業（柿沢処理区） 富山県上市町	10年 継続中	53	2.8	便益算定人口 0.36 万人	2.7	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
八尾町公共下水道事業（神通川左岸処理区） 富山県八尾町	10年 継続中	184	16	便益算定人口 1.92 万人	14	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	北陸地方整備局建設部 都市・住宅整備課 （課長 田村 英之）
富山町特定環境保全公共下水道事業（神通川左岸処理区） 富山県八尾町	10年 継続中						地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
婦中町公共下水道事業（神通川左岸処理区） 富山県婦中町	10年 継続中	330	30	便益算定人口 3.64 万人	23	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
婦中町特定環境保全公共下水道事業（神通川左岸処理区） 富山県婦中町	10年 継続中						地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	

埴中町公共下水道事業（速星排水区） 富山県埴中町	10年 継続中	24	1.8	便益算定面積 90 ha	1.3	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	北陸地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 田村 英之）	
大門町公共下水道事業（神通川左岸処理区） 富山県大門町	10年 継続中	52	4.7	便益算定人口 0.72 万人	4.5	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
大門町特定環境保全公共下水道事業（神通川左岸処理区） 富山県大門町	10年 継続中							継続		
大島町公共下水道事業（神通川左岸処理区） 富山県大島町	10年 継続中	86	7.9	便益算定人口 1.06 万人	6.8	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
大島町特定環境保全公共下水道事業（神通川左岸処理区） 富山県大島町	10年 継続中							継続		
輪島市公共下水道事業（輪島処理区） 石川県輪島市	10年 継続中	320	19	便益算定人口 2.07 万人	15	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		北陸地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 （課長 田村 英之）
鶴来町公共下水道事業（犀川左岸処理区） 石川県鶴来町	10年 継続中	78	13	便益算定人口 1.70 万人	6.2	2.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
穴水町公共下水道事業（穴水処理区） 石川県穴水町	10年 継続中	112	6.2	便益算定人口 0.49 万人	5.4	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
富士吉田市公共下水道事業（富士北麓処理区） 山梨県富士吉田市	その他	508	348	便益算定人口 4.17 万人	332	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
塩山市公共下水道事業（峡東処理区） 山梨県塩山市	その他	239	247	便益算定人口 2.03 万人	204	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
山梨市公共下水道事業（峡東処理区） 山梨県山梨市	その他	424	384	便益算定人口 3.10 万人	298	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
韮崎市公共下水道事業（釜無川処理区） 山梨県韮崎市	その他	286	408	便益算定人口 3.61 万人	264	1.5	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
南アルプス市（旧八田村）公共下水道事業（釜無川処理区） 山梨県南アルプス市	その他	91	74	便益算定人口 0.85 万人	71	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
南アルプス市（旧若草町）公共下水道事業（釜無川処理区） 山梨県南アルプス市	その他	116	109	便益算定人口 1.36 万人	99	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
南アルプス市（旧白根町）公共下水道事業（釜無川処理区） 山梨県南アルプス市	その他	252	160	便益算定人口 2.13 万人	159	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
南アルプス市（旧檜形町）公共下水道事業（釜無川処理区） 山梨県南アルプス市	その他	253	181	便益算定人口 2.01 万人	180	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
南アルプス市（旧甲西町）公共下水道事業（釜無川処理区） 山梨県南アルプス市	その他	143	155	便益算定人口 1.39 万人	119	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	関東地方整備局 建設部 都市整備課 （課長 東 哲徳）	
春日居町公共下水道事業（峡東処理区） 山梨県春日居町	その他	94	125	便益算定人口 0.84 万人	68	1.8	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
牧丘町特定環境保全公共下水道事業（峡東処理区） 山梨県牧丘町	その他	84	34	便益算定人口 0.22 万人	27	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
勝沼町公共下水道事業（峡東処理区） 山梨県勝沼町	その他	150	105	便益算定人口 0.99 万人	85	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
石和町公共下水道事業（峡東処理区） 山梨県石和町	その他	206	203	便益算定人口 2.76 万人	195	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
御坂町特定環境保全公共下水道事業（峡東処理区） 山梨県御坂町	その他	187	142	便益算定人口 1.28 万人	128	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
一宮町公共下水道事業（峡東処理区） 山梨県一宮町	その他	171	158	便益算定人口 1.15 万人	110	1.4	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
八代町特定環境保全公共下水道事業（峡東処理区） 山梨県八代町	その他	104	102	便益算定人口 0.84 万人	76	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
境川村特定環境保全公共下水道事業（峡東処理区） 山梨県境川村	その他	60	75	便益算定人口 0.61 万人	53	1.4	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
中道町特定環境保全公共下水道事業（峡東処理区） 山梨県中道町	その他	86	85	便益算定人口 0.64 万人	83	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
三珠町公共下水道事業（釜無川処理区） 山梨県三珠町	その他	50	53	便益算定人口 0.40 万人	50	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
市川大門町公共下水道事業（釜無川処理区） 山梨県市川大門町	その他	99	120	便益算定人口 0.97 万人	91	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
増穂町公共下水道事業（釜無川処理区） 山梨県増穂町	その他	120	138	便益算定人口 1.33 万人	111	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
諏訪町公共下水道事業（釜無川処理区） 山梨県諏訪町	その他	26	38	便益算定人口 0.33 万人	32	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
身延町公共下水道事業（身延処理区） 山梨県身延町	10年 継続中	63	3.9	便益算定人口 0.85 万人	3.4	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
竜王町公共下水道事業（釜無川処理区） 山梨県竜王町	その他	266	469	便益算定人口 4.62 万人	303	1.5	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
敷島町公共下水道事業（釜無川処理区） 山梨県敷島町	その他	132	212	便益算定人口 1.98 万人	140	1.5	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
玉穂町公共下水道事業（釜無川処理区） 山梨県玉穂町	その他	147	189	便益算定人口 1.69 万人	134	1.4	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
昭和町公共下水道事業（釜無川処理区） 山梨県昭和町	その他	185	237	便益算定人口 1.80 万人	196	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
田富町公共下水道事業（釜無川処理区） 山梨県田富町	その他	135	200	便益算定人口 2.00 万人	175	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
双葉町公共下水道事業（釜無川処理区） 山梨県双葉町	その他	85	195	便益算定人口 1.70 万人	111	1.8	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
高根町特定環境保全公共下水道事業（中央処理区） 山梨県高根町	10年 継続中	123	9.7	便益算定人口 0.71 万人	7.4	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
小淵沢町特定環境保全公共下水道事業（中央処理区） 山梨県小淵沢町	10年 継続中	60	71	便益算定人口 0.33 万人	46	1.5	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
忍野村公共下水道事業（富士北麓処理区） 山梨県忍野村	その他	104	137	便益算定人口 0.86 万人	79	1.7	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
山中湖村公共下水道事業（富士北麓処理区） 山梨県山中湖村	その他	215	210	便益算定人口 0.53 万人	154	1.4	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		
富士河口湖町（旧河口湖町）公共下水道事業（富士北麓処理区） 山梨県富士河口湖町	その他	246	238	便益算定人口 2.11 万人	198	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続		

富士河口湖町(旧勝山村)公共下水道事業(富士北麓処理区)山梨県富士河口湖町	その他	44	6.2	便益算定人口 0.28 万人	3.6	1.7	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	関東地方整備局 建設部都市整備課 (課長 東 智徳)
富士河口湖町(旧足和田村)公共下水道事業(富士北麓処理区)山梨県富士河口湖町	その他	61	5.1	便益算定人口 0.16 万人	3.7	1.4	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
富士北麓流域下水道事業(富士北麓処理区)山梨県	その他	290	1,088	便益算定人口 8.10 万人	856	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	本省都市・地域整備局 下水道部下水道事業課 (課長 小林 一朗)
峡東流域下水道事業(峡東処理区)山梨県	その他	615	1,637	便益算定人口 14.46 万人	1,315	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
釜無川流域下水道事業(釜無川処理区)山梨県	その他	867	2,920	便益算定人口 28.17 万人	2,221	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	関東地方整備局 建設部都市整備課 (課長 東 智徳)
中野市特定環境保全公共下水道事業(高丘処理区)長野県中野市	10年 継続中	73	3.4	便益算定人口 0.36 万人	3.3	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
大町市特定環境保全公共下水道事業(常磐処理区)長野県大町市	10年 継続中	149	4.5	便益算定人口 0.69 万人	4.1	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	関東地方整備局 建設部都市整備課 (課長 東 智徳)
飯島町公共下水道事業(飯島処理区)長野県飯島町	10年 継続中	67	2.6	便益算定人口 0.48 万人	2.5	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
高森町公共下水道事業(高森処理区)長野県高森町	10年 継続中	169	5.8	便益算定人口 0.85 万人	5.5	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	関東地方整備局 建設部都市整備課 (課長 東 智徳)
豊丘村特定環境保全公共下水道事業(豊丘処理区)長野県豊丘村	10年 継続中	53	2.3	便益算定人口 0.35 万人	2.1	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
木曾福島町公共下水道事業(木曾福島処理区)長野県木曾福島町	その他	143	7.8	便益算定人口 0.74 万人	7.6	1.0	地元情勢、自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
木曾福島町特定環境保全公共下水道事業(黒川中部処理区)長野県木曾福島町	その他						地元情勢、自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
麻績村町特定環境保全公共下水道事業(麻績処理区)長野県麻績村	10年 継続中	53	1.7	便益算定人口 0.26 万人	1.7	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	関東地方整備局 建設部都市整備課 (課長 東 智徳)
松川村特定環境保全公共下水道事業(松川処理区)長野県松川村	10年 継続中	149	8.1	便益算定人口 1.03 万人	6.7	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
信州新町特定環境保全公共下水道事業(新町処理区)長野県信州新町	10年 継続中	40	2.5	便益算定人口 0.32 万人	2.4	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	関東地方整備局 建設部都市整備課 (課長 東 智徳)
南佐久環境衛生組合公共下水道事業(南佐久処理区)長野県南佐久環境衛生組合	10年 継続中	279	14	便益算定人口 1.54 万人	13	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
八幡町公共下水道事業(八幡中央処理区)岐阜県八幡町	10年 継続中	124	186	便益算定人口 1.25 万人	124	1.5	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	中部地方整備局 建設部都市整備課 (課長 岡井 裕治)
白鳥町特定環境保全公共下水道事業(白鳥処理区)岐阜県白鳥町	10年 継続中	105	102	便益算定人口 0.83 万人	95	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
高鷲町特定環境保全公共下水道事業(高鷲処理区)岐阜県高鷲村	10年 継続中	51	49	便益算定人口 0.59 万人	48	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	中部地方整備局 建設部都市整備課 (課長 岡井 裕治)
富加町特定環境保全公共下水道事業(詰田川第1排水区他)岐阜県富加町	10年 継続中	19	9.8	便益算定面積 71 ha	8.1	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
福岡町特定環境保全公共下水道事業(福岡処理区)岐阜県福岡町	10年 継続中	39	50	便益算定人口 0.32 万人	48	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	中部地方整備局 建設部都市整備課 (課長 岡井 裕治)
明智町特定環境保全公共下水道事業(明智処理区)岐阜県明智町	10年 継続中	56	3.7	便益算定人口 0.47 万人	3.2	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
下呂町特定環境保全公共下水道事業(竹原処理区)岐阜県下呂町	10年 継続中	58	66	便益算定人口 0.40 万人	62	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	中部地方整備局 建設部都市整備課 (課長 岡井 裕治)
国府町特定環境保全公共下水道事業(宇津江処理区)岐阜県国府町	10年 継続中	33	34	便益算定人口 0.16 万人	32	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
静岡市公共下水道事業(長田処理区)静岡県静岡市	10年 継続中	711	762	便益算定人口 6.87 万人	647	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	中部地方整備局 建設部都市整備課 (課長 岡井 裕治)
静岡市公共下水道事業(下川原・上川原排水区)静岡県静岡市	10年 継続中	118	231	便益算定面積 355 ha	148	1.6	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
浜北市公共下水道事業(沖川第1排水区他)静岡県浜北市	10年 継続中	27	3.4	便益算定面積 247 ha	1.3	2.7	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	中部地方整備局 建設部都市整備課 (課長 岡井 裕治)
湖西市公共下水道事業(浜名湖処理区)静岡県湖西市	10年 継続中	656	432	便益算定人口 4.35 万人	300	1.4	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
大須賀町公共下水道事業(大須賀処理区)静岡県大須賀町	10年 継続中	194	197	便益算定人口 1.36 万人	172	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	中部地方整備局 建設部都市整備課 (課長 岡井 裕治)
浜岡町特定環境保全公共下水道事業(高松処理区)静岡県浜岡町	10年 継続中	46	6.4	便益算定人口 0.38 万人	4.0	1.6	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
春野町特定環境保全公共下水道事業(気田処理区)静岡県春野町	10年 継続中	49	4.2	便益算定人口 0.24 万人	3.3	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	中部地方整備局 建設部都市整備課 (課長 岡井 裕治)
豊岡村特定環境保全公共下水道事業(豊岡処理区)静岡県豊岡村	10年 継続中	158	9.5	便益算定人口 1.60 万人	8.7	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
新居町公共下水道事業(新居処理区)静岡県新居町	10年 継続中	227	240	便益算定人口 1.85 万人	214	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
新居町特定環境保全公共下水道事業(新居処理区)静岡県新居町	10年 継続中						地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
一宮市公共下水道事業(五条川右岸処理区)愛知県一宮市	その他	555	662	便益算定人口 7.22 万人	628	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	中部地方整備局 建設部都市整備課 (課長 岡井 裕治)
半田市公共下水道事業(衣浦西部処理区)愛知県半田市	その他	746	1,047	便益算定人口 12.34 万人	895	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
江南市公共下水道事業(五条川右岸処理区)愛知県江南市	その他	483	757	便益算定人口 9.30 万人	689	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	中部地方整備局 建設部都市整備課 (課長 岡井 裕治)
知多市公共下水道事業(衣浦西部処理区)愛知県知多市	10年 継続中	60	143	便益算定人口 1.45 万人	90	1.6	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
岩倉市公共下水道事業(五条川右岸処理区)愛知県岩倉市	10年 継続中	206	307	便益算定人口 3.18 万人	283	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	中部地方整備局 建設部都市整備課 (課長 岡井 裕治)
大口町公共下水道事業(五条川右岸処理区)愛知県大口町	その他	97	150	便益算定人口 1.22 万人	132	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	
扶桑町公共下水道事業(五条川右岸処理区)愛知県扶桑町	その他	487	271	便益算定人口 3.24 万人	255	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	中部地方整備局 建設部都市整備課 (課長 岡井 裕治)
阿久比町公共下水道事業(衣浦西部処理区)愛知県阿久比町	その他	64	216	便益算定人口 3.38 万人	194	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している等	継続	

東浦町公共下水道事業（衣浦西部処理区） 愛知県東浦町	10年 継続中	64	191	便益算定人口 3.25 万人	180	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	中部地方整備局 建設部都市整備課 （課長 岡井 裕治）
武豊町公共下水道事業（衣浦西部処理区） 愛知県武豊町	その他	160	319	便益算定人口 4.24 万人	289	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
矢作川・境川流域下水道事業（衣浦西部処理区） 愛知県	その他	455	1,916	便益算定人口 24.66 万人	1,647	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	本省都市・地域整備局 下水道部下水道事業課 （課長 小林 一明）
五条川右岸流域下水道事業五条川右岸処理区 愛知県	その他	900	2,270	便益算定人口 25.32 万人	2,093	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
尾西地方特定公共下水道管理組合特定公共下水道事業（尾西地方処理区） 愛知県尾西地方特定公共下水道管理組合	その他	69	93	便益算定人口 13.35 万人	52	1.8	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
四日市市朝明都市下水路 三重県四日市市	10年 継続中	61	119	便益算定面積 256 h a	65	1.8	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
亀山市公共下水道事業（南部処理区） 三重県亀山市	10年 継続中	377	561	便益算定人口 3.61 万人	429	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
亀山市公共下水道事業（東御幸第1排水区他） 三重県亀山市	10年 継続中	29	59	便益算定面積 1697 h a	32	1.8	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	中部地方整備局 建設部都市整備課 （課長 岡井 裕治）
菟野町公共下水道事業（北部処理区） 三重県菟野町	10年 継続中	476	861	便益算定人口 3.98 万人	552	1.6	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
菟野町公共下水道事業（菟野第1排水区他） 三重県菟野町	10年 継続中	25	103	便益算定面積 368 h a	33	3.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
河芸町豊津川都市下水路 三重県河芸町	10年 継続中	32	132	便益算定面積 150 h a	35	3.8	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
向日市公共下水道事業（桂川右岸処理区） 京都府向日市	10年 継続中	98	9.5	便益算定面積 767 h a	4.6	2.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
宇治田原町公共下水道事業（宇治田原処理区） 京都府宇治田原町	10年 継続中	161	176	便益算定人口 1.70 万人	161	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
京北町特定環境保全公共下水道事業（京北処理区） 京都府京北町	10年 継続中	54	3.1	便益算定人口 0.35 万人	3.0	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
三和町特定環境保全公共下水道事業（三和処理区） 京都府三和町	10年 継続中	37	2.8	便益算定人口 0.18 万人	2.7	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
大江町特定環境保全公共下水道事業（大江中部処理区） 京都府大江町	10年 継続中	30	5.1	便益算定人口 0.37 万人	4.8	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
網野町特定環境保全公共下水道事業（橘処理区） 京都府網野町	10年 継続中	56	3.9	便益算定人口 0.30 万人	3.6	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
大阪狭山市公共下水道事業（今池処理区） 大阪府大阪狭山市	10年 継続中	19	1.0	便益算定人口 0.25 万人	1.0	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
福美町公共下水道事業（国安川排水区） 兵庫県福美町	10年 継続中	12	0.30	便益算定面積 203 h a	0.22	1.4	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	近畿地方整備局 建設部都市整備課 （課長 新橋 寛泰）
播保川町特定環境保全公共下水道事業（播保川処理区） 兵庫県播保川町	10年 継続中	130	213	便益算定人口 1.61 万人	134	1.6	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
佐用町特定環境保全公共下水道事業（佐用処理区） 兵庫県佐用町	10年 継続中	67	4.4	便益算定人口 0.47 万人	2.9	1.5	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
日高町公共下水道事業（日高中央処理区） 兵庫県日高町	10年 継続中	269	170	便益算定人口 1.11 万人	169	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
村岡町特定環境保全公共下水道事業（村岡処理区） 兵庫県村岡町	10年 継続中	49	4.0	便益算定人口 0.33 万人	3.5	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
村岡町特定環境保全公共下水道事業（射添処理区） 兵庫県村岡町	10年 継続中	32	3.0	便益算定人口 0.21 万人	2.8	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
和歌山市公共下水道事業（北部処理区） 和歌山県和歌山市	10年 継続中	1,515	1,672	便益算定人口 14.40 万人	1,015	1.6	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
和歌山市費志都市下水路 和歌山県和歌山市	10年 継続中	150	8.9	便益算定面積 357 h a	5.7	1.6	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
智頭町特定環境保全公共下水道事業（智頭処理区） 鳥取県智頭町	10年 継続中	63	4.9	便益算定人口 0.41 万人	3.8	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
北条町特定環境保全公共下水道事業（北条処理区） 鳥取県北条町	10年 継続中	102	6.6	便益算定人口 0.63 万人	5.3	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
淀江町公共下水道事業（淀江処理区） 鳥取県淀江町	10年 継続中	132	8.9	便益算定人口 1.20 万人	7.7	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
日原町特定環境保全公共下水道事業（日原処理区） 鳥根県日原町	10年 継続中	21	30	便益算定人口 0.18 万人	24	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
木次町・三刀屋町公共下水道事業（木次・三刀屋排水区） 鳥根県木次町・三刀屋町公共下水道事務組	その他	18	1.1	便益算定面積 97 h a	0.86	1.2	地元情勢、自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
岡山市公共下水道事業（吉井川処理区） 岡山県岡山市	10年 継続中	175	186	便益算定人口 1.34 万人	144	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
岡山市特定環境保全公共下水道事業（中原処理区） 岡山県岡山市	10年 継続中	23	27	便益算定人口 0.14 万人	26	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
鴨方町公共下水道事業（鴨方処理区） 岡山県鴨方町	10年 継続中	272	295	便益算定人口 2.15 万人	252	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	中国地方整備局建設部 都市・住宅整備課 （課長 石崎 隆弘）
作東町特定環境保全公共下水道事業（江見処理区） 岡山県作東町	10年 継続中	71	63	便益算定人口 0.29 万人	62	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
三次市特定環境保全公共下水道事業（酒屋処理区） 広島県三次市	その他	7.2	0.95	便益算定人口 0.50 万人	0.68	1.4	地元情勢、自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
大穂町特定環境保全公共下水道事業（大穂処理区） 広島県大穂町	10年 継続中	95	8.5	便益算定人口 0.93 万人	6.0	1.4	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
大朝町特定環境保全公共下水道事業（大朝処理区） 広島県大朝町	その他	22	1.3	便益算定人口 0.09 万人	1.3	1.0	地元情勢、自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
大朝町特定環境保全公共下水道事業（新庄処理区） 広島県大朝町	その他	24	2.2	便益算定人口 0.18 万人	1.6	1.4	地元情勢、自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
吉田町公共下水道事業（吉田処理区） 広島県吉田町	10年 継続中	62	65	便益算定人口 0.55 万人	61	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
安芸津町公共下水道事業（安芸津処理区） 広島県安芸津町	10年 継続中	166	120	便益算定人口 1.10 万人	111	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
周南市（旧鹿野町）特定環境保全公共下水道（鹿野処理区） 山口県周南市	10年 継続中	-	-	-	-	-	-	評価 手続中	

橋町公共下水道事業（楠処理区） 山口県橋町	10年 継続中	78	81	便益算定人口 0.62 万人	71	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	中国地方整備局建設部 都市・住宅整備課 （課長 石崎 隆弘）
橋町公共下水道事業（船木第4排水区） 山口県橋町	10年 継続中		0.18	便益算定面積 17 ha	0.14	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
那賀川町公共下水道事業（平島処理区） 徳島県那賀川町	10年 継続中	77	78	便益算定人口 0.67 万人	60	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	四国地方整備局建設部 都市・住宅整備課 （課長 舟久保 敏）
海部町特定環境保全公共下水道事業（海部処理区） 徳島県海部町	10年 継続中	20	20	便益算定人口 0.16 万人	18	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
綾歌町特定環境保全公共下水道事業（大東川処理区） 香川県綾歌町	10年 継続中	47	5.6	便益算定人口 0.80 万人	4.7	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	九州地方整備局建設部 都市・住宅整備課 （課長 栗田 康正）
芸西町特定環境保全公共下水道事業（芸西処理区） 高知県芸西町	10年 継続中	69	70	便益算定人口 0.42 万人	69	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
小都市公共下水道事業（筑後川中流右岸処理区） 福岡県小都市	10年 継続中	329	435	便益算定人口 4.90 万人	303	1.4	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	九州地方整備局建設部 都市・住宅整備課 （課長 栗田 康正）
新宮町公共下水道事業（中央処理区） 福岡県新宮町	その他	152	235	便益算定人口 1.70 万人	186	1.3	地元情勢、自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
夜須町公共下水道事業（宝満川上流処理区） 福岡県夜須町	10年 継続中	179	212	便益算定人口 1.94 万人	183	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	九州地方整備局建設部 都市・住宅整備課 （課長 栗田 康正）
苜田町公共下水道事業（苜田処理区） 福岡県苜田町	10年 継続中	525	486	便益算定人口 4.15 万人	306	1.6	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
筑後川中流右岸流域下水道事業（筑後川中流右岸処理区） 福岡県	10年 継続中	400	1,055	便益算定人口 8.62 万人	739	1.4	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	本省都市・地域整備局 下水道部下水道事業課 （課長 小林 一朗）
富士町特定環境保全公共下水道事業（南部処理区） 佐賀県富士町	10年 継続中	50	3.4	便益算定人口 0.24 万人	3.0	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
有田町公共下水道事業（有田処理区） 佐賀県有田町	10年 継続中	240	152	便益算定人口 1.45 万人	138	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	九州地方整備局建設部 都市・住宅整備課 （課長 栗田 康正）
佐世保市中部市下水路 長崎県佐世保市	10年 継続中	7.5	12	便益算定面積 77 ha	9.4	1.3	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
郷ノ浦町公共下水道事業（北部・中央処理区） 長崎県郷ノ浦町	10年 継続中	60	78	便益算定人口 0.41 万人	65	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	九州地方整備局建設部 都市・住宅整備課 （課長 栗田 康正）
南関町特定環境保全公共下水道事業（南関処理区） 熊本県南関町	10年 継続中	44	3.1	便益算定人口 0.34 万人	2.6	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
零北町特定環境保全公共下水道事業（富岡処理区） 熊本県零北町	10年 継続中	78	5.2	便益算定人口 0.69 万人	4.2	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	九州地方整備局建設部 都市・住宅整備課 （課長 栗田 康正）
天草町特定環境保全公共下水道事業（高浜処理区） 熊本県天草町	その他	36	1.5	便益算定人口 0.16 万人	1.3	1.1	地元情勢、自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
小林市公共下水道事業（小林処理区） 宮崎県小林市	10年 継続中	194	151	便益算定人口 2.06 万人	149	1.0	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	九州地方整備局建設部 都市・住宅整備課 （課長 栗田 康正）
田野町公共下水道事業（中央処理区） 宮崎県田野町	10年 継続中	123	104	便益算定人口 1.25 万人	96	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
国富町公共下水道事業（国富処理区） 宮崎県国富町	10年 継続中	134	112	便益算定人口 1.67 万人	91	1.2	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	九州地方整備局建設部 都市・住宅整備課 （課長 栗田 康正）
牧園町特定環境保全公共下水道事業（高千穂処理区） 鹿児島県牧園町	10年 継続中	46	3.7	便益算定人口 0.71 万人	2.7	1.4	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	
知名町公共下水道事業（知名処理区） 鹿児島県知名町	10年 継続中	56	2.8	便益算定人口 0.38 万人	2.4	1.1	地元情勢、社会経済情勢及び自然環境条件等に大きな変化がなく、概ね計画通りであることから、順調に進捗している 等	継続	

【都市公園事業】
（直轄）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	便益（B）		費用 （C） （億円）	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 （担当課長名）
			総便益 （億円）	便益の主な根拠					
国営明石海峡公園 近畿地方整備局	再評価	1,100	2,587	直接利用価値（旅行費用法）： 1,749 間接利用価値（仮想市場法）： 839	1,250	2.1	・来園者の9割以上の方が満足と回答。 ・来園者の9割が再来園の意向を示す。 ・利用者からの高い評価	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 （課長 高梨 雅明）
印西総合公園 都市基盤整備公団	10年 継続中	105	540	誘致距離：15k m 誘致圏人口：148万人	179	3.0	・新世紀ちび5ヵ年計画及び印西市第一次基本計画に関連する重要な総合公園としての位置づけであり、当該事業の必要性に変化はない。 ・事業の実施は概ね予定通り進捗しており、今後も事業を推進する。	継続	

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	便益（B）		費用 （C） （億円）	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 （担当課長名）
			総便益 （億円）	便益の主な根拠					
緑ヶ丘公園 北海道苫小牧市	再々評価	113	596	誘致距離：20km 誘致圏人口：17.2万人	411	1.5	・事業の有効性・必要性は着手時から変化しておらず、また、事業の実施も計画的・段階的に進んでいるので、コスト削減を図りながら効率的に今後も事業を推進する	継続	
石狩川水系緑地 北海道旭川市	再々評価	54	128	誘致距離：20km 誘致圏人口：39.7万人	96	1.3	・事業の有効性・必要性は着手時から変化しておらず、また、事業の実施も計画的・段階的に進んでいるので、今後も事業を推進する	継続	
柳町公園 北海道釧路市	再々評価	13	299	誘致距離：20km 誘致圏人口：19.2万人	25	12.1	・事業の有効性・必要性は着手時から変化しておらず、また、事業の実施も計画的・段階的に進んでいるので、今後も事業を推進する	継続	北海道開発局 都市住宅課 （課長 相馬 和則）
根室総合運動公園 北海道根室市	再々評価	30	76	誘致距離：20km 誘致圏人口：4.9万人	43	1.8	・事業の有効性・必要性は着手時から変化しておらず、また、事業の実施も計画的・段階的に進んでいるので、今後も事業を推進する	継続	
緑ヶ丘公園 北海道帯広市	再々評価	20	106	誘致距離：20km 誘致圏人口：25.4万人	34	3.1	・事業の有効性・必要性は着手時から変化しておらず、また、事業の実施も計画的・段階的に進んでいるので、今後も事業を推進する	継続	
常呂川水系緑地 北海道北見市	再々評価	13	33	誘致距離：20km 誘致圏人口：15.3万人	29	1.1	・事業の有効性・必要性は着手時から変化しておらず、また、事業の実施も計画的・段階的に進んでいるので、今後も事業を推進する	継続	
御所湖広域公園 若手県	再々評価	104	462	誘致距離：40k m 誘致圏人口：55万人	191	2.4	・災害時における広域防災拠点となる防災公園である。 ・若手県総合計画に位置づけられている。 ・環境ふれあい公園として位置付けられた公園の整備である。	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 （課長 高梨 雅明）
中央公園 若手県盛岡市	再々評価	170	564	誘致距離：20k m 誘致圏人口：45万人	240	2.3	・災害時における広域避難地となる防災公園である。 ・第三次盛岡総合計画、盛岡市緑の基本計画に位置付けられている。	継続	
高松公園 若手県盛岡市	再々評価	24	713	誘致距離：6.0k m 誘致圏人口：23万人	146	4.9	・災害時における広域避難地となる防災公園である。 ・第三次盛岡総合計画、盛岡市緑の基本計画に位置付けられている。 ・環境ふれあい公園として位置付けられた公園の整備である。	継続	東北地方整備局 都市住宅整備課 （課長 田中 政幸）
日居城野運動公園 若手県花巻市	再々評価	115	256	誘致距離：10k m 誘致圏人口：10万人	116	2.2	・花巻市振興発展計画、花巻市緑の基本計画に位置付けられている。 ・市民が発起人となって整備を行った公園である。	継続	
一戸町総合運動公園 若手県一戸町	再々評価	28	53	誘致距離：20k m 誘致圏人口：7万人	46	1.1	・一戸町総合開発計画に位置付けられている。	継続	
滝沢村総合公園 若手県滝沢村	再々評価	67	440	誘致距離：10k m 誘致圏人口：11万人	125	3.5	・滝沢村総合計画に位置付けられている。	継続	
能代河畔公園 秋田県能代市	再々評価	91	144	誘致距離：3k m 誘致圏人口：3.1万人	130	1.1	・第四次能代市総合計画後期基本計画に位置付けられている。	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 （課長 高梨 雅明）
一つ森公園 秋田県秋田市	再々評価	55	120	誘致距離：18k m 誘致圏人口：38.3万人	62	2.0	・第10次秋田市総合計画、秋田市緑の基本計画に位置付けられている。	継続	東北地方整備局 都市住宅整備課 （課長 田中 政幸）

加瀬沼公園 宮城県	再々評価	88	218	誘致距離：12k m 誘致圏人口：15万人	125	1.7	・宮城県土木行政推進計画に位置付けられている。 加瀬沼を中心とした良好な緑生の保全・活用を図る。	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
中央公園 宮城県多賀城市	10年 継続中	25	67	誘致距離：4k m 誘致圏人口：6.2万人	26	2.6	・多賀城市長期総合計画、緑の基本計画に位置付けられている。	継続	
会津総合運動公園 福島県会津若松市	再々評価	163	676	誘致距離：15k m 誘致圏人口：27万人	232	2.9	・災害時における広域避難地となる防災公園である。 会津若松市長期総合計画、緑の基本計画等に位置付けられている。	継続	
21世紀の森公園 福島県いわき市	再々評価	244	328	誘致距離：39k m 誘致圏人口：61万人	316	1.0	・災害時における広域避難地となる防災公園である。 いわき市新・総合計画、いわき市緑の基本計画等に位置付けられている。 ・環境ふれあい公園として位置付けられた公園の整備である。	継続	東北地方整備局 都市住宅整備課 (課長 田中 政孝)
三崎公園 福島県いわき市	再々評価	81	241	誘致距離：39k m 誘致圏人口：61万人	102	2.4	・いわき市新・総合計画、いわき市緑の基本計画、いわき市地域防災計画に位置付けられている。 ・環境ふれあい公園として位置付けられた公園の整備である。	継続	
翠ヶ丘公園 福島県須賀川市	再々評価	38	137	誘致距離：15k m 誘致圏人口：46万人	85	1.6	・災害時における一次避難地となる防災公園である。 ・緑の基本計画に位置付けられている。 ・環境ふれあい公園として位置付けられた公園の整備である。	継続	
偕楽園公園 茨城県	10年 継続中	166	362	誘致距離：40km 誘致圏人口：138万人	241	1.5	・大規模公園の整備 ・都市公園等一体整備促進事業等	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
古河総合公園 茨城県古河市	10年 継続中	66	105	誘致距離：15km 誘致圏人口：138万人	101	1.0	・地域ルネッサンス公園の整備 ・管理への住民参加	継続	
笠間市総合公園 茨城県笠間市	再々評価	49	63	誘致距離：15km 誘致圏人口：22万人	59	1.0	・災害時における一次避難地となる防災公園 ・都市基幹公園の整備	継続	
大室公園 群馬県前橋市	再々評価	50	124	誘致距離：15km 誘致圏人口：74万人	75	1.6	・緑の基本計画に位置づけ ・都市基幹公園の整備	継続	
多々良沼公園 群馬県館林市	再々評価	28	67	誘致距離：15km 誘致圏人口：78万人	30	2.2	・緑のマスタープラン又は都道府県広域緑地計画に位置づけ ・都市基幹公園の整備	継続	関東地方整備局 都市住宅整備課 (課長 東 智徳)
富岡北部運動公園 群馬県富岡市	10年 継続中	81	103	誘致距離：13km 誘致圏人口：43万人	77	1.3	・緑の基本計画に位置づけ ・都市基幹公園の整備	継続	
羊山公園 埼玉県秩父市	再々評価	28	168	誘致距離：15km 誘致圏人口：24万人	80	2.0	・緑の基本計画に位置づけ ・都市基幹公園の整備	継続	
伊奈町運動公園 埼玉県伊奈町	再々評価	27	188	誘致距離：20km 誘致圏人口：341万人	70	2.6	・緑の基本計画に位置づけ ・都市基幹公園の整備	継続	
柏の葉公園 千葉県	再々評価	673	978	誘致距離：25km 誘致圏人口：790万人	795	1.2	・災害時における広域避難地となる防災公園 ・大規模公園の整備	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
21世紀の森と広場 千葉県松戸市	再々評価	424	521	誘致距離：15km 誘致圏人口：456万人	434	1.2	・緑の基本計画への位置づけ ・都市基幹公園の整備	継続	
四街道総合公園 千葉県四街道市	再々評価	80	136	誘致距離：15km 誘致圏人口：163万人	96	1.4	・都市基幹公園の整備 ・その他の防災に資する公園	継続	
北五井緑道 千葉県市原市	再々評価	70	278	誘致距離：4.0km 誘致圏人口：14万人	71	3.9	・緑道緑地、緑道、地区公園の整備 ・緑のマスタープラン又は都道府県広域緑地計画に位置づけ	継続	
白鷺西公園 東京都	再々評価	221	856	誘致距離：7.0km 誘致圏人口：238万人	678	1.2	・災害時における広域避難地となる防災公園 ・複数種類の災害応急対策施設	継続	関東地方整備局 都市整備課 (課長 東 智徳)
西新井公園 東京都足立区	再々評価	285	420	誘致距離：1.5km 誘致圏人口：34万人	63	6.6	・緑の基本計画に位置づけ ・都市基幹公園の整備	継続	
立川公園 東京都立川市	再々評価	171	287	誘致距離：7.0km 誘致圏人口：77万人	240	1.2	・災害時における広域避難地となる防災公園 ・都市基幹公園の整備	継続	
前原公園 東京都柏江市	10年 継続中	39	385	誘致距離：3.0km 誘致圏人口：7.4万人	61	6.2	・災害時における一次避難地となる防災公園 ・都市公園等一体整備促進事業	継続	
津久井湖城山公園 神奈川県	10年 継続中	111	166	誘致距離：15km 誘致圏人口：180万人	139	1.1	・大規模公園の整備 ・緑の基本計画に位置づけ	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
小田原こどもの森公園 神奈川県小田原市	10年 継続中	47	103	誘致距離：15km 誘致圏人口：44万人	80	1.2	・緑の基本計画に位置づけ ・都市基幹公園の整備	継続	関東地方整備局 都市整備課 (課長 東 智徳)
麻溝公園 神奈川県相模原市	再々評価	366	247	誘致距離：15km 誘致圏人口：539万人	166	1.4	・災害時における広域防災活動拠点となる防災公園 ・健康運動施設整備事業	継続	
桂川ウエルネスパーク 山梨県	10年 継続中	122	175	誘致距離：33km 誘致圏人口：73万人	149	1.1	・大規模公園の整備 ・計画設計への住民参加	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
千塚公園 山梨県甲府市	再々評価	31	327	誘致距離：1.5km 誘致圏人口：3.1万人	36	8.9	・災害時における一次避難地となる防災公園 ・D I D 区域内	継続	
都留市総合運動公園 山梨県都留市	再々評価	49	79	誘致距離：4.0km 誘致圏人口：9.9万人	55	1.4	・都市基幹公園の整備 ・災害時における一次避難地となる防災公園	継続	
秋山川すももの郷公園 山梨県南アルプス市	10年 継続中	7.9	21	誘致距離：3.0km 誘致圏人口：1.7万人	10	2.0	・災害時における一次避難地となる防災公園 ・歩いて行ける範囲の公園(近隣・地区公園ゼロ地域)	継続	
河口湖総合公園 山梨県富士河口湖町	再々評価	53	73	誘致距離：4.0km 誘致圏人口：8.1万人	58	1.2	・都市基幹公園の整備 ・観光等地域活性化への貢献	継続	関東地方整備局 都市整備課 (課長 東 智徳)
岡谷湖畔公園 長野県岡谷市	再々評価	25	286	誘致距離：3.0km 誘致圏人口：1.9万人	24	11.8	・産業廃棄物処理事業との連携事業 ・下水処理場、河川敷等の有効利用	継続	
飯綱山公園 長野県小諸市	10年 継続中	40	42	誘致距離：1.5km 誘致圏人口：1.3万人	24	1.7	・地域活性化拠点公園 ・緑のマスタープランに位置づけ	継続	
花島公園 千葉県千葉市	再々評価	251	381	誘致距離：15km 誘致圏人口：217万人	287	1.3	・災害時における広域避難地となる防災公園 ・緑の基本計画に位置付けられている	継続	
生田緑地 神奈川県川崎市	10年 継続中	208	384	誘致距離：15km 誘致圏人口：793万人	334	1.1	・緑の基本計画に位置づけ ・環境ふれあい公園	継続	
等々力緑地 神奈川県川崎市	再々評価	567	572	誘致距離：15km 誘致圏人口：730万人	499	1.1	・緑の基本計画に位置づけ ・災害時における広域防災拠点となる防災公園	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
菅生緑地 神奈川県川崎市	再々評価	86	308	誘致距離：15km 誘致圏人口：731万人	154	2.0	・緑の基本計画に位置づけ ・緑道緑地の整備	継続	関東地方整備局 都市整備課 (課長 東 智徳)
横浜動物の森公園 神奈川県横浜市	再々評価	1,037	2,454	誘致距離：40km 誘致圏人口：2,237万人	1,724	1.4	・緑の基本計画に位置づけ ・ゆったりトイレ緊急整備事業	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
見沼通船公園 埼玉県さいたま市	再々評価	80	77	誘致距離：15km 誘致圏人口：512万人	75	1.0	・カントリーパーク ・古都保存法、文化財保護法等に基づく指定地及び周辺の保存・活用	継続	関東地方整備局 都市整備課 (課長 東 智徳)
紫雲寺記念公園 新潟県	再々評価	110	182	誘致距離：40.0k m 誘致圏人口：104.6万人	176	1.0	・H21国体会場であり、前回評価時から社会的経済状況の変化がなく、今後も事業計画に基づき事業を推進する。	継続	
奥只見レクリエーション都市公園 新潟県	-	-	-	-	-	-	-	-	
奥只見レクリエーション都市公園(浦佐地域) 新潟県	再々評価	75	112	誘致距離：40.0k m 誘致圏人口：64.3万人	95	1.2	・前回評価時から社会的経済状況の変化がなく、今後も事業計画に基づき事業を推進する。	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
奥只見レクリエーション都市公園(道光・根小屋地域) 新潟県	再々評価	19	24	誘致距離：40.0k m 誘致圏人口：69.5万人	22	1.1	・前回評価時から社会的経済状況の変化はない。整備計画を15.7haから11.4haに変更し、全体事業費を33.6億円から19.1億円に変更して事業を推進する。	継続	
大湯水と森公園 新潟県	再々評価	69	91	誘致距離：40k m 誘致圏人口：48.8万人	85	1.1	・前回評価時から社会的経済状況の変化がなく、今後も事業計画に基づき事業を推進する。	継続	
月岡公園 新潟県堀之内町	再々評価	21	29	誘致距離：30k m 誘致圏人口：69.5万人	27	1.1	・前回評価時から社会的経済状況の変化がなく、今後も事業計画に基づき事業を推進する。	継続	北陸地方整備局 都市住宅整備課 (課長 田村 英之)
秋葉公園 新潟県新潟市	再々評価	39	75	誘致距離：15.0k m 誘致圏人口：28.9万人	73	1.0	・前回評価時から社会的経済状況の変化がなく、今後も事業計画に基づき事業を推進する。	継続	

富山県富岩運河環水公園 富山県	再々評価	124	168	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：59.7万人	168	1.0	・広域避難地に位置づけられており、該当事業の必要性に変化はない。	継続	北陸地方整備局 都市住宅整備課 (課長 田村 英之)
呉羽山公園 富山県富山市	再々評価	106	459	誘致距離：38.8 km 誘致圏人口：110.3万人	459	5.3	・富山市の「みどりの基本計画」に位置づけられており、該当事業の必要性に変化はない。	継続	
魚津運動公園 富山県魚津市	再々評価	59	104	誘致距離：13.7 km 誘致圏人口：16.3万人	104	1.1	・魚津市の「みどりの基本計画」に位置づけられており、該当事業の必要性に変化はない。	継続	
水見運動公園 富山県水見市	再々評価	14	130	誘致距離：13.7 km 誘致圏人口：30.1万人	130	3.0	・水見市の「みどりの基本計画」に位置づけられており、該当事業の必要性に変化はない。	継続	
丸山総合公園 富山県上市町	再々評価	40	47	誘致距離：13.7 km 誘致圏人口：10.0万人	47	1.6	・上市町の「みどりの基本計画」に位置づけられており、該当事業の必要性に変化はない。	継続	
立山町総合公園 富山県立山町	再々評価	32	66	誘致距離：13.7 km 誘致圏人口：42.0万人	66	1.2	・立山町の「みどりの基本計画」に位置づけられており、該当事業の必要性に変化はない。	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
桜ヶ池公園 富山県城端町	再々評価	12	34	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：5.6万人	34	1.6	・城端町の「みどりの基本計画」に位置づけられており、該当事業の必要性に変化はない。	継続	
能登歴史公園 石川県	再々評価	63	30	誘致距離：38.8 km 誘致圏人口：25.2万人	21	1.4	・事業を巡る情勢等に特段の変化が無く、順調に進捗している。	継続	
木場湯公園 石川県	再々評価	120	178	誘致距離：38.8 km 誘致圏人口：102.2万人	160	1.1	・事業を巡る情勢等に特段の変化が無く、順調に進捗している。	継続	
平成記念公園 岐阜県	再々評価	226	324	誘致距離：38.8 km 誘致圏人口：634万人	224	1.5	・県の「県政の指針」に位置付けがあり、上位計画に変更はない。 ・県下の道の駅・観光の総合情報センターとしての役割をもつ複合施設として整備。 ・町の総合計画「飛騨プラン21」に位置付けがあり、上位計画に変更はない。 ・県の防災拠点として緊急ヘリポートとして位置付けられている。	継続	
朝倉公園 岐阜県垂井町	再々評価	36	53	誘致距離：20 km 誘致圏人口：12.4万人	49	1.1		継続	中部地方整備局 公園緑地課 (課長 岡井 祐治)
四ツ池公園 静岡県浜松市	再々評価	50	1,168	誘致距離：13.7 km 誘致圏人口：92.6万人	138	8.5	・市の緑の基本計画に位置付けられている。 ・市の総合計画に位置付けがあり、上位計画に変更はない。	継続	
佐鳴湖公園 静岡県浜松市	再々評価	78	304	誘致距離：86.5 km 誘致圏人口：15万人	205	1.5	・市の緑の基本計画に位置付けられている。 ・市の総合計画に位置付けがあり、上位計画に変更はない。	継続	
蛸巻運動公園 静岡県沼津市	再々評価	64	340	誘致距離：84.3 km 誘致圏人口：20万人	310	1.1	・市の緑の基本計画に位置付けられている。 ・市の総合計画に位置付けがあり、上位計画に変更はない。	継続	
原田公園 静岡県富士市	再々評価	40	219	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：8.3万人	49	4.5	・市の緑の基本計画に位置付けられている。 ・市の総合計画に位置付けがあり、上位計画に変更はない。	継続	
比奈公園 静岡県富士市	10年 継続中	101	63	誘致距離：15 km 誘致圏人口：70.2万人	59	1.1	・市の緑の基本計画に位置付けられている。 ・市の総合計画に位置付けがあり、上位計画に変更はない。	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
小幡緑地 愛知県	再々評価	418	4,149	誘致距離：38.8 km 誘致圏人口：778.8万人	544	7.6	・愛知県広域緑地計画に位置付けられている。 ・県の都市計画区域マスタープランに位置付けがあり、上位計画に変更はない。	継続	
牧野ヶ池緑地 愛知県	再々評価	208	4,303	誘致距離：38.8 km 誘致圏人口：766.2万人	342	12.6	・愛知県広域緑地計画に位置付けられている。 ・県の都市計画区域マスタープランに位置付けがあり、上位計画に変更はない。	継続	
市民四季の森 愛知県小牧市	再々評価	67	182	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：169.4万人	152	1.2	・市の緑の基本計画に位置付けられている。 ・市の総合計画に位置付けがあり、上位計画に変更はない。	継続	
大野極楽寺公園 愛知県一宮市	10年 継続中	58	108	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：183.8万人	82	1.3	・市の緑の基本計画に位置付けられている。 ・市の総合計画に位置付けがあり、上位計画に変更はない。	継続	
蘇南公園 愛知県江南市	再々評価	30	49	誘致距離：13.7 km 誘致圏人口：166万人	41	1.2	・市の緑の基本計画に位置付けられている。 ・市の総合計画に位置付けがあり、上位計画に変更はない。	継続	中部地方整備局 都市整備課 (課長 岡井 祐治)
柿田公園 愛知県安城市	再々評価	25	156	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：3.3万人	42	3.7	・市の緑の基本計画に位置付けられている。 ・市の総合計画に位置付けがあり、上位計画に変更はない。	継続	
岡崎中央総合公園 愛知県岡崎市	再々評価	433	691	誘致距離：40.0 km 誘致圏人口：565.4万人	611	1.1	・市の緑の基本計画に位置付けられている。 ・市の総合計画に位置付けがあり、上位計画に変更はない。	継続	
枝下緑道 愛知県豊田市	再々評価	135	203	誘致距離：0.8 km 誘致圏人口：2.7万人	140	1.5	・市の緑の基本計画に位置付けられている。 ・市の総合計画に位置付けがあり、上位計画に変更はない。	継続	
白谷海浜公園 愛知県田原市	10年 継続中	66	88	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：6.6万人	77	1.1	・市の緑の基本計画に位置付けられている。 ・市の総合計画に位置付けがあり、上位計画に変更はない。	継続	
北勢中央公園 三重県四日市市	再々評価	167	256	誘致距離：38.8 km 誘致圏人口：80.5万人	234	1.1	・県の総合計画「三重のくにづくり宣言」、及び広域緑地計画にその整備が位置づけられ、上位計画に変更はない。 ・社会状況、住民ニーズの変化により、従来にも増して自然環境の中での健康増進や生涯学習の場の必要性が高まっており、その重要度は増している。	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
大仏山公園 三重県明和町	再々評価	65	159	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：40.1万人	142	1.1	・県の総合計画である「三重のくにづくり宣言」、及び広域緑地計画にその整備が位置づけられ、上位計画に変更はない。 ・古墳等の跡や自然環境を活かした公園を整備することは、地域住民に対して従来にも増して必要性が高まっている。	継続	
南部丘陵公園 三重県四日市市	再々評価	60	640	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：17.9万人	117	5.5	・市の総合計画及び緑の基本計画に位置づけられている。 ・近隣の住宅団地をほしめとする市南部の住民に自然を活かした緑のオープンスペースを提供するという目的の重要度は今も変わらない。 ・市の総合計画に主要施設として位置づけられており、早期供用開始が求められている。 ・事業着手当時（平成6年）と当市の人口は増加傾向にあり、また近隣にある程度の広場の施設が少ないことから、当公園の必要性は増している。	継続	
深谷公園 三重県鈴鹿市	10年 継続中	14	25	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：44.5万人	20	1.2	・事業着手当時（昭和54年）と比べると市の人口は減少しているが、当公園の近隣人口は、宅地開発等により増加傾向にある。 ・他地域から学生をはじめとする合宿等が多く、スポーツを通じて交流人口は増加しており、当公園の必要性は増している。	継続	
山崎運動公園 三重県熊野市	再々評価	44	95	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：4.5万人	66	1.5	・町の総合計画に隣接する新庁舎と福祉施設と合わせて、町の中核をなすエリアとしての位置付けをもつ。 ・近隣の大規模宅地開発や国道バイパスの整備により、公園利用者の増加が見込まれる。	継続	
河芸町民の森 三重県河芸町	再々評価	37	178	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：46.7万人	80	2.2		継続	中部地方整備局 都市整備課 (課長 岡井 祐治)
安濃中央総合公園 三重県安濃町	再々評価	86	147	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：51.8万人	111	1.3	・町のマスタープランに主要施設として位置づけられ、早期完成が求められている。 ・町の唯一の大規模運動施設として、その利用度は高く、近年求められている自然環境による「憩い」「やすらぎ」の場を提供する場所として今後も重要である。	継続	
天白公園 愛知県名古屋市区	再々評価	353	567	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：328.1万人	288	2.0	・市の緑の基本計画に位置付けられている。 ・市の総合計画「名古屋新世紀計画2010」に位置付けがあり、上位計画に変更はない。	継続	
日野川緑地 福井県鯖江市	10年 継続中	11	26	誘致距離：15 km 誘致圏人口：44.3万人	8.0	3.3	・町村地域防災計画に広域避難地として位置づけられている。 ・密集市街地における水と緑のオープンスペースとしての機能	継続	
茶臼山公園 滋賀県大津市	再々評価	58	351	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：3.4万人	83	4.2	・重大な影響のある周辺の類似施設の整備状況及び関連する他事業等の進捗状況の変化もなく、必要性に変更はない。	継続	
千鳥ヶ丘公園 滋賀県彦根市	再々評価	24	56	誘致距離：20 km 誘致圏人口：39万人	37	1.5	・貴重な樹林地の保全に努め、早期完了に向け整備戦略をたて、コスト削減に努めつつ緑の空間としての維持管理を適正に行うことに従い、事業計画を見直し早期完了を図ることが妥当と判断し、当該事業の必要性に変化はない。	継続	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 新開 寛哉)
荒神山公園 滋賀県彦根市	再々評価	38	66	誘致距離：20 km 誘致圏人口：45万人	54	1.2	・公園計画区域及び周辺の自然的環境、重大な影響のある周辺の類似施設の整備状況及び関連する他事業等の進捗状況の変化もなく、必要性には変更はない。	継続	
神照運動公園 滋賀県長浜市	再々評価	68	443	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：4.9万人	89	4.9	・当公園は市民のスポーツ・レクリエーション需要に応える長浜市唯一の運動公園であり、住民の健康維持増進と公共の福祉の寄与に資するものであり、今後の整備の期待も大きいと考えられることから、早期完了を図ることが妥当と判断し、当該事業の必要性に変化はない。	継続	
布引運動公園 滋賀県八日市市	再々評価	62	95	誘致距離：20 km 誘致圏人口：70万人	94	1.0	・社会経済情勢の特段の変化もなく、重大な影響のある周辺の類似施設の整備状況及び関連する他事業等の進捗状況の変化もなく、必要性には変更はない。	継続	
弾正公園 滋賀県草津市	10年 継続中	29	544	誘致距離：6 km 誘致圏人口：25万人	49	10.9	・上位計画である「きふハイ・プラン21」の中で当該事業の整備促進を位置づけられており、湖岸道路の開通により本公園へのアクセスが向上した。自然的環境等の特段の変化はなく、当該事業の必要性に変更はない。	継続	
口ぐ八公園 滋賀県草津市	10年 継続中	65	199	誘致距離：20 km 誘致圏人口：160万人	131	1.5	・今後の整備にあたっては公園内外の貴重な保全と口ぐ八池の水質保全を図りつつ、住民などの協働により早期の整備を完了することが妥当と判断し、当該事業の必要性に変更はない。	継続	

福知山城公園 京都府福知山市	再々評価	63	64	誘致距離：3.0km 誘致圏人口：4.5万人	32	1.9	・市民の憩いの場・観光地点の一つとして多くの市民や観光客に親しまれており、歴史的景観にも配慮した市街地中心部のランドマーク的な公園としてその役割を果たしているところである。今後も公園施設を供用しながら、早期完成に向けた継続的な事業推進が必要であり、当該事業の必要性に変更はない。	継続	
三段池公園 京都府福知山市	再々評価	112	224	誘致距離：15.0km 誘致圏人口：13.8万人	119	2.0	・福知山市の基幹的な都市公園の一つであるとともに、全市植物園化構想の実現に向けた情報発信基地として整備が進められている。また、文化・スポーツ・レクリエーションの活動拠点として、福知山市のみならず近隣市町の住民の期待に応えるためにも、早期完成にむけた継続が必要であり、当該事業の必要性に変更はない。	継続	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 新階 寛恭)
綾部総合運動公園 京都府綾部市	再々評価	21	42	誘致距離：15.0km 誘致圏人口：9.8万人	41	1.0	・自然環境の変化、上位計画の変更、周辺施設の整備状況ともいずれも変更してあらず、当該事業の必要性に変更はない。	継続	
丹波自然運動公園 京都府	再々評価	63	316	誘致距離：39.0km 誘致圏人口：271万人	253	1.3	・平成13年1月に新京都府総合計画が策定され、本公園はリニューアル・バリアフリー化を推進するものとして位置づけられた。子どもの広場等の再整備を必要とする施設から順次進め、事業の早期完成を目指すことから、当該事業の必要性に変更はない。	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
阿蘇シーサイドパーク 京都府若狹町	再々評価	31	43	誘致距離：3.0km 誘致圏人口：0.9万人	39	1.1	・本公園事業については、経済的に長引く不況下ではあるが、町民の長期にわたる要望の実現に向けて、公園施設の整備がようやく始まったところで、早期完成に向けて、今後も事業を継続していく必要があることから、当該事業の必要性に変更はない。	継続	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 新階 寛恭)
八丁浜シーサイドパーク 京都府網野町	再々評価	25	41	誘致距離：15.0km 誘致圏人口：6.6万人	31	1.2	・本公園は、浅茂川海岸コースタルコミュニティ・ゾーン整備計画(国土交通省認定)の中核施設として位置づけられていて、町民に親しまれる公園の完成を目指し、事業を進捗しているものであることから、当該事業の必要性に変更はない。	継続	
山田池公園 大阪府	再々評価	506	350	誘致距離：15.0km 誘致圏人口：498万人	331	1.1	・大阪府広域緑地計画において位置づけられており、大阪府防災公園マニュアルを策定し、これらに基づき防災公園として整備を図る。公園の整備計画に大きく影響を与える事情は変化してあらず、当該事業の必要性に変更はない。	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
深北緑地 大阪府	再々評価	190	423	誘致距離：15.0km 誘致圏人口：654万人	153	2.8	・上位計画、社会経済情勢に大きな変化はなく、当該事業の必要性には変化はない。今後も府民のニーズに対応し、障害者・高齢者をはじめ誰もが利用できるような公園施設の整備に努め、今後も事業を進捗していくものであることから、当該事業の必要性に変更はない。	継続	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 新階 寛恭)
大泉緑地 大阪府	再々評価	677	548	誘致距離：15.0km 誘致圏人口：527万人	495	1.1	・上位計画、社会経済情勢に大きな変化はなく、当該事業の必要性には変化はない。今後も府民のニーズに対応し、障害者・高齢者をはじめ誰もが利用できるような公園施設の整備に努め、今後も事業を進捗していくものであることから、当該事業の必要性に変更はない。	継続	
蜻蛉池公園 大阪府	再々評価	557	355	誘致距離：15.0km 誘致圏人口：191万人	330	1.1	・上位計画、社会経済情勢に大きな変化はなく、当該事業の必要性には変化はない。今後も府民のニーズに対応し、障害者・高齢者をはじめ誰もが利用できるような公園施設の整備に努め、今後も事業を進捗していくものであることから、当該事業の必要性に変更はない。	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
せんなん里海公園 大阪府	再々評価	99	142	誘致距離：38.8km 誘致圏人口：1.9万人	109	1.0	・上位計画、社会経済情勢に大きな変化はなく、当該事業の必要性には変化はない。今後も府民のニーズに対応し、障害者・高齢者をはじめ誰もが利用できるような公園施設の整備に努め、今後も事業を進捗していくものであることから、当該事業の必要性に変更はない。	継続	
東誼公園 大阪府大東市	再々評価	24	44	誘致距離：1.5km 誘致圏人口：1.9万人	32	1.4	・本公園は、市民に身近に親しめる多様なレクリエーション空間機能として利用し、自然、環境、地域コミュニティの場として環境保全、景観等を形成するとともに、先般の大震災の被災者踏まえ、避難地としての機能や延焼防止を持つ防災公園として評価され、本公園においても特に密集地における災害時等の一時避難地として計画されており、本工事を継続し緊急に整備する必要があることから、当該事業の必要性に変更はない。	継続	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 新階 寛恭)
南郷公園 大阪府大東市	再々評価	32	60	誘致距離：1.5km 誘致圏人口：1.7万人	35	1.7	・本公園は、住居が混在している工業地域内にあり、数少ない公共ゾーンとして運動広場等、市民の活動が出来る広場で、住環境に配慮したリフレッシュ効果が期待される。都市景観形成機能の向上を図るとともに、市街地の大規模な再開発、避難地としての機能や延焼防止効果を持つ防災公園として評価され、本公園整備において災害時の一時避難地として計画されており本事業を継続し緊急に整備する必要があることから、当該事業の必要性に変更はない。	継続	
有馬富士公園 兵庫県	再々評価	561	756	誘致距離：15km 誘致圏人口：35万人	368	2.1	・上位計画、社会経済情勢に大きな変化はなく、当該事業の必要性には変化はない。今後も府民のニーズに対応し、障害者・高齢者をはじめ誰もが利用できるような公園施設の整備に努め、今後も事業を進捗していくものであることから、当該事業の必要性に変更はない。	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
小川公園 兵庫県姫路市	再々評価	34	80	誘致距離：1.5km 誘致圏人口：2.3万人	22	3.6	・利用圏内の市街化状況、人口推移等、社会経済情勢の特段の変化は無く、当該事業の必要性には変化はない。本公園周辺部は、近年急速に発展している地域であり、良好な住宅環境整備と都市機能の維持促進をはかるため、本事業の実施を行うことが妥当であると判断し、当該事業の必要に変更はない。	継続	
垣内公園 兵庫県姫路市	再々評価	26	69	誘致距離：1.5km 誘致圏人口：2.6万人	25	2.7	・利用圏内の市街化状況、人口推移等、社会経済情勢の特段の変化は無く、当該事業の必要性には変化はない。本公園周辺部は、土地区画整理事業が施行済みで、市街化が進んでいるため、より速やかな施設整備を実施することが求められ、本事業の実施を行うことが妥当であると判断し、当該事業の必要に変更はない。	継続	
小坂公園 兵庫県姫路市	再々評価	45	64	誘致距離：1.5km 誘致圏人口：3.4万人	29	2.2	・利用圏内の市街化状況、人口推移等、社会経済情勢の特段の変化は無く、当該事業の必要性には変化はない。本公園周辺部は、近年急速に発展している地域であり、良好な住宅環境整備と都市機能の維持促進をはかるため、本事業の実施を行うことが妥当であると判断し、当該事業の必要に変更はない。	継続	
桜山公園 兵庫県姫路市	再々評価	103	121	誘致距離：1.5km 誘致圏人口：4.0万人	65	1.9	・利用圏内の市街化状況、人口推移等、社会経済情勢の特段の変化は無く、当該事業の必要性には変化はない。昔ゾーンの目的に適した特色ある施設を配置していくが、整備状況にも大きな変化が無く、当該事業の必要に変更はない。	継続	
赤穂城跡公園 兵庫県赤穂市	再々評価	75	92	誘致距離：1.5km 誘致圏人口：2.5万人	52	1.8	・利用圏内の市街化状況、人口推移等、社会経済情勢の特段の変化は無く、当該事業の必要性には変化はない。	継続	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 新階 寛恭)
稲美中央公園 兵庫県稲美町	再々評価	44	65	誘致距離：1.5km 誘致圏人口：1.0万人	38	1.7	・利用圏内の市街化状況、人口推移等、社会経済情勢の特段の変化は無く、当該事業の必要性には変化はない。本公園周辺部は、近年急速に発展している地域であり、良好な住宅環境整備と都市機能の維持促進をはかるため、本事業の実施を行うことが妥当であると判断し、当該事業の必要に変更はない。	継続	
古市公園 奈良県奈良市	10年 継続中	14	172	誘致距離：1.5km 誘致圏人口：2.3万人	14	12.0	・利用圏内の人口の推移等に特段の変化はなく、事業を巡る社会経済情勢等の変化はない。	継続	
橿原運動公園 奈良県橿原市	再々評価	270	329	誘致距離：15km 誘致圏人口：110万人	290	1.1	・事業を巡る社会経済情勢等に特段の変化なく、平成15年には橿原市新総合計画に位置づけられ、また、緑の基本計画にも位置づけられており、市内唯一の総合公園として、都市化の進展・余暇時間の増大等に伴い、増加しつつある市民の日常的スポーツと各種レクリエーションの場として、事業の必要性には変化はない。	継続	
三郷中央公園 奈良県三郷町	再々評価	70	111	誘致距離：3.0km 誘致圏人口：9.8万人	108	1.0	・当該公園は、三郷町の中心市街地にあり、宅地開発等により、オープンスペースは減少しているものの公園の整備計画に多大な影響を及ぼす自然環境等の特段の変化はなく、町長期総合基本計画及び緑のマスタープラン等に位置づけられており、事業の必要性には変化はない。	継続	
鶴見緑地 大阪府大阪市	再々評価	3,212	1,649	誘致距離：11.7km 誘致圏人口：583万人	1483	1.1	・「鶴見緑地整備基本計画」に基づき、咲くやこの花館をはじめとする存置施設を活かした賑わいのある「プラザゾーン」内の未整備エリアに着手し鋭意整備を進め、早期完成を目指すことより、当該事業の必要性に変更はない。	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
日峯大神子広域公園 徳島県	再々評価	103	335	誘致距離：39km 誘致圏人口：82万人	144	2.3	・市街地に残された風致地区や鳥獣保護区に指定されている豊かな自然の保全を基調とした整備に変更はなく、事業の必要性には変化はない。・市街化状況、上位計画等の社会経済情勢に特段の変化はなく、事業の必要性には変化はない。	継続	
鳴門ウチノ海総合公園 徳島県	10年 継続中	130	198	誘致距離：15km 誘致圏人口：44万人	155	1.3	・市街化状況、上位計画等の社会経済情勢に特段の変化はなく、事業の必要性には変化はない。また、事業完了まで1年を残すのみとなっている。	継続	四国地方整備局 都市住宅整備課 (課長 内久保 敬)
ドイツ村公園 徳島県鳴門市	再々評価	30	43	誘致距離：15km 誘致圏人口：53万人	38	1.1	・市街化状況、上位計画等、公園の整備計画に重大な影響を与える変化はなく、事業の必要性には変化はない。	継続	

高松市東部運動公園 香川県高松市	10年 継続中	229	218	誘致距離：50 km 誘致圏人口：102万人	203	1.1	・運動施設、レクリエーション施設等の周辺の類似施設の整備状況は変化してあらず、当該事業の必要性に変化はない ・緑の基本計画の位置づけ、また地域防災計画により位置づけられた防災公園であることに変更はない	継続	四国地方整備局 都市住宅整備課 (課長 舟久保 敬)
丸亀市総合運動公園 香川県丸亀市	10年 継続中	156	264	誘致距離：20 km 誘致圏人口：76万人	249	1.1	・スポーツの核となる緑豊かな公園として緑の基本計画に位置づけられており、当該事業の必要性に変化はない ・市の総合計画において本公園の位置づけに変化はなく、早期に推進すべき事業としている。	継続	
春野総合運動公園 高知県	再々評価	271	672	誘致距離：40 km 誘致圏人口：63万人	331	2.0	・本県のスポーツ振興と全国大会開催可能な県を代表する公園として位置づけられている	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
土佐西南大規模公園 高知県	再々評価	250	267	誘致距離：40 km 誘致圏人口：15万人	219	1.2	・高知県西南地方拠点都市地域基本計画に位置づけられている	継続	
秦泉寺公園 高知県高知市	再々評価	9.3	152	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：1.4万人	12	12.9	・緑の基本計画に位置づけられている	継続	四国地方整備局 都市住宅整備課 (課長 舟久保 敬)
弥右衛門公園 高知県高知市	再々評価	23	153	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：1.3万人	21	7.3	・緑の基本計画に位置づけられている	継続	
沖田公園 高知県高知市	再々評価	23	120	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：3.7万人	20	5.9	・緑の基本計画に位置づけられている	継続	
旭緑地 高知県高知市	再々評価	27	180	誘致距離：1.5 km 誘致圏人口：2.6万人	22	8.2	・緑の基本計画に位置づけられている	継続	四国地方整備局 都市住宅整備課 (課長 舟久保 敬)
室戸中央公園 高知県室戸市	再々評価	37	51	誘致距離：20 km 誘致圏人口：2.4万人	44	1.1	・市総合振興計画に位置づけられている	継続	
布勢総合運動公園 鳥取県	再々評価	245	57	誘致距離：39 km 誘致圏人口：38万人	43	1.4	・災害時における広域避難地となる防災公園である。 これらで団体、インターハイ等が開催され、H16日本陸上競技選手権の会場となる公園である。	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
石見銀山公園 鳥取県大田市	再々評価	12	108	誘致距離：40 km 誘致圏人口：8.5万人	17	6.5	・史跡石見銀山遺跡及び周辺整備基本計画に位置づけられている。 ・通遊整備事業との連携である。	継続	
上野総合公園 広島県庄原市	10年 継続中	64	79	誘致距離：15 km 誘致圏人口：4.8万人	76	1.0	・庄原市緑のマスタープランに位置づけられている。	継続	中国地方整備局 都市住宅整備課 (課長 石崎 隆弘)
海田総合公園 広島県海田町	再々評価	75	106	誘致距離：15 km 誘致圏人口：148万人	87	1.2	・第3次海田町総合基本計画に位置づけられている。 ・町民のレクリエーション需要に対応した都市基幹公園の整備である。	継続	
向島町運動公園 広島県向島町	再々評価	39	51	誘致距離：14 km 誘致圏人口：65万人	49	1.0	・町で初めての都市基幹公園の整備である。	継続	
維新百年記念公園 山口県	再々評価	129	326	誘致距離：39 km 誘致圏人口：69万人	282	1.2	・災害時における広域防災拠点となる防災公園である。 ・多目的トイレの整備等バリアフリー化を進めている。	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
江汐公園 山口県	再々評価	54	111	誘致距離：39 km 誘致圏人口：95万人	92	1.2	・災害時における広域避難地となる防災公園である。 ・環境ふれあい公園として位置づけられた公園の整備である。	継続	
常盤公園 山口県宇部市	再々評価	128	416	誘致距離：30 km 誘致圏人口：46万人	315	1.3	・災害時における広域防災拠点となる防災公園である。 ・常盤湖を中心とした良好な緑生の保全・活用を図る。	継続	
木戸公園 山口県山口市	再々評価	9.2	333	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：5.2万人	16	21.2	・災害時における一次避難地となる防災公園である。 ・木戸亭やゆかりの木戸神社に隣接し、地域の観光振興の拠点となる公園である。	継続	中国地方整備局 都市住宅整備課 (課長 石崎 隆弘)
陶芸の村公園 山口県秋市	再々評価	24	227	誘致距離：30 km 誘致圏人口：32万人	31	7.4	・計画・設計への住民参加がされた公園である。	継続	
冠山総合公園 山口県光市	再々評価	41	63	誘致距離：20 km 誘致圏人口：33万人	55	1.2	・光市総合計画に位置づけられている。 ・オートキャンプ場の整備を行い、地域間交流の活性化を図る。	継続	
長門市総合公園 山口県長門市	再々評価	31	45	誘致距離：25 km 誘致圏人口：13万人	41	1.1	・長門市総合計画に位置づけられている。	継続	
筑豊緑地 福岡県	再々評価	252	399	誘致距離：17.7 km 誘致圏人口：46.5万人	355	1.1	・市街化状況、上位計画の変更など社会情勢の段の变化はなく、当該事業の必要性に対して変化はない。 ・健康・運動施設の拠点として整備の必要性に変化はない。	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
中央公園 福岡県	再々評価	105	462	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：109.0万人	230	2.0	・市街化状況、上位計画の変更など社会情勢の段の变化はなく、当該事業の必要性に対して変化はない。 ・スポーツ、レクリエーション活動拠点及び防災公園として整備の必要性に変化はない。	継続	
津福公園 福岡県久留米市	再々評価	88	134	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：65.4万人	92	1.5	・市街化状況、上位計画の変更など社会情勢の段の变化はなく、当該事業の必要性に対して変化はない。 ・市民休養や憩いの場、健康増進の供給の場として整備の必要性に変化はない。	継続	
リバーサイドパーク 福岡県久留米市	再々評価	32	80	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：65.4万人	59	1.4	・市街化状況、上位計画の変更など社会情勢の段の变化はなく、当該事業の必要性に対して変化はない。 ・親水性を活かした憩いの場として整備の必要性に変化はない。	継続	
行橋総合公園 福岡県行橋市	再々評価	51	112	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：37.7万人	79	1.4	・市街化状況、上位計画の変更など社会情勢の段の变化はなく、当該事業の必要性に対して変化はない。	継続	九州地方整備局 都市住宅整備課 (課長 栗田 泰正)
鐘尾山公園 佐賀県鹿島市	再々評価	57	325	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：2.9万人	77	2.9	・市街化状況、上位計画の変更など社会情勢の段の变化はなく、当該事業の必要性に対して変化はない。	継続	
嬉野総合運動公園 佐賀県嬉野町	再々評価	33	238	誘致距離：3.0 km 誘致圏人口：1.4万人	59	1.4	・市街化状況、上位計画の変更など社会情勢の段の变化はなく、当該事業の必要性に対して変化はない。	継続	
西海橋公園 長崎県	再々評価	74	110	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：57.0万人	88	1.3	・県の長期総合計画に位置づけられており、当該事業の必要性に変化はない。 ・観光等地域活性化に貢献しており、整備の必要性は変化はない。	継続	
百花台公園 長崎県	再々評価	71	103	誘致距離：35.0 km 誘致圏人口：39.0万人	91	1.1	・県の長期総合計画に位置づけられており、当該事業の必要性に変化はない。 ・地方ブロック大会や高校総体の会場に利用されており、当該事業の必要性に変化はない。	継続	
金比羅公園 長崎県長崎市	再々評価	21	32	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：64.0万人	21	1.5	・緑の基本計画に位置づけられており、当該事業の必要性に変化はない。 ・周辺の自然的環境等の特徴は変化はなく、当該事業の必要性に変化はない。	継続	
スポーツ公園 大分県	10年 継続中	616	887	誘致距離：38.8 km 誘致圏人口：75.1万人	729	1.2	・第63回国民体育大会(平成20年大分県大会)時のメイン会場、及び陸上競技、テニスの会場となっており、当該事業の必要性に変化はない。	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
実相寺中央公園 大分県別府市	再々評価	62	72	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：12.7万人	53	1.4	・第63回国民体育大会(平成20年大分県大会)時のサッカーの会場となっており、当該事業の必要性に変化はない。	継続	
鉄輪地獄地帯公園 大分県別府市	再々評価	22	202	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：12.7万人	35	5.8	・市街化状況、上位計画の変更など社会情勢の段の变化はなく、当該事業の必要性に対して変化はない。 ・防災公園としての整備の必要性に変化はない。	継続	九州地方整備局 都市住宅整備課 (課長 栗田 泰正)
佐伯市総合運動公園 大分県佐伯市	再々評価	87	194	誘致距離：13.7 km 誘致圏人口：15.3万人	132	1.5	・第63回国民体育大会(平成20年大分県大会)時のレスリング、弓道の会場となっており、当該事業の必要性に変化はない。	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
臼杵市総合公園 大分県臼杵市	再々評価	33	48	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：53.2万人	34	1.4	・第63回国民体育大会(平成20年大分県大会)時の軟式野球の会場となっており、当該事業の必要性に変化はない。	継続	
糸ヶ浜海浜公園 大分県日出町	再々評価	16	31	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：17.5万人	20	1.5	・市街化状況、上位計画の変更など社会情勢の段の变化はなく、当該事業の必要性に対して変化はない。	継続	
平和台公園 宮崎県	再々評価	35	101	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：47.8万人	47	2.1	・市街化状況、上位計画の変更など社会情勢の段の变化はなく、当該事業の必要性に対して変化はない。	継続	九州地方整備局 都市住宅整備課 (課長 栗田 泰正)
川内市総合運動公園 鹿児島県川内市	再々評価	130	146	誘致距離：40.0 km 誘致圏人口：106.1万人	126	1.2	・利用圏内人口、上位計画に変更がないため、当該事業の必要性に変化はない。	継続	
姶良総合運動公園 鹿児島県姶良町	再々評価	60	144	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：75.6万人	68	2.1	・利用圏内人口、上位計画に変更がないため、当該事業の必要性に変化はない。	継続	
小戸公園 福岡県福岡市	10年 継続中	49	449	誘致距離：15.0 km 誘致圏人口：153.0万人	55	8.0	・市街化状況、上位計画の変更など社会情勢の段の变化はなく、当該事業の必要性に対して変化はない。 ・防災公園としての整備の必要性に変化はない。	継続	
奥武山公園 沖縄県	再々評価	157	533	誘致距離：23.0 km 誘致圏人口：119.1万人	266	2.0	・広域緑地計画に位置づけられ、当該事業の必要性に変化はない。 ・NAHAマラソンの主会場であり当該事業の必要性に変化はない。	継続	沖縄総合事務局 建設行政課 (課長 村山 健)

パンナ公園 沖縄県	再々評価	175	461	誘致距離：3.9km 誘致圏人口：4.5万人	264	1.7	・広域緑地計画に位置づけられ、当該事業の必要性には変化はない。 ・当該公園の自然的環境の特段の変化はなく当該事業の必要性には変化はない。	継続	沖縄総合事務局 建設行政課 (課長 村山 健)
浦添カルチャ・バ・ク 沖縄県浦添市	再々評価	198	342	誘致距離：3.0km 誘致圏人口：10.5万人	249	1.3	・緑の基本計画に位置づけられ、当該事業の必要性には変化はない。 ・文化施設等の周辺の周辺施設の整備状況に大きな変化はなく、当該事業の必要性には変化はない。	継続	
野嵩第一公園 沖縄県宜野湾市	再々評価	46	153	誘致距離：1.5km 誘致圏人口：1.9万人	45	3.4	・災害時の避難場所に位置づけられ、当該事業の必要性には変化はない。 ・当該公園の自然的環境の特段の変化はなく当該事業の必要性には変化はない。	継続	
為又公園 沖縄県名護市	10年 継続中	12	57	誘致距離：1.5km 誘致圏人口：2.4万人	13	4.5	・緑の基本計画に位置づけられ、当該事業の必要性には変化はない。 ・当該公園の自然的環境の特段の変化はなく当該事業の必要性には変化はない。	継続	
喜瀬公園 沖縄県名護市	再々評価	13	99	誘致距離：16.5km 誘致圏人口：5.8万人	24	4.2	・緑の基本計画に位置づけられ、当該事業の必要性には変化はない。 ・当該公園の自然的環境の特段の変化はなく当該事業の必要性には変化はない。	継続	
コザ運動公園 沖縄県沖縄市	再々評価	51	46	誘致距離：3.0km 誘致圏人口：8.0万人	11	4.1	・緑の基本計画に位置づけられ、当該事業の必要性には変化はない。 ・運動施設等の整備状況は変化してはいるが当該事業の必要性には変化はない。	継続	
東風平運動公園 沖縄県東風平町	再々評価	86	339	誘致距離：6.0km 誘致圏人口：1.8万人	119	2.8	・緑の基本計画に位置づけられ、当該事業の必要性には変化はない。 ・運動施設等の整備状況は変化してはいるが当該事業の必要性には変化はない。	継続	
残波岬公園 沖縄県読谷村	再々評価	19	111	誘致距離：7.7km 誘致圏人口：3.8万人	6.0	17.8	・広域緑地計画に位置づけられ、当該事業の必要性には変化はない。 ・当該公園の自然的環境の特段の変化はなく当該事業の必要性には変化はない。	継続	

【都市基盤整備公団事業】
(都市整備事業)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	評価結果	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
小山田土地区画整理事業 都市基盤整備公団	10年 継続中	727	1,294	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	596	2.2	・社会経済情勢の変化により、当地区での大量の宅地需要は見込めない。	中止	本省土地・水資源局 土地政策課 (課長 松葉 佳文)
八王子川口土地区画整理事業 都市基盤整備公団	再々評価	397	618	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	290	2.1	・社会経済情勢の変化により、前回の再評価時と比較して一層施設用地需要が低迷している。	中止	
南山土地区画整理事業 都市基盤整備公団	再々評価	431	794	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	470	1.7	・地区の全域が概成しており、また、インターチェンジに直結した良好な立地条件のため工場用地及び業務施設用地等の需要が見込める。	継続	
南山第二土地区画整理事業 都市基盤整備公団	再々評価	65	225	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	155	1.5	・隣接する南山地区に相当量の未処分宅地があり、当地区での宅地需要は見込めない。	中止	
中根・金田土地区画整理事業 都市基盤整備公団	その他	421	720	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	496	1.5	・地区周辺において今後供給予定の宅地が相当量あり、当地区での宅地処分は長期間を要することが想定される。 ・史跡の保存を図るため公園の整備が必要であり、また、隣接する地区での販売状況や当地区の立地条件から一定の需要は見込まれる。	見直し 継続	
木津中央土地区画整理事業 都市基盤整備公団	再々評価	943	1,140	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	860	1.3	・関西文化学術研究都市としての位置付けや事業の進捗状況から、土地区画整理事業を継続させる必要がある。 ・但し、地価下落等の社会経済情勢が変化するとともに、隣接地区に今後供給予定の宅地が相当量ある。	見直し 継続	
木津南土地区画整理事業 都市基盤整備公団	再々評価	1,260	1,779	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	1,488	1.2	・事業環境は厳しいものの、関西文化学術研究都市としての位置付けがあり、地区のほぼ全域が概成している。	継続	
木津北・東土地区画整理事業 都市基盤整備公団	再々評価	377	401	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	343	1.2	・関西文化学術研究都市としての位置付けがあるものの、隣接する地区に今後供給予定の宅地が相当量あり、更に同地区に比べ交通条件が厳しい。	中止	
東谷・中島土地区画整理事業 都市基盤整備公団	10年 継続中	233	379	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	284	1.3	・事業の進捗状況及びインターチェンジに直結し広域幹線道路に面した立地条件から引き続き堅調な宅地需要が見込まれる。	継続	
宇都宮テクノポリスセンター土地区画整理事業 都市基盤整備公団	10年 継続中	393	569	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	451	1.3	・事業の進捗状況、商業施設の開業など今後の利便性の向上により宅地需要が見込め、また公共団体の協力のもとに一定の宅地販売が見込める。	継続	
南八王子土地区画整理事業 都市基盤整備公団	再々評価	2,776	3,902	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	3,130	1.2	・事業の進捗状況、駅前商業施設の開業など地区の熟成が進んでおり、今後も一定の宅地需要が見込める。	継続	
浦安東土地区画整理事業 都市基盤整備公団	再々評価	1,105	3,520	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	1,819	1.9	・住宅及び商業施設等の宅地販売が順調であり堅調な宅地需要が見込め、また地区の全域が概成している。	継続	
物井土地区画整理事業 都市基盤整備公団	再々評価	446	695	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	456	1.5	・事業の進捗状況、今後の交通便利性の向上及びインターチェンジへの近接性により一定の宅地需要が見込まれる。	継続	
港北中央土地区画整理事業 都市基盤整備公団	10年 継続中	202	369	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	269	1.4	・事業の進捗状況、隣接する港北ニュータウンセンターの商業集積状況及び今後予定される地下鉄の開業による利便性の向上により堅調な宅地需要が見込まれる。	継続	
長津田土地区画整理事業 都市基盤整備公団	再々評価	765	837	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	764	1.1	・大規模商業施設の開業等が予定されているなど市街化が進んでおり堅調な宅地需要が見込め、また、地区のほぼ全域が概成している。	継続	
黒川土地区画整理事業 都市基盤整備公団	再々評価	486	655	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	505	1.3	・事業の進捗状況及び新駅開業により堅調な宅地需要が見込まれる。	継続	
水野土地区画整理事業 都市基盤整備公団	再々評価	231	481	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	385	1.3	・事業の進捗状況、商業施設開業や交通環境の改善などにより地区の利便性が向上しており、一定の宅地需要が見込める。	継続	
南多摩新住宅市街地開発事業 都市基盤整備公団	再々評価	11,582	31,568	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	17,391	1.8	・商業施設・医療施設等の生活利便施設の立地など地区の熟成が進んでいることから一定の宅地需要があり、また、地区のほぼ全域が概成している。	継続	
千葉北部新住宅市街地開発事業 都市基盤整備公団	再々評価	13,797	21,077	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	16,983	1.2	・商業施設の立地の進捗や今後の成田へのアクセス向上から一定の宅地需要は見込まれるものの、地区内に今後販売すべき宅地が相当量ある。	見直し 継続	
北摂(住宅)新住宅市街地開発事業 都市基盤整備公団	再々評価	3,365	6,105	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	3,666	1.7	・大型商業施設や市民病院など生活利便施設の立地により地区の市街化が進んでいることから一定の宅地需要が見込め、また、ほぼ地区の全域が概成している。	継続	
名塩新住宅市街地開発事業 都市基盤整備公団	再々評価	2,187	2,538	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	1,647	1.5	・駅前商業施設や行政施設など生活利便施設の立地により地区の市街化が進んでおり今後も一定の宅地需要が見込まれるものの、地区内に今後販売すべき宅地が相当量ある。	見直し 継続	
和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業 都市基盤整備公団	再々評価	4,090	5,253	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	2,595	2.0	・センターに生活利便施設が順次立地し地区の市街化が進んでおり今後も一定の宅需要が見込まれるものの、地区内に今後販売すべき宅地が相当量ある。	見直し 継続	

(河川事業)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
神崎川(二重川)広域基幹河川改修事業 (再掲) 都市基盤整備公団	再々評価	51	61	浸水農地面積: 39ha	14	4.4	・近年では、平成12年7月(台風13号)に浸水被害(16ha)が発生しているなど、度々被害が発生している。 ・当該事業の実施により、1年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続	本省河川局治水課 (課長 望月 常好)
大森川防災調節池事業(再掲) 都市基盤整備公団	再々評価	11	7.9	浸水農地面積: 9ha	4.8	1.6	・近年では、平成13年10月(豪雨災害)により浸水被害(5ha)が発生している。 ・当該事業の実施により、1年に1回程度の治水安全度を50年に1回程度まで解消する。	継続	

(道路・街路事業)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
名塩団地線(再掲) 都市基盤整備公団	再々評価	23	61	計画交通量: 1,340台/日	23	2.7	・都市再生(市街地再開発、区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり) ・個性ある地域の形成(新規整備の公共施設へ直結する道路である)	継続	本省 都市・地域整備局 街路課 (課長 斉藤 毅)

(市街地再開発事業)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
北品川五丁目第一地区第一種市街地再開発事業 都市基盤整備公団	5年 未着工	495	1,495	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延べ床面積 約 147,000㎡)の収益向上	780	1.9	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続	本省住宅局総務課 都市基盤整備 公団監理室 (室長 大藤 朗)
西国分寺駅東地区第一種市街地再開発事業 都市基盤整備公団	再々評価	180	464	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延べ床面積 約 42,000㎡)の収益向上	198	2.3	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続	本省住宅局 市街地建築課 (課長 高井 恵司)
所沢元町北地区第一種市街地再開発事業 (再掲) 都市基盤整備公団	5年 未着工	114	120	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延べ床面積 約 51,000㎡)の収益向上	118	1.0	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	見直し 継続	
納屋橋西地区第一種市街地再開発事業(再掲) 都市基盤整備公団	再々評価	156	175	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延べ床面積 約 49,000㎡)の収益向上	150	1.2	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	継続	
武蔵浦和駅前地区(第1街区) 第一種市街地再開発事業 都市基盤整備公団	10年 継続中	546	2,330	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延べ床面積 約 124,000㎡)の収益向上	596	3.9	・事業採算 ・事業執行環境 ・事業進捗状況	見直し 継続	本省都市・地域整備局 まちづくり推進課 (課長 上田 健)

(住宅市街地整備事業)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 (担当課長名)
			総便益 (億円)	便益の主な根拠					
多摩ニュータウン(再掲) 都多摩市他	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等	継続	
4~11住区多目的広場(基盤) 都市基盤整備公団	10年 継続中	66	10,787	計画戸数40,480戸	5,822	1.9			
千葉ニュータウン(再掲) 千葉市印西市他	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等	継続	本省 土地・水資源局 土地政策課 (課長 松葉 佳文)
5 駅圏広場(基盤) 都市基盤整備公団	10年 継続中	3.6	10,765	計画戸数50,220戸	10,216	1.1			
7 駅圏広場(基盤) 都市基盤整備公団	10年 継続中	2.2							
7 駅圏電気・電話・CATV(基盤) 都市基盤整備公団	10年 継続中	14							
(3.4.30)千葉NT開連街路(街路) 都市基盤整備公団	10年 継続中	12							
印西総合公園(公園) 都市基盤整備公団	10年 継続中	88							
県道船橋印西線(道路) 都市基盤整備公団	再々評価	144							
(3.1.1)(3.1.2)千葉NT開連街路(街路) 都市基盤整備公団	再々評価	128							
(3.3.4)(3.3.5)千葉NT開連街路(街路) 都市基盤整備公団	再々評価	48							
(3.3.6)千葉NT開連街路(街路) 都市基盤整備公団	再々評価	33							
一級神崎川(上流)(河川) 都市基盤整備公団	再々評価	68							
一級浦部川(河川) 都市基盤整備公団	再々評価	24							
一級亀成川(上流)(河川) 都市基盤整備公団	再々評価	48							
蓮花寺西部丘陵NT土地区画整理(再掲) 三重県桑名市	-	-					-	-	-
大山田播磨線他2路線(区画) 都市基盤整備公団	10年 継続中	494	478	計画交通量: 6,099台/日	59	8.1			
名塩ニュータウン(再掲) 兵庫県西宮市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等	継続	
創造の森他緑地(基盤) 都市基盤整備公団	10年 継続中	112	803	計画戸数: 3,900戸	743	1.1			
国際文化公園都市(再掲) 大阪府茨木市他	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等	継続	
一級佐保川(河川) 都市基盤整備公団	10年 継続中	74	82	浸水戸数: 449戸 浸水農地面積: 33ha	38	2.2			
橋本林間田園都市第3地区(再掲) 和歌山県橋本市	-	-	-	-	-	-	住宅地事業 施設整備の進捗状況 等	見直し 継続	
三石台垂井線他2路線(区画) 都市基盤整備公団	10年 継続中	278	101	計画交通量: 3,759台/日	19	5.4			

(住宅市街地総合整備事業)

事業名 事業主体	該当基準	その他の指標による評価					対応方針	担当課 (担当課長名)
久米川地区住宅市街地総合整備事業(再掲) 都市基盤整備公団	10年 継続中	チェックリスト(事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、旅行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト削減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討)により評価を実施					継続	本省住宅局 市街地住宅整備室 (室長 井上 俊之)

西経堂地区住宅市街地総合整備事業（再掲） 都市基盤整備公団	10年 継続中	チェックリスト（事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、施行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト削減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討）により評価を実施	継続	本省住宅局 市街地住宅整備室 （室長 井上 俊之）
新所沢第一地区住宅市街地総合整備事業（再掲） 都市基盤整備公団	10年 継続中	チェックリスト（事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、施行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト削減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討）により評価を実施	継続	
虹ヶ丘西地区住宅市街地総合整備事業（再掲） 都市基盤整備公団	10年 継続中	チェックリスト（事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、施行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト削減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討）により評価を実施	継続	
都島1/パシテイ地区住宅市街地総合支援事業（再掲） 都市基盤整備公団	10年 継続中	チェックリスト（事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、施行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト削減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討）により評価を実施	継続	
光ヶ丘地区住宅市街地総合整備事業（再掲） 都市基盤整備公団	10年 継続中	チェックリスト（事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、施行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト削減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討）により評価を実施	見直し 継続	
金岡地区住宅市街地総合整備事業（再掲） 都市基盤整備公団	10年 継続中	チェックリスト（事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、施行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト削減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討）により評価を実施	見直し 継続	
旭ヶ丘地区住宅市街地総合整備事業（再掲） 都市基盤整備公団	10年 継続中	チェックリスト（事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、施行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト削減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討）により評価を実施	見直し 継続	
出来島地区住宅市街地総合整備事業（再掲） 都市基盤整備公団	10年 継続中	チェックリスト（事業の進捗状況、事業を巡る社会経済情勢・自然環境条件の変化の有無、地元の合意形成の状況、施行者の事業執行意志、供用の開始された住宅の利用状況、コスト削減の可能性、事業目標を達成しうる代替案の検討）により評価を実施	見直し 継続	

（賃貸住宅建設事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	計画戸数 （戸）	事業の進捗状況			その他の指標による評価	対応方針	担当課 （担当課長名）
				供給戸数（戸）	事業中 （戸）	事業 スケジュール			
能見台第二 都市基盤整備公団	10年 継続中	353	975	621	354	H6～H17	・住宅の需要は堅調であり、事業の必要性はある ・事業完了に向け、着実に事業が進捗している 等	継続	本省住宅局総務課 都市基盤整備 公団監理室 （室長 大藤 朗）

【都市基盤整備公団事業】
（土地区画整理事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	便益（B）		費用 （C） （億円）	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 （担当課長名）
			総便益 （億円）	便益の主な根拠					
新川崎地区 土地区画整理事業 都市基盤整備公団	その他	297	1,779	区域内及び周辺1kmの地価上昇	470	3.8	・新駅の設置及び幹線道路等の整備により、商業・業務地としての土地利用が整備される。	中止	本省 都市・地域整備局 まちづくり推進課 （課長 上田 健）
尾張西部都市拠点地区（再掲） 土地区画整理事業 都市基盤整備公団	10年 継続中	162	274	区域内及び周辺1kmの地価上昇	227	1.2	・愛知県、稲沢市との適切な役割分担及び地元地権者の協力等により、事業完了への見通しが立っており、また堅調な宅地需要もある。	継続	

（都市公園事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	便益（B）		費用 （C） （億円）	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 （担当課長名）
			総便益 （億円）	便益の主な根拠					
印西総合公園（再掲） 都市基盤整備公団	10年 継続中	105	540	誘致距離：15km 誘致人口：148万人	179	3.0	・新世紀ちば5ヵ年計画及び印西市第一次基本計画に関連する重要な総合公園としての位置づけであり、当該事業の必要性は変化はない。 ・事業の実施は概ね予定通り進捗しており、今後も事業を推進する。	継続	本省都市・地域整備局 公園緑地課 （課長 高梨 雅明）

【地域振興整備公団事業】
（地方都市開発整備等事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	便益（B）		費用 （C） （億円）	B / C	その他の指標による評価	対応方針	担当課 （担当課長名）
			総便益 （億円）	便益の主な根拠					
いわきニュータウン開発整備事業 地域振興整備公団	再々評価	580	1,042	地区の地代増加額の推計を現在価値に換算	794	1.3	・現在整備中の高久地区では公益施設の整備など熟成が進んでいることから、引き続き一定の宅地需要が見込まれる。 ・地区の全域が概成している等、事業が進捗している。	継続	
長岡ニュータウン開発整備事業 地域振興整備公団	再々評価	1,120	863	地区の地代増加額の推計を現在価値に換算	574	1.5	・定期借地の導入や民間事業者との連携により、更なる販売促進に努めることとしているほか、県、市、公団で検討会を設置するなど、分譲体制を強化している。 ・地区の全域が概成している等、事業が進捗している。	継続	
秋田新都市開発整備事業 地域振興整備公団	再々評価	660	1,454	地区の地代増加額の推計を現在価値に換算	1,081	1.3	・南住区は、着実に地区の市街化が進んでおり、引き続き一定の宅地需要が見込まれる。 ・北住区は、社会経済情勢の変化に対応して、用途の見直し、大街区化等計画の見直しを行った上で、幹線道路等必要最小限の工事を行う必要がある。	見直し 継続	本省 都市・地域整備局 まちづくり推進課 （課長 上田 健）
鳥栖北部丘陵新都市開発整備事業 地域振興整備公団	再々評価	363	600	地区の地代増加額の推計を現在価値に換算	399	1.5	分譲促進のため、一部の用地について宅地分割工事を実施する必要がある。	継続	
那覇新都心開発整備事業 地域振興整備公団	再々評価	509	1,569	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	980	1.6	平成16年度の事業完了に向け、換地処分手続き等を進める必要がある。	継続	
盛岡南新都市開発整備事業 地域振興整備公団	再々評価	770	4,068	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	1,349	3.0	・一般国道46号をはじめとする関連公共施設の整備が着実に進められている。 ・県、市による中核的施設の整備が着実に進められている。	継続	
今治新都市開発整備事業 地域振興整備公団	再々評価	268	524	地区の地代増加額の推計を現在価値に換算	284	1.8	・広域合併に伴い、当地区は地域連携の拠点としての役割を果たすことが期待されていることから事業の必要性は一層高まっている。	継続	
静岡東部拠点特定再開発事業（再掲） 地域振興整備公団	10年 継続中	131	326	地区及び地区周辺の地代増加額の推計を現在価値に換算	254	1.3	・本事業は鉄道高架の都市計画決定等のスケジュールに合わせて着実に整備推進している。 ・県、市の協力のもとに拠点施設に係る計画が進捗している。	継続	

完了後の事後評価結果一覧表

【河川事業】
(直轄)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
石狩川下流救急内水対策事業 (H6年度～H10年度) 北海道開発局	5年以内	16	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 事業着手時 13.9億円 事業完了時 16.3億円 B/C 事業着手時 2.7(B:43.1億円、C:15.8億円) 事後評価時 2.3(B:41.2億円、C:18.0億円)</p> <p>(事業の効果の発現状況) 平成13年9月洪水で救急排水機場がない場合の浸水想定 大曲地区 約8ha、浸水深約1.2m 被害なし 旧美唄川地区 約22ha、浸水深約0.4m 被害なし</p> <p>(事業実施による環境の変化) 自然環境等の大きな変化はない。 (社会経済情勢の変化) 人口は減少しているが世帯数に大きな変化はなく、集水区域内の農業生産は続けられ変化はない。 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 改善措置は必要ないが、今後は機能維持のため適正に維持管理を行う。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 現在は救急内水対策事業制度に代わり、経済性、機動的な排水ポンプ車等の整備を実施。</p>	対応なし	北海道開発局 建設部河川計画課 (課長 柏木 才助)
北上川上流救急内水対策事業 (H2年～H10年) 東北地方整備局	5年以内	34	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 計画洪水(S62型1/20)による浸水範囲内の戸数 広瀬川 計画時(H元) 134戸 実績(H10) 238戸 後川 計画時(H元) 24戸 実績(H10) 110戸 大曲川 計画時(H元) 47戸 実績(H10) 66戸 吸川 計画時(H元) 150戸 実績(H10) 538戸 全体事業費 計画時 2,546百万円 事業完了時 3,437百万円 B/C 計画時 6.2(b:1,075百万円、c:173百万円) 事後評価時 18.2(b:69,140百万円、c:3,790百万円)</p> <p>(事業の効果発現状況) 平成14年7月洪水時における効果 広瀬川 浸水面積 33.3ha 14.0ha、浸水戸数 308戸 110戸 後川 浸水面積 19.8ha 7.0ha、浸水戸数 180戸 59戸 大曲川 浸水面積 23.5ha 17.5ha、浸水戸数 47戸 29戸 吸川 浸水面積 73.5ha 26.0ha、浸水戸数 370戸 21戸</p> <p>(社会情勢の変化・事業実施による環境の変化) 計画洪水(S62型1/20)による浸水範囲内の事業所数 広瀬川 整備完了時(H10) 21箇所(211人) 整備後(H14) 31箇所(313人) 後川 整備完了時(H10) 17箇所(151人) 整備後(H14) 30箇所(268人) 大曲川 整備完了時(H10) 40箇所(405人) 整備後(H14) 52箇所(525人) 吸川 整備完了時(H10) 82箇所(741人) 整備後(H14) 141箇所(1,275人)</p> <p>(今後の事業評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 平成10年8月洪水や平成14年7月洪水時に効果を発揮しており、地域住民の期待にも応えていることから、改善措置の必要はない。</p>	対応なし	東北地方整備局 河川計画課 (課長 山本 晶)
富士川直轄河川改修事業 (高潮対策) (S55年度～H10年度) 関東地方整備局	5年以内	58	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) B/C 事前評価時 3.7(B:21,437百万円、C:5,806百万円) 事後評価時 8.8(B:51,131百万円、C:5,806百万円)</p> <p>(事業の必要性) 昭和41年9月の高潮により、家屋全半壊125戸、海岸堤防200mが崩壊</p> <p>(事業の効果の発現状況) 計画想定される事業効果：約890億円の被害を軽減 完成後の実際：大きな高潮が発生していない 既往最大での確認：約140億円の被害を軽減</p> <p>(事業実施による環境の変化) 事業実施による自然環境の変化は認められない (社会経済情勢の変化) 事業実施による社会情勢の変化は見られない (改善措置の必要性) 現在まで改善措置の必要性はないが、今後高潮が発生した後に効果の検証を実施</p>	対応なし	関東地方整備局 河川計画課 (課長 田中 敬也)

<p>吉井川特定構造物改築事業(大田原堰) (H5年度～H10年度) 中国地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>2,976</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 事業着手時 2,290百万円 事業完了時 2,976百万円 工期 変化なし B/C 事後評価時 9.3 (B: 268 (億円)、C: 28.8 (億円)) (事業の効果の発現状況) 流下能力の向上 着手前 490(m3/s) 完了後 計画高水流量 1,000(m3/s) (事業実施による環境の変化) 河川水辺の国勢調査等による施設完成による環境への悪影響は見受けられない。 (社会経済情勢の変化) 地域の社会情勢について、事業前後で大きな変化はない。 (今後の事後評価の必要性) 施設完了後に発生した洪水で、計画通り堰が倒伏するなど所定の機能を発揮しており、計画規模の洪水が発生した場合にも効果は十分発揮されると想定されるため、今後の事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 必要なし (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 必要なし</p>	<p>対応なし</p>	<p>中国地方整備局 河川計画課 (課長 中川 哲志)</p>
<p>緑川特定構造物改築事業(六間堰) (H5年度～H10年度) 九州地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>93</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 事業着手時 78億円 事業完了時 93億円 B/C 再評価時 11 (B: 765億円、C: 68億円) 事後評価時 13 (B: 1164億円、C: 88億円) (事業の効果の発現状況) 事業完成後の平成11年6月、平成15年7月出水において床上浸水は生じておらず、また、外水氾濫防御に対して十分な費用対効果が確認された。 (事業実施による環境の変化) 事業実施にあたり、各種環境調査を実施し、その対策を行った結果、改築後の変化は見られなかった。 (社会経済情勢の変化) 事業実施後、宅地等の開発が進み、治水の必要性が高まっている。 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 想定した事業の効果が確認され、特に支障となっている事象もないので、施設改善措置の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 事業実施にあたり、各種環境調査を実施し、その対策を行った結果、改築後の変化は見られなかった。 今後は、この対応事例を参考として、多くの事業にも反映させたい。</p>	<p>対応なし</p>	
<p>大淀川床上浸水対策特別緊急事業 (H7年度～H10年度) 九州地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>26</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 事業着手時 26億円 事業完了時 26億円 B/C 事後評価時 9.9 (B: 275億円、C: 28億円) (事業の効果の発現状況) 検討結果より、過去の洪水において、被害軽減が期待できる。 (今後の事後評価の必要性) 検討結果より、過去の洪水において、被害軽減が期待できることから、今後の事後評価の必要性はない。ただし、水門が機能すべき出水が発生した際にその効果等について委員会に報告する。 (改善措置の必要性) 検討結果より、過去の洪水において、被害軽減が期待できることから、改善措置の必要性はない。</p>	<p>対応なし</p>	<p>九州地方整備局 河川計画課 (課長 宮本 健也)</p>
<p>嘉瀬川救急内水対策事業(池ノ上排水機場) (H6年度～H8年度) 九州地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>5.2</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 事業着手時 4.7億円 事業完了時 5.2億円 B/C 事後評価時 2.9 (B: 19億円、C: 5.0億円) (事業の効果の発現状況) 施設完成後の6年間で計9回稼働し、内水被害の軽減に一定の効果を発揮している。 (社会経済情勢の変化) 事業実施後において、当該事業箇所である大和町において人口が増加傾向であるため、内水対策の重要性は高まっている。 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が確認されていることから、今後の事業評価の必要性はない。 (改善措置の必要性) ポンプ稼働において現時点までに問題が生じていないため改善措置の必要性はない。</p>	<p>対応なし</p>	
<p>松浦川救急内水対策事業(大川野排水機場) (H8年度～H10年度) 九州地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>3.8</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 事業着手時 3.5億円 事業完了時 3.8億円 B/C 事後評価時 1.6 (B: 6.6億円、C: 4.2億円) (事業の効果の発現状況) 検討結果より、過去の洪水において、被害軽減が期待できる。 (社会経済情勢の変化) 大川野地区の世帯数及び人口はほぼ変化していないが、現時点でも多くの資産が存在していることから、内水対策の重要性に変わりない。 (今後の事後評価の必要性) 事業の有効性が見込まれることから、今後の事後評価の必要性はない。ただし、出水が発生し、排水機場の効果について確認された場合に委員会に報告する。 (改善措置の必要性) 現時点までに問題が生じていないことから、改善措置の必要性はない。</p>	<p>対応なし</p>	

北上下川下流直轄河川環境整備事業 (水環境整備事業) (H5年度～H10年度) 東北地方整備局	5年以内	14	(費用対効果分析の算定基礎となった情報) 全体事業費 1,429百万円 (事業の効果の発現状況) BOD平均値 供用前 7.1mg/l 供用後 2.2mg/l SS平均値 供用前 15.6mg/l 供用後10.6mg/l (社会経済情勢の変化) 旧北上川右岸8～9km地区の年間空間利用実態者数 供用前 約300人 供用後 約19,000人 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 現状施設で十分に事業効果を発揮しており、改善措置は必要ない。	対応なし	
雄物川下流直轄河川環境整備事業 (水環境整備事業) (H6年度～H10年度) 東北地方整備局	5年以内	5	(費用対効果分析の算定基礎となった情報) 全体事業費 492百万円 (事業の効果の発現状況) BOD平均値 供用前 2.0mg/l 供用後 0.9mg/l SS平均値 供用前 18mg/l 供用後 9mg/l 全窒素平均値 供用前 1.5mg/l 供用後 0.7mg/l 全リン平均値 供用前 0.12mg/l 供用後 0.05mg/l (社会経済情勢の変化) 雄物川右岸5～6km地区の年間空間利用実態者数 供用前 約7,500人 供用後 約21,700人 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 現状施設で十分に事業効果を発揮しており、改善措置は必要ない。	対応なし	東北地方整備局 河川環境課 (課長 西川 和雄)
鳴瀬川直轄河川環境整備事業 (河道整備事業) (H9年度～H10年度) 東北地方整備局	5年以内	0.98	(費用対効果分析の算定基礎となった情報) 全体事業費 98百万円 (事業の効果の発現状況) 最寄りの下伊場野小学校の生徒及び関係者を中心に、「水辺の自然体験の場」、「子どもの教育の場」等として、盛んに活用されている (社会経済情勢の変化) 鳴瀬川右岸30～31km地区の年間空間利用実態者数 供用前 約400人 供用後 約5,900人 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 現状施設で十分に事業効果を発揮しており、改善措置は必要ない。	対応なし	
阿武隈川上流直轄河川環境整備事業 (河道整備事業) (H7年度～H10年度) 東北地方整備局	5年以内	2.9	(費用対効果分析の算定基礎となった情報) ? 全体事業費 293百万円 (事業の効果の発現状況) 最寄りの渡利小学校の生徒及び関係者を中心に、「水辺の自然体験の場」、「子どもの教育の場」等として、盛んに活用されている (社会経済情勢の変化) 阿武隈川上流右岸26～29km地区の年間空間利用実態者数 供用前 約119,000人 供用後 約152,000人 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 現状施設で十分に事業効果を発揮しており、改善措置は必要ない。	対応なし	
木津川上流直轄河川環境整備事業 (河道整備事業) (H9年度～H10年度) 近畿地方整備局	5年以内	1.5	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 事業着手時 135百万円 事業完了時 146百万円 B/C - (事業の効果の発現状況) ・整備前に比べ水際へのアプローチが容易にできるようになり、近隣小学校の総合学習及び理科等の授業に利用されている。 (社会経済情勢の変化) 事業実施箇所近隣には、平成榛原こどもの森公園(平成13年4月オープン)や道の駅(平成10年4月オープン)が整備された。 (今後の事後評価の必要性) 当初の目的が達成されたため、今後の事業評価の必要性はない。 (改善措置の必要性) 当初の目的が達成されたため、当面改善措置の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 今後の同種事業の計画・実施にあたっては、景観、特に、護岸の構造やデザイン、階段護岸のあり方等について、十分配慮すべき。	対応なし	近畿地方整備局 河川環境課 (課長 豊口 佳之)

【ダム事業】
(直轄)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
札幌内川ダム建設事業 (S56年度～H10年度) 北海道開発局	5年以内	860	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・工期 計画時 昭和56年度～平成6年度 実績 昭和56年度～平成10年度 ・全体事業費 事業着手時 580億円 事業完了時 860億円 ・B/C 事後評価時 2.9 (B:1,591億円、C:546億円) (事業の効果の発現状況) ・洪水調節 平成9年から平成14年までに22回洪水調節を実施。ダム流入量が最大となった平成9年8月洪水の調節量は約560m ³ /sであった。 ・洪水調節による水位低減効果 平成9年8月8日の洪水において、南帯橋地点では約1.1m水位を低減し、河川公園の冠水被害を軽減した。 ・利水補給の効果 正常流量を下回る日数(H14) 建設前 59日 建設後 12日 ・水道用水 計画取水100,200m ³ /日に対し、最大38,600m ³ /日を補給。 ・発電 34,000MWhの計画発生電力量をほぼ満足する水量を補給。 (事業実施による環境の変化) ・流況の変化 ダムによる補給の結果最小流量、濁水流量、低水流量が増加し下流流況が変化した。 ・水質関連 SS、BOD、COD、水温、水の濁りなどは共用前後でほとんど変化は見られず、富栄養化の傾向も見られない。 ・ダム湖内の生物 止水性のイトミミズ科が増加。魚類では在来種のオシロココマと外来種のニジマスを確認しているが、ニジマスの個体数が増加傾向にある。 ・流入河川の生物 (魚類) 建設前 オシロココマ、ハナカジカの2種が優先 建設後 フクドジョウ、ニジマス、サクラマスが優先 ・下流河川の生物 造網型の底生動物が増加。植物はケショウヤナギの個体数が減少傾向にあり、ダム運用に伴う河床乱れの減少による影響が考えられる。 ・ダム湖周辺の生物 植生に大きな変化はなく、良好な森林環境が保全されている。 ・堆砂の状況 平成15年12月現在(湛水後6年8カ月)で堆砂率は5.7%となっており、問題はない。 ・景観への影響 いくつかの人工構造物に多少違和感が感じられるなどの意見があったが、自然との調和については概ね保全されている。 (社会経済情勢の変化) ・札幌内川流域における人口動態や産業構造に建設前後の大きな変化はない。 (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はないと考えられる。今後は、ダム等管理フォローアップ制度に基づく分析・評価を行うこととする。 (改善措置の必要性) ・事業の効果が発現されており、改善措置の必要性はないと考えられる。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・管理ダムに関するアンケート方法等を用いた景観手法の検討 ・ダムが水源地域に及ぼす社会経済的な影響や効果の評価手法の検討	対応なし	北海道開発局 河川管理課 (課長 堀内 宏)

<p>中筋川総合開発事業 (中筋川ダム) (S58年度～H11年度) 四国地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>500</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) B/C 事業採択時点2.7 (B: 505.4、C: 185) 事業完成後 2.6 (B: 980.9、C: 381.7) (事業の効果の発現状況) 《洪水調節》 洪水調節については、事業の効果が発現されていると評価される。ただし、洪水調節後の河川水位の穏やかな低減が内水に与える影響については、今後、留意していく。 《利水補給》 中筋川ダムは、かんがい用水、水道用水、工業用水の将来の水源として位置づけられているが、現時点においては供給されていないという状況にあるため、利水者と今後も協議を進めていく必要がある。 (事業実施による環境の変化) 《堆砂》 堆砂については、現時点においては問題ないが、未だ管理開始後の年数が浅いことから、今後も調査を継続していく。 《水質》 ダム建設前後で大きな水質の変化は見られない。 なお、過去に発生した湖面褐色化現象及び淡水赤潮については、必要に応じて調査を行うこととする。 《生物》 水鳥の増加などダム湖環境に応じた生物が生息するようになった。陸封アユや特定種(ミサゴ等)の生育状況については、調査を継続していく。外来種(オオクチバスやオオマリコケムシ等)の生育環境への影響等については、今後も調査を継続していく。 (社会経済情勢の変化) 《水源地域動態》 中筋川ダムにおいては、地域に開かれたダムの認定、水源地域ビジョンの策定等が、地域の活性化に効果的に働いている。 今後も地域動態や、利用状況について、調査を継続していく。 (今後の事後評価の必要性) 中筋川ダムの洪水調節等については、事業の効果が発揮されていると評価でき、今後、事後評価を行う必要はないと判断される。ただし、水道用水等の利水については、現時点において十分な評価が出来ないため、今後、再度、事後評価を行うものとする。 (改善措置の必要性) 中筋川ダムでは、洪水調節等の事業の効果が発揮されていると評価できるが、水道用水等については現時点において供給されていないため、今後の動向を見守る必要がある。 なお、洪水調節後の河川水位の穏やかな低減が内水に与える影響や、特定種の生育状況や外来種の環境への影響については、今後も調査を継続していくこととする。今後とも、フォローアップ制度に基づいた適切なダム管理を継続していくことが重要である。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ダムによる洪水調節の評価にあたっては、現時点で考慮されていない人命を守るということや、その他の</p>	<p>再事後評価</p>	<p>四国地方整備局 河川管理課 (課長 岡田 周三)</p>
<p>浦山ダム建設事業 (S47年度～H10年度) 水資源機構</p>	<p>5年以内</p>	<p>1,844</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) B/C 事前評価時 無し 事後評価時 10 (B: 10,237億円、C: 968億円(治水のみ)) (事業の効果の発現状況) 計画上の事業効果: 計画流量1,000m³/s 調節後110m³/sに低減 完成後の実績最大: H13洪水 277m³/s 調節後 72m³/sに低減 (事業実施による環境の変化) 湛水前後における自然環境への影響はあるが、軽減策がとられている (社会経済情勢の変化) 周辺地域において安定した観光資源の一つとなりつつある (今後の事後評価の必要性) 再事後評価の必要はない (改善措置の必要性) 濁水長期化対策として、浦山ダム清水バイパスを整備する (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・ダム等における事後評価は、5年で十分な分析・評価ができないと考えられる ・大きな出水や濁水が生じた場合は、フォローアップ委員会において随時審議・評価を行う ・ダムができたことによる日常の価値や便益等を考えしていく必要がある</p>	<p>改善措置</p>	<p>水資源機構 管理企画課 (課長 北村 匡)</p>
<p>比奈知ダム事業 (S47年度～H10年度) 水資源機構</p>	<p>5年以内</p>	<p>952</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 事業工期 事業着手時 18年間 事業完了時 27年間 全体事業費 事業着手時 50,000百万円 事業完了時 95,200百万円 B/C (治水: 不特定含) 事業着手時 1.7 (B: 53,900、C: 31,700) 事後評価時 1.5 (B: 90,7200、C: 60,100) (事業の効果の発現状況) 治水 管理開始後洪水調節は実施していない。 (流出計算)下流新町橋地点水位 完成前 完成後 約2.1mの水位低下(推定) 利水 (H12濁水時) ダム補給なし 名張市で取水制限 ダム補給実施 取水制限なし(ダムからの補給174日) (事業実施による環境の変化) 堆砂 計画堆砂量を上回る堆砂量。 水質 アオコや淡水赤潮の発生が見られる。 自然環境 大きな変化は認められないが、外来種の増加、下流河川環境の変化が認められる。 (社会経済情勢の変化) ダム施設利用者数 下流の親水公園では、毎年1万人以上が、身近な憩いの場として利用。 ダム周辺の変化 付替道路により、名張市街と上流集落のアクセスの利便性向上。 完成前 約40分 完成後 約20分 (今後の事後評価の必要性) 効果を発揮しているものと判断される。 今後も必要に応じ同様の分析・評価を行い、定期的に報告していく。 (改善措置の必要性) 治水、利水面で障害は発生しておらず、改善措置の必要はない。 水質では、アオコ等の発生がみられるなど、貯水池水質に変化がみられるため、今後継続して水質を監視するとともに、水質保全のための取り組みを進める。 自然環境では、外来種の確認、下流河川環境の変化が認められており、今後も定期的に調査を行う。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし。</p>	<p>改善措置</p>	<p>水資源機構 管理企画課 (課長 北村 匡)</p>
<p>御所ダム湖活用環境整備事業 (H11年度～H10年度) 東北地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>5.5</p>	<p>(事業の効果の発現状況) 整備箇所の親水性の確保・湖面利用・イベント利用等による有効活用がされている。 御所湖まつり 約100,000人 ロードレース 約500人 散策ツアー 約300人 統一清掃等 約1,000人 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 今後は、ダム周辺施設の利用形態の把握・施設の利用しやすさの把握・利用回数及び人数の計測等を適切に実施していく必要がある。</p>	<p>対応なし</p>	<p>東北地方整備局 河川管理課 (課長 阿部 幸雄)</p>

【砂防事業】
（直轄）

事業名 （事業実施期間） 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 （担当課長名）
信濃川下流（登川流路工） （S51年度～H10年度） 北陸地方整備局	5年以内	108	<p>（費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流路工延長 事業着手時 4.55km 事業完了時 5.85km ・全体事業費 事業着手時 66億円 事業完了時 108億円 ・B/C 事後評価時 1.7（B:6,779億円、C:4,035億円） <p>（事業の効果の発現状況）</p> <p>(1)出水による被害状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成10年出水（9月16日）では氾濫などの被害発生なし。 ・降雨状況：日雨量（清水観測所）219.5mm（確率年概ね1/60） ・被害状況：流路工箇所被害なし。流路工下流区間で護岸欠損箇所数力所 <p>(2)地域発展に寄与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流路工周辺の土地利用状況：大福寺工業団地造成、社会福祉施設、河川公園整備、長大橋架設などの建設。 ・従業員、出荷金額、固定資産税の増加。魚沼コシヒカリの一大産地 （事業実施による環境影響） ・魚道の設置により魚類の生息環境の維持。親水護岸等の施工により水辺の利用を確保。 （事業を巡る社会経済情勢等の変化） ・交通網の整備により東京などの大都市からの物流が容易になった。オートキャンプなど身近なレクリエーション人口が増大。 ・観光客はスキー客が減少する中、夏場を中心に観光客が増加している。 <p>（今後の事後評価の必要性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効果が発現されており、再事後評価の必要はない。 （改善措置の必要性） ・事業の効果が発現されており、改善措置の必要はない。 （同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性） ・事業の効果が発現されており、見直しの必要はない。 	対応なし	北陸地方整備局 河川計画課 （課長 守安 邦弘）

【海岸事業】
（補助）

事業名 （事業実施期間） 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 （担当課長名）
浜島港海岸 浜島地区 海岸環境整備事業 （S61年～H11年） 三重県	5年以内	37	<p>（費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定面積 計画時 3.5ha 実績 3.5ha ・全体事業費 事業着手時 3,680百万円 事業完了時 3,705百万円 ・B/C 事後評価時 10.8（B:677億円、C:63億円） <p>（事業の効果の発現状況）</p> <p>完了後、数回の台風が来襲しているが、浸水による被害は生じていない。</p> <p>（事業実施による環境の変化）</p> <p>特に変化なし</p> <p>（社会経済情勢の変化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護人口 供用直前 6,174人 供用後 5,767人 <p>（今後の事後評価の必要性）</p> <p>事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。</p> <p>（改善措置の必要性）</p> <p>改善措置の必要性はない</p> <p>（同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性）</p> <p>特になし</p>	対応なし	三重県 県土整備部 港湾・海岸チーム

【道路・街路事業】
（直轄）

事業名 （事業実施期間） 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 （担当課長名）
一般国道37号 白鳥新道 （S56年度～H10年度） 北海道開発局	5年以内	900	<p>（費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通量 実績 11,600台/日 ・全体事業費 計画時(H5) 890億円 事業完了時 900億円 ・B/C 事後評価時 1.5（B:1,790、C:1,204） <p>（事業の効果の発現状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行速度 供用前 31.9km/h 43.6km/h （交通事故 供用前 51件/億台キロ 49件/億台キロ <p>（事業実施による環境の変化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の低下 室蘭市輪西 昼間（夜間） 供用前 77dB（71dB） 74dB（69dB） 要請限度改善 室蘭市中島本町 昼間（夜間） 供用前 76dB（72dB） 73dB（68dB） 要請限度改善 室蘭市中島本町 昼間（夜間） 供用前 76dB（70dB） 72dB（66dB） 要請限度改善 <p>（社会経済情勢の変化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊達市人口 供用前 35,380人 36,080人 北海道縦貫自動車道 S61年度 登別室蘭IC供用 H3年度 室蘭IC供用 H4年度 伊達IC供用 H13年度 国縫IC供用 <p>（今後の事後評価の必要性）</p> <p>事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。</p> <p>（改善措置の必要性）</p> <p>事業の効果が十分に発現しており、改善措置を講ずる必要はない。</p> <p>（同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性）</p> <p>事業の効果が十分に発現しており、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要はない。</p>	対応なし	北海道開発局 建設部道路計画課 （課長 高松 泰）
一般国道44号 別保拡幅 （S63年度～H10年度） 北海道開発局	5年以内	51	<p>（費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通量 工事着手時 11,678台/日 実績 19,666台/日 ・全体事業費 計画時(H5) 39億円 事業完了時 51億円 ・B/C 事後評価時 2.2（B:163、C:75） <p>（事業の効果の発現状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行速度 供用前 37.1km/h 45.8km/h （交通事故 供用前 90件/億台キロ 30件/億台キロ <p>（社会経済情勢の変化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釧路町人口 供用前 19,008人 22,478人 東陽地区土地区画整理事業による住宅団地等の整備が進められている <p>（今後の事後評価の必要性）</p> <p>事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。</p> <p>（改善措置の必要性）</p> <p>事業の効果が十分に発現しており、改善措置を講ずる必要はない。</p> <p>（同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性）</p> <p>事業の効果が十分に発現しており、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要はない。</p>	対応なし	

<p>一般国道275号 対雁拡幅 (S62年度～H10年度) 北海道開発局</p>	<p>5年以内</p>	<p>94</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 交通量 工事着手時 20,657台/日 実績 22,313台/日 全体事業費 計画時(H5) 84億円 事業完了時 94億円 B/C 事後評価時 3.7 (B:533, C:145) (事業の効果の発現状況) 旅行速度 供用前 40.7km/h 51.0km/h 交通事故 供用前 76.7件/億台キロ 44.1件/億台キロ (社会経済情勢の変化) 江別市人口 供用前 90,300人 123,900人 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置を講ずる必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 事業の効果が十分に発現しており、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要はない。</p>	<p>対応なし</p>	<p>北海道開発局 建設部道路計画課 (課長 高松 泰)</p>
<p>一般国道45号 宮古拡幅 (S45年度～H10年度) 東北地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>75</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 交通量 計画時 21,100台/日(H2) 実績 18,653台/日(H15) 全体事業費 事業着手時 4,790百万円 事業完了時 7,460百万円 B/C 事後評価時 1.5 (B:182億円, C:265億円) (事業の効果の発現状況) 旅行速度 供用前 32.6km/h(S46) 45.7km/h(H15) 渋滞長 供用前 1,550m(H9) 解消(H11) (事業実施による環境の変化) 騒音の低下 供用前 69dB(S53推計) 供用後 63dB(H15) (社会経済情勢の変化) 用途地域面積 供用前 391ha(S42) 供用後 933ha(H15) (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	<p>東北地方整備局 道路計画第一課 (課長 青柳 太)</p>
<p>一般国道46号 生保内改良 (S60年度～H10年度) 東北地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>45</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 交通量 計画時 6,900台/日(H12) 実績 8,191台/日(H15) 全体事業費 事業着手時 2,860百万円 事業完了時 4,510百万円 B/C 事後評価時 1.6 (B:85億円, C:132億円) (事業の効果の発現状況) 旅行速度 供用前 33.1km/h(H8) 45.7km/h(H15) 渋滞長(観光バス) 供用前 9,700m(H9) 解消(H14) (事業実施による環境の変化) 夜間騒音の低下 供用前 68dB(H9) 供用後 57dB(H15) (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>一般国道16号 川越拡幅 (S48年度～H10年度) 関東地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>100</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 交通量 実績 35,600台/日 全体事業費 事業着手時 100百万円 事業完了時 100百万円 B/C 事後評価時 2.1 (B:257, C:120) (事業の効果の発現状況) 旅行速度(国道16号当該箇所) 供用前 18.0km/h 29.4km/h (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、現時点においては、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 川越拡幅事業の効果は、並行する圏央道事業等の幹線道路ネットワークが構築された時点において、さらに効果が発現されるものと考えられるため、今後も注視していく。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 計画的に事業を進め、用地買収においては、速やかに事業認定手続きに移行するなど、当初の供用目標を達成できるよう、事業推進に努めていくことが重要と考える。</p>	<p>対応なし</p>	
<p>一般国道140号 雁坂道路 (S60年度～H10年度) 関東地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>437</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 事業着手時 447百万円 事業完了時 447百万円 B/C 事後評価時 1.1 (B:612, C:580) (事業の効果の発現状況) ・秩父市から甲府市間の所要時間が60分短縮 ・交通不能区間(雁坂峠)が解消し、地域振興に寄与 ・埼玉県秩父郡大滝村の孤立化が解消 ・埼玉県大滝村から災害拠点病院への所要時間が、約30分短縮 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、現時点においては、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 雁坂道路の効果は、周辺の道路ネットワークが構築された時点において、さらに効果が発現されるものと考えられるため、今後も注視していく。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 地形、地質等に合わせた最適な施工方法の導入やいかなる場合においても対応が出来るような体制の整備が重要と考える。</p>	<p>対応なし</p>	<p>関東地方整備局 道路計画第一課 (課長 沓掛 敏夫)</p>
<p>一般国道298号 東京外かく環状道路 (S45年度～H10年度) 関東地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>4,100</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 交通量 計画時 43,900台/日 実績 42,458台/日 全体事業費 事業着手時 4,100百万円 事業完了時 4,100百万円 B/C 事後評価時 1.7 (B:13, 180, C:7, 690) (事業の効果の発現状況) 旅行速度(一般国道八潮市八条) 供用前 14.1km/h 23, 1km/h (社会経済情勢の変化) 沿線地区の従業者数 供用前 30,590人 供用後 34,364人 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、現時点においては、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 三郷地区の暫定2車線の区間(延長8.4km)は交通量の増加により交通混雑が発生。今後平成16年度4車化に向けて事業を始める。一般国道298号は、専用部と一体となって機能するとともに、また、千葉県区間の一般部と一体となって、さらに効果を発揮すると考えられるため、埼玉県(三郷JCT)から千葉県(高谷JCT)の一般部と専用部の供用後に調査を行う。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 計画的に事業を進め、用地買収においては、速やかに事業認定手続きに移行するなど、当初の供用目標を達成できるよう事業推進に努めていくことが重要と考える。</p>	<p>対応なし</p>	

<p>一般国道17号 小千谷バイパス (S51年度～H10年度) 北陸地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>362</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 交通量 実績 21,100台/日(暫定) 全体事業費 事業着手時 23,600百万円 事業完了時 36,200百万円 B/C 事後評価時:3.6(B:2,422億円、C:666) (事業の効果の発現状況) 旅行速度 供用前 36.7km/h 供用後 43.4km/h 死傷事故率 供用前 32件/億台km 供用後 28件/億台km (社会経済情勢の変化) 事業所数及び小売店舗数は、年々減少傾向に推移。 工業製品出荷額及び商業年間販売額は、ほぼ横ばいに推移。 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要性はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 現段階においては、事業の効果が発現されており、特段の見直しの必要性はない。</p>	<p>対応なし</p>	<p>北陸地方整備局 道路計画課 (課長 吉田 秀 範)</p>
<p>一般国道19号 上松バイパス (S45年度～H10年度) 中部地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>147</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 交通量 計画時 135台/日(S58バスのH12推計) 実績 130台/日(H15実測) 全体事業費 事業完了時 147億円 B/C 事後評価時 1.4(B:300億円、C:217億円)(基準年:H15年) (事業の効果の発現状況) 旅行速度 供用前 33.2km/h 57.1km/h 渋滞長 供用前 12.7km 0km (事業実施による環境の変化) 騒音の低下 供用前 84dB 供用後 51dB(夜間) (社会経済情勢の変化) 中央自動車道から19号木曾地域への大型車の交通量転換が依然継続。 19号の交通事故発生は、依然多発。(上松バイパス区間では大幅減少) (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 必要なし (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	<p>中部地方整備局 道路計画課 (課長 小川 智 弘)</p>
<p>一般国道27号 和知バイパス (S57年度～H14年度) 近畿地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>192</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 交通量 実績 5,800台/日 全体事業費 事業完了時 19,200百万円 B/C 事後評価時 1.0(B:304、C:296) (事業の効果の発現状況) 事前通行規制区間の解消 交通事故の減少 通学路の安全の確保 所要時間の短縮(綾部市～丹波間 供用前42分 供用後33分) (社会経済情勢の変化) 道の駅「和」の入込客数及び売上げ額の増加 入込客数 供用直後 60万人/年 直近 65万人/年 売上額 供用直後 1.8億円/年 直近 2.8億円/年 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業を適切に実施しており、改善措置の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 本事業の主な目的は事前通行規制区間の解消であるため、「災害時の走行時間短縮便益」を考慮</p>	<p>対応なし</p>	<p>近畿地方整備局 道路計画第一課 (課長 池口 正 晃)</p>
<p>一般国道194号 寒風山道路 (S53年度～H11年度) 四国地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>272</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 交通量 380台/日(H2) 1,040台/日(H11) 全体事業費 272億円 B/C 1.2(B:484億円、C:410億円) (事業の効果の発現状況) ・本川村や吾北村からJR伊予西条駅への所要時間が約40分短縮され、鉄道を利用して早く本州へ到達可能となった。 ・本川村から西条市内の二次医療施設まで約1時間で到達可能となった。(約40分の短縮) ・旧道は急勾配、急カーブが連続していたが、寒風山道路はカーブの最小半径が300mとなり、線形が大幅に向上したことで安全性が向上した。 ・寒風山トンネルの供用により冬期における雪による通行止め(H4～H10で10件発生)が解消された。 (社会経済情勢の変化) 県外からの観光客が約3倍に増加 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 改善措置の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 見直しの必要性はない。</p>	<p>対応なし</p>	<p>四国地方整備局 道路計画課 (課長 直原 史 明)</p>
<p>一般国道57号 島原深江道路事業 (H4年度～H11年度) 九州地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>261</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 交通量 計画時 供用前未計測 実績 8,339台/日 全体事業費 事業着手時 22,000百万円 事業完了時 26,100百万円 B/C 再評価時 未 事後評価時 1.7(B:63,200百万円、C:37,900百万円) 【参考B/C 4.0(B:150,600百万円、C:37,900百万円)(上記便益(走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益)以外に環境負荷軽減便益、災害時迂回時間短縮便益(鉄道・バス利用者が船舶等で迂回し増加する時間を軽減する便益)、不安軽減便益、災害時地域経済損失軽減便益、観光活性化便益を考慮)】 (事業の効果の発現状況) 旅行速度 供用前 40.6km/h(供用前現道) 46.8km/h(当該路線) 渋滞長 供用前 0m 0m (事業実施による環境の変化) 騒音の低下 供用前 71dB(供用前現道) 供用後 69dB(供用後現道) (社会経済情勢の変化) 深江地区の就業者数 供用前 3,739人 供用直前 3,890人 (今後の事後評価の必要性) 幹線道路としての機能、恒久的な交通の安全が確保されるので、今後の事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 現在も災害が懸念される中、住民の安心感を高めるなど効果の発現は十分であり改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 同種事業の計画にあつては災害時だけでなく、平常時も利用されやすい道路整備の計画が必要。また、通常の事業評価に加え、災害時の地域社会に対する影響の軽減などを評価対象とする必要があると考える。</p>	<p>対応なし</p>	<p>九州地方整備局 道路計画第一課 (課長 富山 英 範)</p>

<p>東北縦貫自動車道 [東北自動車道] (鹿沼～宇都宮間) 改築事業 (H4年度～H11年度) 日本道路公団</p>	<p>5年以内</p>	<p>382</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) B/C 事後評価時 2.7 (B:1,380億円、C:511億円、平成15年基準) (事業の効果の発現状況) 旅行速度(休日平均ピーク時) 供用前 66km/h 87km/h(上り:栃木～矢板) 69km/h 86km/h(下り:栃木～矢板) 渋滞発生時間(交通集中) 供用前 447時間/年 7時間/年(鹿沼～宇都宮) (事業実施による環境の変化) 騒音 供用後 54dB(環境保全目標:夜間55dB) (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 特になし (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	<p>日本道路公団 高速道路計画課 (課長 山内 泰次)</p>
<p>中央自動車道西宮線 [名神高速道路] (栗東～瀬田間・ 京都南～吹田間) 改築事業 (S58年度～H10年度) 日本道路公団</p>	<p>5年以内</p>	<p>4,935</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) B/C 事後評価時 1.3 (B:9,447億円、C:7,430億円、平成15年基準) (事業の効果の発現状況) 旅行速度(平日平均ピーク時) 供用前 58km/h 75km/h(上り:竜王～豊中) 61km/h 78km/h(下り:竜王～豊中) 渋滞発生時間(交通集中) 供用前 248時間/年 15時間/年(栗東～瀬田東) 5,341時間/年 457時間/年(京都南～吹田) (事業実施による環境の変化) 騒音 供用後 70dB(栗東～瀬田東、環境保全目標:昼間70dB) 供用後 58dB(京都南～茨木、環境保全目標:夜間65dB) 供用後 52dB(茨木～吹田、環境保全目標:夜間65dB) (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 特になし (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>大阪府道高速兵庫県道高 速道路大阪池田線(延伸 部) (S56年度～H10年度) 阪神高速道路公団</p>	<p>5年以内</p>	<p>2,086</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 交通量 計画時 51千台/日 実績 20千台/日 全体事業費 事業着手時 952億円 事業完了時 2,086億円 B/C 再評価時 (再評価を実施していない) 事後評価時 3.4 (B:12,188億円、C:3,544億 円) (事業の効果の発現状況) 旅行速度 供用前 19km/h 60km/h アクセス向上 供用前 66分 供用後51分 猪名川町～大阪市 (事業実施による環境の変化) 並行区間の大気汚染物質排出量の低下 供用前 33t-NOx/年 供用後 23t-NOx/年 (社会経済情勢の変化) 大阪市、池田市の人口・自動車保有台数に大きな変化なし。</p>	<p>対応なし</p>	
<p>神戸市道高速道路湾岸線 (7期) (S63年度～H10年度) 阪神高速道路公団</p>	<p>5年以内</p>	<p>859</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 交通量 計画時 71千台/日 実績 14千台/日 全体事業費 事業着手時 300億円 事業完了時 859億円 B/C 再評価時 (再評価を実施していない) 事後評価時 2.1 (B:2,693億円、C:1,268億 円) (事業の効果の発現状況) 旅行速度 供用前 28km/h 82km/h アクセス向上 供用前 66分 供用後61分 洲本市～神戸市 (事業実施による環境の変化) 並行区間の大気汚染物質排出量の低下 供用前 570t-NOx/年 供用後 446t-NOx/年 (社会経済情勢の変化) 神戸市の人口・自動車保有台数は緩やかな増加傾向。</p>	<p>対応なし</p>	<p>阪神高速道路公団 計画部調査課 (課長 吉田 聡)</p>
<p>高速道路改築事業(南港 中出入路増設) (H6年度～H10年度) 阪神高速道路公団</p>	<p>5年以内</p>	<p>63</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 交通量 計画時 16千台/日 実績 18千台/日 全体事業費 事業着手時 47億円 事業完了時 63億円 B/C 再評価時 (再評価を実施していない) 事後評価時 15 (B:1,582億円、C:107億円) (事業の効果の発現状況) 旅行速度 供用前 76km/h 77km/h(本線) アクセス向上 供用前 22分 供用後20分 大阪市役所～大阪南港トラクターミナル (社会経済情勢の変化) 大阪市の人口・自動車保有台数に大きな変化なし。</p>	<p>対応なし</p>	

【港湾整備事業】
(直轄)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
網走港 新港地区 小型船だまり整備事業 (H10年) 北海道開発局	5年以内	4.9	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 利用日数 計画時 97日/年 実績 142日/年 全体事業費 事業着手時 488百万円 事業完了時 487.5百万円 B/C 事後評価時 12.8 (B:74億円、C:6億円) (事業の効果の発現状況) 冬季(1月~3月)、流水により船舶の入港が不可能な期間がある中で、年間平均157日利用されている。 (事業実施による環境の変化) 休憩用物揚場の整備により、混雑状況が改善された。 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) (改善措置の必要性はない) (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	北海道開発局 港湾空港部港湾計画課 (課長 宮地 陽輔)
奥尻港 本港地区 国内物流ターミナル等整備 事業 (H2年~H10年) 北海道開発局	5年以内	62	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 貨物量 計画時 232千トン/年 実績 49千トン/年 【現在、当該岸壁の一部が一時的に他工事のために利用されている。今後港内の他岸壁で代替的に扱っている貨物215千トンがシフトする予定】 全体事業費 事業着手時 6,024百万円 事業完了時 6,171百万円 B/C 事後評価時 2.0 (B:93億円、C:47億円) (事業実施による環境の変化) 鉱産品荷役がフェリーターミナル近隣から離れた事により、ターミナル周辺施設に与える粉塵等の影響が軽減された。 船揚場整備により、漁業者の陸上移動距離が縮減された。 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) (改善措置の必要性はない) (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	
三隅港 エネルギー-港湾整備事業 (S57年~H9年) 中国地方整備局	5年以内	322	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 貨物量 計画時 3,866千トン/年 実績 2,283千トン/年(今後は発電所2号機の稼働を予定しており、貨物量は増大する予定) 全体事業費 事業着手時 25,259百万円 事業完了時 32,173百万円 B/C 事後評価時 2.9 (B:1,449億円、C:508億円) (事業の効果の発現状況) 中国電力㈱三隅発電所は平成10年6月より営業を開始し、全体計画140万KWのうち1号機の100万KWが供用した。その結果、平成10年~14年に輸入石炭を中心に平均で約250万トン/年の港湾貨物が取り扱われている。 (社会経済情勢の変化) 三隅発電所2号機の建設計画について、当初平成19年7月営業開始としていたが、地球環境問題への対応及び経済性の観点から、現在実証機の開発が進められている石炭ガス化複合発電方式を導入することとし、平成29年度営業開始に変更する旨、平成15年9月に中国電力㈱から島根県知事、三隅町長へ申し入れがなされた。 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) (改善措置の必要性はない) (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	中国地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 西村 拓)
厳原港 厳原・久田地区 防波堤整備事業 (S62年~H10年) 九州地方整備局	5年以内	78	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 貨物量 計画時 174.8万トン/年 実績 167.7万トン/年 全体事業費 事業着手時 66億円 事業完了時 78億円 B/C 事後評価時 1.3 (B:142億円、C:113億円) (事業の効果の発現状況) 冬季風浪に対する船舶の航行、操船、係留が安全に行える静穏な海域が確保出来たことにより、輸送コストの削減や安全性の向上が図れた。 (社会経済情勢の変化) ・対馬島の人口は、昭和35年国勢調査以来、減少している。 ・国内の定期航路が着実に増便されている。 ・国外の定期航路は平成11年度から就航された。 ・対馬島6町が合併し、平成16年3月1日から対馬市が発足した (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が妥当と判断し、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) (改善措置の必要性はない) (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	九州地方整備局 港湾空港部港湾計画課 (課長 神谷 昌文)

【空港整備事業】
(直轄)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
函館空港滑走路延長事業 (H2年度~H10年度) 北海道開発局 東京航空局	5年以内	178	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 東京路線利用者数 計画 1,440千人(H12年度) 実績 1,409千人(H12年度)、1,631千人(H14年度) 全体事業費 事業着手時 12,480百万円 事業完了時 17,775百万円 工期 事業着手時 H7年度供用開始予定 H10年度供用開始 B/C 事後評価時 1.2 (B:286億円、C:240億円) (事業効果の発現状況) 雪氷状態における大型機の着陸重量制限の緩和等により以下のような効果が発現 東京路線の大型機構成割合(冬期) 供用前 約2割 供用後 約8割 東京路線の就航率(冬期) 供用前 98.6% 供用後 99.0% (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 旅客数について、H12年度は有珠山噴火の影響で減少したが、その後は順調に回復。 (今後の事後評価の必要性) 年間を通じた大型航空機の就航により効率的な輸送力が確保されているなど事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 特になし (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	北海道開発局 港湾空港部空港課 (課長 栗田 悟) 東京航空局飛行場部 空港整備調整課 (課長 井上 秋雄)

【都市・幹線鉄道整備事業】
（地下高速鉄道整備事業）

事業名 （事業実施期間） 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 （担当課長名）
地下高速鉄道整備事業 （札幌市東西線：琴似～宮の沢） （H6年～H10年） 札幌市交通局	5年以内	480	（費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化） 輸送需要 計画 316千人/日（H11） 実績 215千人/日（H11） 全体事業費 事業着手時 61,375百万円 事業完了時 47,959百万円 B/C 事後評価時 1.7（B：101,475百万円、C：59,071百万円） （事業の効果の発現状況） 東西線乗車人員 210,852人/日（H9） 213,126人/日（H14） 地下鉄全線乗車人員 577,571人/日（H9） 563,846人/日（H14） （事業実施による環境の変化） 自動車交通量 18,156台/12h（H10） 16,331台/12h（H11）（宮の沢駅付近 都心方面） （社会経済情勢の変化） 東西線沿線の事業所数 1,561社（H8） 1,695社（H13） （今後の事後評価の必要性） 事業の効果が発現しており、再事業評価の必要はない。 （改善措置の必要性） より一層の事業効果発現のため、魅力ある商品の開発やサービス向上など一層の需要喚起に向けた取り組みを更に進めるとともに、沿線未利用地への公共施設や集客施設等の誘致、高度利用促進が図られるような対策を進めていく必要がある。 （同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性） 特になし	対応なし	札幌市交通局総務課 （課長 櫻井 一清）

【鉄道防災事業】

事業名 （事業実施期間） 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 （担当課長名）
J R北海道 根室線（音別～古瀬） （H10年） J R北海道	5年以内	0.79	・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の海岸の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない	対応なし	
J R北海道 函館線（張碓～銭函） （H10年） J R北海道	5年以内	0.15	・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の町道の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない	対応なし	
J R北海道 函館線（張碓～銭函） （H10年） J R北海道	5年以内	0.15	・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の海岸の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない	対応なし	J R北海道 経営企画部 （主幹 梅津 雅純）
J R北海道 根室線（厚岸～糸魚沢） （H10年） J R北海道	5年以内	0.15	・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の海岸の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない	対応なし	
J R北海道 日高線（厚岸～大狩部） （H10年） J R北海道	5年以内	0.10	・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の海岸の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない	対応なし	
J R四国 土讃線（財田～坪尻） （H10年） J R四国	5年以内	0.04	・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の河川の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない	対応なし	
J R四国 予讃線（箕浦～川之江） （H10年） J R四国	5年以内	0.05	・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の国道の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない	対応なし	
J R四国 予讃線（波方～大西） （H10年） J R四国	5年以内	0.09	・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の県道の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない	対応なし	
J R四国 予土線（真土～西ヶ方） （H10年） J R四国	5年以内	0.08	・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の河川の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない	対応なし	
J R四国 予土線（真土～西ヶ方） （H10年） J R四国	5年以内	0.14	・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の河川の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない	対応なし	
J R四国 予土線（真土～西ヶ方） （H10年） J R四国	5年以内	0.10	・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の河川の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない	対応なし	J R四国 工事課 （課長 美馬 将男）
J R四国 土讃線（三縄～祖谷口） （H10年） J R四国	5年以内	0.07	・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の国道の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない	対応なし	
J R四国 土讃線 （小歩危～大歩危） （H10年） J R四国	5年以内	0.08	・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の河川の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない	対応なし	
J R四国 土讃線 （小歩危～大歩危） （H10年） J R四国	5年以内	0.07	・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の河川の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない	対応なし	
J R四国 徳島線（川田～穴吹） （H10年） J R四国	5年以内	0.17	・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の国道の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない	対応なし	

J R九州 日豊線 (奄ヶ水 - 鹿児島) (H10年) J R九州	5年以内	0.23	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の国道の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない 	対応なし	J R九州 工事課 (副課長 鶴 英樹)
J R九州 指宿枕崎線 (瀬々串 - 中名) (H10年) J R九州	5年以内	0.06	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の国道の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない 	対応なし	
J R九州 指宿枕崎線 (指宿 - 山川) (H10年) J R九州	5年以内	0.28	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の国道の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない 	対応なし	
J R九州 肥薩線 (栗野 - 大隅横川) (H10年) J R九州	5年以内	0.06	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の県道の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない 	対応なし	
J R九州 肥薩線 (植村 - 霧島西口) (H10年) J R九州	5年以内	0.09	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が低下した ・事業完了後は当該箇所での災害は発生していないが災害発生時には被害の軽減が見込まれる ・鉄道の安全運行及び鉄道沿線の国道の保全保護に寄与している ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価等見直しの必要はない 	対応なし	

【航路標識整備事業】

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
天塩港西防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.06	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 4,429隻/年 実績 4,066隻/年 全体事業費 事業着手時 6.3百万円 事業完了時 6.3百万円 B/C 事後評価時 3.6 (B: 44, C: 12) (事業の効果の発現状況) 運航経費節減時間 176時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	海上保安庁交通部 計画運用課 (課長 金丸 侑二郎)
有珠湾口灯標 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.28	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 79,530隻/年 実績 61,502隻/年 全体事業費 事業着手時 28百万円 事業完了時 28百万円 B/C 事後評価時 5.0 (B: 185, C: 37) (事業の効果の発現状況) 運航経費節減時間 1,845時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	
浦の浜港田尻防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.05	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 60,225隻/年 実績 42,504隻/年 全体事業費 事業着手時 5.1百万円 事業完了時 5.1百万円 B/C 事後評価時 7.8 (B: 85, C: 11) (事業の効果の発現状況) 運航経費節減時間 850時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	

<p>飛鳥南灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.26</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 87,120隻/年 実績 78,568隻/年 全体事業費 事業着手時 26百万円 事業完了時 26百万円 B/C 事後評価時 41.2 (B:1,611, C:39) (事業の効果の発現状況) 海難減少隻数 供用前 10隻/年 2.0隻/年 通航経費節減時間 2,357時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>小浦港西防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.04</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 11,385隻/年 実績 8,694隻/年 全体事業費 事業着手時 4.0百万円 事業完了時 4.0百万円 B/C 事後評価時 1.8 (B:18, C:9.6) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 174時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>萩生港第一防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.04</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 7,755隻/年 実績 7,567隻/年 全体事業費 事業着手時 4.0百万円 事業完了時 4.0百万円 B/C 事後評価時 1.6 (B:15, C:9.6) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 151時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>伊豆白浜港幌浦第五防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.06</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 18,315隻/年 実績 17,549隻/年 全体事業費 事業着手時 5.6百万円 事業完了時 5.6百万円 B/C 事後評価時 2.9 (B:35, C:12) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 351時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>松部港南防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.06</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 12,540隻/年 実績 11,592隻/年 全体事業費 事業着手時 6.1百万円 事業完了時 6.1百万円 B/C 事後評価時 1.9 (B:23, C:13) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 232時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>三崎港東口北防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.07</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 101,970隻/年 実績 93,863隻/年 全体事業費 事業着手時 6.6百万円 事業完了時 6.6百万円 B/C 事後評価時 13.7 (B:187, C:14) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 1,877時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	<p>海上保安庁交通部 計画運用課 (課長 金丸 侑二郎)</p>

妻良港南防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.25	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 22,440隻/年 実績 21,574隻/年 全体事業費 事業着手時 25百万円 事業完了時 25百万円 B/C 事後評価時 1.4 (B: 45, C: 32) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 431時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	
木更津港富津航路(8基) (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.50	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 25,846隻/年 実績 22,295隻/年 全体事業費 事業着手時 50百万円 事業完了時 50百万円 B/C 事後評価時 12.7 (B: 1,529, C: 121) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 6,970時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	
甲賀港第一防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.04	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 15,015隻/年 実績 13,363隻/年 全体事業費 事業着手時 4.0百万円 事業完了時 4.0百万円 B/C 事後評価時 2.8 (B: 25, C: 9.2) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 254時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	
白塚港南防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.05	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 8,085隻/年 実績 7,567隻/年 全体事業費 事業着手時 4.7百万円 事業完了時 4.7百万円 B/C 事後評価時 1.5 (B: 15, C: 10) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 144時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	海上保安庁交通部 計画運用課 (課長 金丸 侑二郎)
衣浦港一色南防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.05	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 43,230隻/年 実績 41,538隻/年 全体事業費 事業着手時 4.7百万円 事業完了時 4.7百万円 B/C 事後評価時 3.3 (B: 33, C: 10) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 332時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	
三河福江港古田防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.05	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 5,155隻/年 実績 1,379隻/年 全体事業費 事業着手時 4.9百万円 事業完了時 4.9百万円 B/C 事後評価時 3.1 (B: 32, C: 10) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 312時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	

<p>東千里河芸マリーナ導流堤灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.06</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 登録船舶隻数 計画時 145隻/年 実績 150隻/年 全体事業費 事業着手時 5.5百万円 事業完了時 5.5百万円 B/C 事後評価時 1.5 (B: 17, C: 12) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 105時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>加領郷港沖防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.11</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 8,910隻/年 実績 9,499隻/年 全体事業費 事業着手時 11百万円 事業完了時 11百万円 B/C 事後評価時 1.2 (B: 19, C: 16) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 190時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 平成10年以降加領郷港漁協組合員が増加している。 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>播磨垂水港南防波堤西灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.06</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 22,275隻/年 実績 19,159隻/年 全体事業費 事業着手時 6.0百万円 事業完了時 6.0百万円 B/C 事後評価時 3.2 (B: 39, C: 12) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 383時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>樺泊港谷ノ浦東防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.04</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 65,175隻/年 実績 64,561隻/年 全体事業費 事業着手時 4.3百万円 事業完了時 4.3百万円 B/C 事後評価時 13.8 (B: 129, C: 9.4) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 1,291時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>宇佐港港口第二防波堤東灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.13</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 117,315隻/年 実績 103,845隻/年 全体事業費 事業着手時 13百万円 事業完了時 13百万円 B/C 事後評価時 11.2 (B: 207, C: 18) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 2,077時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>和泉尾崎港沖防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.16</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 3,978隻/年 実績 3,561隻/年 全体事業費 事業着手時 16百万円 事業完了時 16百万円 B/C 事後評価時 1.8 (B: 40, C: 23) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 400時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	<p>海上保安庁交通部 計画運用課 (課長 金丸 侑二郎)</p>

下ノ加江港外港第四防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.14	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 19,133隻/年 実績 17,734隻/年 全体事業費 事業着手時 14百万円 事業完了時 14百万円 B/C 事後評価時 3.5 (B: 70、C: 20) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 698時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	海上保安庁交通部 計画運用課 (課長 金丸 侑二郎)
久久井港A防波堤西灯台 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.06	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 9,075隻/年 実績 9,821隻/年 全体事業費 事業着手時 6.1百万円 事業完了時 6.1百万円 B/C 事後評価時 1.7 (B: 20、C: 12) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 196時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	
安浦港三津口中防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.06	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 15,675隻/年 実績 14,490隻/年 全体事業費 事業着手時 5.9百万円 事業完了時 5.9百万円 B/C 事後評価時 2.5 (B: 29、C: 12) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 290時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	
庵治港一文字防波堤北灯台 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.06	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 202隻/年 実績 1,245隻/年 全体事業費 事業着手時 6.3百万円 事業完了時 6.3百万円 B/C 事後評価時 4.8 (B: 60、C: 13) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 186時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	
女木港鬼ヶ島防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.02	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 8,842隻/年 実績 7,676隻/年 全体事業費 事業着手時 1.8百万円 事業完了時 1.8百万円 B/C 事後評価時 31.6 (B: 218、C: 6.9) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 738時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	
室津港新西町防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.06	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 3,559隻/年 実績 3,767隻/年 全体事業費 事業着手時 6.3百万円 事業完了時 6.3百万円 B/C 事後評価時 13.6 (B: 169、C: 12) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 565時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし	対応なし	

伊予北浦港北浦防波堤北灯台 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.06	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 9,239隻/年 実績 2,304隻/年 全体事業費 事業着手時 6.0百万円 事業完了時 6.0百万円 B/C 事後評価時 9.0 (B: 109, C: 12) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 345時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	対応なし	
大串崎沖灯標 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.18	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 102,630隻/年 実績 96,600隻/年 全体事業費 事業着手時 18百万円 事業完了時 18百万円 B/C 事後評価時 15.1 (B: 430, C: 28) (事業の効果の発現状況) 海難減少隻数 供用前 1.0隻/年 0.20隻/年 通航経費節減時間 2,898時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	対応なし	
阿連港A防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.05	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 15,840隻/年 実績 15,939隻/年 全体事業費 事業着手時 5.4百万円 事業完了時 5.4百万円 B/C 事後評価時 2.9 (B: 32, C: 11) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 319時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	対応なし	海上保安庁交通部 計画運用課 (課長 金丸 侑二郎)
対馬一重港島防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.13	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 17,325隻/年 実績 14,812隻/年 全体事業費 事業着手時 13百万円 事業完了時 13百万円 B/C 事後評価時 1.6 (B: 30, C: 19) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 296時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	対応なし	
相浦港一号防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.13	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 9,991隻/年 実績 8,843隻/年 全体事業費 事業着手時 13百万円 事業完了時 13百万円 B/C 事後評価時 12.9 (B: 239, C: 19) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 1,013時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	対応なし	
佐伯港本港北防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁	5年以内	0.12	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 19,553隻/年 実績 17,599隻/年 全体事業費 事業着手時 12百万円 事業完了時 12百万円 B/C 事後評価時 12.5 (B: 220, C: 18) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 547時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	対応なし	

<p>口之津港東防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.05</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 5,892隻/年 実績 6,626隻/年 全体事業費 事業着手時 5.3百万円 事業完了時 5.3百万円 B/C 事後評価時 27.6 (B: 307, C: 11) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 972時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>勝本港うの瀬新防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.05</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 60,160隻/年 実績 69,725隻/年 全体事業費 事業着手時 5.0百万円 事業完了時 5.0百万円 B/C 事後評価時 14.2 (B: 147, C: 10) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 1,414時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>御来屋港沖防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.06</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 11,065隻/年 実績 10,304隻/年 全体事業費 事業着手時 5.7百万円 事業完了時 5.7百万円 B/C 事後評価時 1.8 (B: 21, C: 11) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 206時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>小橋港沖第二防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.05</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 13,200隻/年 実績 12,719隻/年 全体事業費 事業着手時 5.1百万円 事業完了時 5.1百万円 B/C 事後評価時 2.4 (B: 26, C: 11) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 254時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>竹野港東防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.12</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 3,810隻/年 実績 923隻/年 全体事業費 事業着手時 12百万円 事業完了時 12百万円 B/C 事後評価時 2.5 (B: 43, C: 17) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 385時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>石田港東防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.04</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 8,415隻/年 実績 6,601隻/年 全体事業費 事業着手時 3.8百万円 事業完了時 3.8百万円 B/C 事後評価時 1.5 (B: 13, C: 8.8) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 132時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	<p>海上保安庁交通部 計画通用課 (課長 金丸 侑二郎)</p>

<p>入桑港北防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.06</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 9,900隻/年 実績 9,177隻/年 全体事業費 事業着手時 5.5百万円 事業完了時 5.5百万円 B/C 事後評価時 1.6 (B: 19, C: 12) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 184時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>塩屋港北防波堤西灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.16</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 4,811隻/年 実績 3,138隻/年 全体事業費 事業着手時 16百万円 事業完了時 16百万円 B/C 事後評価時 1.2 (B: 28, C: 23) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 280時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>西之表港沖防波堤北灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.28</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 4,685隻/年 実績 4,559隻/年 全体事業費 事業着手時 28百万円 事業完了時 28百万円 B/C 事後評価時 8.0 (B: 291, C: 37) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 916時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>鹿児島港本港区(3基) (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.45</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 56,815隻/年 実績 59,088隻/年 全体事業費 事業着手時 45百万円 事業完了時 45百万円 B/C 事後評価時 67.8 (B: 4,469, C: 66) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 7,672時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	<p>海上保安庁交通部 計画通用課 (課長 金丸 侑二郎)</p>
<p>湾港北防波堤灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.28</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 817隻/年 実績 563隻/年 全体事業費 事業着手時 28百万円 事業完了時 28百万円 B/C 事後評価時 1.7 (B: 58, C: 35) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 163時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>金武中城港中城新港東防 波堤西灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.06</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 899隻/年 実績 1,262隻/年 全体事業費 事業着手時 5.7百万円 事業完了時 5.7百万円 B/C 事後評価時 16.5 (B: 196, C: 12) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 1,971時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	

<p>平良港南防波堤北灯台 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.06</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 14,212隻/年 実績 16,120隻/年 全体事業費 事業着手時 5.5百万円 事業完了時 5.5百万円 B/C 事後評価時 1.2 (B: 14, C: 12) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 45時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>黒島水路(2基) (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.22</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 7,562隻/年 実績 6,988隻/年 全体事業費 事業着手時 22百万円 事業完了時 22百万円 B/C 事後評価時 1.7 (B: 57, C: 34) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 233時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>ディファレンシャルGPS局(14局) (H7~H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>20</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 対象漁船隻数 計画時 6,162,685隻/年 実績 5,354,911隻/年 全体事業費 事業着手時 1,963百万円 事業完了時 1,963百万円 B/C 事後評価時 3.8 (B: 44,850, C: 11,911) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 449,813時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	<p>海上保安庁交通部 計画運用課 (課長 金丸 侑二郎)</p>
<p>苫小牧船舶通航信号所 (H7~10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>4.3</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 管制対象船舶隻数 実績 8,615隻/年 全体事業費 事業着手時 427百万円 事業完了時 427百万円 B/C 事後評価時 3.9 (B: 6,812, C: 1,752) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 556時間/年 輸送時間費用節減時間 109時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 年間通航船舶隻数に多大な影響を及ぼす災害は、平成15年9月の地震による近傍の製油所火災が発生し、それに伴う通航規制が3日間あった。 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>浦賀水道航路北口無線方位信号所 (H10年) 海上保安庁</p>	<p>5年以内</p>	<p>0.17</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 通航船舶隻数 計画時 238,345隻/年 実績 183,816隻/年 全体事業費 事業着手時 17百万円 事業完了時 17百万円 B/C 事後評価時 8.7 (B: 419, C: 48) (事業の効果の発現状況) 通航経費節減時間 367時間/年 輸送時間費用節減時間 6時間/年 (事業実施による環境の変化) 特になし (社会経済情勢の変化) 特になし (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	<p>対応なし</p>	

【都市基盤整備公団事業】
 (都市整備事業)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
自治医科大学周辺地区土地区画整理事業 (S56年～H10年) 都市基盤整備公団	5年以内	484	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・公示地価 S57 13,600円/㎡ (南河内町住宅地の平均) H15 83,800円/㎡ (南河内-3) ・都市計画道路小金井自治医大線他については、現計画においても地区周辺を含めた地域の道路ネットワークを担い、想定将来交通量について変更はない。 (事業の効果の発現状況) ・市街化状況 人口 約12,700人(平成15年11月時点) (計画人口の約7割の人口が定着) 施設立地 東京海上研修所、りそな銀行新センター、地域医学研究基金研究所附属健診センター等が立地 ・公共公益施設・都市機能の充実 都市計画道路4路線(駅前広場1)、近隣公園3箇所、街区公園12箇所等の公共施設の整備が完了し、小学校2校、中学校1校等の公益施設が整備され、地域住民の利用に供されているとともに、上水道、下水道(分流式)、都市ガス、CATVの整備等により、良好な住環境が実現。 ・その他 地区内にショッピングセンター2店舗、銀行等の施設が立地し、生活利便性が高まった。 (事業実施による環境の変化) ・南河内町及び国分寺町における人口は、事業開始時に比較し約13,500人増加。 (社会経済情勢の変化) ・上位計画:「栃木県南部地方拠点都市地域・整備計画」(H7.12)において「重点的に居住環境を整備する地域」として、引き続き位置づけ。 ・昭和58年4月にJR東北本線自治医大駅が開設。 (今後の事後評価の必要性) なし。 公共施設の整備や利便施設の立地など良好な居住環境を有する市街地が整備され、栃木県南地域における都市施設整備及び「学圏緑住都市構想」の具体化に寄与。 (改善措置の必要性) なし。 目的とした事業効果が発現しており、改善措置の実施の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし。	対応なし	
研究学園地区 新住宅市街地開発事業 (S43年～H10年) 都市基盤整備公団	5年以内	975	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 公示地価 S48 9,700円/㎡ (谷和原-1,2,3の平均) H15 160,000円/㎡ (つくば 17) (事業の効果の発現状況) ・人口 約15,000人(平成16年1月時点) ・都市機能の充実 (都心地区施設)つくばセンタービル・ショッピングセンター“クレオ” つくば文化会館“アルス” つくばセンター交通広場 等 (住民利便施設)教育施設(小学校4、中学校3、高校2) 文化施設(児童館、公民館、図書館等)等 ・良好な環境の確保 (公的住宅等)公務員宿舎(約7,700戸)、公的住宅等(約3,000戸)(研究学園地区全体) (都市の骨格)9路線の幹線道路(南北3、東西6)、歩行車軸(研究学園地区全体) (新都市施設)共同溝、地域冷暖房システム、CATV (公園・緑地)近隣公園10箇所、街区公園13箇所 (市街地景観)都心地区におけるデザイン誘導(景観審査会) 公共サイン デザインマニュアルによるサイン計画 (事業実施による環境の変化) ・研究学園地区の整備に伴い、つくば市における人口は事業開始時に比較し約11.5万人増加。 ・周辺開発地区において、260社の民間研究機関が立地。 (社会経済情勢の変化) ・研究法に基づき、引き続き周辺開発が実施されている。 ・平成17年度につくばエクスプレスが開通予定。沿線において県・公団により土地区画整理事業が施行されている(葛城ほか3地区) ・首都圏整備計画、業務核都市構想等に引き続き位置付けられている (今後の事後評価の必要性) なし。 公共施設の整備や利便施設の立地など公共公益施設の整備により、良好な住宅地の供給がなされ、科学技術の振興と高等教育の充実等を目的とした研究都市建設に寄与。 (改善措置の必要性) なし。 目的とした事業効果が発現しており、改善措置の実施の必要性はない (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし。	対応なし	都市基盤整備公団 事業企画室 (調査役 尾畑 和雄)
研究学園地区 一団地の官公庁施設事業 (S43～H10年) 都市基盤整備公団	5年以内	13,045 (建築工事費 等含む)	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 公示地価 S48 9,700円/㎡ (谷和原-1,2,3の平均) H15 160,000円/㎡ (つくば 17) (事業の効果の発現状況) ・研究教育機能の充実 (移転新設機関)46機関 (文教系:8、建設系:5、理工系:16、生物系:16、共同利用系:1) ・良好な環境の確保 (都市の骨格)9路線の幹線道路(南北3、東西6)、歩行車軸(研究学園地区全体) (新都市施設)CATV (公園・緑地)研究教育機関の緑地保全、創出により、緑率が70%(研究学園地区全体) (事業実施による環境の変化) ・研究学園地区の整備に伴い、つくば市における人口は事業開始時に比較し約11.5万人増加。 ・周辺開発地区において、260社の民間研究機関が立地。 (社会経済情勢の変化) ・研究法に基づき、引き続き周辺開発が実施されている。 ・平成17年度につくばエクスプレスが開通予定。沿線において県・公団により土地区画整理事業が施行されている(葛城ほか3地区) ・首都圏整備計画、業務核都市構想等に引き続き位置付けられている (今後の事後評価の必要性) なし。 道路等公共施設の整備が完了し、また国等の研究・教育施設の立地が進むなど、科学技術の振興と高等教育の充実等を目的とした研究都市建設に寄与。 (改善措置の必要性) なし。 目的とした事業効果が発現しており、改善措置の実施の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし。	対応なし	

(優良建築物等整備事業)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
相模原共和 (H7年～H10年) 都市基盤整備公団	5年以内	38	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) - (事業の効果の発現状況) ・大型の賃貸住宅の供給により、敷地周辺の市街地化促進。ファミリー層の入居による街の活性化。沿道型住宅の供給により、その後開発された周辺集合住宅との連続性が保たれている。 ・空室率1% (1年以上の空室率 (H16.1末)) (事業実施による環境の変化) ・公園整備 (移管) により、周辺住環境を改善 (社会経済情勢の変化) ・地価の下落傾向は継続しているが、賃貸住宅需要は堅調 (今後の事後評価の必要性) ・事業の目的は達成されており、事業効果が発現していることから、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・募集状況は堅調であり、街区連続性の確保、住宅供給の促進という目的は達成されており、改善措置は必要としない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし	対応なし	
都通4丁目 (H9年～H10年) 都市基盤整備公団	5年以内	9.8	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) - (事業の効果の発現状況) ・被災者への住宅供給を促進。戦前の長屋を耐火性能の高いRC造へ再生したことにより、地域の防災面が向上。 (事業実施による環境の変化) ・特になし。 (社会経済情勢の変化) ・地価の下落傾向は継続している。 (今後の事後評価の必要性) ・震災復興の共同再建としての目標は達成されており、事業効果が発現していることから、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・震災復興の共同再建としての目的は達成されており、改善措置は必要としない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし	対応なし	
湊川1・2丁目A1 (H9年～H10年) 都市基盤整備公団	5年以内	6.8	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) - (事業の効果の発現状況) ・接道状況の改善、木造住宅をRC造の建物に再生したことにより、防災面が向上。 (事業実施による環境の変化) ・地区外周部緑化により周辺住環境を改善。 (社会経済情勢の変化) ・地価の下落傾向は継続している。 ・昭和61年より密集住宅市街地整備促進事業区域に指定されており、地区周辺の整備が進んでいる。 (今後の事後評価の必要性) ・震災復興の共同再建としての目標は達成されており、事業効果が発現していることから、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・震災復興の共同再建としての目的は達成されており、改善措置は必要としない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし	対応なし	都市基盤整備公団 事業企画室 (調査役 尾畑 和雄)
湊川1・2丁目A2 (H9年～H10年) 都市基盤整備公団	5年以内	3.8	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) - (事業の効果の発現状況) ・接道状況の改善、木造住宅をRC造の建物に再生したことにより、防災面が向上。 (事業実施による環境の変化) ・地区外周部緑化により周辺住環境を改善。 (社会経済情勢の変化) ・地価の下落傾向は継続している。 ・昭和61年より密集住宅市街地整備促進事業区域に指定されており、地区周辺の整備が進んでいる。 (今後の事後評価の必要性) ・震災復興の共同再建としての目標は達成されており、事業効果が発現していることから、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・震災復興の共同再建としての目的は達成されており、改善措置は必要としない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし	対応なし	
東灘甲南町 (H9年～H10年) 都市基盤整備公団	5年以内	5.6	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) - (事業の効果の発現状況) ・被災者への住宅供給を促進。戦前の長屋を耐火性能の高いRC造へ再生したことにより、地域の防災面が向上。 (事業実施による環境の変化) ・特になし。 (社会経済情勢の変化) ・地価の下落傾向は継続している。 (今後の事後評価の必要性) ・震災復興の共同再建としての目標は達成されており、事業効果が発現していることから、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・震災復興の共同再建としての目的は達成されており、改善措置は必要としない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし	対応なし	
兵庫長田第一 (H7年～H10年) 都市基盤整備公団	5年以内	35	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) - (事業の効果の発現状況) ・被災マンション建替えにより、被災者への住宅供給を促進。 (事業実施による環境の変化) ・特になし。 (社会経済情勢の変化) ・地価の下落傾向は継続している。 (今後の事後評価の必要性) ・被災マンション建替えにより構造的・防炎的に確かな造りとし、長寿社会にも対応する住宅ストックの供給、被災者への住宅供給という目標は達成されており、事業効果が発現していることから、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・震災復興の共同再建としての目的は達成されており、改善措置は必要としない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし	対応なし	

中道通 (H8年~H10年) 都市基盤整備公団	5年以内	32	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) - (事業の効果の発現状況) ・被災者への住宅供給を促進。高齢者介護支援センター・特別養護老人ホームを合築したシルバーハウジングとして有効活用されている。 ・空家率0% (全戸借上) : 1年以上の空家率 (H16.1末現在) (事業実施による環境の変化) ・特になし (社会経済情勢の変化) ・地価の下落傾向は継続している。 (今後の事後評価の必要性) ・住宅は全戸神戸市が借上げており、また、高齢者介護支援センター・特別養護老人ホームの併設により周辺地域における高齢者の居住環境に貢献している。よって、震災復興の住宅供給という目標は達成されており、事業効果が発現していることから、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・震災復興の住宅供給としての目的は達成されており、改善措置は必要としない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし	対応なし	都市基盤整備公団 事業企画室 (調査役 尾畑 和雄)
落合 (H8年~H10年) 都市基盤整備公団	5年以内	58	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) - (事業の効果の発現状況) ・駅を中心として熟成した集合住宅ゾーンを形成。 ・空家率0% : 1年以上の一般空家 (H16.1末現在) (事業実施による環境の変化) ・公共的歩行者動線を確保し、緑道ネットワークを形成。 (社会経済情勢の変化) ・地価の下落傾向は継続している。賃貸住宅需要は堅調である。 (今後の事後評価の必要性) ・住宅の約半数(116戸)は神戸市が借上げており、また、公団賃貸住宅の募集状況は堅調である。 ・市営・県営・市公社住宅等とともに熟成した住宅地が形成されている。 ・以上より、震災復興の住宅供給としての目的は達成されており、事業効果が発現していることから、再事業評価は必要ない。 (改善措置の必要性) ・震災復興の共同再建としての目的は達成されており、改善措置は必要としない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし	対応なし	
尼崎西難波 (H8年~H10年) 都市基盤整備公団	5年以内	39	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) - (事業の効果の発現状況) ・震災復興関連事業として、尼崎市内の被災者及び周辺地域から幅広い需要を喚起し、被災者への住宅供給を促進。 ・空家率0% : 1年以上の一般空家 (H16.1末現在) (事業実施による環境の変化) ・地域に開かれた公園整備(移管)により、周辺住環境を改善。 (社会経済情勢の変化) ・地価の下落傾向は継続している。賃貸住宅需要は堅調である。 (今後の事後評価の必要性) ・募集状況は堅調であり、震災復興の住宅供給として目的は達成されており、事業効果が発現していることから、再事業評価は必要ない。 (改善措置の必要性) ・震災復興の共同再建としての目的は達成されており、改善措置は必要としない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし	対応なし	
尼崎金楽寺町 (H8年~H10年) 都市基盤整備公団	5年以内	40	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) - (事業の効果の発現状況) ・被災者への住宅供給を促進。市街地の工場跡地の土地利用転換を実現。 ・空家率0% (全戸借上) : 1年以上の空家率 (H16.1末) (事業実施による環境の変化) ・地域に開かれた公園整備(移管)、外周部のグリーンベルトの整備により、住環境が改善。 (社会経済情勢の変化) ・地価の下落傾向は継続している。 ・JR尼崎駅周辺は再開発事業等による整備が進んでおり、地区周辺においても工場から土地利用転換が進んでいる。 (今後の事後評価の必要性) ・住宅全戸を尼崎市及び兵庫県が借上げており、工場地域内に良好な住宅地が形成されたことをもって、震災復興の住宅供給としての目標は達成されており、事業効果が発現していることから、再事業評価は必要ない。 (改善措置の必要性) ・震災復興の共同再建としての目的は達成されており、改善措置は必要としない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし	対応なし	

【地域振興整備公団事業】
(地方都市開発整備等事業)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
吉備高原都市開発整備事業 (S55年~H10年) 地域振興整備公団	5年以内	400	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) (事後評価時B/C=1.2 (B: 452億円、C: 375億円)) (事業の効果の発現状況) ・保健福祉のむちの建設(吉備高原総合リハビリテーションセンター、重度身体障害者授産所、重度障害者多数雇用事業所等) ・吉備高原学園高等学校、県生物科学総合研究所の立地、国立吉備少年自然の家、吉備高原ニューサイエンス館の立地 ・リゾートホテル、レストラン、キャンプ場等レクリエーション施設の整備 ・自然地形を活かした住宅地、建築協定等による街並みの誘導、公共下水道の整備等快適な生活の場の建設 (事業実施による環境の変化) ・貴重種であるサクラバハノンキは、自然教育レクリエーション区において現況のまま保存されている。 (社会経済情勢の変化) ・夜間人口1,915人、昼間人口2,389人(H15.4) ・加茂川町、賀陽町は、H16年秋に吉備中央町として合併予定。合併後の適当な時期に町役場を吉備高原都市内に置くことになっており、新都市の重要性、位置づけは今後も高まっていく。 (今後の事後評価の必要性) ・今後の事後評価の必要性はない。(自然と調和した良好な居住環境を実現し、各種施設の立地が進んでいる。) (改善措置の必要性) ・改善措置の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性)	対応なし	地域振興整備公団 都市整備計画部 企画調整課 (課長 神山 敬次)

鳥取新都市開発整備事業 (S58年～H10年) 地域振興整備公園	5年以内	380	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・事後評価時B/C=1.4 (B:581億円、C:421億円) (事業の効果の発現状況) ・約1,400戸の独立住宅用地の整備 ・職業能力開発促進センター、新産業創造センターの立地、鳥取環境大学の開学 ・工業用地を整備し、機械、印刷等14企業が進出 ・特別養護老人ホーム、保育所の立地、小学校の開学等 (事業実施による環境の変化) ・事業区域の縁辺部は緑地として保存するとともに、価値が認められる植物群落は公園・緑地として保存している。 (社会経済情勢の変化) ・新都市内人口 4,633人 (H15年末) (今後の事後評価の必要性) ・今後の事後評価の必要性はない。(事業目的である住宅、教育、研究、工業等の機能について概ね計画どおりの立地が進んでいる。) (改善措置の必要性) ・改善措置の必要性はない。(事業完了後に、業務等施設用地については、社会経済情勢の変化に対応して、利便施設用地、住宅用地等に計画変更を行い、工事を実施し、現在分譲中である。) (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし。	対応なし	地域振興整備公園 都市整備計画部 企画調整課 (課長 神山 敬次)
--	------	-----	---	------	--

〔その他施設費〕

【官庁営繕事業】

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
釧路地方合同庁舎 (H7年～H12年) 北海道開発局	5年以内	123	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 事業着手時 11,368百万円 事業完了時 12,277百万円 ・B/C 1.1 (B:23,958百万円、C:21,160百万円) (事業の効果の発現状況) ・延べ面積 旧庁舎 9,630㎡ 新庁舎 25,318㎡ ・合同、集約化による利用者の利便性の向上はもとより、建物の性能が向上したことにより、バリアフリー化、耐震性能の大幅な強化による防災拠点機能の充実化など、行政サービスの向上となった。又、地域との連携による施設整備により、市民のまちづくりに対する意識、地域の活性化を誘発して行くことと思われる。 (事業実施による環境の変化) ・来庁者の約8割が庁舎建設により周辺の街並み景観について向上したと評価している。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・事業の効果が十分に発現しているため改善の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・シビックコア地区での事業の場合、構内緑地を市民への公園提供として便益として加える検討が必要。	対応なし	北海道開発局 営繕部計画課 (課長 島崎昭彦)
留萌開発建設部 (H7年～H12年) 北海道開発局	5年以内	24	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 事業着手時 2,477百万円 事業完了時 2,401百万円 ・B/C 1.2 (B:3,942百万円、C:3,275百万円) (事業の効果の発現状況) ・延べ面積 旧庁舎 4,339㎡ 新庁舎 6,784㎡ ・適正な執務環境が整備され公務の能率向上に大きく貢献しており、高齢者、身体障害者等に配慮した施設整備及び駐車場整備など利用者の利便性向上が図られている。前面駐車場を地域に開放できるように計画しており、留萌の景観に配慮し、一般利用者及び地域住民からも好印象を受けている。 (事業実施による環境の変化) ・来庁者の約7割が庁舎建設により周辺の街並み景観について向上したと評価している。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・事業の効果が十分に発現しているため改善の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし	対応なし	
青森第2地方合同庁舎 (H7年～H10年) 東北地方整備局	5年以内	42	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 事業着手時 3,700百万円 事業完了時 4,200百万円 ・B/C 1.1 (B:7,606百万円、C:7,130百万円) (事業の効果の発現状況) ・延べ面積 旧庁舎 5,745㎡ 新庁舎 10,274㎡ ・来庁者と地域住民の8割以上が建物全体の満足度について良いと評価している。 ・職員の約9割が建物全体の満足度について良いと評価している。 (事業実施による環境の変化) ・来庁者と地域住民の約9割が建物と周辺環境との調和について良いと評価している。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・事業の効果が十分に発現しているため改善の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・営繕事業について、民間における市場メカニズムをベースに事後評価する方法について研究すること。	対応なし	東北地方整備局 営繕部計画課 (課長 丸田 智治)
仙台中税務署 (H8年～H10年) 東北地方整備局	5年以内	13	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 事業着手時 1,300百万円 事業完了時 1,300百万円 ・B/C 2.0 (B:2,510百万円、C:1,262百万円) (事業の効果の発現状況) ・延べ面積 旧庁舎 2,882㎡ 新庁舎 4,344㎡ ・来庁者と地域住民の9割が建物全体の満足度について良いと評価している。 ・職員の約7割が建物全体の満足度について良いと評価している。 (事業実施による環境の変化) ・来庁者と地域住民の約8割が、建物と周辺環境との調和について良いと評価している。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・事業の効果が十分に発現しているため改善の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・営繕事業について、民間における市場メカニズムをベースに事後評価する方法について研究すること。	対応なし	

<p>科学警察研究所 (H7年～H10年) 関東地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>228</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 事業着手時 22,486百万円 事業完了時 22,803百万円 ・B/C 1.4 (B:45,909百万円、C:31,503百万円) (事業の効果の発現状況) ・延べ面積 旧庁舎 6,677㎡ 新庁舎 35,937㎡ ・複雑化、増大化する鑑定に対応可能となっている。 ・利用者の8割以上がバリアフリー対応等について良いと評価している。 ・職員の8割以上が室内の印象等について良いと評価している。 (事業実施による環境の変化) ・建物による圧迫感を軽減し、周辺地域に調和している。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・事業の効果が十分であるので改善の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>税務大学校和光校舎 (H5年～H10年) 関東地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>483</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 事業着手時 48,437百万円 事業完了時 48,330百万円 ・B/C 1.2 (B:81,920百万円、C:66,620百万円) (事業の効果の発現状況) ・延べ面積 旧庁舎 42,793㎡ 新庁舎 96,227㎡ ・多様化、増大化する研修ニーズに対応可能となっている。 ・研修生の9割以上が室内の印象等について良いと評価している。 (事業実施による環境の変化) ・研修生の8割以上が周辺環境との調和について良いと評価している。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・事業の効果が十分であるので改善の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>公務員研修所 (H4年～H10年) 関東地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>44</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 事業着手時 4,566百万円 事業完了時 4,421百万円 ・B/C 1.0 (B:7,699百万円、C:7,492百万円) (事業の効果の発現状況) ・延べ面積 旧庁舎 3,995㎡ 新庁舎 13,836㎡ ・多様化、増大化する研修ニーズに対応可能となっている。 ・研修生の8割以上が施設について利用しやすいと評価している。 (事業実施による環境の変化) ・研修生の8割以上が周辺環境との調和について良いと評価している。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・事業の効果が十分であるので改善の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし</p>	<p>対応なし</p>	<p>関東地方整備局 営繕部計画課 (課長 山口 浩史)</p>
<p>江戸川南税務署 (H8年～H10年) 関東地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>8.1</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 事業着手時 816百万円 事業完了時 812百万円 ・B/C 1.1 (B:2,731百万円、C:2,350百万円) (事業の効果の発現状況) ・延べ面積 旧庁舎 0㎡ 新庁舎 2,195㎡ ・江戸川区南側居住者の来庁距離が短縮されている。(既存庁舎は江戸川区北側に位置する。) ・職員の8割以上が室内の印象等について良いと評価している。 (事業実施による環境の変化) ・来庁者の9割以上が周辺環境との調和について良いと評価している。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・事業の効果が十分であるので改善の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>港湾技術研究所 (港湾空港技術研究所) (H11年～H12年) 関東地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>21</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 事業着手時 2,178百万円 事業完了時 2,100百万円 ・B/C 1.4 (B:4,016百万円、C:2,809百万円) (事業の効果の発現状況) ・延べ面積 旧庁舎 1,543㎡ 新庁舎 4,278㎡ ・職員の約9割が室内の印象等について良いと評価している。 (事業実施による環境の変化) ・来庁者の8割以上が周辺環境との調和について良いと評価している。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・事業の効果が十分であるので改善の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし</p>	<p>対応なし</p>	
<p>東京港湾合同庁舎 (H8年～H12年) 関東地方整備局</p>	<p>5年以内</p>	<p>250</p>	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 事業着手時 25,509百万円 事業完了時 25,000百万円 ・B/C 1.0 (B:50,198百万円、C:47,621百万円) (事業の効果の発現状況) ・延べ面積 旧庁舎 25,446㎡ 新庁舎 50,522㎡ ・合同庁舎化により移動時間・待ち時間の短縮が可能となっている。 ・利用者の8割以上が施設について利用しやすいと評価している。 ・職員の8割以上が執務環境について向上したと評価している。 (事業実施による環境の変化) ・建物による圧迫感を軽減し、歩道沿いの緑地及び開放的なスペースを整備している。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・事業の効果が十分であるので改善の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし</p>	<p>対応なし</p>	<p>東北地方整備局 営繕部計画課 (課長 丸田 智治)</p>

建設大学校 (国土交通大学校) (H8年～H12年) 関東地方整備局	5年以内	130	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 事業着手時 13,072百万円 事業完了時 13,000百万円 ・B/C 1.0 (B:21,050百万円、C:19,285百万円) (事業の効果の発現状況) ・延べ面積 旧庁舎 14,396㎡ 新庁舎 30,204㎡ ・多様化、増大化する研修ニーズに対応可能となっている。 ・完全個室化により研修生の生活スタイル及びプライバシーの確保に対応可能となっている。 (事業実施による環境の変化) ・研修生の8割以上が周辺環境との調和について良いと評価している。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・事業の効果が十分であるので改善の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし	対応なし	東北地方整備局 営繕部計画課 (課長 丸田 智治)
さいたま広域合同庁舎 (さいたま新都心合同庁舎) (H7年～H12年) 関東地方整備局	5年以内	1,471	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 事業着手時 163,528百万円 事業完了時 147,100百万円 ・B/C 1.1 (B:387,984百万円、C:343,031百万円) (事業の効果の発現状況) ・延べ面積 旧庁舎 55,908㎡ 新庁舎 256,436㎡ ・職員の7割以上が執務環境について向上したと評価している。 (事業実施による環境の変化) ・景観、デザイン等統一された街並みの創出に寄与している。 ・周辺施設と一体的な地域の賑わいの創出に寄与している。 (社会経済情勢の変化) ・さいたま新都心地区の中核として地域に寄与し、経済波及効果をうみだしている。 (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・事業の効果が十分であるので改善の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし	対応なし	関東地方整備局 営繕部計画課 (課長 山口 浩史)
熱海税務署 (H8年～H10年) 中部地方整備局	5年以内	8.5	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 事業着手時 856百万円 事業完了時 849百万円 ・B/C 1.3 (B:2,579百万円、C:1,922百万円) (事業の効果の発現状況) ・建物の老朽および狭隘の解消が図られている。 延べ面積 旧庁舎 1,265㎡ 新庁舎 2,544㎡ ・ハートビル対応および耐震性能の確保がなされている。 ・駐車台数を増やすことで、来庁者の利便性の向上が図られている。 駐車台数 旧庁舎 5台 新庁舎 18台 ・来庁者の8割以上が建物全体の満足度について良いと評価している。 ・職員の約9割が建物全体の満足度について良いと評価している。 (事業実施による環境の変化) ・南側テラス部分に植栽を設けるなど積極的な緑化を行っている。 緑化率 旧庁舎 6% 新庁舎 20% ・効率の高い設備等を採用することで、環境負荷の低減を図っている。 CO2排出量 旧庁舎(推定) 172t-CO2/年 新庁舎 135t-CO2/年 ・来庁者の7割が建物と周辺環境との調和について良いと評価している。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果が概ね十分であり、事業をめぐる社会情勢にも適合しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・特になし (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・今後の同種事業において、利用者の声を反映した施設整備に努めること。	対応なし	中部地方整備局 営繕部計画課 (課長 椋平 健)
松阪地方合同庁舎 (H9年～H12年) 中部地方整備局	5年以内	25	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 事業着手時 2,569百万円 事業完了時 2,454百万円 ・B/C 1.1 (B:4,229百万円、C:3,889百万円) (事業の効果の発現状況) ・建物の老朽および狭隘の解消が図られている。 延べ面積 旧庁舎 3,318㎡ 新庁舎 6,941㎡ ・出先官署を集約合同化することで、利用者の利便性の向上、業務の効率化、土地建物の高度利用が図られている。 ・ハートビル対応および耐震性能の確保がなされている。 ・駐車台数を増やすことで、来庁者の利便性の向上が図られている。 駐車台数 旧庁舎 68台 新庁舎 114台 ・来庁者の9割以上が建物全体の満足度について良いと評価している。 ・職員の約8割が建物全体の満足度について良いと評価している。 (事業実施による環境の変化) ・太陽光発電、空調の送風量制御等、環境負荷低減技術を積極的に活用している。 CO2排出量 旧庁舎(推定) 468t-CO2/年 新庁舎 312t-CO2/年 ・来庁者の8割以上が建物と周辺環境との調和について良いと評価している。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果が概ね十分であり、事業をめぐる社会情勢にも適合しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・特になし (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・今後の同種事業において、利用者の声を反映した施設整備に努めること。 ・今後の同種事業において、緑地の適切な選定によりさらに庁内の緑化を推進すること。	対応なし	中部地方整備局 営繕部計画課 (課長 椋平 健)
敦賀駅前合同庁舎 (H9年～H11年) 近畿地方整備局	5年以内	-	-	評価手続中	近畿地方整備局 営繕部計画課 (課長 秋月 聡二郎)
神戸防災合同庁舎 (H10年～H11年) 近畿地方整備局	5年以内	-	-	評価手続中	近畿地方整備局 営繕部計画課 (課長 秋月 聡二郎)

出雲地方合同庁舎 (H10年～H12年) 中国地方整備局	5年以内	24	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 事業着手時 2,414百万円 事業完了時 2,411百万円 ・B/C 1.2 (B:4,216百万円、C:3,510百万円) (事業の効果の発現状況) ・税務署等の5官署を集約立体化した出雲地方合同庁舎整備は、位置の改善なども行っており、既存官署を改修・増築等による整備より、経済性及び利便性の観点で合理的であると判断される。 ・出雲市駅周辺整備事業(土地区画整理事業・二級河川赤川改修事業など)と連携した事業であり、出雲市駅周辺の拠点施設となっている。 ・完成後の利用者・職員の利用性は概ね良好である。(アンケート調査) (事業実施による環境の変化) ・敷地は、出雲市の「まちづくり」として、創造的な新拠点市街地に位置づけられた地区(駅南)の西側に位置します。赤川の水辺景観とも連携を図り、景観・環境への配慮を行っており、本事業による環境への影響は少ない。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果の発現が十分であり、今後の事後評価は必要ない。 (改善措置の必要性) ・事業の効果の発現が十分であるので改善の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・施設機能の向上を増築と代替部の維持修繕費で算出する方法は、わかりにくいですが、現段階ではこれに変わる方法はない。今後代替法以外の手法についても検討が望まれる。	対応なし	
大東税務署 (H9年) 中国地方整備局	5年以内	4.7	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 事業着手時 468百万円 事業完了時 466百万円 ・B/C 1.1 (B:631百万円、C:598百万円) (事業の効果の発現状況) ・老朽化した施設の建替えにより改善した大東税務署庁舎整備は、既存官署の改修・増築等による整備より、経済性及び利便性の観点で合理的であると判断される。 ・完成後の職員等の利便性は概ね良好である。(アンケート調査) (事業実施による環境の変化) ・敷地は、出雲大東駅とも近く主要幹線道沿いに位置する。現地建替として行った事業であり、本事業による環境への影響は少ない。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果の発現が十分であり、今後の事後評価は必要ない。 (改善措置の必要性) ・事業の効果の発現が十分であるので改善の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・施設機能の向上を増築と代替部の維持修繕費で算出する方法は、わかりにくいですが、現段階ではこれに変わる方法はない。今後代替法以外の手法についても検討が望まれる。	対応なし	中国地方整備局 計画課 (課長 松下 修)
広島地方・家庭裁判所呉支部 (H7年～H9年) 中国地方整備局	5年以内	15	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 事業着手時 1,549百万円 事業完了時 1,500百万円 ・B/C 2.0 (B:2,867百万円、C:1,439百万円) (事業の効果の発現状況) ・老朽化した施設の建替えによる改善、必要諸室の改善及び敷地の有効利用をした広島地方・家庭裁判所呉支部庁舎整備は、既存官署の改修・増築等による整備より、経済性及び利便性の観点で合理的であると判断される。 ・敷地の有効利用により処分した敷地に、民間施設(電器量販店)が整備された。 ・完成後の職員等の利便性は概ね良好である。(アンケート調査) (事業実施による環境の変化) ・敷地は、市街地の中心で多くの公共施設・民間施設の多い地区に位置する。現地建替として行った事業であり、本事業による環境への影響は少ない。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果の発現が十分であり、今後の事後評価は必要ない。 (改善措置の必要性) ・事業の効果の発現が十分であるので改善の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・施設機能の向上を増築と代替部の維持修繕費で算出する方法は、わかりにくいですが、現段階ではこれに変わる方法はない。今後代替法以外の手法についても検討が望まれる。	対応なし	
中津地方合同庁舎 (H11年～H12年) 九州地方整備局	5年以内	11	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・特になし。 (事業の効果の発現状況) ・事業の効果:B/C 1.2 (B:2,235百万円、C:1,813百万円) ・定性的な評価:来庁者及び勤務職員に対するアンケート調査の結果、概ね満足しているとの結果が得られている。 (事業実施による環境の変化) ・周辺への環境影響はない(事業の妥当性)。 (社会経済情勢の変化) ・特になし (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) ・事業の効果の発現が十分であるので改善の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・事業の効果を検証しつつ、今後も庁舎の合同化の計画を推進する。また、今後の施設設計においては、建物内のサイン計画を十分配慮する。	対応なし	九州地方整備局 管轄部計画課 (課長 大可 徹)
小倉税務署 (H8年～H10年) 九州地方整備局	5年以内	-	-	評価手続中	
大分県警察学校・機動隊 (H8年～H10年) 九州地方整備局	5年以内	-	-	評価手続中	
九州農業試験場 畑地利用部 (H9年～H10年)	5年以内	-	-	評価手続中	

【気象官署施設整備事業】

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
地殻岩石歪計観測施設の 整備 (H10年) 気象庁	5年以内	1.7	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 特になし</p> <p>(事業の効果の発現状況) 佐久間の歪計観測点は、平成11年3月の整備完了後、取得データの安定化、および、通常時の変動状況の調査を経て、気象庁が情報を発表する基準となる観測点に追加された。 気象庁では、東海地震に関連する情報として、東海地震予知情報や東海地震注意情報等を発表している。当該施設が整備されたことにより、従来よりもさらに防災行動の確保に有効となる迅速な発表が可能となった。 なお、当該施設を設置した地点は、設置以降に中央防災会議で決定された想定震源域の西方への拡大にも対応している。</p> <p>(事業実施の環境の変化) 特になし</p> <p>(社会情勢の変化) 中央防災会議は平成13年に東海地震の想定震源域の見直しを行い、平成14年には地震防災対策強化地域の追加指定を行った。 気象庁は平成16年1月に情報体系の変更を行い、東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報を発表していくこととした。東海地震予知情報は歪計3点以上で、東海地震注意情報は歪計2点で、東海地震観測情報は歪計1点で変化が現れた場合に、前兆すべりと判断できる程度に応じて発表を行うこととした。</p> <p>(今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はない。</p> <p>(改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。</p> <p>(同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特になし</p>	対応なし	気象庁 地震火山部管理課 (課長 竹内 昌明)

平成 15年度予算に係る新規事業採択時評価について

【公共事業関係費】

事業区分		新規事業採択箇所数
道路・街路事業	直轄事業	10
	補助事業等	5
市街地再開発事業		2
住宅市街地基盤整備事業 (旧住宅宅地関連公共施設等総合整備事業)		7
合 計		24

【その他施設費】

事業区分		新規事業採択箇所数
観光基盤施設整備事業		1
合 計		1

注 平成 15年度予算に関して、年度途中において事業費が予算化されたものについて評価を実施。

新規事業採択時評価結果一覧表

【道路・街路事業】
(直轄)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
東北横断自動車道 釜石秋田線 遠野～宮守 東北地方整備局	253	493	計画交通量：8,500台/日	154	3.2	・新幹線・空港等幹線交通網への利便性が高まる ・高速道路の整備とあわせた地域振興計画が進められている	本省道路局 高速国道課 (課長 横田 耕治)
東北中央自動車道 米沢～米沢 東北地方整備局	395	781	計画交通量：9,700台/日	240	3.3	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・並行道路において騒音レベルが低減する	
中部横断自動車道 八千穂～佐久 関東地方整備局	583	1,243	計画交通量：14,600台/日	354	3.5	・日常活動圏の中心都市へのアクセスが向上する ・地方の創意工夫による自主的な取り組み状況を評価する	
近畿自動車道 紀勢線 白浜～すさみ 近畿地方整備局	1,323	1,362	計画交通量：4,300～10,500台/日	784	1.7	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・日常活動圏の中心都市へのアクセスが向上する	
四国横断自動車道 阿南～小松島 四国地方整備局	463	2,745	計画交通量：22,800台/日	277	9.9	・新幹線・空港等幹線交通網への利便性が高まる ・日常活動圏の中心都市へのアクセスが向上する	
東九州自動車道 蒲江～北川 九州地方整備局	1,063	2,116	計画交通量：6,300～8,700台/日	636	3.3	・新幹線・空港等幹線交通網への利便性が高まる ・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される	
東九州自動車道 北郷～日南 九州地方整備局	233	761	計画交通量：13,800台/日	141	5.4	・高度な医療施設までの搬送時間が短縮される ・高速道路の整備とあわせた地域振興計画が進められている	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道41号 石浦バイパス(延伸) 中部地方整備局	125	333	計画交通量：15,500台/日	106	3.1	・物流効率化の支援、都市の再生がなされる ・国土・地域ネットワークの構築がなされる ・個性ある地域の形成、災害への備えがなされる ・生活環境の改善・保全がなされる	
一般国道2号 木原道路 中国地方整備局	230	419	計画交通量：35,000台/日	195	2.2	・円滑なモビリティの確保(現道における旅行速度の改善が期待される) ・物流の効率化の支援(重要港湾尾道系崎港へのアクセス向上が見込まれる) ・災害への備え(現道の特殊通行規制区間を回避) ・安全な生活環境の改善・保全(夜間騒音要請限度を超過している地区の騒音レベル低下が見込まれる)	
一般国道32号 猪ノ鼻道路 四国地方整備局	390	340	計画交通量：7,400台/日	202	1.7	・背高海上コンテナ通行規制区間の解消 ・防災点検要対策箇所の回避 ・事前通行規制区間の解消	

(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
一般国道279号 むつ南バイパス 青森県	122	333	計画交通量：10,400台/日	141	2.4	・現道の渋滞ポイント(本町交差点)が解消される。 ・特定地域振興重要港湾大湊港へのアクセスが改善される。	本省道路局 国道・防災課 (課長 中島 威夫)
一般国道408号 真岡宇都宮バイパス 栃木県	170	660	計画交通量：39,400台/日	146	4.5	・地域づくりの支援(拠点開発プロジェクト宇都宮テクノポリス開発を支援) ・中心市街地の活性化(中心市街地へ至る現道の混雑が緩和する)	
一般国道485号 松江第五大橋道路 島根県	450	574	計画交通量：35,200台/日	308	1.8	・円滑なモビリティの確保(現道等における混雑時旅行速度が20km/h以下である。J R松江東交差点他2箇所) ・物流の効率化の支援(重要港湾境港へのアクセス向上が見込まれる)	
一般国道375号 東広島道路 広島県	110	320	計画交通量：14,900台/日	88	3.6	・円滑なモビリティの確保(現道における旅行速度の改善が期待される。道照交差点) ・円滑なモビリティの確保(二種空港広島空港へのアクセス向上が見込まれる)	
一般国道219号 広瀬バイパス 宮崎県	102	372	計画交通量：24,700台/日	99	3.7	・円滑なモビリティの確保(宮崎空港へのアクセス向上) ・物流効率化の支援(宮崎港へのアクセスが改善)	

【市街地再開発事業】
(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
長野駅前A-1 長野市	21	69	周辺10kmの値上昇 区域内施設(延床面積 約1 2,000㎡)の収益向上	23	3.0	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定	本省住宅局 市街地建築課 (課長 高井 憲司)
平和町1番 岡山市	45	59	周辺10kmの値上昇 区域内施設(延床面積 約 16,300㎡)の収益向上	48	1.2	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定	

【住宅地関連公共施設等総合整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
みそら野ニュータウン他2						・当該団地は新潟市中心部から鉄道で約15分のところに立地し、職住近接を実現 等	
下興野中野線(街路) 新潟県新津市	16	45	計画交通量: 8,300台/日	13	3.5		
十日町駅西						・既存住宅市街地の住環境の向上を図る地区 等	
市道本町西線(道路) 新潟県十日町市	8.1	24	計画交通量: 11,900台/日	7.2	3.4		
新上野団地						・平成17年度から住宅供給を開始するため、関連公共施設を緊急に整備する必要がある ・当該団地は、富山市中心部から鉄道等で約25分のところに立地し、職住近接を実現 等	北陸地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 田村 英之)
町道 福島前山線(道路) 八尾町	5.8	5.3	計画交通量3800台(台/日)	5.1	1.0		
小野原西地区						・平成17年度から住宅供給を開始するため、関連公共施設を緊急に整備する必要がある ・当該団地は、大阪市中心部から約15kmのところに立地し、職住近接を実現 等	
小野原6号線(区画) 箕面市	17	127	計画交通量2,500台/日	15	8.7		
神野南地区他3団地						・当該地区は、姫路駅から鉄道等で約20分のところに立地し、職住近接を実現 等	
市道 加古川中部幹線(道路) 加古川市	53	723	計画交通量17,648台/日	285	2.5		
春日						・密集住宅市街地整備促進事業との一体的整備により防災安全性の向上が図られる ・熊本市中心部に立地し、職住近接を実現 等	
春日池上線(街路) 熊本県	90	340	計画交通量24,300台/日	108	3.2		
三ツ枝B団地						・当該団地は、地方拠点都市地域の拠点地区に立地 ・当該団地は、日向市中心部からバスで約10分のところに立地し、職住近接を実現 等	
富高財光寺通線(街路) 宮崎県	18	69	計画交通量6,300台/日	39	1.8		

【観光基盤施設整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	担当課 (担当課長名)
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
快適観光空間整備事業 福岡県柳川市	2.9	10.0	<ul style="list-style-type: none"> ・整備対象施設利用者数 100,000人/年 ・整備対象地域入込自家用車数 118,900台/年 ・一人あたりの支払意思額 さげもん館、沖端観光館 600円/人 自動車系誘導サイン 311円/人 	4.7	2.1	・旅行者の利便の増進等に併せて地域の活性化に資する。	本省総合政策局観光部 観光地域振興課 観光地域活動支援室 (室長 宮間 俊一)

中止事業について

(平成16年3月末時点)

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
河川事業	あつべつがわ 厚別川準用河川改修事業 北海道札幌市 (北海道 札幌市)	今後の改修予定区間においては、近年の離農傾向に伴って、特に農業資産の減少が著しく、事業費に対する効果が低いため事業を中止する。
	たかさがわ 高瀬川広域基幹河川改修事業(高瀬川) 長野県 (長野県 大町市等)	侵食防止のための根固め等の施設は必要ではあるが、計画流量に対して護岸工は完成しており、緊急性が低いことから、事業を中止する。
	どどがわ 松川広域基幹河川改修事業(百々川工区) 長野県 (長野県 須坂市)	残区間の背後地は畑地で浸水時の被害影響が小さいことに加え、地元調整が難航し事業休止の状態であることから、事業を中止とする。
	ふなと 諏訪地区低地対策河川事業(舟渡川) 長野県 (長野県 諏訪市)	当改修事業は、地盤沈下に伴う河道内への土砂押し出し及び流下能力不足による浸水被害の解消であるが、既に計画高水位までの改修が進み治水効果が得られている状態で平成11年度から休止状態となっており、事業費に対する効果が低いため、事業を中止とする。
	せとがわ 瀬戸川都市基盤河川改修事業 京都府 (京都府 京都市)	下流から延長見合いで75%の工事が完成し一定の治水効果を発揮している。未改修区間においては、景観上の配慮が求められる地域でもあり、かつ、事業の緊急性も低いことから、事業を中止とする。
	まつだがわ 松田川広域基幹河川改修事業(稗田川) 高知県 (高知県 宿毛市)	改修打ち切り区間より上流の左岸側は、山付け区間となり家屋への越水の影響がないこと。また、右岸側についても、国道56号の地盤が高く家屋への越水の影響がないことから、事業を中止する。
	おおたにがわ 大谷川高潮対策事業 高知県 (高知県 高知市)	本事業については、河床掘削を残し休止中であり、合流部下流河川の久万川が平成12年度に中止となったことから、河床掘削の実施される目処が立っていない。現状で、50年に1度発生するであろう洪水に対する改修については、概成しているため、事業を中止する。
ダム事業	ときがわ 土器川総合開発事業 四国地方整備局 (香川県 琴南町他)	利水の目処が立たないことから、特定多目的ダム事業である土器川総合開発事業は中止する。 なお、今後、土器川の治水・利水・環境の問題に関しては、河川整備計画を策定する中で流域の意見を踏まえて検討する。
	まつたん 座津武ダム建設事業 沖縄総合事務局 (沖縄県 国頭村)	座津武ダムが水資源開発施設として必要性がなくなったことから、特定多目的ダム事業としての同事業を中止する。
	とくら 戸倉ダム建設事業 水資源機構 (群馬県 利根郡 片品村)	すべての新規利水予定者より事業から撤退する意向が示されたことから、水資源機構が実施する治水・利水共同事業としての戸倉ダム建設事業を中止する。 地元の振興対策等については、国土交通省及び水資源機構が関係機関と相談をして、積極的に支援する。 一方、利根川の治水対策においては、上流ダム群の整備が遅れており、戸倉ダムで計画した治水対策は依然として必要な状況にある。 利根川全体の治水安全度の向上のため、既設ダム群の再編等が有効であり、現在、利根川上流ダム群再編事業が実施計画調査中であることから、この中で戸倉ダムの治水対策部分も含めて検討を行う。
	いささき 磯崎生活貯水池建設事業 青森県 (青森県 西津軽郡 深浦町)	治水と利水の両面の必要性を併せ持つことから緊急性が高く事業を進めてきたが、水道事業の撤退により、利水の必要性がなくなり、治水上はボトルネック部の改修を行うことにより、県内同規模河川並みの現況治水安全度が確保できることから、当面、事業の緊急性が薄れたため事業を中止する。

ダム事業	<p>にいだがわ 新田川ダム建設事業</p> <p>福島県 (福島県 原町市)</p>	<p>利水上は、当面の水需要に対してダムによる水資源確保の必要性がなくなったこと、また、治水上は、河川改修事業により近年最大であった平成元年8月の洪水にほぼ対応できるため、利水に併せて多目的ダムとして整備する緊急性がなくなったことから、事業を休止するという県の対応方針を踏まえ国庫補助を中止する。</p>
	<p>ひがしおあしがわ 東大芦川ダム建設事業</p> <p>栃木県 (栃木県 鹿沼市)</p>	<p>治水・利水上の必要性はあるが、ダム完成が大幅に遅れ、治水・利水計画に支障を来すことから、治水は段階的な河川改修で、利水は思川開発事業により代替が可能であり、事業費の縮減も可能ともなることから、事業を中止する。</p>
	<p>さなしがわ 佐梨川ダム建設事業</p> <p>新潟県 (新潟県 北魚沼郡 湯之谷村)</p>	<p>発電事業者の撤退により治水事業の負担額が増加し、費用に見合う効果が得られない状況となったため、事業を中止する。</p>
	<p>みなしがわ 三用川総合開発事業(三用川生活貯水池)</p> <p>新潟県 (新潟県 南魚沼郡 大和町)</p>	<p>地質調査の結果から、ダムサイト・ダム型式の変更による事業費の増加により、費用対効果が得られない状況となったため、事業を中止する。</p>
	<p>ながやすくち 長安口ダム貯水池保全事業</p> <p>徳島県 (徳島県 那賀郡 上那賀町)</p>	<p>本事業は、堆砂の進行が著しい長安口ダムにおいて、堆砂濁水対策計画として貯水池への進入路及び土捨て場等の建設であった。 事業は、掘削運搬が可能な貯水池への進入路まで完成したが、土捨て場の建設については、土捨て場である荒谷において、貴重種が発見され自然環境を保全すること等から、流域住民の合意を図ることが困難な状況となった。 よって本事業は、貯水池への進入路の建設で終了することとなった。 今後のダムの堆砂濁水対策については、河川整備計画を策定する中で幅広く検討する。</p>
	<p>しゃかいん 釈迦院ダム建設事業</p> <p>熊本県 (熊本県 中央町)</p>	<p>地質調査など詳細な調査を進めた結果、必要となる事業費が増大し、費用に見合う効果が得られなくなったとともに、他の治水代替策が経済的に有利となったため、事業を中止する。</p>
道路・街路事業	<p>たかほま 高浜生活貯水池建設事業</p> <p>熊本県 (熊本県 天草郡 天草町)</p>	<p>地質調査など詳細な調査を進めた結果、必要となる事業費が増大し、他の治水代替策が経済的に有利となったため、事業を中止する。</p>
	<p>しやうなかい 主要道路 静内中札内線</p> <p>北海道開発局 (北海道 静内町 ・ 中札内村)</p>	<p>北海道の「道道静内中札内線(道管理区間)の未改良区間においては、当分、新規の改築工事を行わない」との判断により、本路線への新たな交通需要を見込むことができず、幹線道路としての整備効果を期待することはできなくなったことから事業を中止する。</p>
	<p>かみさるひつぎはま 一般道路 上猿払清浜線</p> <p>北海道開発局 (北海道 猿払村 ・ 稚内市)</p>	<p>上猿払清浜線(開発道路)の残る区間は、残事業量が多大であるため事業期間が長期におよぶことや費用対効果が見込めないことから事業を中止する。</p>
	<p>ほっかいどう 一般道路 板谷路之台線</p> <p>北海道開発局 (北海道 中川町 ・ 幌加内町)</p>	<p>板谷路之台線(開発道路)の残る区間は、残事業量が多大であるため事業期間が長期におよぶことや費用対効果が見込めないことから事業を中止する。</p>
	<p>ほっかいどう 一般道路 夕張厚真線</p> <p>北海道開発局 (北海道 夕張市 ・ 厚真町)</p>	<p>夕張厚真線(開発道路)の残る区間は、残事業量が多大であるため事業期間が長期におよぶことや費用対効果が見込めないことから事業を中止する。</p>
	<p>ましけどうべつ 一般道路 増毛当別線</p> <p>北海道開発局 (北海道 増毛町 ・ 当別町)</p>	<p>増毛当別線(開発道路)の残る区間は、残事業量が多大であるため事業期間が長期におよぶことや費用対効果が見込めないことから事業を中止する。</p>
<p>りやうしはん 道路改築事業 (国道371号龍神四バイパス)</p> <p>和歌山県 (和歌山県 日高郡 龍神村)</p>	<p>本事業は、県土の活性化や均衡ある発展のために、橋本市から新宮市間を結ぶ国道371号の道路整備として必要不可欠な事業である。 しかし、現在、龍神村と中辺路町を結ぶネットワークとして、県道龍神中辺路線が大きな役割を果たしており、その結果、これまで進めてきた龍神四バイパス事業の緊急な整備の必要性が低下し、他の未整備区間への重点整備の必要から事業を中止する方針とした。</p>	

<p>道路・街路事業</p> <p>一般県道 西ノ島海士線 島前大橋</p> <p>島根県 (島根県 西ノ島町、海士町)</p>	<p>島内の道路整備を優先する必要があること、事業費が多大であり他の離島事業への影響が大きいこと、厳しい財政状況にあることから、島前大橋の建設を進めることは極めて難しい環境下であり、本事業を『休止』とする県の対応方針を踏まえ、国庫補助を中止する。</p>
<p>高崎渋川線</p> <p>群馬県 (群馬県 高崎市)</p>	<p>長野新幹線開業に伴う在来線のダイヤ改正により当該踏切遮断時間が減少し、立体交差を図る緊急性が薄れたこと及び踏切の立体化について地元の合意形成にさらなる時間を要す見込みであるため事業を中止とする。</p>
<p>公園線外一線</p> <p>長野県 (長野県安曇群豊科町)</p>	<p>西側の隣接区間の道路整備について、地域住民との合意形成にさらなる時間を要する見込みであり、事業着手の目途が立っていない。よって、国道147号との交差点以西の区間の整備を現在行っても整備効果が十分に発揮されないため、同交差点より西側の区間については事業を中止とする。 ただし、国道147号との交差点以東の改良はH15年度中に整備を行い、供用する。</p>
<p>土地区画整理事業</p> <p>東小千谷北地区土地区画整理事業 東小千谷北土地区画整理事業組合 (新潟県 小千谷市)</p>	<p>地価の下落、宅地需要の減少等により事業収支が合わなくなったこと等により組合員の合意形成が困難となり事業の進捗が見込めないこと、当該事業の停滞が関連事業(国道事業等)の遅延の原因となっていることなどから、事業を中止する。</p>
<p>長内地区土地区画整理事業 久慈市 (岩手県 久慈市)</p>	<p>地権者の合意形成が困難で事業の進捗が見込めないこと、当該事業が河川改修等の遅延の原因となっていることから、新たな整備方策を検討することとし、事業を中止する。</p>
<p>市街地再開発事業</p> <p>伊勢原駅北口A街区市街地再開発事業 伊勢原駅北口A街区市街地再開発事業組合 (神奈川県 伊勢原市)</p>	<p>地価の下落により事業化の目処が立たなくなったとともに、権利者の合意形成が困難となったため、事業を中止する。</p>
<p>記念橋周辺地区市街地再開発事業 記念橋周辺地区市街地再開発事業組合 (愛知県 瀬戸市)</p>	<p>権利者の合意形成が難航し、地区内で計画していた公益施設(国際博との関係で遅延できないものであった)の建設が単独で行われるなど、事業化の目処が立たなくなったため、事業を中止する。</p>
<p>坂出駅北口地区市街地再開発事業 坂出駅北口地区市街地再開発事業組合 (香川県 坂出市)</p>	<p>経済状況の低迷を受けて、商業床の保留床処分先が決まらない等事業化の目処が立たないことから、事業を中止する。</p>
<p>西小倉駅前第1地区市街地再開発事業 西小倉駅前第1地区市街地再開発事業組合 (福岡県 北九州市)</p>	<p>権利者の合意形成が難航するとともに、経済状況が悪化したのを受けてキーテナントが撤退する等事業進捗が見込めないことから、事業を中止する。</p>
<p>港湾整備事業</p> <p>佐世保港 前畑地区</p> <p>多目的国際ターミナル整備事業 九州地方整備局 (長崎県 佐世保市)</p>	<p>当該多目的国際ターミナルは、長崎県北部の地域振興のために必要かつ重要なターミナルである。しかしながら、社会経済情勢の変化等に伴い現時点では直ちに大型船の顕著な利用が見込めず航路・泊地の増進の緊急性が高くないことや、厳しい財政状況下における事業の優先順位、事業の進捗状況などを勘案し、ターミナルの暫定供用を図り主に中型船が利用する岸壁として有効利用することを優先しつつ、航路・泊地浚渫事業は一旦中止とした。</p>

<p>港湾整備事業</p>	<p>はまだこう ふくい 浜田港 福井地区 臨港道路整備事業 島根県 (浜田市 熱田町)</p>	<p>本事業については現地着工に至っていない中、港湾取扱貨物量が十分な伸びを示していないことにより整備の緊急性等が低くなっており、事業を一旦中止することが妥当と判断されたため。</p>
	<p>させほこう とどろき 佐世保港 轟地区 小型船だまり整備事業 佐世保市 (長崎県 佐世保市)</p>	<p>事業の必要性はあるものの、連続する廃棄物海面処分場の事業中止により事業費が増大し投資効果が見込めないため。</p>
	<p>みすみこう にしこう 三角港 西港地区 旅客対応ターミナル整備事業 (熊本県 宇土郡 三角町)</p>	<p>三角港西港地区は、明治三代築港の一つであり、当時の姿を残す石積ふ頭、水路等が現存している。このような中、本事業は築港当時利用されていた3基の浮桟橋のうち、1基について復元することで進められてきたが、整備後の遊覧船発着場としての利用を考慮した場合、構造上の制約から当時の形状に復元するのは困難であるとともに、重要文化財の指定を受けたこともあり、当該浮桟橋の復元については更なる検討のための時間が必要と判断したため。</p>
	<p>しみずこう ひで 清水港 日の出地区 港湾緑地整備事業 (静岡県 清水市)</p>	<p>現在、休止を余儀なくさせられている用地取得については、今後も用地買収が困難であることから、事業中止が妥当であると判断された。なお、整備済みの部分については所要の目的が達成されるよう全体計画を見直した。</p>
	<p>みかわこう じんの 三河港 神野地区 港湾緑地整備事業 (愛知県 蒲郡市)</p>	<p>神野西ふ頭における社会情勢の変化により、当該緑地の整備をやむなく中止することとした。なお、三河港としての緑地の整備要請は引き続き強いことから、港湾計画を改訂し、新たに大崎地区において緑地を確保することとしている。</p>
	<p>させほこう とどろき 佐世保港 轟地区 廃棄物埋立護岸整備事業 (長崎県 佐世保市)</p>	<p>佐世保港前畑地区多目的国際ターミナル整備事業(国直轄)の事業中止に伴い、浚渫土砂処分が必要なくなったため。</p>
<p>住宅市街地 基盤整備事業 (旧住宅地 関連公共施設 等総合整備事 業)</p>	<p>とうえいもとなかこせん 東栄元中子線 小千谷市 (新潟県 小千谷市)</p>	<p>住宅市街地基盤整備事業は、住宅地供給を促進するために関連して必要となる公共施設等の整備について補助する事業であり、補助の前提となる住宅地事業(土地区画整理事業)が事業中止となったため。</p>
	<p>ちやうおだ おおばせん 町道小田小浜線 隼人町 (鹿児島県 隼人町)</p>	<p>住宅市街地基盤整備事業は、住宅地供給を促進するために関連して必要となる公共施設等の整備について補助する事業であり、補助の前提となる住宅地事業の進捗が当面見込めないため。</p>
	<p>ちやうおだ にしせん 町道小田西線 隼人町 (鹿児島県 隼人町)</p>	<p>住宅市街地基盤整備事業は、住宅地供給を促進するために関連して必要となる公共施設等の整備について補助する事業であり、補助の前提となる住宅地事業の進捗が当面見込めないため。</p>
<p>都市基盤整備 公団事業</p>	<p>しんかわさき 新川崎地区(土地区画整理事業) 都市基盤整備公団 (神奈川県 川崎市・横浜市)</p>	<p>川崎市が打ち出した、新駅設置を前提とした土地区画整理事業の事業中止の方針を受け、今後、市の都市計画決定及び事業要請を受ける目処がたたないことから、事業中止とする。</p>

<p>都市基盤整備 公団事業</p>	<p>おやまだちく 小山田地区（土地区画整理事業） 都市基盤整備公団 （東京都 町田市）</p>	<p>社会経済情勢の変化により、当地区での大量の宅地需要は見込めないことから、本事業を中止する。</p>
	<p>はちおうしかわぐちちく 八王子川口地区（土地区画整理事業） 都市基盤整備公団 （東京都 八王子市）</p>	<p>社会経済情勢の変化により、前回の再評価時と比較して一層施設用地需要が低迷していることから、本事業を中止する。</p>
	<p>みなみけいにちく 南山第二地区（土地区画整理事業） 都市基盤整備公団 （兵庫県 加東郡 東条町）</p>	<p>隣接する南山地区に相当量の未処分宅地があり、当地区での宅地需要は見込めないことから、本事業を中止する。</p>
	<p>きづきた ひがちく 木津北・東地区（土地区画整理事業） 都市基盤整備公団 （京都府 相楽郡 木津町）</p>	<p>関西文化学術研究都市としての位置付けがあるものの、隣接する地区に今後供給予定の宅地が相当量あること、更に同地区に比べ交通条件が厳しいことから、公団による大量の宅地供給を主要な目的とする本事業は中止する。</p>

個別研究開発課題の評価書

- 平成15年度 -

平成16年3月29日 省議決定

国土交通省政策評価基本計画（平成14年3月22日省議決定）及び平成15年度国土交通省事後評価実施計画（平成15年3月27日省議決定）に基づき、個別研究開発課題についての事前評価、中間評価及び終了後の事後評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別研究開発課題評価の概要について

個別研究開発課題評価は、研究開発に係る重点的・効率的な予算等の資源配分に反映するために行うものである。

国土交通省においては、研究開発機関等（国土技術政策総合研究所、国土地理院、気象研究所、海上保安庁海洋情報部及び海上保安試験研究センターをいう。以下同じ。）が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題のうち、新規課題として研究開発を開始しようとするものについて事前評価を、研究開発が終了したものについて終了後の事後評価を、また、研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない課題については、3年程度を目安として中間評価を行うこととしている。評価は、研究開発機関等、本省又は外局が実施する。

（評価の観点、分析手法）

個別研究開発課題の評価にあたっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成13年11月28日内閣総理大臣決定）を踏まえ、外部評価を活用しつつ、研究開発の特性に応じて、必要性（科学的・技術的意義、社会的・経済的意義、目的の妥当性等）、効率性（計画・実施体制の妥当性等）、有効性（目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の養成等）の観点から総合的に評価する。

（第三者の知見活用）

評価にあたっては、その公正さを高めるため、個々の課題ごとに積極的に外部評価（評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする評価）を活用することとしている。外部評価においては、当該研究開発分野に精通している等十分な評価能力を有する外部専門家により、研究開発の特性に応じた評価が行われている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/hyouka>）に掲載することとしている）。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成16年度概算要求にあたり内容が明らかになった課題を含め、個別研究開発課題の事前評価、中間評価及び終了後の事後評価を平成15年度中にそれぞれ23件、2件、30件実施した。課題の一覧は別添1、評価結果は別添2のとおりである。

個々の課題ごとの外部評価の結果については、別添2の「外部評価の結果」の欄に記載のとおりである。今後とも、これらを踏まえ適切に個別研究開発課題の評価を実施することとしている。

対象研究開発課題一覧

事前評価

NO.	研究開発課題名
1	持続可能な社会構築を目指した建築性能評価・対策技術の開発
2	都市空間の熱環境評価・対策技術の開発
3	陸・海・空の事故防止技術の開発
4	活性炭素繊維(ACF)を活用した高機能排煙処理システムの開発
5	土壌・地下水汚染が水域に及ぼす影響に関する研究
6	建築物の「安心」の定量的評価のための技術基盤の研究
7	都市型社会に対応した市街地環境のあり方及び評価方法に関する研究
8	快適に憩える美しい東京湾の形成に関する研究(個別課題追加)
9	東アジアの航空ネットワークの将来展開に対応した空港整備手法に関する研究(個別課題追加)
10	地域資源・交通拠点等のネットワーク化による国際観光振興方策に関する研究
11	公共事業の総合コスト縮減効果評価・管理手法の開発
12	社会資本整備における合意形成手法の高度化に関する研究 ～共通理解の促進と満足度の向上を目指して～
13	都市地域の社会基盤・施設の防災性能評価・災害軽減技術の開発(個別課題追加)
14	航空レーザ測量を活用した地生態学的調査及び研究 -白神山地を例にして-
15	東海地震の予測精度向上及び東南海・南海地震の発生準備過程の研究
16	強震観測網を用いた都市構造物群の耐震改修戦略システムの開発
17	財産保持性に優れた戸建制振住宅に関する研究開発
18	高解像度大気汚染モデルによる道路交通政策評価システムの構築
19	圧電高分子膜による軽量遮音パネルの研究開発
20	建築インフィルの静脈ロジスティクス支援ツールの開発
21	環境ホルモンの無害化と暴露量削減に関する研究開発
22	環境修復機能の高い人工干潟設計システム開発に関する研究
23	鋼構造物の損傷度診断のための高精度超音波技術の開発

中間評価

NO.	研究開発課題名
1	スーパーエコシップの研究開発
2	地球温暖化によるわが国の気候変化予測に関する研究

終了後の事後評価

NO.	研究開発課題名
1	地殻活動観測データの総合解析技術の開発
2	先端技術を活用した国土管理技術の開発
3	GISを活用した次世代情報基盤の活用推進に関する研究
4	建設ITの高度化に向けたCAD標準技術の開発
5	まちづくりにおける防災評価・対策技術の開発
6	木質系建築廃棄物発生抑制技術の開発
7	ペンシルビルの連結による街並み再生手法の研究
8	バルコニー一体型ソーラー利用集合住宅換気空調システムの開発
9	室内科学物質空気汚染の事前評価と健康影響防止技術の開発
10	地上測量ゼロを可能にする航空測量機器およびソフトの研究開発
11	環境中における雨天時下水道由来のリスク因子の変容と動態
12	社会基盤施設の高精度情報化診断・寿命予測技術に関する研究開発
13	深海モニター用小型ロボットシステムの技術開発
14	大気汚染・騒音・振動の発生源・沿道環境対策技術
15	自然環境の保全・修復技術
16	情報提供と運転補助により事故防止を図る走行支援道路システム(AHS)の開発
17	地域性を考慮した地震動の評価及び次世代耐震設計技術
18	岩盤・斜面崩壊のリスクマネジメント技術
19	車両の大型化に対応した橋梁・舗装技術およびトンネルの断面拡大技術
20	都市間・都市内輸送の連携を強化した物流システムの開発
21	交通需要マネジメント(TDM)施策の具体化技術
22	未利用エネルギーの活用等による環境に優しい雪寒対策技術
23	舗装・橋梁の長寿命化とライフサイクルコスト(LCC)を最小化するためのマネジメント技術
24	地域特性を生かした効率的な道路計画・設計技術
25	地域の連携と交流を促進する新交通軸形成技術
26	道路政策を評価するシステムの開発
27	メガフロート情報基地機能実証実験
28	海底地殻活動の長期観測技術に関する研究
29	GPS連続観測による上下地殻変動検出手法開発に関する研究
30	宮城県沖想定震源域におけるプレート間カップリングの時間変化推定に関する研究

研究開発課題名	持続可能な社会構築を目指した建築性能評価・対策技術の開発	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長 北橋建治)
研究開発の概要	<p>建設から廃棄に至るまでのライフサイクルを通じてCO₂排出量と廃棄物排出量が少ない建築物の供給が促進される社会的枠組みを構築するための技術基盤を開発し、その普及を図るものである。</p> <p>これらの技術基盤は、優れた総合的な環境性能を有する建築物の供給を促す市場誘導のための施策立案・実施のベースとなるとともに、海外においても適用可能な技術として、国際的に情報発信・提供することにより、地球環境対策に対する国際的な貢献、及びわが国の建築関連産業の国際競争力の確保に資するものである。</p> <p>【研究期間 平成 16 年度～平成 18 年度 研究費総額 約 510 百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>開発成果を踏まえた建築分野の環境政策を通じて、市場機能を活用しながら、総合的な環境性能の優れた建築物を早急に普及させることにより、京都議定書等の国際的・国内的目標（温室効果ガスを 1990 年比で 2008 年～2012 年に 6%削減）の達成、及び持続可能（サステナブル）な社会の構築に寄与する。</p> <p>さらに世界に向けて評価技術及び設計・施工技術を情報発信し、国際基準に位置付けることにより、国際市場における競争力向上が期待される。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> わが国ではCO₂排出の 1 / 3 以上を建築分野が占めており、環境対策の推進には、環境負荷の小さい建築物の供給が促進されるような規制・誘導施策を導入することが有効である。そのためには建設から廃棄までライフサイクルを通じたエネルギー効率、リサイクル可能量等を定量化する技術の開発が不可欠である。 開発された評価技術を用いて、設計・施工を環境面から総合的に見直すことで、環境負荷の小さい建築物の普及を促進することが必要である。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> CO₂排出指標総合化検討会議、廃棄物排出指標総合化検討会議、環境性能最適化委員会を設ける等、国土技術政策総合研究所が中心となりながら、他省庁、独立行政法人研究所、地方自治体、大学、民間企業と連携し、産学官の共同研究体制で実施することで、効率的な研究体制が期待できる。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境性能を評価する指標が開発されることにより、それを利用した規制・誘導施策の導入や、消費者の自主的判断が促され、環境負荷の小さい建築物の普及を促進することに寄与する。 環境負荷の小さい建築技術と評価指標とを組み合わせることで、相乗的な効果が期待される。 開発された環境性能評価指標や設計・施工技術などを世界に情報発信することにより、地球規模の環境対策に係わる国際貢献が図られること、また、環境対策の面からわが国の建築関連産業の国際競争力の確保が図られることが大きく期待される。 		
外部評価の結果	<p>喫緊の社会的課題を的確に捉えており、国土交通省の総合技術開発プロジェクトとして早急に実施すべき重要な研究開発課題であると評価する。対象とする分野が広い課題であり、建築物の総合的な環境性能評価技術の確立に向け、研究成果の最終目標を明確に見定めつつ、個々の要素技術のトレードオフ関係にも留意しながら取り組むことが望まれる。また、評価技術の基準化にあたっては、国際貢献の具体的な戦略の過程を明確にしつつ取り組むことを期待する。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成 15 年 8 月 20 日、技術研究開発評価委員会)</p> <p>委員長 嘉門 雅史 京都大学大学院地球環境学堂教授</p> <p>委員 大林 成行 (株)国土情報技術研究所代表取締役社長</p> <p>〃 表 佑太郎 (社)建築業協会技術研究部会部会長</p> <p>〃 桑原 章次 (社)日本土木工業協会土木工事技術委員会副委員長</p> <p>〃 見城美枝子 青森大学社会学部教授</p> <p>〃 菅原 進一 東京理科大学総合研究所教授</p> <p>〃 友澤 史紀 日本大学理工学部教授</p> <p>〃 濱田 政則 早稲田大学理工学部教授</p> <p>〃 三井所清典 芝浦工業大学工学部教授</p> <p>詳細については、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/index.html) に掲載</p>		

研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 2】

研究開発課題名	都市空間の熱環境評価・対策技術の開発	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長 北橋建治)
研究開発の概要	<p>ヒートアイランド現象に代表される都市空間の熱環境を改善するために、地理情報等を活用しつつ、都市空間の熱環境を定量的に把握・評価する手法を構築して、改善対策の目標水準の設定手法や、地域特性に対応した熱環境改善に寄与する効果的な都市空間の形成技術を開発する。</p> <p>【研究期間 平成 16 年度～平成 18 年度 研究費総額 約 470 百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>都市内における緑化、水面等の確保、保水性舗装への改善、建物壁面等の改善、市街地形状の改善等のヒートアイランド対策について、その対策効果を共通の評価手法に基づき定量的に評価することを可能にする。</p> <p>地方公共団体等が地形、気候、土地利用等地域の特性に応じた熱環境の目標水準を設定し、効果的な対策を計画的に講じることを可能にする。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制改革推進 3 か年計画において重要な課題として指摘されているヒートアイランド対策については、発生メカニズムのさらなる分析や個々の対策の実施効果の評価手法の検討のほか、都市空間の形態(土地利用、建物、道路等の形態・配置)の改善による対策効果、海陸風の流れや市街地の広がり、河川・緑地の配置等の地理的条件をふまえた総合的検討が必要とされている。 平成 14 年 3 月に地球温暖化対策推進大綱が策定され、さらに平成 15 年度中にはヒートアイランド対策に係る大綱が策定されることになっており、都市空間における熱環境負荷の軽減に向けた総合的対策が要請されている。 ヒートアイランド対策に関する研究は、現象の解明や個別の要素技術の導入効果の定量化を中心に各方面で行われているが、地域特性を考慮した上で、複合的施策を効果的に実施するための判断基準の提供や、定量的な施策目標の設定に資する研究が必要とされている。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土技術政策総合研究所と国土地理院で課題を分担し、本省関係部局と連携しつつ、独立行政法人の研究者を含めた検討委員会を設立し共同研究を進める。さらに、地方公共団体の担当者、大学の研究者を含めたプロジェクト推進委員会を設置し、意見交換等をはかることで、効率的な研究体制が期待できる。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な熱環境改善対策の対策効果を、共通の評価手法に基づいて定量的に評価できるようになる。 地方公共団体等が地形、気候、土地利用等地域の特性に応じた熱環境の目標水準を設定し、効果的な対策を計画的に講じることを可能にする。 		
外部評価の結果	<p>時宜を得た課題設定であり、国土交通省の総合技術開発プロジェクトとして早急に実施すべき重要な研究開発課題であると評価する。各方面で行われている取り組みとの差異や本課題の施策の目標を明確にしつつ、具体の事例を盛り込んで研究開発に取り組むことにより、地方公共団体の施策に的確に反映されることが期待される。また、研究成果を数値化、図表化すること等により、国民にわかりやすく成果が示されることを期待する。さらに、微気候に配慮した日本の伝統的な住宅技術を視野に入れることなどにより、国土交通省として特色のある成果が出されることを期待する。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>(平成 15 年 8 月 20 日、技術研究開発評価委員会)</p> <p>委員長 嘉門 雅史 京都大学大学院地球環境学堂教授</p> <p>委員 大林 成行 (株)国土情報技術研究所代表取締役社長</p> <p>〃 表 佑太郎 (社)建築業協会技術研究部会部会長</p> <p>〃 桑原 章次 (社)日本土木工業協会土木工事技術委員会副委員長</p> <p>〃 見城美枝子 青森大学社会学部教授</p> <p>〃 菅原 進一 東京理科大学総合研究所教授</p> <p>〃 友澤 史紀 日本大学理工学部教授</p> <p>〃 濱田 政則 早稲田大学理工学部教授</p> <p>〃 三井所清典 芝浦工業大学工学部教授</p> <p>詳細については、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/index.html) に掲載</p>		

研究費総額は現時点の予定であり、今後変わらうるものである。

事前評価【No. 3】

研究開発課題名	陸・海・空の事故防止技術の開発	担当課 (担当課長名)	総合政策局技術安全課 (課長 石丸 周象)															
研究開発の概要	<p>オペレータの作業量評価や状況把握手法等、各種交通機関で横断的に適用可能な技術開発を通して、人間特性を考慮した高度な支援システムを開発し、ヒューマンエラー防止指針を策定する。</p> <p>【研究期間：平成 16 年度～19 年度 研究費総額 約 220 百万円】</p>																	
研究開発の目的	<p>近年の各種交通機関における事故のうち、およそ 8 割を占めるヒューマンエラーに起因する事故を交通機関のハード的な性能向上だけでなく、人間特性を考慮した高度な支援システムにより削減を図るアプローチをすることで、事故発生件数の大幅な削減、交通機関の安全性向上及び安心・安全な社会の実現を目的とする。</p>																	
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>ヒューマンエラーによる事故発生件数の低減は、社会の維持経費を大幅に低減させるものであり、社会的・経済的意義が非常に高く、国益にかなうものである。また、社会保険負担等の低減をもたらすものでもあり、直ちに国民生活の福祉の向上にも繋がり、社会ニーズに対しても妥当である。</p> <p>人間のエラー等を防ぐための技術開発は高い研究目標であるが、工学分野以外に心理学の専門家、さらに、平成 16 年度からは人間工学の専門家の参画を得て強力に推進する予定。さらに、医療技術を要する評価実験を実施するため、医者や心理士等の必要な人材は外部に求めることとしており、研究実施計画・体制の観点から評価して、十分目標を達成できる内容であると考えられる。また、本研究の実施により、安全工学やヒューマンファクターの管理に係る者を育成することができる。</p> <p>最終的に具体的な研究成果が得られた場合の社会的・経済的な貢献は極めて大きく、特に成果が実用化に結びつけば事故数の低減による効果は計り知れない。また、日本発の安全基準の実現と普及は国際社会に大きく貢献することが期待できる。</p>																	
外部評価の結果	<p>近年、ヒューマンエラーによる事故が目立つようになってきており、高齢社会での対応としてのニーズは大きく、他分野のシステムへの展開可能性も高い。</p> <p>極めて困難な課題と考えられるが、適切な研究計画の策定により達成可能な内容である。研究計画については、技術的な観点からは適切なものと考えられる一方、予算等については必ずしも十分なものとは思われないが、効率的な使用により対応は可能と考えられる。本研究は、工学分野以外に医学、心理学等の他分野の専門家の参画が必要であり、外部の研究者の活用、共同研究の一層の推進が重要である。</p> <p>予兆をリアルタイムにキャッチし事前対応するというタイプのシステムは未だ殆ど無く、国際的な注目度は高いと予想される。ヒューマンエラー防止については極めて困難な課題と考えられるが、最終的に具体的な提言がなされるならば、社会に対する貢献度は大きい。ただし、技術的に可能となるだけでなく、社会が受け入れるシステムであることが実用上、普及には必要不可欠である。</p> <p>< 外部評価委員会委員一覧 > (平成 15 年 8 月 5 日、平成 15 年度研究開発課題評価「陸・海・空の事故防止技術の開発」事前評価委員会)</p> <table border="0"> <tr> <td>委員長</td> <td>水町 守志</td> <td>芝浦工業大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>萩原 清子</td> <td>東京都立大学教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上田 陽一</td> <td>産業医科大学教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td>宇賀神 博</td> <td>武蔵野大学教授</td> </tr> <tr> <td></td> <td>田中 健次</td> <td>電気通信大学助教授</td> </tr> </table> <p>詳細については、総合政策局技術安全課ホームページ (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/tec/index_.html) に掲載</p>			委員長	水町 守志	芝浦工業大学教授	委員	萩原 清子	東京都立大学教授		上田 陽一	産業医科大学教授		宇賀神 博	武蔵野大学教授		田中 健次	電気通信大学助教授
委員長	水町 守志	芝浦工業大学教授																
委員	萩原 清子	東京都立大学教授																
	上田 陽一	産業医科大学教授																
	宇賀神 博	武蔵野大学教授																
	田中 健次	電気通信大学助教授																

研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 4】

研究開発課題名	活性炭素繊維（ACF）を活用した高機能排煙処理システムの開発	担当課 （担当課長名）	海事局 船用工業課（課長 田中 護史） 技術課（課長 井上 彰一郎）
研究開発の概要	船舶の推進機関の排出ガスに含まれる大気汚染物質について、活性炭素繊維（ACF：Activated Carbon Fiber）を活用し低ランニングコストで除去、処理水を海水中に排出する革新的な高機能排煙処理システムの研究開発を行う。 【研究期間：平成16年度～18年度 研究費総額 約150百万円】		
研究開発の目的	船舶からの排出ガスに含まれる大気汚染物質を除去する技術を確立することにより、大気汚染防止を図ることを目的とする。		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>（必要性） 現在、我が国において船舶から排出されるSOx総量は、運輸部門で約84%、国内排出量で約25%となっており、相当量を占めている。 船舶からの排出ガスに含まれるNOx、SOx等について規制を定めた海洋汚染防止条約附属書が来年中に発効する見込みとなっているが、本附属書は発効後5年毎の規制値見直しに既に決議されていること、国内においてもディーゼル車からの排出ガス規制導入の動きに関連して船舶における対策の必要性が指摘されていることなど、さらなる規制強化と有効な大気汚染防止策が求められている状況にある。 しかしながら、船舶からの排出ガスに含まれる大気汚染物質を除去するための有効な技術は確立されておらず、低コストで、かつ、効率的に大気汚染物質除去を可能とする本システムの研究開発の必要性及び緊急性は極めて高い。</p> <p>（効率性） 船舶からの排出ガスによる大気汚染の防止については、国際的な枠組みで取り組む必要があることから、規制に係る国の施策と一体的に研究開発を進めることが不可欠、かつ、効率的である。 このため、この分野において十分に知見を有する海上技術安全研究所を中心に、官民の適切な役割分担による産官連携体制の下、国が先導的に研究開発を進めることとしており、実施方法・体制は妥当である。</p> <p>（有効性） 本施策により、効果的な排煙処理技術が確立され、船舶からの排出ガスに起因する大気汚染の改善、さらに、高度な環境対応技術の蓄積による我が国造船産業の国際競争力の強化にも貢献できるものであり、極めて有効な施策である。</p>		
外部評価の結果	<p>船舶からの大気汚染に対する問題意識が高まる中、国際条約による規制の動きにも対応するものとして本研究の必要性は非常に高く、社会的にも効果の高い成果が得られるものと予想される。</p> <p>また、研究の実施に関しては、研究目標及び研究課題が非常に明確に設定されている点が評価できるが、可能な限り短期集中的に取り組むとともに、実施体制の明確化が必要である。</p> <p>さらに、本研究の有効性が社会的に十分発揮されるよう、開発後の普及に関する行政の支援策についても検討が期待される。</p> <p>< 外部評価委員会委員一覧 >（平成15年7月15日、海事局研究開発評価委員会） 委員長 影本 浩 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 委員 今津 隼馬 東京商船大学情報システム設計工学講座教授 " 太田 一紀 (社)日本造船工業会技術委員会委員長 " 太田 和博 専修大学商学部教授 " 鎌田 実 東京大学大学院工学系研究科産業機械工学専攻教授 " 嶋田 武夫 (社)日本造船研究協会研究委員会委員長 " 白山 晋 東京大学人工物工学研究センターデジタル価値工学部門助教授 " 中泉 拓也 東学院大学経済学部経済学科専任講師 " 中島 基善 (社)日本船用工業会技術開発戦略検討小委員会委員長 " 古野 千秋 日本テレビ放送網株式会社編成局チーフディレクター</p>		

研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 5】

研究開発課題名	土壌・地下水汚染が水域に及ぼす影響に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所 環境研究部(部長 棚橋通雄)																
研究開発の概要	<p>実施予定の研究項目は、以下を予定している。</p> <p>現状の地下水モニタリング状況の把握と効果および活用可能性 モデル流域における、地下水を介した汚染物質の移動・拡散、質的变化状況の把握 実態分析と地下水モデルを利用した汚染物質の移動・拡散・質的变化メカニズムの解明と予測手法の開発 化学物質毎の特性に着目した適切な管理手法と河川湖沼などへの影響に関する検討 河川・湖沼付近の諸施設が地下水を介して水環境を汚染する可能性の検討 モニタリングのあり方を踏まえた土壌・地下水汚染対応マップの作成とその活用方法の提案</p> <p>【研究期間 平成 16 年度～平成 18 年度 研究費総額 約 160 百万円】</p>																		
研究開発の目的	<p>本研究では、特に未解明な部分の多い、土壌からの浸透、地下水を經由した水域への汚染物質の移動に着目し、その実態把握、モデルによる機構解明及び影響評価等を行うとともに、土壌・地下水汚染対応マップの作成とその活用方法を提案する。</p>																		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>本研究は、外部評価委員会から、必要性、効率性及び有効性の観点からの総合評価として、国総研が重点的に実施すべきものと評価を得ており(下欄参照)、これを踏まえ、国総研として以下のとおり評価する。</p> <p>(必要性)</p> <p>国土交通省においては、湖沼等の閉鎖性水域や河川におけるダイオキシン類・環境ホルモン等の化学物質による汚染実態について、近年精力的に調査や対策マニュアルの整備等を行ってきたが、P R T R(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)の導入により、管理対象となる物質が大幅に増加した。また、流域には処分された廃棄物や投棄物が依然として相当程度存在しており、これらによる土壌・地下水汚染が問題となっている。地下水は河川環境に多大な影響を及ぼすものであるが、その影響評価やメカニズムについては未解明の部分が多く残されている。このため、国民の不安を取り除き、リスクを予防・回避する体制・システムを早急に作る必要がある。</p> <p>本研究の成果は適切な国土・河川管理につながることから、国が主体となり研究することが必要不可欠であり、国土技術政策総合研究所が研究を実施する必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>実態把握や予測計算には極力既往データ、研究成果を活用し(含;他機関との連携)、政策につながるアウトプットを得ることに研究資源を集中する。</p> <p>(有効性)</p> <p>本研究の成果は安全・安心な生活空間を提供する上で、欠かすことの出来ない流域住民への情報提供を可能にするものであり、起こりうる化学物質汚染に対して、予防措置を含めた迅速な対処法を示すことができるものである。</p>																		
外部評価の結果	<p>本研究は、国土技術政策総合研究所において平成 16 年度に実施すべき課題として必要性が認められると評価された。(平成 15 年 6 月 26 日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会)</p> <p>< 研究評価委員会出席委員一覧 ></p> <table border="0" data-bbox="446 1601 1436 1713"> <tr> <td>委員長 虫明功臣 福島大学教授</td> <td>委員 平島 寛 (株)日経 B P</td> </tr> <tr> <td>委員 石田東生 筑波大学教授</td> <td>日経アーキテクチャ編集長</td> </tr> <tr> <td>委員 磯部雅彦 東京大学教授</td> <td>委員 村上周三 慶應義塾大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 見城美枝子 青森大学教授</td> <td>委員 森杉壽芳 東北大学教授</td> </tr> </table> <p>地域にとり流れている水はとても重要で貴重なものであることから、それに総合的に取り組んでいくということは重要であり、本研究は、国総研において重点的に実施すべきものと評価する。(平成 15 年 12 月 1 日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会)</p> <p>< 研究評価委員会分科会出席委員一覧 ></p> <table border="0" data-bbox="446 1870 1436 1982"> <tr> <td>主査 石田東生 筑波大学教授</td> <td>委員 根本敏則 一橋大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 小澤一雅 東京大学助教授</td> <td>委員 藤田正治 京都大学助教授</td> </tr> <tr> <td>委員 佐伯光昭 日本技術開発(株)</td> <td>委員 辻本 誠 名古屋大学教授</td> </tr> <tr> <td>取締役 常務執行役員 東京支社長</td> <td>委員 三村信男 茨城大学教授</td> </tr> </table> <p>詳細については国土技術政策総合研究所ホームページ (http://www.nilim.go.jp/Japanese/hyouka/index.htm) に掲載</p>			委員長 虫明功臣 福島大学教授	委員 平島 寛 (株)日経 B P	委員 石田東生 筑波大学教授	日経アーキテクチャ編集長	委員 磯部雅彦 東京大学教授	委員 村上周三 慶應義塾大学教授	委員 見城美枝子 青森大学教授	委員 森杉壽芳 東北大学教授	主査 石田東生 筑波大学教授	委員 根本敏則 一橋大学教授	委員 小澤一雅 東京大学助教授	委員 藤田正治 京都大学助教授	委員 佐伯光昭 日本技術開発(株)	委員 辻本 誠 名古屋大学教授	取締役 常務執行役員 東京支社長	委員 三村信男 茨城大学教授
委員長 虫明功臣 福島大学教授	委員 平島 寛 (株)日経 B P																		
委員 石田東生 筑波大学教授	日経アーキテクチャ編集長																		
委員 磯部雅彦 東京大学教授	委員 村上周三 慶應義塾大学教授																		
委員 見城美枝子 青森大学教授	委員 森杉壽芳 東北大学教授																		
主査 石田東生 筑波大学教授	委員 根本敏則 一橋大学教授																		
委員 小澤一雅 東京大学助教授	委員 藤田正治 京都大学助教授																		
委員 佐伯光昭 日本技術開発(株)	委員 辻本 誠 名古屋大学教授																		
取締役 常務執行役員 東京支社長	委員 三村信男 茨城大学教授																		

研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 6】

研究開発課題名	建築物の「安心」の定量的評価のための技術基盤の研究	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所 建築研究部(部長 平野吉信)																		
研究開発の概要	<p>建築物の安全性向上を目的とした行政施策の推進に活用可能な、大地震等による建築物の「被災リスク」を定量的に予測・評価するための技術体系を整備していくため、以下の事項について、それぞれの手法等の枠組み及び原理の開発、並びに各手法の実用化に向けた課題の明確化のための研究を行う。</p> <p>1) 地震被災リスクの評価技術体系の全体像 2) 地震被災リスクの定量的予測手法 3) 地震被災リスク評価技術の市場選択等への適用性 4) 被災リスク評価技術の地震以外の災害等に関する適用</p> <p>【研究期間 平成16年度～平成18年度 研究費総額 約130百万円】</p>																				
研究開発の目的	<p>本基盤研究は、「地震」を主な対象とした、被災リスクの定量的予測・情報化技術や、市場選択・建築生産マネジメント支援技術の枠組み・原理及び実用化に向けた課題の明確化を目的とするものである。本研究によって、産学官の連携による適用技術の開発が促進・効率化され、建築物に対する人々や社会の「安心」の向上のための施策の展開が図られることとなる。</p>																				
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>本研究は、外部評価委員会から、必要性、効率性及び有効性の観点からの総合評価として、国総研が重点的に実施すべきものと評価を得ており(下欄参照)、これを踏まえ、国総研として以下のとおり評価する。</p> <p>(必要性) 阪神・淡路大震災等の経験を通じ、より多くの国民が、様々なタイプの「被災リスク」とそれに対する備えについて、期待や関心を向けるようになってきている。こうした期待に応えるため、多様なリスク項目に対し、合理的な被災の防止・軽減対策や保険等の備えによる自助努力を促し誘導していくことが、質の高い「安心」の国民への提供、国家レベルでの大規模災害時の危機管理負荷の軽減、既往の各種施策の合理化等の観点から重要となっている。</p> <p>そのためには、客観的かつ信頼感のある被災リスク評価とその結果に関する情報の提供を行い、さらにその情報に基づいて、適切な市場選択や建築生産のマネジメントができるような技術や仕組み、並びにその中核をなす「被災リスクの評価技術体系」を構築することが必要である。しかし、この技術体系の構築には、極めて広範囲に渡る膨大な研究開発が必要であることから、それが、関係各方面において目標の達成に向けて適切に推進されるよう、本基盤研究により、国民のニーズを踏まえつつ、研究開発の枠組み、原理及び課題の明確化を行い、その方向性を的確に示す必要がある。</p> <p>(効率性) 本基盤研究は、「被災リスクの評価技術体系」の構築のための研究開発の方向性を示すため、その主要な構成要素である「被災リスクの定量的予測手法」及び「評価技術の市場選択等への適用」の開発を行う上で必要な、技術体系の全体像とそれらの開発に共通する基盤的要素である「リスク評価指標」の設定等を行うものであり、当該技術体系の開発の効率的な促進に大きく資するものである。また、ニーズが高く関連研究が進んでいる地震災害を主たる対象とし、その成果を踏まえた他の災害への適用を意図している点や、地震動の予測等の領域において、他分野の研究成果を適切に活用している点などからも、効率的な研究の推進が図られているものと判断される。</p> <p>(有効性) 本研究成果をベースとして構築される「被災リスクの評価技術体系」は、建築物の性能表示制度における活用等により個人や企業の災害に対する適切な対応を促すための情報提供に直接的に利用可能であるほか、関連する各種の防災のための公的施策の立案や運営、災害保険制度の改善をはじめとする関連サービスの普及促進、さらには建築物の資産価値評価への反映による証券化促進等を通じた経済活性化にも資するものであり、国民への「安心」の提供等に幅広く活用されるものである。</p>																				
外部評価の結果	<p>本研究は、国土技術政策総合研究所において平成16年度に実施すべき課題として必要性が認められると評価された。(平成15年6月26日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会)</p> <p><研究評価委員会出席委員一覧></p> <table border="0" data-bbox="400 1568 1404 1680"> <tr> <td>委員長 虫明功臣 福島大学教授</td> <td>委員 平島 寛 (株)日経BP</td> </tr> <tr> <td>委員 石田東生 筑波大学教授</td> <td>日経アーキテクチャ編集長</td> </tr> <tr> <td>委員 磯部雅彦 東京大学教授</td> <td>委員 村上周三 慶應義塾大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 見城美枝子 青森大学教授</td> <td>委員 森杉壽芳 東北大学教授</td> </tr> </table> <p>本研究は、被災リスクを定量化して評価すること、市場選択メカニズムを用いてリスクを管理する手法などに取り組むもので、従来の単純な防災についての研究からリスクマネジメントという視点で一步進めたものとして意義が大きい研究であり、国総研において重点的に実施すべきものと評価する。(平成15年12月18日、第3回国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会)</p> <p><研究評価委員会分科会出席委員一覧></p> <table border="0" data-bbox="400 1836 1404 1948"> <tr> <td>主査 村上周三 慶應義塾大学教授</td> <td>委員 佐伯光昭 (株)日本技術開発</td> </tr> <tr> <td>委員 浅見泰司 東京大学教授</td> <td>取締役 常務執行役員 東京支社長</td> </tr> <tr> <td>委員 高田光雄 京都大学教授</td> <td>委員 根本敏則 一橋大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 辻本 誠 名古屋大学教授</td> <td>委員 井口典夫 青山学院大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 榊田佳寛 宇都宮大学教授</td> <td></td> </tr> </table> <p>詳細については国土技術政策総合研究所ホームページ(http://www.nilim.go.jp/Japanese/hyouka/index.htm)に掲載</p>			委員長 虫明功臣 福島大学教授	委員 平島 寛 (株)日経BP	委員 石田東生 筑波大学教授	日経アーキテクチャ編集長	委員 磯部雅彦 東京大学教授	委員 村上周三 慶應義塾大学教授	委員 見城美枝子 青森大学教授	委員 森杉壽芳 東北大学教授	主査 村上周三 慶應義塾大学教授	委員 佐伯光昭 (株)日本技術開発	委員 浅見泰司 東京大学教授	取締役 常務執行役員 東京支社長	委員 高田光雄 京都大学教授	委員 根本敏則 一橋大学教授	委員 辻本 誠 名古屋大学教授	委員 井口典夫 青山学院大学教授	委員 榊田佳寛 宇都宮大学教授	
委員長 虫明功臣 福島大学教授	委員 平島 寛 (株)日経BP																				
委員 石田東生 筑波大学教授	日経アーキテクチャ編集長																				
委員 磯部雅彦 東京大学教授	委員 村上周三 慶應義塾大学教授																				
委員 見城美枝子 青森大学教授	委員 森杉壽芳 東北大学教授																				
主査 村上周三 慶應義塾大学教授	委員 佐伯光昭 (株)日本技術開発																				
委員 浅見泰司 東京大学教授	取締役 常務執行役員 東京支社長																				
委員 高田光雄 京都大学教授	委員 根本敏則 一橋大学教授																				
委員 辻本 誠 名古屋大学教授	委員 井口典夫 青山学院大学教授																				
委員 榊田佳寛 宇都宮大学教授																					

研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 7】

研究開発課題名	都市型社会に対応した市街地環境のあり方及び評価方法に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所 都市研究部都市防災研究室 (室長 林田康孝)																		
研究開発の概要	都市型社会の生活空間に求められる望ましい市街地環境について検討するとともに、建築基準法の集団規定による規制誘導を念頭に置きつつ、規制効果、市街地環境の性能に係る評価方法や水準等について、できるかぎり定量化する視点から研究を行う。 【研究期間 平成16年度～平成18年度 研究費総額 約150百万円】																				
研究開発の目的	新たな時代の要請に応える市街地環境のあり方や市街地環境の性能の評価方法・水準等に関する研究を行うことにより、建築基準法集団規定に関する新たな制度検討に必要な知見を提供するとともに、うるおいと安らぎを与える快適な市街地環境の形成に資することを目的とする。																				
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>本研究は、外部評価委員会から、必要性、効率性及び有効性の観点からの総合評価として、国総研が重点的に実施すべきものと評価を得ており（下欄参照）、これを踏まえ、国総研として以下のとおり評価する。</p> <p>（必要性） 都市を取り巻く経済社会情勢の変化、生活の質や快適な環境を求める国民ニーズの高まりなどを背景として、コンパクトな都市構造への転換、快適な市街地環境の実現など都市型社会にふさわしい都市の再生・再構築が強く求められている。また、建築物の形態や市街地の環境をコントロールしている建築基準法の集団規定についても、規制の合理化・緩和の観点から、性能規定化を含めた基本的な見直しを迫られている。集団規定及び市街地環境に関する研究については、社会資本整備審議会の「高齢化対策、環境対策、都市再生等、21世紀における新たな課題に対応するための建築行政のあり方に関する第一次答申」（平成14年1月）において、集団規定の目的に照らした各制限の効果の定量的検証、最低限クリアしなければならない市街地環境等の水準、市街地環境への影響等を客観的に評価する方法の研究などが求められており、早期に研究着手する必要がある。本研究は必ずしも規制の緩和を目指すものではなく、より快適で良好な市街地環境の保全と創出をねらいとして必要な基礎的研究を行うものである。</p> <p>法制度の整備・改善は国の役割であり、その技術的基盤についても国が調査研究を行うことが必要不可欠であることから、国土技術政策総合研究所が研究を実施する必要がある。</p> <p>（効率性） 集団規定の法制度的な検討は国土交通本省の任務となるが、そのために必要となる技術政策的検討は国土交通省直属の研究機関であり、これまで建築基準法及び都市計画に関する研究の実績がある国土技術政策総合研究所において実施することが効率的であり妥当である。</p> <p>（有効性） 集団規定に対する社会的要請を踏まえ、21世紀の我が国にふさわしい市街地環境を実現していくためには、法制度の見直し等に必須の知見として、集団規定によって確保すべき市街地環境の測定・評価方法や、確保水準に関する科学研究が必要であり、本研究は国土交通本省における検討作業に必要なかつ有効な知見を提供するものである。</p>																				
外部評価の結果	<p>本研究は、国土技術政策総合研究所において平成16年度に実施すべき課題として必要性が認められると評価された。（平成15年6月26日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会）</p> <p><研究評価委員会出席委員一覧></p> <table border="0" data-bbox="448 1592 1450 1715"> <tr> <td>委員長 虫明功臣 福島大学教授</td> <td>委員 平島 寛 (株)日経BP</td> </tr> <tr> <td>委員 石田東生 筑波大学教授</td> <td>日経アーキテクチュア編集長</td> </tr> <tr> <td>委員 磯部雅彦 東京大学教授</td> <td>委員 村上周三 慶應義塾大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 見城美枝子 青森大学教授</td> <td>委員 森杉壽芳 東北大学教授</td> </tr> </table> <p>本研究は、現在都市計画分野の中でも非常に重要な性能規定化の研究であり、さらに、規制の効果を把握・評価することは非常に重要であることから、国総研において重点的に実施すべきものと評価する。（平成15年12月18日、第3回国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会）</p> <p><研究評価委員会分科会出席委員一覧></p> <table border="0" data-bbox="448 1872 1450 2029"> <tr> <td>主査 村上周三 慶應義塾大学教授</td> <td>委員 佐伯光昭 (株)日本技術開発</td> </tr> <tr> <td>委員 浅見泰司 東京大学教授</td> <td>取締役 常務執行役員 東京支社長</td> </tr> <tr> <td>委員 高田光雄 京都大学教授</td> <td>委員 根本敏則 一橋大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 辻本 誠 名古屋大学教授</td> <td>委員 井口典夫 青山学院大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 梶田佳寛 宇都宮大学教授</td> <td></td> </tr> </table> <p>詳細については国土技術政策総合研究所ホームページ（http://www.nilim.go.jp/Japanese/hyouka/index.htm）に掲載</p>			委員長 虫明功臣 福島大学教授	委員 平島 寛 (株)日経BP	委員 石田東生 筑波大学教授	日経アーキテクチュア編集長	委員 磯部雅彦 東京大学教授	委員 村上周三 慶應義塾大学教授	委員 見城美枝子 青森大学教授	委員 森杉壽芳 東北大学教授	主査 村上周三 慶應義塾大学教授	委員 佐伯光昭 (株)日本技術開発	委員 浅見泰司 東京大学教授	取締役 常務執行役員 東京支社長	委員 高田光雄 京都大学教授	委員 根本敏則 一橋大学教授	委員 辻本 誠 名古屋大学教授	委員 井口典夫 青山学院大学教授	委員 梶田佳寛 宇都宮大学教授	
委員長 虫明功臣 福島大学教授	委員 平島 寛 (株)日経BP																				
委員 石田東生 筑波大学教授	日経アーキテクチュア編集長																				
委員 磯部雅彦 東京大学教授	委員 村上周三 慶應義塾大学教授																				
委員 見城美枝子 青森大学教授	委員 森杉壽芳 東北大学教授																				
主査 村上周三 慶應義塾大学教授	委員 佐伯光昭 (株)日本技術開発																				
委員 浅見泰司 東京大学教授	取締役 常務執行役員 東京支社長																				
委員 高田光雄 京都大学教授	委員 根本敏則 一橋大学教授																				
委員 辻本 誠 名古屋大学教授	委員 井口典夫 青山学院大学教授																				
委員 梶田佳寛 宇都宮大学教授																					

研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 8】

研究開発課題名	快適に憩える美しい東京湾の形成に関する研究（個別課題追加）	担当課 （担当課長名）	国土技術政策総合研究所 沿岸海洋研究部 （部長 細川恭史）																																
研究開発の概要	<p>東京湾等の内湾域は、大気の影響、河川・陸域からの淡水流入や栄養塩供給、外洋との海水交換等、様々な影響を受けながら湾全体として一つの環境システムを形成しているが、このような内湾域における生態系の劣化が全国的な規模で目立ち始めている。内湾域における環境問題を的確に把握し、湾全体として総合的に管理していくため、現象の解明：湾における生態系や水質環境を長期的に観測するシステムや、モデルの構築：湾内の水質や生態系の形成に主体的な役割を果たし、水・物質循環の原動力となる湾全域の流れの構造のモデル化、評価法の検討：官学民が参加するシンポジウムや Web による情報公開等を進めているところである。今後、東京湾再生会議が策定した行動計画など行政動向を配慮しながら、モニタリングシステムを内含した総合的な東京湾環境管理施策提言を描くための検討を推進する。</p> <p>今までの研究開発により、複数対の小型海洋短波レーダによる流況モニタリングシステムの具体化の見通しが立ったことから、下記課題を本プロジェクト研究に追加し行う。</p> <p>（追加研究課題） リアルタイム流況モニタリングシステムの構築に関する研究 （プロジェクト研究全体） 【研究期間：平成 13 年度～平成 16 年度 研究費総額 約 380 百万円】</p>																																		
研究開発の目的	<p>本プロジェクト研究の目的は、背後都市の市民が憩え、多様な生物を涵養する生息場があり、健全な物質循環が保たれる東京湾の形成を推進するため、東京湾再生行動計画等の内湾域の総合的な環境計画策定や推進、自然再生事業への取り組み強化、生物多様性確保のための戦略策定、アサリ等の漁業資源の再生等を行う必要がある。これを支える施策の 1 つとして流況モニタリングシステムの検討や干潟生態系の再生手法の検討などがあり、この研究開発に取り組むことにより、各種環境施策や社会経済活動の推進に資することを目的とする。</p>																																		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>本研究は、外部評価委員会から、必要性、効率性及び有効性の観点からの総合評価として、国総研が重点的に実施すべきものと評価を得ており（下欄参照）、これを踏まえ、国総研として以下のとおり評価する。</p> <p>（必要性） 東京湾再生行動計画により、「快適に水遊びができ、多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する。」ことが目的とされ、行動計画が立案された。こうした様々な社会経済的背景を考慮し、国が先導的役割を果たす必要がある。</p> <p>（効率性） 1 都 2 県に広がる東京湾は、湾全体として一つの海洋環境システムを形成している。単独自治体というより国と関係地方自治体、大学、NPO 等の関係研究機関の連携により効率的な研究体制を構築できる。</p> <p>（有効性） 湾規模の流況や物質循環といった海洋環境情報は、国の環境施策に反映されるのみならず、社会生活あるいは経済の基盤的・基礎的サービスであり、国民に等しく提供されるべきものである。また、油流出事故等への対応を含め、防災の観点からも公益性・有効性を有している。</p>																																		
外部評価の結果	<p>本研究に追加される課題については、国土技術政策総合研究所において平成 16 年度に実施すべき課題として必要性が認められると評価された。（平成 15 年 6 月 26 日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会）</p> <p>< 研究評価委員会出席委員一覧 ></p> <table border="0" data-bbox="454 1552 1324 1668"> <tr> <td>委員長 虫明功臣</td> <td>福島大学教授</td> <td>委員 平島 寛</td> <td>（株）日経 B P</td> </tr> <tr> <td>委員 石田東生</td> <td>筑波大学教授</td> <td></td> <td>日経アーキテクチャ編集長</td> </tr> <tr> <td>委員 磯部雅彦</td> <td>東京大学教授</td> <td>委員 村上周三</td> <td>慶應義塾大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 見城美枝子</td> <td>青森大学教授</td> <td>委員 森杉壽芳</td> <td>東北大学教授</td> </tr> </table> <p>本研究は、東京湾の総合環境管理施策の提言を行うものであり、その施策の 1 つとして提案するモニタリングシステムの構築について研究の充実を図るものである。</p> <p>このシステムから得られる広域の海洋環境情報は、各種環境施策への反映や様々な社会経済活動の支援に資することから、国総研において重点的に実施すべきものと評価する。</p> <p>（平成 15 年 12 月 17 日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会）</p> <p>< 研究評価委員会分科会出席委員一覧 ></p> <table border="0" data-bbox="454 1859 1324 1982"> <tr> <td>主査 森杉壽芳</td> <td>東北大学教授</td> <td>委員 屋井鉄雄</td> <td>東京工業大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 井口典夫</td> <td>青山学院大学教授</td> <td>委員 浅見泰司</td> <td>東京大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 日下部 治</td> <td>東京工業大学教授</td> <td>委員 高田光雄</td> <td>京都大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 辻 幸和</td> <td>群馬大学教授</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>詳細については、国土技術政策総合研究所ホームページ （http://www.nilim.go.jp/japanese/hyouka/index.htm）に掲載</p>			委員長 虫明功臣	福島大学教授	委員 平島 寛	（株）日経 B P	委員 石田東生	筑波大学教授		日経アーキテクチャ編集長	委員 磯部雅彦	東京大学教授	委員 村上周三	慶應義塾大学教授	委員 見城美枝子	青森大学教授	委員 森杉壽芳	東北大学教授	主査 森杉壽芳	東北大学教授	委員 屋井鉄雄	東京工業大学教授	委員 井口典夫	青山学院大学教授	委員 浅見泰司	東京大学教授	委員 日下部 治	東京工業大学教授	委員 高田光雄	京都大学教授	委員 辻 幸和	群馬大学教授		
委員長 虫明功臣	福島大学教授	委員 平島 寛	（株）日経 B P																																
委員 石田東生	筑波大学教授		日経アーキテクチャ編集長																																
委員 磯部雅彦	東京大学教授	委員 村上周三	慶應義塾大学教授																																
委員 見城美枝子	青森大学教授	委員 森杉壽芳	東北大学教授																																
主査 森杉壽芳	東北大学教授	委員 屋井鉄雄	東京工業大学教授																																
委員 井口典夫	青山学院大学教授	委員 浅見泰司	東京大学教授																																
委員 日下部 治	東京工業大学教授	委員 高田光雄	京都大学教授																																
委員 辻 幸和	群馬大学教授																																		

研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 9】

研究開発課題名	東アジアの航空ネットワークの将来展開に対応した空港整備手法に関する研究 (個別課題追加)	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所 空港研究部 (部長 広瀬宗一)																																
研究開発の概要	<p>今後の東アジア地域の航空ネットワークの姿及び東アジアの空港がターゲットにしているトランジットを含めた交通容量の見通しから、必要とされる空港容量あるいは限界のある空港容量の下での我が国の空港の役割分担のあり方及び既存施設の有効活用、処理能力の検討、等による新たな空港整備方策を提案する。また、このような輸送に必要となる次世代大型航空機導入に係る施設の計画及び設計技術基準を策定する。また、IT等による旅客サービスレベルの向上策を検討する。</p> <p>昨今、国際競争力強化の観点からも航空機運航の定時性向上及び安全性確保は必要要件となっており、次世代大型航空機の導入も迫っていることから、下記課題を追加することにより、空港基本施設の予防保全システムを開発する。 (追加研究課題)</p> <p>予防保全システムによる空港のコスト縮減・安全性確保技術の開発 (プロジェクト研究全体)</p> <p>【研究期間：平成14年度～平成17年度 研究費総額 約160百万円】</p>																																		
研究開発の目的	<p>本プロジェクト研究の目的は、空港容量のボトルネック解消やアクセス改善による我が国の国際競争力の強化、次世代大型航空機やリージョナルジェット機の円滑な導入による効率的な輸送の確保、空港における旅客サービス機能の向上を図ることを目的とする。</p>																																		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>本研究は、外部評価委員会から、必要性、効率性及び有効性の観点からの総合評価として、国総研が重点的に実施すべきものと評価を得ており(下欄参照)、これを踏まえ、国総研として以下のとおり評価する。</p> <p>(必要性)</p> <p>大学等との連携による空港施設の非破壊評価法に関わる基礎的な検討は現在実施中であり、平成15年度には終了する見通しである。超大型航空機の導入が迫っていることもあり、こうした基礎研究成果を活用して予防保全技術を開発し、実用化を図ることは、航空機運航の安全性の向上、ライフサイクルコストの低減につながることから、国として早期に取り組む必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>非破壊検査技術及び補修に関する研究実績を有する大学、民間との連携により効率的な研究体制を構築して研究を進める。</p> <p>(有効性)</p> <p>航空機運航の定時性及び安全性確保は、航空に対する信頼性を保持するために、また我が国の経済社会活動の基盤をなすものであり、公益性・有効性が高い。また、航空機事故の予防は人的・社会的・経済的被害を大きく軽減するものであり有効性は高い。さらに、建設・維持・管理におけるライフサイクルコストを縮減するとともに、空港関連の技術基準に反映し、国内外に技術を発信する本研究の有効性は高い。</p>																																		
外部評価の結果	<p>本研究に追加される課題については、国土技術政策総合研究所において平成16年度に実施すべき課題として必要性が認められると評価された。(平成15年6月26日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会)</p> <p><研究評価委員会出席委員一覧></p> <table border="0" data-bbox="454 1570 1380 1697"> <tr> <td>委員長 虫明功臣</td> <td>福島大学教授</td> <td>委員 平島 寛</td> <td>(株)日経BP</td> </tr> <tr> <td>委員 石田東生</td> <td>筑波大学教授</td> <td></td> <td>日経アーキテクチャ編集長</td> </tr> <tr> <td>委員 磯部雅彦</td> <td>東京大学教授</td> <td>委員 村上周三</td> <td>慶應義塾大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 見城美枝子</td> <td>青森大学教授</td> <td>委員 森杉壽芳</td> <td>東北大学教授</td> </tr> </table> <p>近い将来、超大型航空機の乗り入れが予想される我が国の空港において、国際競争力の観点からも、その受け入れのための施設整備に係る基準の策定並びに定時性・安全性の向上は緊急かつ重要であり、本研究は、国総研において重点的に実施すべきものと評価する。 (平成15年12月17日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会)</p> <p><研究評価委員会分科会出席委員一覧></p> <table border="0" data-bbox="454 1865 1380 1993"> <tr> <td>主査 森杉壽芳</td> <td>東北大学教授</td> <td>委員 屋井鉄雄</td> <td>東京工業大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 井口典夫</td> <td>青山学院大学教授</td> <td>委員 浅見泰司</td> <td>東京大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 日下部 治</td> <td>東京工業大学教授</td> <td>委員 高田光雄</td> <td>京都大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 辻 幸和</td> <td>群馬大学教授</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>詳細については、国土技術政策総合研究所ホームページ (http://www.nilim.go.jp/japanese/hyouka/index.htm)に掲載</p>			委員長 虫明功臣	福島大学教授	委員 平島 寛	(株)日経BP	委員 石田東生	筑波大学教授		日経アーキテクチャ編集長	委員 磯部雅彦	東京大学教授	委員 村上周三	慶應義塾大学教授	委員 見城美枝子	青森大学教授	委員 森杉壽芳	東北大学教授	主査 森杉壽芳	東北大学教授	委員 屋井鉄雄	東京工業大学教授	委員 井口典夫	青山学院大学教授	委員 浅見泰司	東京大学教授	委員 日下部 治	東京工業大学教授	委員 高田光雄	京都大学教授	委員 辻 幸和	群馬大学教授		
委員長 虫明功臣	福島大学教授	委員 平島 寛	(株)日経BP																																
委員 石田東生	筑波大学教授		日経アーキテクチャ編集長																																
委員 磯部雅彦	東京大学教授	委員 村上周三	慶應義塾大学教授																																
委員 見城美枝子	青森大学教授	委員 森杉壽芳	東北大学教授																																
主査 森杉壽芳	東北大学教授	委員 屋井鉄雄	東京工業大学教授																																
委員 井口典夫	青山学院大学教授	委員 浅見泰司	東京大学教授																																
委員 日下部 治	東京工業大学教授	委員 高田光雄	京都大学教授																																
委員 辻 幸和	群馬大学教授																																		

研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 10】

研究開発課題名	地域資源・交通拠点等のネットワーク化による国際観光振興方策に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所 空港研究部 (部長 広瀬宗一)																																
研究開発の概要	<p>美しい国土の創造及び観光立国の実現のために、観光における地域イメージの形成、来訪者の満足度の評価構造を把握することにより、観光客を惹きつける地域の魅力づくりのマネジメント方策、地域の価値向上に資するゲートウェイ空間の整備手法、利用者の立場にたった空港の利便性・快適性の向上方策の確立を図る。</p> <p>なお、本研究は、14年度に事前評価を行った「地域の価値向上のためのゲートウェイ空間整備手法に関する研究」の内容拡充・組み替えを行ったものである。</p> <p>【研究期間 平成16年度～平成18年度 研究費総額 約54百万円】</p>																																		
研究開発の目的	<p>観光における地域イメージの形成、来訪者の満足度の評価構造を把握することにより、観光客を惹きつける地域の魅力づくりのマネジメント方策、地域の価値向上に資するゲートウェイ空間の整備手法の確立を図り、地域の価値(イメージ)の向上、来訪者の満足度の向上及び観光客・リピーター数の増加、新たな産業の創生を図ることを目的とする。</p>																																		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>本研究は、外部評価委員会から、必要性、効率性及び有効性の観点からの総合評価として、国総研が重点的に実施すべきものと評価を得ており(下欄参照)これを踏まえ、国総研として以下のとおり評価する。</p> <p>(必要性)</p> <p>観光振興は本来、展開すべき施策の実施主体が国・自治体・民間等多岐に渡り、観光立国の実現を支援するために、効率的かつ効果的な総合的施策体系を示すことが、国として必要である。</p> <p>今後の社会資本において、特に観光振興という面では質的な向上及び交通利便性が重要であり、そのためにも、総合的な観光振興・地域振興の観点から社会資本等の整備のあり方についての見直しを行っていく必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>多様な主体が有機的に連携する中で、最も効率的な施策の体系を示すとともに、より効果的・持続的な観光地域づくりの実現に貢献するため、外部の観光関連団体(JNTO、日観協)、あるいは観光関連の研究を行っている研究者等との連携によって、効率的な研究体制を構築する。</p> <p>(有効性)</p> <p>本研究の成果より、地域のイメージの向上、来訪者の満足度の向上が図られ、国内外からの来訪者の増大、地域振興へとつながることが期待される。また、これまで独自に取り組んできた多様な主体間を有機的に連携し、より効率的な観光地域づくりへの取り組みが実現する。</p>																																		
外部評価の結果	<p>本研究は、国土技術政策総合研究所において平成16年度に実施すべき課題として必要性が認められると評価された。(平成15年6月26日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会)</p> <p>< 研究評価委員会出席委員一覧 ></p> <table border="0" data-bbox="446 1612 1372 1736"> <tr> <td>委員長 虫明功臣</td> <td>福島大学教授</td> <td>委員 平島 寛</td> <td>(株)日経BP</td> </tr> <tr> <td>委員 石田東生</td> <td>筑波大学教授</td> <td></td> <td>日経アーキテクチャ編集長</td> </tr> <tr> <td>委員 磯部雅彦</td> <td>東京大学教授</td> <td>委員 村上周三</td> <td>慶應義塾大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 見城美枝子</td> <td>青森大学教授</td> <td>委員 森杉壽芳</td> <td>東北大学教授</td> </tr> </table> <p>国際観光振興のため、インバウンドを倍増させるという我が国の政策を、効率的かつ効果的に実施していくことは非常に重要な課題である。これを支援していく研究の必要性は高く、国総研において重点的に実施すべきものと評価する。</p> <p>(平成15年12月17日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会)</p> <p>< 研究評価委員会分科会出席委員一覧 ></p> <table border="0" data-bbox="446 1904 1372 2027"> <tr> <td>主査 森杉壽芳</td> <td>東北大学教授</td> <td>委員 屋井鉄雄</td> <td>東京工業大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 井口典夫</td> <td>青山学院大学教授</td> <td>委員 浅見泰司</td> <td>東京大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 日下部 治</td> <td>東京工業大学教授</td> <td>委員 高田光雄</td> <td>京都大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 辻 幸和</td> <td>群馬大学教授</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>詳細については、国土技術政策総合研究所ホームページ (http://www.nilim.go.jp/japanese/hyouka/index.htm) に掲載</p>			委員長 虫明功臣	福島大学教授	委員 平島 寛	(株)日経BP	委員 石田東生	筑波大学教授		日経アーキテクチャ編集長	委員 磯部雅彦	東京大学教授	委員 村上周三	慶應義塾大学教授	委員 見城美枝子	青森大学教授	委員 森杉壽芳	東北大学教授	主査 森杉壽芳	東北大学教授	委員 屋井鉄雄	東京工業大学教授	委員 井口典夫	青山学院大学教授	委員 浅見泰司	東京大学教授	委員 日下部 治	東京工業大学教授	委員 高田光雄	京都大学教授	委員 辻 幸和	群馬大学教授		
委員長 虫明功臣	福島大学教授	委員 平島 寛	(株)日経BP																																
委員 石田東生	筑波大学教授		日経アーキテクチャ編集長																																
委員 磯部雅彦	東京大学教授	委員 村上周三	慶應義塾大学教授																																
委員 見城美枝子	青森大学教授	委員 森杉壽芳	東北大学教授																																
主査 森杉壽芳	東北大学教授	委員 屋井鉄雄	東京工業大学教授																																
委員 井口典夫	青山学院大学教授	委員 浅見泰司	東京大学教授																																
委員 日下部 治	東京工業大学教授	委員 高田光雄	京都大学教授																																
委員 辻 幸和	群馬大学教授																																		

研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 1 1】

研究開発課題名	公共事業の総合コスト縮減効果評価・ 管理手法の開発	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所 総合技術政策研究センター建設シ ステム課 (課長 溝口宏樹)																
研究開発の概要	<p>公共事業の実施にあたっては、工事コストだけでなく、社会的コストや時間的コスト等を含めた総合的なコスト縮減を目指すこととし、政府として取り組みを進めている。しかし、環境への影響軽減など多くの社会的コスト項目の評価・管理手法は未確立であり、これらは総合コスト縮減率の評価対象から除外されている。そこで本研究では、公共事業における社会的コストや時間的コストを含む総合的なコスト縮減効果を評価し、管理する手法を開発するものである。</p> <p>【研究期間 平成 16 年度～平成 18 年度 研究費総額 約 120 百万円】</p>																		
研究開発の目的	<p>社会的コスト等の計測事例の分析、原単位化手法の検討を行い、社会的コスト等の原単位や総合コスト縮減効果管理手法など、公共事業における社会的コスト等を含めた総合コスト縮減効果を評価・管理する手法を開発する。本研究の成果は、平成 19 年度までの毎年度の社会的コスト等の低減効果のフォローアップへ順次活用するとともに、平成 19 年度までの現コスト構造改革プログラムに続く次期のプログラム立案に反映させていく。これらの取り組みにより、総合的なコスト縮減を目指した施策の促進を図るものである。</p>																		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>本研究は、外部評価委員会から、必要性、効率性及び有効性の観点からの総合評価として、国総研が重点的に実施すべきものと評価を得ており(下欄参照)、これを踏まえ、国総研として以下のとおり評価する。</p> <p>(必要性)</p> <p>「コスト縮減新行動指針」及び「コスト構造改革プログラム」に基づき、良質な社会資本を低廉な費用で整備・維持することは、政府全体で取り組むべき重要な課題であり、コスト縮減の実績は毎年フォローアップすることとしている。しかし、環境への影響軽減等の社会的コスト等については貨幣価値換算法が確立されていないため、社会的コスト等を含む総合的なコスト縮減効果の評価・管理手法を開発する必要がある。</p> <p>「コスト縮減新行動指針」及び「コスト構造改革プログラム」は公共事業を対象としており、国土交通省が率先して進める必要があることから、国土技術政策総合研究所が研究を実施する必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>研究にあたっては、本省や地方整備局から評価項目等のニーズや社会的コスト計測事例を把握・収集し、社会的コスト評価手法や原単位化手法の理論などについて学識経験者と連携を図りつつ実施する。また、研究の成果が平成 19 年度までのコスト縮減効果フォローアップへ順次活用され、次期コスト構造改革プログラムの立案に反映されるよう、本省と調整を図りながら、効率的に研究を実施する。</p> <p>(有効性)</p> <p>総合コスト縮減施策の実施にあたり、評価・管理手法の開発は、目標値の設定、インセンティブの付与に有効である。また、事業評価や、事業の進捗管理、新技術の導入などの施策における環境等への影響・改善効果の評価を可能とすることにより、社会的コスト等を含めた総合コスト縮減施策の促進が図られる。</p>																		
外部評価の結果	<p>本研究は、国土技術政策総合研究所において平成 16 年度に実施すべき課題として必要性が認められると評価された。(平成 15 年 6 月 26 日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会)</p> <p><研究評価委員会出席委員一覧></p> <table border="0" data-bbox="446 2116 1436 2195"> <tr> <td>委員長 虫明功臣 福島大学教授</td> <td>委員 平島 寛 (株)日経 B P</td> </tr> <tr> <td>委員 石田東生 筑波大学教授</td> <td>日経アーキテクチュア編集長</td> </tr> <tr> <td>委員 磯沼剛彦 東京大学教授</td> <td>委員 村上周三 慶應義塾大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 見城美枝子 青森大学教授</td> <td>委員 森杉壽芳 東北大学教授</td> </tr> </table> <p>本研究は、公共事業の影響をより明らかにし、コスト縮減に資する研究であり、さらに、研究成果を公共事業評価へ応用できる可能性を保持している国総研らしい研究であり、重点的に実施すべきものと評価する。(平成 15 年 12 月 1 日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会)</p> <p><研究評価委員会分科会出席委員一覧></p> <table border="0" data-bbox="446 2195 1436 2228"> <tr> <td>主査 石田東生 筑波大学教授</td> <td>委員 根本敏則 一橋大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 小澤一雅 東京大学助教授</td> <td>委員 藤田正治 京都大学助教授</td> </tr> <tr> <td>委員 佐伯光昭 日本技術開発(株)</td> <td>委員 辻本 誠 名古屋大学教授</td> </tr> <tr> <td>取締役 常務執行役員 東京支社長</td> <td>委員 三村信男 茨城大学教授</td> </tr> </table> <p>詳細については国土技術政策総合研究所ホームページ (http://www.nilim.go.jp/Japanese/hyouka/index.htm) に掲載</p>			委員長 虫明功臣 福島大学教授	委員 平島 寛 (株)日経 B P	委員 石田東生 筑波大学教授	日経アーキテクチュア編集長	委員 磯沼剛彦 東京大学教授	委員 村上周三 慶應義塾大学教授	委員 見城美枝子 青森大学教授	委員 森杉壽芳 東北大学教授	主査 石田東生 筑波大学教授	委員 根本敏則 一橋大学教授	委員 小澤一雅 東京大学助教授	委員 藤田正治 京都大学助教授	委員 佐伯光昭 日本技術開発(株)	委員 辻本 誠 名古屋大学教授	取締役 常務執行役員 東京支社長	委員 三村信男 茨城大学教授
委員長 虫明功臣 福島大学教授	委員 平島 寛 (株)日経 B P																		
委員 石田東生 筑波大学教授	日経アーキテクチュア編集長																		
委員 磯沼剛彦 東京大学教授	委員 村上周三 慶應義塾大学教授																		
委員 見城美枝子 青森大学教授	委員 森杉壽芳 東北大学教授																		
主査 石田東生 筑波大学教授	委員 根本敏則 一橋大学教授																		
委員 小澤一雅 東京大学助教授	委員 藤田正治 京都大学助教授																		
委員 佐伯光昭 日本技術開発(株)	委員 辻本 誠 名古屋大学教授																		
取締役 常務執行役員 東京支社長	委員 三村信男 茨城大学教授																		

研究費総額は現時点の予定であり、今後変わらうるものである。

事前評価【No. 1 2】

研究開発課題名	社会資本整備における合意形成手法の高度化に関する研究 ~ 共通理解の促進と満足度の向上を目指して~	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所 総合技術政策研究センター (建設マネジメント研究官 佐藤浩)																
研究開発の概要	<p>本研究は、より透明性が高く公正な公共事業の実施が求められている状況下で、一層適切で満足度の高い合意形成システムの構築、実践に資するため、社会資本整備における合意形成プロセスやコミュニケーション技術の検討、合意形成の「知」の共有・活用に関する研究を行う。具体的には</p> <p>状況対応型合意形成プロセスの提案、 コミュニケーション技術の向上に関する検討を行い、その成果を踏まえて、 合意形成の「知」の共有・活用のための仕組みづくりを行う。</p> <p>【研究期間 平成 16 年度～平成 17 年度 研究費 約 200 百万円】</p>																		
研究開発の目的	<p>社会資本整備における各関係者の共通理解の促進と満足度の向上に資するために、合意形成に関する知識や経験を蓄積・活用するシステムを構築する。これにより、さらなる創意工夫が図られ、新たな「知」を形式知化することにより、スパイラルアップしていく知の創造システムが構築されることを目的とする。</p>																		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>本研究は、外部評価委員会から、必要性、効率性及び有効性の観点からの総合評価として、国総研が重点的に実施すべきものと評価を得ており（下欄参照）、これを踏まえ、国総研として以下のとおり評価する。</p> <p>（必要性） 合意形成に関する実践及び研究は、各事業主体や各研究部で対象事業に関する取り組みが多くなされており、また第一線での合意形成の実践では、合意形成プロセスやコミュニケーション技術等に関わる知識、経験、技術は、個人やチームに依存し担当者の苦勞が多い。そこで、一層適切な合意形成を実践していくため、これまでの様々な取り組み等を事業特性等の視点から事業分野横断的に分析し、共通パターン的な合意形成プロセスやコミュニケーション技術の体系的整理、合意形成に関する知識や経験を体系的に蓄積・活用するシステム（知識共有システム）の構築を図るものである。こうした検討を進めるためには、各種の公共事業に関する総合的な研究を行っている国土技術政策総合研究所において研究を実施する必要がある。</p> <p>（効率性） 国総研の各研究部は対象事業種別に活発な合意形成に関する研究に取り組んでおり、コミュニケーション技術修得については国土交通大学校が研修科目として実践していることから、関係研究部及び国土交通大学校と連携しつつ、合意形成に関する種々の研究を実施している大学から研究助言等を受けながら研究を進めていくことは効率的である。また構築する知識共有システムはプロジェクト研究終了後も継続的に運用し、改善していくこととしている。従って、構築・運用開始までの 2 年間をプロジェクト研究対象期間とすることは妥当である。</p> <p>（有効性） 第一線の職員が全国幅広く事例に基づくノウハウの活用が可能となり、合意形成の実践を通じ更なる創意工夫が生み出され、新たな知が知識共有システムに「形式知化」されフィードバックされていく合意形成の「知」の共有化が図られる仕組みが構築・活用されることにより、社会資本整備における合意形成の円滑化や満足度の向上が図られる。</p>																		
外部評価の結果	<p>本研究は、国土技術政策総合研究所において平成 16 年度に実施すべき課題として必要性が認められると評価された。（平成 15 年 6 月 26 日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会）</p> <p>< 研究評価委員会出席委員一覧 ></p> <table border="0" data-bbox="446 1612 1436 1736"> <tr> <td>委員長 虫明功臣 福島大学教授</td> <td>委員 平島 寛 (株)日経 B P</td> </tr> <tr> <td>委員 石田東生 筑波大学教授</td> <td>日経アーキテクチュア編集長</td> </tr> <tr> <td>委員 磯部雅彦 東京大学教授</td> <td>委員 村上周三 慶應義塾大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 見城美枝子 青森大学教授</td> <td>委員 森杉壽芳 東北大学教授</td> </tr> </table> <p>今日の社会資本整備において、非常に重要な課題であり、研究の必要性は高い。また、合意形成のプロセスの提案やコミュニケーション技術の整理、データベースの構築等について大いに貢献することが期待される研究であることから、本研究は、国総研において重点的に実施すべきものと評価する。（平成 15 年 12 月 1 日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会）</p> <p>< 研究評価委員会分科会出席委員一覧 ></p> <table border="0" data-bbox="446 1926 1436 2049"> <tr> <td>主査 石田東生 筑波大学教授</td> <td>委員 根本敏則 一橋大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 小澤一雅 東京大学助教授</td> <td>委員 藤田正治 京都大学助教授</td> </tr> <tr> <td>委員 佐伯光昭 日本技術開発(株)</td> <td>委員 辻本 誠 名古屋大学教授</td> </tr> <tr> <td>取締役 常務執行役員 東京支社長</td> <td>委員 三村信男 茨城大学教授</td> </tr> </table> <p>詳細については国土技術政策総合研究所ホームページ（http://www.nilim.go.jp/Japanese/hyouka/index.htm）に掲載</p>			委員長 虫明功臣 福島大学教授	委員 平島 寛 (株)日経 B P	委員 石田東生 筑波大学教授	日経アーキテクチュア編集長	委員 磯部雅彦 東京大学教授	委員 村上周三 慶應義塾大学教授	委員 見城美枝子 青森大学教授	委員 森杉壽芳 東北大学教授	主査 石田東生 筑波大学教授	委員 根本敏則 一橋大学教授	委員 小澤一雅 東京大学助教授	委員 藤田正治 京都大学助教授	委員 佐伯光昭 日本技術開発(株)	委員 辻本 誠 名古屋大学教授	取締役 常務執行役員 東京支社長	委員 三村信男 茨城大学教授
委員長 虫明功臣 福島大学教授	委員 平島 寛 (株)日経 B P																		
委員 石田東生 筑波大学教授	日経アーキテクチュア編集長																		
委員 磯部雅彦 東京大学教授	委員 村上周三 慶應義塾大学教授																		
委員 見城美枝子 青森大学教授	委員 森杉壽芳 東北大学教授																		
主査 石田東生 筑波大学教授	委員 根本敏則 一橋大学教授																		
委員 小澤一雅 東京大学助教授	委員 藤田正治 京都大学助教授																		
委員 佐伯光昭 日本技術開発(株)	委員 辻本 誠 名古屋大学教授																		
取締役 常務執行役員 東京支社長	委員 三村信男 茨城大学教授																		

研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりをうるものである。

事前評価【No. 13】

研究開発課題名	都市地域の社会基盤・施設の防災性能評価・災害軽減技術の開発 (個別課題追加)	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所 危機管理技術研究センター (建築災害対策研究官 上之園隆志)																
研究開発の概要	<p>都市地域における総合的な防災対策を計画・支援・実現するために、公共施設、道路、河川、海岸、空港、ライフライン等の主要社会基盤・施設の防災性能及び災害時の機能損傷が都市・地区の防災性に与える影響をリスク管理の観点(性能・被災リスク・影響評価、対策と効果)から適切に評価する手法、及び効果的な(費用対効果の優れた、即時対応性の高い)災害軽減技術(ハード・ソフト対策)の開発を行う。本プロジェクト研究の中で研究が手薄であった、津波災害に対する総合的対策、防災上配慮を要する者に対する対策、火災に対する防災性能評価の研究を下記のとおり追加して行う。</p> <p>(追加研究課題)</p> <p>津波に対する被害想定と総合的対策に関する研究 (個別課題リーダー:危機管理技術研究センター長 杉浦信男)</p> <p>防災上の配慮を要する者の行動・認識特性に関する研究 (個別課題リーダー:危機管理技術研究センター長 杉浦信男)</p> <p>本課題は総プロ「リアルタイム災害情報システムの開発」の一部として実施予定 街区レベルにおける防災性能簡易評価手法の開発 (個別課題リーダー:都市研究部長 森田雅文)</p> <p>(プロジェクト研究全体) 【研究期間 平成13年度～平成17年度 研究費総額 約860百万円】</p>																		
研究開発の目的	<p>本プロジェクト研究の目的は、都市地域の社会基盤・施設の防災性能評価手法(防災機能評価、被災リスクと防災への影響評価)および災害軽減技術(防災性能確保及び効果的都市防災計画、ハード・ソフト対策)の提案を行い、都市地域の社会基盤・施設の効果的防災性能向上を図るものである。</p>																		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>本研究は、外部評価委員会から、必要性、効率性及び有効性の観点からの総合評価として、国総研が重点的に実施すべきものと評価を得ており(下欄参照)、これを踏まえ、国総研として以下のとおり評価する。</p> <p>(必要性)</p> <p>本プロジェクト研究の中で研究が手薄であった、津波災害に対する総合的対策、防災上配慮を要する者に対する対策、火災に対する防災性能評価の研究を行う。</p> <p>津波災害に関しては、中央防災会議では東南海・南海地震の津波による甚大な被害が想定されている。防災上配慮を要する者に関しては、都市の住民の高齢化一人住まいが進み、健康者を対象とした対策では対応しきれなくなっている。街区レベルに関しては、防災まちづくりの動きを都市づくりへつなげる必要がある。上記の分野を最終的には都市の防災性能確保につなげる。</p> <p>(効率性)</p> <p>上記の各研究は、その分野を専門とする研究部・センターが行い、さらに国総研のプロジェクト研究として総合的にまとめる。その体制が確保されている。</p> <p>(有効性)</p> <p>都市の災害・被害は、自然災害や人為的な災害に、都市の脆弱性が加わり、大きな被害につながる可能性がある。それらの災害は複合的な関係にあり、各災害、各被害対象に関する研究を行うとともに、総合的にまとめる研究が必要である。</p> <p>上記の新規研究課題は本プロジェクト研究の中で研究が手薄であった分野であり、都市の防災性能を総合的に確保するために有効である。</p>																		
外部評価の結果	<p>本研究に追加される課題については、国土技術政策総合研究所において平成16年度に実施すべき課題として必要性が認められると評価された。(平成15年6月26日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会)</p> <p><研究評価委員会出席委員一覧></p> <table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td>委員長 虫明功臣 福島大学教授</td> <td>委員 平島 寛 (株)日経BP</td> </tr> <tr> <td>委員 石田東生 筑波大学教授</td> <td>日経アーキテクチャ編集長</td> </tr> <tr> <td>委員 磯部雅彦 東京大学教授</td> <td>委員 村上周三 慶應義塾大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 見城美枝子 青森大学教授</td> <td>委員 森杉壽芳 東北大学教授</td> </tr> </table> <p>本研究については、国民の関心の高い研究であり、多岐にわたる各分野の研究の総合化の部分が極めて重要な研究であるため、国総研の総合力を生かし、重点的に実施すべきものと評価する。(平成15年12月1日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会)</p> <p><研究評価委員会分科会出席委員一覧></p> <table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td>主査 石田東生 筑波大学教授</td> <td>委員 根本敏則 一橋大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員 小澤一雅 東京大学助教授</td> <td>委員 藤田正治 京都大学助教授</td> </tr> <tr> <td>委員 佐伯光昭 日本技術開発(株)</td> <td>委員 辻本 誠 名古屋大学教授</td> </tr> <tr> <td>取締役 常務執行役員 東京支社長</td> <td>委員 三村信男 茨城大学教授</td> </tr> </table> <p>詳細については国土技術政策総合研究所ホームページ(http://www.nilim.go.jp/Japanese/hyouka/index.htm)に掲載</p>			委員長 虫明功臣 福島大学教授	委員 平島 寛 (株)日経BP	委員 石田東生 筑波大学教授	日経アーキテクチャ編集長	委員 磯部雅彦 東京大学教授	委員 村上周三 慶應義塾大学教授	委員 見城美枝子 青森大学教授	委員 森杉壽芳 東北大学教授	主査 石田東生 筑波大学教授	委員 根本敏則 一橋大学教授	委員 小澤一雅 東京大学助教授	委員 藤田正治 京都大学助教授	委員 佐伯光昭 日本技術開発(株)	委員 辻本 誠 名古屋大学教授	取締役 常務執行役員 東京支社長	委員 三村信男 茨城大学教授
委員長 虫明功臣 福島大学教授	委員 平島 寛 (株)日経BP																		
委員 石田東生 筑波大学教授	日経アーキテクチャ編集長																		
委員 磯部雅彦 東京大学教授	委員 村上周三 慶應義塾大学教授																		
委員 見城美枝子 青森大学教授	委員 森杉壽芳 東北大学教授																		
主査 石田東生 筑波大学教授	委員 根本敏則 一橋大学教授																		
委員 小澤一雅 東京大学助教授	委員 藤田正治 京都大学助教授																		
委員 佐伯光昭 日本技術開発(株)	委員 辻本 誠 名古屋大学教授																		
取締役 常務執行役員 東京支社長	委員 三村信男 茨城大学教授																		

研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 14】

研究開発課題名	航空レーザ測量を活用した地生態学的調査及び研究 白神山地を例にして	担当課 (担当課長名)	国土地理院 地理地殻活動研究センター (センター長 海津 優)
研究開発の概要	<p>航空レーザ測量を導入することによって、従来の野外観察手法と異なりどの程度まで小地形と植生の3次元構造が把握可能か追究するとともに、小地形と植生の3次元構造の関係を、白神山地をモデルとして、調べる。</p> <p>【研究期間：平成16年度～平成18年度 研究費総額 約60百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>航空レーザ測量データの活用により、1)傾斜分類、斜面方位等の分布等の実態表現、2)小地形分類図の作成、3)主要植物の抽出とその平面分布図の作成、4)主要植物の抽出とその縦断図の作成、5)以上のデータから樹高の推定を行う。これらに基づき、小地形が植生に与える要因の抽出を行う。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>航空レーザ測量は、近年、急速に利用されはじめた新たな測量技術であるが、植生学や地生態学への応用は試行段階である。</p> <p>総合科学技術会議(平成15年3月28日開催)の「平成16年度の科学技術分野の重点事項について」においては、環境問題への対応の強化の必要性が謳われている。また、航空レーザ測量データによって植生の種類と3次元構造の空間的な広がりを同時に把握できる可能性がある。(必要性の観点から分析)</p> <p>従来に無い新技術を導入した研究成果は、今後の新たな主題図づくりの基礎資料となり、今後の国土の環境保全のための各種の企画・立案へ間接的に貢献すると考えられる。また、環境関連機関に提供することによって、例えば白神山地の環境保全のための各種政策の立案等に役立つと考えられる。(有効性の観点から分析)</p> <p>これまで国土地理院は、文部科学省科学技術振興調整費や国土交通省総合技術開発プロジェクト等を通じて計測精度の評価や建物抽出等、航空レーザ測量データを使った研究にいち早く着手しており、航空レーザ測量データの処理について実績がある。また、空中写真判読による小地形の抽出について、豊富な経験があるので、本研究を国土地理院が行うことは妥当である。なお、国土地理院には、植生学を専門とした研究者は不在であるが、十分な成果を挙げるため、白神山地を管轄する環境関連機関や大学等と連携していく。(効率性の観点から分析)</p>		
外部評価の結果	<p>この分野は必ずしも基礎的な研究が十分とは言えず、これを行うことは重要である。国土地理院として基礎的な研究を積み上げるといふ点と、新しい測量技術の研究として進められたい。(平成15年6月18日、国土地理院研究評価委員会)</p> <p><外部評価委員会委員一覧></p> <p>委員長 高木 幹雄(芝浦工業大学大学院工学研究科教授)</p> <p>委員 巖 網林(慶應義塾大学環境情報学部助教授)</p> <p>” 大野 邦夫(ドコモ・システムズ(株)テクニカルセンター主席技師)</p> <p>” 大森 博雄(東京大学大学院新領域創成科学研究科教授)</p> <p>” 笠原 稔(北海道大学大学院理学研究科附属地震火山研究観測センター教授)</p> <p>” 河野 宣之(国立天文台地球回転研究系教授)</p> <p>” 中村 浩美(科学ジャーナリスト)</p> <p>” 細村 宰(東京電機大学理工学部教授)</p> <p>” 山岡 耕春(名古屋大学大学院環境学研究科附属地震火山・防災研究センター教授)</p> <p>詳細については、国土地理院ホームページ (http://www.qsi.go.jp/REPORT/HYOKA/hyoka15-1.html)に掲載</p>		

研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 15】

研究開発課題名	東海地震の予測精度向上及び東南海・南海地震の発生準備過程の研究	担当課 (担当課長名)	気象庁 気象研究所 地震火山研究部 (部長 濱田信生)
研究開発の概要	<p>東海、東南海、南海地震の過去の活動は相互に密接に関連していることから、数値シミュレーションの対象範囲を東南海、南海地震の震源域に拡大し、これらの地震が東海地震に及ぼす影響を評価するとともに、東海・東南海・南海地域の観測・監視に有効な観測手法を開発する。</p> <p>【研究期間：平成16年度～平成20年度 研究費総額 約220百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>東海地震発生の予測精度の向上により、東海地震による被害軽減に資する地震予知情報の確度を向上させる。東南海・南海地震に対する観測体制の強化のため、両地震を対象に含めた広域の観測・監視手法の開発を行い、その発生準備過程の解明を進める。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>(必要性) 東海地域は、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災対策強化地域に指定されている。また、同法において、国は大規模地震の発生を予知するため常時観測体制を敷くことが求められている。</p> <p>東海地震の発生に関しては、2000年前後から固着域とその周辺の微小地震活動の低下、2001年初頭からスロースリップ(プレート境界でのゆっくり滑り)の発生など、巨大地震の前駆現象としての可能性がある地殻活動が報告されており、依然として切迫した状況が続いている。このため東海地震発生の予測精度向上に関する研究は、監視業務に資するため、今後も引き続き進めていくことが不可欠である。</p> <p>また、東南海・南海地震の予想発生時期が近づきつつあることから、両地震に対して「東南海・南海地震に係わる地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成14年7月)が制定され、国に対して観測体制の整備と観測強化が求められている。このため、東南海・南海地域における地殻活動をモニタリングするための研究を緊急に推進する必要がある。</p> <p>(効率性) 気象研究所では、これまでの研究により地殻変動に関する観測データの総合的な解析手法や数値シミュレーション技術のノウハウが蓄積されていると同時に、国土地理院等外部機関との連携を従来より密接に進めており、効率的に研究を実施できる。特に、東海地震発生の予測精度を向上させるには、前兆現象の多様性に関する知見を深めると共に、各種観測データを取り込むことにより種々の地殻変動を予測することができる力学モデルを開発し、多様な前兆現象の数値シミュレーションを行うことが最も効率性の高い手段である。</p> <p>(有効性) これまでの研究(「地震発生過程の詳細なモデリングによる東海地震発生の推定精度向上に関する研究」)では、プレート地殻構造と地殻変動の観測結果を取り入れた数値シミュレーションにより、東海地震発生に至る過程で断層面のはがれる様子や地表で観測される地殻変動を推定予測することが可能となった。</p> <p>この成果を基礎として、数値シミュレーションの対象地域を東南海・南海とその周辺地域に拡大し、併せて観測・解析手法の向上を図ることで、東海地震発生の予測精度の向上、並びに東南海・南海地震の発生準備過程の解明が進み、さらに地震被害予測など防災対策にも貢献しうる。</p>		
外部評価の結果	<p>社会的関心の高い巨大地震発生予測の研究を従来実施してきた駿河トラフから西方の南海トラフに拡大して進めることは意義がある。地殻活動モニタリング手法の開発、プレート形状による地震発生への影響の解明は画期的と言える。測地学分科会地震部会の次期観測研究計画あるいは「東南海・南海地震に係わる地震防災対策の推進に関する特別措置法」(議員立法)に照らし合わせて、この研究開発課題の設定は極めて妥当と考える。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>(気象研究所評価委員会平成15年2月5日、同評議委員会へ報告8月1日)</p> <p>石田 瑞穂 防災科学技術研究所 研究主監 平 啓介 日本学術振興会 監事 田中 正之 東北工業大学 工学部環境情報工学科長 泊 次郎 朝日新聞社 編集委員 渡辺 秀文 東京大学地震研究所 教授</p>		

研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 16～23】

競争的研究資金制度の概要	建設技術研究開発助成制度は、研究者等から課題を公募し、複数の候補の中から優れた研究を開発課題を競争的に採択し、補助金を交付する制度である。採択にあたっては外部専門家による評価を実施する。	
担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長 北橋建治)	
研究開発課題名	研究開発概要	評価
16 強震観測網を用いた都市構造物群の耐震改修戦略システムの開発	社会基盤施設の地震被害の軽減を図るため、仙台地域をモデルにした超高密度地震観測網から得られる地震動分布や建物現況データに基づき、意志決定理論を用いて戦略的に構造物群の耐震改修方法や優先度を決定するシステムを開発する。 【研究期間 平成15年度 研究費総額 約21百万円】	社会性 ¹⁾ 優れている 技術革新性 ²⁾ 良好である 実現可能性 ³⁾ 優れている
17 財産保持性に優れた戸建制振住宅に関する研究開発	戸建住宅の耐震性を高めるため、木質及び軽量鉄骨架構の力学特性を加味した接合法の開発、低コスト小型制振ダンパーの開発、短周期領域での地震応答やその抑制法について実験・研究し、応答低減・損傷制御に優れた戸建制振住宅を開発する。 【研究期間 平成15年度 研究費総額 約38百万円】	社会性 ¹⁾ 優れている 技術革新性 ²⁾ 優れている 実現可能性 ³⁾ 優れている
18 高解像度大気汚染モデルによる道路交通政策評価システムの構築	道路交通政策の設計と評価に資するため、交通シミュレーションモデル及び排気ガス量推計モデルに三次元都市モデルを組み合わせ、大気汚染濃度を高解像度で分析できるシステムを開発する。 【研究期間 平成15年度 研究費総額 約27百万円】	社会性 ¹⁾ 優れている 技術革新性 ²⁾ 優れている 実現可能性 ³⁾ 良好である
19 圧電高分子膜による軽量遮音パネルの研究開発	交通機関の車内や建築物の室内における外部騒音の低減に資するため、圧電性をもつ高分子フィルム・ポリフッ化ビリニデン(PVDF)と簡単な電気回路を組み合わせ、40dB以上の遮音能力を持つ、軽量で安価な遮音構造壁を開発する。 【研究期間 平成15年度 研究費総額 約40百万円】	社会性 ¹⁾ 優れている 技術革新性 ²⁾ 優れている 実現可能性 ³⁾ 優れている
20 建築インフィルの静脈ロジスティックス支援ツールの開発	建築ストックの有効活用とインフィル構成材の使い回しによる資源生産性向上を実現させるため、静脈ロジスティックス(調達・物流)を稼働させるための情報支援ツールのプロトタイプを開発する。 【研究期間 平成15年度 研究費総額 約21百万円】	社会性 ¹⁾ 良好である 技術革新性 ²⁾ 優れている 実現可能性 ³⁾ 良好である

研究開発課題名	研究開発概要	評価
21 環境ホルモンの無害化と暴露量削減に関する研究開発	公共用水域における環境ホルモン量を削減するため、簡易・省エネルギー・高効率で環境ホルモンを無害化する、微生物・オゾンなどを用いた新しい排水処理プロセスの開発を行う。また、水環境中における環境ホルモンの移動過程及び植生の浄化能力について検討し、当該排水処理プロセスの削減効果を検証する。 【研究期間 平成 15 年度 研究費総額 約 29 百万円】	社会性 ¹⁾ 優れている 技術革新性 ²⁾ 優れている 実現可能性 ³⁾ 優れている 総プロとの適合可能性 ⁴⁾ 優れている
22 環境修復機能の高い人工干潟設計システム開発に関する研究	環境修復機能（有機炭素・窒素等の浄化機能、多様な生物の生息・生育機能）の高い人工干潟を創出するため、合理的な設計システムを開発する。 【研究期間 平成 15 年度 研究費総額 約 27 百万円】	社会性 ¹⁾ 優れている 技術革新性 ²⁾ 優れている 実現可能性 ³⁾ 優れている 総プロとの適合可能性 ⁴⁾ 優れている
23 鋼構造物の損傷度診断のための高精度超音波技術の開発	鋼構造物の疲労損傷を高精度で効率的に診断するため、損傷箇所や欠陥形状を図面上で三次元表示できるような超音波探傷器の開発を行う。 【研究期間 平成 15 年度 研究費総額 約 28 百万円】	社会性 ¹⁾ 優れている 技術革新性 ²⁾ 優れている 実現可能性 ³⁾ 優れている 総プロとの適合可能性 ⁴⁾ 優れている
外部評価の結果	建設技術研究開発助成制度評価委員会の審査の結果、実施すべき課題として上記 8 課題が採択された。（平成 15 年 6 月、建設技術研究開発助成制度評価委員会） < 外部評価委員会委員一覧 > 委員 長 濱田 政則（早稲田大学理工学部教授） 副委員長 友澤 史紀（日本大学理工学部教授） 委員 池田 駿介（東京工業大学大学院理工学研究科教授） " 宇佐美 勉（名古屋大学大学院工学研究科教授） " 小谷 俊介（千葉大学工学部教授） " 嘉門 雅史（京都大学大学院地球環境学堂教授） " 神崎 正（香川大学工学部教授） " 小松 利光（九州大学大学院工学研究院教授） " 佐藤 滋（早稲田大学理工学部教授） " 西川 孝夫（東京都立大学大学院工学研究科教授） " 長谷見雄二（早稲田大学理工学部教授） " 服部 岑生（千葉大学大学院自然科学研究科教授） " 前川 宏一（東京大学大学院工学系研究科教授） " 森地 茂（東京大学大学院工学系研究科教授） " 吉野 博（東北大学大学院工学研究科教授） 詳細については、国土交通省ホームページ （ http://www.mlit.go.jp/tec/index.html ）に掲載	

1) 社会性

社会的ニーズがあり研究開発の成果が実用化されることにより、単に住宅・社会資本整備の分野にとどまらず、国民生活、経済活動への波及効果が具体的に想定されるか否か。

2) 技術革新性

学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって建設分野の技術革新を推進し、既存の技術に比べてどの程度の新規技術開発要素が認められるか否かなど。

3) 実現可能性

提案された研究開発目標の達成が技術的に可能であるか否か及び提案者が研究開発を実施するための研究開発計画、経費、研究開発体制を整えているか否かなど。

4) 総プロとの適合可能性

関連するそれぞれの総プロの研究開発方向や研究開発全体の枠組みへの適合の可能性など、総プロと合わせて効果的な成果の獲得が見込まれるか否かなど。

研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

中間評価【No. 1】

研究開発課題名	スーパーエコシップの研究開発	担当課 (担当課長名)	海事局技術課 (課長 井上彰一郎)
研究開発の概要	<p>ガスタービン対応型新船型及び電気推進式二重反転ポッドプロペラをコンセプトとした、環境負荷及び輸送コストが小さく、静かで、船上メンテナンスが不要な次世代内航船の研究開発を行う。</p> <p>【研究期間：平成 13 年～平成 17 年 研究費総額 約 2,600 百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>内航物流における大幅なコスト削減と快適な労働環境を実現することにより、内航海運の活性化や中小造船の産業競争力強化を図るとともに、モーダルシフトの促進及び物流合理化による環境負荷の低減を図ることを目的とする。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>京都議定書の 6 %削減約束の達成に向け策定された地球温暖化対策推進大綱では、経済の活性化に寄与し、環境負荷を低減させる物流体系の構築を可能な限り早期に達成することを目指し、スーパーエコシップの開発・普及促進が謳われている。一方、内航海運業の現状は、慢性的な構造不況にあり、船員の居住・労働環境が劣悪であること、中長期的に労働力の確保が重要な問題であること等の改善が求められている。このため、内航海運業の活性化及び物流分野における環境負荷低減を実現するスーパーエコシップの研究開発を実施する必要がある。</p> <p>これまでに、ガスタービン・ポッドプロペラ対応型新船型の開発手法の開発・性能評価、電気推進式二重反転ポッドプロペラの開発手法・要素技術の開発等次世代内航船の開発に必要な要素技術は着実に確立された。また、次世代内航船の概念設計・船種選定も行い、ほぼ当初のスケジュール通り順調に、開発目標は達成されている。</p> <p>本研究開発は、委託先の独立行政法人が主体となり、要素技術開発段階では、大学・関連メーカー・試験コンサルタントと連携・分担して研究開発が実施されてきた。実証試験段階に移行する際し、経済性も考慮するため、大学に変わって新たに船会社が体制に加わった。研究開発の各段階において、最適の体制をとって実施しており、実施方法・体制は妥当である。</p> <p>以上のことから、内航物流における大幅なコスト削減と快適な船内労働環境及び海運分野の環境負荷低減を実現のため、スーパーエコシップの実証試験等の研究開発は引き続き実施する必要がある。</p>		
外部評価の結果	<p>内航海運の活性化と物流における環境負荷の低減の実現に対する要請が高まる中、本研究の必要性は研究開始時よりも一段と高まっており、研究フェーズの進展に伴い国の関与を見直すなど実施にあたっての効率性に関しても高く評価できる。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>(平成 15 年 7 月 15 日、海事局研究開発評価委員会)</p> <p>委員長 影本 浩 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授</p> <p>委員 今津 隼馬 東京商船大学情報システム設計工学講座教授</p> <p>〃 太田 一紀 (社)日本造船工業会技術委員会委員長</p> <p>〃 太田 和博 専修大学商学部教授</p> <p>〃 鎌田 実 東京大学大学院工学系研究科産業機械工学専攻教授</p> <p>〃 嶋田 武夫 (社)日本造船研究協会研究委員会委員長</p> <p>〃 白山 晋 東京大学人工物工学研究センターデジタル価値工学部門助教授</p> <p>〃 中泉 拓也 東学院大学経済学部経済学科専任講師</p> <p>〃 中島 基善 (社)日本船用工業会技術開発戦略検討小委員会委員長</p> <p>〃 古野 千秋 日本テレビ放送網株式会社編成局チーフディレクター</p>		

研究費総額は現時点での予定であり、今後変わりうるものである。

中間評価【No. 2】

研究開発課題名	地球温暖化によるわが国の気候変化予測に関する研究	担当課 (担当課長名)	気象庁気象研究所気候研究部 (部長 青木 孝)
研究開発の概要	<p>地球温暖化による気候変化がわが国にどのように影響を及ぼすのかを明らかにするために、地域気候モデルを高度化するとともに、同モデルの境界条件及び初期条件となる全球気候モデルによる地球温暖化予測技術の高度化、これらの気候モデルの検証の実施と地球温暖化のメカニズムの解明を行う。 【研究期間：平成 12 年度～16 年度 研究費総額 約 143 百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>わが国特有の現象である、冬の日本海側の降雪、冬の関東地方の乾燥気候、梅雨末期の豪雨、西日本の干ばつ、東日本のやませ等の地域的気候や異常気象の発生傾向などが地球温暖化によりどのような影響を受けるかを明らかにすることを目的とする。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>目標の中間達成度 地域気候モデルについて、それを構成する領域気候モデルと太平洋海洋モデルの開発と温暖化予測実験を実施した。また、全球気候モデル（分解能 300km）の開発と温暖化予測実験の実施、開発された全球気候モデルの改良（分解能 200km、熱・水蒸気の取扱の高度化等）、それらを用いたモデルの検証と地球温暖化メカニズムの解明を行っており、ほぼ当初計画通り進捗した。</p> <p>評価時点までの成果 前述したモデルの開発・高度化を行い、それらを用いて、温暖化による日本付近の降水量の変化、日本付近の海水温の変化を明らかにすると同時に、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)のSRES(社会経済発展に関する様々なケースを想定した、温室効果ガスの排出のシナリオ)等に基づき今世紀末の全球平均地上気温上昇等に関する予測実験を行った。また、地球温暖化時の気候の空間パターンに関する知見などの温暖化メカニズムの解明につながる成果も得られている。</p> <p>本研究課題の実施方法・体制の妥当性 本研究は3つのサブ課題で構成され、それぞれ有機的に連携をとりながら進めている。また、これまでに気象研究所で蓄積されてきたシミュレーション等の技術のノウハウを有効に活用することで、効率的に研究が進められており、実施方法・体制は妥当である。</p> <p>本研究開発の継続の妥当性 本研究開始後の、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査の実施を国の責務として定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定（平成 10 年 10 月）、温暖化に伴う将来の気候変化の予測モデルの高度化などを目標とした総合科学技術会議による「地球温暖化研究イニシャティブ」の開始（平成 14 年）などにも沿い、わが国の温暖化対策分野における社会的貢献の観点から、本研究の必要性は更に高まっている。</p> <p>本研究は概ね計画通りに進捗しており、成果は既に、気象庁の地球温暖化予測情報として公表されるとともに、地球温暖化研究イニシャティブを通じ、他の研究機関による影響評価や行政機関の施策策定の基礎資料として用いられている。また、予測の結果は IPCC の第 4 次報告書への反映を通じて国際的な貢献を果たす見通しである。このように、本研究の成果は国内外への社会的・行政的な波及効果が大きく、継続する必要がある。</p>		
外部評価の結果	<p>気象研究所評議委員会の委員から構成される評価委員会において、「予定の研究が順調に進捗しており、着実な成果をあげ、科学技術の社会貢献が目に見える形でなされようとしていると判断できる。研究開発の状況は適切・ほぼ適切であり、このまま継続すべきである。」との評価を得た。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>（平成 15 年 10 月 19 日気象研究所評価委員会、平成 16 年 1 月 20 日同評議委員会へ報告）</p> <p>平 啓介 （日本学術振興会 監事） 田中 正之 （東北工業大学環境情報工学科 学科長） 小室 広佐子 （東京国際大学国際関係学部 助教授） 木田 秀次 （京都大学大学院理学研究科地球惑星科学専攻 教授） 中島 映至 （東京大学気候システム研究センター 教授）</p>		

研究費総額は現時点での予定であり、今後変わりうるものである。

終了後の事後評価【No. 1】

研究開発課題名	地殻活動観測データの総合解析技術の開発	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長 北橋建治)
研究開発の概要	<p>地殻の変形のモデル化技術の開発及び「広域地殻活動シミュレーションモデル」の構築を行い、中長期・広域の地殻活動及び地震発生準備過程の最終段階の物理的理解を深める。また、地震発生直前に発生する可能性のある前駆的な現象を効果的に捉えるために必要な地殻活動観測の計画作成技術を開発して、地殻活動及び地震発生の予測を行う。</p> <p>【研究期間：平成 10 年度～平成 14 年度 研究費総額 約 514 百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>地震発生に至る地殻活動解明並びに地殻活動シミュレーション手法、地殻活動観測システム高度化の研究を推進するとともに、その結果を観測、実験へフィードバックし、地殻活動観測を高度化し、防災・減災に貢献する。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震・火山災害の軽減を図ることは国の重要な責務である。本研究は地殻の変形のモデル化技術の開発及び「広域地殻活動シミュレーションモデル」の構築により防災・減災に貢献する研究課題として、地殻活動観測データ総合解析システム(データベース)の開発等十分な成果を上げたと評価できる。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本研究では観測データ、解析技術の蓄積及び実績を有する国土地理院と建築研究所が連携して研究を実施するとともに、最新科学技術情報の交換、行政との連携、関連プロジェクトとの連携を目的に、学識経験者、国及び地方行政担当者と研究実施主体から構成される研究推進委員会を構成し、研究の妥当性を議論し効率的に研究を推進したと評価できる。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本研究により、この間相次いで発生した 1998 岩手山火山活動及び内陸地震、1997 年豊後水道サルトア-スクエーク、2000 年有珠山噴火、三宅島噴火、神津島近海群発地震活動、2001 年以来継続中の東海2-ステップ イベント、2003 年宮城県北部地震、十勝沖地震等を発生させた物理的機構を解明し、地震調査委員会、東海地震判定会打合せ、地震予知連絡会、火山噴火予知連絡会等に結果を報告し、速やかな防災対策に寄与し大きな成果を挙げている。 		
外部評価の結果	<p>本研究では、十勝沖地震をはじめとする近年の地震の地殻活動の解明に寄与するシミュレーションモデルを開発するとともに、一般から利用可能なデータベースの構築を行うなどの成果が得られており、適切に実施されたことが認められた。今後は、他機関のデータを集約し地震関連データを一元化してわかりやすく提供していくことや、長期的視点にたつて東海地震や東南海・南海地震等の解析に役立つ研究を推進することを期待する。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成 16 年 3 月 9 日、技術研究開発評価委員会)</p> <p>委員長 嘉門 雅史 京都大学大学院地球環境学堂教授</p> <p>委員 大林 成行 (株)国土情報技術研究所代表取締役社長</p> <p>〃 表 佑太郎 (社)建築業協会技術研究部会部会長</p> <p>〃 桑原 章次 (社)日本土木工業協会土木工事技術委員会副委員長</p> <p>〃 見城美枝子 青森大学社会学部教授</p> <p>〃 菅原 進一 東京理科大学総合研究所教授</p> <p>〃 友澤 史紀 日本大学理工学部教授</p> <p>〃 濱田 政則 早稲田大学理工学部教授</p> <p>〃 三井所清典 芝浦工業大学工学部教授</p> <p>詳細については、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/index.html) に掲載</p>		

終了後の事後評価【No. 2】

研究開発課題名	先端技術を活用した国土管理技術の開発	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長 北橋建治)
研究開発の概要	<p>地理的に脆弱な我が国の国土において、効率的な国土利用、災害予測・防災対応手法の確立、良好な環境整備などを実現するために、国土管理の主要課題である防災・環境保全を中心として、国土管理に必要な情報の収集・処理・管理・解析を一貫して行う「国土管理システム」の構築・利用技術に関する研究開発を行うものである。 【研究期間：平成 11 年度～平成 14 年度 研究費総額 約 458 百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>国土管理のための情報システム構築技術として、合成開口レーダ(SAR)、スキャン式レーダ測距儀等センサーの計測技術及び GIS を活用した総合的な情報管理手法を開発する。 防災・環境保全を中心とした国土管理のための情報活用技術として、GIS等を活用した水害・震災対策システム及び自然域や都市における計画・設計・管理の支援システムを開発する。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国土管理情報基盤データ概念モデル」及び「国土管理における情報基盤のあり方」をとりまとめたことにより、国土交通省の統一的な情報基盤整備に向けて基本的な考えを示したことは評価できる。 ・国土管理に必要な情報の収集、管理及び利活用に関する各種要素技術を開発したことにより、国土管理業務の効率性向上に寄与できた。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・e-Japan 戦略など政府全体の動向を把握しながら、国土交通省内の機関、他省庁の研究機関、大学、民間等と広く連携し、先端技術の最新動向及び国土管理行政でのニーズを踏まえた効率的な研究開発を行ったことは、妥当であった。 <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本課題では、有効かつ効率的な国土管理において必要となる各種支援ツール、マニュアル、仕様、基本方針等を開発した。これらの成果は、当初の目標を達成したものととなっている。 		
外部評価の結果	<p>本研究では、国土管理に必要な情報の収集、活用等に関する個々の要素技術の開発に加え、これからの研究、政策立案の方向性を探るために意義のある成果が得られており、適切に実施されたことが認められた。今後は、構築された多元的データの一元化を図り、一般の人にも利用してもらえるように広く発信していくとともに、地方公共団体等において具体的に成果の利活用が進むことを期待する。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成 16 年 3 月 9 日、技術研究開発評価委員会)</p> <p>委員長 嘉門 雅史 京都大学大学院地球環境学堂教授 委員 大林 成行 (株)国土情報技術研究所代表取締役社長 " 表 佑太郎 (社)建築業協会技術研究部会部会長 " 桑原 章次 (社)日本土木工業協会土木工事技術委員会副委員長 " 見城美枝子 青森大学社会学部教授 " 菅原 進一 東京理科大学総合研究所教授 " 友澤 史紀 日本大学理工学部教授 " 濱田 政則 早稲田大学理工学部教授 " 三井所清典 芝浦工業大学工学部教授 詳細については、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/index.html) に掲載</p>		

終了後の事後評価【No. 3】

研究開発課題名	G I Sを活用した次世代情報基盤の活用推進に関する研究	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長 北橋建治)
研究開発の概要	<p>空間データ基盤やG I S参照点、デジタル画像等を活用して、効率的・効果的な地図データの作成・統合・交換等に関する技術開発を行う。また、行政や民間が所有するG I Sデータの統合技術を開発する。更に、防災計画やエリアマーケティング等での積極的な利活用を目的とした汎用的・実用的なG I Sアプリケーションの開発を行う</p> <p>【研究期間：平成 12 年度～平成 14 年度 研究費総額 約 364 百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>情報化社会を迎え、国及び地方公共団体の建設行政業務において、G I Sのための地図の電子化が進められてきている。しかしながら、これらのG I Sデータの相互利用はさほど進んでおらず、また、導入されたG I Sが有効に活用されていないなどの問題がある。</p> <p>本研究はG I Sの普及、有効利用に寄与するために、G I Sモデル地区実証実験、G I S関係省庁連絡会議、G I S官民推進協議会と連携をとりながら、建設行政におけるG I Sの相互利用、高度な利活用、地図基盤データの整備に関する技術開発及びアプリケーションの開発を行うことを目的として実施されたものである。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G I Sの相互利用や基盤データ整備の効率化に関する技術開発は、G I Sの導入や運用のコストの低減を図るためになくはないものであり、必要性の高い技術開発を行ったと評価できる。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土地理院、国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所がそれぞれの知見を生かした研究の分担を行い、地方整備局、地方公共団体等、実際に技術を利用する建設行政の現場と連携を取っているため、効率的な研究開発が出来たと評価できる。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設行政の現場での実現を前提とした技術やアプリケーションの開発、マニュアルの整備等を行っているため、実用的な技術が開発できたと評価できる。 		
外部評価の結果	<p>これまで多くの研究が行われてきているテーマであるが、単なる要素技術の研究にとどまらず総合的観点から研究が進められ、総合化・実用化に主眼をおいた成果が得られており、適切に実施されたことが認められた。今後は、データ更新への対応や地下空間におけるデータの情報化、大縮尺の数値データの精緻化などに向けてさらに研究を発展させていくことが期待される。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成 16 年 3 月 9 日、技術研究開発評価委員会)</p> <p>委員長 嘉門 雅史 京都大学大学院地球環境学堂教授</p> <p>委員 大林 成行 (株)国土情報技術研究所代表取締役社長</p> <p>〃 表 佑太郎 (社)建築業協会技術研究部会部会長</p> <p>〃 桑原 章次 (社)日本土木工業協会土木工事技術委員会副委員長</p> <p>〃 見城美枝子 青森大学社会学部教授</p> <p>〃 菅原 進一 東京理科大学総合研究所教授</p> <p>〃 友澤 史紀 日本大学理工学部教授</p> <p>〃 濱田 政則 早稲田大学理工学部教授</p> <p>〃 三井所清典 芝浦工業大学工学部教授</p> <p>詳細については、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/index.html) に掲載</p>		

終了後の事後評価【No. 4】

研究開発課題名	建設ITの高度化に向けたCAD標準技術の開発	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長 北橋建治)
研究開発の概要	<p>国土交通省の全直轄事業において、電子データによる受・発注体制を構築するため、建設事業に係る各種情報の中でも最も大きな比重を占めるCADデータについて、国際標準への対応も念頭に置きつつ、3次元CADデータ標準化のための技術開発を行った。さらに情報化技術による建設事業の高度化を図るため、特に効果の高いと考えられる業務プロセス(設計・積算、施工、維持管理)において、3次元CADデータを活用した効果的な業務活用方法を提案した。</p> <p>【研究期間：平成13年度～平成14年度 研究費総額 約80百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>旧建設省では図面の形状情報をCADで交換する仕様として「CAD製図基準(案)」を平成12年3月に作成したが、各種データベースとの連携による業務改善や施工の自動化等が進捗しつつあり、CADデータはその基盤情報としてより高度な機能を備えることが求められている。特に、CADデータからの数量拾い出しと積算業務の改善と自動化施工による省力化、維持管理の効率化を実現するものとして期待されている。このため、建設事業における3次元CADデータの標準化を行うことを目的として研究を実施した。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終成果として、実装モデルの開発につながるデータモデル構築方法や道路事業の概念モデル等を提案できた。研究期間が短縮されたために、最終目標には到達していないものの、これらの成果はすでに実装モデルの開発に活用されており、その後の開発進捗状況から、目標は概ね達成できたと思われる。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本研究は、産学官の連携、協力を得る体制を構築し、設計、施工の民間の立場での検討、発注者である地方整備局からの検討、CADベンダの開発者からの検討、学識経験者のデータモデル構築の検討など、幅広い検討が実施できた。研究体制は妥当であったと判断される。 既存の研究やデータモデルを活用して効率よく研究を実施した。また早期の標準化を実現するために、効果の高い箇所を選定し優先的に検討を実施することで、早期の効果の発現に努めた。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本研究成果としてプロダクトモデルから実装モデルの開発に円滑に移行したことで、研究時期、研究内容は適切であったと判断できる。 建設CALS/ECの中で3次元CADによる業務支援システムの開発目標が明確になり、次世代CALSへの移行に適切な研究が実施された。 		
外部評価の結果	<p>当初予定していた3年間の研究期間が2年間に短縮されたことにより、研究開発期間の成果としては最終目標に達成していない面があるが、その後の関係機関との連携による実装モデルの開発につながる基礎的研究成果が得られており、適切に実施されたことが認められた。今後、3次元CADデータシステムを構築するにあたっては、入力データの標準化にも留意して研究開発が行われることを期待する。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>(平成16年3月9日、技術研究開発評価委員会)</p> <p>委員長 嘉門 雅史 京都大学大学院地球環境学堂教授</p> <p>委員 大林 成行 (株)国土情報技術研究所代表取締役社長</p> <p>〃 表 佑太郎 (社)建築業協会技術研究部会部会長</p> <p>〃 桑原 章次 (社)日本土木工業協会土木工事技術委員会副委員長</p> <p>〃 見城美枝子 青森大学社会学部教授</p> <p>〃 菅原 進一 東京理科大学総合研究所教授</p> <p>〃 友澤 史紀 日本大学理工学部教授</p> <p>〃 濱田 政則 早稲田大学理工学部教授</p> <p>〃 三井所清典 芝浦工業大学工学部教授</p> <p>詳細については、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/index.html)に掲載</p>		

終了後の事後評価【No. 5】

研究開発課題名	まちづくりにおける防災評価・ 対策技術の開発	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長 北橋建治)
研究開発の概要	<p>防災上危険な密集市街地の解消のためには、平常時からの地区レベルでの防災まちづくりが重要である。このため、地区の防災性能の評価手法の開発、地区の防災性能向上のための効果的対策技術の開発、防災まちづくり等のための計画作成支援技術・防災対策推進方策の開発、に取り組んだものである。</p> <p>【研究期間：平成 10 年度～平成 14 年度 研究費総額 約 667 百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>地区レベルでの防災対策を推進させるために、以下の目標を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の中で防災上危険な地区を抽出するマクロ評価手法と、地区の防災性能を詳細に評価するミクロ評価手法（シミュレーションモデル）を開発する。 ・地区や街区等における将来像（改善案）を実現するための制度手法を開発する。 ・防災まちづくりの推進を図るための諸活動の具体的手法を確立する。 		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の合意を形成しながら防災上危険な市街地を解消するためには、防災性能の評価、市街地や地区施設等の改善、住民等の合意形成支援等が必要となるが、これらの必要事項が適切に目的として設定されている。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災まちづくりの現場を担う地方公共団体、支援を行っているコンサルタント等との連携が行われており、現場のニーズが研究開発にフィードバックされている。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より正確かつ詳細な防災性能を評価する手法が開発されており、行政内部での検討、行政と住民による計画案の検討等に際して、従来以上に防災対策の必要性、改善効果の評価等を行うことが可能となっている。 		
外部評価の結果	<p>視覚的にわかりやすい延焼シミュレーションを開発する等、地域の防災まちづくりを考える契機を提供することのできる研究成果が得られており、適切に実施されたことが認められた。今後は、地域の初期消火能力や火災危険箇所を考慮する等さらに様々な条件設定のもとでシミュレーションを可能とすることや、地域の合意形成に役立つツールとして実務面での活用が有効となるよう研究を発展することを期待する。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成 16 年 3 月 9 日、技術研究開発評価委員会)</p> <p>委員長 嘉門 雅史 京都大学大学院地球環境学堂教授</p> <p>委員 大林 成行 (株)国土情報技術研究所代表取締役社長</p> <p>〃 表 佑太郎 (社)建築業協会技術研究部会部会長</p> <p>〃 桑原 章次 (社)日本土木工業協会土木工事技術委員会副委員長</p> <p>〃 見城美枝子 青森大学社会学部教授</p> <p>〃 菅原 進一 東京理科大学総合研究所教授</p> <p>〃 友澤 史紀 日本大学理工学部教授</p> <p>〃 濱田 政則 早稲田大学理工学部教授</p> <p>〃 三井所清典 芝浦工業大学工学部教授</p> <p>詳細については、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/index.html) に掲載</p>		

終了後の事後評価【No. 6】

研究開発課題名	木質系建築廃棄物発生抑制技術の開発	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長 北橋建治)
研究開発の概要	<p>木造建築物にかかる廃棄物量は年々増加の傾向にあるが、その再資源化率は低迷している。循環型社会に向けて木質系建築廃棄物の再資源化を促し、廃棄物量を抑制するための関連技術とその普及基盤を早急に整備する必要がある。</p> <p>本研究は、廃棄物発生抑制型木造構工法の開発、建築材料部材の再資源化技術の開発を実施するとともに、資源循環化技術及び再資源化技術の普及基盤の開発を行うものである。</p> <p>【研究期間：平成 12 年度～平成 14 年度 研究費総額 約 139 百万円】</p>		
研究開発の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物発生抑制型の木造建築物を設計・施工するための技術を開発する。 ・木造建築物の解体・除去に伴い発生する解体除去材の再資源化に関する技術を開発する。 ・木造建築物の物質循環に対する評価技術を開発する。 ・廃棄物発生抑制のための再資源化シナリオとその検証技術を開発する。 		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源循環への取り組みが遅れていた木造建築物について、新規技術の開発とともにその技術指針類を整備し、更に再資源化シナリオの提示やその評価・普及ツールが開発が行われている。これらの成果は、廃棄物問題に対する技術的・社会的要請に的確に対応し、民間による技術開発成果の実用化や行政施策検討にも活用されており、当初目標に対して妥当であったと評価できる。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質系建築廃棄物問題は、建材生産から建設、解体までライフサイクルを通じた取り組みが必要であるほか行政施策や法制度との密接な関わりを持つため、広く官民との連携が必要である。本研究体制は、関係する民間及び行政部局との広範な連携を積極的に図っており、民間における技術開発の促進や行政における施策検討に活用されるなど、適切なものであると評価できる。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終成果は、チップ化に偏らない再資源化のあり方や資源循環型木造構工法を提案し、新築時及び解体除去時における廃棄物発生抑制技術となる。また、各技術の環境負荷評価を行う物質循環評価技術、再資源化シナリオの検証を行う資源循環社会モデルは、普及基盤における基礎技術となる。これら成果は、循環型社会形成に大きく寄与するものであり、妥当と評価できる。 		
外部評価の結果	<p>木造建築物における廃棄物抑制とリサイクルを扱った本研究の成果は、木造建築物に関する基礎的な研究の機会が少ない現状を考えると、非常に貴重なものであり、適切に実施されたことが認められた。今後は、これまでの材料の複合化という流れに対し木材をそのまま活用する方策の研究や、ライフサイクルを考えて木造建築物を長持ちさせる技術開発、及び実務面での取り組みの普及と行政面での施策立案への研究成果の活用が期待される。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成 16 年 3 月 9 日、技術研究開発評価委員会)</p> <p>委員長 嘉門 雅史 京都大学大学院地球環境学堂教授</p> <p>委員 大林 成行 (株)国土情報技術研究所代表取締役社長</p> <p>” 表 佑太郎 (社)建築業協会技術研究部会会長</p> <p>” 桑原 章次 (社)日本土木工業協会土木工事技術委員会副委員長</p> <p>” 見城美枝子 青森大学社会学部教授</p> <p>” 菅原 進一 東京理科大学総合研究所教授</p> <p>” 友澤 史紀 日本大学理工学部教授</p> <p>” 濱田 政則 早稲田大学理工学部教授</p> <p>” 三井所清典 芝浦工業大学工学部教授</p> <p>詳細については、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/index.html) に掲載</p>		

終了後の事後評価【No. 7】

研究開発課題名	ペンシルビルの連結による街並み再生手法の研究	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長 北橋建治)
研究開発の概要	<p>東京など大都市中心部には、間口の狭い狭小敷地に一部老朽陳腐化したものを含むペンシルビルが林立しており、景観や防災面で様々な問題がある。既存または新設のペンシルビルを連結することにより、災害安全性、空間効率及び街並み景観の向上を実現し都市を再生するための効果的な連結手法、構造システム、設備システムを実現するための方策を提案する。</p> <p>【研究期間 平成14年度 研究費総額 約36百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>隣接するペンシルビルどうしを空間的、構造的に連結することによってより性能の高い建築と整った街並みを創り出すことを目標とする。個々のビルへの適用が繰り返されることによって、徐々に街区全体を改善していくことのできる手法の開発が最終的なねらいである。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想での新規性・創造性は認められるが、概念的提案にとどまっていることから、技術の革新という点では今後の研究の発展を期待したい。 ・事業化の検討等実施面での課題解決にさらに取り組むことが必要と考えられるが、社会ニーズに応えた既存施設の更新技術の開発に新しい発想で取り組んでおり、都市再生という観点から将来社会的貢献を成し得る成果を挙げたと評価できる。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間と予算に合わせた計画の見直し、立て直し等が行われぬまま研究が進められた面が見られるが、社会的に重要な課題に着目し、実現のために必要な多くの幅広い研究を総合的に計画し実施した点を評価する。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間的制約で当初計画の全ての実現に至らなかったものと考えられるが、当初計画で示された具体的な実験がなされておらず、また事業化の検討もなされていないなど、十分目標が達成されていない面も見られる。 		
外部評価の結果	<p>総合的な評価としては優れた研究であった。既往の研究では取り上げられていない社会的に重要な課題に取り組み、技術的な検討を行うことにより、防災安全性の向上や街路景観の向上の効果を分かりやすく説明するなど一定の成果をあげたが、実用上の課題解決が必要な部分が残されており、更なる研究成果の充実を期待する。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成16年2月3日、建設技術研究開発助成制度評価委員会)</p> <p>委員長 濱田 政則(早稲田大学理工学部教授)</p> <p>副委員長 友澤 史紀(日本大学理工学部教授)</p> <p>委員 池田 駿介(東京工業大学大学院理工学研究科教授)</p> <p>” 宇佐美 勉(名古屋大学大学院工学研究科教授)</p> <p>” 小谷 俊介(千葉大学工学部教授)</p> <p>” 嘉門 雅史(京都大学大学院地球環境学堂教授)</p> <p>” 神崎 正(香川大学工学部教授)</p> <p>” 小松 利光(九州大学大学院工学研究院教授)</p> <p>” 佐藤 滋(早稲田大学理工学部教授)</p> <p>” 西川 孝夫(東京都立大学大学院工学研究科教授)</p> <p>” 長谷見雄二(早稲田大学理工学部教授)</p> <p>” 服部 岑生(千葉大学大学院自然科学研究科教授)</p> <p>” 前川 宏一(東京大学大学院工学系研究科教授)</p> <p>” 森地 茂(東京大学大学院工学系研究科教授)</p> <p>” 吉野 博(東北大学大学院工学研究科教授)</p> <p>詳細については、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/index.html)に掲載</p>		

終了後の事後評価【No. 8】

研究開発課題名	バルコニー一体型ソーラー利用集合住宅換気空調システムの開発	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長 北橋建治)
研究開発の概要	<p>わが国において住宅の消費エネルギーはこの20年間で1.5倍に増加し、総エネルギー消費量の14パーセントを占めている。また2003年夏よりシックハウス対策のために、24時間換気設備の設置が義務付けられたが、これは住宅の冷暖房・換気エネルギーをさらに増大させると予想される。そこで、屋上に代わる空間としてバルコニーに着目し、バルコニーの手摺と一体化した集放熱パネルから得られる太陽熱・夜間放射冷熱や外気等の自然エネルギーを、建築基準法で義務付けられた24時間換気設備の駆動力を利用して、効率的に室内に導く集合住宅用の自然冷暖房換気システムを実現する。</p> <p>【研究期間 平成14年度 研究費総額 約30百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>省エネルギー性と快適性を同時に満足するシステムを、手頃な価格で集合住宅に普及させることをめざし、一般的な集合住宅に比べて、冷暖房エネルギーを30%以上削減し、初期コストの上昇を30万円以下に抑えるシステムの実用化への目処をつけることを目標とし、自然エネルギーを利用した、省エネ、全室快適、健康的な集合住宅換気空調システムの開発を行う。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 集放熱パネルの設計にデザイン面からの更なる工夫が期待されるが、集合住宅という条件の制約の中で、自然エネルギーを適切に利用し要素技術を結合した新しい全体システムを開発している点が評価される。 環境負荷低減に貢献し、省エネルギー型社会を目指す上で役立つ技術であり、実用化の段階まで研究が進められたことにより、社会的に貢献し得る成果が得られたと判断される。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 数値シミュレーション、試験、実大システムによる検証実験およびケーススタディーを組み合わせた適切な研究計画を立てており、計画通りに研究を推進している。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎概念の提案からはじまって実大試験によるシステムの有効性の確認まで行い、工学としての成果をあげており、当初の目標を十分達成している。 		
外部評価の結果	<p>総合的な評価としては非常に優れた研究であった。非常に具体的で社会的価値のある提案がなされており、1年間という短い期間で十分目標を達成し、実用性の高いレベルまで研究を進めたことを高く評価する。</p> <p><外部評価委員会委員一覧></p> <p>(平成16年2月3日、建設技術研究開発助成制度評価委員会)</p> <p>委員長 濱田 政則(早稲田大学理工学部教授)</p> <p>副委員長 友澤 史紀(日本大学理工学部教授)</p> <p>委員 池田 駿介(東京工業大学大学院理工学研究科教授)</p> <p>” 宇佐美 勉(名古屋大学大学院工学研究科教授)</p> <p>” 小谷 俊介(千葉大学工学部教授)</p> <p>” 嘉門 雅史(京都大学大学院地球環境学堂教授)</p> <p>” 神崎 正(香川大学工学部教授)</p> <p>” 小松 利光(九州大学大学院工学研究院教授)</p> <p>” 佐藤 滋(早稲田大学理工学部教授)</p> <p>” 西川 孝夫(東京都立大学大学院工学研究科教授)</p> <p>” 長谷見雄二(早稲田大学理工学部教授)</p> <p>” 服部 岑生(千葉大学大学院自然科学研究科教授)</p> <p>” 前川 宏一(東京大学大学院工学系研究科教授)</p> <p>” 森地 茂(東京大学大学院工学系研究科教授)</p> <p>” 吉野 博(東北大学大学院工学研究科教授)</p> <p>詳細については、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/index.html)に掲載</p>		

終了後の事後評価【No. 9】

研究開発課題名	室内化学物質空気汚染の事前評価と健康影響防止技術の開発	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長 北橋建治)
研究開発の概要	<p>建物室内の揮発性有機化合物などによる空気汚染の事前予測評価手法、空気汚染メカニズムとその予測手法の確立、最適濃度低減方法選択法を開発するため、空気中の化学反応メカニズム、化学物質発生量予測、要素技術による濃度低減効果などについて研究を行う。</p> <p>【研究期間 平成 14 年度 研究費総額 約 39 百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>本研究では、建物室内のホルムアルデヒド、VOC や SVOC などの揮発性有機化合物に起因する室内化学物質空気汚染の事前評価手法の確立を最終目的とする。特に、汚染質の室内空間への放散、気中での化学変化、吸着・脱着・分解現象、換気による濃度低減効果等の室内化学物質空気汚染に関わる各種要因を解明し、これらを統合することで、人体吸入を含めた汚染メカニズムを解明し、事前予測方法を確立するものである。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来測定が困難とされていた SVOC に関して新たな計測システムを提案し、測定に成功している点や、化学反応モデルや吸着、脱着モデルの提案は評価できる。実際の建築物での検証や人体への影響評価手法の確立を今後期待する。 実務に適用するにはいくつかの課題が残されているが、室内化学物質汚染問題対策に大きな貢献をすることが期待され、社会的な意義は高いと評価される。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 論理的で緻密な研究計画を立案し、研究者相互の連携を良く考慮した合理的な研究体制を構築しており、計画通りの研究が推進されたと判断される。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初目標とした最適濃度低減方法選択法や探査法の確立までには至っておらず、問題の困難さを明らかにするに留まった部分もあるが、当初設定した目標課題はほぼ達成している。 		
外部評価の結果	<p>総合的な評価としては非常に優れた研究であった。基礎レベルの研究であり、実用化にはまだ課題もあると考えられるが、室内化学物質による空気汚染に関し要因別の個別研究課題を設定し、それぞれの課題について目標とした成果を挙げており、空気汚染の予測システムの確立に貢献したと評価される。</p> <p><外部評価委員会委員一覧></p> <p>(平成 16 年 2 月 3 日、建設技術研究開発助成制度評価委員会)</p> <p>委員長 濱田 政則 (早稲田大学理工学部教授)</p> <p>副委員長 友澤 史紀 (日本大学理工学部教授)</p> <p>委員 池田 駿介 (東京工業大学大学院理工学研究科教授)</p> <p>” 宇佐美 勉 (名古屋大学大学院工学研究科教授)</p> <p>” 小谷 俊介 (千葉大学工学部教授)</p> <p>” 嘉門 雅史 (京都大学大学院地球環境学堂教授)</p> <p>” 神崎 正 (香川大学工学部教授)</p> <p>” 小松 利光 (九州大学大学院工学研究院教授)</p> <p>” 佐藤 滋 (早稲田大学理工学部教授)</p> <p>” 西川 孝夫 (東京都立大学大学院工学研究科教授)</p> <p>” 長谷見雄二 (早稲田大学理工学部教授)</p> <p>” 服部 岑生 (千葉大学大学院自然科学研究科教授)</p> <p>” 前川 宏一 (東京大学大学院工学系研究科教授)</p> <p>” 森地 茂 (東京大学大学院工学系研究科教授)</p> <p>” 吉野 博 (東北大学大学院工学研究科教授)</p> <p>詳細については、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/index.html) に掲載</p>		

終了後の事後評価【No. 10】

研究開発課題名	地上測量ゼロを可能にする航空測量機器およびソフトの研究開発	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長 北橋建治)
研究開発の概要	<p>数値地図はGISの普及に伴い、さまざまところで利用されるようになってきた。しかし、数値地図は航空写真の撮影から計測まで膨大な手作業を必要とし、費用がどうしても高くなる。また作成に何ヶ月も要する。そこで、地上測量を限りなくゼロに近づける航空測量機器およびそのソフトを開発するため、高性能光学機器、記録装置、基本計測測図化機能、画像作成機能などについて研究を行う。 【研究期間 平成14年度 研究費総額 約34百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>高解像度でダイナミックレンジの広い3次元カラーデジタル航空撮影機器を開発し、それを使用した計測、オルソ化、図化などのソフトを開発し、コストアップの最大の原因である地上測量を限りなくゼロに近づける。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器及びソフトに独自性を有し、カメラのスタビライザー、高解像度カメラの開発などに革新的な技術が認められる。実用化にあたっての応用範囲も広く、解像度、精度とも現在の世界最高水準にあることなどから、技術革新性は非常に高いと判断される。 ・応用分野が広く、災害防止、ITS等に活用される可能性が高く、社会的意義は大きい。建設技術関係でベンチャー企業活動にまで展開を拓げるテーマは少ない中で、すでにベンチャー企業を通じて技術研究開発成果を社会に還元し始めており、その意味でも社会性は高い。今後の応用性、実用性にも大いに期待できる。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空測量機器とソフトの開発計画が互いに連携しており、全体的にも具体的でかつ合理的な計画となっており、成果もあがっている点が評価できる。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定精度等の面で目標にやや届かなかった点があるが、困難な目標設定のもとで、かつ、1年間という短い研究期間の中では、当初の研究目標を十分達成している。 		
外部評価の結果	<p>総合的な評価としては非常に優れた研究であった。高精度で、かつ地上測量を必要としない航空測量技術の開発に大きく貢献したと評価される。実用化に近い段階まで技術開発が行われており、社会還元が素早く行われる素地もあり社会へのアピールも期待できるとともに、本分野の国際競争力の向上にも寄与している。</p> <p><外部評価委員会委員一覧></p> <p>(平成16年2月3日、建設技術研究開発助成制度評価委員会)</p> <p>委員長 濱田 政則(早稲田大学理工学部教授)</p> <p>副委員長 友澤 史紀(日本大学理工学部教授)</p> <p>委員 池田 駿介(東京工業大学大学院理工学研究科教授)</p> <p>” 宇佐美 勉(名古屋大学大学院工学研究科教授)</p> <p>” 小谷 俊介(千葉大学工学部教授)</p> <p>” 嘉門 雅史(京都大学大学院地球環境学堂教授)</p> <p>” 神崎 正(香川大学工学部教授)</p> <p>” 小松 利光(九州大学大学院工学研究院教授)</p> <p>” 佐藤 滋(早稲田大学理工学部教授)</p> <p>” 西川 孝夫(東京都立大学大学院工学研究科教授)</p> <p>” 長谷見雄二(早稲田大学理工学部教授)</p> <p>” 服部 岑生(千葉大学大学院自然科学研究科教授)</p> <p>” 前川 宏一(東京大学大学院工学系研究科教授)</p> <p>” 森地 茂(東京大学大学院工学系研究科教授)</p> <p>” 吉野 博(東北大学大学院工学研究科教授)</p> <p>詳細については、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/index.html)に掲載</p>		

終了後の事後評価【No. 1 1】

研究開発課題名	環境中における雨天時下水道由来のリスク因子の変容と動態	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長 北橋建治)
研究開発の概要	<p>近年、合流式下水道の雨天時越流水に伴う汚濁に関して一般の関心が高まっている。しかし、降雨のような非定常的事象に対する現場調査は容易ではなく、十分な実態調査が行われていないのが実情である。本研究では、都市域の雨水時汚濁問題に関連して、化学物質と病原微生物の発生源とそれらの受水域における環境動態を調査し、汚濁対策評価に必要となる負荷量算定やリスク評価手法を提案することにより、安全で快適な親水空間を創出することに寄与する。</p> <p>【研究期間 平成14年度 研究費総額 約47百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>都市ノンポイント汚染や雨天時合流式下水道起因の汚濁問題に関連する化学物質と健康関連微生物の、発生源と受水域における環境動態を定量的に評価する。汚濁対策評価に必要となる負荷量算定やリスク評価の手法を提供し、安全で快適な親水空間を創出することに寄与することを目指す。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合化モデルであるので、個々の研究の革新性という観点からはアピールしにくい。が、豊富な現場データの収集と分析にもとづいた解析モデルを提案しており、技術の革新に貢献している。マーカーの選択、リスクの評価法などに新規性が認められる。 ・汚染物質が増え、蓄積が顕著となっている現状で、社会性の高い研究である。研究成果は実務に活用され得ると考えられ、今後さらなるモニタリングによるデータの蓄積等により、研究成果を社会に還元することが期待される。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間だけの研究期間で、工程的に厳しいものがあつたと考えられるが、問題の所在を十分理解し適切な研究開発計画を立案している。また、民間コンサルタンツとの共同研究も高く評価される。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究遂行上、時間的な制約が厳しかったと想像されるが、多くの実験、調査により実用性の目途をつけたことが評価される。研究成果をもとにCSO汚濁の有効な解析モデルを開発しており、研究の目標は十分に達成したと判断される。 		
外部評価の結果	<p>総合的な評価としては非常に優れた研究であった。同時性、広域性をもったデータ取得により新しい知見が得られており、雨天時の下水道由来のリスク因子の動態を現場調査により明らかにし、体系化された汚濁解析手法を開発したことは高く評価される。実務への反映が非常に期待でき、社会にもアピール力がある研究と言える。</p> <p><外部評価委員会委員一覧></p> <p>(平成16年2月3日、建設技術研究開発助成制度評価委員会)</p> <p>委員長 濱田 政則(早稲田大学理工学部教授)</p> <p>副委員長 友澤 史紀(日本大学理工学部教授)</p> <p>委員 池田 駿介(東京工業大学大学院理工学研究科教授)</p> <p>” 宇佐美 勉(名古屋大学大学院工学研究科教授)</p> <p>” 小谷 俊介(千葉大学工学部教授)</p> <p>” 嘉門 雅史(京都大学大学院地球環境学堂教授)</p> <p>” 神崎 正(香川大学工学部教授)</p> <p>” 小松 利光(九州大学大学院工学研究院教授)</p> <p>” 佐藤 滋(早稲田大学理工学部教授)</p> <p>” 西川 孝夫(東京都立大学大学院工学研究科教授)</p> <p>” 長谷見雄二(早稲田大学理工学部教授)</p> <p>” 服部 岑生(千葉大学大学院自然科学研究科教授)</p> <p>” 前川 宏一(東京大学大学院工学系研究科教授)</p> <p>” 森地 茂(東京大学大学院工学系研究科教授)</p> <p>” 吉野 博(東北大学大学院工学研究科教授)</p> <p>詳細については、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/index.html) に掲載</p>		

終了後の事後評価【No. 1 2】

研究開発課題名	社会基盤施設の高精度情報化診断・寿命予測技術に関する研究開発	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長 北橋建治)
研究開発の概要	<p>社会基盤施設の高精度情報化診断・寿命予測技術を開発するため、レーザー計測装置やデジタル画像計測システム、寿命予測ハイブリッドシミュレーションシステムなどについて研究を行う。</p> <p>【研究期間 平成 14 年度 研究費総額 約 36 百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>本研究では、近年発展が著しい計測・解析法と高度な情報処理技術とを融合することにより、高精度かつ効率的な社会基盤施設の統合的診断・予測寿命を実現することを目的とする。先端的モニタリング・逆解析法、高精度寿命予測シミュレーション技術の開発と、それらを通信ネットワーク化したハイブリッド解析システムの構築によって高精度・高信頼性の診断を実現する。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しいシステムの構築を提案し、新規性も見られるが、技術革新といえるまでの成果は見あたらない。計測技術、情報処理技術及びネットワーク技術等を融合して、本研究の目標を達成しようとしていることは評価出来るものであり、更なる技術革新の可能性を期待する。 ・具体的な診断・寿命予測を可能とし、社会的に貢献し得る技術を開発するまでにはさらに地道な研究が必要と考えられるが、社会的要請の大きな課題に対して、解決できる問題と難しい問題の整理がなされた点は評価することができる。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の研究としては、研究対象要素が多岐にわたり過ぎていたきらいがある。社会基盤の施設全体との関わりを明確にするとともに、個別の要素研究と全体計画の関連を明確にすべきであったと考えられる。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いくつかの構成要素についてプロトタイプとしての一応の成果は挙げているものの、これらを有機結合して総合化することができれば一層の成果をあげることができたと考えられる。計測技術についてはその有効性の確認についての検討が不十分であるなど、実用化にはまだ解決すべき課題があると考えられる。 		
外部評価の結果	<p>総合的な評価としては優れた研究であった。要素技術の開発にそれなりの成果は認められるが、目標としていたシステムの構築が不十分であり、実用化のためには解決しなければならない課題も多い。しかし、計測技術、情報処理技術及びネットワーク技術を融合させ、社会基盤施設の総合的な診断システムの開発を目指した研究であり、今後の社会基盤施設の健全度診断の在り方を示す研究として評価できる。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成 16 年 2 月 3 日、建設技術研究開発助成制度評価委員会)</p> <p>委員長 濱田 政則 (早稲田大学理工学部教授)</p> <p>副委員長 友澤 史紀 (日本大学理工学部教授)</p> <p>委員 池田 駿介 (東京工業大学大学院理工学研究科教授)</p> <p>” 宇佐美 勉 (名古屋大学大学院工学研究科教授)</p> <p>” 小谷 俊介 (千葉大学工学部教授)</p> <p>” 嘉門 雅史 (京都大学大学院地球環境学堂教授)</p> <p>” 神崎 正 (香川大学工学部教授)</p> <p>” 小松 利光 (九州大学大学院工学研究院教授)</p> <p>” 佐藤 滋 (早稲田大学理工学部教授)</p> <p>” 西川 孝夫 (東京都立大学大学院工学研究科教授)</p> <p>” 長谷見雄二 (早稲田大学理工学部教授)</p> <p>” 服部 岑生 (千葉大学大学院自然科学研究科教授)</p> <p>” 前川 宏一 (東京大学大学院工学系研究科教授)</p> <p>” 森地 茂 (東京大学大学院工学系研究科教授)</p> <p>” 吉野 博 (東北大学大学院工学研究科教授)</p> <p>詳細については、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/index.html) に掲載</p>		

終了後の事後評価【No. 1 3】

研究開発課題名	深海モニター用小型ロボットシステムの技術開発	担当課 (担当課長名)	総合政策局技術安全課 (課長 石丸 周象)															
研究開発の概要	<p>AUV(自律型潜水艇)とROV(遠隔操縦型潜水艇)の特長を備え、かつ小型で機動性に富む深海モニター用小型ロボットシステムの実現に必要な要素技術の開発を行う。 【研究期間：平成11年度～平成14年度 研究費総額 約72百万円】</p>																	
研究開発の目的	<p>ナホトカ号事故の際の海底調査は、比較的大型のROV(遠隔操縦型潜水艇)を用いて実施されたが、船体の周辺にはROVのケーブルが絡まり、最悪の場合ROVの回収が不能となる恐れのある障害物が多数存在し、調査が極めて困難であった。そのため、沈没等の海難事故への迅速な対応には、小型で機動性に富む無人潜水調査システムが必要であることが判明した。</p> <p>本研究では、AUV(自律型潜水艇)とROVの特長を備え、かつ小型で機動性に富む深海モニター用小型ロボットシステムの実現に必要な要素技術の開発を目標とし、その成果を学術調査に利用すると共に、民間における新たな需要の喚起を目的とする。</p>																	
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>新しい深海口ロボットシステムの提案及びその実現に必要な要素技術の目標設定は適切であった。実用化に向けて、さらに解決すべき問題は残っているものの技術開発の中核的基本部分については目標を達成することが出来た。</p> <p>開発すべき要素技術の基礎的研究から装置の開発及び検証に至る手順・手法の設定は適切であった。ただし、最終年度にピークル試験機の実海域における検証ができず、研究期間が若干不足していたと考えられる。研究者数は概ね十分であり、共同研究相手先である東京大学生産技術研究所海中工学研究センターとの会合や所内における連携を取りながら、それぞれの潜在力を生かした形で明確な役割分担に基づき関係者が研究を進めた。</p> <p>本研究が対象とした3000m級の深海域で実用に耐える実機を開発するには、改めて大きなプロジェクトを立ち上げる必要があると考えられる。</p>																	
外部評価の結果	<p>今回の研究テーマは、わが国周辺海域における海難事故や事件の多発、事故調査と対応策の素早い立案が求められること等を考えると、非常に適切な研究テーマの設定である。その意味で、ユニークなシステムの提案である点は高く評価されるものの、運用シナリオの検討については、必ずしも十分でないとの印象を受けた。</p> <p>研究開発の実施方法については、新規施設(深海域再現水槽)を有効に利用して研究を進めたと考えられ、限られた資金の中で新規要素技術を開発し、ピークル試作機まで製作できたことは評価され、本研究開発の実施手段・手法は適切であったと考えられる。一方、特許登録件数が少ないと思える。研究開発では、特許取得は非常に重要な要素であり、常に視野に入れた研究開発体制が望まれる。</p> <p>有索のROVでの沈船調査では、調査に限界があることは明らかである。そのため今回開発した新しい調査ロボットを使用することによって、より詳細な沈没状況を把握でき、原因の究明、防油対策及び引揚工法の検討などに重要なデータを提供できる事になる。さらに、本ロボットの活用により海洋開発分野における観測能力の大幅な向上も期待できる。従って、要素技術の開発で終わることなく、想定環境条件である3000m水深の実用化の検証を実海域で行い、わが国独自の深海口ロボットシステムの確立を望む。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>(平成15年8月5日、平成15年度研究開発課題評価「深海モニター用小型ロボットシステムの技術開発」事後評価委員会)</p> <table border="0" data-bbox="470 1704 1305 1877"> <tr> <td>委員長</td> <td>水町 守志</td> <td>芝浦工業大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>萩原 清子</td> <td>東京都立大学教授</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>門元 之朗</td> <td>三井造船 船舶・艦艇事業本部 技術開発部長</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>川上 治男</td> <td>深田サルベージ建設株式会社 東京副支社長</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>鈴木 英之</td> <td>東京大学教授</td> </tr> </table> <p>詳細については、総合政策局技術安全課ホームページ (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/tec/index_.html)に掲載</p>			委員長	水町 守志	芝浦工業大学教授	委員	萩原 清子	東京都立大学教授	"	門元 之朗	三井造船 船舶・艦艇事業本部 技術開発部長	"	川上 治男	深田サルベージ建設株式会社 東京副支社長	"	鈴木 英之	東京大学教授
委員長	水町 守志	芝浦工業大学教授																
委員	萩原 清子	東京都立大学教授																
"	門元 之朗	三井造船 船舶・艦艇事業本部 技術開発部長																
"	川上 治男	深田サルベージ建設株式会社 東京副支社長																
"	鈴木 英之	東京大学教授																

終了後の事後評価【No. 14】

研究開発課題名	大気汚染・騒音・振動の発生源・沿道環境対策技術	担当課 (担当課長名)	道路局国道・防災課 (課長 中島 威夫)																						
研究開発の概要	道路交通によって引き起こされる諸問題（大気汚染、騒音、振動）に対する発生源及び沿道環境対策技術に関する研究開発を行うものである。 【研究期間：平成10年度～平成14年度 研究費総額 約 1,070百万円】																								
研究開発の目的	大気汚染の発生源・沿道環境対策技術：沿道の大気環境保全のため、ア)浮遊粒子状物質(SPM)の浄化技術、イ)低濃度脱硝技術の開発、ウ)低公害車の開発、また、地球温暖化対策のCO ₂ 排出削減効果の定量的把握のため、エ)CO ₂ 削減の予測評価技術の開発を行う。 騒音の発生源・沿道環境対策技術：沿道騒音低減の発生源対策として、オ)タイヤ路面騒音対策技術、カ)排水性舗装の騒音低減効果機能の維持回復手法の研究、キ)多孔質弾性舗装の開発、また、騒音伝播時における対策として、ク)騒音低減効果の高い新型遮音壁の開発を行う。 振動の発生源・沿道環境対策技術：振動の発生源対策として、ケ)動的な輪荷重を低減するサスペンションの開発、振動抑制策として、コ)振動制御に効果的で耐久性に優れたジョイント・舗装技術の開発を行う。																								
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<必要性> 大都市を中心とした大気汚染訴訟、幹線道路沿道での騒音環境基準の超過、道路周辺からの振動苦情など沿道環境についての社会的要請が大きい中、沿道環境保全のための対策技術を開発し、効果を定量的に把握したことは有意義であった。 <効率性> 官単独、学官・民官共同と内容に応じた役割分担を実施したことにより、それぞれの特徴を最大限に活かすことができた。 <有効性> ア)のSPMの予測手法の確立とPM2.5の測定方法による相違点の整理、ウ)の低公害車導入による大気環境改善効果予測モデルの確立、エ)のCO ₂ 排出量予測手法の確立について評価できるが、ア)の微生物によるSPM浄化技術の実用化、イ)の脱硝技術による沿道環境の改善効果の予測手法、ウ)のI ₁ 材料-製造も含む総排出量からの低公害車のあり方、エ)の環境負荷の小さい交通体系のあり方については、不十分な点がある。 オ)の低騒音タイヤの普及の目安、カ)の二層式排水性舗装の減音効果確認とコストの解明、キ)の多孔質弾性舗装の性能、ク)の新型遮音壁の商品化について評価できるが、カ)の二層式排水性舗装の維持管理手法の確立や持続性、キ)の多孔質弾性舗装の実用化については課題が残っている。 ケ)のサスペンションを標準化した高架道路の振動特性の評価、コ)の振動抑制に優れたジョイント・舗装のマニュアル作成は評価できるが、ケ)のサスペンションの開発テーマの継続については一考を要する。 目標の達成度 個別研究テーマ毎に実施した4段階評価(S、A、B、C)の結果は次のとおり。 <table border="1" data-bbox="544 1491 1390 1581"> <tr> <td>個別研究テーマ</td> <td>ア)</td> <td>イ)</td> <td>ウ)</td> <td>エ)</td> <td>オ)</td> <td>カ)</td> <td>キ)</td> <td>ク)</td> <td>ケ)</td> <td>コ)</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>S</td> <td>B</td> <td>A</td> </tr> </table> (S：目標達成し社会貢献大、A：概ね目標達成、B：一定の成果、C：成果なし)			個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	エ)	オ)	カ)	キ)	ク)	ケ)	コ)	評価	B	B	A	B	A	B	B	S	B	A
個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	エ)	オ)	カ)	キ)	ク)	ケ)	コ)															
評価	B	B	A	B	A	B	B	S	B	A															
外部評価の結果	<上記に加え全般にわたっての意見等> 研究テーマ全般にわたって目的になかった設定であったと思われる。 今後も対策技術の整備を続け、さらに全体を考慮しつつ政策、構想、計画・設計にそれらを生かすべく、個別対策技術の役割・程度・位置付けを明確にし、広く理解を得、普及のために努力をしてほしい。 (平成15年7月4日、道路新技術会議、委員長：中村英夫武蔵工業大学教授) <外部評価委員会委員一覧> (大気汚染・騒音・振動の発生源・沿道環境対策技術分科会) ・柿市 勝重 (社)日本環境アセスメント協会元理事 ・岡 古 住友化学工業㈱レスポンシブルケア室環境・安全部長 ・桑原 一 横河電機㈱経営企画本部MK室部長 詳細については(http://www.mlit.go.jp/road/road/new5/index.html)に掲載																								

終了後の事後評価【No. 15】

研究開発課題名	自然環境の保全・修復技術	担当課 (担当課長名)	道路局国道・防災課 (課長 中島 威夫)												
研究開発の概要	道路事業が自然環境に与える影響の低減技術に関する研究及び生物生息空間の回復・形成技術に関する研究を行うものである。 【研究期間：平成10年度～平成14年度 研究費総額 約 530百万円】														
研究開発の目的	貴重な自然環境の存在する地域における道路の計画・設計・施工方法の技術基準の策定、普及：貴重な自然環境を保全、向上させるため、ア)生態系に対する影響の解明、イ)生態系の調査方法の策定、ウ)道路計画・設計・施工方法の技術指針の策定を行う。 生態系の保全・修復技術の開発：生態系を保全、修復するため、I)影響の回避・低減技術の開発、オ)地形改変箇所の植生復元・代償技術の開発を行う。														
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p><必要性> 生物多様性保全是国家戦略として示された重要な施策であり、また国民の自然へのふれあいのニーズも高まってきていることから、道路建設においても自然環境保全の必要性は高いものとなってきており、社会的要請が高い。</p> <p><効率性> 生物の生育・生息などの生態に関する基礎的なデータ収集には、大学・財団法人・地方整備局などのそれぞれ適切な機関に研究委託するとともに、のり面の自然復元手法の開発では民間企業と共同研究するなど、役割分担が適切であった。</p> <p><有効性> ア)の自然環境への影響に配慮した凍結防止剤の散布方法、ほ乳類の分断影響・地下水変化の植生への影響、イ)の生態系を多様性、特異性、機能性などの指標を用いた評価、希少猛禽類のオオタカの生態と行動特性の解明、衛星データとGISを活用した生態情報活用システムの開発について評価できるが、ア)の飼育個体による猛禽類の音に対する反応、ウ)の道路計画・設計・施工方法の技術指針の策定については、不十分な点がある。 I)の動物種毎に選好性の高い道路横断施設の構造及び道路横断施設の周辺土地利用と利用する動物種との関係を明らかにした調査結果、軽量盛土工法による地形改変量低減とコスト低減効果を明らかにしたことは評価できる。オ)の表土を利用したのり面緑化工法は特にニーズが高いものであり早急な技術開発が期待される。</p> <p>目標の達成度 個別研究テーマ毎に実施した4段階評価（S、A、B、C）の結果は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="507 1290 1018 1373"> <thead> <tr> <th>個別研究テーマ</th> <th>ア)</th> <th>イ)</th> <th>ウ)</th> <th>I)</th> <th>オ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>（S：目標達成し社会貢献大、A：概ね目標達成、B：一定の成果、C：成果なし）</p>			個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	I)	オ)	評価	A	A	B	A	B
個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	I)	オ)										
評価	A	A	B	A	B										
外部評価の結果	<p><上記に加え全般にわたっての意見等> 未知性と不確実性が特徴ともいわれている生物を対象として、再現性のある調査・試験を積み上げてきたことは高く評価できる。 生物の保全に関する研究は、短期間で有用な結果が得られるものではないので、長期的に取り組んでいく必要があることから、今後も引き続き研究開発を継続していくことが望まれる。 （平成15年7月4日、道路新技術会議、委員長：中村英夫武蔵工業大学教授）</p> <p><外部評価委員会委員一覧> （自然環境の保全・修復技術分科会） ・ 亀山 章 東京農工大学農学部教授 ・ 柿市 勝重 (社)日本環境アセスメント協会元理事 ・ 辻 博和 (株)大林組東京本社土木技術本部環境技術部技術長 詳細については (http://www.ml.it.go.jp/road/road/new5/index.html) に掲載</p>														

終了後の事後評価【No. 16】

研究開発課題名	情報提供と運転補助により事故防止を図る走行支援道路システム（AHS）の開発	担当課 （担当課長名）	道路局国道・防災課 （課長 中島 威夫）										
研究開発の概要	IT（情報技術）を活用し、道路と車両が連携することにより、ドライバーのヒューマンエラーに係る事故直前対策を行い、走行時の安全性の向上に関する研究を行うものである。 【研究期間：平成10年度～平成14年度 研究費総額 約 11,080百万円】												
研究開発の目的	・IT技術によりドライバーに対して、情報提供機能、警報機能、操作支援機能を提供し、ドライバーがひきおこしている事故の発生そのものを抑制し走行時の安全性を向上させるため、 ア)単路系システムの開発、イ)交差点系システムの開発、ウ)要素技術開発、エ)ITSプラットフォームの開発を行う。												
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p><必要性> Active Safetyとしての事故直前対策に着目していることは適切である。高齢運転者対策、また事故の過半数を占める交差点近傍の事故に対して、路車間協調による事故防止対策を検討したことも妥当であり、社会的な要請に対して必要性の高い研究を行ったと評価する。また、海外の関連技術開発、通信、画像処理などの関連要素技術の開発動向も適切に踏まえた研究であったと判定する。</p> <p><効率性> 国土交通省とAHS研究組合を中心とした研究の役割分担、ASVとの連携や外部評価委員会などを配置した全体の研究組織は妥当である。ITFVHA、アメリカとのITS Joint Research Programなど、海外との情報交換、共同研究も積極的に行われてきた。今後の課題としては高齢者のニーズを取り入れた研究開発の体制づくりが望まれる。</p> <p><有効性> ア)の単路系システムの開発、ウ)の道路状況把握センサー、路面状況把握センサー、路車間通信、レーンマーカーなどの要素技術の開発、エ)のAHSシステムアーキテクチャーの構築、道路通信標準の構築、SIPAの開発などITS研究開発のプラットフォーム技術の開発について評価できるが、イ)の交差点系システムについては、実環境下で発生する事象についての予想・予測など、研究を進めていく上でのイメージが不足しているように思える。</p> <p>目標の達成度 個別研究テーマ毎に実施した4段階評価（S、A、B、C）の結果は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="544 1283 987 1368"> <tr> <td>個別研究テーマ</td> <td>ア)</td> <td>イ)</td> <td>ウ)</td> <td>エ)</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table> <p>（S：目標達成し社会貢献大、A：概ね目標達成、B：一定の成果、C：成果なし）</p>			個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	エ)	評価	A	B	A	A
個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	エ)									
評価	A	B	A	A									
外部評価の結果	<p><上記に加え全般にわたっての意見等> 本研究では事故直前対策として、単路系と交差点系の情報提供による警告システムの開発が主体であったが、今後のAHS-cへの緩やかな移行を考えると、運転者の反応時間や不注意を補完する車両制御が組み込まれるので、より一層ASVとの緊密な連携が望まれる。交差点系のシステムについては路車間の機能分担の再調整が必要と認識されており、この調整に際してもASVとの連携によるシステムデザインが必要である。異なった組織間の連携を効果的に行うため、これまで培われてきた連携のノウハウを継承していく仕組みも、今後の各種連携研究に応用されたい。</p> <p>（平成15年7月4日、道路新技術会議、委員長：中村英夫武蔵工業大学教授）</p> <p><外部評価委員会委員一覧> （情報提供と運転補助により事故防止を図る走行支援道路システム（AHS）の開発分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川嶋 弘尚 慶應義塾大学理工学部教授 ・岩井 珠恵 株式会社クリエイティブフォーラム代表取締役 ・桑原 雅夫 東京大学国際・産学協同研究センター教授 <p>詳細については（http://www.mlit.go.jp/road/road/new5/index.html）に掲載</p>												

終了後の事後評価【No. 17】

研究開発課題名	地域性を考慮した地震動の評価および次世代耐震設計技術	担当課 (担当課長名)	道路局国道・防災課 (課長 中島 威夫)												
研究開発の概要	活断層から生じる地震動推定法及び道路構造物の合理的な耐震設計法・耐震補強法の開発を行うものである。 【研究期間：平成10年度～平成14年度 研究費総額 約 880百万円】														
研究開発の目的	活断層を直接的に考慮した地震動の評価法および設計地震動の設定手法の開発：道路の耐震安全性を確保する上で最も基本となる活断層の評価や活断層から生じる地震動の推定を行うため、ア)歴史地震及び活断層を考慮したハザードマップの作成手法の開発、イ)断層を直接的に考慮した設計地震動の設定手法の開発を行う。 道路構造物の合理的耐震設計技術の開発：建設コストの縮減や効率的な社会資本整備の観点から、合理的かつ確実に耐震安全性を確保するため、ウ)性能に基づく道路橋の耐震設計法の開発、エ)道路橋の耐震設計・耐震補強の合理化・高度化、オ)変形を考慮した土工構造物の耐震設計法の開発を行う。														
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p><必要性> 兵庫県南部地震のような活断層による内陸直下型地震や東海地震のような海洋性巨大地震による危険性が国民の大きな関心となっており、活断層を直接考慮して地震動を評価すると同時に、こうした強烈な地震動に対する耐震技術の開発は社会的要請の高い研究である。研究途中に発生したトルコ地震や台湾地震により、地震動だけでなく断層変位の影響も著しいことが明らかになり、このような情勢の変化についても適切に研究に取り入れられている。</p> <p><効率性> 委員会を組織して外部委員の情報や意見を取り入れることのできるシステムの活用、民間との共同研究、大学に対する公募型委託研究の実施、及び実証実験の実施等による効率的な研究が推進された。</p> <p><有効性> ア)の歴史地震及び活断層を考慮したハザードマップの作成手法の開発、イ)の断層を直接的に考慮した設計地震動の設定手法の開発は高く評価できる。研究の実用化の観点から、近い将来に設計基準類にこれらの成果が反映されることを望みたい。 ウ)の性能に基づく道路橋の耐震設計法の開発、エ)の道路橋の耐震設計・耐震補強の合理化・高度化、オ)の変形を考慮した土工構造物の耐震設計法の開発は高く評価できる。なお、オ)については、共同溝指針等の設計基準類等を通じて設計に活用し、また、解放基盤面における設計地震動は耐震設計において重要な設計条件であり、設計基準類を通じて活用していく必要がある。 目標の達成度 個別研究テーマ毎に実施した4段階評価(S、A、B、C)の結果は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="507 1429 1018 1514"> <tr> <td>個別研究テーマ</td> <td>ア)</td> <td>イ)</td> <td>ウ)</td> <td>エ)</td> <td>オ)</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>S</td> <td>A</td> <td>S</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table> <p>(S：目標達成し社会貢献大、A：概ね目標達成、B：一定の成果、C：成果なし)</p>			個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	エ)	オ)	評価	S	A	S	A	A
個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	エ)	オ)										
評価	S	A	S	A	A										
外部評価の結果	<p><上記に加え全般にわたっての意見等> 阪神淡路大震災直後の緊急対応から数年が経過し、現在、中長期的視野に立って耐震性に優れた社会基盤構築を創成する技術開発が求められるステージに入っており、当該研究は時機を得た研究テーマの設定を与えている。災害に対する技術的対応や開発は平時において地味であるが、社会が継続して払わなければならない事項である。この間に台湾地で発生した最近の地震被害の教訓から、研究内容も柔軟に耐震工学の求める所に対応している。道路施設を主たる対象としたものであるが、関連分野や学術とも、ほぼ適切に技術動向を踏まえている。 (平成15年7月4日、道路新技術会議、委員長：中村英夫武蔵工業大学教授) <外部評価委員会委員一覧> (地域性を考慮した地震動の評価および次世代耐震設計技術分科会) ・川島 一彦 東京工業大学理工学研究科教授 ・浜田 友康 鹿島建設(株)土木設計本部設計技術部グループ長 ・前川 宏一 東京大学大学院工学系研究科教授 詳細については (http://www.mlit.go.jp/road/road/new5/index.html) に掲載</p>														

終了後の事後評価【No. 18】

研究開発課題名	岩盤・斜面崩壊のリスクマネジメント技術	担当課 (担当課長名)	道路局国道・防災課 (課長 中島 威夫)																						
研究開発の概要	岩盤・斜面の内部構造調査、安定度評価技術の開発、斜面防災管理の効率化、高度化技術の開発、斜面表層崩壊、岩盤崩壊のモニタリング技術の開発、及び合理的なリスク評価・マネジメント技術の開発を行うものである。 【研究期間：平成10年度～平成14年度 研究費総額 約 590百万円】																								
研究開発の目的	岩盤・斜面の内部構造調査、安定度評価技術の開発：岩盤や斜面の崩壊に伴う道路災害発生危険箇所を効率よく抽出するため、ア)斜面安定度調査の効率化・簡素化技術の開発、イ)岩盤内部構造の探査方法の開発、ウ)GIS活用技術(安定度評価技術)の開発を行う。 斜面防災管理を効率化、高度化する技術の開発：斜面防災管理業務を効率化、高度化するため、エ)GIS活用技術(斜面防災管理の合理化)の開発、オ)事前通行規制手法の高度化、カ)道路利用者や地域との連携手法他ソフト対策の検討、キ)日常管理の高度化の開発を行う。 斜面表層崩壊、岩盤崩壊のモニタリング技術の開発：モニタリングにより崩壊を検知、予知するため、ク)斜面表層崩壊のモニタリング手法の確立、ケ)岩盤崩壊のモニタリング技術の開発を行う。 合理的なリスク評価・マネジメント技術の開発：防災対策の合理的な選定や対策優先順位決定のため、コ)合理的なリスク評価・マネジメント技術の開発を行う。																								
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<必要性> 岩盤斜面の安定性を把握するための危険箇所抽出方法や岩盤計測手法等が明らかにされていなかったことから、岩盤斜面の調査・計測・評価技術の開発は、社会的・経済的要請を踏まえた有意義な研究である。 <効率性> 官単独で実施、産業界との共同研究、大学等との連携といった、内容に応じた役割分担により、それぞれの特徴を出すことができた。また、多数にわたるそれぞれの研究において(1)全体像、(2)各研究の全体における位置づけ、(3)各研究間の前後の関係づけ、などを明確に体系づけながら研究した点は高く評価できる。 <有効性> ア)の簡易貫入試験によるNc値及び飽和度による表土層せん断強度の推定手法の開発、イ)の崩壊の素因となる岩盤中の亀裂分布と亀裂間の連続性・ゆるみの範囲を推定するエアートレーサーによる手法の開発、ウ)の崩壊に關与する素因諸要素の実態を現地で取得する方法から、それらをもとに崩壊や土石流出へと至るメカニズムの解明のモデル化と安定度評価については評価できるが、ウ)の誘因が変動することによる動的なリアルタイムでの危険度評価については未完である。 オ)の実効雨量法の提案、キ)の防災カルテのデータベース支援システムの開発については評価できるが、エ)の斜面防災管理の合理化は課題が多く、カ)の地域防災協力体制の整備、地域の防災意識の高揚については地域性や災害特性など一律な対応が困難である。 ク)の降雨浸透モニタリング手法の開発、光ファイバセンサを用いた斜面広域監視システムの開発、ケ)岩盤崩壊のモニタリング要領(案)の作成及び公表は評価できる。 コ)の岩盤・斜面崩壊によるリスク評価とそれにもとづくマネジメント技術の開発は異分野での評価手法を的確に導入しており、評価できる。 目標の達成度 個別研究テーマ毎に実施した4段階評価(S、A、B、C)の結果は次のとおり。 <table border="1" data-bbox="459 1509 1305 1592"> <tr> <td>個別研究テーマ</td> <td>ア)</td> <td>イ)</td> <td>ウ)</td> <td>エ)</td> <td>オ)</td> <td>カ)</td> <td>キ)</td> <td>ク)</td> <td>ケ)</td> <td>コ)</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>A</td> <td>S</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>S</td> <td>A</td> </tr> </table> (S：目標達成し社会貢献大、A：概ね目標達成、B：一定の成果、C：成果なし)			個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	エ)	オ)	カ)	キ)	ク)	ケ)	コ)	評価	A	S	A	B	A	B	A	A	S	A
個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	エ)	オ)	カ)	キ)	ク)	ケ)	コ)															
評価	A	S	A	B	A	B	A	A	S	A															
外部評価の結果	<上記に加え全般にわたっての意見等> 今回の研究開発テーマの中で目標まで到達しているものでも、今後現場での実用試験や実証を必要とするものが多い。新しく研究開発される技術は、現場で実用に供されることによって、使い勝手やより望ましい精度、よりレベルの高い手法などが新たに見出され、それらをふまえて改善を加えることによって進歩していくものである。この分野では今後、このような「現場での実践・実証」を意識的に実施していくことが望まれる。 (平成15年7月4日、道路新技術会議、委員長：中村英夫武蔵工業大学教授) <外部評価委員会委員一覧> (岩盤・斜面崩壊のリスクマネジメント技術分科会) ・今村 遼平 アジア航測技術センター ・桑原 一 横河電機株式会社経営企画本部MK室部長 ・小俣 新重郎 日本工営株式会社コンサルタント国内事業本部技師長 詳細については(http://www.mlit.go.jp/road/road/new5/index.html)に掲載																								

終了後の事後評価【No. 19】

研究開発課題名	車両の大型化に対応した橋梁・舗装技術及びトンネル断面拡大技術	担当課 (担当課長名)	道路局国道・防災課 (課長 中島 威夫)												
研究開発の概要	橋梁の大型化対応技術、トンネル断面拡大技術、及び理論的舗装構造設計法の開発を行うものである。 【研究期間：平成 10 年度～平成 14 年度 研究費総額 約 360 百万円】														
研究開発の目的	橋梁の大型化対応技術の開発：車両大型化に対応するため、ア)高耐久性床版及び既設床版の補強工法の開発、イ)エアサスペンションの動的影響評価、ウ)WIM システムによる活荷重実態調査を行う。 トンネル断面拡大技術の開発：車両大型化、交通量の増大に対応するため、I)トンネル断面拡大技術の開発を行う。 理論的舗装構造設計法の開発：様々な交通条件、気象条件に対応するため、オ)理論的舗装構造設計法の開発を行う。														
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p><必要性> 車両の影響を直接受ける床版の耐久性及び橋梁の保全と両立可能な車重の緩和策は、橋梁における車両大型化の影響、対策を考える上で基本的かつ重要な課題である。 トンネルの断面拡大技術の合理化及びそのコスト縮減は、車両大型化、交通量の増大、トンネル老朽化などの社会的要請に応えるための喫緊の課題である。 わが国の舗装設計法は経験的設計法であり、今後、新材料、新工法に対応するため、理論設計法の必要性は高い。</p> <p><効率性> 橋梁の大型化対応技術については、国総研の施設を有効に利用すると共に民との連携が図られており効率的であったが、トンネル断面拡大技術については、官単独であり学との連携があれば更なる効率化が期待できた。理論的舗装構造設計法の開発については、五箇年計画後半は学との連携もとれ委員会等も正常に機能していた。</p> <p><有効性> ア)の国総研の移動輪荷重実験装置を使った耐久性能評価試験法の提案は高く評価できるが、イ)のエアサスペンションの動的影響評価、ウ)の WIM システムによる活荷重実態調査については一層の努力を期待する。 I)の設計・施工指針(案) 施工マニュアル(案)を提案できたことは評価できるが、今後早い時期に現場での実証実験の実施を通じ、開発技術の検証と更なる技術改善に努めることが肝要である。 オ)の理論的舗装構造設計法については最終的な設計法提案には至らなかったが、舗装供用性調査結果のデータベース化は評価できる。国総研、土研が主体的に行う業務と、民間や学会と共同で行うべき研究とを区別して効率化を図る必要がある。</p> <p>目標の達成度 個別研究テーマ毎に実施した4段階評価(S、A、B、C)の結果は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="507 1503 1082 1585"> <tr> <td>個別研究テーマ</td> <td>ア)</td> <td>イ)</td> <td>ウ)</td> <td>I)</td> <td>オ)</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>S</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>A～B</td> <td>B</td> </tr> </table> <p>(S：目標達成し社会貢献大、A：概ね目標達成、B：一定の成果、C：成果なし)</p>			個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	I)	オ)	評価	S	B	B	A～B	B
個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	I)	オ)										
評価	S	B	B	A～B	B										
外部評価の結果	<p>(平成 15 年 7 月 4 日、道路新技術会議、委員長：中村英夫武蔵工業大学教授)</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (車両の大型化に対応した橋梁・舗装技術およびトンネルの断面拡大技術分科会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水谷 敏則 (財)先端建設技術センター専務理事 ・藤野 陽三 東京大学大学院工学系研究科教授 ・丸山 暉彦 長岡技術科学大学工学部教授 <p>詳細については (http://www.mlit.go.jp/road/road/new5/index.html) に掲載</p>														

終了後の事後評価【No. 20】

研究開発課題名	都市間・都市内輸送の連携を強化した物流システムの開発	担当課 (担当課長名)	道路局国道・防災課 (課長 中島 威夫)																
研究開発の概要	物流交通の効率化に関する研究及び新物流システムの開発に関する研究を行うものである。 【研究期間：平成10年度～平成14年度 研究費総額 約 80百万円】																		
研究開発の目的	<p>物流交通の効率化に関する研究：道路管理者のための物流交通対策ガイドラインに反映するため、ア)物流の現状把握と対策メニューの検討、イ)物流拠点の整備運用に関する検討、ウ)都市内物流の効率化策に関する検討、エ)都市内物流対策の評価に関する研究、オ)ガイドラインの作成を行う。</p> <p>新物流システムの開発に関する研究：新物流システム構築のためのシステムを提案するため、カ)システムの機能・方式に関する検討、キ)システムの適応性に関する検討を行う。</p>																		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p><必要性></p> <ul style="list-style-type: none"> 物流の問題は、人の交通に比べて明らかに研究が遅れてきた分野であり、時間をかけて取組む必要がある。 道路計画・都市計画を進めていく上で、より効率的な物流システムが求められており、道路技術開発の重要なテーマである。 特に情報・通信技術の発達によりロジスティクスの高度化が急速に進んでおり、その技術変化に先導的に対応していくためには、物流システムの開発が必要である。 <p><効率性></p> <ul style="list-style-type: none"> 国総研といくつかの大学とで研究を分担し、効率のよい研究体制を目指している点は評価できる。 「物流交通の効率化」のテーマについては、個々のサブテーマを研究するだけでなく、サブテーマ間の関連性や整合性などについて道路計画・都市計画の立場から総合的に議論する必要がある。 データの不足・研究蓄積の薄さ・方法論や分析手法が定式化されていない等により、他研究テーマと比較して効率が低いことはある程度避けられない。 <p><有効性></p> <p>ア)の物流企業の行動メカニズムのモデル化を目指した点や物流対策メニューを整理した事は評価できるが、今後はマクロスケール・メソスケールでも物流の現状を把握していくべきである。イ)の物流拠点の整備運用、ウ)の都市内物流の効率化策、エ)都市内物流対策の評価、オ)ガイドラインの作成については不十分な点がある。</p> <p>カ)のシステムの機能・方式、キ)のシステムの適用性については、今後も引き続き研究が必要である。</p> <p>目標の達成度 個別研究テーマ毎に実施した4段階評価(S、A、B、C)の結果は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="544 1429 1214 1514"> <thead> <tr> <th>個別研究テーマ</th> <th>ア)</th> <th>イ)</th> <th>ウ)</th> <th>エ)</th> <th>オ)</th> <th>カ)</th> <th>キ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>(S：目標達成し社会貢献大、A：概ね目標達成、B：一定の成果、C：成果なし)</p>			個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	エ)	オ)	カ)	キ)	評価	A	B	B	B	B	B	B
個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	エ)	オ)	カ)	キ)												
評価	A	B	B	B	B	B	B												
外部評価の結果	<p><上記に加え全般にわたっての意見等></p> <p>物流システムの開発研究はまだ萌芽的段階であり、物流の効率化が達成できるようなシステムの提案を直ちに期待することはできず、他の分野と異なる尺度で評価する必要がある。 (平成15年7月4日、道路新技術会議、委員長：中村英夫武蔵工業大学教授)</p> <p><外部評価委員会委員一覧></p> <p>(都市間・都市内輸送の連携を強化した物流システムの開発分科会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高橋 洋二 東京商船大学商船学部教授 川嶋 弘尚 慶應義塾大学理工学部教授 <p>詳細については (http://www.mlit.go.jp/road/road/new5/index.html) に掲載</p>																		

終了後の事後評価【No. 21】

研究開発課題名	交通需要マネジメント（TDM）施策の具体化技術	担当課 （担当課長名）	道路局国道・防災課 （課長 中島 威夫）																		
研究開発の概要	TDM手法の開発及びマルチモーダル手法の開発を行うものである。 【研究期間：平成10年度～平成14年度 研究費総額 約 230百万円】																				
研究開発の目的	TDM手法の開発：TDM施策のプロセスを構築するため、ア)事例情報の収集・分析・DB構築、イ)普及上の問題点と対応策の整理、ウ)交通需要予測手法と実施効果の評価手法の開発、エ)ガイドラインの作成を行う。 マルチモーダル手法の開発：各種交通機関の連携強化を目指すため、オ)公共交通の利便性向上の促進策の提案、カ)交通結節点の評価手法の開発、キ)自転車走行環境の整備手法の開発、ク)交通調査の効率化に関する開発を行う。																				
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p><必要性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・TDMの各地での事例収集および課題の整理、TDMの効果予測のための研究、公共交通機関の利便性向上策など、いずれも「行政としての」問題意識が明確であり、必要性の高い研究であると評価する。 ・道路管理者等に提示するガイドラインの作成に問題を限定するだけでなく、今後も継続的に技術開発を進めるべきである。 <p><効率性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・単に大学に研究委託を行うだけでは、必ずしも効率的であるとは考えにくく、行政の視点・事業の視点などを取り入れられる研究方法を模索すべきであり、研究の中途段階における委託先大学との緊密な意見交換の方法、委託成果を実務的な観点で取りまとめる体制作りなどが必要である。 <p><有効性></p> <p>ア)のTDM事例集の刊行とTDM実施事例データベースの公開については評価できるが、ア)では事例が抱える問題点について関係者からのコメント収集、イ)では対象がP&Rに特化されているが、TDM全般に視野を広げて特に受容性について検討すること、ウ)では実務的観点からの手法一般化が必要である。またエ)のガイドラインの作成は不十分である。</p> <p>オ)の利便性の評価指標の提案、キ)の自転車の利用空間の現状把握、自転車の走行特性の把握とガイドライン(案)への反映、ク)のプロープ車両の社会実験を通じたデータ特性の把握は評価できるが、オ)では促進策の提案に運行管理、料金体系、さらに自動車抑制策など、より一層視野を広げること、カ)では結節点の拠点機能、ランドマーク機能にも焦点を当て、より広い視点の分析を行うこと、ク)ではプロープデータによる交通調査の効率化の道筋を示すことが必要である。</p> <p>目標の達成度 個別研究テーマ毎に実施した4段階評価（S、A、B、C）の結果は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="507 1429 1214 1514"> <thead> <tr> <th>個別研究テーマ</th> <th>ア)</th> <th>イ)</th> <th>ウ)</th> <th>エ)</th> <th>オ)</th> <th>カ)</th> <th>キ)</th> <th>ク)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>（S：目標達成し社会貢献大、A：概ね目標達成、B：一定の成果、C：成果なし）</p>			個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	エ)	オ)	カ)	キ)	ク)	評価	A	B	C	B	B	B	A	B
個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	エ)	オ)	カ)	キ)	ク)													
評価	A	B	C	B	B	B	A	B													
外部評価の結果	<p><上記に加え全般にわたっての意見等></p> <p>交通政策のなかで、TDMがますます重要な位置を占めるようになってくると考えるが、当面急がれているガイドラインの作成は単に最初の1歩にすぎないことを銘記すべきである。 （平成15年7月4日、道路新技術会議、委員長：中村英夫武蔵工業大学教授）</p> <p><外部評価委員会委員一覧></p> <p>（交通需要マネジメント（TDM）施策の具体化技術）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桑原 雅夫 東京大学国際・産学共同研究センター教授 ・鈴木 秀章 東京都環境局自動車公害対策部交通量対策課長 ・高橋 洋二 東京商船大学商船学部教授 <p>詳細については (http://www.mlit.go.jp/road/road/new5/index.html) に掲載</p>																				

終了の事後評価【No. 22】

研究開発課題名	未利用エネルギーの活用等による環境に優しい雪寒対策技術	担当課 (担当課長名)	道路局国道・防災課 (課長 中島 威夫)										
研究開発の概要	未利用エネルギーを活用した道路消融雪システム、環境に優しい凍結防止剤及び散布方法、路面状況の把握技術・予測手法、冬期道路管理水準のあり方に関する技術開発を行うものである。 【研究期間：平成10年度～平成14年度 研究費総額 約 230百万円】												
研究開発の目的	安全で円滑な冬期道路交通を確保するため、未利用エネルギーを活用した道路消融雪システムの開発を行う。 環境に優しい凍結防止剤の開発及び散布方法の確立を行う。 路面状況の把握技術・予測手法の開発を行う。 冬期道路管理水準のあり方の検討を行う。												
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p><必要性> 都市部の雪問題は深刻であり、低コストで環境にやさしい融雪施設が望まれており、蓄熱槽はその有力な手段と考えられる。 塩化ナトリウムによる道路構造物や生態系等に対する影響を長期的影響も含めて調査すべきである。 路線全体にわたる線的路面状況の把握は、薬剤散布時期や量の決定等にとって不可欠な手法であり、その予測手法を確立する必要性は高い。 冬期道路管理水準のあり方については、すでに欧米では管理水準が定められていることから、現場の実況を的確につかみ、地道な研究と実用化への早急な試行が必要である。</p> <p><効率性> 一部大学との連携がみられた点は評価できるが、実用可能性を意識して気象協会、自動車、通信等民間との連携も行う等、実施体制の強化が必要であった。</p> <p><有効性> 散水消雪や流雪溝など他の消融雪施設と比較すれば、本方法の方が優れている可能性はあり、検討の価値は十分にある。 室内試験結果から実道への効果を評価する方法は、まだ未完成である。 現場の路面状況の把握技術に努力すべきで不十分である。 国土交通省道路局、国総研、土研が連携して、現場での試行と評価を積み上げられるような体制を整理し、公的機関がリーダーシップを発揮して進めるべきプロジェクト研究と位置付け、の技術開発を考え合わせ、研究費を重点的に配分するとともに、公募などによって、幅広く研究参加者を求めるべきである。</p> <p>目標の達成度 個別研究テーマ毎に実施した4段階評価（S、A、B、C）の結果は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="544 1435 987 1518"> <tr> <td>個別研究テーマ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> </table> <p>（S：目標達成し社会貢献大、A：概ね目標達成、B：一定の成果、C：成果なし）</p>			個別研究テーマ					評価	B	C	B	B
個別研究テーマ													
評価	B	C	B	B									
外部評価の結果	<p><上記に加え全般にわたっての意見等> 民間にできることは民間に任せ、道路管理に直接かかわる問題、あるいは大規模な実験装置を必要とするものなど、土木研究所でなくてはできない問題を選択すべきであろう。 (平成15年7月4日、道路新技術会議、委員長：中村英夫武蔵工業大学教授)</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (未利用エネルギーの活用等による環境に優しい雪寒対策技術) ・酒井 孝 株式会社建設環境研究所顧問 ・丸山 暉彦 長岡技術科学大学工学部教授 ・森崎 和裕 松下電器産業株式会社パナソニックシステムソリューションズ社 技術本部開発センター コア技術開発グループ マネージャー 詳細については (http://www.mlit.go.jp/road/road/new5/index.html) に掲載</p>												

終了後の事後評価【No. 2 3】

研究開発課題名	舗装・橋梁の長寿命化とライフサイクルコスト（LCC）を最小化するためのマネジメント技術	担当課 （担当課長名）	道路局国道・防災課 （課長 中島 威夫）																						
研究開発の概要	橋梁のLCC最小化、舗装、各種道路用コンクリート構造物の長寿命化技術に関する技術開発を行うものである。 【研究期間：平成10年度～平成14年度 研究費総額 約 340百万円】																								
研究開発の目的	橋梁のLCC最小化：道路資産のLCC最小化のため、ア)コンクリート橋のLCC最小化のための指針作成、イ)新設橋に適用する電気防食手法と効果の検討、ウ)鋼橋の疲労耐久性に係る基準作成、エ)橋梁基礎に係る基準作成、オ)鋼構造物の診断技術の提示を行う。 舗装：カ)舗装マネジメントシステムの開発、キ)舗装の長期耐久性を考慮した道路土工の性能規定を行う。 各種道路用コンクリート構造物の長寿命化技術：ク)トンネル覆工設計法の合理化、ケ)トンネルクラック評価手法の提案、コ)断面補修の評価手法の提案を行う。																								
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p><必要性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化社会の到来と緩やかな経済成長を前提とする社会の維持に対して不可欠な技術的課題に取り組むものであり、極めて社会的必要性の高いものと評価される。今後とも継続的かつ組織的に技術体系を整備していかなければならない課題の一つである。 <p><効率性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の体制と役割分担は適切であった。維持管理に関する個別技術とマネジメント技術に関する提案は、学協会からも研究期間の中で複数行われ、道路事業に限定することなく、社会基盤に責任を持つ事業主体個々も検討を行っている。これらと技術的知見の交流、情報交換が今後一層図られることが望まれる。 ・また、本研究において、地方整備局の管理者や管理事務所とつながった体制で行えたことは非常に重要な点であり、大学民間等の他研究組織ではできない体制を有効に活用できている。 <p><有効性></p> <p>ア)の塩害劣化情報を統計処理に耐え得る範囲までに収集分析し、基準類に反映できたこと、イ)の電気防食のコスト低減と相まって、この工法を推進する環境作り(指針等)が作成されたこと、ウ)の超音波探傷検査の展開と検査コスト、エネルギーの低減、エ)のマイクロパイル工法のわが国における実用化の目処がたち、使用できる体制ができたことは評価できるが、オ)の各種センサー、モニタリングシステムは技術動向の理解を深めて次につなげて欲しい。</p> <p>カ)とキ)の具体的にLCCを計算できる方法を提示したこと自体が評価される。</p> <p>ク)の発生パターンの分析から入ったことは正解であるが、ケ)のトンネルライニングの力学理論に基づいた設計法については既往のものから進展した技術項目を明確にすることが必要と思われる。</p> <p>目標の達成度</p> <p>個別研究テーマ毎に実施した4段階評価（S、A、B、C）の結果は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="480 1397 1331 1480"> <thead> <tr> <th>個別研究テーマ</th> <th>ア)</th> <th>イ)</th> <th>ウ)</th> <th>エ)</th> <th>オ)</th> <th>カ)</th> <th>キ)</th> <th>ク)</th> <th>ケ)</th> <th>コ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table> <p>（S：目標達成し社会貢献大、A：概ね目標達成、B：一定の成果、C：成果なし）</p>			個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	エ)	オ)	カ)	キ)	ク)	ケ)	コ)	評価	A	A	A	A	B	A	A	B	B	A
個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	エ)	オ)	カ)	キ)	ク)	ケ)	コ)															
評価	A	A	A	A	B	A	A	B	B	A															
外部評価の結果	<p><上記に加え全般にわたっての意見等></p> <p>研究課題はいずれも重いものであり、費用もかなり必要なはずである。この必要な経費が「新道路技術五年計画」において申請・計上でき、交付されるのが健全な姿と思われる。 （平成15年7月4日、道路新技術会議、委員長：中村英夫武蔵工業大学教授）</p> <p><外部評価委員会委員一覧></p> <p>（舗装・橋梁の長寿命化とライフサイクルコスト（LCC）を最小化するためのマネジメント技術）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藤野 陽三 東京大学大学院工学系研究科教授 ・阿部 允 株式会社BMC代表取締役 ・前川 宏一 東京大学大学院工学系研究科教授 <p>詳細については (http://www.mlit.go.jp/road/road/new5/index.html) に掲載</p>																								

終了後の事後評価【No. 24】

研究開発課題名	地域特性を生かした効率的な道路計画・設計技術	担当課 (担当課長名)	道路局国道・防災課 (課長 中島 威夫)												
研究開発の概要	交通実態を反映する道路構造、空間機能を確保した道路幾何構造、高齢者・障害者に配慮した道路構造に関する技術開発を行うものである。 【研究期間：平成10年度～平成14年度 研究費総額 約 190百万円】														
研究開発の目的	交通実態を反映する道路構造：道路の地域特性や交通状況を踏まえ、安全性や円滑性を確保しつつ経済性を向上させるために、ア)乗用車専用道路の構造基準及び交通運用検討、イ)1車線道路の新整備手法の検討、ウ)交通容量低下への対応策検討を行う。 空間機能を確保した道路幾何構造：市街地形成機能や防災空間機能・環境空間機能・収用空間機能等の要求に応えるために、エ)空間機能を考慮した道路設計マニュアルの作成を行う。 高齢者・障害者に配慮した道路構造：オ)高齢者・障害者の利用を考慮した歩行者空間・交差点等設計手法の提案を行う。														
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p><必要性> 従来の道路構造令等による全国画一的な道路構造等から一步踏み出して地域性・経済性等に配慮した構造基準策定、既存社会ストックの改良と活用の観点から高速道路の交通容量の向上対策、ユニバーサルデザインの思想に基づく高齢者・障害者に配慮した道路構造計画等が挙げられており、現在の社会的要請を踏まえた必要な研究と評価される。</p> <p><効率性> 研究体制は、一部で自治体(県)や日本道路公団等との協力体制で実施しているが、大部分は本省(道路局)との連携に基づいており、又 必要に応じて学識経験者を含めた研究会を活用するなど、構造基準案等を策定するための実施体制としては妥当と判断する。</p> <p><有効性> ア)の「乗用車専用道路に関する技術基準(案)」の策定、イ)の「1.5車線の道路整備の進め方について(案)」の策定と現在各地での実用化に向けての検討、ウ)の「高規格幹線道路の追い越し車線付2車線構造試設計基準案」を策定し高規格幹線道路に完成2車線というローカルルールを適用する可能性を示したことについて評価。 エ)の「自動車から独立した歩行者・自転車の通行確保」他による道路構造令の一部改正は評価できるが、アクセスコントロールに関しては、必要性を改めて確認し、基準化に向けてさらに具体的な取り組みが必要である。 オ)の「高齢者等を考慮した歩行者空間の計画設計法」については、通達、政令の改正、道路構造令の一部改正、ガイドラインの作成等多くの成果があり評価できるが、「高齢ドライバーに配慮した交差点等設計手法」はハードのみの対応には限界があると考える。</p> <p>目標の達成度 個別研究テーマ毎に実施した4段階評価(S、A、B、C)の結果は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="544 1429 1054 1514"> <thead> <tr> <th>個別研究テーマ</th> <th>ア)</th> <th>イ)</th> <th>ウ)</th> <th>エ)</th> <th>オ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table> <p>(S：目標達成し社会貢献大、A：概ね目標達成、B：一定の成果、C：成果なし)</p>			個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	エ)	オ)	評価	A	A	A	B	A
個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	エ)	オ)										
評価	A	A	A	B	A										
外部評価の結果	<p><上記に加え全般にわたっての意見等> 全般的に良いテーマであり、それぞれに成果が上がっているが、本五箇年間は技術基準を策定し、それを踏まえた試設計レベルで止まっている。できれば現場でパイロット的に建設がなされ社会一般にアピールできる研究があればもっと良かった。</p> <p>(平成15年7月4日、道路新技術会議、委員長：中村英夫武蔵工業大学教授)</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (地域特性を生かした効率的な道路計画・設計技術) ・菊地 良範 パシフィックコンサルタンツ株式会社交通技術本部保全システム部長 ・今村 遼平 アジア航測株式会社技術顧問</p> <p>詳細については(http://www.mlit.go.jp/road/road/new5/index.html)に掲載</p>														

終了後の事後評価【No. 25】

研究開発課題名	地域の連携と交流を促進する新交通軸形成技術	担当課 (担当課長名)	道路局国道・防災課 (課長 中島 威夫)																				
研究開発の概要	経済効果の予測評価手法、新交通軸形成に必須の橋梁、トンネルに関する技術開発を行うものである。 【研究期間：平成10年度～平成14年度 研究費総額 約 450百万円】																						
研究開発の目的	経済効果の予測評価手法：わが国の長期的将来を展望したア)経済効果の予測・評価システムの提案を行う。 橋梁：超長大橋等の建設コスト縮減と工期短縮のために、イ)超長大橋下部構造の設計、施工技術の開発、ロ)超長大橋上部構造の設計、施工技術の開発、ハ)超長大橋の耐震設計技術の開発、ニ)超長大橋の耐風設計技術の開発、ヘ)浮体橋の設計技術の開発、ホ)薄層橋面舗装の開発を行う。 トンネル：ク)トンネルボ・リングマシンを用いたトンネルの設計方法の開発を行う。																						
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p><必要性> 現在、日本全国をカバーする道路計画や海峡横断道路等の大規模プロジェクトは、経済的な「重荷」とみられ、関連する技術開発の本格的な推進も困難となっているが、研究開発の中止あるいは延期は、蓄積した技術の衰退や技術の伝承における損失が大きいことに留意すべきである。</p> <p><効率性> 役割分担や共同研究、あるいは委託研究等については、それぞれの分野で先端的な研究活動を行っている大学や民間機関との共同研究、あるいは情報交換等を行っており、その意味でも効率的な研究を実施しているものと評価できる。</p> <p><有効性> ア)の予測評価システムは、具体的に予測と実績との比較を行い、その結果を踏まえたフォローアップ(軌道修正)を試みることにより、よりよいシステムとなる。 イ)のツインタワー基礎、ロ)のグレーチング床版の実施工、ハ)の地震時変位照査法の提案、ニ)の耐風設計指針(案)や耐風設計基準等への反映、ヘ)の設計橋梁での施工は評価できるが、イ)の海中・海底の施工技術の開発について、施工時かつ異常時の風、波浪、潮流等に対する安全性・施工性の調査・検討、ロ)の路面凍結時におけるグレーチング床版の車両走行性の調査、カ)の浮体橋について、常時のみならず異常時も含めた曲線や多角形の道路線形、桁とアンカーに対する設計上の検討、キ)の薄層橋面舗装について、施工上限度のある鋼床版上面の平坦性にマッチさせる検討が必要である。 ク)の支持パターン-(H/D)図のサンプル数を増やして信頼性を高めるべきである。</p> <p>目標の達成度 個別研究テーマ毎に実施した4段階評価(S、A、B、C)の結果は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="549 1258 1433 1361"> <thead> <tr> <th>個別研究テーマ</th> <th>ア)</th> <th>イ)</th> <th>ロ)</th> <th>ハ)</th> <th>ニ)</th> <th>ヘ)</th> <th>カ)</th> <th>キ)</th> <th>ク)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>AまたはB</td> <td>AまたはB</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>AまたはB</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>(S：目標達成し社会貢献大、A：概ね目標達成、B：一定の成果、C：成果なし)</p>			個別研究テーマ	ア)	イ)	ロ)	ハ)	ニ)	ヘ)	カ)	キ)	ク)	評価	B	B	AまたはB	AまたはB	A	B	AまたはB	B	B
個別研究テーマ	ア)	イ)	ロ)	ハ)	ニ)	ヘ)	カ)	キ)	ク)														
評価	B	B	AまたはB	AまたはB	A	B	AまたはB	B	B														
外部評価の結果	<p><上記に加え全般にわたっての意見等> 経済社会情勢の変化や大プロジェクトに対する人々の見方や考え方の変化に応じて道路計画や当該プロジェクトを再検討し、関連技術の開発方針・開発方法も軌道修正すべきであろう。 (平成15年7月4日、道路新技術会議、委員長：中村英夫武蔵工業大学教授)</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (地域の連携と交流を促進する新交通軸形成技術) ・井原 健雄 北九州市立大学経済学部教授 ・下瀬 健雄 石川島播磨重工業株式会社物流・鉄構事業本部技術顧問 ・御手洗 良夫 (株)熊谷組土木部トンネル技術部長 詳細については(http://www.mlit.go.jp/road/road/new5/index.html)に掲載</p>																						

終了後の事後評価【No. 26】

研究開発課題名	道路政策を評価するシステムの開発	担当課 (担当課長名)	道路局国道・防災課 (課長 中島 威夫)																		
研究開発の概要	国民ニーズ・満足度の把握・反映に関する手法の開発、費用便益分析・評価指標等の事業評価手法の開発、施策に関する総合的な評価システムの開発に関する技術開発を行うものである。 【研究期間：平成10年度～平成14年度 研究費総額 約210百万円】																				
研究開発の目的	国民ニーズ・満足度の把握・反映に関する手法の開発：国民のニーズ、満足度の把握、反映に関する手法の開発と効率的な事業執行を行うため、ア)道路事業における顧客満足度の評価手法の開発、イ)道路事業におけるパブリックインボルブメント(PI)の検討を行う。 費用便益分析・評価指標等の事業評価手法の開発：効果的・効率的な施策展開や事業執行を行うため、ウ)費用便益分析における費用算定手法の改良、エ)物流コストのB/Cへの反映手法の検討、オ)道路事業による交通事故削減効果推計手法の検討、カ)環境保全施設等の経済評価手法の開発を行う。 施策に関する総合的な評価システムの開発：道路施策を評価するため、キ)施策マニュアルの総合的な枠組みの検討、ク)交通事故対策の効率的立案手法の構築を行う。																				
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p><必要性> 道路に関する社会の要請が変化の中で、「道路政策を評価するシステムの開発」は、重要な研究である。</p> <p><効率性> ・交通事故対策のようにテーマをしばって実効性のあるわかりやすい検討が必要である。 ・研究の過程は民間の利用等、効率的に行われているが、実証データの収集などに手法や対象の偏りを感じる。また、実用化に対する研究者のイメージが乏しいように感じる。</p> <p><有効性> ア)はニーズのとらえ方などに偏りを感じる。イ)は現場での活用に質のばらつきが生じないように、PI実施についての具体的な手法研究が必要である。 ウ)は公定法や標準法をつくるという目的意識を持つこと、エ)は全交通を体系的、総合的に検討すること、オ)は事故の分析について、事故一般ではなくセグメント化しての分析、カ)は評価手法の優先度を検討できるプロセスを示すことが必要である。 キ)は施策の重みつけの考え方を示すこと、ク)は平成15年度の試行によって、早急にマニュアルを確立することが必要である。</p> <p>目標の達成度 個別研究テーマ毎に実施した4段階評価(S、A、B、C)の結果は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="544 1330 1246 1408"> <thead> <tr> <th>個別研究テーマ</th> <th>ア)</th> <th>イ)</th> <th>ウ)</th> <th>エ)</th> <th>オ)</th> <th>カ)</th> <th>キ)</th> <th>ク)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>C</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table> <p>(S：目標達成し社会貢献大、A：概ね目標達成、B：一定の成果、C：成果なし)</p>			個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	エ)	オ)	カ)	キ)	ク)	評価	B	A	B	C	B	C	C	A
個別研究テーマ	ア)	イ)	ウ)	エ)	オ)	カ)	キ)	ク)													
評価	B	A	B	C	B	C	C	A													
外部評価の結果	<p><上記に加え全般にわたっての意見等> 隣接する政策領域の成果、特に研究機関の成果は、参照しながら研究を進めるべきである。具体的に現地に即して検討をする必要があるが、研究時間が少なすぎるのではないか。 (平成15年7月4日、道路新技術会議、委員長：中村英夫武蔵工業大学教授)</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (道路政策を評価するシステムの開発) ・岩井 珠恵 株式会社クリエイティブフォーラム代表取締役 ・酒井 孝 株式会社建設環境研究所顧問 ・鈴木 秀章 東京都環境局自動車公害対策部交通量対策課長 詳細については(http://www.mlit.go.jp/road/road/new5/index.html)に掲載</p>																				

終了後の事後評価【No. 27】

研究開発課題名	メガフロート情報基地機能実証実験	担当課 (担当課長名)	海事局技術課 (課長 井上 彰一郎)
研究開発の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浮体の動揺を低減するための波エネルギー吸収装置の開発及び実証 ・ 浮体を長期間安全に利用するための長期的な健全性を予測診断するシステムの開発及び実証 <p>【研究期間：平成13年度～平成14年度 研究費総額 約1,890百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>免震性や大都市からのアクセスの容易性等の情報バックアップ基地として最適な基本性能を有するメガフロートを活用し、IT化の急速な進展に伴い発生する情報バックアップ需要に対応するため、メガフロートの情報基地機能としての実証実験を行い、低廉かつ高信頼の情報バックアップ基地の可能性を確認することを目的とする。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>本研究開発において実証を行った長期健全性予測診断システム及び波エネルギー吸収装置については、十分な性能が確認され、目標は達成出来たと言える。</p> <p>波エネルギー吸収装置については、実証実験の結果、30%の動揺低減効果が確認され、上載精密機器に対し、より良い環境を低廉に提供することが可能となることが判明した。</p> <p>長期健全性予測診断システムについては、長期にわたる浮体構造物の安全度・危険度を予測・診断する手法が確立され、より高い安全性・信頼性の確保が可能となった。これにより、設計費用及び保守・整備費用の削減効果が期待できる。</p> <p>本研究開発においては、十分な成果が得られており、本研究開発の実施方法・体制は妥当であった。</p> <p>上記開発成果を用いることにより、メガフロートを活用して、より低廉かつ高信頼の情報バックアップ基地の実現が可能となったと言えることから、本研究開発は妥当であった。</p>		
外部評価の結果	<p>メガフロートの早期実用化が期待される中、本研究の必要性は研究開始時よりも一段と高まっており、長期健全性予測システム等の成果については、今後のメガフロートの展開に大きく貢献するものとして高く評価できる。</p> <p>また、研究は効率的に実施されているが、より一般的、普遍的な成果を得るためには研究期間を延長するなどもっと大きな規模の研究プロジェクトとして実施することが適当であったと考えられる。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>(平成15年7月15日、海事局研究開発評価委員会)</p> <p>委員長 影本 浩 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授</p> <p>委員 今津 隼馬 東京商船大学情報システム設計工学講座教授</p> <p>〃 太田 一紀 (社)日本造船工業会技術委員会委員長</p> <p>〃 太田 和博 専修大学商学部教授</p> <p>〃 鎌田 実 東京大学大学院工学系研究科産業機械工学専攻教授</p> <p>〃 嶋田 武夫 (社)日本造船研究協会研究委員会委員長</p> <p>〃 白山 晋 東京大学人工物工学研究センターデジタル価値工学部門助教授</p> <p>〃 中泉 拓也 東学院大学経済学部経済学科専任講師</p> <p>〃 中島 基善 (社)日本船用工業会技術開発戦略検討小委員会委員長</p> <p>〃 古野 千秋 日本テレビ放送網株式会社編成局チーフディレクター</p>		

終了後の事後評価【No. 28】

研究開発課題名	海底地殻活動の長期観測技術に関する研究	担当課 (担当課長名)	海上保安庁海洋情報部 技術・国際課海洋研究室 (室長 西沢邦和)
研究開発の概要	<p>海洋情報部では、地震震源域の活動評価に資することを目的として、海底地殻変動の観測と観測手法の高度化の研究を行っている。海底地殻変動の観測は、音響信号を用いて、数局の海底基準局間の距離を長期にわたり、精密に繰り返し測定することで可能であるが、この実現のためには、音波の伝搬速度に影響を与える、水温、塩分、圧力の変動の影響評価と補正方法の開発を行う必要がある。本研究においては、海底基準局間の基線長が5kmの場合において、個々の計測の標準的なばらつきが大きさが5cm以下の精度を達成し、長期にわたる観測が実現可能な計測手法を確立する。</p> <p>【研究期間：平成12年度～平成14年度 研究費総額 約18百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>日本周辺海域において、海底における音響測距による海底地殻変動観測の精度の向上と長期観測を実現するための技術開発を目的とする。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>本研究により、将来、海底の巨大地震の発生が危惧される地域において、プレート収束にともなう地震エネルギー蓄積の実態をモニターする観測ネットワーク構築の技術開発に大きく貢献すると期待される。(必要性)</p> <p>音響測距のための基線長を5kmにした場合の精度については、実用的な水準には至らないものの、海底間直接音響測距の観測手法がほぼ確立されたことから、基線長を1～2kmとすれば、実用的な精度が得られることが確認された。また、本研究の実施方法として、海洋物理観測に研究の重点を置いて実施したことにより、水温、塩分の変化等の海洋変動の影響が予想以上に大きいことが判明した。(有効性)</p> <p>海上保安庁は、水中音響技術を用いた音速度等の海中の諸測定を行っていることから、本研究に必要な能力を備えており、また、海底地殻変動観測業務を行っていることから、本研究の成果を、今後の防災対策に反映できる。(効率性)</p>		
外部評価の結果	<p>海洋情報部研究評価委員会において、「海底地殻変動のモニタリングは研究課題として重要で社会的にも要請が高く、地球科学の第一級のテーマである。海底地殻変動を実際に測るべき場所で長期観測を行って、海洋変動等の問題を定量的に評価し、着実な研究の進め方で一定成果をもたらした点は大変高く評価できる」、「実用的には1～2cmの計測精度が望まれるので、5kmの基線長においては、まだ実用的な水準には至らなかったが、1～2kmの基線長では、実用的な成果は出せると思う」などのコメントがあり、「目標とする成果が得られた」とされた。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成15年12月24日、海洋情報部研究評価委員会)</p> <p>委員長 平 啓介(日本学術振興会幹事)</p> <p>委員 笠原 順三(東京大学地震研究所教授)</p> <p>委員 竹内 倶佳(電気通信大学名誉教授)</p> <p>委員 徳山 英一(東京大学海洋研究所教授)</p> <p>委員 藤本 博巳(東北大学大学院理学研究科教授)</p>		

終了後の事後評価【No. 29】

研究開発課題名	GPS連続観測による上下地殻変動検出手法開発に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土地理院 地理地殻活動研究センター (センター長 海津 優)
研究開発の概要	<p>GPS連続観測データを用いて、全国の上下方向の地殻変動の進行状況を解明する手法を開発する。GPSによる上下成分の座標値は様々な誤差要因により真の地殻変動情報を抽出することが困難であるが、これらの誤差要因の性質を明らかにし、可能な限り正確な上下地殻変動情報を取り出す手法を開発する。</p> <p>【研究期間：平成12年度～平成14年度 研究費総額 9.3百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>我が国で進行している地殻変動の全体像の把握、地震や火山活動に対する防災面への貢献、地球環境の変動のモニタリング手法の高度化に資する。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>地殻変動データの一つであるGPS連続観測結果の上下変動成分はこれまで誤差が大きいとされ、利用されてこなかったが、本研究はGPSの上下変動の信頼性を確立し、積極的にGPSの上下変動結果を利用することで、テクトニクス等の研究に新たな展開をもたらす可能性を開いた。本課題は地球科学の発展に貢献するものであり、課題の設定は時宜を得たものであった。(必要性の観点から分析)</p> <p>この研究では、当初の目標をほぼ達成し、GPS上下変動の有用性を実証することができた。国土地理院内外の関連する研究を触発する効果ももたらしつつある。実際に、最近の地震学会や測地学会においてGPSの上下変動に着目した類似の研究発表数が増加している。(有効性の観点から分析)</p> <p>実施は一人の研究者が単独で行ったが、新たな観測を行うものではなく、既存の観測結果を様々な観点から自由な発想で解析するもので、個人の自由な発想こそが新たな研究を端緒を切り開くものであり、今後の発展が期待できる大きな成果が得られ効果的であった。(効率性の観点から分析)</p>		
外部評価の結果	<p>十分な成果が得られており、GPSでは精度が出ないと思われた上下変動の研究で、非常に有意義な結果が出ている。(平成15年11月28日、国土地理院研究評価委員会)</p> <p><外部評価委員会委員一覧></p> <p>委員長 高木 幹雄(芝浦工業大学大学院工学研究科教授)</p> <p>委員 巖 網林(慶應義塾大学環境情報学部助教授)</p> <p>” 大野 邦夫(ドコモ・システムズ(株)テクニカルセンター主席技師)</p> <p>” 大森 博雄(東京大学大学院新領域創成科学研究科教授)</p> <p>” 笠原 稔(北海道大学大学院理学研究科附属地震火山研究観測センター教授)</p> <p>” 河野 宣之(国立天文台地球回転研究系教授)</p> <p>” 中村 浩美(科学ジャーナリスト)</p> <p>” 細村 宰(東京電機大学理工学部教授)</p> <p>” 山岡 耕春(名古屋大学大学院環境学研究科附属地震火山・防災研究センター教授)</p> <p>詳細については、国土地理院ホームページ (http://www.gsi.go.jp/REPORT/HYOKA/hyoka15-2.html) に掲載</p>		

終了後の事後評価【No. 30】

<p>研究開発課題名</p>	<p>宮城県沖想定震源域におけるプレート間カップリングの時間変化推定に関する研究</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>国土地理院 地理地殻活動研究センター (センター長 海津 優)</p>
<p>研究開発の概要</p>	<p>宮城県沖想定震源域周辺の地殻活動データを収集し、地形・重力・地下構造を考慮し、地震準備期間のエネルギー蓄積状態を過去から現在まで定量的に推定し、地震前の前駆的な期間に期待される変動の空間分布、その時間変化のパターンを見積もる事により、GPS地殻変動観測データ等のような変化に特に注目して監視すべきかについての知見を得る。 【研究期間：平成14年度 研究費総額 10百万円】</p>		
<p>研究開発の目的</p>	<p>宮城県沖想定震源域における地震準備過程の解析を実施し宮城県沖地震の地震サイクルの過程を詳細に解明し、宮城県沖地震の前駆的な現象まで含めた予想、解析を行い、来るべき宮城県沖地震の防災計画に貢献することを目的とする。</p>		
<p>必要性、効率性、有効性等の観点からの評価</p>	<p>本研究は国民の要請である将来の宮城県沖地震災害の防災、減災に貢献する研究課題である。このためにはプレート間状態推定の高精度化が不可欠であり、有限要素法を用いた逆解析手法の開発、時間変化を取り入れた解析方法の確立、地殻変動データの集積、現実的なモデル作成を行い、それぞれ本予算の中で妥当に設定された目標として十分な実施成果をあげることができた。(必要性の観点からの分析)</p> <p>三次元構造を取り入れたプレート間状態推定では、今後の発展性が期待されるプログラム開発が行われ、宮城県沖地域に関しては三次元地下構造の影響がそれ程大きくないことが示された。また時間変化を含めたプレート間状態の推定プログラムは宮城県沖以外の東海地方、房総半島、伊豆諸島地方等のGPS連続観測データに使用され大きな成果を挙げている。(有効性の観点からの分析)</p> <p>地殻変動研究室長、主任研究員、重点研究支援協力員が担当する体制によりディスカッションや意見交換を適宜行いながら効率的に研究が実施された。解析プログラムは、これまで国土地理院が開発してきた、各種地殻変動解析プログラムを基礎として、既存の有限要素法のコードも利用しながら開発されたため、通常のソフトウェア開発に比べて開発費が効率的に使用されている。(効率性の観点からの分析)</p>		
<p>外部評価の結果</p>	<p>評価が低いという意味ではなく、1年間の研究としては目標が高過ぎたため、部分的な成果が得られたとの評価にとどまった。基本的な問題を取り上げたことは非常に良かった。今後も基礎研究として続けられたい。(平成15年11月28日、国土地理院研究評価委員会)</p> <p><外部評価委員会委員一覧></p> <p>委員長 高木 幹雄(芝浦工業大学大学院工学研究科教授)</p> <p>委員 巖 網林(慶應義塾大学環境情報学部助教授)</p> <p>” 大野 邦夫(ドコモ・システムズ(株)テクニカルセンター主席技師)</p> <p>” 大森 博雄(東京大学大学院新領域創成科学研究科教授)</p> <p>” 笠原 稔(北海道大学大学院理学研究科附属地震火山研究観測センター教授)</p> <p>” 河野 宣之(国立天文台地球回転研究系教授)</p> <p>” 中村 浩美(科学ジャーナリスト)</p> <p>” 細村 宰(東京電機大学理工学部教授)</p> <p>” 山岡 耕春(名古屋大学大学院環境学研究科附属地震火山・防災研究センター教授)</p> <p>詳細については、国土地理院ホームページ (http://www.gsi.go.jp/REPORT/HYOKA/hyoka15-2.html)に掲載</p>		